

松戸市政の概要

令和6年度（2024年度）

松戸市議会事務局

目 次

第 1 章 市 勢

第 1 節	位置と沿革	1
1.	位置と性格	1
2.	沿 革	2
3.	地 勢	7
第 2 節	人 口	8
1.	人口の推移	8
2.	人口の動態	10
3.	人口の構成	11
第 3 節	そ の 他	13
1.	都市宣言	13
(1)	安全都市宣言	13
(2)	世界平和都市宣言	13
(3)	松戸市民憲章	13
(4)	人権尊重都市宣言	13
(5)	松戸みどりの市民憲章	14
2.	市の木・市の花・市の鳥	14
3.	姉妹都市の提携	16
4.	名誉市民	17
5.	市民栄誉賞	17

第 2 章 議 会

第 1 節	議会の概要	19
第 2 節	議会の構成	19
1.	組 織	19
2.	議 員	20
(1)	議員名簿	20
(2)	党・会派別議員数	21
(3)	年齢別・当選回数別議員数	21
(4)	平均年齢	21
3.	常任委員会及び議会運営委員会	22
4.	各種会議	22
(1)	広報委員会	22
(2)	全員協議会	22
第 3 節	議会の活動状況	23
1.	本 会 議	23
(1)	活動状況	23
ア	市長提出議案	23
イ	議員提出議案	23
ウ	請願・陳情受理及び処理状況	24
(2)	傍聴状況	24
2.	委 員 会	24
(1)	常任委員会	24
(2)	議会運営委員会	25

	(3) 特別委員会	25
	3. 各種会議	25
	4. 議会基本条例	25
	5. 特別委員会の設置状況	26
第 4 節	議 会 棟	27
	1. 構造・規模	27
第 5 節	予 算	27
	1. 予算総額	27
第 6 節	報酬・費用弁償	27
	1. 報 酬	27
	2. 費用弁償	27
	3. 行政視察旅費	27
第 7 節	議会事務局	28
	1. 組織・機構	28
	2. 刊 行 物	28
	3. 議会図書室	28
第 3 章 総 務		
第 1 節	組織・機構	29
	1. 組 織 図	29
	2. 職 員 数	34
	3. 特別職の報酬・給料	35
第 2 節	委員会及び委員	36
	1. 教育委員会	36
	2. 選挙管理委員会	37
	3. 監査委員	38
	4. 公平委員会	38
	5. 農業委員会	38
	6. 固定資産評価審査委員会	38
第 3 節	事務改善	39
	1. 情報化の推進	39
	2. 電算化の変遷	39
第 4 節	情報公開	41
	1. 情報公開制度の概要	41
	(1) 制度を実施する機関	41
	(2) 開示請求できる公文書	41
	(3) 開示請求ができる方	41
	(4) 制度を利用する方の責務	41
	(5) 開示されない公文書	41
	(6) 決定に不服がある場合	42
	(7) 請求から開示まで	42
	(8) 費 用	42
	2. 公文書公開の実施状況	43
	3. 審議会等の会議公開制度	44
	(1) 対象となる審議会等	44
	(2) 会議の原則公開	44
	(3) 会議の非公開の決定	44

	(4) 会議開催の周知	44
	(5) 会議録等の閲覧	44
	(6) 会議の傍聴	44
第 5 節	男女共同参画	45
	1. 男女共同参画センターのあゆみ	45
	2. 令和5年度事業	45
	(1) 松戸市男女共同参画推進会議	45
	(2) 松戸市男女共同参画推進協議会	45
	(3) 男女共同参画週間記念講演会	46
	(4) ゆうまつどフェスタ2023	46
	(5) 開催講座等	46
	(6) 居場所事業	48
	(7) 国・県等の事業参加支援	48
	(8) 情報の提供	48
	(9) まつど女性就労・両立支援相談	49
	(10) こころの相談	49
	3. 施設の概要	49
第 6 節	災害対策	50
	1. 防災体制の充実	50
	2. 松戸市地域防災計画	50
	3. 防災意識の周知	50
	4. 自主防災組織の育成	50
	5. 自主防災組織補助金制度	51
	(1) 目的	51
	(2) 補助金交付の対象	51
	(3) 補助金交付の額	51
	(4) 補助対象防災資器材	51
	6. 松戸市防災行政用無線局の設置	52
	7. 気象情報収集	52
	8. 災害用備蓄資器材等の整備	53
	9. 災害用備蓄倉庫の整備	53
	10. 援 護	53
	(1) 災害見舞金制度（市）	53
	(2) 災害弔慰金及び災害援護資金貸付制度（国）	54
第 4 章 総合政策		
第 1 節	松戸市総合計画	55
	1. 総合計画策定の前提	55
	(1) 総合計画策定の趣旨	55
	(2) 計画の性格	55
	(3) 計画の構成と期間	55
	(4) 計画の特色	56
	2. 本市の現状及び分析と課題	56
	(1) 本市の現状	56
	(2) 現状の分析と課題	57
	3. 将来ビジョン	59
	(1) 市の強みと将来への可能性	59
	(2) 将来人口の展望	59

	(3) 財政の見通し	60
	(4) 都市づくりの考え方	61
	(5) 地域についての考え方	61
	(6) 将来都市像と6つの基本目標	62
第 2 節	すぐやる課	75
	1. 設置理由	75
	2. すぐやる課事務概要	75
	3. 職員構成	75
	4. 予算措置	75
	5. 委託業務	75
	6. 年度別種別受理及び処理件数	76
	(1) 年度別要望受理件数及び処理状況内訳	76
	(2) 種別別要望受理件数及び処理状況	77
第 3 節	広 報	78
	1. 広報活動	78
	(1) 刊 行 物	78
	(2) ホームページ	78
	(3) 電子モニター	78
	(4) ソーシャルメディア	78
	(5) シティプロモーション	78
	2. 広 聴	79
	3. 松戸市公益通報処理ガイドライン	79
	4. 市民相談	80
第 5 章 財 務		
第 1 節	市庁舎の概要	87
	1. 本 庁	87
	2. 支 所	87
第 2 節	予算の概要	88
第 3 節	一般会計	89
	1. 歳 入	89
	2. 歳 出	90
	3. 歳入・歳出における人口1人当たりの額	91
	(1) 歳 入	91
	(2) 歳 出	91
	4. 性質別歳出の財源充当状況	92
	5. 自主財源と依存財源	93
第 4 節	予算・決算の推移	94
	1. 一般会計	94
	2. 特別会計	95
第 5 節	決算の状況	96
	1. 一般会計決算状況	96
	2. 財政指標等（普通会計決算）	96
	3. 財政健全化判断比率	97
	4. 資金不足比率	97
第 6 節	行財政改革の推進	102

第 7 節	市 税	103
	1. 令和 6 年度税収見込	103
	2. 市税の推移	104
	3. 課税標準額の段階別納税義務者数	105
	4. 税 率	106
第 6 章	市 民	
第 1 節	戸籍・住民基本台帳	107
	1. 本籍・人口・世帯数	107
	2. 人口動態	107
	3. 戸籍届出事件数	108
	4. 住民基本台帳事務取扱件数	109
	5. 各種証明事務取扱件数	109
	6. 外国人住民国籍別人口	109
第 2 節	交通安全	110
	1. 交通事故の発生状況	110
	2. 安全施設設置状況	110
	3. 防 犯	110
	(1) 松戸市内の刑法犯認知件数の推移	110
	(2) 松戸市内の罪種別刑法犯認知件数	111
	(3) 防犯灯設置費補助金状況（町会設置）	111
	(4) 防犯灯維持管理費補助金交付状況	112
第 3 節	市民センター・市民交流会館	113
	1. 市民センター	113
	(1) 設置状況	113
	(2) 利用状況	115
	2. 市民交流会館	117
	(1) 概 要	117
	(2) 施設情報	117
	(3) 利用状況	118
第 4 節	ユーカーリ交通公園	119
	1. 概 要	119
	2. 月別利用状況	119
第 5 節	地域代表者制度	120
	1. 概 要	120
	2. 地区意見交換会	120
第 6 節	人権施策	121
	1. 概 要	121
	2. 施策の推進	121
第 7 節	協働のまちづくり	123
	1. 協働のまちづくり条例	123
	2. 松戸市協働推進計画	123
	3. 市民活動助成制度	124
	4. 協働事業提案制度	124
	5. 協働のまちづくり基金	124
	6. 松戸市協働のまちづくり協議会	125
	7. まつど市民活動サポートセンター	125

第 7 章 経済振興

第 1 節	商 工 業	127
	1. 商 業	127
	2. 工 業	132
第 2 節	労 政	135
	1. 雇用対策	135
	2. 職場訓練	135
	3. 勤労者福祉	136
第 3 節	経営支援	137
	1. 中小企業相談事業	137
	2. 中小企業資金融資制度	137
第 4 節	競輪事業	138
第 5 節	消費生活	140
	1. 消費生活モニター	140
	2. 消費生活講座	140
	(1) 暮らしのいきいき講座	140
	(2) 暮らしのセミナー	140
	(3) シルバー消費者教室	140
	(4) 夏休み親子消費者教室	140
	(5) 若者向け消費者教育	140
	(6) 学校における消費者教育	140
	3. 消費生活展	141
	4. 消費者月間キャンペーン	141
	5. 消費生活相談	141
	(1) 販売購入形態・支払方法別件数	141
	(2) 相談対象商品・役務	142
	(3) 相談内容別件数	143
	6. 消費者向けパンフレット	143
	7. 消費生活センター	143
	8. 消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査（権限移譲事務）	144
	(1) 消費生活用製品安全法	144
	(2) 家庭用品品質表示法	144
	(3) 電気用品安全法	144
	(4) ガス事業法	144
	(5) 液化石油ガス法	144
	9. 計 量	145
	(1) 定期検査	145
	(2) 有効期間計量器立入検査	145
	(3) 商品量目立入検査	145
	(4) 使用中の計量器	145
第 6 節	公設地方卸売市場	146
	1. 市場の概要	146
	2. 卸売実績	146
	3. 公設地方卸売市場運営審議会	146

第 7 節	農 業	147
	1. 農業動態	147
	2. 病虫害等防除	148
	3. 農業振興	148
	(1) 育成事業	148
	(2) 松戸市農業振興事業補助金交付要綱	148
	(3) 振興資金	151
	(4) 松戸市農業振興資金利子補給金	151
	(5) 農業近代化資金利子補給金	151
	4. 畜産関係	151
	(1) 家畜飼養状況	151
	5. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (松戸市農業基本構想)	152
	6. 松戸市都市農業振興計画	153
第 8 節	観 光	154
第 9 節	国 際 化	157
	1. 国際交流	157
	(1) 本市の状況	157
	(2) (公財) 松戸市国際交流協会	157

第 8 章 環 境

第 1 節	清 掃	159
	1. ごみ減量促進事業	159
	2. ごみ処理	159
	(1) 収 集	160
	(2) 処理・処分	161
	3. し尿処理	171
	(1) 収 集	171
	(2) 処 理	172
第 2 節	環境政策	175
	1. 概 要	175
	2. 環境政策の推進	175
	3. 松戸市環境基本計画の概要	175
	4. 松戸市地球温暖化対策実行計画の概要	176
第 3 節	公害対策	177
	1. 概 要	177
	2. 大気監視用機器の配置	177
	3. 水質汚濁監視のための試験項目	178
	4. 騒音・振動測定器	179
	5. 公害苦情取扱件数及び解決件数	180
第 4 節	環境衛生対策	181
	1. 概 要	181
	2. 衛生害虫等の駆除対策	181
	(1) 公共下水溝等薬剤散布事業	181

	(2) 噴霧器の貸出し制度	181
	3. 犬の登録及び狂犬病予防注射事務	181
	4. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	182
	5. 雑草対策	182
	6. 地区環境美化組織育成事業	182
第 5 節	放射能対策	183
	1. 松戸市の取り組みと現状	183
第 9 章	健康福祉	
第 1 節	母子保健	189
	1. 市民健康相談室	189
	2. 妊婦健康診査	189
	3. 妊婦歯科健康診査	189
	4. 産婦健康診査	190
	5. 新生児聴覚スクリーニング検査	190
	6. 乳児健康診査	190
	7. 乳児股関節健診	190
	8. 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査	190
	(1) 1歳6か月児健康診査	191
	(2) 3歳児健康診査	191
	9. 乳児相談、その他の相談	191
	10. 家庭訪問	191
	(1) 妊婦訪問指導	191
	(2) 新生児（産婦）訪問指導	192
	(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	192
	11. 母子保健型利用者支援事業「親子すこやかセンター」	192
	12. 子ども医療費助成事業	192
	13. 健康教育	192
	14. 予防接種	193
第 2 節	成人・老人保健	194
	1. 成人・老人保健活動	194
	(1) 健康診査の実施状況	194
	(2) 健康教育活動状況	194
	2. はり、きゅう、あん摩等施術費給付業務	194
	3. 結核住民健康診断	195
	4. 女性健康診査事業	195
	(1) 骨粗しょう症検診	195
	(2) 女性の健康診査	195
	5. 健康づくり啓発事業	195
	6. 高齢者の食生活講座	195
	7. 献血推進事業	196
	8. 骨髄移植ドナー支援事業	196
	9. 歯の衛生週間事業	196
	10. 成人歯科健康診査	196
	11. 後期高齢者医療制度	197
	(1) 医療費給付状況	197
	(2) 保険料の収納率	197

	12. 地区組織育成事業	197
	(1) 健康推進員の活動	197
	(2) 松戸市食生活改善サポーターの活動	198
	13. フレイル予防一体的推進事業	198
第 3 節	保健福祉センター	199
	1. 目的	199
	2. 施設の概要	199
	3. 事業内容	199
第 4 節	斎場及び北山市民会館・白井聖地公園	200
	1. 斎場及び北山市民会館	200
	(1) 施設の概要	200
	(2) 特徴	201
	(3) 使用料等	201
	2. 松戸市営白井聖地公園	202
第 5 節	社会福祉	203
	1. 民生・児童委員	203
	2. 生活保護	204
	3. 生活困窮者自立支援	206
	(1) 自立相談支援事業	206
	(2) 住居確保給付金	206
	(3) 就労準備支援事業	206
	(4) 一時生活支援事業	206
	(5) 家計改善支援事業	206
	4. 児童福祉	207
	(1) 保育所	207
	(2) ファミリーサポートセンター事業	211
	(3) 出産直後の支援事業	212
	(4) 病児・病後児保育事業	212
	(5) 児童短期入所等事業「こどもショートステイ事業」	212
	(6) 地域子育て支援拠点事業「まつドリ babyヘルパー」	212
	(7) 地域子育て支援拠点事業「地域子育て支援センター」	212
	(8) 地域子育て支援拠点事業「おやこDE広場」	212
	(9) 子育てコーディネーター事業	212
	(10) 乳幼児一時預かり事業	212
	(11) 放課後児童クラブ	213
	(12) 子育てホームページ管理運営	213
	(13) 赤ちゃんぼけっと事業	213
	(14) 放課後KIDSルーム	213
	(15) 中高生と乳幼児のふれあい体験	213
	(16) 身体障害児福祉	213
	(17) 知的障害児福祉	214
	(18) 児童館・こども館	214
	(19) 中高生の居場所づくり事業	215
	(20) 子どもの学習支援事業	215
	5. 母子福祉	215

	6. 障害者(児)福祉	217
	(1) 障害者(児)福祉サービスの体系	217
	(2) 障害児通所支援事業	218
	(3) 障害者(児)福祉サービスの利用状況	218
	(4) 身体障害者福祉	219
	(5) 知的障害者福祉	219
	(6) 精神障害者福祉	219
	(7) 福祉タクシー制度	219
	7. 高齢者福祉	220
	(1) 生きがい対策	220
	(2) ひとり暮らし高齢者等援護	221
	(3) 敬老事業	221
	(4) 老人ホーム入所措置状況	222
	(5) 老人福祉センター	222
	8. 心身障害者等の在宅福祉対策	223
	(1) ホームヘルプサービス事業	223
	(2) 訪問入浴(地域生活支援事業)	223
	(3) 高齢者・障害者住宅事業	224
	(4) 地域包括支援センター(高齢者いきいき安心センター)	224
	9. 介護支援ボランティア制度	225
第 6 節	社会福祉施設	226
	1. 健康福祉会館	226
	(1) 常盤平保健福祉センター	226
	(2) こども発達センター	226
	(3) 障害者福祉センター	226
	2. (公社)松戸市シルバー人材センター	227
	3. 総合福祉会館	228
	4. 松戸市シニア交流センター	228
第 7 節	国民健康保険	229
	1. 国民健康保険	229
	(1) 被保険者の加入状況	226
	(2) 国民健康保険料	229
	(3) 保険給付の状況	231
第 8 節	国民年金	233
	1. 概要	233
	2. 国民年金のしくみ	233
	3. 年金について	234
第 9 節	介護保険制度	238
	1. 申請、サービス利用の手順	238
	2. サービス等の種類(市内にあるサービス)	239
	3. 介護保険(介護給付・予防給付・総合事業)の支給限度額	239
	4. 利用者負担の軽減	240
	5. 施設サービスの費用の減免	240
	6. 介護保険料	240
	(1) 第1号被保険者	240
	(2) 第2号被保険者	241

第 10 節	福祉関係給付一覧表	242
	1. 低所得者福祉	242
	2. 児童・母子・父子福祉	244
	3. 老人福祉	246
	4. 被爆者援護	248
	5. 心身障害者（児）福祉	248
	6. 老人・障害者福祉	258
	7. 国民健康保険	260
第 11 節	医療施設及び医療関係従業者数	262
第 12 節	衛生会館	263
	1. 目的	263
	2. 概要	263
第 13 節	休日土曜日夜間歯科診療所	263
	1. 概要	263
	2. 利用状況	263
第 14 節	松戸市夜間急病救急医療システム	264
	1. 夜間小児急病センター概要	264
	2. 夜間小児急病診療利用状況	265
	3. 待機病院利用状況	266
	4. 休日当直医制度	266
	5. テレホン案内サービス	267
第 15 節	青少年健全育成	267
	1. こども健全育成事業	267
	2. 少年センター	269
第 10 章	街づくり	
第 1 節	都市計画	273
	1. 都市計画の変遷	273
	2. 地域地区	274
	3. 地区計画	277
	4. 景観形成	277
	(1) 景観に関する条例、計画など	277
	(2) 景観に関する組織など	277
	5. 鉄道網の整備等	277
	(1) 地下鉄11号線の延伸	277
	(2) 鉄道駅のバリアフリー設備の設置	278
	6. 松戸駅西口地下駐車場	279
	7. 自転車駐車場設置状況	280
	8. 自転車放置禁止区域	282
	9. 北小金駅南口地区市街地再開発事業	282
	10. 優良建築物等整備事業	283
第 2 節	公園緑地	284
	1. 都市公園整備状況	284
	2. 主な都市公園	285
	(1) 21世紀の森と広場	285
	(2) 河川敷緑地	286
	(3) 根木内歴史公園・大谷口歴史公園	286
	(4) 東松戸ゆいの花公園	286

	3. 緑化の推進	286
	(1) 公共用地等の緑化	286
	(2) 民有地の緑化	287
	(3) 市民参加の緑化	287
	4. 緑の保全	287
	(1) 樹林の保全	288
	(2) 巨樹・古木の保護	288
	(3) 市民農園	288
第 3 節	土地区画整理事業	289
第 4 節	住 宅	294
	1. 松戸市住生活基本計画	294
	2. 松戸市定期借地権土地登録制度（松戸市定借バンク）	294
	3. 市営住宅	294
	4. マンション建替の円滑化等に関する事	294
	5. 市営住宅一覧表	295
	6. 市営住宅募集状況	300
第 5 節	宅地開発・建築	301
	1. 松戸市における宅地開発事業等に関する条例	301
	(1) 目 的	301
	(2) 開発許可の技術基準	301
	(3) 市街化調整区域の立地基準	301
	(4) 宅地開発事業等に係る事前協議等	301
	2. 松戸市ラブホテル建築等規制条例	302
	(1) 目 的	302
	(2) 適用建築物	302
	(3) 規制地域	302
	(4) 主な規定事項	302
	3. 年度別建築確認申請取扱件数	303
	4. 松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱	303
	(1) 目 的	303
	(2) 事前協議	303
	(3) 狭あい道路等に係わる建築主等の措置	303
	(4) 道路整備工事等	304
	(5) 固定資産税の非課税措置	304
	5. 松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防 及び調整に関する条例	304
	(1) 目 的	304
	(2) 適用建築物等	304
	(3) 主な規定事項	304
第 6 節	空家等対策	305
第 11 章	建 設	
第 1 節	道 路	307
	1. 都市計画道路	307
	2. 市域内道路現況	307

	3. 市道舗装状況	307
	4. 市道幅員別状況	308
	5. 補修事業	308
	6. バリアフリー等整備事業	308
	7. 私道整備事業	308
第 2 節	治水と清流復活	310
	1. 治水対策	310
	(1) 国分川分水路事業（県・市）及び国分川改修事業	310
	(2) 導水事業	311
	(3) 準用河川春木川整備事業	311
	(4) 排水路整備事業	312
	(5) 雨水貯留池	313
	(6) 流域貯留浸透事業	315
	(7) 遊水地借上事業	316
	(8) 排水機場・樋管及び水門	316
	(9) 治水監視システム	317
	2. 清流復活対策	317
	(1) 水環境改善施設（国・県・市）	318
	(2) 河川愛護団体	319
	(3) 親水施設	319
第 3 節	下水道	321
	1. 松戸市に関連する流域下水道概要（全体計画）	322
	2. 公共下水道	323
	3. 下水道普及状況	324
	4. 下水道使用料	324
第 12 章 消 防		
第 1 節	概 要	325
第 2 節	機 構	325
	1. 松戸市消防局・消防署の組織	325
	2. 消防団の組織	326
	3. 消防団員数	326
第 3 節	消防施設	327
	1. 消防自動車等の数	327
	(1) 局 ・ 署	327
	(2) 消 防 団	327
	2. 消防通信施設の現況	328
	3. 気象観測施設の現況	328
	4. 消防水利の現況	329
第 4 節	火災予防	329
	1. 予防査察	329
	2. 市民指導・広報等	329
	3. 危険物施設の現況	330
第 5 節	火災状況	330
	1. 火災発生状況	330
	2. 損害見積額	330
	3. 焼失面積と覚知別火災発生件数	330

第 6 節	救急救助業務	331
	1. 救急事故別出場状況	331
	2. 救助事故別出場状況	332
第 13 章	教 育	
第 1 節	学校教育	333
	1. 施設数及び園児・児童・生徒・教員数	333
	2. その他各種学校	333
	3. 小・中学校の児童・生徒数の推移	333
	4. 小学校別児童数の推移	334
	5. 中学校別生徒数の推移	335
	6. 小学校別児童・教員数の現況	336
	7. 中学校別生徒・教員数の現況	337
	8. 小学校・中学校別特別支援学級設置の現況	338
	9. 不登校支援	339
	(1) 松戸市教育支援センター	339
	(2) スクールソーシャルワーク事業	339
	10. 学校給食の状況	340
	11. 学校保健	340
	(1) 学校医等の委嘱者数	340
	(2) 心臓検診事業	340
	(3) 脊柱側わん症検診事業	340
	12. 日本スポーツ振興センターへの加入	340
	13. 幼稚園	341
	14. 松戸市立松戸高等学校	342
	(1) 学校概要	342
	(2) 特 色	342
第 2 節	社会教育及び事業	343
	1. 各種学級講座及び事業	343
	2. 社会教育施設	346
	3. 市民会館	347
	(1) 施設の概要	347
	(2) 利用状況	348
	4. 戸定歴史館	349
	5. 博物館	352
	(1) 目 的	352
	(2) 施設の概要	352
	(3) 市史編さん事業	357
	6. 文化財	358
	7. 松戸運動公園	360
	(1) 体育館	360
	(2) 武道館	361
	(3) 野球場	362
	(4) 陸上競技場	363
	(5) プール	364
	(6) スケートボード場	364
	(7) その他	364
	(8) 施設別利用状況	364

	8. 社会体育振興	365
	(1) スポーツ推進委員	365
	(2) 各種スポーツ大会	365
	(3) スポーツ団体の育成	365
	(4) 学校施設の利用	366
第 3 節	図書館	367
	1. 図書館の運営方針	367
	2. 施設の概要	368
	(1) ア. 本館	368
	イ. 子ども読書推進センター	368
	(2) 地域館・分館	369
	3. 利用案内	369
	(1) 開館時間・休館日	369
	(2) 貸出する資料	370
	(3) 予約サービス	370
	(4) 利用者用インターネット端末	370
	(5) オンラインデータベース	370
	(6) 移動図書館車による施設巡回サービス	371
	(7) 身体障害者等宅配サービス	371
	4. 図書館資料保有状況	372
	(1) 蔵書冊数(館別)	372
	(2) 蔵書冊数(分類別)	373
	(3) 視聴覚資料数(内訳)	374
	(4) 雑誌・新聞案内	374
	5. 活動実績	375
	(1) 貸出総数・登録者数	375
	(2) 利用状況	376
	6. 広報・行事	377
	(1) 広報(主要印刷物)	377
	(2) 行事開催状況	378
	7. 子ども読書推進センターの事業実績	380
	(1) ボランティアの育成・支援	380
	(2) 子どもの読書活動の支援	380
第 14 章	上水道	
第 1 節	市営水道	383
	1. 概要	383
	(1) 小金地区	383
	(2) 常盤平地区	383
	2. 創設及び拡張事業	383
	3. 北千葉広域水道企業団	384
第 2 節	給水状況	385
第 3 節	水道料金	385
第 4 節	補助制度	386

第 15 章 市立総合医療センター・市立福祉医療センター東松戸病院

第 1 節	松戸市立総合医療センター	387
1.	概 要	387
2.	規 模	388
3.	職員配置状況	388
(1)	病 院	388
(2)	附属看護専門学校	389
4.	診療状況	389
5.	経営状況（収益的収入・支出）	389
6.	附属看護専門学校	390
(1)	施設概要	390
(2)	専門課程	390

第 1 章

市 勢

=内 容=

第1節 位置と沿革	1
1. 位置と性格	1
2. 沿 革	2
3. 地 勢	7
第2節 人 口	8
1. 人口の推移	8
2. 人口の動態	10
3. 人口の構成	11
第3節 そ の 他	13
1. 都市宣言	13
(1) 安全都市宣言	13
(2) 世界平和都市宣言	13
(3) 松戸市民憲章	13
(4) 人権尊重都市宣言	13
(5) 松戸みどりの市民憲章	14
2. 市の木・市の花・市の鳥	14
3. 姉妹都市の提携	16
4. 名誉市民	17
5. 市民栄誉賞	17

第 1 節 位置と沿革

〔総務課〕

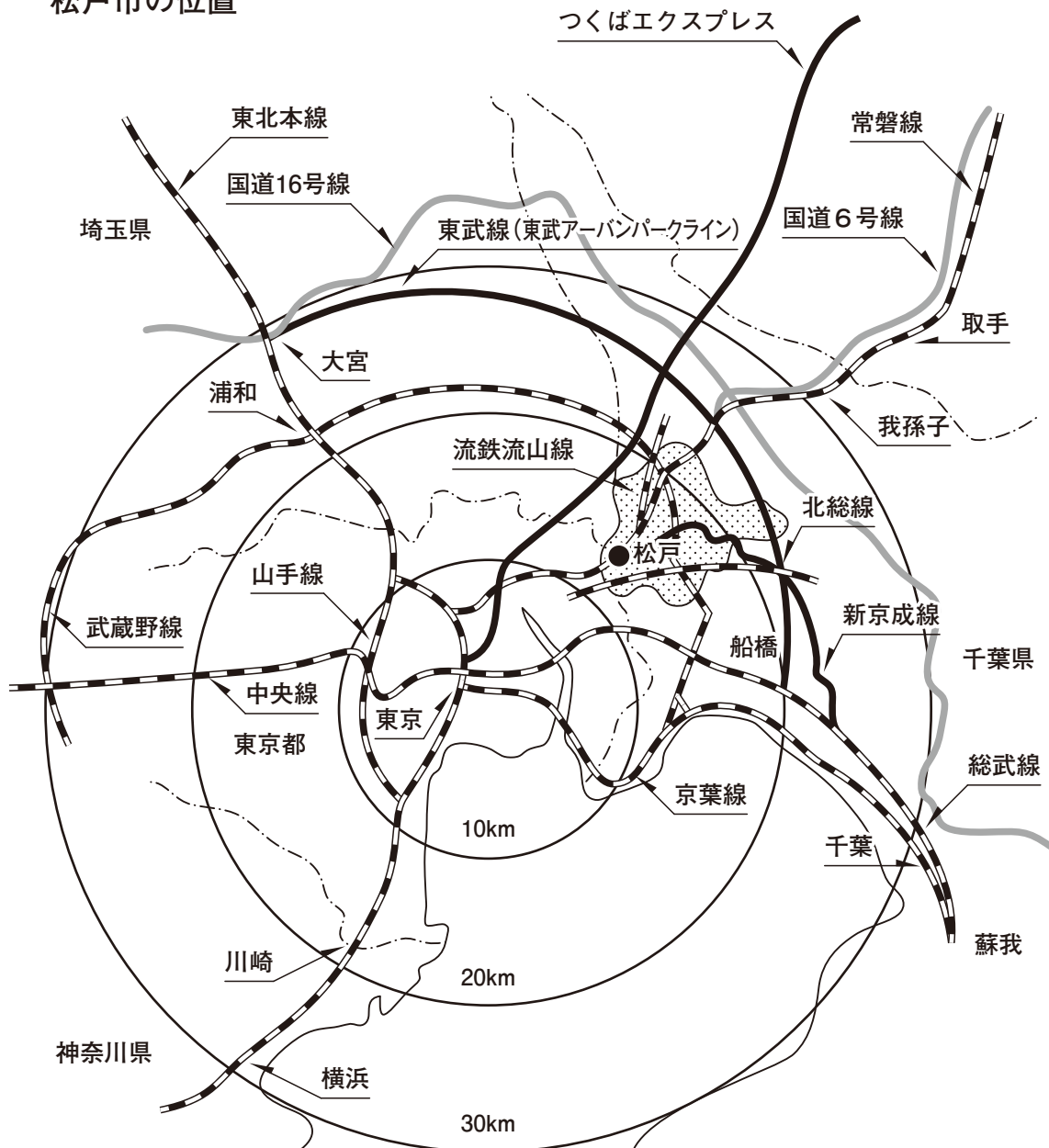
〔都市計画課〕

1. 位置と性格

本市は都心から20km圏に位置し、さらに千葉県東葛地域の東葛地域（北西部）の一翼に位置しています。

西は江戸川を境に東京都葛飾区、江戸川区、埼玉県三郷市と接し、南は市川市、東は鎌ヶ谷市、東から北にかけて柏市、流山市と接しています。市域面積は61.38km²で、東西11.4km、南北11.5kmと、ひし形状のひろがりとなっています。

松戸市の位置



松戸市の世帯と人口

区分 年	世帯	人口	対前年度増加数		対前年度増加率（％）		世帯人員
			世帯	人口	世帯	人口	
H30	226,018	490,632	3,563	2,445	1.6	0.5	2.2
R元	229,395	492,671	3,377	2,039	1.5	0.4	2.1
R 2	231,195	498,232	1,800	5,561	0.8	1.1	2.2
R 3	233,105	497,065	1,910	△1,167	0.8	△0.2	2.1
R 4	235,624	496,862	2,519	△203	1.1	△0.0	2.1
R 5	238,675	497,444	3,051	582	1.3	0.1	2.1

（各年10月1日現在の常住人口）

本市の人口は、令和5年10月1日現在497,444人となっており、千葉県内で3番目に多い人口となっています。

また、昼夜間人口比率（※1）は82%と全国的にみても低く、近郊住宅地としてのいわゆるベッドタウン化の現象が続いています。

本市の産業を見ると（※2）、事業所数12,947、従業員数131,013人となっています。内訳としては、法人事業所数9,344、法人従業員数120,451人、個人事業所数3,575、個人従業員数10,432人、その他事業所数28、その他従業員数130人となっています。

また農業に関しては（※3）、農家数662戸、従事数1,304人、経営耕地面積46,825 a となっています。

※1 資料：令和2年国勢調査

※2 資料：令和3年経済センサス－活動調査

※3 資料：2020年農林業センサス

2. 沿革

〔広報広聴課〕

〔総務課〕

本市の黎明は遠く原始時代にさかのぼり、市内諸所の丘陵には幸田・東平賀・上本郷など多数の縄文時代の貝塚が分布し、竪穴住居址も次々と発見されています。次いで古墳時代には河原塚古墳をはじめ多数の古墳が築かれ、ここに有力な勢力が存在したことをうかがい知ることができます。

律令時代に入って両総・常陸への交通上の要衝として知られましたが、武家の時代に入ると、小金城や根本内城のように台地の要所は城塞化して、しばしば戦火にも見舞われました。

江戸時代、本市の大部分は天領（幕府直轄領）、旗本領となっていました。松戸・小金町は水戸街道の宿場町として、また松戸河岸は江戸川水運の要衝として銚子からの鮮魚などを江戸に運ぶ中継地となり、にぎわいました。

明治維新をむかえ、本市の一部は小菅県に、その他は葛飾県に属しましたが、明治4年の府県廃合によって印旛県の管轄に入り、6年、同県の廃止にともない、千葉県在所管となりました。同7

年の大小区分割によれば、本市の旧村は第12大区1小区から同4小区に編入されています。同11年11月郡区改正により、東葛飾郡の管轄下に入り、郡区町村編制法による戸長配当連合町村を結成しました。

東葛飾郡役所は旧松戸町に設置され（大正12年廃止）、これを契機に諸官署が次々と設置され、この地方の政治的中心としての機能を発揮するようになっていました。同17年8月郡区町村編制法の改正により連合町村の分合が行われ、同22年4月には、市制・町村制の施行を見るに至り、紙敷村他7か村連合（秋山・高塚新田・串崎新田・大橋・河原塚・和名ヶ谷・田中新田）は八柱村に、松戸町他4か村連合（上矢切・中矢切・下矢切・小山）は市川村連合にあった栗山をあわせて松戸町に、上本郷村他8か村連合（小根本・松戸新田・岩瀬・根本・古ヶ崎・竹ヶ花・南花島・伝兵衛新田）は明村に、金ヶ作村他6か村連合（日暮・中和倉・千駄掘・五香六実・八ヶ崎・栗ヶ沢）は高木村に、小金町他9か村連合（上総内・大谷口・幸田・東平賀・平賀・中金杉・殿平賀・久保平賀・二ツ木）は馬橋村連合にあった横須賀をあわせて小金町に、馬橋村他12か村連合（九郎左衛門新田・主水新田・三村新田・七右衛門新田・外河原・幸谷・三ヶ月・大谷口新田・横須賀・新作・中根・鱈ヶ崎）は横須賀・鱈ヶ崎を分離して馬橋村となりました。

その後、昭和8年にいたるまで、昭和4年に小金町が土村根本内を小金飛地と交換により合併したほか、45年間は町村区域の変更はありませんでした。しかし東京市の急速な発展に影響されて、次第にその衛星的機能を持つようになり、隣接地域との合同強化にせまられ、同8年に明村を、同13年8月に八柱村を合併し、同18年4月1日には馬橋・高木両村を合併して、待望の市制を施行するに至りました。

さらに、昭和16年からの太平洋戦争時、首都に近いことから通勤者の避難地或いは、疎開地として人口世帯が徐々に増加していきましたが、終戦後は戦争被災者人口の受け入れ地となり、東京都内転入制限（都会地転入抑制法）のあおりをうけ東京流入の人口滞留地となったため、その増加は急激な上昇線をたどっています。殊に22年のキャサリン台風による利根川堤防（栗橋村）の決壊は、対岸の東京・埼玉両都県民3,931人の一時的な松戸市への避難となり、異常な上昇線を記録しています。しかし、翌年避難住民の転出と翌々年の都内転入制限の解除から人口・世帯の減少が現れています。

29年には、合併促進法にもとづいて柏町と合併した旧小金町の大部分を、境界変更により合併し、31年には沼南村の一部を編入し、現在の市域が確立されました。

30年になると新京成電鉄（松戸～津田沼間）が開通し、同時に日本住宅公団による金ヶ作土地区画整理事業の発表、35年に同事業の一部常盤平団地の入居開始等、31年の神武景気の直後に爆発的な人口増加のきざしが現われ、都心への通勤時間が40分程度という地理的条件も相まって、36年以降は、毎年1万3千人以上の増加を記録しました。この人口増加の主体は、社会増加であり、概ね自然増加3～4割に対して社会増加6～7割です。

その後、人口は自然増加が漸減の傾向を示し、社会増加は、平成11年より増減を繰り返し微増しております。

ちなみに、令和2年の国勢調査による年齢構成は、45～49歳層が最も多く8.3%を占め、次いで50～54歳層が7.7%、40～44歳層が6.8%、70～74歳層が6.7%の順となっています。

松戸市史年表

[広報広聴課]

- 明治 2年(1869) 五香六実入植開始
5年(1872) 松戸郵便取扱所、小金郵便取扱所開設
11年(1878) 東葛飾郡役所、松戸警察署設置
22年(1889) 松戸町・明村・八柱村・高木村・馬橋村・小金町が誕生
29年(1896) 日本鉄道株式会社海岸線(常磐線)田端-土浦間開通、松戸駅開設
31年(1898) 常磐線全線開通、馬橋駅開設
42年(1909) 県立園芸専門学校(現・千葉大学園芸学部)設立
44年(1911) 北小金駅開設、葛飾橋(木橋)架設
- 大正 5年(1916) 流山軽便鉄道(現・流鉄)開通
8年(1919) 松戸実科高等女学校(県立松戸高校)設立、陸軍工兵学校設立
9年(1920) 国道6号線道路認定
12年(1923) 北総鉄道(現・東武鉄道)船橋-野田間開通、六実駅開設
- 昭和 2年(1927) 葛飾橋(鉄橋)架設
8年(1933) 松戸町と明村が合併(人口15,669人)
10年(1935) 都営八柱霊園開設
11年(1936) 常磐線上野-松戸間電化
13年(1938) 松戸町と八柱村が合併(人口21,506人)
17年(1942) 国立高塚療養所設置
18年(1943) 松戸町と高木村、馬橋村が合併市制施行(人口40,433人)
25年(1950) 松戸市国民健康保険病院が小山に開設(現・市立総合医療センター)、萬満寺
金剛力士像重要文化財に指定
26年(1951) 戸定邸徳川家より寄贈
27年(1952) 松戸駅東口開設、北松戸駅が仮駅として開設
29年(1954) 旧小金町の大部分を松戸市に編入(10月1日現在66,051人)
30年(1955) 新京成電鉄開通
31年(1956) 沼南村高柳地区編入(10月1日現在70,503人)
33年(1958) 北松戸駅が常置駅として開設
34年(1959) 市役所庁舎松戸から根本に移転
35年(1960) 金ヶ作下水処理場(常盤平衛生処理場)設置、日本住宅公団常盤平団地入居開始
36年(1961) 市営火葬場完成
37年(1962) 安全都市宣言、ごみ焼却場設置(七右衛門新田)、市営小金水道完成
39年(1964) 松戸市公民会館設置(現・市民会館)
42年(1967) 国保市立病院上本郷へ移転
44年(1969) 市営青果市場八ヶ崎に開設、すぐやる課設置
46年(1971) ボックスヒル市と姉妹都市提携
日本住宅公団小金原団地完成、千代田線相互乗入れ
48年(1973) 武蔵野線新松戸-府中本町間開通、新松戸駅開設
49年(1974) 図書館本館が移転、名誉市民制定、文化ホール完成
50年(1975) 松戸市立松戸高校開校
51年(1976) 総合福祉会館、松戸運動公園陸上競技場完成

- 53年(1978) 武蔵野線新松戸－西船橋間開通、新八柱駅開設
- 55年(1980) 婦人会館（現・松戸市男女共同参画センター）・勤労会館・クリーンセンター完成
- 56年(1981) 東部クリーンセンター・市民劇場完成
- 58年(1983) 小児医療センター開設、住民記録オンライン化
- 60年(1985) 世界平和都市宣言、松戸東警察署開署、松戸駅西口地下駐車場完成
- 62年(1987) 県立西部図書館完成
- 平成 元年(1989) 市民ギャラリー・消防訓練センター開設
- 2年(1990) ごみを減らす課設置、中学校給食開始
- 3年(1991) 北総線北初富－高砂間開通（松飛台・東松戸・秋山・矢切駅開設）、戸定歴史館完成
- 5年(1993) 市制施行50周年、市民憲章・市民歌制定、21世紀の森と広場・博物館・森のホール21完成、中央・小金保健福祉センター開設、福祉医療センター東松戸病院開設
- 6年(1994) 松戸市高齢者保健福祉計画策定、自然生態園（21世紀の森と広場内）開園、国分川分水路開通
- 7年(1995) 公文書公開制度スタート、和名ヶ谷クリーンセンター完成
- 8年(1996) 和名ヶ谷スポーツセンター完成、八ヶ崎消防署開署、ホワイトホース市と姉妹都市提携再調印
- 9年(1997) 自転車駐車場の有料化（一部）を実施、粗大ゴミ収集の有料化を実施、大谷口歴史公園が開園
- 10年(1998) 総合計画（第1次実施計画）スタート
健康福祉会館（ふれあい22）完成、千葉県西部防災センター完成、人権尊重都市宣言
- 11年(1999) 市立高校国際人文科創設
- 12年(2000) 行政組織改革が行われ本部制を導入、介護保険制度スタート
新消防指令管制システム稼働、松戸警察署移転
- 13年(2001) 五香立体本線車道部が開通
21世紀の森と広場内に木もれ陽の森オープン
古ヶ崎小学校の余裕教室にデイサービスセンター開設
- 14年(2002) 市議会の会議録をインターネットを通じて市民に公開
姉妹都市とともに緑化啓発事業を図る記念日として、グリーン・ツリー・デー（樹の日）を制定
- 15年(2003) 市制施行60周年、総合計画の第2次実施計画がスタート
松戸駅に行政サービスセンター設置
- 16年(2004) 「松戸市安全で快適なまちづくり条例」の施行
夜間小児急病診療事業の開始、消防救急車導入
- 17年(2005) 小児急病センター建設、松戸競輪施行の一元化、馬橋保育所の民営化
- 18年(2006) 夜間小児急病センター移転開設、シニア交流センター開設、根木内歴史公園開園
戸定邸重要文化財に指定
- 19年(2007) 東松戸ゆいの花公園開園、松戸市警防ネットワーク・防犯パトロールがスタート、水辺のエコロード事業完成
- 20年(2008) 市制施行65周年、減CO2（げんこつ）大作戦開始、市立小中学校AED配備
- 21年(2009) 安全・安心ステーション開設（防犯防災の拠点）、新松戸未来館オープン、子ども読書推進センター開設、市立小金中学校パイロットスクールとして開校

- 22年(2010) 子育てみらいカードの発行、宇宙かぼちゃ事業開始
- 23年(2011) 後期基本計画(第4次実施計画)スタート
馬橋支所が馬橋駅西口駅ビルに移転
中学生以下の社会教育施設・スポーツ施設使用料等を無料化
- 24年(2012) 矢切の渡し行きバスが土・日曜日、祝日のみ延伸
松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線(一部)および松戸市道1地区1086号が開通
市障害者虐待防止センターを設置
- 25年(2013) 市制施行70周年
市のめざす都市ブランドのシンボルとしてロゴマーク・スローガンが決定
行政組織改革により本部制からフラットな部制に移行
千葉北西部消防指令センターの運用開始
小金消防署が新庁舎へ移転
常盤平老人福祉センター(建て替え)が開館
地域包括支援センター11か所が開設
市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業開始
- 26年(2014) 市立病院小児医療センターに小児集中治療室(PICU)を開設
市役所に知的障害や精神障害のある人が非常勤職員として就労する「チャレンジドオフィスまつど」を設置
中央消防署に高度救助隊が発足
- 27年(2015) 旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)が国指定名勝に
上野東京ライン開業によりJR常磐線の一部が品川駅まで直通
- 28年(2016) 29年ぶりとなる新設小学校「東松戸小学校」が開校
市立病院が地域周産期母子医療センターに認定
松戸市市民交流会館オープン
東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連し、ドミニカ共和国・ルーマニアのホストタウンに決定
- 29年(2017) 市内全23駅の駅前・駅中を含む45か所の小規模保育施設を整備
松戸都市計画道路3・3・6号三矢小台主水新田線(一部)が開通
市立病院が移転し、「市立総合医療センター」が開院
松戸市コミュニティバスの実証運行がスタート
古民家「旧齋藤邸」が国の登録有形文化財(建造物)に
松戸観光案内所「FEEL MATSUDO」がオープン
- 30年(2018) 市制施行75周年
在宅医療・介護連携支援センターが開設
松戸駅西口駅前広場のエレベーター・エスカレーターが完成
東京外かく環状道路「松戸インターチェンジ」が開通

- 令和 元年 (2019) 松戸市パスポートセンターが開設
中央消防署新庁舎が開署
教育の機会確保法施行後、全国初の夜間中学「市立第一中学校みらい分校」が開校
インキュベーション・コワーキング施設「松戸スタートアップオフィス」が開設
東京2020オリンピック聖火リレー県内ルートに決定
すぐやる課発足50周年
「全国ねぎサミット2019 in まつど」を開催
- 令和 2年 (2020) JR松戸駅の全ホームにエレベーター設置完了
松戸ナンバー交付開始
運動公園陸上競技場がリニューアルオープン
松戸市パートナーシップ宣誓制度を開始
- 令和 3年 (2021) 共働き子育てしやすい街ランキング2020 総合編1位受賞
ちば北西部消防指令センターが県内10市の共同運用開始
オーストラリア・ホワイトホース市 姉妹都市締結50周年
東京2020オリンピック聖火リレーの点火セレモニーを松戸中央公園で開催
ひがまつテラスオープン
- 令和 4年 (2022) 総合計画（令和4～11年度）スタート
松戸市リサイクルセンター完成
SDGs未来都市に選定
東京出入国在留管理局松戸出張所が開設
ドミニカ共和国コンスタンサ市とパートナーシップ協定締結
- 令和 5年 (2023) 市制施行80周年
千葉県誕生150周年記念行事オープニングイベントが森のホール21・21世紀の森と
広場で開催
ファミリーシップ制度導入
環境未来会議スタート
松戸市オンライン相談システム開始
共働き子育てしやすい街ランキング2023総合編1位受賞
- 令和 6年 (2024) 第36回全国「みどりの愛護」のつどい開催地が松戸市に決定
福祉医療センター東松戸病院閉院

3. 地 勢

〔都市計画課〕

〔農政課〕

本市は、JR常磐線から県道市川－松戸線を結ぶ線で低地と台地が分割されました。東側は下総台地の一部に属する起伏の多い台地であり、台地の中には樹枝状に谷が深く入りこんでいます。その表面は、関東ローム層であり、下部は成田層で砂や粘土の互層となっています。また、西側は、江戸川を背後に控えた低地であり、河川沿いに形成された沖積層となっています。

台地と低地の高低差は25m内外であり、その境は急斜面となっている部分が多く、台地の崖下などには多数の湧水が見られます。

第 2 節 人 口

1. 人口の推移

〔総務課〕

本市が市制を施行した昭和18年の人口は4万人でしたが、昭和35年以降、昭和54年までは、毎年1万人以上の増加がみられ、中でも昭和44・45年の両年は2万人台の増加数でした。昭和55年以降は微増の傾向で推移し、平成元年に45万人を超え、その後、増加と減少を繰り返しつつ、令和6年5月1日現在では49万9千88人となっています。

年 次 別 人 口 の 推 移

年次	面積 (km ²)	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人 員	対前年度 人口増加 数	対前年度 人口増加 率 (%)	男女比 (女100人 につき男)	1 km ² 当たり 人口密度
			総数	男	女					
S18年	52.39	7,198	40,433	20,885	19,548	5.62	-	-	106.8	772
19	〃	8,572	41,364	19,314	22,050	4.83	931	2.3	87.6	790
20	〃	9,173	43,332	20,514	22,818	4.72	1,968	4.8	89.9	827
21	〃	9,789	46,291	22,914	23,377	4.73	2,959	6.8	98.0	884
22	〃	10,169	54,513	27,114	27,399	5.36	8,222	17.8	99.0	1,041
23	〃	10,206	51,297	25,579	25,718	5.03	△3,216	△5.9	99.5	979
24	〃	10,071	50,747	25,304	25,443	5.04	△550	△1.1	99.5	969
25	〃	10,562	52,531	25,813	26,718	4.97	1,784	3.5	96.6	1,003
26	〃	10,897	54,193	26,934	27,259	4.97	1,662	3.2	98.8	1,034
27	〃	10,952	55,297	27,478	27,819	5.05	1,104	2.0	98.8	1,055
28	〃	11,273	56,052	27,690	28,362	4.97	755	1.4	97.6	1,070
29	60.44	13,319	66,051	32,821	33,230	4.96	9,999	17.8	98.8	1,093
30	〃	13,875	68,363	34,024	34,339	4.93	2,312	3.5	99.1	1,131
31	61.20	14,714	70,503	35,089	35,414	4.79	2,140	3.1	99.1	1,152
32	〃	15,378	72,821	36,243	36,578	4.74	2,318	3.3	99.1	1,190
33	〃	16,144	75,512	37,998	37,514	4.68	2,691	3.7	101.3	1,234
34	〃	17,268	78,937	39,702	39,235	4.57	3,425	4.5	101.2	1,290
35	〃	19,656	86,372	43,420	42,952	4.39	7,435	9.4	101.1	1,411
36	〃	24,023	99,684	50,235	49,449	4.15	13,312	15.4	101.6	1,629
37	〃	28,973	115,226	58,317	56,909	3.98	15,542	15.6	102.5	1,883
38	〃	33,553	130,037	66,177	63,860	3.88	14,811	12.9	103.6	2,125
39	〃	37,917	144,989	74,204	70,785	3.82	14,952	11.5	104.8	2,369
40	〃	41,913	160,001	82,001	78,000	3.82	15,012	10.4	105.1	2,614
41	〃	47,646	175,902	90,251	85,651	3.69	15,901	9.9	105.4	2,874
42	〃	51,670	190,006	97,639	92,367	3.68	14,104	8.0	105.7	3,105
43	〃	56,955	206,836	106,210	100,626	3.63	16,830	8.9	105.5	3,380
44	〃	65,138	232,094	119,023	113,071	3.56	25,258	12.2	105.3	3,792
45	〃	70,829	253,591	130,021	123,570	3.58	21,497	9.3	105.2	4,144
46	〃	78,014	273,106	140,305	132,801	3.50	19,515	7.7	105.7	4,463
47	〃	84,161	291,798	149,737	142,061	3.47	18,692	6.8	105.4	4,768
48	〃	90,304	309,494	158,534	150,960	3.43	17,696	6.1	105.0	5,057
49	〃	96,980	327,202	167,567	159,635	3.37	17,708	5.7	105.0	5,346
50	〃	102,830	344,558	175,911	168,647	3.35	17,356	5.3	104.3	5,630
51	〃	108,643	358,145	182,102	176,043	3.30	13,587	3.9	103.4	5,852
52	〃	114,446	368,553	186,741	181,812	3.22	10,408	2.9	102.7	6,022
53	〃	119,355	380,282	192,479	187,803	3.19	11,729	3.2	102.5	6,214
54	〃	123,252	391,637	198,065	193,572	3.18	11,355	3.0	102.3	6,399
55	〃	128,974	400,863	202,799	198,064	3.11	9,226	2.4	102.4	6,550
56	〃	131,915	408,219	206,472	201,747	3.09	7,356	1.8	102.3	6,670
57	〃	134,306	414,176	209,411	204,765	3.08	5,957	1.5	102.3	6,768
58	〃	136,420	418,490	211,631	206,859	3.07	4,314	1.0	102.3	6,838
59	〃	138,193	422,355	213,302	209,053	3.06	3,865	0.9	102.0	6,901
60	〃	139,855	427,473	215,909	211,564	3.06	5,118	1.2	102.1	6,985
61	〃	142,768	432,677	218,626	214,051	3.03	5,204	1.2	102.1	7,070
62	〃	147,008	440,155	222,627	217,528	2.99	7,478	1.7	102.3	7,192
63	61.33	152,555	448,533	227,468	221,065	2.94	8,378	1.9	102.9	7,313

年次	面積 (km ²)	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人 員	対前年度 人口増加 数	対前年度 人口増加 率 (%)	男女比 (女100人 につき男)	1 km ² 当たり 人口密度
			総数	男	女					
H元年	61.33	156,269	453,180	230,216	222,964	2.90	4,647	1.0	103.3	7,389
2	〃	160,724	456,210	232,043	224,167	2.84	3,030	0.7	103.5	7,439
3	〃	164,733	458,893	233,536	225,357	2.79	2,683	0.6	103.6	7,482
4	〃	168,581	461,438	234,845	226,593	2.74	2,545	0.6	103.6	7,524
5	〃	171,324	463,517	235,938	227,579	2.71	2,079	0.5	103.7	7,558
6	〃	173,118	463,973	236,075	227,898	2.68	456	0.1	103.6	7,565
7	〃	172,119	461,503	234,154	227,349	2.68	△2,470	△0.5	103.0	7,525
8	〃	173,321	460,873	233,989	226,884	2.66	△630	△0.1	103.1	7,515
9	〃	175,331	461,126	234,083	227,043	2.63	253	0.1	103.1	7,519
10	〃	177,719	462,297	234,113	228,184	2.60	1,171	0.3	102.6	7,538
11	〃	180,765	464,609	235,079	229,530	2.57	2,312	0.5	102.4	7,576
12	〃	182,703	464,841	234,552	230,289	2.54	232	0.0	101.9	7,579
13	〃	185,717	467,197	235,495	231,702	2.52	2,356	0.5	101.6	7,618
14	〃	189,159	470,759	236,962	233,797	2.49	3,562	0.8	101.4	7,676
15	〃	191,865	472,728	237,433	235,295	2.46	1,969	0.4	100.9	7,708
16	〃	194,245	474,078	238,065	236,013	2.44	1,350	0.3	100.9	7,730
17	〃	192,962	472,579	237,562	235,017	2.45	△1,499	△0.3	101.1	7,706
18	〃	196,182	474,934	238,685	236,249	2.42	2,355	0.5	101.0	7,744
19	〃	199,670	476,792	239,654	237,138	2.39	1,858	0.4	101.1	7,774
20	〃	206,420	480,785	241,786	238,999	2.33	3,993	0.8	101.2	7,839
21	〃	210,152	484,194	243,634	240,560	2.30	3,409	0.7	101.3	7,895
22	〃	209,570	484,457	240,674	243,783	2.31	263	0.1	98.7	7,899
23	〃	210,505	483,770	240,011	243,759	2.30	△687	△0.1	98.5	7,888
24	〃	210,266	480,579	238,253	242,326	2.29	△3,191	△0.7	98.3	7,836
25	〃	211,141	480,227	237,802	242,425	2.27	△352	△0.1	98.1	7,830
26	61.38	213,200	481,346	238,282	243,064	2.26	1,119	0.2	98.0	7,842
27	〃	215,627	483,480	240,928	242,552	2.24	2,134	0.4	99.3	7,877
28	〃	219,302	486,045	241,989	244,056	2.22	2,565	0.5	99.2	7,919
29	〃	222,455	488,187	242,838	245,349	2.19	2,142	0.4	99.0	7,954
30	〃	226,018	490,632	243,641	246,991	2.17	2,445	0.5	98.6	7,993
R元年	〃	229,395	492,671	244,404	248,267	2.15	2,039	0.4	98.4	8,027
2	〃	231,195	498,232	247,210	251,022	2.16	5,561	1.1	98.5	8,117
3	〃	233,105	497,065	246,332	250,733	2.13	△1,167	△0.2	98.2	8,098
4	〃	235,624	496,862	245,892	250,970	2.11	△203	△0.0	98.0	8,095
5	〃	238,675	497,444	246,133	251,311	2.08	582	0.1	97.9	8,104
6	〃	241,940	499,088	246,891	252,197	2.06	—	—	97.9	8,131

(各年10月1日現在。令和6年は5月1日現在。)

2. 人口の動態

〔総務課〕

人口の自然動態・社会動態の推移

区分 年	自然動態			社会動態			人口増加数 (自然増加+社会増加)
	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	
S63	5,521	1,718	3,803	36,559	31,993	4,566	8,369
H元	5,269	1,629	3,640	33,574	32,827	747	4,387
2	5,131	1,852	3,279	33,750	34,701	△951	2,328
3	5,102	1,803	3,299	32,818	33,337	△519	2,780
4	5,016	1,967	3,049	33,233	33,940	△707	2,342
5	5,085	2,018	3,067	33,517	34,475	△958	2,109
6	5,239	2,027	3,212	32,577	35,756	△3,179	33
7	5,116	2,113	3,003	32,064	37,996	△5,932	△2,929
8	5,175	2,197	2,978	29,928	33,138	△3,210	△232
9	4,983	2,291	2,692	30,218	32,869	△2,651	41
10	4,984	2,376	2,608	29,855	30,940	△1,085	1,523
11	5,051	2,465	2,586	30,070	29,885	185	2,771
12	5,089	2,372	2,717	29,785	32,698	△2,913	△196
13	5,022	2,515	2,507	30,415	29,814	601	3,108
14	4,771	2,682	2,089	28,997	28,188	809	2,898
15	4,738	2,689	2,049	29,490	29,387	103	2,152
16	4,579	2,799	1,780	26,914	27,907	△993	787
17	4,345	2,922	1,423	26,541	29,521	△2,980	△1,557
18	4,454	3,078	1,376	28,099	26,630	1,469	2,845
19	4,399	3,394	1,005	28,271	27,210	1,061	2,066
20	4,477	3,301	1,176	28,341	25,688	2,653	3,829
21	4,456	3,443	1,013	27,306	25,238	2,068	3,081
22	4,262	3,557	705	27,433	28,215	△782	△77
23	4,279	3,680	599	22,776	25,291	△2,515	△1,916
24	3,951	3,677	274	22,215	24,715	△2,500	△2,226
25	4,016	3,706	310	22,565	23,165	△600	△290
26	3,823	3,833	△10	23,455	22,031	1,424	1,414
27	3,975	4,048	△73	29,253	26,577	2,676	2,603
28	3,782	4,049	△267	26,257	23,508	2,749	2,482
29	3,679	4,398	△719	26,802	23,880	2,922	2,203
30	3,609	4,416	△807	27,090	24,114	2,976	2,169
R元	3,584	4,569	△985	27,028	24,141	2,887	1,902
2	3,436	4,753	△1,317	30,020	23,572	6,448	5,131
3	3,286	4,913	△1,627	23,447	23,378	69	△1,558
4	3,040	5,577	△2,537	26,684	23,926	2,758	221
5	3,067	5,567	△2,500	27,078	23,476	3,602	1,102

(注) この表は各年1月1日から12月31日までを集計したものです。

市内転居を除きます。また、職権記載・消除などの増減に関しては、増分は「転入」に、減分は「転出」にそれぞれ合算しています。

出典：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

3. 人口の構成

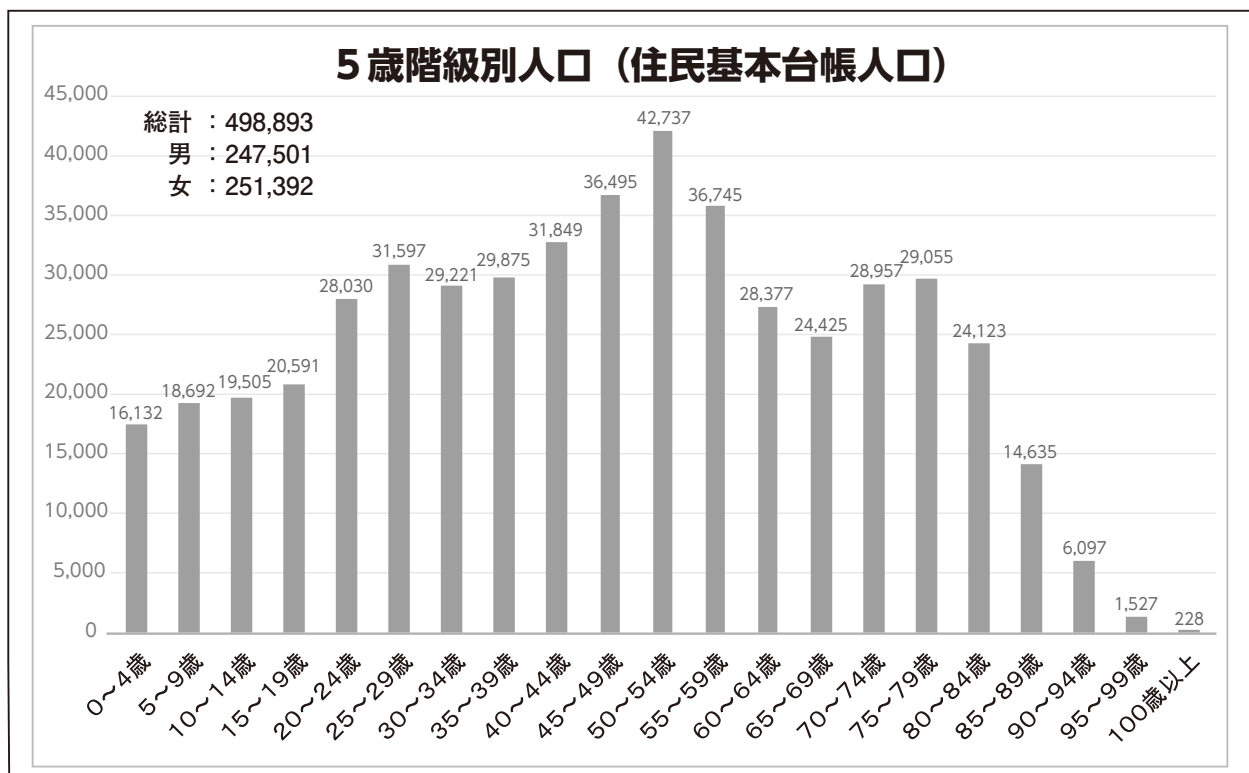
〔総務課〕

市民の平均年齢は46.74歳（令和6年3月31日現在）

	人口			構成比 (%)
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	
0～4歳	16,132	8,259	7,873	3.23
5～9歳	18,692	9,634	9,058	3.75
10～14歳	19,505	9,955	9,550	3.91
15～19歳	20,591	10,658	9,933	4.13
20～24歳	28,030	14,024	14,006	5.62
25～29歳	31,597	16,007	15,590	6.33
30～34歳	29,221	15,068	14,153	5.86
35～39歳	29,875	15,604	14,271	5.99
40～44歳	31,849	16,660	15,189	6.38
45～49歳	36,495	19,170	17,325	7.32
50～54歳	42,737	22,042	20,695	8.57
55～59歳	36,745	19,199	17,546	7.37
60～64歳	28,377	14,698	13,679	5.69
65～69歳	24,425	12,104	12,321	4.90
70～74歳	28,957	13,370	15,587	5.80
75～79歳	29,055	12,992	16,063	5.82
80～84歳	24,123	10,025	14,098	4.84
85～89歳	14,635	5,717	8,918	2.93
90～94歳	6,097	1,978	4,119	1.22
95～99歳	1,527	307	1,220	0.31
100歳以上	228	30	198	0.05

(注) この表は令和6年3月31日現在の住民基本台帳を年齢別に集計したものです。

構成比は小数第3位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはなりません。



次に、労働力人口等の関係を見ると、令和2年10月1日現在の人口(※1)のうち47.0%が労働力人口、45.2%が就業人口となっています。さらに産業別就業者は、第一産業0.7%、第二産業16.5%、第三次産業79.1%となっています。平成27年と比較すると就業人口が増加していて、第三次産業で働く人の割合が増えています。

産業別就業者数

(各年10月1日現在)

産業分類		平成27年		令和2年	
		総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
総数		222,511	100	224,960	100
第一産業	農業・林業 (うち林業)	1,691 (10)		1,542 (3)	
	漁業	8		11	
	小計	1,699	0.8	1,553	0.7
第二産業	鉱業・採石業・砂利採取業	27		19	
	建設業	15,304		15,330	
	製造業	24,014		21,736	
小計		39,345	17.7	37,085	16.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	713		741	
	情報通信業	13,452		15,441	
	運輸業・郵便業	12,404		13,673	
	卸売業・小売業	37,392		37,971	
	金融業・保険業	7,819		7,352	
	不動産業・物品賃貸業	6,734		7,117	
	学術研究、専門・技術サービス業	9,359		9,997	
	宿泊業、飲食サービス業	12,712		12,968	
	生活関連サービス業、娯楽業	8,772		9,163	
	教育、学習支援業	9,612		10,528	
	医療、福祉	23,037		26,893	
	複合サービス事業	1,068		1,072	
	サービス業(他に分類されないもの)	16,090		17,781	
	公務(他に分類されるものを除く)	6,827		7,134	
小計		165,991	74.6	177,831	79.1
分類不能産業		15,476	7.0	8,491	3.8

※1 資料：令和2年国勢調査

第 3 節 そ の 他

1. 都市宣言

(1) 安全都市宣言

〔議会事務局〕

近年わが国産業経済の急速な発展と国民生活の目覚ましい向上は誠に喜ばしいことであるが、他面において、交通事故をはじめとして産業災害、火災等年々累増の趨勢にあり、誠に悲しむべき現状にある。

幸福をもたらすべき産業、文化の発展の蔭に起る各種の災害は市民の生命を脅かし、市民生活を危殆に陥し入れ、有形、無形の被災は、極めて憂慮すべきものがある。

われわれは、本市におけるこれら災害の絶滅を期するため、市民の総意と総力を挙げてこれに対処しなければならないことを痛感するものである。

よって、本市における安全組織の総力を結集し、市民生活の信条を安全第一として、名実ともに明るく住みよい近代都市建設にまい進するため、松戸市を「安全都市」とすることを宣言する。

昭和37年3月12日

松戸市議会

(2) 世界平和都市宣言

〔総務課〕

我が国は、世界で唯一の被爆国である。

何人も平和を愛し、平和への努力を続け、常に平和に暮らせるよう均しく希求しているところである。

しかし、現下の国際情勢は、緊張化の方向に進み市民に不安感を与えている。

かかる状況を鑑み、松戸市は日本国憲法の基本理念である平和精神にのっとり、平和の維持に努め、併せて非核三原則を遵守し、あらゆる核兵器の廃絶と世界の恒久平和の達成を念願し、世界平和都市をここに宣言する。

昭和60年3月4日

松戸市

(3) 松戸市民憲章

〔政策推進課〕

18ページに掲載。

(4) 人権尊重都市宣言

〔行政経営課〕

優しい心を育むまち 松戸をめざして

人はすべて、かけがえのない平等な存在として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

この人類普遍の原理である基本的人権は、日本国憲法にも保障され、人権を擁護する努力が続けられてきました。

しかし、今もなお、さまざまな人権問題が存在しており、その解決は国内だけでなく世界的な課題になっています。

私たちは、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざして努力します。

世界人権宣言50周年にあたり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成10年12月10日

松戸市

(5) 松戸みどりの市民憲章

〔みどりと花の課〕

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いをはせ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

平成16年10月1日

松 戸 市

2. 市の木・市の花・市の鳥

〔みどりと花の課〕

人と生き物が共生できる街を目指して、「市の木」4種類、「市の花」3種類、「市の鳥」3種が制定されています。

○ 市の木

ユーカリ（国際交流の木）

昭和46年、松戸市はユーカリの取り持つ縁で、オーストラリアのボックスヒル（現在は合併によりホワイトホース市）と姉妹都市提携を結びました。これを機にユーカリが市の木に制定されました。原産地のオーストラリアでは、葉がコアラの餌となっています。

（昭和47年7月制定）

なし（郷土の木）

本市を代表する特産物で「二十世紀梨」は、本市が発祥の地です。

（平成14年4月制定）

しい（里の木）

松戸では昔から風除けとして農家の屋敷周りに植えられてきました。

市内には巨木も多く、市の保護樹木の指定もたくさんあります。

（平成14年4月制定）

さくら（街の木）

市内の街路樹で最も多く、さくら祭りも盛んに行われています。常盤平のさくら通りは「日本の道百選」に選ばれ、多くの市民を魅了しています。

（平成14年4月制定）



○ 市の花

のぎく（里の花）

本市を舞台とした伊藤左千夫の小説「野菊の墓」は有名で、本市とゆかりが深いものです。江戸川の堤防や畦道に自生する身近な野草です。

（平成14年4月制定）



つつじ（街の花）

昭和48年に開催された千葉国体（若潮国体）にちなみ、郷土記念緑化推進運動の一環として、つつじを市の花に選びました。成長が早く育てやすい花木として、公園や道路、公共施設などに多く植えられ、市民に親しまれています。

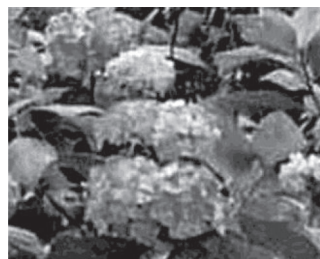
（昭和47年7月制定）



あじさい（庭の花）

初夏を代表する花で、挿し木や株分けで増やすことが容易な花木です。日陰でも良く育ち、庭の緑化に適しています。

（平成14年4月制定）



○ 市の鳥

ふくろう（森の鳥）

森の豊かさを表す代表的な鳥です。子供から大人まで幅広く人気があります。

（平成14年4月制定）



つばめ（街の鳥）

外敵から身を守るため、人家の軒先に巣を作る習性があるなど、人と生きものが共生できることを示す代表的な鳥です。

（平成14年4月制定）



しらさぎ（水辺の鳥）

水辺に生息し、魚介類を餌としており、水環境の良さを表す代表的な鳥です。

（平成14年4月制定）



3. 姉妹都市の提携

〔国際推進課〕

- 都市名 オーストラリア連邦ビクトリア州ホワイトホース市（前ボックス・ヒル市）
- 提携年月日 昭和46年5月12日
- 縁組経過

昭和44年、松戸市は緑が十分にある街づくりを推進するため松戸市緑化協会を発足させ、オーストラリア大使を通じ青々と成育するユーカリの種子をオーストラリアから取り寄せ、全市的な植樹計画を進めていた。このようなとき、ボックス・ヒル市が日本の都市と姉妹都市を結びたい意向を持っているとの照会が松戸市にあった。検討を重ねた結果、昭和45年6月1日、松戸市長がボックス・ヒル市を訪問し、両市にとって姉妹都市提携が有益であることが確認された。

昭和46年3月29日の市議会本会議において、姉妹都市提携に関する議案が全会一致で可決され、同年5月12日、ボックス・ヒル市長一行5名の来訪を受け、松戸市役所において、相互の文化の交流と両市の友好と人的交流を深めることを目的として正式調印を行った。

ボックス・ヒル市は、平成6年12月15日に、隣接するヌナワディング市と合併し、人口・面積とも約3倍になり、市名もホワイトホース市に変わった。

平成8年5月12日の姉妹都市提携25周年の際には、松戸市長、松戸市議会議長がホワイトホース市で開催された記念式典において姉妹都市再調印を行った。平成13年5月12日の30周年の際には、ホワイトホース市より、市長、CEOを代表とする市民38名の訪問団を本市に迎え、記念式典を行い、平成18年の提携35周年では、松戸市長、松戸市議会議長をはじめとする市民37名の訪問団が、ホワイトホース市での記念式典に出席した。平成24年5月（東日本大震災の影響により、1年延期して開催）にホワイトホース市長をはじめとする市民訪問団41名を本市に迎え、提携40周年記念式典等を行った。平成28年5月12日には姉妹都市提携45周年を迎え、松戸市長、松戸市議会議長、そして公募の市民など総勢53名がホワイトホース市を訪れ、開催された記念式典において姉妹都市再調印を行った。令和3年5月12日には姉妹都市提携50周年を迎え、新型コロナウイルス感染症の影響により、ホワイトホース市からの記念訪問団の受入は中止されたが、記念植樹式、両市長オンライン会談等、50周年を記念する事業が両市で開催された。

また姉妹都市友好の促進と両市の緑化推進を図るため、5月12日をグリーン・ツリー・デー（樹の日）と定め、例年両市で同時に植樹を行うこととしている。

○ ホワイトホース市の概要

ホワイトホース市は、ビクトリア州都メルボルンの中心より東方に約9マイル（14.4km）に位置し面積64.3km²、人口約178,000人で、メルボルンへの通勤通学者が多く住む。また、ガーデンシティとも呼ばれるほど緑が多く、充実した学園都市としても名高い。

○ 提携後の交流

提携以来、本市とホワイトホース市双方向の訪問や、中・高生など青少年を中心とした市民レベルでの交流が活発に行われている。

4. 名誉市民

〔秘書課〕

名誉市民の称号は、松戸市民または本市に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、または文化の進展に貢献し、その功績が卓絶であるものに対して贈り、その功労をたたえ、もって広く市民敬愛の対象として、郷土愛の高揚に資するものである。

(昭和49年4月1日 制定)

5. 市民栄誉賞

市民栄誉賞は、松戸市民または本市に縁故の深い個人もしくは団体で、本市の誇りとなる顕著な業績をあげ、本市の誉れとしてふさわしいものに対し、その栄誉をたたえ、もって市民のふるさと意識の高揚を図るものである。

(平成11年7月1日 制定)



松戸市民憲章

私たちは、縄文の昔より悠久とした時の流れにはぐくまれた、
この大地を郷土とする松戸市民です。

私たちは、このまちを誇りとし、輝かしい未来の実現と、かけ
がえのない地球と文明との永遠の調和を求め、自らの責任のもと、
全市民共通の願いとして、ここに松戸市民憲章を定めます。

1. 私たちは、自然をいつくしみ、豊かな心を育てます。
1. 私たちは、共に助けあい、
健康で明るい社会を築きます。
1. 私たちは、伝統を守り、新しい文化をはぐくみます。
1. 私たちは、郷土を愛し、
希望と活力にあふれるまちをつくります。
1. 私たちは、平和を尊び、
広い視野をもつ国際人をめざします。

平成5年4月1日制定

第 2 章

議 会

=内 容=

第1節 議会の概要	19	2. 委員会	24
第2節 議会の構成	19	(1) 常任委員会	24
1. 組織	19	(2) 議会運営委員会	25
2. 議員	20	(3) 特別委員会	25
(1) 議員名簿	20	3. 各種会議	25
(2) 党・会派別議員数	21	4. 議会基本条例	25
(3) 年齢別・当選回数別議員数	21	5. 特別委員会の設置状況	26
(4) 平均年齢	21	第4節 議会棟	27
3. 常任委員会及び議会運営委員会	22	1. 構造・規模	27
4. 各種会議	22	第5節 予算	27
(1) 広報委員会	22	1. 予算総額	27
(2) 全員協議会	22	第6節 報酬・費用弁償	27
第3節 議会の活動状況	23	1. 報酬	27
1. 本会議	23	2. 費用弁償	27
(1) 活動状況	23	3. 行政視察旅費	27
ア 市長提出議案	23	第7節 議会事務局	28
イ 議員提出議案	23	1. 組織・機構	28
ウ 請願・陳情受理及び処理状況	24	2. 刊行物	28
(2) 傍聴状況	24	3. 議会図書室	28

第 1 節 議 会 の 概 要

本市議会は、昭和18年4月1日に松戸市制が施行された翌月の5月25日に議員30人（定数）の選挙が行われ、翌月の14日に初めての市議会が招集されました。

昭和21年4月17日、国において帝国憲法改正案が発表され、この趣旨にのっとり都制、府県制、市制、町村制の一部改正案が第90帝国議会に提出され、大修正のうえ、同年9月27日に公布されました。さらに同年10月には、地方制度調査会が設けられ、地方自治制度、公務員制度、地方財政制度等の改正について同会に諮問し、翌年2月に答申され、これに基づき地方制度に関する綜合法規としての地方自治法案が作成され、第92帝国議会に提出、昭和22年4月17日公布となりました。そして、前年の11月3日に公布された新憲法とともに、同年5月3日に施行されました。

このように、民主化の具体的構想が示され、地方分権の強化が明示されてきた昭和22年4月30日に、2回目の市議会議員（定数30人）の選挙が行われました。なお、この時の立候補者数は43人です。

その後、人口増加に伴い、法定議員数が30人から36人となりましたが、昭和26年4月4日に定数を30人とする条例を制定し、選挙（昭和26年4月23日投票）が行われました。

昭和29年10月に、定数条例の一部を改正し定数を32人とし、さらに昭和41年10月1日に同条例を廃止する条例を制定し、これにより8人増の40人と法定議員数どおりとしました。

昭和49年には、法定議員数が44人となりましたが、再び定数を減少する条例（昭和49年7月1日）を制定し、40人としたが、昭和53年9月29日に、同条例を廃止し、法定議員数どおりの48人としました。

昭和57年11月選挙にあたり、法定議員数が52人となりますが、同年6月定例会において再び定数を減少する条例を制定し、条例定数を48人としました。

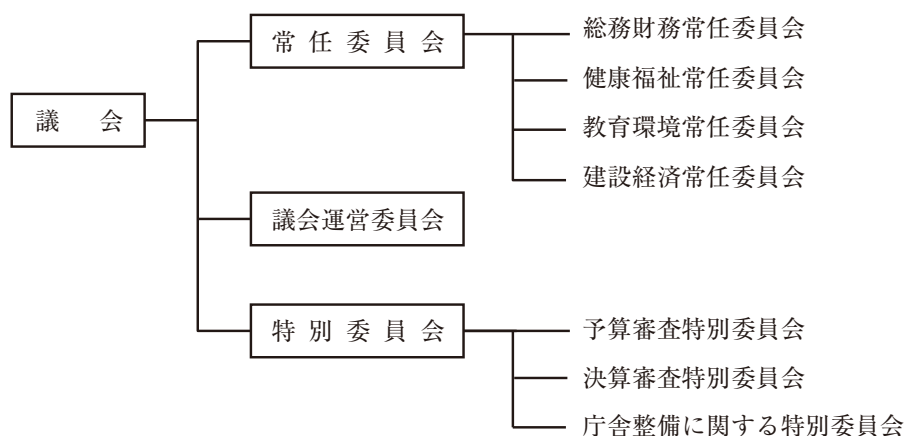
平成10年6月定例会において減少条例を改正し条例定数を46人とする議員提出議案が可決され、同年11月の一般選挙より適用となりました。

平成11年7月16日には、地方分権の流れの中、地方分権一括法が公布されました。それに伴い、平成12年4月1日に地方自治法が改正され、市町村の議員定数は条例で定めることとなりました。本市ではそれに先立ち平成12年3月定例会において、議員定数を46人とする市議会議員定数条例を制定し、平成15年1月1日以降の一般選挙から適用しました。

また、平成22年9月定例会において議員定数を44人とする議員提出議案が可決され、平成22年11月21日の一般選挙から適用しました。

第 2 節 議 会 の 構 成

1. 組 織



2. 議 員

条例定数 44人（平成22年8月27日定数条例制定） 現員 44人

任 期 令和4年11月27日～令和8年11月26日

議 長 杉 山 由 祥
副議長 織 原 正 幸

(1) 議 員 名 簿（令和6年7月1日現在）

議席	会 派 名	氏 名	郵便番号	住 所（事務所含む）	TEL	委員会名	期別
1	日本共産党	嶋村 新一	270-0021	小金原6丁目7 小金原団地17-401	047-342-4923	教育環境	1
2	無 所 属	湯 浅 文	270-2225	東松戸	090-8561-7707	健康福祉	1
3	無 所 属	嶋 原 舞	270-0021	小金原1丁目36-25	070-1498-9506	健康福祉	1
5	まつどみらい	柿 沼 光 利	270-2241	松戸新田138-6	047-363-0685	教育環境	1
6	まつどみらい	田 中 睦 生	270-0034	新松戸5丁目178 ナイトパストラル参番街A-104	090-1500-3331	総務財務	1
7	まつどみらい	石 塚 裕	270-2241	松戸新田472-12	090-1999-5232	健康福祉	1
8	公 明 党	芦 田 満 春	270-2251	金ヶ作	090-6167-4333	建設経済	1
9	公 明 党	丹 呉 顕 子	270-2251	金ヶ作	047-389-3529	教育環境	1
10	公 明 党	井 出 昌 子	270-0022	栗ヶ沢	047-389-2891	総務財務	1
11	市民クラブ	広 瀬 優 斗	270-2261	常盤平3丁目20-14-202	090-6001-9978	建設経済	1
12	市民クラブ	大 和 山 太 郎	270-2203	六高台5丁目93	090-9813-0751	教育環境	1
13	市民クラブ	西 田 善 昭	270-2221	紙敷1404-6	080-5413-3634	健康福祉	1
14	日本共産党	ミール 計恵	270-2241	松戸新田3-17	090-4810-4828	建設経済	2
15	立憲民主党	戸 張 友 子	271-0062	栄町5丁目313-1 東和マンション101	047-712-2012	教育環境	2
16	政策実現フォーラム・社民	増 田 薫		非公表	047-361-2103	教育環境	3
17	政策実現フォーラム・社民	D E L I	271-0076	岩瀬473-1 松戸ハイム102	047-710-9469	総務財務	3
18	無 所 属	鷹 野 聡	270-2261	常盤平1丁目5-19 ヌーン伊藤102	050-3488-3906	建設経済	2
19	まつどみらい	岡 本 優 子	270-2231	稔台1丁目15-19 シャルム川上101	080-8870-1974	総務財務	2
20	市民クラブ	中 村 典 子		非公表	080-9576-1637	教育環境	2
21	公 明 党	鈴 木 智 明	270-2241	松戸新田	047-363-5187	健康福祉	3
22	公 明 党	岩 瀬 麻 理	270-0034	新松戸	047-345-8557	教育環境	3
23	公 明 党	松 尾 尚	271-0062	栄町	047-360-5337	教育環境	3
24	市民クラブ	大 塚 健 児	270-2225	東松戸1丁目6-3 ヴェルナ東松戸501	080-5099-9509	建設経済	3
25	市民クラブ	大 谷 茂 範	270-0003	東平賀544-4	050-3383-4189	総務財務	3
26	日本共産党	山 口 正 子	271-0063	北松戸2丁目10-1 ビェッパ-北松戸マークフォート503	047-349-1544	健康福祉	4
27	無 所 属	山 中 啓 之	270-0034	新松戸1丁目138-101	047-348-3933	建設経済	5
28	立憲民主党	関 根 ジ ロ ー	271-0063	北松戸2丁目14-4	090-5766-6891	建設経済	4
29	政策実現フォーラム・社民	原 裕 二	271-0064	上本郷905	070-5540-9565	建設経済	4
30	まつどみらい	大 橋 博	270-2214	松飛台	047-389-9788	建設経済	4
31	公 明 党	高 橋 伸 之	270-2252	千駄堀	047-344-5193	総務財務	4

議席	会 派 名	氏 名	郵便番号	住 所 (事務所含む)	TEL	委員会名	期別
32	公 明 党	伊 東 英 一	271-0075	胡録台	047-367-4467	健康福祉	4
33	市 民 ク ラ ブ	鈴 木 大 介		非公表	047-315-4789	教育環境	4
34	市 民 ク ラ ブ	石 井 勇	270-2204	六実4丁目9-2	047-388-1301	総務財務	4
35	市 民 ク ラ ブ	渋谷 剛 士	270-0021	小金原4丁目36-5	047-341-1211	健康福祉	5
36	日 本 共 産 党	宇津野 史行	270-2252	千駄堀819-7	070-6569-6858	総務財務	6
37	政策実現フォーラム・社民	工 藤 鈴 子	271-0094	上矢切1451-4	047-368-9362	健康福祉	6
38	立 憲 民 主 党	二 階 堂 剛	270-2267	牧の原2-5 牧の原公園住宅2-5-301	047-386-2984	総務財務	10
39	公 明 党	飯 箸 公 明	270-2231	稔台	047-366-8028	総務財務	5
40	公 明 党	織 原 正 幸	270-0034	新松戸	047-349-7927	建設経済	5
41	市 民 ク ラ ブ	箕 輪 信 矢	270-2251	金ヶ作418-94	047-384-0719	健康福祉	5
43	市 民 ク ラ ブ	杉 山 由 祥	270-0034	新松戸	047-344-7841	建設経済	5
44	市 民 ク ラ ブ	市 川 恵 一	270-0031	横須賀1丁目22-17	090-3009-3426	総務財務	5
45	市 民 ク ラ ブ	深 山 能 一	271-0096	下矢切299	047-361-2288	健康福祉	6
46	市 民 ク ラ ブ	末 松 裕 人	271-0087	三矢小台5丁目24-4	047-366-6605	教育環境	8

(2) 党・会派別議員数 (令和6年4月1日現在)

会派	党派	公明党	自由民主党	立憲民主党	日本共産党	日本維新の会	参政党	社会民主党	NHK党	無所属	計
市民クラブ			5						1	8	14
公明党		10									10
まつどみらい				1		2	1			1	5
日本共産党					4						4
政策実現フォーラム・社民								1		3	4
立憲民主党				3							3
無所属							1			3	4
計		10	5	4	4	2	2	1	1	15	44

※党派は立候補届け出時

(3) 年齢別・当選回数別議員数 (令和6年4月1日現在)

年齢	当選回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
20～29歳		1										1
30～39歳		1			1							2
40～49歳		4	1	4	1	3	1					14
50～59歳		5	3	2	3	2			1			16
60～69歳		1	1	1	2	2	1				1	9
70歳以上					1		1					2
計		12	5	7	8	7	3	0	1	0	1	44

(4) 平均年齢 53.77歳 (令和6年4月1日現在)

3. 常任委員会及び議会運営委員会

名 称	定 数	所 管 事 項
総務財務 常任委員会	各11人	会計管理者、総務部、総合政策部、財務部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会及び消防局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
健康福祉 常任委員会		健康医療部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項
教育環境 常任委員会		市民部、文化スポーツ部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項
建設経済 常任委員会		経済振興部、街づくり部、建設部、都市再生部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項
議会運営委員会	14人	議会の運営に関すること 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項

4. 各種会議

(1) 広報委員会

議会報の編集・企画発行、インターネットの活用、議会ホームページに関すること等について協議します。

(2) 全員協議会

市政及び議会に係る諸事項について協議します。

第 3 節 議会の活動状況

1. 本 会 議

(1) 活動状況（令和5年度）

ア 市長提出議案

区 分	会期 日数	本会議 日数	提 出 議 案							議 決 結 果								
			条 例	当 初 予 算	補 正 予 算	決 算	専 決 処 分	契 約	そ の 他	計	可 決	修 正 議 決	同 意	認 定	承 認	否 決	継 続 審 査	計
5月臨時会	3	2					3		1	4					3	1		4
6月定例会	19	7	2		2				3	2	9	4		5				9
9月定例会	24	7	4		4	12	1	1	8	30	8		9	12	1			30
12月定例会	19	7	10		3				1	7	21	13		6			2	21
3月定例会	33	6	24	12	10		1		5	52	※48		5		1			54
合 計	98	29	40	12	19	12	5	5	23	116	73	0	25	12	5	1	2	118

※継続審査2件含む

イ 議員提出議案

区 分	提 出 議 案					議 決 結 果			
	条 例	意 見 書	宣 言 ・ 決 議	そ の 他	計	可 決	否 決	継 続 審 査	計
6月定例会		7			7	2	5		7
9月定例会		5			5	2	3		5
12月定例会		13			13	4	9		13
3月定例会	3	9	1	1	14	8	6		14
合 計	3	34	1	1	39	16	23	0	39

ウ 請願・陳情受理及び処理状況（令和5年度）

区 分		請 願	陳 情
受 理 状 況	前年度からの継続		
	6月定例会		
	9月定例会	5	1
	12月定例会		2
	3月定例会	1	
	合 計	6	3
処 理 状 況	採 択	1	
	一 部 採 択		
	不 採 択	5	1
	取 下 げ		
	審 議 未 了		
	翌年度への継続		
	不 上 程		2
	合 計	6	3

(2) 傍聴状況（令和5年度）

区 分	男	女	合 計
5月臨時会	16 人	17 人	33 人
6月定例会	56 人	48 人	104 人
9月定例会	55 人	53 人	108 人
12月定例会	51 人	32 人	83 人
3月定例会	43 人	37 人	80 人
合 計	221 人	187 人	408 人

2. 委 員 会

(1) 常任委員会（令和5年度）

区 分	開催回数	付託案件数（継続分含む）				
		条 例	補正予算	その他	請 願	陳 情
総務財務常任委員会	6	16	5		1	
健康福祉常任委員会	7	12	7	2		
教育環境常任委員会	5	4		6	5	1
建設経済常任委員会	6	8	7	3		
合 計	24	40	19	11	6	1

(2) 議会運営委員会（令和5年度）

開催回数	付託案件数
15	0

(3) 特別委員会（令和5年度）

区 分	開催日数	付託案件数
予算審査特別委員会	5	12
決算審査特別委員会	5	12
庁舎整備に関する特別委員会	8	1

※所管事務の特定調査に関する委員会開催等も含む

3. 各種会議（令和5年度）

区 分	開催回数
全 員 協 議 会	0
広 報 委 員 会	8

4. 議会基本条例

（制定日：平成20年12月18日・施行日：平成21年4月1日）

条例制定の発端は、議員間の「地方分権が進展する中、松戸市議会はこのままでいいのか」との議論から平成18年12月に各会派の議員からなる「議会を考える懇話会」が発足し、議会活性化に向けた協議がなされた。計10回の議論を重ね、19年11月に「今後の松戸市議会のあり方検討報告書」として議長に提出され、これを受けて議長は議会の活性化を実践するため、同年12月に「松戸市議会議会活性化委員会」を議長の諮問機関として設置。20年3月までの4か月間に10回の議論を重ね、議長に「松戸市議会議会活性化検討報告書」として提出され、同年6月議会において、議員全員の共通認識を図るため全員協議会を開催するとともに、本会議で委員長報告を行い市民、行政に発表した。その検討内容として、「議決事件の拡大」について議論がなされ、地方自治法第96条第2項の規定により条例化が必要なことから、これまでの議論を条文化した議会基本条例の制定に至った。

条例の施行は平成21年4月1日からであるが、実践できるものは実践していくという考えにより、施行前から議会への市民参加の観点から任意ではあるが、委員会での請願審査時に請願者からの意見陳述、また、議員間討議では委員長の議事整理権の範囲で委員間のフリートーキング制による意見交換の実施、さらに委員会の活動では、各常任委員会の所管事務調査事項を決定し、閉会中に委員会を開催し調査が行われている。結果として政策提言で、議会の意思を行政や市民に発信し、市の施策に議会の意思を反映させることを目指し、議会の活性化に着手している。上記の活動が徐々にではあるが軌道に乗っており、議員それぞれが共通認識を持つことにより、議会活性化への意識が高まりつつある。

5. 特別委員会の設置状況（昭和40年度以降）

名 称	定数	調 査 事 項	設 置 期 間
病院建設特別委員会	13	病院の移転建設に伴う諸問題調査	S. 40. 3. 30～40. 12. 7
下水道整備調査特別委員会	12	下水道整備の基本計画の調査	S. 40. 3. 30～41. 3. 22
国鉄問題対策特別委員会	12	常磐線の複々線化事業の推進、武蔵野東線・小金線建設事業の推進	S. 41. 12. 26～44. 9. 30
市庁舎増築調査特別委員会	14	増築に伴う基本的諸問題調査	S. 42. 10. 3～43. 3. 11
市政調査特別委員会	13	金ヶ作第2次土地区画整理事業の諸案件	S. 43. 3. 29～43. 10. 1
庁舎建設調査特別委員会	12	庁舎の総合計画の基本的諸問題調査	S. 48. 10. 5～49. 10. 1
松戸市公設地方卸売市場整備計画調査特別委員会	13	市場整備統合計画・市場基本計画・市場整備統合に伴う財政計画の調査	S. 52. 6. 29～53. 9. 29
松戸市環境整備対策特別委員会	19	（仮称）第二清掃工場建設促進・し尿処理施設の改善と将来計画・ゴミ分別収集の強化について調査	S. 52. 9. 28～53. 10. 25
松戸市営白井聖地公園建設事業対策特別委員会	12	市営白井聖地公園建設事業計画の調査・研究	S. 59. 6. 27～61. 11. 26
松戸市立美術館等建設特別委員会	12	美術館等建設にかかわる基本的事項を検討調査	S. 60. 3. 28～61. 11. 26
松戸市営白井聖地公園建設事業対策特別委員会	13	事業の円滑な推進を図るため墓地の分譲方法及び管理方法を調査研究	S. 61. 12. 20～63. 9. 27
国有資産等取得対策特別委員会	13	国有資産等を譲り受け、公共施設の整備・促進に努めるための調査・検討	S. 62. 9. 21～H. 2. 11. 26
文化施設建設対策特別委員会	15	文化施設の建設に関する調査研究	S. 63. 9. 27～H. 2. 11. 26
国有資産等取得対策特別委員会	13	国有資産等を譲り受け、公共施設の整備・促進に努めるための調査・検討	H. 2. 12. 25～6. 9. 26
松戸駅東口斜面緑地検査特別委員会	13	松戸駅の東口斜面緑地に関する事務の検査	H. 4. 6. 19～4. 9. 22
市政改革等調査特別委員会	12	議長選における贈賄事件に関する事項、市長選における買収事件に関する事項、綱紀肅正と再発防止に関する事項	H. 6. 2. 17～6. 5. 13
基本構想審査特別委員会	11	平成32年を目標年次とし、行政運営の指針となる基本構想の審査	H. 9. 12. 8～9. 12. 16
市立病院検討特別委員会 （旧市立病院建設検討特別委員会）	12	市立2病院の今後のあり方と建て替え等に関する事項	H. 13. 12. 18～14. 11. 26 H. 15. 3. 27～18. 11. 26 H. 18. 12. 22～22. 11. 26 H. 22. 12. 6～26. 11. 26 H. 26. 12. 8～30. 11. 26 ※H27. 6. 9 名称変更
議会内発言調査特別委員会	12	議会における発言について100条調査権に基づく調査	H. 14. 12. 24～15. 3. 3
公共施設再編検討特別委員会	12	新庁舎建て替え等に関する方針及び公共施設再編のあり方を検討	R. 3. 6. 23～4. 11. 26
庁舎整備に関する特別委員会	11	庁舎整備や連動する諸課題に関し検討・協議	R. 4. 12. 23～

第 4 節 議 会 棟

1. 構造・規模

構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造		
規 模	地下1階、地上4階		
延べ床面積	3,868㎡		
工 期	着工 昭和52年12月22日	竣工 昭和53年10月31日	

第 5 節 予 算

1. 予算総額 816,149,000円（令和6年度）

（内訳）

報 酬	313,927,000円	需 用 費	8,468,000円
給 料	87,624,000	役 務 費	4,409,000
職 員 手 当 等	205,159,000	委 託 料	11,188,000
共 済 費	123,786,000	使 用 料 及 び 賃 借 料	13,149,000
報 償 費	340,000	備 品 購 入 費	300,000
旅 費	17,648,000	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	29,251,000
交 際 費	900,000	（うち政務活動費）	26,400,000

第 6 節 報 酬 ・ 費 用 弁 償

1. 報酬（月額）

区 分	平成元年4月1日施行	平成3年7月1日施行	平成5年1月1日施行
議 長	640,000円	680,000円	720,000円
副議長	580,000	620,000	660,000
議 員	510,000	550,000	590,000

2. 費用弁償

区 分	車賃／1 km	日当／1日	宿泊料／1夜	食卓料／1夜
議 長	37円	3,000円	15,300円	3,000円
副議長				
議 員				

3. 行政視察旅費

議員1人当たり	常任委員会	69,580円	以内
	議会運営委員会	69,580円	〃
	広報委員会	69,580円	〃

第 7 節 議 会 事 務 局

1. 組織・機構 [定数21人、現員21人]

局 長 — 庶務課長－課長補佐－主査（2人）－主任主事（3人）－再任用職員
 議事調査課長－課長補佐（3人）－主幹－主査（4人）－主任主事（3人）

2. 刊行物

「会議録」 定例会会議録は次期定例会までに作成し、行政資料センター、国会図書館等に配布しています。臨時会会議録についても定例会と同時作成しています。

「議会だより」 議会の活動状況を一般市民に周知するため、本会議・委員会等の関係記事を掲載し、発行しています。（昭和35年4月25日創刊）

規 格 タブロイド判8頁（年4回）カラー4色刷り

発行回数 年4回（定例会の翌々月1日発行）

発行部数 131,392部（令和6年5月発行分）

配布方法 新聞折込、市施設、市内各駅等

3. 議会図書室

本市議会図書室は昭和28年に設置され、議員の調査研究に資するとともに関係職員の利用にも供しています。図書室には、市政参考図書、法令・政治経済図書、一般図書など3,060冊を蔵書するほか、政府、県からの官報及び県報等の刊行物、各種雑誌、資料などの整備保存をしています。

[分類別蔵書数]

（令和6年3月31日現在）

分 類	冊 数	分 類	冊 数
0 総 記	443	6 産 業	62
1 哲 学	4	7 芸 術	8
2 歴 史	30	8 言 語	111
3 社 会 科 学	2,244	9 文 学	6
4 自 然 科 学	65	加 除	39
5 技 術	53	合 計	3,065

「会議録検索システム」

平成2年3月以降の定例会・臨時会会議録と平成19年3月定例会以降の常任委員会、予算・決算審査特別委員会及び平成24年度以降の議会運営委員会の会議記録検索が可能。平成14年8月よりインターネットへ公開。

「松戸市議会ホームページ」（平成15年11月開設）

市のホームページに議会の概要、議員名簿等を掲載していたが、開設後は、更に審議結果、議会だより等も掲載し情報公開を進めている。

「本会議インターネット中継」

より多くの市民が議会を視聴できるよう平成17年6月よりインターネットによる本会議の録画中継、また平成22年6月定例会よりライブ中継を実施。さらに令和6年6月定例会よりライブ中継における字幕配信を開始。

「発言の字幕表示（本会議場傍聴席）」

令和6年6月定例会から本会議場傍聴席にモニターを設置し、AIによる音声認識により本会議における発言をリアルタイムで字幕表示する取り組みを開始。

第 3 章

総 務

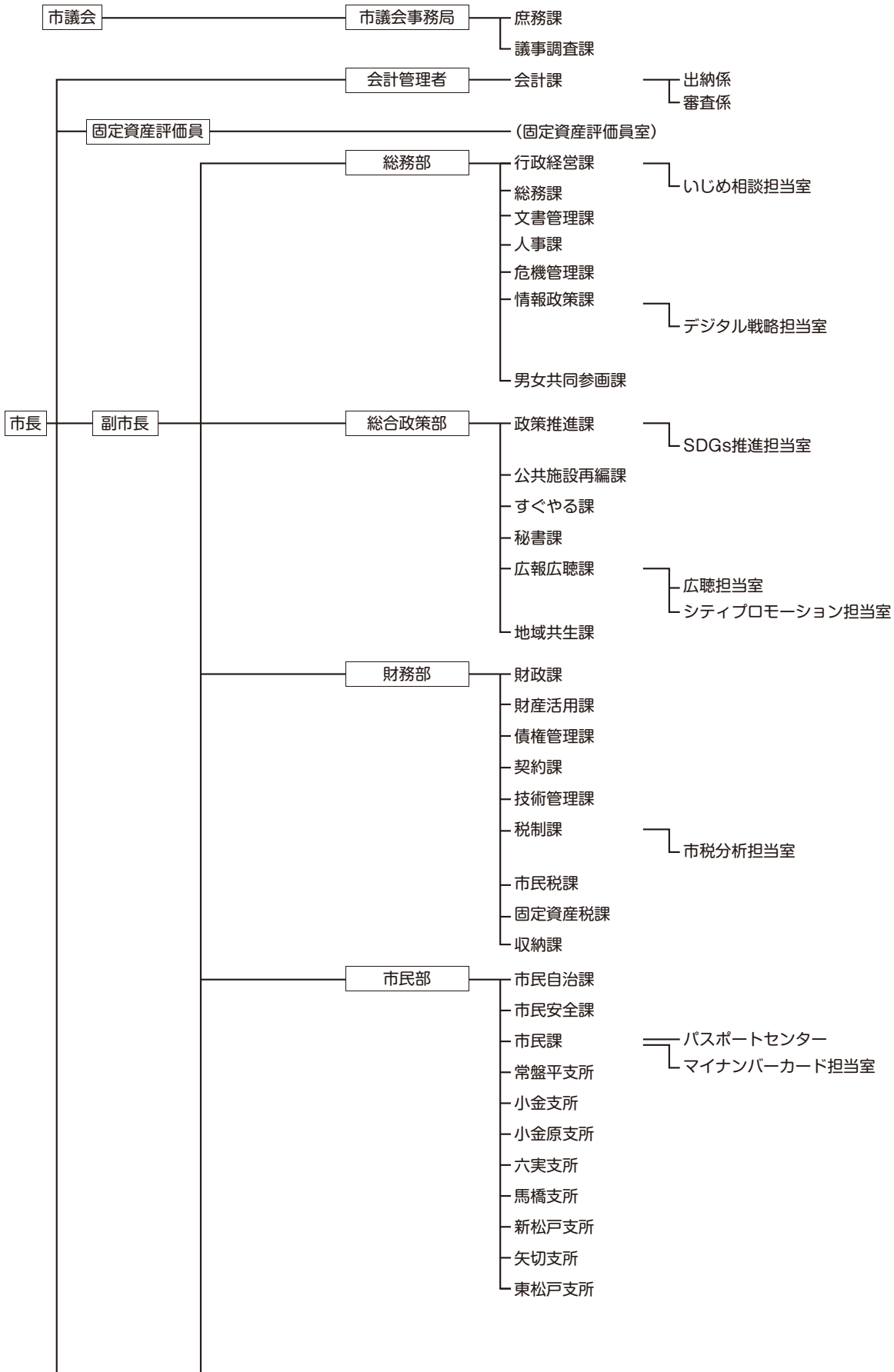
=内 容=

第1節 組織・機構	29	第5節 男女共同参画	45
1. 組織 図	29	1. 男女共同参画センターのあゆみ	45
2. 職員 数	34	2. 令和5年度事業	45
3. 特別職の報酬・給料	35	(1) 松戸市男女共同参画推進会議	45
第2節 委員会及び委員	36	(2) 松戸市男女共同参画推進協議会	45
1. 教育委員会	36	(3) 男女共同参画週間記念講演会	46
2. 選挙管理委員会	37	(4) ゆうまつどフェスタ 2023	46
3. 監査委員	38	(5) 開催講座等	46
4. 公平委員会	38	(6) 居場所事業	48
5. 農業委員会	38	(7) 国・県等の事業参加支援	48
6. 固定資産評価審査委員会	38	(8) 情報の提供	48
第3節 事務改善	39	(9) まつど女性就労・両立支援相談	49
1. 情報化の推進	39	(10) こころの相談	49
2. 電算化の変遷	39	3. 施設の概要	49
第4節 情報公開	41	第6節 災害対策	50
1. 情報公開制度の概要	41	1. 防災体制の充実	50
(1) 制度を実施する機関	41	2. 松戸市地域防災計画	50
(2) 開示請求できる公文書	41	3. 防災意識の周知	50
(3) 開示請求ができる方	41	4. 自主防災組織の育成	50
(4) 制度を利用する方の責務	41	5. 自主防災組織補助金制度	51
(5) 開示されない公文書	41	(1) 目 的	51
(6) 決定に不服がある場合	42	(2) 補助金交付の対象	51
(7) 請求から開示まで	42	(3) 補助金交付の額	51
(8) 費 用	42	(4) 補助対象防災資器材	51
2. 公文書公開の実施状況	43	6. 松戸市防災行政用無線局の設置	52
3. 審議会等の会議公開制度	44	7. 気象情報収集	52
(1) 対象となる審議会等	44	8. 災害用備蓄資器材等の整備	53
(2) 会議の原則公開	44	9. 災害用備蓄倉庫の整備	53
(3) 会議の非公開の決定	44	10. 援 護	53
(4) 会議開催の周知	44	(1) 災害見舞金制度（市）	53
(5) 会議録等の閲覧	44	(2) 災害弔慰金及び災害援護資金貸付制度（国）	54
(6) 会議の傍聴	44		

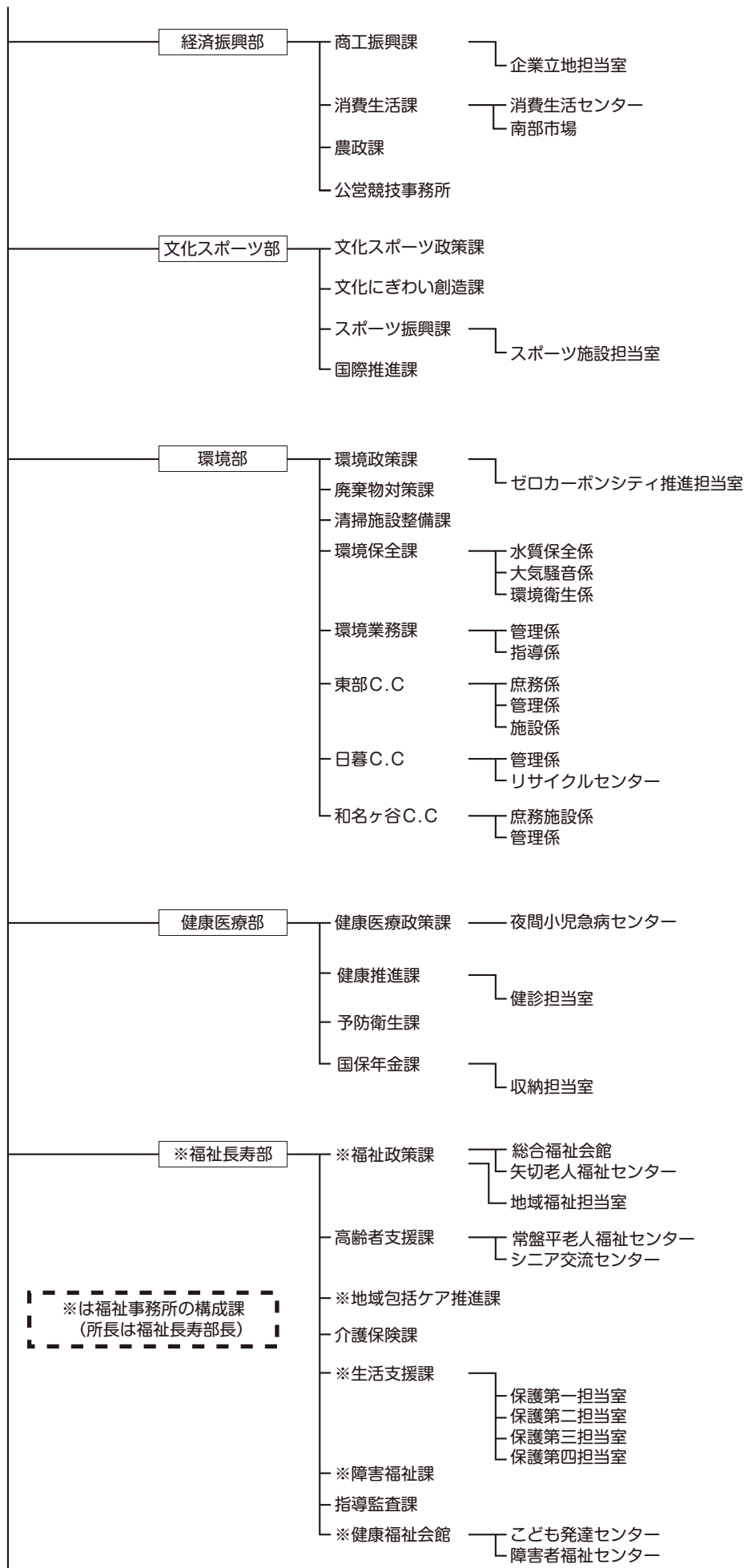
第 1 節 組織・機構

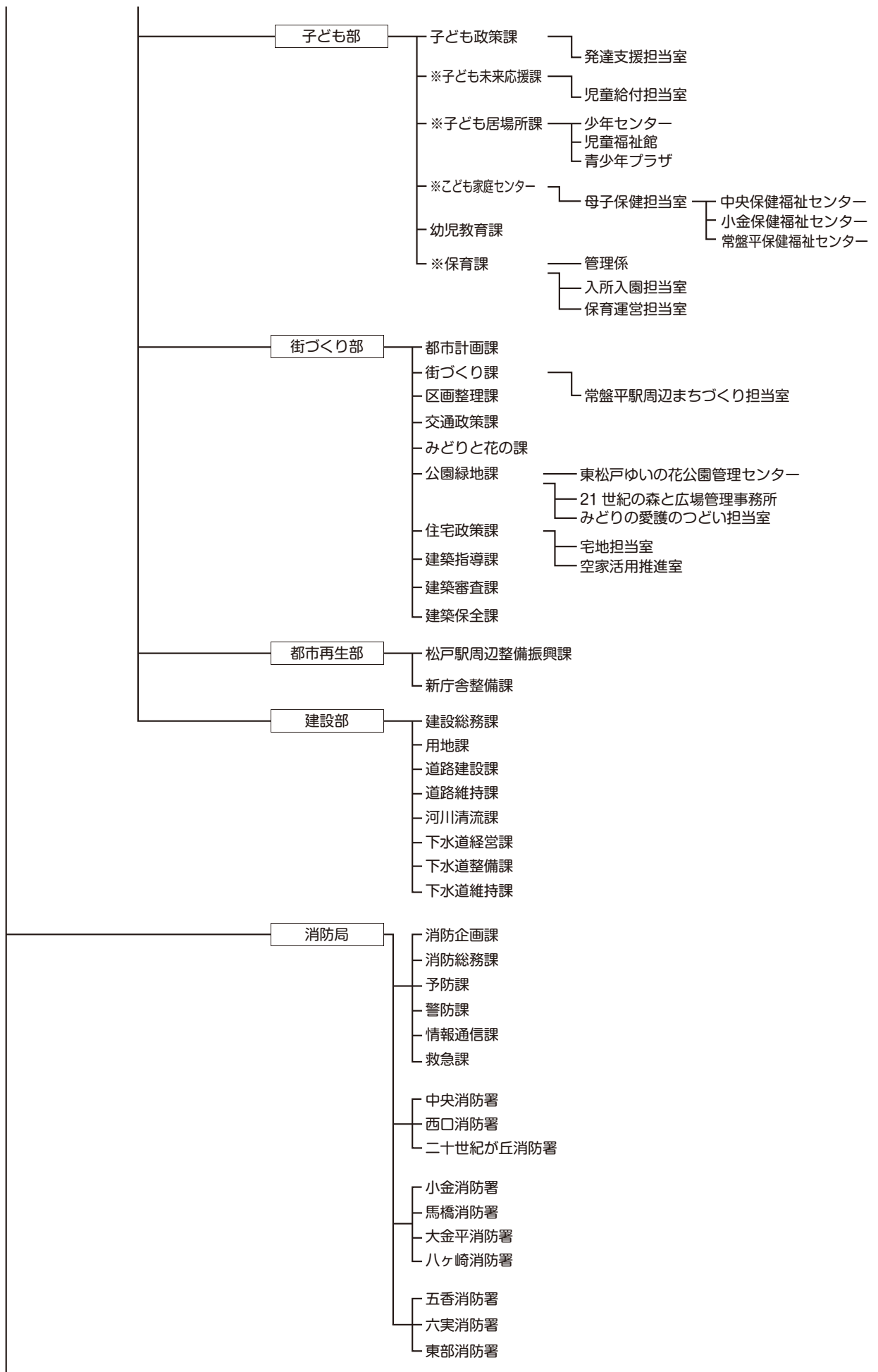
〔行政経営課〕

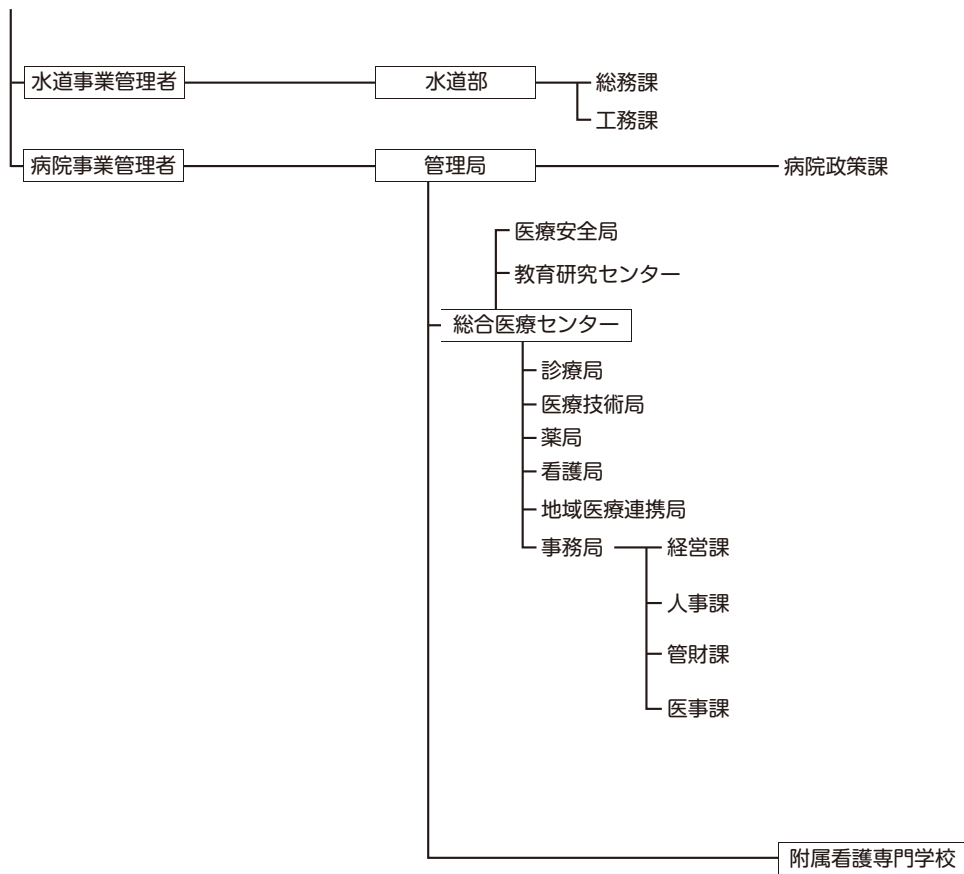
1. 松戸市行政組織図（令和6年4月1日）

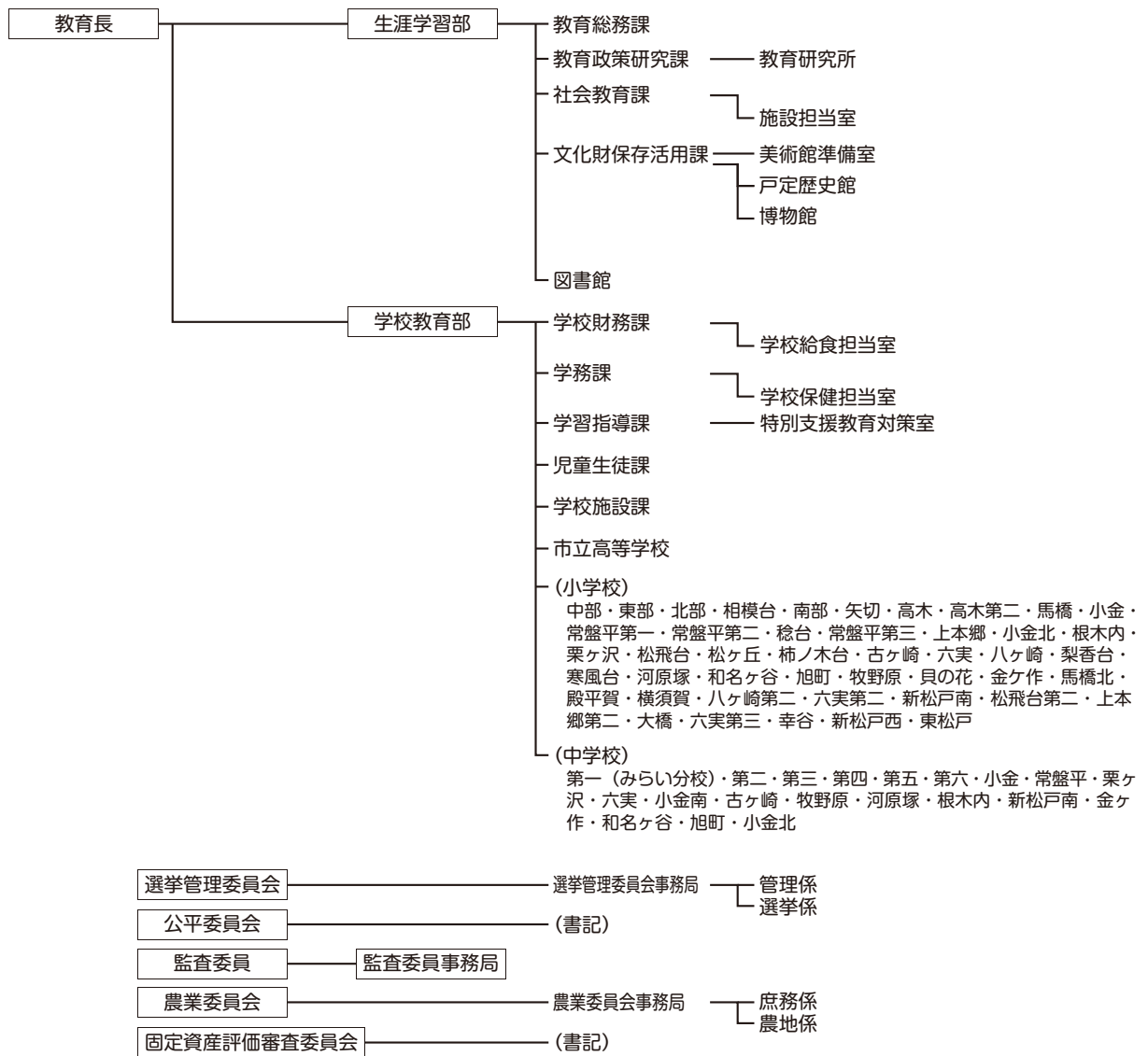


総務









〈外郭団体〉

- 公益財団法人松戸市国際交流協会 (所管：文化スポーツ部国際推進課)
- 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会 (所管：福祉長寿部福祉政策課地域福祉担当室)
- 公益社団法人松戸市シルバー人材センター (所管：福祉長寿部高齢者支援課)
- 公益財団法人松戸みどりと花の基金 (所管：街づくり部みどりと花の課)
- 公益財団法人松戸市文化振興財団 (所管：生涯学習部社会教育課)

2. 職 員 数

<定数関係> (注：外郭団体は除く)

組 織 名	R5.4.1			R6.4.1			増 減 数			
	条例定数	予算定数	現員数	条例定数	予算定数	現員数	条例定数	予算定数	現員数	
市長事務部局	2,043	2,043	2,046	2,073	2,061	2,091	30	18	45	
議会事務部局	21	20	20	21	21	21	0	1	1	
公営 企業	病院企業	1,265	1,155	1,173	1,254	1,150	1,174	△11	△5	1
	水道企業	22	21	21	22	21	21	0	0	0
選挙管理委員会事務部局	10	9	9	10	9	9	0	0	0	
監査委員事務部局	13	11	11	13	11	12	0	0	1	
消 防	508	508	507	520	520	522	12	12	15	
農業委員会事務部局	8	7	7	8	6	6	0	△1	△1	
教育委員会事務部局	476	462	451	445	437	435	△31	△25	△16	
合 計	4,366	4,236	4,245	4,366	4,236	4,291	0	0	46	

<組織関係> (注：病院組織については管理局のみ算入、学校組織については高等学校のみ算入) (幼稚園、小学校、中学校は除く)

組 織 名	組 織 の 設 置 数 (R5.4.1)			組 織 の 設 置 数 (R6.4.1)			増 減 数		
	部	課	係 (担当室含む)	部	課	係 (担当室含む)	部	課	係 (担当室含む)
市長事務部局	12	85	74	13	88	75	1	3	1
議会事務部局	1	2	0	1	2	0	0	0	0
公営 企業	病院企業	1	6	0	1	5	0	△1	0
	水道企業	0	2	0	0	2	0	0	0
選挙管理委員会事務部局	0	1	2	0	1	2	0	0	0
監査委員事務部局	1	0	0	1	0	0	0	0	0
消 防	1	16	0	1	16	0	0	0	0
農業委員会事務部局	0	1	2	0	1	2	0	0	0
教育委員会事務部局	2	12	8	2	11	8	0	△1	0
合 計	18	125	86	19	126	87	1	1	1

3. 特別職の報酬・給料

[人事課]

職名	給料又は報酬	備考	
市長	月額 1,050,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行	
副市長	月額 860,000 円以内	平成 5 年 1 月 1 日施行	
教育長	月額 760,000 円以内	平成 5 年 1 月 1 日施行	
水道事業管理者	月額 760,000 円以内	平成 5 年 1 月 1 日施行	
病院事業管理者	月額 760,000 円以内	平成 5 年 1 月 1 日施行	
監査委員	常勤委員	月額 760,000 円以内	平成 5 年 1 月 1 日施行
	識見者選出 非常勤委員	月額 119,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
	議会選出委員	月額 70,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
公平委員会	委員長	月額 36,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
	委員	月額 33,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
選挙管理委員会	委員長	月額 59,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
	委員	月額 47,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
農業委員会	会長	月額 68,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
	委員	月額 52,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
農地利用最適化推進委員	月額 47,000 円	平成 28 年 10 月 5 日施行	
教育委員会	委員	月額 92,000 円	平成 5 年 1 月 1 日施行
固定資産評価員	月額 250,000 円	平成 8 年 4 月 1 日施行	
固定資産評価 審査委員会	委員	日額 9,600 円	平成 5 年 1 月 1 日施行

第 2 節 委員会及び委員

1. 教育委員会〔教育総務課〕

○ 教育長 1名 教育委員 5名

○ 教育委員会会議の開催状況（令和5年度）

(回)

開催回数	13
定例会（原則として、毎月第2木曜日に開催）	12
臨時会（教育長が必要と認めるとき又は委員2人以上からの請求があったときに開催）	1

(件)

教育委員会会議に付した主な議案	49
① 教育行政の運営に関する基本方針を定めること。	1
② 教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃をすること。	10
③ 予算その他議会の議決を要する事件の議案について、市長に意見を申し出ること。	9
④ 教育機関の設置又は廃止をすること。	0
⑤ 教育機関の敷地の選定又は変更をすること。	0
⑥ 教育機関の施設の整備計画を定めること。	0
⑦ 校長、教員その他教育関係職員の人事の一般方針を定めること。	2
⑧ 教育長、部長、課長、教育機関（小学校及び中学校の県費負担教職員を除く）の職員の任免その他の人事に関する事。	4
⑨ 県費負担教職員の分限（傷病による休職を除く）、懲戒、校長の任免、その他の進退について内申すること。	0
⑩ 学校職員を除く教育関係職員の分限（傷病による休職を除く）及び懲戒の処分を行なうこと。	0
⑪ 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。	10
⑫ 教育功労者の表彰に関する事。	4
⑬ 市立小学校、中学校及び高等学校の通学区域を設定し、または変更すること。	1
⑭ 教科書用図書の採択及び教材の取り扱いに関する一般方針を定めること。	2
⑮ 教育関係職員の研修の実施に関する一般方針を定めること。	0
⑯ 文化財の指定及び選定並びに解除を行うこと。	2
⑰ 教育委員会がその当事者である争訟に関する事。	2
⑱ 請願及び重要な陳情の処理に関する事。	0
⑲ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。	1
⑳ 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事項。	1

※議案の項目は、「教育長に対する事務委任規則」第2条に基づき、教育委員会会議における審議が必要なものとなっています。

2. 選挙管理委員会〔選挙管理委員会事務局〕

- 委員数 4人
- 名簿登録者数 414,465人（登録基準日 R.6.6.1）
- 投票所の数 96箇所
- 選挙執行状況

選挙名	執行日	当日有権者数		投票者数	棄権者数	投票率
千葉県議会議員一般選挙	H. 23. 4. 10	389,740		147,676	242,064	37.89
衆議院議員総選挙	H. 24. 12. 16	6区	255,218	147,891	107,327	57.95
		7区	138,118	81,882	56,236	59.28
千葉県知事選挙	H. 25. 3. 17	387,548		104,436	283,112	26.95
参議院議員通常選挙	H. 25. 7. 21	393,814		196,047	197,767	49.78
松戸市長選挙	H. 26. 6. 15	387,099		137,649	249,450	35.56
松戸市議会議員一般選挙	H. 26. 11. 16	390,229		147,257	242,972	37.74
衆議院議員総選挙	H. 26. 12. 14	6区	256,650	124,651	131,999	48.57
		7区	138,035	69,590	68,445	50.41
千葉県議会議員一般選挙	H. 27. 4. 12	391,895		137,277	254,618	35.03
参議院議員通常選挙	H. 28. 7. 10	405,648		209,708	195,940	51.70
千葉県知事選挙	H. 29. 3. 26	402,951		104,788	298,163	26.01
衆議院議員総選挙	H. 29. 10. 22	6区	266,430	130,490	135,940	48.98
		7区	141,969	72,398	69,571	51.00
松戸市長選挙	H. 30. 6. 10	402,300		118,008	284,292	29.33
松戸市議会議員一般選挙	H. 30. 11. 18	406,185		147,018	259,167	36.19
千葉県議会議員一般選挙	H. 31. 4. 7	405,520		128,224	277,296	31.62
参議院議員通常選挙	R. 1. 7. 21	412,063		182,659	229,404	44.33
千葉県知事選挙	R. 3. 3. 21	408,537		137,640	270,897	33.69
衆議院議員総選挙	R. 3. 10. 31	6区	271,633	143,496	128,137	52.83
		7区	142,837	77,814	65,023	54.48
松戸市長選挙	R. 4. 6. 5	407,599		151,368	256,231	37.14
参議院議員通常選挙	R. 4. 7. 10	414,041		203,004	211,037	49.03
松戸市議会議員一般選挙	R. 4. 11. 20	410,019		142,776	267,243	34.82
千葉県議会議員一般選挙	R. 5. 4. 9	407,911		138,782	269,129	34.02

3. 監査委員〔監査委員事務局〕

- 委員 数 4人
識見を有する者 2人
議会選出の者 2人
※ 識見者のうち1人は常勤監査委員
- 定期監査 毎会計年度全課を対象とした財務監査を1回実施、抽出した工事に対する工事監査を1回実施
- 行政監査 設定したテーマに関する事務を対象として定期監査に合わせて実施
- 例月現金出納検査 毎月1回実施
- 決算審査 一般・特別会計、基金及び企業会計について決算審査意見書を提出
- 健全化判断比率等審査 財政状況について、健全化判断比率等審査意見書を提出
- その他 財政援助団体等監査

4. 公平委員会〔公平委員会事務局〕

- 委員 数 3人
- 設置年月日 昭和26年7月20日

5. 農業委員会〔農業委員会事務局〕（ ）内は定数

- 委員 数 20人(21)
農業委員会の委員 14人(14)
松戸市農地利用最適化推進委員 6人(7)
- 設置年月日 昭和26年7月20日

6. 固定資産評価審査委員会〔税制課〕

- 委員 数 3人
- 設置年月日 昭和26年9月29日

第 3 節 事 務 改 善

〔情報政策課〕

総務

1. 情報化の推進

情報化の理念は、「行政が提供するすべてのサービスを情報通信技術を最大限に利用・活用し、快適で利便性の高い生活ができる市民社会を実現」することです。この理念を実現するため、6つの目標を定めています。

- (1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービス
- (2) 行政事務のプロセスの簡素化・効率化の推進
- (3) 行政の透明性の確立
- (4) 都市経営の強化
- (5) 情報通信基盤の整備
- (6) 推進体制の整備

2. 電算化の変遷

市民サービス向上を図るため、昭和 58 年 10 月から稼働した「住民・印鑑オンラインシステム」をはじめとして、「税・宛名オンラインシステム」「国保オンラインシステム」「介護保険システム」「生活保護システム」などのシステムを構築し、事務の効率化を行ってきました。

平成 19 年 11 月には、全庁的な基幹系情報システムを「オープンシステム」へ移行することで、更なるシステムの最適化と業務改善を図りました。

また、平成 23 年度に策定した「松戸市住民系基幹情報システム全体再構築計画」を基に、平成 26 年 11 月より、業務継続と重要データの保護を目的とし、国内最高峰のデータセンターと仮想化基盤を活用した「基幹系システムプライベートクラウド」、情報セキュリティの向上を目的とし、生体認証でのパソコン・システムへのログインを行う「基幹系シングルサインオン・指ハイブリッド認証」等が稼働いたしました。

このほか、情報通信技術の発展に伴い、インターネットを利用した「Webシステム」やシステムを所有しないで利用する「ASPサービス」などの活用、また、ひとつのシステムを複数の自治体で利用する「共同利用システム」への参加、デジタル化の推進として、令和3年2月に「総合案内AIチャットボット」が稼働しました。さらに、デジタル化を喫緊の課題と捉え、国の動向を踏まえながら、本市の目指すべき姿や基本的な考え方を統一し、示すためのガイドラインとして「松戸市行政デジタル化ビジョン」を策定し、令和6年4月に第二版に改版しております。令和3年4月には起案文書の電子決裁をはじめ、令和4年2月のテレワークシステム及び10月のオンライン申請システム、令和5年12月のオンライン相談システムの導入など、重点的に取り組む施策の対応を順次、行っています。

番号制度対応については、平成 28 年 1 月からの番号利用開始、又、自治体間や国、その他機関との情報連携のための調整及び準備を実施し、平成29年11月13日に本格運用を開始しました。

また、自治体情報セキュリティ強化対策事業への対応として、平成 29 年 5 月に内部事務系ネットワークとインターネット接続環境の分離、千葉県自治体情報セキュリティクラウドへの接続を実施し、高度なセキュリティ対策を図っています。

電 算 処 理 の 状 況

開始時期	事業名	開始時期	事業名
昭和45年 1月	給与計算	7年 9月	69歳医療費助成システム
4月	国民健康保険税賦課	9年 2月	老人医療オンラインシステム
10月	国民年金賦課、消込	11年 4月	新税オンラインシステム
46年 4月	上・下水道料金計算、消込	10月	介護保険システム
10月	人事記録	12年 4月	国民健康保険オンラインシステム
47年 4月	国民健康保険税消込	15年 4月	支援費システム
48年 4月	固定資産税消込	4月	乳幼児医療費助成システム
4月	清掃料金計算消込（従量制）	16年 6月	新児童手当システム
11月	住民記録	10月	新財務管理システム
49年 4月	公債台帳記録	17年 1月	新生活保護システム
4月	償却資産一品処理	4月	新職員健康管理システム
4月	清掃料金計算消込（人頭制）	10月	自動電話催告システム
12月	各種通知	18年 4月	建築 CAD システム
50年 4月	市県民税消込	19年 3月	障害認定支援システム
4月	軽自動車税賦課消込	4月	人事・給与システム
4月	国民健康保険資格得喪給付	4月	総合保健福祉システム
51年 4月	選挙事務	11月	住記・税・福祉等のシステムをオープンシステムへ移行
53年 4月	保育所保育料	12月	戸籍システム
4月	OCR 導入	20年 4月	後期高齢者医療システム
54年 4月	福祉年金	6月	公営住宅システム
55年 4月	老人年金	21年 8月	電子申請・届出システム
4月	保育所給食管理	22年 2月	公共施設インターネット予約システム
56年 4月	法人市民税	4月	特別債権管理システム
4月	気象・救急救助統計	10月	子育て支援情報システム
57年 11月	報償費等口座振込	10月	証明書コンビニ交付システム
12月	老人医療	24年 3月	内部情報系仮想デスクトップ導入
58年 6月	畜犬登録	3月	家庭児童相談システム
6月	特別土地保有税	3月	要援護者台帳システム
10月	住民・印鑑オンラインシステム	25年 4月	総合障害福祉システム
59年 4月	建設業者登録処理	6月	新総合保健福祉システム
6月	水田対策事業処理	26年 3月	被災者支援システム
7月	税・宛名オンラインシステム	8月	基幹系（統合）ネットワーク
60年 4月	市税過年度消込処理	11月	基幹系システムプライベートクラウド
61年 5月	老人保健法による健康審査通知	11月	基幹系シンクライアント導入
5月	職員健康管理	11月	基幹系シングルサインオン・指ハイブリッド認証導入
7月	印鑑カード化	11月	基幹系 PC デバイス制御・資産管理機能導入
8月	児童扶養手当処理	27年 4月	基幹系番号制度システム対応
62年 4月	財務会計オンラインシステム	6月	情報系 PC デバイス制御・資産管理機能導入
4月	各種手当受給者処理（福祉関係）	8月	情報系（統合）ネットワーク
平成元年 4月	福祉オンラインシステム	28年 11月	給与報償番号管理システム
2年 4月	生活保護オンラインシステム	29年 4月	文書管理システム
2年 6月	中学校給食管理システム	29年 5月	自治体情報セキュリティクラウド
3年 3月	契約管理システム	令和3年 2月	総合案内AIチャットボット
4月	戸籍管理システム	3年 4月	起案文書電子決裁システム
9月	住民票バックアップシステム	4年 2月	テレワークシステム
4年 4月	備品管理システム	10月	オンライン申請システム
6年 4月	法人市民税システム	10月	AI議事録作成システム
10月	外国人登録システム	5年 2月	非常時職員参集システム
7年 4月	幼児栄養管理システム	9月	総合内部事務システム
		12月	オンライン相談システム

第 4 節 情 報 公 開

[文書管理課]

総務

1. 情報公開制度の概要

情報公開制度は、「松戸市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんが市の保有する情報（公文書）を開示請求する権利を持つことを明らかにすることによって、市民の皆さんの求めに応じ、その公文書を原則として開示するとともに、市の行政運営に関する正確でわかりやすい情報を市民の皆さんが迅速に得られるよう、市が積極的に情報を公表・提供していく制度です。

(1) 制度を実施する機関（実施機関）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会です。

(2) 開示請求できる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものが対象となります。

なお、平成14年4月1日より前に作成又は取得した公文書については、旧条例（松戸市公文書公開条例）に規定する公文書に限り、平成6年4月1日以後のものが対象となります。また、平成6年4月1日前のものは、開示申出の対象となります。

(3) 開示請求ができる方

市民に限らず、どなたでも公文書の開示を請求することができます。

(4) 制度を利用する方の責務

この制度を利用する方は、条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、開示された公文書により得た情報を他の人たちの権利又は利益が侵害されることのないよう適正に使用しなければなりません。

(5) 開示されない公文書

公文書に次の非開示情報が記録されている場合は、非開示となります。

- ① 法令などにより、公にすることができないとされている情報
- ② 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報（公務員の職務遂行に係る情報のうち、職・氏名・職務遂行の内容を除く。）
- ③ 法人等又は事業を営む個人の権利、正当な利益を害するおそれがある情報（生命、健康等に係る情報を除く。）
- ④ 生命、財産等の保護又は公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- ⑤ 市の内部又は国、他の地方公共団体との審議・検討等に係る情報であって、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等
- ⑥ 市、国、他の地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
なお、公文書の一部に非開示情報が記録されている場合、その部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除いて開示します。

また、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、非開示情報を開示することとなるときは、例外的に、その公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することがあります。

(6) 決定に不服がある場合

開示請求した公文書が開示されない場合など、実施機関の決定に不服があるときは、行政不服審査法による「審査請求」ができます。

この場合、実施機関は、有識者で構成する「松戸市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行います。

(7) 請求から開示まで

① 受付の窓口

開示請求に係る受付及び相談は、行政資料センターの「公文書公開コーナー」(市役所別館1階)で行います。

② 開示請求の手続

「公文書開示請求書」に必要事項を記入し、提出してください。窓口職員が、皆さんの相談に応じます。

③ 開示決定の期限

開示請求を受け付けた日の翌日から起算して14日以内(事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日以内)に開示するかどうか決定します。

④ 開示の実施

開示は、お知らせした日時及び場所で、公文書の閲覧又は写しの交付(電磁的記録の場合は、用紙に出力したものの閲覧又はCD-Rに複製したものの交付など。)により行います。

(8) 費用

公文書の閲覧・視聴の場合は、無料です。

公文書の写し等の交付の場合は、その作成に要する費用を負担していただきます(コピーの場合は、1枚につき白黒10円・カラー50円:A3判までの大きさ。CD-Rに複製の場合は、1枚につき100円)。

また、郵送を希望する場合は、郵送料を負担していただきます。

2. 公文書公開の実施状況

令和5年度中の開示請求・申出の件数は1,245件でした。このうち、全部開示は659件、一部開示は483件、非開示は10件、文書不存在は62件、請求取下げは19件でした。なお、開示決定期間延長のため、処理中のものが12件（市長部局10件・教育委員会2件）あります。

実施機関別の決定状況と主な請求内容は、下表のとおりです。

実施機関別開示請求・申出状況

	実施機関	計	決定内容				請求取下げ	主な請求内容
			開示	一部開示	非開示	文書不存在		
開示請求	市長	件 981	件 570	件 342	件 9	件 36	件 14	建設リサイクル法に係わる建設工事の届出書、事業計画公開板設置届（中高層建築物）など
	教育委員会	128	65	47	0	13	1	防球ネット改修工事など
	選挙管理委員会	7	1	5	0	1	0	選挙運転手報酬の資料など
	公平委員会	2	0	2	0	0	0	公印使用簿など
	監査委員	7	1	5	0	1	0	人事異動に係る対象職員一覧表など
	農業委員会	5	0	4	0	1	0	人事異動に係る対象職員一覧表など
	固定資産評価審査委員会	4	0	3	0	0	1	人事異動に係る対象職員一覧表など
	水道事業管理者	12	5	5	0	2	0	小金地区1号井他改修工事など
	病院事業管理者	19	4	10	0	3	2	損害保険契約書類など
	消防長	17	7	9	0	1	0	消防署給排水管改修工事など
	議会	24	5	14	1	3	1	議会運営委員会会議録など
合計	1,206	658	446	10	61	19		
開示申出	市長	39	1	37	0	1	0	建築基準法第43条第1項ただし書の許可など
	合計	39	1	37	0	1	0	
総合計	1,245	659	483	10	62	19		

3. 審議会等の会議公開制度

松戸市情報公開条例は、市が保有する公文書を開示する制度のほか、市政に関する情報が広く皆さんに公開されるよう、情報公開の総合的な推進に努めることとしています。その一環として、審議会等の会議を原則として公開することを条例上明らかにしています。

(1) 対象となる審議会等

法律又は条例の規定により附属機関として設置される審議会、委員会、協議会等で市民、学識経験者等を構成員とするものです。

(2) 会議の原則公開

審議会等は、法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、その会議を公開するものとしています。ただし、次に掲げる場合は、その会議を非公開とする場合があります。

- ① 松戸市情報公開条例第7条第1号から第6号までの非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(3) 会議の非公開の決定

会議の非公開の決定は、審議会等が自ら判断し、非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければなりません。

(4) 会議開催の周知

公開する会議の開催日程等は、市のホームページ、行政資料センター等でお知らせしています。

(5) 会議録等の閲覧

公開した会議の会議録及び会議資料は、行政資料センターで閲覧できます。

(6) 会議の傍聴

傍聴手続、傍聴定員等、会議の詳細については、審議会等の事務局担当課にお問い合わせください（原則として、傍聴の事前予約は行わず、会議の開催当日に会場で先着順に受け付けします。）。

第 5 節 男女共同参画

〔男女共同参画課〕

1. 男女共同参画センターのあゆみ

男女共同参画とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すもので、平成 11 年 6 月には男女共同参画社会基本法が制定されました。

松戸市では、昭和 55 年に千葉県下で先駆けて社会教育施設「松戸市婦人会館」を開設、また、昭和 63 年には庁内に「総務部事務管理課婦人担当室」を設置し、当時の「女性問題」「婦人問題」解決に向けた女性関係施策を推進してきました。平成 4 年度には「婦人担当室」を「女性課」に昇格させ、平成 6 年度には女性課と婦人会館を統合して、総務部の課相当の「松戸市女性センター」としました。その後、拠点機能の充実と老朽箇所の修理のため改修工事を行い、平成 7 年度のリニューアルオープン時に、市民公募により愛称を「ゆうまつど」と決定しました。さらに令和 3 年度には、男女共同参画社会実現のためには女性も男性も当事者として共に課題の解決に取り組むべきという考えのもと、「男女共同参画センター」に名称変更しました。男女共同参画を推進する施策とそれを進める場を持った拠点として、全市に男女共同参画推進を発信しています。

また、本市の男女共同参画社会実現に向けた政策は、全国的にも先駆けて平成 3 年 9 月の「松戸市女性行動計画」策定から開始しました。平成 10 年 4 月には、その「めざすまちの姿」を「女性も男性も主体的に職場、家庭、学校、地域など、あらゆる分野で性別にとらわれることなく、それぞれの有する能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営むことによって、地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせるまち」と掲げた、「松戸市男女共同参画プラン」を定めました。

以降、このプランの実施計画として、令和 4 年度までに 5 次の計画を推進し、令和 5 年度からは第 6 次実施計画の運用を開始しています。「めざすまちの姿」を継承し、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、一体となって本市における男女共同参画社会の実現に向かって推進してまいります。

2. 令和 5 年度事業

(1) 松戸市男女共同参画推進会議

松戸市における男女共同参画政策を総合的に推進する庁内組織です。松戸市男女共同参画プラン・第 5 次実施計画（H30～R 4 年度）までの実績をふまえ、策定された松戸市男女共同参画プラン・第 6 次実施計画（R 5～R 9 年度）の目標達成に向け、計画的な取組みを推進しました。

(2) 松戸市男女共同参画推進協議会

男女共同参画のまちづくりを推進する市民組織です。松戸市男女共同参画プラン・第 5 次実施計画（H30～R 4 年度）の評価及び総括を行い、また第 6 次実施計画の目標達成に向けた進捗管理を行うための検討を行いました。

（任 期） 令和 5 年 10 月 11 日～令和 7 年 3 月 31 日

（委 員） 学識経験者及び市民委員（公募含む） 10 人

(3) 男女共同参画週間記念講演会

男女共同参画社会の実現に向けて広く市民の理解を深めるため、男女共同参画週間（6月23日～29日）を記念して開催する講演会です。

- (講演会) 「世の中にあふれる『駄言』をなくそう
～あなたにもあるかもしれない無意識の思い込み～」
- (講師) 小田舞子氏（日経 xwoman 副編集長）
- (開催日) 6月24日（土）
- (参加者) 207人（会場 60人、後日オンデマンド 147人）

(4) ゆうまつどフェスタ2023

女性の人権問題や男女共同参画への理解を深め、ジェンダーに敏感な市民を増やすことを目的として「男女共同参画センターゆうまつど」の全館を利用して開催される市民の集いです。男女共同参画推進団体等の代表による実行委員会が企画した講演会を会場および後日オンデマンド配信の方法にて実施しました。また、推進団体等が企画した様々なイベント（10企画）や小中学生を対象とした男女共同参画社会づくりポスター展も開催しました。

- (期間) 11月4日（土）～ 10日（金）
- (メインテーマ) SDGs 未来都市松戸「松戸からジェンダー平等の実現を!!」

○実行委員会企画

- (講演会) 「ジェンダーギャップ指数の高い国、低い国
～北欧ノルウェーの学校、テレビ、ファッション、食事、選挙から考える～」
- (講師) 三井マリ子氏（女性政策研究家）
- (開催日) 11月4日（土）
- (参加者) 151人（会場 45人、後日オンデマンド 106人）

(5) 開催講座等

1. 「女性のエンパワメント講座～等身大で考える仕事と家庭の両立～」

結婚・子育て等を理由に離職していた女性や、仕事と家事を両立して働きたいと考える女性を対象に、働くメリットや必要性、障壁・困難（自分、家族、社会の中で）となっているものは何かを考え、自分らしい選択をするためにはどうすれば良いかを考える講座です。

- (講師) 櫻井好美氏（特定社会保険労務士）、山田美和氏（NPO法人MamaCan代表）他
- (開催日) ①6月6日（火）②6月13日（火）
- (参加者) ①39人（会場 10人、後日オンデマンド 29人） ②11人

2. 「父と子のお菓子づくり体験教室」令和5年度協働事業

父親が主体的に家事・育児へ参加するきっかけづくりと、男女は対等なパートナーであることの理解促進を図る講座です。

- (講師) 笠井智子氏（メゾン イザラおやつラボ*テ ナチュレル代表）
横沼秀治氏（新松戸フラっとパパ代表）
- (開催日) ①6月11日（日）②9月9日（土）③11月26日（日）④3月9日（土）
- (参加者) ①12組 ②12組 ③14組 ④11組

3. 「自分らしい起業を学ぶ☆起業カレッジ」

「自分らしく何かを始めたい」「起業に関心がある」「資格を取って見たものの何から始めて良いかわからない」という女性が起業への一歩を踏み出すためのサポートをする講座です。

- (講師) 山田美和氏 (NPO法人MamaCan代表) 他
 (開催日) ①7月4日(火) ②7月11日(火)
 (参加者) ①24人 ②21人

4. 「お仕事フェスタ2023」 NPO法人MamaCan主催、松戸市男女共同参画課共催・ハローワーク松戸共催

働きたい女性や母親への情報提供及び相談を実施し、就労や起業をサポートする講座です。

- (講師) 山田美和氏 (NPO法人MamaCan代表)、細貝しょう氏 (心理カウンセラー)
 (開催日) 9月29日(金)
 (会場) 新松戸市民センター
 (参加者) 50人

5. 「子育て応援！就職面談会 in 松戸」ハローワーク松戸主催、松戸市商工振興課・男女共同参画課共催

子育てしやすい街として知られる松戸市において、仕事と子育ての両立を希望する求職者と、それに理解のある地元企業とのマッチングを促進するための就職面談会です。

- (開催日) 11月14日(火)
 (会場) アートスポットまつど
 (参加者) 83人

6. 「思春期になってあわてない！子どものこころとからだを理解しよう！」

子どもの保護者や、子育てに携わる大人が、思春期の子どもの成長や発達について知り、子どものセクシャリティや、ジェンダーアイデンティティを理解することで、「子どもが自己肯定感を持ち、異性や他者を敬う気持ちを持つこと」を支援するための講座です。

- (講師) 川島広江氏 (川島助産院院長)
 (開催日) 1月11日(水)
 (参加者) ①当日オンライン8人 ②後日オンデマンド93人

7. 「防災を考える～いざという時に自分と家族を守るために～」社会教育課共催

家庭や地域の防災について学び、防災や避難生活等に女性の視点が重要であることを理解し、地域の防災活動につなげていくことを目指す講座です。

- (講師) 青木八重子氏 (NPO法人パートナーシップながれやま代表) 他
 (開催日) ①1月23日(火) ②2月2日(金) ③2月13日(火)
 (参加者) ①34人 ②27人 ③29人

8. 「パパ一緒に遊ぼう！親子遊びと交流会」

父親が子どもと一緒に過ごす時間を増やすために、仕事優先の生活スタイルから家事・育児に参画することができるように意識改革を図る講座です。

(講師) 横沼秀治氏 (新松戸フラッとパパ代表)

(開催日) 3月3日 (日)

(参加者) 8組

9. 「防災講座フォローアップ」

防災講座を修了した受講者で、今後さらに学びを深めたい、地域で防災活動をしたいと考える方を対象に、フォローアップを行いました。

(講師) 青木八重子氏 (NPO 法人パートナーシップながれやま代表)

(開催日) 3月28日 (木)

(参加者) 9人

(6) 居場所事業

女性のための居場所「野の花カフェ」

様々な悩みや生きづらさを抱えがちな女性が居場所を訪れ、ゆるやかにつながり交流を図ることで孤立感を減らし、さらに本人が抱える課題に気づき、その解決に向けたエンパワーメントを図ることを目指し実施している居場所事業です。

(会場) 男女共同参画センターゆうまつど

(開催日) 毎月1回 (R5.5月～R6.3月の計11回)

(参加者) 延べ225人

(その他) うち、シングルマザーを対象とした交流会を3回実施 (6月、10月、2月)

(7) 国・県等の事業参加支援

国や県などが主催する男女共同参画に関する講演会・セミナー等に参加したい市民の方を支援しています。

○内閣府や国立女性教育会館等主催の講演会、講座、イベント等の情報提供を行い、オンライン講演会の視聴環境の支援等を行っています。

(8) 情報の提供

① 情報紙「ゆうまつど」の発行

男女共同参画に関する情報を市民に提供しています。

(発行) 4月・10月

(発行部数) 各21,000部

(配布先) 保育所(園)・幼稚園の保護者、市内各施設、市民団体、行政機関、小中学校他

② 情報コーナーの運営 (レファレンスサービス)

ゆうまつど2階の情報コーナーにおいて、男女共同参画関連図書、資料の閲覧と貸出を行っています。情報相談員が情報探しの相談に応じています。

(相談日) 毎週月・火・木・金曜日 9:30～15:00 (祝日は除く)

③ インターネット関連事業

ホームページにより男女共同参画センターの利用案内や男女共同参画プランの紹介など各種情報を提供しています。

松戸市公共施設インターネット予約システムにより、センター施設の貸出し状況の閲覧、予約をすることができます。

(9) まつど女性就労・両立支援相談

再就職や仕事との両立（家庭・子育て・介護）など、働きたい女性の悩みに対して、キャリアコンサルタントがアドバイスをを行っています。

（相談日）毎週火・水・木曜日 10：00～15：00 ※第2木曜は起業相談

第1・3金曜日 17：30～20：30

（祝日、休館日は除く）

(10) こころの相談

自分の性格や生き方、パートナーとの関係、職場や近所の人間関係などで悩んでいる方を対象に、専門のカウンセラーが相談を行っています。

女性の相談：第1～4月曜日・木曜日（面談・電話相談）

男性の相談：第1・3金曜日（電話相談）

（相談件数）女性：延べ390件 男性：延べ35件

（相談内容）	・生き方	女性：113件	男性：3件
	・家族関係	女性：95件	男性：3件
	・夫婦関係	女性：64件	男性：8件
	・人間関係	女性：31件	男性：8件
	・暮らし	女性：6件	男性：1件
	・仕事	女性：12件	男性：4件
	・性からだ	女性：19件	男性：2件
	・精神保健	女性：48件	男性：1件
	・その他	女性：2件	男性：5件

3. 施設の概要

○所在地	松戸市本町14番地の10			
○敷地面積	388.39㎡			
○延床面積	1,092.89㎡			
○施設内容	・こどもの部屋	35.3㎡	・研修室	63.9㎡
	・相談室	18.0㎡	・多目的室1	26.0㎡
	・情報コーナー	49.8㎡	・多目的室2	20.0㎡
	・市民活動支援コーナー	20.9㎡	・ホール	110.7㎡
	・子どもの個性を育む学習支援コーナー（個育てサロン）			50.2㎡
	・まつど女性就労・両立支援相談スペース			27.2㎡
○竣工	昭和55年10月（平成7年改修）（平成16年改修）			

第 6 節 災 害 対 策

〔危機管理課〕

1. 防災体制の充実

本市では、災害対策基本法に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的とし「松戸市地域防災計画」を定めています。

市及び消防、警察等防災関係機関等は、「松戸市防災会議」を組織し災害時の対応について協議を重ねるとともに、松戸市総合防災訓練等を通じて、各機関相互の協力体制の確保並びに市民及び職員の意識高揚を図っています。

その他、本市では災害対策を実施するための防災資器材等の整備及び民間企業との災害時協力体制の整備を図っています。また、大規模災害時には、防災関係機関だけでは対応が困難になると想定されるため地域に根ざした自主防災組織の指導、育成を図り、官民一体となった防災体制作りを推進しています。

2. 松戸市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、松戸市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としています。

今後は阪神・淡路大震災や東日本大震災等を教訓として、本計画を現状に即したものにすため常に検討を加え、国や県の動向も注視し、随時修正を重ねながら更なる防災体制強化に努めてまいります。

3. 防災意識の周知

災害時の避難場所として、市指定避難場所 126 か所を指定し、水害ハザードマップや避難誘導標示板及び避難誘導街区案内板等により周知を行っています。

また、市民の防災意識向上のため、松戸市総合防災訓練をはじめ、避難所運営ゲーム等の訓練及び防災講演会等を実施しています。

4. 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合、地域住民・事業所等の自主的な防災組織による救出・救護・消火・避難誘導等の初期活動が重要です。

このため、町（自治）会・管理組合を通じ市民等に地域ぐるみの自主的活動を呼びかけ、“自分たちの街は自分たちの手で守る”をテーマに自主防災組織の育成を図り、防災への意識向上、技術の習得について指導し、災害による被害の軽減をめざしています。

自主防災組織地区別結成状況

令和6年3月31日現在

地区名	本庁	明第一	明第二東 (旧明第二)	明第二西	矢切	東部	馬橋	常盤平	常盤平団地	五香 松飛台	六実六高台	新松戸	馬橋西	小金	小金原	計	累計	結成率
町・自治会数 (H31)	18	50	12	13	21	17	24	30	1	34	27	28	16	35	20	346		
町・自治会数 (R2)	18	52	12	13	21	17	24	30	1	34	26	28	16	35	20	347		
町・自治会数 (R3)	18	52	12	13	21	17	24	30	1	34	26	28	16	35	20	347		
町・自治会数 (R4)	18	52	12	13	21	17	24	30	1	34	26	28	16	35	20	347		
町・自治会数 (R5)	18	52	12	13	21	17	24	31	1	34	26	28	16	35	20	348		
年度																		
平成31	1	-1	3	-2				-1				1				-8	-7	301 86.99%
令和2											-1							300 86.46%
令和3								1			1							302 87.03%
令和4																		302 87.03%
令和5																		303 87.07%
結成組織数	15	39	12	13	19	16	20	27	1	29	16	28	15	35	18	303		
未結成組織数	3	13	0	0	2	1	4	4	0	5	10	0	1	0	2	45		結成組織数： 結成率：%
地区別結成率	83.33%	75.00%	100.00%	100.00%	90.48%	94.12%	83.33%	87.10%	100.00%	85.29%	61.54%	100.00%	93.75%	100.00%	90.00%	87.07%		

総務

5. 自主防災組織補助金制度

(1) 目的

自主防災組織の育成を図り、組織を結成した町（自治）会等が防災活動を行う上で必要な防災資器材等の購入及び修繕に対し、予算の範囲内において松戸市自主防災組織補助金を交付します。

(2) 補助金交付の対象

- 町（自治）会が自治活動の一環として防災組織を結成したうち、おおむね50世帯以上で構成された団体であること。
- 組織が結成された旨、市長に届け出があり、市長が認めたもの。

(3) 補助金交付の額

防災資器材等の購入に要する経費の8割に相当する額とする。ただし、設立における補助対象経費に係る補助金にあつては、自主防災組織を構成する世帯数に100円を乗じて得た額に200,000円を加えた額、最後に当該補助金の交付を受けてから5年以上を経過した後における補助対象経費に係る補助金にあつては、当該世帯数に100円を乗じて得た額に100,000円を加えた額を限度とします。

(4) 補助対象防災資器材

- トランジスターメガホン ○防火服 ○強力ライト ○誘導旗
- 誘導旗用ポール ○腕章（職名入り） ○ヘルメット（飛来落下用）
- トラロープ ○担架（折りたたみ式） ○テント ○救急セット（救急箱、救急肩掛カバン、油紙、脱脂綿、伸縮包帯、包帯、包帯止、三角布、紙バン、リバノールガーゼ、オキシドール、器具類、副木） ○発電機 ○投光器 ○コードリール ○ハンマー
- バール ○スコップ ○のこぎり ○バケツ ○ポリ容器 ○防水シート
- 簡易組立てトイレ ○毛布 ○備蓄食料 ○保存用飲料水 ○便袋 ○消化器
- 防災倉庫 ○トランシーバー ○リヤカー ○ガソリン携行缶
- その他市長が特に必要と認めた物

6. 松戸市防災行政無線局の設置

○固定系無線

災害時における住民への情報伝達手段として昭和 57 年度に開局しました。

この無線設備は、親局を市役所内、子局を公園、学校等に設置し、災害時の情報伝達、避難指示等に役立っています。なお、平成 24 年度から 26 年度にかけて、無線設備のデジタル化や子局の増設も含めた再整備を行いました。

〔防災行政無線関係設備〕

設備名称	現状設備設置数（令和 5 年度末現在）		
	アナログ	デジタル	合計
親局設備	0	1	1
再送信局設備	0	1	1
屋外子局設備	0	219	219
うちアンサーバック局	0	57	57
戸別受信機	0	160	160

○MCA無線

災害時における情報収集・伝達のための相互通信用無線として、地域防災無線に変わり、平成 23 年度に新たに MCA デジタル無線を活用して整備し、令和 4 年度には、機器の更新を行いました。

指令局 1 台（携帯型）

一般局 287 台（携帯型）

7. 気象情報収集

防災上必要な気象情報をできる限り早期に、かつ正確に把握し、その影響を的確に予測するため、気象情報の提供を専門とする民間企業と契約し、気象情報の収集、分析を行い、より迅速な対応に努めています。

8. 災害用備蓄資器材等の整備

大規模災害による被災想定人員を基に非常用食糧、情報収集伝達・医療・避難救出等の応急活動用資器材を備蓄しています。

9. 災害用備蓄倉庫の整備

災害時の対応を円滑に行うため、耐震性備蓄倉庫を市内4ヶ所に分散整備し、災害用備蓄資器材等を計画的に備蓄しています。また、被災者に対する応急的な対応に必要な物資等を備蓄するため、小・中学校等の指定避難所など66ヶ所に分散備蓄倉庫を設置しています。

10. 援 護

[福祉政策課地域福祉担当室]

(1) 災害見舞金制度（市）

地震・火災・風水害等により罹災した者に災害見舞金を支給し、早期更正意欲の助長促進を図ることを目的としています。

設 置 昭和55年4月1日

見舞金額

災 害 の 種 類	一般世帯	単身世帯
住 家 の 全 焼	50,000 円	20,000 円
〃 半 焼	30,000	10,000
〃 床上浸水	30,000	10,000
〃 全 壊	50,000	20,000
〃 半 壊	30,000	10,000
消火活動による水損	20,000	10,000
上記災害による傷病見舞金 (2週間以上)	10,000	10,000

令和5年度支給額

	件 数		金 額 (千円)
	一般世帯	単身世帯	
住 家 の 全 焼	9	1	470
〃 半 焼	3	0	90
〃 床上浸水	0	0	0
〃 全 壊	0	0	0
〃 半 壊	0	0	0
消火活動による水損	6	0	120
上記災害による傷病見舞金 (2週間以上)	3	0	30
合 計	21	1	710

(2) 災害弔慰金及び災害援護資金貸付制度（国）

暴風、豪雨等の自然災害（災害救助法が適用された災害等）により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としています。

ア. 災害弔慰金

実 施 昭和 50 年 4 月 1 日

災害弔慰金 ○災害により死亡した者が、死亡当時において生計の維持者である場合
5,000,000 円

○災害により死亡した者が、上記以外の者である場合
2,500,000 円

イ. 災害援護資金貸付金

実 施 昭和 50 年 4 月 1 日

貸付限度額（所得制限あり）

	種 類	貸付限度額
世帯主の負傷が1か月以上である場合	①家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	2,500,000 円
	②家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合	1,500,000 円
	③住居が半壊した場合	2,700,000 円
	④住居が全壊した場合	3,500,000 円
世帯主の負傷がない場合	①家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000 円
	②住居が半壊した場合	1,700,000 円
	③住居が全壊した場合（但し④の場合除く）	2,500,000 円
	④住居の全体が損壊し、若しくは流出し又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	3,500,000 円

償還方法 3年据置き10年以内

貸付利息 据置き期間中 無利子

据置き期間経過後 年3%

第 4 章

総 合 政 策

=内 容=

第1節 松戸市総合計画	55	第2節 すぐやる課	75
1. 総合計画策定の前提	55	1. 設置理由	75
(1)総合計画策定の趣旨	55	2. すぐやる課事務概要	75
(2)計画の性格	55	3. 職員構成	75
(3)計画の構成と期間	55	4. 予算措置	75
(4)計画の特色	56	5. 委託業務	75
2. 本市の現状及び分析と課題	56	6. 年度別種類別受理及び処理件数	76
(1)本市の現状	56	(1) 年度別要望受理件数及び処理状況内訳	76
(2)現状の分析と課題	57	(2) 種類別要望受理件数及び処理状況	77
3. 将来ビジョン	59	第3節 広 報	78
(1)市の強みと将来への可能性	59	1. 広報活動	78
(2)将来人口の展望	59	(1) 刊 行 物	78
(3)財政の見通し	60	(2) ホームページ	78
(4)都市づくりの考え方	61	(3) 電子モニター	78
(5)地域についての考え方	61	(4) ソーシャルメディア	78
(6)将来都市像と6つの基本目標	62	(5) シティプロモーション	78
		2. 広聴	79
		3. 松戸市公益通報処理ガイドライン	79
		4. 市民相談	80

第 1 節 松戸市総合計画

[政策推進課]

総政
合策

1. 総合計画策定の前提

(1) 総合計画策定の趣旨

松戸市(以下、「本市」という。)では、平成 10 年(1998 年)4 月に、基本構想・前期基本計画・実施計画からなる松戸市総合計画を策定し、その後、平成 23 年(2011 年)に、後期基本計画を策定し、「住んでよいまち、訪ねてよいまち」を目指してまちづくりを進めてきました。

平成 27 年(2015 年)には、松戸市人口ビジョン・松戸市総合戦略を策定し、平成 29 年(2017 年)には、総合戦略に掲げた目標を実現するためのアクションプランとして、第 6 次実施計画を策定し、健全財政の確保を基本とし、できる限り次世代への負担を抑制できるよう「少子高齢化に対応した特色ある自立した都市」の実現に向けて、政策課題の解決に取り組んできました。

現在、日本は、平成 20 年(2008 年)をピークに総人口が継続して減少する社会となっています。

人口減少社会は本市も例外ではなく、生産年齢人口(15～64 歳)の減少、その一方で、65 歳以上の人口は更に増加することにより、一人の高齢者を支える現役世代の数が、現在よりも大幅に減少していくことが想定されます。

一方、東京都に隣接する本市は、近年、上野東京ラインや東京外かく環状道路の松戸インターチェンジのオープンなど、都心エリアへのアクセスが更に向上する中で、子どもを産み、育てながら就業もしやすい街として各種施策の展開により、認知度が向上し、人口 50 万人規模を有する全国的にも大きな都市に成長を続けています。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、人口が密集する東京都の感染拡大の影響が、本市の市民生活、社会経済に大きな脅威となっている現状があります。

こうした本市をとりまく時々刻々と変化する社会経済環境に本市が柔軟に対応するには、これまでの実績をベースとして、広い視野で将来の予測をしつつ、市の課題に優先順位をつけながら、しっかりと取り組む必要があります。

その上で、子育て世代や若者に選ばれ、高齢者を含め、全世代が健やかに安心して暮らせる自立した都市へ進化を続けなければなりません。

そこで、本市は、つよくなやかに松戸の新たな時代を切り拓くために、これまでの総合計画や総合戦略の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな手法を取り入れながら、これから 8 年間で取り組む本市の政策、施策をとりまとめた新たな総合計画を策定することとしました。

(2) 計画の性格

この計画は、市政運営の基本となるもので、本市の政策の基本的な方向を、総合的、体系的にまとめた市政に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

また、今後の新しいまちづくりの方向性を市民と共有し、力を合わせて本市の将来の目指す姿を実現していくための指針となるものです。

(3) 計画の構成と期間

この計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略と一体のものとして構成しています。

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和11年度(2029年度)までの8年間とします。なお、計画期間中、4年を目途に、見直しの必要性を検討することを想定しています。

(4) 計画の特色

①これまでの総合計画の「基本計画」及び「総合戦略」の役割をもつこと

※総合戦略では、明確な目標と重要業績評価指標(KPI)を設定し、効果検証・改善を図ることとされており、基本目標毎に「数値目標」を、施策毎に「重要業績評価指標(KPI)」を設定している。「数値目標」は、各基本目標の達成状況を表し、「重要業績評価指標(KPI)」はその先行指標として、数値目標の達成に向けた施策の達成状況を表す。

②多くの市民参画により計画策定を行ったこと

③本市のまちづくりの方向性を誰もが理解しやすいよう工夫したこと
(本市の個別計画との連続性を重視していること)

2. 本市の現状及び分析と課題

(1) 本市の現状

○ 総人口の推移

松戸市全体の近年の人口動向としては、東日本大震災の後、一時的に人口減少となったものの、その後は増加を続けている。

本市の人口は堅調に増加しているが、出生などの諸条件が現状の傾向のままで推移した場合、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が想定される。

そうした年齢構成の変化は、税収の減少、医療福祉ニーズの高まりなど、自治体経営に大きな影響を与えることが予想される。

○ 年齢構成

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の75歳以上人口の大きな増加が見込まれており、団塊世代が後期高齢者になるいわゆる「2025年問題」に具体策をもって対応する必要に迫られている。

また、高齢者の実人数と比率が増すことで、空き家の増加、商業の衰退、地価・不動産価格の下落といった「まちの空洞化」が懸念される。

○ 空き家の状況

空き家率は、平成20年から平成25年にかけて減少傾向にあったが、近年では増加傾向にあり、住宅ストックの適正な管理と利活用の推進が必要である。

○ 担税力と財政力指数

財政力指数等は全国791市との比較では上位水準(約2割以内)を維持しているが、全国でも財務体質の良い近隣市と比較すると、フロー面は若干劣後する。

○ 就業・共働き世帯

松戸市の共働き世帯は、数・割合とも上昇しているが、全国平均と比べるとやや低い。

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まったことで、保育需要にも変化があると推測され、多様なニーズに柔軟に対応できる保育施設等の整備が求められる。

○ 就業

本市における65～74歳の就業者は、数、割合ともに大きく上昇している。

○ 外国人市民

本市の外国人市民の数は増加傾向にある。これまでは、中国人、韓国人、フィリピン人など比較的長期に滞在する外国人が中心であったが、ベトナム人など、技能実習や留学といった資格で比較的短期間の滞在となる外国人も増加している。

(2) 現状の分析と課題

○ 少子化

本市の合計特殊出生率は、平成27年に1.38まで上昇したが、おおむね1.3～1.4の間で推移しており、ほぼ横ばいの動きとなっている。

○ 地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、地域共生社会の実現が重要となっている。

○ 用途地域

本市は近隣市と比較すると、市街化区域の構成比が高く、特に住居系の構成比が6割を超える。

商業系の割合は4%程度で、近隣市とほぼ同等。工業系の割合は5%程度で、市川市(13%)、船橋市(10%)と比較すると低い傾向にある(H31年都市計画現況調査(国土交通省)より)。

ネット通販の市場拡大による大型物流施設の新設や、高速道路網の整備などにより、県北西部の工業地の需要が高まっている一方で、市内の工業団地に空き地はほとんどなく、新たに産業を誘致しようとしても用地が少ない。

○ 宅地開発の動向

土地区画整理事業は、S30年代から常盤平や松戸地域などで行われ、S40年代に小金原や明地域など、S50年代に矢切や新松戸地域など、平成に入り、東部や馬橋、新松戸地域で行われている。

また、S30～50年代にかけ常盤平や東部地域などで、H5～H10年にかけ明、小金、馬橋地域でUR施工による大規模団地が整備されている。

高度経済成長期に急速に市街化した本市では、当時建てられた大規模団地やマンションが老朽化しており、建物の更新や再生が課題となっている。

また、基盤が不十分なまま狭小な住宅が集積した密集市街地もあり、建物の老朽化が進んでいて、住環境や防災面の課題がある。

○ 商業

年間商品販売額(小売業)に関し、松戸市は県内自治体のうち4位。船橋市の6割、柏市の8割程度で市川市とほぼ同規模。流山市の約2.7倍(いずれも2016年現況)。

本市の商業は、Eコマースの普及、新たなキャッシュレス決済の進展等、商環境が大きく変化する状況において、商業事業者数や年間商品販売額が減少したほか、2018年3月には大型百貨店が撤退した。

○ 工業

近隣市との比較では、1ヘクタールあたりの製造品出荷額、付加価値額ともに松戸市は高水準である。

○ 就業

松戸市の昼間人口は緩やかに増加傾向。市外への流出人口が減っているが、流入人口も減っている。

昼間人口のうち、就業者の数は減少傾向にあるが、女性の就業者は増加傾向にある。昼間人口のうちの就業者数(≒松戸市内の雇用)を増やす取り組みが必要。

○ 震災災害の想定

近年、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念され、その被害は甚大なものになると予想されており、引き続き自助、共助、公助といった防災対策、災害に強いまちづくりが求められている。

○ 浸水被害の想定

河川や排水路の断面積を広げる改修事業により、年々浸水区域も減少している。

近年は、多発するいわゆるゲリラ豪雨や、都市化による田や畑などの減少により、全国的に道路冠水や住宅の浸水被害が起きやすい状況にあると懸念されており、自宅、会社や学校、通勤・通学路などの浸水深さを確認し、日頃より、大雨に備える意識が求められている。

○ 犯罪の発生状況

刑法犯の認知件数は減少傾向が続いているが、子どもの安全確保や電話利用詐欺対策など、安全・安心なまちづくりへの継続した取り組み強化が必要である。

○ 火災の発生状況

火災発生件数は減少傾向にあるが、火災発生原因の究明は安全・安心なまちづくりには必要不可欠である。

○ 環境

温室効果ガス排出量は近年減少傾向であり、最新である平成28(2016)年度で、平成17(2005)年度と比較して9.7%削減されている。

温暖化等の気候変動の影響により大規模災害の発生等も懸念されることから、エネルギー消

費やCO2排出のための取り組みがより一層求められている。

3. 将来ビジョン

(1) 市の強みと将来への可能性

① 自然動態の動向

松戸市は「都心に近いため、子どもを産み・育てながら就業もしやすいまち」

⇒ 引き続き各種施策を講じることが、出生率上昇につながるはず

② 社会動態の動向

松戸市は、東京都に隣接しているという立地優位性を有する

震災前後の2006～2010年や2014年以後の動向をみても、基本的には転入超過自治体としての位置づけにあるはず

③ 年齢階層別 人口数の動向

立地優位性により、ファミリー層、若年層が現在以上に転入してくる潜在的可能性

⇒ ファミリー層、若年層の転入増加により、相対的にみた高齢者の比率の減少(=高齢化率の低下)が期待できる

④ 年齢階層別 人口移動の動向

若年層の転入超過基調は、今後も期待できる

転出超過だったファミリー層は、現在は転入超過に転じており、立地的優位性から考えて、転入超過数を増やしていくことは十分に可能

⑤ 転入元・転出先別 人口移動の動向

TX沿線地区への転出は課題として認識しつつ、市内外のファミリー層へ本市の魅力発信し、転入超過へ転換を図る

⇒ 柏市、流山市への転出が一段落すれば、ファミリー層の転入超過への転換が期待できる

⑥ 通勤・通学の動向

同じく都内と隣接する立地にある市川市と比較して、都内通勤者が少ない

⇒ 更に多くの都内通勤者が居住する可能性を有しているはず(例：北総線沿線)

(2) 将来人口の展望

■基本的な考え方

松戸市では、市が持っている高いポテンシャルを背景として、①「出生率の上昇」、②「転入数の増加」、③「若年層の転入傾向の維持」の3点を実現できる可能性は依然高く、その結果として④「高齢化率上昇の抑制」も期待できます。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)推計準拠は、過去の出生率や移動率などを前提としたものであり、松戸市が「出生率の上昇」と「転入の促進」、「若年層の転入傾向の維持」に向け

た的確な施策を引続き展開していくことにより、これを上回る将来人口を達成することは十分に可能だといえます。

■将来人口の展望

50万人規模を維持

松戸市の持続的な発展を目的として、本計画の期間である令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間を含む2030年まで、地域における活力の源泉である人口を50万人規模で維持することを展望します。

	2015年	2020年	2025年	2030年
松戸市将来人口展望	489,176	498,781	505,946	508,628
国の長期ビジョン準拠	489,176	492,309	491,535	488,058
社人研推計準拠	489,176	488,253	482,544	473,089

(3) 財政の見通し

この計画を推進することによる普通会計の見通しは、次のとおりです。

(単位：億円・%)

歳入	令和4～7年度		令和8～11年度		令和4～11年度	
	推計額	構成比	推計額	構成比	推計額	構成比
一般財源	3,886.6	62.4	3,876.5	59.1	7,763.1	60.7
うち市税	2,820.0	45.3	2,820.0	43.0	5,640.0	44.1
国・県支出金	1,712.3	27.5	1,771.5	27.0	3,483.8	27.2
市債	333.9	5.4	539.2	8.2	873.1	6.9
その他	296.3	4.7	371.0	5.7	667.3	5.2
合計	6,229.1	100.0	6,558.2	100.0	12,787.3	100.0

一般財源： 使い道が特定されずどのような経費にも使用することが出来る財源で、市税や譲与税などの税外収入、交付税、臨時財政対策債など。

国・県支出金： 法令などに基づき、特定の事務事業に要する経費の財源として、国や県から支出される負担金、補助金、委託金など。

市債： 年度間の公平性の確保などから、建設事業等の財源とするための長期借入金で、償還が1会計年度を超えるもの。

その他： 使用料や手数料など。

(単位：億円・%)

歳出	令和4～7年度		令和8～11年度		令和4～11年度	
	推計額	構成比	推計額	構成比	推計額	構成比
経常的経費	5,521.7	88.6	5,528.8	84.3	11,050.5	86.4
うち義務的経費	3,651.0	58.6	3,657.8	55.8	7,308.8	57.2
うち人件費	1,114.0	17.9	1,114.0	17.0	2,228.0	17.4
投資的経費	473.6	7.6	713.4	10.9	1,187.0	9.3
その他	233.8	3.8	316.0	4.8	549.8	4.3
合計	6,229.1	100.0	6,558.2	100.0	12,787.3	100.0

経常的経費： 毎年度連続して固定的に支出される経費。人件費、福祉に関わる給付費や、施設の維持管理に要する固定費、市債償還のための公債費など。

義務的経費： 経常的経費のうち、人件費、扶助費、公債費など任意に節減できない経費。

投資的経費： 社会資本の整備など、支出の効果が長期に亘る経費で、施設整備のための建設費など。

その他： 特別会計、企業会計への繰出金、基金への積立金など。

※歳入・歳出の推計にあたり、令和元年度決算などを基に行いました。

(4) 都市づくりの考え方

本市の都市づくりの考え方として、5つの都市づくりの目標を設定しています。

① 安心して住める住まいと地域がある都市

- ・多様な住宅ストックや生活利便性の高さを生かし、子どもからお年寄りなど幅広い層の多様なライフスタイルが実現できる住まい・住環境づくりを目指します。
- ・誰もが安心して快適に暮らし続けられる環境づくりや、コミュニティの活性化につながる機能や場の充実を図ります。

② 都市の魅力を感じるまちなかと多様な働く場がある都市

- ・多様な市民生活を支える駅周辺等は、都市機能の維持・拡充とともに、居心地のよさを感じられる魅力ある市街地環境づくりを目指します。特に松戸駅周辺は、高次都市機能の集積・拡充を図るとともに、松戸の顔として魅力や賑わいのある拠点づくりを進めます。
- ・工業団地を中心とした生産・研究開発機能の維持・充実を図るとともに、新たな産業の誘致や雇用の創出など、経済的な活力や賑わいづくりに向けた環境形成を図ります。

③ 水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市

- ・本市の多彩な水・みどり・歴史の資源の保全・活用を官民連携で取り組むことにより、潤い豊かで快適な都市づくりとともに、地域の魅力づくりを進めます。
- ・地域の活性化や賑わいの創出を目的とする地域振興や環境保全などの多面的な機能を発揮するグリーンインフラの構築を目指します。

④ 誰もが楽しく快適に移動できる都市

- ・公共交通の利便性を高め、誰もが安全・安心で快適に移動しやすい都市づくりをモビリティ分野の技術発展や環境変化に対応しながら進めます。
- ・広域的な交通ネットワークの整備と連携し、道路交通環境の整備・改善を計画的に進めます。
- ・安全で快適な歩行者空間の形成とともに、移動そのものが楽しめる道路環境づくりなど、賑わいや魅力の創出につながる都市づくりを目指します。

⑤ 災害から守られた安全な都市

- ・自助・共助・公助の連携を基本として、震災や風水害などの発生時に被害を少しでも減らす防災・減災のまちづくりに、国・県・関係機関と連携しながらハード・ソフトの両面から取り組みます。

(5) 地域についての考え方

施策の展開にあたっては、松戸市町会・自治会連合会や地区社会福祉協議会の15地区を基本とするほか、都市計画マスタープランなどの関連個別計画において、地域の特性に応じた具体的な展開を図ります。

(6) 将来都市像と6つの基本目標

●概要

少子高齢化が進む日本社会にあって、まちの活力を維持していくためには、どのようにして若い人たちの層が厚い年齢構成を保つのか。また、どのようにしてまちの収入や税収を上げ、まちの自立性をより高めていくのか。そうした問題意識に基づく取組が本市のまちづくりの骨格になると考えます。

住みやすく、働きやすく、出かけやすい環境が整備され、多くの人から選ばれるまちであることが必要です。

本市は、下総台地の縁に沿い、鉄道（常磐線）が開通後都心にアクセスしやすい利便性を持ちながら、東京ドーム11個分の広さの「21世紀の森と広場」や江戸川の「矢切の渡し」「斜面緑地」など都市生活に潤いを持てる豊かな自然が残っています。

また、聖徳大学、千葉大学園芸学部、日本大学松戸歯学部、流通経済大学と、実力と魅力ある4大学があり、成田・羽田両国際空港からの利便性も高く、将来を担うグローバルに活躍する人材の育成にも適する都市です。

本市の人口は、現在、約50万人に達しようとしており、人口の出入りが多いこと、外国人市民の増加も顕著なことから、人と人とのつながりを地域の中でどうつくるかが永年の課題となっています。

そこで、地理的メリットを生かし、市内における職住の充実、企業の立地や市民相互の活動を盛んにすることで、本市に関わる人を増やし、新たな賑わいの創出につなげることが大切です。

また、本市の豊かな自然や公共資産を創意工夫をもって利活用することで、誰もが出かけたくなるような、賑わいと魅力あるまちをつくり、子育て世代をはじめとした若い人たちなど幅広い層を惹きつけることができるようになります。

一方で、本市も例外ではなく、新型コロナウイルスの流行により市民生活・社会経済に大きな影響が及びましたが、将来このような大きな脅威が生じても、柔軟に力強く対応していくことが求められます。

身近な人や地域とさまざまな形で支え合うことで、世代を問わず、自分や家族が将来にわたって安心感や希望を持って、「このまちに住み続けよう」と思う人が増えていくと考えます。

こうしたことを踏まえ、本市の将来都市像を、

「多世代がともにいきいきと思いきいに暮らすことができるまち やさシティ、まつど。」

～つよくなやかに みんなで松戸の新たな時代を創ろう～

と描き、将来ビジョンで示した展望を実現するため、6つの基本目標を設定しました。

基本目標 1

子育て・教育・文化
～子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり～

基本目標 2

高齢者・障害者・福祉・
健康・地域共生
～誰もがいきいきと暮らせる
まちづくり～

基本目標 3

まちの再生・リニューアル
～居心地の良い魅力的な
まちづくり～

基本目標 4

雇用創出・経済活性化
～地域経済が活力にあふれ、
自分らしく働けるまちづくり～

基本目標 5

防災・防犯・安心安全
～安全で安心して暮らせる
まちづくり～

基本目標 6

SDGs（持続可能な開発
目標）を推進する社会
～人と環境にやさしい
まちづくり～

●基本目標ごとの指標一覧

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)		→		
1	数値目標	婚姻率	4.9%	平成30年	→	5.5%	令和11年
1	数値目標	合計特殊出生率	1.28	平成30年	→	1.78	令和11年
1	数値目標	出生数	3,609人	平成30年	→	5,000人	令和11年
1	数値目標	20歳から39歳までの女性人口当たりの0歳から4歳までの子どもの数	0.32人	令和2年	→	0.42人	令和11年
1	数値目標	0～14歳及び25～44歳の「転入者数-転出者数」	▲91人	令和2年	→	1,000人	令和11年
1	数値目標	松戸の良さを伝えるために取り組んでいる市民の割合	17.2%	平成28年度	→	30%	令和11年度
1	数値目標	「子育て支援」の取組に満足している市民の割合	29.3%	令和元年度	→	35%	令和11年度
1	数値目標	「学校教育」の取組に不満のある市民の割合	9.7%	令和元年度	→	8%	令和11年度
1	数値目標	主要観光スポットの観光客数	2,536千人	令和元年度	→	2,800千人	令和11年度
1	KPI	市内保育施設における重大事故の発生件数	3件	令和元年度	→	0件	令和11年度
1	KPI	保育士不足により定員まで児童を受け入れられない施設数	0箇所	令和元年度	→	0箇所	令和11年度
1	KPI	入所保留児童を含めた待機児童数	288人	令和2年度	→	0人	令和11年度
1	KPI	幼稚園在園児童のうち預かり保育を利用している児童の割合	18.0%	令和元年度	→	28.0%	令和11年度
1	KPI	子どもを中心とした交流活動又は教職員同士の交流活動を行った施設(幼・保・小)の割合	子どもの交流75% 教職員の交流63%	令和元年度	→	子どもの交流90% 教職員の交流90%	令和11年度
1	KPI	放課後子ども総合プランの一体型実施箇所数	18箇所	令和元年度	→	45箇所	令和11年度
1	KPI	児童館機能を持った施設の数	4箇所	令和元年度	→	9箇所	令和11年度
1	KPI	こどもの遊び場の有効活用件数	2件	令和元年度	→	5件	令和11年度
1	KPI	中高生世代の居場所の数	3施設	令和元年度	→	7施設	令和11年度
1	KPI	こどもモニター活動回数	11回	令和元年度	→	15回	令和11年度
1	KPI	児童家庭相談受付件数(内児童虐待相談受付件数)	1,371件 (970件)	令和元年度	→	1,508件 (1,067件)	令和11年度
1	KPI	乳児家庭全戸訪問事業による状況把握率	100%	令和元年度	→	100%	令和11年度

基本 目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)		→		
1	KPI	母子父子自立支援プログラム策定者数	47人	令和元年度	→	50人	令和11年度
1	KPI	「夢の教室」実施校数	45校	令和元年度	→	45校	令和11年度
1	KPI	母子健康手帳交付時の保健師による面接率	100%	令和元年度	→	100%	令和11年度
1	KPI	産婦健康診査の受診率	未実施	令和元年度	→	産後2週間 健診 55% 産後1か月 健診 90%	令和11年度
1	KPI	夜間小児急病センターの休診日	0日	令和元年度	→	0日	令和11年度
1	KPI	地域子育て支援拠点数	26	令和元年度	→	29	令和11年度
1	KPI	市の子育て情報ページ「まつどDE子育て」の年間アクセス数	1,835,967	令和元年度	→	2,035,967	令和11年度
1	KPI	市の子育て情報発信アプリのダウンロード数	5,756	令和元年度	→	25,756	令和11年度
1	KPI	保育所等訪問支援事業利用件数	12件	令和元年度	→	48件	令和11年度
1	KPI	巡回相談事業利用件数	201件	令和元年度	→	320件	令和11年度
1	KPI	三世帯同居等住宅支援制度の利用件数	198件	令和元年度	→	170件	令和11年度
1	KPI	結婚新生活支援事業による助成金支給件数	未実施	令和元年度	→	20件	令和11年度
1	KPI	中高生と赤ちゃんのふれあい体験を実施している学校数	6校	令和元年度	→	17校	令和11年度
1	KPI	文化財の本市指定件数	44件	令和元年度	→	54件	令和11年度
1	KPI	史跡や神社、仏閣など歴史・伝統文化遺産の満足度	19.1%	平成28年度	→	40%	令和11年度
1	KPI	戸定歴史館の入館者数	44,009人	令和元年度	→	65,000人	令和11年度
1	KPI	松戸音楽フェスティバルの演奏者数、団体数	未実施	令和元年度	→	1,800人 50団体	令和11年度
1	KPI	地域の歴史文化を学ぶ講座数の割合(図書館、博物館、戸定歴史館等と連携した生涯学習講座数の割合)	未実施	令和元年度	→	30%	令和11年度
1	KPI	地域の歴史文化を学ぶ講座数の割合(図書館、博物館、戸定歴史館等と連携した生涯学習講座数の割合)(再掲)	未実施	令和元年度	→	30%	令和11年度

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)					
1	KPI	青少年会館の利用者数	82,000人	令和元年度	→	82,000人	令和11年度	
1	KPI	家庭教育力向上事業の参加者数	9,000人	令和元年度	→	10,000人	令和11年度	
1	KPI	公民館等の利用者数(公民館、文化ホール、タウンスクール等の利用者数)	70,000人	令和元年度	→	70,000人	令和11年度	
1	KPI	プラネタリウム室の来場者数	10,791人	令和元年度	→	14,000人	令和11年度	
1	KPI	運動公園施設利用者数	274,774人	令和元年度	→	319,000人	令和11年度	
1	KPI	各種スポーツ教室及び大会等の参加人数	20,000人	令和元年度	→	36,800人	令和11年度	
1	KPI	言語活用科指導案の改定指導案数	0	令和元年度	→	24	令和11年度	
1	KPI	豊かな人間関係づくりプログラム・いじめ問題対応マニュアル活用率	33%	令和2年度	→	75%	令和11年度	
1	KPI	小中学校の新体力テストの平均値	49.0点	令和元年度	→	50.0点	令和11年度	
1	KPI	図書館の人口一人当たり蔵書冊数	1.18冊	令和元年度	→	2.4冊	令和11年度	
1	KPI	文化拠点整備の進捗	0(整備スケジュールの策定)	令和2年度	→	1(文化拠点整備に向けて計画に沿った進捗)	令和11年度	
1	KPI	博物館の利用者数	57,676人	令和元年度	→	90,000人	令和11年度	
1	KPI	学校が社会と連携・協働して取り組んだ教育活動の実施数	未実施	令和元年度	→	2	令和11年度	
1	KPI	特別支援固定学級の設置率	78.5%	令和2年度	→	100%	令和11年度	
1	KPI	オンラインを活用した教職員の研修割合	0%	令和元年度	→	70%	令和11年度	
1	KPI	学校教育活動で博物館、戸定歴史館及びプラネタリウム室を利用した学校数	博物館 :161校 戸定歴史館 :10校 市民会館 :12校	令和元年度	→	博物館 :260校 戸定歴史館 :30校 市民会館 :45校	令和11年度	
1	KPI	小中学校における不登校者の割合	小学校 0.64% 中学校 4.09%	令和元年度	→	小学校 0.47% 中学校 3.07%	令和11年度	
1	KPI	公立小中学校のトイレ洋式化率	43.7%	令和元年度	→	75%	令和11年度	
1	KPI	非常時の教育活動継続について、計画を策定している学校の割合	0%	令和元年度	→	100%	令和11年度	

基本 目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)			現状値 (計画発足時の最新値)	
1	KPI	学校評価アンケートによる市立松戸高校満足度の割合	生徒81% 保護者90%	令和元年度	→	生徒90% 保護者90%	令和11年度
1	KPI	学校評価アンケートによる学校施設・設備満足度の割合	生徒88% 保護者86%	令和元年度	→	生徒90% 保護者90%	令和11年度
1	KPI	市内小中学校ボランティア受け入れ学校の割合	84.6%	令和元年度	→	100%	令和11年度
1	KPI	スクールソーシャルワーカーが受けた相談回数	5,749回	令和元年度	→	10,000回	令和11年度
1	KPI	生涯学習施設が行うオンライン講座開設数	8	令和2年度	→	40	令和11年度
1	KPI	図書館職員における司書資格保有者の割合	45.1%	令和元年度	→	60.0%	令和11年度
1	KPI	夜間中学校による学校アンケートの満足度	92.5%	令和元年度	→	93.0%	令和11年度
1	KPI	(公財)松戸市国際交流協会が実施した事業数	19事業	令和元年度	→	24事業	令和11年度
1	KPI	多文化共生推進に関する事業数	3事業	令和元年度	→	6事業	令和11年度
1	KPI	文化芸術イベント等にクリエイティブな活動で携わる人数	242人	令和2年度	→	500人	令和11年度
1	KPI	SNSを活用した観光情報提供数	SNS投稿数 371回	令和元年度	→	SNS投稿数 700回	令和11年度
1	KPI	松戸市に来訪した訪日外国人人数	283,942人	令和元年度	→	510,000人	令和11年度
2	数値目標	生きがいを感じている人の割合	75.5%	平成28年度	→	80%	令和11年度
2	数値目標	「高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉」の取り組みに満足している市民の割合	26.7%	令和元年度	→	35%	令和11年度
2	数値目標	要介護3～5以外の65歳以上の高齢者の割合	94%	令和2年度	→	94%	令和11年度
2	数値目標	65～74歳就業率	32.6%	平成27年度		40%	令和11年度
2	数値目標	「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合	11.4%	令和元年度	→	50%	令和11年度
2	数値目標	自殺死亡率(人口10万対)	16.9	平成30年		11.7	令和11年
2	数値目標	「良質な医療の提供」の取り組みに満足している市民の割合	46.0%	令和元年度	→	55%	令和11年度
2	数値目標	住民同士の交流意向(大いに持ちたい・どちらかといえば持ちたいと回答した人の割合)	57.8%	令和元年度	→	60.0%	令和11年度

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)				
2	KPI	がん検診受診率	9.86%	平成30年度	→	20.86%	令和11年度
2	KPI	本市国民健康保険加入者の 特定健康診査受診率	36.2%	令和元年度	→	56%	令和11年度
2	KPI	「ゲートキーパー養成研修」 の実施回数	1回	令和元年度	→	1回	令和11年度
2	KPI	健康教育受講者数(健康教育 業務・依頼による健康教育・ パートナー講座)	4,142人	令和元年度	→	4,000人	令和11年度
2	KPI	健康遊具設置地域公園数	42公園	令和元年度	→	92公園	令和11年度
2	KPI	シルバー人材センター就業 実人数	1,751人	令和元年度	→	2,088人	令和11年度
2	KPI	介護支援ボランティア登録 箇所数	100箇所	令和元年度	→	140箇所	令和11年度
2	KPI	一般介護予防の業務に基づ く住民主体の通いの場の箇 所数	64箇所	令和元年度	→	169箇所	令和11年度
2	KPI	避難行動要支援者名簿の貸 出団体数	103団体	令和元年度	→	103団体	令和11年度
2	KPI	オレンジ協力員の登録者数	819人	令和元年度	→	1,819人	令和11年度
2	KPI	地域包括支援センターにお ける相談件数(延数)	153,705件	令和元年度	→	170,000件	令和11年度
2	KPI	福祉まるごと相談窓口にお ける相談件数(延数)	3,131件	令和元年度	→	4,000件	令和11年度
2	KPI	要介護・要支援申請時の年齢	79.7歳	令和元年度	→	80.7歳	令和11年度
2	KPI	コミュニティバス等の導入 済地区数	1地区	令和2年度	→	3地区	令和11年度
2	KPI	電車やバスなどで市内を移 動するための交通の満足度	56.7%	平成28年度	→	60%	令和11年度
2	KPI	特別養護老人ホーム、グ ループホーム、地域密着型 サービス事業所の定員数	3,278人	令和元年度	→	3,992人	令和11年度
2	KPI	介護人材育成事業参加者数	36人	令和元年度	→	86人	令和11年度
2	KPI	障害者の就労に関する相 談・支援件数	5,075件	令和元年度	→	8,500件	令和11年度
2	KPI	障害者の相談件数	24,571件	令和元年度	→	27,000件	令和11年度
2	KPI	自立相談支援センターにお ける新規相談受付件数	725件	令和元年度	→	976件	令和11年度
2	KPI	市民センター利用者の満足度	83.5点	令和2年度	→	85.0点	令和11年度
2	KPI	エレベーター設置完了した 市民センターの割合	80.0%	令和2年度	→	95.0%	令和11年度
2	KPI	町会・自治会等拠点普及率	68.8%	令和2年度	→	71.7%	令和11年度

基本 目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)		→		
2	KPI	まつどDEつながるステーション設置箇所	0箇所	令和2年度	→	15地区に 1箇所ずつ	令和11年度
2	KPI	北山会館(斎場含む)利用者の満足度	未実施	令和元年度	→	70%	令和11年度
2	KPI	医療体制に関連するホームページアクセス件数	674,641件	令和元年度	→	1,000,000件	令和11年度
2	KPI	在宅医療・介護連携支援センターの支援に基づいて在宅医療を支援する医療機関数	43件	令和2年度	→	55件	令和11年度
2	KPI	医業収支比率	86.9%	令和元年度	→	91.1%	令和11年度
2	KPI	経常収支比率	91.0%	令和元年度	→	94.6%	令和11年度
2	KPI	松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しの実施	0(未実施)	令和2年度	→	1(実施)	令和11年度
2	KPI	麻しんの接種率(1期と2期の平均接種率)	93.7%	令和元年度	→	95%	令和11年度
3	数値目標	昼夜間人口比率	82.0%	平成27年	→	83.0%	令和11年
3	数値目標	0～14歳及び25～44歳の「転入者数-転出者数」(再掲)	▲91人	令和2年	→	1,000人	令和11年
3	数値目標	「あなたにとって、松戸市は住みやすいですか」の問に対して住みやすいと回答した市民の割合	77.5%	令和元年度	→	90.0%	令和11年度
3	数値目標	緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合	21.1%	平成28年度	→	25%	令和11年度
3	数値目標	坂川水系のBOD(75%)値 ※BOD…生物化学的酸素要求量	2.7mg/L	令和元年度	→	5.0mg/L以下 (現状維持)	令和11年度
3	数値目標	新坂川水系のBOD(75%)値	2.9mg/L	令和元年度	→	5.0mg/L以下 (現状維持)	令和11年度
3	数値目標	国分川水系のBOD(75%)値	8.2mg/L	令和元年度	→	10.0mg/L以下 (現状維持)	令和11年度
3	KPI	新松戸駅東側地区土地区画整理事業の整備率	0.03%	令和元年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	松戸駅の1日平均乗車客数	100,062人	令和元年度	→	10万人程度 (現状維持)	令和11年度
3	KPI	計画期間中の市街地整備関連事業の完了件数	0件	令和元年度	→	3件	令和11年度
3	KPI	景観協定や地区計画等まちづくりのためのルールづくりに着手した地区数	11地区	令和元年度	→	13地区	令和11年度

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)				
3	KPI	三世合同居等住宅支援制度の利用件数(再掲)	198件	令和元年度	→	170件	令和11年度
3	KPI	管理不全空き家の解消件数	144件	令和元年度	→	150件	令和11年度
3	KPI	橋りょう点検・補修業務の進捗率	79%	令和元年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	放置禁止区域内の機械式自転車駐車場設置箇所数	3箇所	令和2年度	→	8箇所	令和11年度
3	KPI	自転車走行空間整備率	5.8%	令和元年度	→	15.1%	令和11年度
3	KPI	無電柱化整備率	1%	令和元年度	→	1.25%	令和11年度
3	KPI	道路のバリアフリー地区別整備率(着手を含む)	17.6%	令和元年度	→	23.5%	令和11年度
3	KPI	用地取得率 - 3・3・7号線(河原塚)	25%	令和2年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	用地取得率 - 3・3・6号線(和名ヶ谷)	0%	令和2年度	→	100%	令和11年度
3	KPI	コミュニティバス等の導入済地区数(再掲)	1地区	令和2年度	→	3地区	令和11年度
3	KPI	電車やバスなどで市内を移動するための交通の満足度(再掲)	56.7%	平成28年度	→	60%	令和11年度
3	KPI	21世紀の森と広場の来園者数	606,335人	令和元年度	→	900,000人	令和11年度
3	KPI	地域公園の再整備完了数	3公園	令和元年度	→	14公園	令和11年度
3	KPI	みどりの利活用をサポートする新規参画団体数	0団体	令和2年度	→	8団体	令和11年度
3	KPI	桜並木の健全率	75%	令和元年度	→	95%	令和11年度
3	KPI	市が管理する河川の排水施設整備率	58.9%	令和元年度	→	61.0%	令和11年度
3	KPI	坂川河川網の恒久的な水循環の運用	0	令和元年度	→	1(市民から理解を得られる水の流れの創出)	令和11年度
3	KPI	下水道管路施設の調査延長	656km	令和2年度	→	1,100km	令和11年度
3	KPI	下水道普及率	86.5%	令和元年度	→	91.4%	令和11年度
3	KPI	水道基幹管路(市営水道)の耐震化率	17.6%	令和元年度	→	30.2%	令和11年度
4	数値目標	新規求人倍率(松戸市内)	1.65倍	平成30年度	→	1.0倍	令和11年度
4	数値目標	就業者数	22万3千人	平成27年	→	23万2千人	令和11年
4	数値目標	商業の年間商品販売額	7,404億円	平成28年	→	8,000億円	令和11年
4	数値目標	製造品出荷額	3,046億円	平成29年	→	3,523億円	令和11年
4	数値目標	まちの賑わいや買い物の便の満足度	28.0%	平成28年度	→	35.0%	令和11年度
4	数値目標	付加価値額	366,260百万円	平成28年	→	370,000百万円	令和11年

基本 目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)		→		
4	数値目標	松戸市の支援を受けて市内 で創業した創業者数	55人	令和元年	→	65人	令和11年
4	数値目標	障害者法定雇用率の達成企 業割合	46.9%	令和元年	→	50.0%	令和11年
4	KPI	中小企業経営相談の件数	266件	令和元年	→	400件	令和11年
4	KPI	展示会等出展支援事業補助 金の交付件数	26件	令和元年	→	31件	令和11年
4	KPI	中小企業振興資金利子補給 金の交付件数	2,011件	令和元年	→	2,000件	令和11年
4	KPI	空きテナントへの商業事業 者誘致件数	新規8件	令和元年	→	新規5件 (1年度)	令和11年
4	KPI	商店会共同事業の事業数	52事業	令和元年	→	60事業	令和11年
4	KPI	新規会社設立登録免許税補 助金の交付件数	18件	令和2年度	→	22件	令和11年度
4	KPI	創業相談件数	128件	令和元年	→	148件	令和11年
4	KPI	企業誘致件数	0件	令和元年	→	8件	令和11年
4	KPI	市内でコンテンツ産業に本 業または副業で携わっている 人の割合	6.0%	令和元年度	→	6.8%	令和11年度
4	KPI	将来の公設市場のあり方策 定及び実現に向けた進捗	-	-	→	地域経済発 展を促すた めの食品流 通拠点の確 立	令和11年度
4	KPI	松戸ブランド農産物を取り 扱う市内販売店数	17店舗	令和元年度	→	30店舗	令和11年度
4	KPI	オーナー農園利用区画数	896区画	令和2年	→	900区画	令和11年
4	KPI	体験型オーナー農園利用区 画数	48区画	令和2年	→	50区画	令和11年
4	KPI	若者就労支援業務での就職 者数	170名	令和元年	→	250名	令和11年
4	KPI	女性就労・両立支援相談の 相談者及び講座等の参加者 のうち就労決定者数	82人	令和元年度	→	92人	令和11年度
4	KPI	シルバー人材センター就業 実人数(再掲)	1,751人	令和元年度	→	2,088人	令和11年度
4	KPI	障害者職場実習奨励金申請 企業数	98社	令和元年	→	118社	令和11年
4	KPI	福祉施設から一般就労への 移行者数	108人	令和元年度	→	150人	令和11年度
4	KPI	仕事と家庭生活両立のため の配慮がある企業の割合	53.2%	平成28年	→	63.2%	令和11年
4	KPI	まつど合同企業説明会に参加 した企業への就職内定者数	24名	平成28年度	→	36名	令和11年

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)				
5	数値目標	災害に対して自ら対策を講じている人の割合	80.4%	平成28年度	→	84.4%	令和11年度
5	数値目標	刑法犯認知件数(対1千人)	6.9件	令和元年	→	5.1件	令和11年
5	数値目標	「防犯・消費者保護」の取組へ満足している市民の割合	27.1%	令和元年度	→	27.1%	令和11年度
5	数値目標	「災害・火災」の取組へ満足している市民の割合	32.4%	平成28年度	→	40.0%	令和11年度
5	数値目標	消費者トラブルに巻き込まれた人の割合	7.9%	平成28年度	→	7.0%	令和11年度
5	数値目標	交通事故死傷者数(対1千人)	2.9人	令和元年	→	2.6人	令和11年
5	KPI	町会・自治会等のうち地域防災リーダーを設置している率	87.0%	令和元年度	→	87.0%	令和11年度
5	KPI	災害時における即時性を持った情報伝達手段数	12件	令和元年度	→	16件	令和11年度
5	KPI	民間木造住宅等への耐震診断・改修助成件数	耐震診断 60件 耐震改修 30件	令和元年度	→	耐震診断 120件 耐震改修 60件	令和11年度
5	KPI	避難行動要支援者名簿の貸出団体数(再掲)	103団体	令和元年度	→	103団体	令和11年度
5	KPI	市役所再編整備の進捗	基本構想 (素案) の作成	令和元年度	→	1 (整備完了)	令和11年度
5	KPI	住宅用火災警報器の設置率	80.8%	令和元年度	→	90.0%	令和11年度
5	KPI	国等が推進する指令の共同運用及び新たな緊急通報サービス等の整備率	未実施	令和元年度	→	100%	令和11年度
5	KPI	消防水利の基準及び松戸市消防局消防水利要綱における水利整備計画に基づく防火水槽整備率	94.9%	令和2年度	→	96.5%	令和11年度
5	KPI	消防団員の充足率	87.3%	令和元年度	→	87.3%	令和11年度
5	KPI	軽症者のうち救急搬送の必要性が低かった事案の割合	11.4%	令和2年	→	10.0%	令和11年
5	KPI	1隊4名の救急隊員のうち救急救命士3名を配置する充足率	77.8%	令和2年度	→	100.0%	令和11年度
5	KPI	電話de詐欺撃退機器設置台数	176台	令和元年度	→	3,822台	令和11年度
5	KPI	自転車交通事故発生件数	395件	令和元年	→	359件	令和11年
5	KPI	講演会や講座等の参加者数	891人	令和元年度	→	1,000人	令和11年度
5	KPI	消費生活相談を解決支援した割合	94.1%	令和元年度	→	94.4%	令和11年度

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)				
6	数値目標	住民同士の交流意向(大いに持ちたい・どちらかといえば持ちたいと回答した人の割合)(再掲)	57.8%	令和元年度	→	60.0%	令和11年度
6	数値目標	身の周りで人権が守られていると思っている人の割合	51.7%	平成28年度	→	55.0%	令和11年度
6	数値目標	審議会などの女性委員の登用率(委員の女性割合)	27.8%	令和元年度	→	40.0%	令和11年度
6	数値目標	住み続けたいと思う人の割合	68.3%	平成28年度	→	72.3%	令和11年度
6	数値目標	CO2排出量の削減率	—	平成25年度	→	35%	令和8年度
6	KPI	市民センター利用者の満足度(再掲)	83.5点	令和2年度	→	85.0点	令和11年度
6	KPI	エレベーター設置完了した市民センターの割合(再掲)	80.0%	令和2年度	→	95.0%	令和11年度
6	KPI	町会・自治会等拠点普及率(再掲)	68.8%	令和2年度	→	71.7%	令和11年度
6	KPI	まつどDEつながるステーション設置箇所(再掲)	0箇所	令和2年度	→	15地区に1箇所ずつ	令和11年度
6	KPI	産業界、学術機関及び市の連携事業数	130事業 (学官連携事業のもの)	令和元年度	→	148事業	令和11年度
6	KPI	まつど地域活躍塾の修了者の人数	78人	令和元年度	→	298人	令和11年度
6	KPI	市民活動助成制度の実施件数	13件	令和元年度	→	15件	令和11年度
6	KPI	人権講演会参加者における「人権問題についての関心や理解が深まった」人の割合	96.5%	令和元年度	→	97%	令和11年度
6	KPI	各課に配置した人権施策推進員による課内研修の実施率	97.4%	令和元年度	→	98%	令和11年度
6	KPI	平和事業参加者数	1,212人	令和元年度	→	1,300人	令和11年度
6	KPI	女性就労・両立支援相談の相談者及び講座等の参加者のうち就労決定者数(再掲)	82人	令和元年度	→	92人	令和11年度
6	KPI	小学生以下の子を持つ男性のうち育児時間が1時間未満の人の割合	66.7%	平成28年度	→	45.0%	令和11年度
6	KPI	市外からの松戸市の認知度	59.3%	令和元年度	→	63.3%	令和11年度
6	KPI	ふるさと納税の寄附件数(市内外在住個人寄附者)	1,688件	令和元年度	→	6,600件	令和11年度
6	KPI	ホストタウン交流の実施状況	7回	令和元年度	→	2回	令和11年度

基本目標	数値目標/ KPI	指標名	現状値 (計画発足時の最新値)				
6	KPI	行政手続オンライン化のための情報基盤の整備率	0%	令和元年度	→	100%	令和11年度
6	KPI	総合案内AIチャットボットの利用による問題解決率	0%	令和元年度	→	60%	令和11年度
6	KPI	標準化に準拠したシステムを利用する事務の割合	0%	令和元年度	→	100% (17事務)	令和7年度
6	KPI	接遇対応力研修・実務研修の理解度	83%	令和元年度	→	85%	令和11年度
6	KPI	いきいきと働ける職員の比率	63.3%	令和元年度	→	70%	令和11年度
6	KPI	財政力指数(全国順位)	上位水準 (2割以内)	令和元年度	→	上位水準 (2割以内) を維持	令和11年度
6	KPI	健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても早期健全化基準を下回っている	令和元年度	→	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにおいても早期健全化基準を下回っている	令和11年度
6	KPI	新規有償貸付件数及び売却件数	新規有償貸付件数 0件 売却 1件	令和元年度	→	新規有償貸付件数 1件 売却 1件	令和11年度
6	KPI	地球環境に興味や関心を持っている市民の割合	23.4%	平成28年度	→	35.0%	令和11年度
6	KPI	総ごみ量	144,322t	令和元年度	→	140,000t	令和11年度
6	KPI	クリンクルサポーターの人数	879人	令和元年度	→	8,500人	令和11年度
6	KPI	ペットの正しい飼い方の啓発をした人数	502人	令和2年度	→	800人	令和11年度

第 2 節 す ぐ や る 課

1. 設 置 理 由

本市は、昭和30年代の半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきました。その後急激に膨張する首都東京の住宅需要の受け皿として、新しい市民が全国各地から移り住み、激しい人口移動と増加を繰り返してきました。

これに伴い市政に対する市民の声が多様化し、行政の歪みも表面化する中で、道路や側溝等の補修及び清掃、その他環境衛生の問題等市民生活に直接影響のある要望が多くなりました。また、市の行政機構の増大に伴い業務内容も複雑多岐にわたり、事務が細分化される中で機構間に生ずる諸問題等の改善が必要となってきました。このため、市政を円滑に推進していくためには、市政に対する市民の理解と協力を得る体制が必要となり、昭和44年10月6日「すぐやる課」が設置されました。

また、市政に関する要望等に緊急処理を行って来た当課は、令和6年10月6日で発足55周年を迎えます。令和5年度に緊急処理した件数は4,269件となり、発足当初からの累計処理件数は、17万8千件を超えております。

今後も「すぐやる精神」に基いて身近な問題の早期解決を図り、市民の安全で快適な生活環境の実現に向け、取り組んでまいります。

2. す ぐ や る 課 事 務 概 要 (松戸市役所事務分掌規則抜粋)

市政についての要望等の緊急処理及び連絡に関すること。

3. 職 員 構 成 (令和6年度)

課長 —— 課長補佐 —— 主幹 —— 主査 —— 主任主事 (2名)

計6名

4. 予 算 措 置 (令和6年度)

予算総額 23,147,000円

5. 委 託 業 務

市民からの要望の中で、技術的知識を必要とする工事を伴う作業及び側溝清掃後の残土処理等については、当課が指示する業務を委託業者に処理させております。

6. 年度別種類別受理及び処理件数

(1) 年度別要望受理件数及び処理状況内訳

年度	受理件数	当課処理 件数	他課通報 処理件数	受 理 件 数			
				土木関係	清掃関係	動 物	その他
S44	1,323	992	331	1,027	127		169
45	2,699	2,239	460	2,314	259		126
46	2,658	2,375	283	2,272	273		113
47	3,252	3,096	156	2,868	296		88
48	3,622	3,588	34	3,230	298		94
49	4,020	4,006	14	3,580	340		100
50	3,682	3,663	19	3,291	304		87
51	3,723	3,713	10	3,340	300		83
52	3,725	3,705	20	3,237	417		71
53	3,213	3,202	11	2,764	391		58
54	2,904	2,896	8	2,461	360		83
55	2,739	2,729	10	2,363	320		56
56	2,698	2,694	4	2,380	272		46
57	2,836	2,822	14	2,431	350		55
58	2,898	2,896	2	2,454	388		56
59	2,959	2,958	1	2,393	472		94
60	2,980	2,980	0	2,337	483		160
61	3,194	3,193	1	2,465	586		143
62	2,935	2,928	7	2,150	612		173
63	2,819	2,802	17	1,960	689		170
H元	3,042	3,016	26	2,008	742		292
2	3,085	3,033	52	1,957	961		167
3	3,216	3,164	52	2,191	915		110
4	2,563	2,513	50	1,854	600		109
5	2,885	2,885		1,943	332	439	171
6	2,719	2,719		1,539	295	668	217
7	2,635	2,635		1,393	352	506	384
8	2,841	2,841		1,432	368	513	528
9	2,980	2,980		1,321	397	672	590
10	3,677	3,677		1,662	449	997	569
11	3,565	3,565		1,441	377	1,328	419
12	3,975	3,975		1,804	522	1,213	436
13	4,145	4,145		1,844	487	1,405	409
14	3,848	3,848		1,514	521	1,316	497
15	4,309	4,309		1,572	612	1,699	426
16	3,574	3,574		901	553	1,792	328
17	3,089	3,089		711	480	1,520	378
18	3,723	3,723		877	483	1,896	467
19	3,698	3,698	—	846	483	1,926	443
20	3,676	3,676	—	707	416	2,094	459
21	3,296	3,296	—	621	419	1,886	370
22	3,161	3,161	—	626	385	1,854	296
23	2,645	2,645	—	678	270	1,491	206
24	3,735	3,735	—	917	293	2,258	267
25	2,810	2,810	—	1,016	237	1,369	188
26	2,694	2,694	—	844	245	1,490	115
27	3,051	3,051	—	724	252	1,850	225
28	2,848	2,848	—	713	262	1,783	90
29	2,695	2,695	—	677	214	1,749	55
30	2,746	2,746	—	674	240	1,677	155
R元	3,095	3,095	—	695	239	1,883	278
2	3,555	3,555	—	786	223	2,194	352
3	4,264	4,264	—	1,154	373	2,297	440
4	5,070	5,070	—	1,176	531	2,916	447
5	4,269	4,269	—	1,255	381	2,190	443
計	178,058	176,476	1,582	93,390	22,446	48,871	13,351

※平成5年度より他課通報処理はその他の項目に含み、土木・清掃・その他の種別以外にスズメ蜂等駆除などを含む「動物」という項目を加えて分けた。

(2) 種類別要望受理件数及び処理状況（令和5年度）

要望等の種類		受理（処理）件数	割合
土木関係	側溝補修等	37	
	暗渠ヒューム管補修等	0	
	側溝等の蓋補修	768	
	集水枿補修等	14	
	道路補修等	164	
	側溝清掃等	70	
	残土処理	36	
	その他土木関係	166	
	小計	1,255	29.4%
清掃関係	道路清掃	20	
	放置物処理	176	
	動物の死体等処理	185	
	小計	381	8.9%
動物	スズメ蜂等駆除	2,175	
	その他動物等処理	15	
	小計	2,190	51.3%
その他	市民からの各種要望等	56	
	他課通報処理	387	
	小計	443	10.4%
合計		4,269	100%

第 3 節 広 報

1. 広報活動

〔広報広聴課〕

(1) 刊行物

- ・広報まつど

毎月1・15日発行

新聞折り込みにより配布。新聞未購読の希望者には宅配（一般社団法人松戸新聞販売協議会に業務委託）している。また、市内各駅・近隣市3駅の広報ボックスや、市役所・各支所・市民センター等の公共施設、郵便局・大型スーパー・市内一部コンビニエンスストア等に備えている。データでの閲覧は、ホームページをはじめ、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」「カタログポケット」を利用した配信、インターネット配信サービス「マイ広報紙」、広報まつどを音声化した松戸朗読奉仕会による「声の広報まつど」がある。

タブロイド版8ページ（一部カラー刷り）＝年12回、および12ページ（一部カラー刷り）＝年12回で発行。

1回当たりの発行部数は、約150,000部。

- ・市民便利帳（生活カタログ）

令和4年12月発行（令和5年1～2月に全世帯配布）。

- ・まつどニュース

隔週1回（緊急で周知すべき事案が発生した場合は適宜）発行。市役所・各支所・市民センター等の公共施設に掲示しているほか、ホームページでダウンロード可能。また、掲示・配布の協力を呼びかけている。

(2) ホームページ

随時更新、平成25年12月にリニューアル、令和2年1月にデザインを大幅に刷新。パソコンやスマートフォン、タブレット端末での見やすさ・使いやすさを向上。年間の閲覧数約2,600万ページ。よくある質問FAQの運用・更新。

(3) 電子モニター

市役所・各支所に液晶モニター11台を設置し、モニターに市政情報や観光案内などを文字や画像・音声で提供するとともに、市政情報の合間に企業広告（動画広告）を放映し、それを広告費として市の財源にしている。

(4) ソーシャルメディア

- ・X（旧ツイッター）

平成23年3月15日から松戸市公式アカウント「@matsudo_city」で市政や市に関する情報を発信している。

- ・フェイスブック

平成23年5月から松戸市公式アカウント「@matsudocity」で市政や市に関する情報を発信している。

その他、各担当課においても、X、フェイスブック、インスタグラム、LINEで、市政情報やイベント情報等を提供している。

〔広報広聴課シティプロモーション担当室〕

(5) シティプロモーション

「やさシティ、まつど。」＝やさしい街・松戸市の魅力や暮らしやすさを、市内外へと発信するプロモーション活動を推進。

- ・市が取り組む各種事業のプロモーション活動

各種広告媒体を活用したPR、テレビ・ラジオをはじめとする各種メディアやインターネットプレスリリースを活用した情報発信及び各課PR活動等の支援。

- ・市民参加型「まつどやさしい暮らしラボ」の推進

市民目線で魅力を発信する「情報共創型」のプロモーション活動を推進。公式ホームページ・公式フェイスブックで暮らしに身近な情報を発信。

2. 広 聴

〔広報広聴課広聴担当室〕

広聴の目的は、市民からの要望、意見等を十分把握し、それを市の行政に反映させることによって、市民の信頼と親近感を高めるとともに市政への参加を推進することです。

本市では、この目的を達成するため、いただいた要望意見等に対して「陳情等に関する事務処理要綱」や「市長メール等取扱いマニュアル」に基づき、関係各課の協力を得ながら円滑、迅速に対応処理するよう努めているところです。

令和5年度中に寄せられた市民の声は、下記のとおりです。

陳 情	59件	(項目数	295件)
投 書	75件	(項目数	85件)
市政相談	271件	(項目数	316件)
市長ファックス	19件	(項目数	133件)
市長メール	735件	(項目数	1,081件)
合 計	1,159件	(項目数	1,910件)

※1件の要望等に複数の項目が含まれる場合があります。

この項目内容を区分しますと、

1. 要望等 1,141件 (59.7%)
 2. 意 見 630件 (33.0%)
 3. その他 139件 (7.3%)
- 合 計 1,910件 (100.0%) となっています。

※比率については小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。

このため、個々の数値の計と合計欄に記載した数値が合致しない場合があります。

3. 松戸市公益通報処理ガイドライン

〔広報広聴課広聴担当室〕

国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のための通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備されました。

外部の労働者からの公益通報は、広報広聴課広聴担当室が窓口となっています。

4. 市民相談

〔広報広聴課広聴担当室〕

広報広聴課広聴担当室では、市民の日常生活での悩みごとや困りごとの相談を受けています。その内容は、複雑多様化した世相を反映して、家庭問題、権利関係などの法律問題や、相隣関係等の地域生活上の問題など、多岐にわたっています。

このような相談に対し、広報広聴課広聴担当室では、職員、弁護士や税理士などの専門家により市民が明るく安定した生活を営めるよう取り組んでいます。

★は、12：00～13：00を除く

相談名	相談日	時間	相談員	内容	
市政相談	平日	8：30～17：00★	市職員	市への要望、意見等	
一般民事相談	平日	8：30～17：00★	専門相談員 担当職員	民事的な相談	
法律相談 (予約制)	第1～4 月・火・木曜日	13：00～17：00	弁護士	特に法律的な解釈を 必要とする相談	
	第1月曜日のみ	9：00～12：00			
交通事故相談	月・火・木曜日	9：00～17：00★	専門相談員	示談、損害賠償、慰謝料、 責任保険等の相談	
不動産相談 (予約制)	水曜日	13：00～17：00	宅地建物取引士	不動産売買、借地、 借家等に関する相談	
税務相談 (予約制)	第2金曜日	10：00～17：00★	税理士	税金に関する相談	
登記相談 (予約制)	第3金曜日	13：00～16：30	司法書士 土地家屋調査士	登記に関する相談	
行政相談	第2・4月曜日	9：30～12：00	行政相談委員	国、特殊法人等の事業に 対する要望、意見等	
行政書士相談 (予約制)	第2木曜日	9：00～12：00	行政書士	遺言、相続、成年後見等の 申請手続きに関する相談	
外国人 相談	英語	月・火・水曜日	13：00～16：00	相談員 ・英語 ・中国語 ・フィリピン語	外国人のための日常生活にお ける問題等についての相談 ※モバイル通訳は、英語、中 国語、韓国語、ポルトガル 語、スペイン語、ベトナム 語、タイ語、フィリピン語、 ネパール語、インドネシア語 等に対応
		木・金曜日	10：00～13：00		
	中国語	月・火・水曜日	10：00～13：00		
		木・金曜日	13：00～16：00		
	フィリピン語	火曜日	13：00～16：00		
		金曜日	10：00～13：00		

※受付時間は、午前・午後とも相談終了時間の概ね30分前です。

○庁内での相談（他の部課担当）

★は、12：00～13：00を除く

相談名	相談日	時間	相談員	会場・問い合わせ先	
建築士相談 （予約優先）	第2水曜日	9：00～12：00	建築士	本館2階相談コーナー 事務局 362-8401	
住宅リフォーム 相談	第3水曜日	10：00～16：00	リフォーム相談員	本館2階相談コーナー 住宅政策課 366-7366	
マンション管理 （予約優先）	第1水曜日	9：00～12：00	マンション管理士	住宅政策課 366-7366	
人権相談 （予約制）	第1月曜日	10：00～15：00★	人権擁護委員	行政経営課 366-7311	
子どもSOS相談	平日	9：00～16：00	心理士 社会福祉士	本館2階行政経営課 いじめ相談担当室 369-7658	
いじめ電話相談	平日	8：30～19：00	相談員	教育委員会 児童生徒課 703-0602	
女性相談・DV相談	平日	9：00～17：00	女性相談支援員	中央保健福祉センター 1	こども家庭センター 366-3955
家庭児童相談			家庭児童相談員		こども家庭センター 366-3941
ヤングケアラーに 関する相談			ヤングケアラー コーディネーター		こども家庭センター 701-8600
ひとり親の 就労相談 （予約優先）	平日	9：00～17：00★	母子・父子自立支援 プログラム策定員 兼就労相談員	こども未来応援課 366-7347	
ひとり親家庭相談 （予約優先）			母子・父子 自立支援員		
福祉まるごと相談	平日	8：30～16：30	相談員	市役所本館1階 福祉まるごと相談窓口 366-1100	
こどもの発達の 相談	平日	8：30～17：00	ケースワーカー	ふれあい22 こども発達センター 383-8111	
母子の健康に 関する相談	平日	8：30～17：00	保健師	中央保健福祉センター 366-7489	
				小金健康福祉センター 346-5601	
				常盤平健康福祉センター 384-1333	

相談名	相談日	時間	相談員	会場・問い合わせ先		
子育てに関する 相談	平日	8:30~17:00 ※ドリーム子育て 支援センター 8:30~22:00	子育て コーディネーター (保育士)	CMS子育て支援センター 六高台保育所園内 394-5590		
				チェリッシュサポートシステム 野菊野こども園内 308-5880		
				子すずめ子育て支援センター 子すずめ保育所園内 387-0124		
				あおば子育て支援センター 東松戸保育園内 387-5456		
				ドリーム子育て支援センター さわらびこども園内・ さわらびドリームこども園内 070-3935-1230		
				はなみずき子育て支援センター はなみずきこども園内 710-8070		
				グレース子育て支援センター 大金平グレース保育園内 382-6182		
				風の丘子育て支援センター 認定こども園 風の丘内 375-8447		
成人の健康に 関する相談	平日	8:30~17:00	保健師	健康推進課 366-7481		
生きづらさ・ こころの悩み相談	平日 電話相談のみ	8:30~17:00	精神保健福祉士 保健師	健康推進課 703-9293		
福祉 なんでも 相談	来訪	10:00~15:00	福祉相談員	社会福祉協議会	社会福祉 協議会 生活相談課 368-1333	
				第1火曜日		六実支所
				第1木曜日		小金原 市民センター
	電話			毎週水・ 第1・4金曜日		電話相談のみ

★は、12：00～13：00を除く

相談名	相談日	時間	相談員	会場・問い合わせ先
高齢者・障がい者のための金銭管理等相談	平日	8：30～17：00	専門員	社会福祉協議会生活相談課 368-0349
無料職業紹介所 (65歳以上)	平日	9：00～17：00★	相談員	市役所本館1階 社会福祉協議会 365-4712
生活困窮者相談	平日	9：00～17：00	相談支援員	市役所本館3階 松戸市自立相談支援センター 366-0077
教育支援資金他低所得者向け貸付相談	平日	8：30～17：00	相談員	社会福祉協議会生活相談課 368-0912
障がい者・ひきこもり相談	平日	8：30～19：00	専門相談員	総合福祉会館 松戸市中央基幹 相談支援センターC o C o TEL308-5028 FAX366-1138
				秋山ビル（北小金駅前） 松戸市北小金基幹 相談支援センターおんぷ TEL712-2112 FAX712-2126
				ふれあい22(予約優先) 松戸市常盤平基幹 相談支援センターふれあい TEL388-6225 FAX388-6222
障がい者虐待防止・障がい者差別相談	平日	8：30～19：00	相談員	障がい者虐待防止・障がい者差別相談センター TEL366-8376 FAX366-1138
高齢者・障がい者成年後見制度相談	平日	9：00～17：00	専門職員	松戸市成年後見相談室 (中核機関) 702-3033
介護・権利擁護	平日	8：30～17：00	専門職員	市内高齢者いきいき安心センター 地域包括ケア推進課 366-7343
消費生活相談	平日	8：30～16：00	消費生活相談員	消費生活センター 365-6565
労働相談	月・木曜日 ※第3木曜日を除く	17：00～20：00	社会保険労務士	勤労会館 365-9666
創業相談 (予約制)	要相談	10：00～17：00	中小企業診断士 他	松戸スタートアップオフィス 0120-917-854

総政
合策

★は、12：00～13：00を除く

相談名	相談日	時間	相談員	会場・問い合わせ先
事業経営相談 (予約制)	平日	9：00～17：00★	中小企業診断士	商工振興課内 松戸ビジネスサポートセンター 710-3530
若者の就労相談 (予約制)	月～土曜日	9：30～17：00	キャリアコンサルタント 臨床心理士他	松戸商工会議所別館2階 まつど地域若者サポートステーション 703-8301
就学(予約制)	平日	8：30～17：00	心理相談員	教育委員会 児童生徒課 366-7600
不登校(予約制)				
青少年相談	火～土曜日	9：30～17：00	家庭教育相談員	常盤平児童福祉館 384-7867
ゆうまつどころ の相談 (女性対象) (予約制)	第2～4 月・木曜日	10：00～17：00	専門カウンセラー	ゆうまつど 303-0505
	第1 月・木曜日	13：00～20：00		
ゆうまつどころ の相談(男性対象) (予約不要)	第1・3 金曜日	17：30～20：30		
まつど女性就労・ 両立支援相談 (予約優先)	火・水・ 木曜日 ※第2木曜日 起業相談	10：00～15：00	キャリアコンサルタント 他	ゆうまつど 男女共同参画課 (問合せ) 364-8778 (予 約) 364-8783
	第1・3 金曜日	17：30～20：30		
公害苦情相談	平日	8：30～17：00	市職員	環境保全課 366-7337
医療・福祉相談	平日	8：30～17：00	医療ソーシャルワーカー	総合医療センター (相談支援センター) 712-2511
松戸市消防救急 相談電話	毎日	24時間	消防職員	消防局 情報通信課 363-1119
市民活動に関する 相談	平日	9：00～17：00	市職員	市民自治課 366-7318
	月～土曜日 ※第1・3 水曜日を除く	9：00～21：00	市民活動 コーディネーター	まつど市民活動 サポートセンター 365-5522
	日曜日	9：00～17：00		

相談状況

〔広報広聴課広聴担当室〕

○相談内容別受理状況（相談種目別） 令和5年度

相談内容	相談種目	一般民事相談 件	専門相談								合計		
			法律 件	不動産 件	税務 件	登記 件	行政 件	交通事故 件	外国人 件	行政書士 件	小計 件	件数	構成比 %
不動産		44	22	100	0	0	0	0	0	0	122	166	4.3
借地借家		72	70	54	0	0	0	0	0	0	124	196	5.0
相続		614	277	0	0	0	0	0	0	26	303	917	23.5
離婚		137	103	0	0	0	0	0	0	1	104	241	6.2
身上		444	81	0	0	0	0	0	0	1	82	526	13.5
損害賠償		38	49	0	0	0	0	0	0	0	49	87	2.2
金銭		137	109	0	0	0	0	0	0	0	109	246	6.3
労働		36	37	0	0	0	0	0	0	0	37	73	1.9
税金		153	5	0	112	0	0	0	0	0	117	270	6.9
訴訟		22	25	0	0	0	0	0	0	0	25	47	1.2
契約		22	36	0	0	0	0	0	0	0	36	58	1.5
相隣		293	48	0	0	0	0	0	0	1	49	342	8.8
登記		122	6	0	0	74	0	0	0	0	80	202	5.2
戸籍		4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0.1
建築		25	23	0	0	0	0	0	0	0	23	48	1.2
交通事故		0	0	0	0	0	0	98	0	0	98	98	2.5
外国人		0	0	0	0	0	0	0	154	0	154	154	4.0
DV・虐待		1	3	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0.1
その他		154	23	13	0	0	21	0	0	5	62	216	5.5
合計		2,318	917	167	112	74	21	98	154	35	1,578	3,896	100.0
(前年度)		3,058	960	165	115	78	44	116	188	30	1,696	4,754	

※なお、各表の構成比率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。
このため、個々の数値の計と合計欄に記載した数値が合致しない場合があります。

受理件数の多い相談内容（順位7まで）

年度	順位	1	2	3	4	5	6	7
	R元	内容	相続	身上	離婚	相隣	金銭	借地借家
件数		1,237	832	449	410	395	290	259
構成比%		22.0	14.8	8.0	7.3	7.0	5.2	4.6
R2	内容	相続	身上	相隣	離婚	金銭	借地借家	税金
	件数	951	545	408	337	262	254	185
	構成比%	21.5	12.3	9.2	7.6	5.9	5.8	4.2
R3	内容	相続	身上	相隣	離婚	金銭	借地借家	税金
	件数	1,010	545	425	269	255	253	249
	構成比%	22.2	12.0	9.4	5.9	5.6	5.6	5.5
R4	内容	相続	身上	相隣	金銭	税金	借地借家	離婚
	件数	1,104	645	442	285	265	263	259
	構成比%	23.2	13.6	9.3	6.0	5.6	5.5	5.4
R5	内容	相続	身上	相隣	税金	金銭	離婚	その他
	件数	917	526	342	270	246	241	216
	構成比%	23.5	13.5	8.8	6.9	6.3	6.2	5.5

総政
合策

第 5 章

財 務

=内 容=

第 1 節 市庁舎の概要	87	第 4 節 予算・決算の推移	94
1. 本 庁	87	1. 一般会計	94
2. 支 所	87	2. 特別会計	95
第 2 節 予算の概要	88	第 5 節 決算の状況	96
第 3 節 一般会計	89	1. 一般会計決算状況	96
1. 歳 入	89	2. 財政指標等（普通会計決算）	96
2. 歳 出	90	3. 財政健全化判断比率	97
3. 歳入・歳出における人口1人当たりの額	91	4. 資金不足比率	97
(1) 歳 入	91	第 6 節 行財政改革の推進	102
(2) 歳 出	91	第 7 節 市 税	103
4. 性質別歳出の財源充当状況	92	1. 令和 6 年度税収見込	103
5. 自主財源と依存財源	93	2. 市税の推移	104
		3. 課税標準額の段階別納税義務者数	105
		4. 税 率	106

第 1 節 市庁舎の概要

1. 本 庁

〔財産活用課〕

位 置	松戸市根本387番地の5		
敷地面積	15,158.87㎡		
〔本館〕構造	鉄筋コンクリート造、基礎は地階部ベタ基礎、他はコンクリートパイル打ち		
規 模	地上3階、地下1階		
延床面積	3,683.63㎡		
工 期	着 工	昭和33年6月20日	
	竣 工	昭和34年5月6日 増築 昭和38年(3階)	
建設費	142,641,540円		
〔新館〕構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、基礎は地階部ベタ基礎		
規 模	地上10階、地下1階		
延床面積	11,894.453㎡		
工 期	着 工	昭和43年3月30日	
	竣 工	昭和45年5月31日	
建設費	806,667,000円		
〔別館〕構造	鉄筋コンクリート造、基礎は鉄筋コンクリート耐圧盤		
規 模	地上4階、地下2階		
延床面積	3,759.515㎡		
工 期	着 工	昭和56年11月3日	
	竣 工	昭和58年1月31日	
建設費	851,000,000円		

財 務

2. 支 所

〔市民自治課〕

名 称	所 在 地	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	
常盤平支所	常盤平3-30	5,160.49	(支所分) 628.18	鉄筋コンクリート11階建の内1階部分(市民センター併設) ※2階以上は都市再生機構
小金支所	小金2番地 ピコティ西館	(支所持分) 100.67	(支所分) 407.48	鉄筋コンクリート11階建の内3階部分(保健福祉センター併設)
小金原支所	小金原 6-6-2	1,780.03	(支所分) 464.34	鉄筋コンクリート2階建の内1階部分(市民センター・老人福祉センター・図書館小金原分館併設)
六実支所	六高台3-71	1,962.00	(支所分) 334.75	鉄筋コンクリート2階建の内1階部分(市民センター併設)
馬橋支所	馬橋179-1 馬橋ステーションモール	1,493.89	(支所分) 267.07	鉄骨5階建の内4階部分
新松戸支所	新松戸3-27	1,827.33	(支所分) 344.90	鉄筋コンクリート3階建の内1階部分(市民センター併設)
矢切支所	三矢小台 3-10-5	725.62	511.48	鉄筋コンクリート2階建
東松戸支所	東松戸2-14-1 ひがまつテラス	2,875.68	(支所分) 409.02	鉄骨2階建の内2階部分 (図書館東松戸地域館・青少年プラザ併設)

第 2 節 予算の概要

〔財政課〕

令和6年度の本市の予算につきましては、一般会計及び特別・企業会計全体で、3,642億5,237万円となり、前年度と比較して213億2,163万4千円(6.2%)の増となりました。

一般会計予算は、1,839億5千万円で、歳入の主なものとして、根幹をなす市税収入が、定額減税の影響等により10億1,500万円の減額を見込む一方で、国からの補てん措置として定額減税減収補填特例交付金22億6千万円を見込みました。また、市債については、新拠点ゾーンまちづくり用地取得業務の増、借換債の増などにより、48億4,190万円の増額を見込みました。

歳出の主なものは、民生費が、こども誰でも通園制度の試行的事業の実施、子育て支援施設での医療的ケア児の受け入れ強化、グリーンスローモビリティの拡充などにより、前年度と比較して7.3%の増、941億1,672万1千円となり、全体の51.2%を占めております。また、性質別経費内訳では、扶助費が国の制度に基づく低所得者への給付金事業の実施や児童手当の拡充に伴う経費などにより、前年度と比較して9.5%の増、607億7,641万5千円となりました。

厳しい財政状況下での予算編成となりましたが、行財政改革を推進し、限りある財源の効率・効果的な配分に努め、今後も安定した市民サービスの提供ができるよう健全な財政運営を基本として行いました。

特別会計予算は、1,296億3,239万円で、前年度と比較して74億183万1千円(6.1%)の増となっており、国民健康保険特別会計は、被保険者数の減少による保険給付費の減などにより、17億4,830万8千円の減、松戸競輪特別会計は、特別競輪の誘致およびインターネットでの売上増を見込み、65億7,428万7千円の増、公設地方卸売市場事業特別会計は、362万7千円の増、駐車場事業特別会計は、500万円の減、介護保険特別会計は、保険給付費の増額などにより、11億194万6千円の増、後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増加などによる後期高齢者医療広域連合への納付金の増額のため、5億4,680万1千円の増、新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計は、立体換地建築物の実施設計及び仮換地指定による移転に伴う補償金に係る経費などにより、13億4,133万8千円の増、相模台地区土地区画整理事業特別会計は、事業の進捗に合わせ、4億1,286万円の減となりました。

企業会計予算は、506億6,998万円で、前年度と比較して6億4,443万2千円(1.3%)の減となっており、水道事業会計は、配水管布設工事に係る工事費の増額などにより、7,386万4千円の増、病院事業会計は、市立総合医療センターにおける別棟建設などにより、5億4,250万7千円の増、下水道事業会計は、下水道施設整備費などにより、12億6,080万3千円の減となりました。

(単位：千円)

会 計		令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度比 伸長率(%)	一般会計から 繰入(繰出)
一 般 会 計		169,385,765	183,950,000	8.6	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	44,690,150	42,941,842	▲ 3.9	3,051,026
	松 戸 競 輪	28,090,500	34,664,787	23.4	(600,000)
	公設地方卸売市場事業	98,074	101,701	3.7	52,842
	駐 車 場 事 業	161,002	156,002	▲ 3.1	(18,000)
	介 護 保 険	41,044,587	42,146,533	2.7	6,767,684
	後 期 高 齢 者 医 療	7,316,495	7,863,296	7.5	1,276,059
	新 松 戸 駅 東 側 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	315,081	1,656,419	425.7	451,258
	相 模 台 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	514,670	101,810	▲ 80.2	60,808
計		122,230,559	129,632,390	6.1	11,659,677 (618,000)
企 業 会 計	水 道 事 業	2,343,163	2,417,027	3.2	22,712
	病 院 事 業	28,755,202	29,297,709	1.9	2,570,000
	下 水 道 事 業	20,216,047	18,955,244	▲ 6.2	2,850,000
	計	51,314,412	50,669,980	▲ 1.3	5,442,712
合 計		342,930,736	364,252,370	6.2	17,102,389 (618,000)

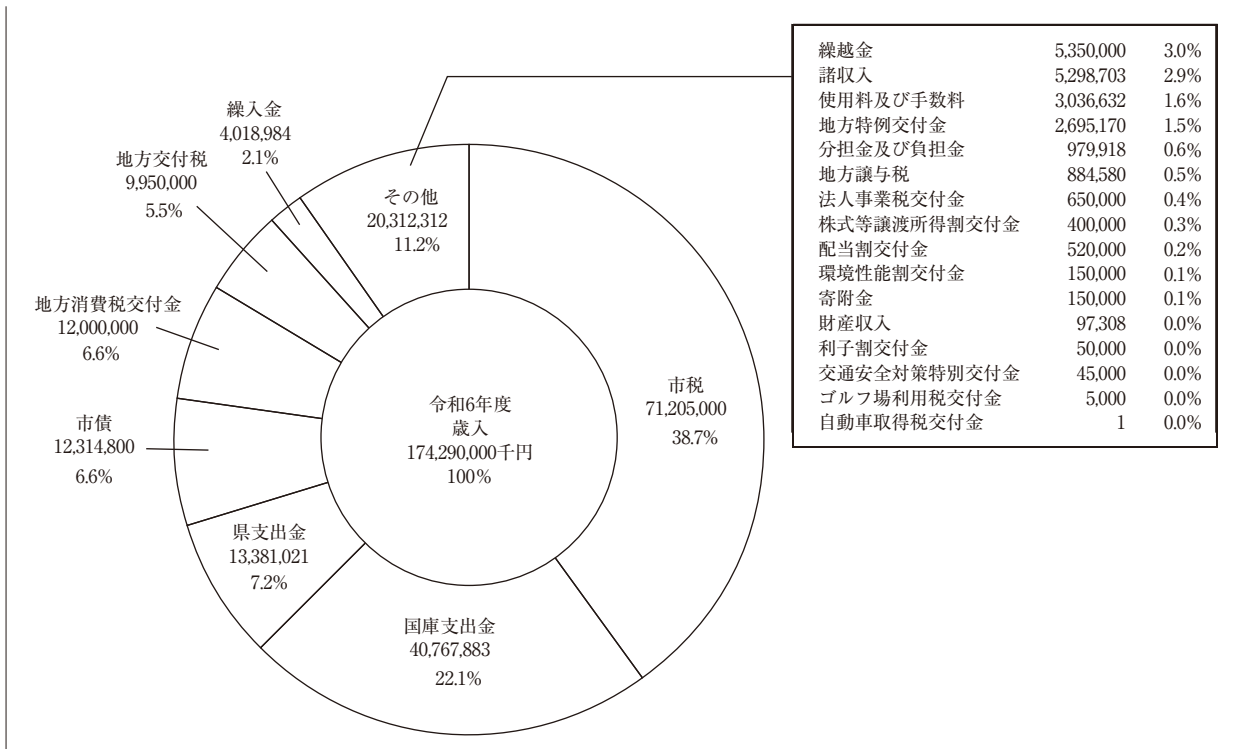
第 3 節 一 般 会 計

〔財政課〕

1. 歳 入

(単位：千円)

歳 入 区 分	令和 4 年度 当初予算額	構成比 %	令和 5 年度 当初予算額	構成比 %	令和 6 年度 当初予算額	構成比 %
1 市 税	69,924,000	40.1	72,220,000	42.6	71,205,000	38.7
2 地 方 譲 与 税	822,345	0.5	822,621	0.5	884,580	0.5
3 利 子 割 交 付 金	80,000	0.0	80,000	0.0	50,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	400,000	0.2	400,000	0.2	520,000	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300,000	0.2	300,000	0.2	400,000	0.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	500,000	0.3	600,000	0.4	650,000	0.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,000,000	6.3	12,000,000	7.1	12,000,000	6.6
8 ゴルフ場利用税交付金	3,000	0.0	5,000	0.0	5,000	0.0
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	1	0.0	1	0.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	150,000	0.1	150,000	0.1	150,000	0.1
11 地 方 特 例 交 付 金	420,000	0.2	431,000	0.3	2,695,170	1.5
12 地 方 交 付 税	8,250,000	4.7	8,250,000	4.9	9,950,000	5.5
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	50,000	0.0	50,000	0.0	45,000	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1,053,851	0.6	976,216	0.6	979,918	0.6
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,076,022	1.8	3,063,389	1.8	3,036,632	1.6
16 国 庫 支 出 金	39,195,907	22.5	38,299,934	22.6	40,767,883	22.1
17 県 支 出 金	12,413,058	7.1	12,970,167	7.6	13,381,021	7.2
18 財 産 収 入	91,821	0.1	156,406	0.1	97,308	0.0
19 寄 附 金	100,000	0.1	200,000	0.1	150,000	0.1
20 繰 入 金	3,522,371	2.0	2,893,716	1.7	4,018,984	2.1
21 繰 越 金	4,000,000	2.3	3,000,000	1.8	5,350,000	3.0
22 諸 収 入	5,572,924	3.2	5,044,415	3.0	5,298,703	2.9
23 市 債	13,364,700	7.7	7,472,900	4.4	12,314,800	6.6
うち市民税減税補てん債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち臨時財政対策債	3,000,000	1.7	2,000,000	1.2	1,000,000	0.5
歳 入 合 計	174,290,000	100.0	169,385,765	100.0	183,950,000	100.0

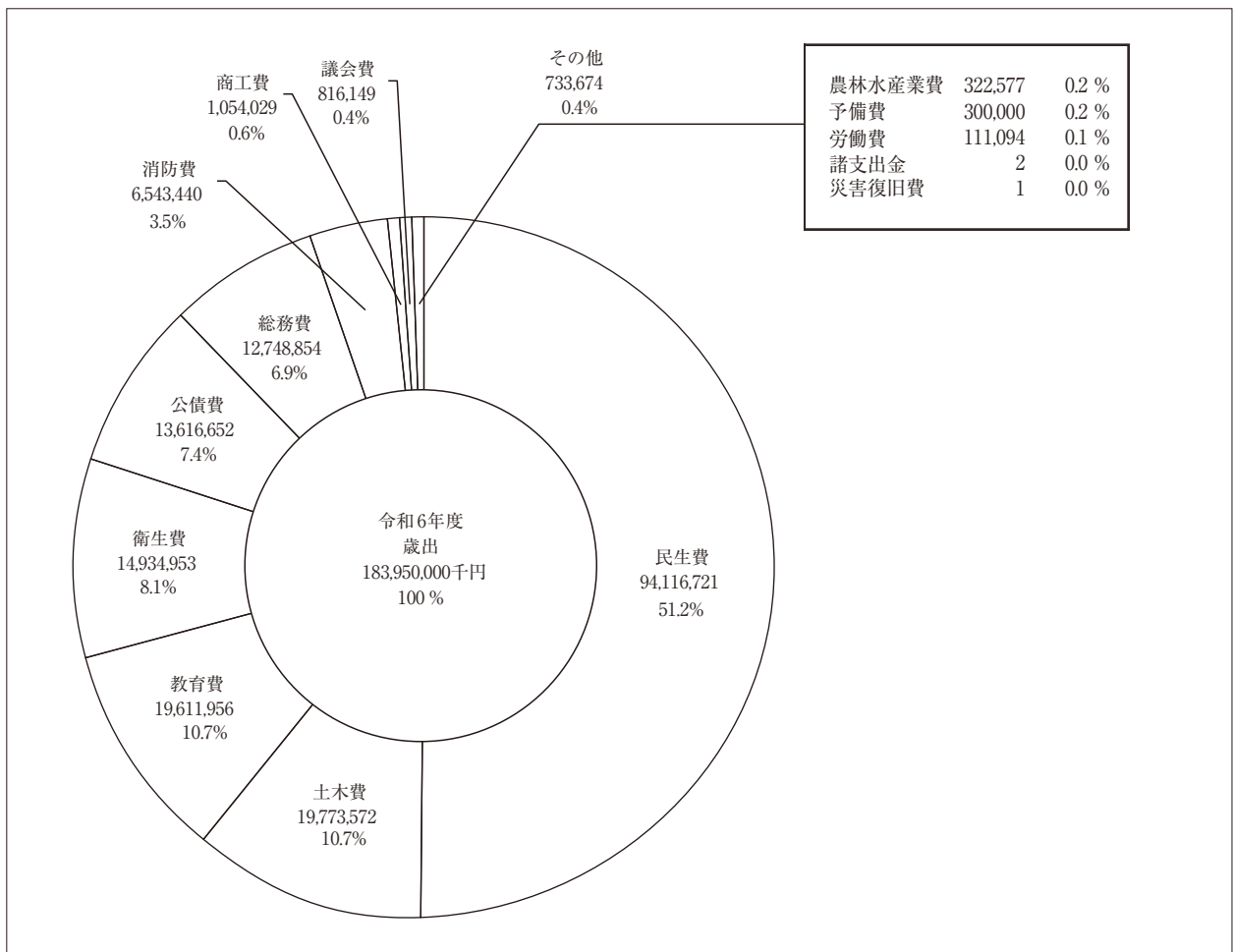


財務

2. 歳 出

(単位：千円)

歳 出 区 分	令和4年度 当初予算額	構成比 %	令和5年度 当初予算額	構成比 %	令和6年度 当初予算額	構成比 %
1 議 会 費	822,186	0.5	812,071	0.5	816,149	0.4
2 総 務 費	12,424,604	7.1	11,319,369	6.7	12,748,854	6.9
3 民 生 費	86,652,422	49.7	87,741,230	51.8	94,116,721	51.2
4 衛 生 費	19,861,607	11.4	17,589,151	10.4	14,934,953	8.1
5 労 働 費	98,699	0.1	104,238	0.1	111,094	0.1
6 農 林 水 産 業 費	353,509	0.2	391,378	0.2	322,577	0.2
7 商 工 費	1,003,145	0.6	1,029,356	0.6	1,054,029	0.6
8 土 木 費	17,278,141	9.9	14,027,538	8.3	19,773,572	10.7
9 消 防 費	6,181,641	3.5	6,014,853	3.6	6,543,440	3.5
10 教 育 費	16,023,424	9.2	17,096,663	10.1	19,611,956	10.7
11 災 害 復 旧 費	1	0.0	1	0.0	1	0.0
12 公 債 費	13,290,619	7.6	12,959,915	7.7	13,616,652	7.4
13 諸 支 出 金	2	0.0	2	0.0	2	0.0
14 予 備 費	300,000	0.2	300,000	0.2	300,000	0.2
歳 出 合 計	174,290,000	100.0	169,385,765	100.0	183,950,000	100.0



3. 歳入・歳出における人口1人当たりの額（一般会計当初予算額）

(1) 歳入

（単位：円）

	歳入区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	市 税	140,822	145,372	142,883
2	地 方 譲 与 税	1,656	1,656	1,775
3	利 子 割 交 付 金	161	161	100
4	配 当 割 交 付 金	805	804	1,044
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	604	604	803
6	法 人 事 業 税 交 付 金	1,007	1,208	1,304
7	地 方 消 費 税 交 付 金	22,153	24,155	24,080
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6	10	10
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0	0
10	環 境 性 能 割 交 付 金	302	302	301
11	地 方 特 例 交 付 金	846	868	5,408
12	地 方 交 付 税	16,615	16,607	19,966
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	101	101	90
14	分 担 金 及 び 負 担 金	2,122	1,965	1,966
15	使 用 料 及 び 手 数 料	6,195	6,166	6,094
16	国 庫 支 出 金	78,938	77,094	81,807
17	県 支 出 金	24,999	26,108	26,851
18	財 産 収 入	185	315	195
19	寄 附 金	201	403	301
20	繰 入 金	7,094	5,825	8,065
21	繰 越 金	8,056	6,039	10,736
22	諸 収 入	11,223	10,153	10,633
23	市 債	26,916	15,042	24,711
	歳 入 合 計	351,007	340,958	369,123
	4 月 1 日 現 在 常 住 人 口	496,540	496,793	498,344

(2) 歳出

（単位：円）

	歳出区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	議 会 費	1,656	1,635	1,638
2	総 務 費	25,022	22,785	25,583
3	民 生 費	174,512	176,615	188,859
4	衛 生 費	40,000	35,405	29,969
5	労 働 費	199	210	223
6	農 林 水 産 業 費	712	788	647
7	商 工 費	2,020	2,072	2,115
8	土 木 費	34,797	28,236	39,679
9	消 防 費	12,449	12,107	13,130
10	教 育 費	32,270	34,414	39,354
11	災 害 復 旧 費	0	0	0
12	公 債 費	26,766	26,087	27,324
13	諸 支 出 金	0	0	0
14	予 備 費	604	604	602
	歳 出 合 計	351,007	340,958	369,123
	4 月 1 日 現 在 常 住 人 口	496,540	496,793	498,344

4. 性質別歳出の財源充当状況（一般会計）

（単位：千円）

歳出区分	令和5年度		令和6年度				比	
	当初予算額 (E)	構成比 %	当初予算額 (A)	（A）の財源内訳		一般財源 充当率 (C)/(A) (D)%	増減額 (A) - (E) (F)	増加率 (F)/(E) %
				特定財源 (B)	一般財源 (C)			
1. 人件費	27,566,014	16.3	29,860,418	3,616,189	26,244,229	87.9	2,294,404	8.3
2. 物件費	33,022,894	19.5	33,226,941	8,837,182	24,377,462	73.4	204,047	0.6
3. 維持補修費	1,857,971	1.1	1,985,892	99,760	1,898,429	95.0	127,921	6.9
4. 扶助費	55,515,722	32.7	60,776,415	44,864,255	15,912,160	26.2	5,260,693	9.5
5. 補助費等	15,529,931	9.2	15,265,443	1,225,963	14,039,480	92.0	▲ 264,488	▲ 1.7
6. 普通建設事業費	9,156,509	5.4	15,891,031	11,073,491	4,817,540	30.3	6,734,522	73.5
補助事業費	3,545,252	2.1	2,997,693	2,688,084	309,609	10.3	▲ 547,559	▲ 15.4
単独事業費	5,611,257	3.3	12,893,338	8,385,407	4,507,931	35.0	7,282,081	129.8
7. 災害復旧事業費	1	0.0	1		1	100.0	0	0.0
補助事業費								
単独事業費	1	0.0	1		1	100.0	0	0.0
8. 失業対策事業費								
補助事業費								
単独事業費								
9. 公債費	12,959,915	7.6	13,616,652	2,381,719	11,234,933	82.5	656,737	5.1
10. 積立金	816,972	0.5	115,413	50,830	64,583	56.0	▲ 701,559	▲ 85.9
11. 投資及び出資金	1,498,406	0.9	1,127,678		1,127,678	100.0	▲ 370,728	▲ 24.7
12. 貸付金	124,888	0.1	124,439	112,466	11,973	9.6	▲ 449	▲ 0.4
13. 繰り出し金	11,036,542	6.5	11,659,677	2,670,831	8,988,846	77.1	623,135	5.6
14. 前年度繰上充用金								
15. 予備費	300,000	0.2	300,000		300,000	100.0	0	0.0
合計	169,385,765	100.0	183,950,000	74,932,686	109,017,314	59.3	14,564,235	8.6

5. 自主財源と依存財源（一般会計）

（単位：千円）

財源別	区 分	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額
	款 別			
自主財源	市税	69,924,000	72,220,000	71,205,000
	分担金及び負担金	1,053,851	976,216	979,918
	使用料及び手数料	3,076,022	3,063,389	3,036,632
	財産収入	91,821	156,406	97,308
	寄附金	100,000	200,000	150,000
	繰入金	3,522,371	2,893,716	4,018,984
	繰越金	4,000,000	3,000,000	5,350,000
	諸収入	5,572,924	5,044,415	5,298,703
	小 計 (A)	87,340,989	87,554,142	90,136,545
依存財源	地方譲与税	822,345	822,621	884,580
	利子割交付金	80,000	80,000	50,000
	配当割交付金	400,000	400,000	520,000
	株式等譲渡所得割交付金	300,000	300,000	400,000
	法人事業税交付金	500,000	600,000	650,000
	地方消費税交付金	11,000,000	12,000,000	12,000,000
	ゴルフ場利用税交付金	3,000	5,000	5,000
	自動車取得税交付金	1	1	1
	環境性能割交付金	150,000	150,000	150,000
	地方特例交付金	420,000	431,000	2,695,170
	地方交付税	8,250,000	8,250,000	9,950,000
	交通安全対策特別交付金	50,000	50,000	45,000
	国庫支出金	39,195,907	38,299,934	40,767,883
	県支出金	12,413,058	12,970,167	13,381,021
	市債	13,364,700	7,472,900	12,314,800
小 計 (B)	86,949,011	81,831,623	93,813,455	
合 計 (A) + (B)	174,290,000	169,385,765	183,950,000	
自主財源の比率 $\left(\frac{A}{A+B} \right)$	50.1%	51.7%	49.0%	

第 4 節 予 算 ・ 決 算 の 推 移

〔財政課〕

1. 一般会計

(単位：千円)

年度	4月1日現在 常住人口	当初予算額	決 算 額			
			歳 入	対当初予算 伸 長 率 (%)	歳 出	対当初予算 伸 長 率 (%)
平成7年	462,155	104,550,000	109,693,160	4.9	106,674,188	2.0
平成8年	458,968	104,700,000	108,640,363	3.8	106,048,392	1.3
平成9年	458,839	106,417,000	110,105,309	3.5	107,183,509	0.7
平成10年	460,370	109,880,000	115,078,853	4.7	111,459,526	1.4
平成11年	462,228	108,620,000	117,610,525	8.3	114,660,050	5.6
平成12年	464,145	109,216,000	115,591,363	5.8	111,600,895	2.2
平成13年	464,691	111,160,000	119,230,784	7.3	115,520,146	3.9
平成14年	468,295	111,520,000	117,659,444	5.5	113,904,026	2.1
平成15年	470,228	113,310,000	116,658,716	3.0	112,730,247	▲ 0.5
平成16年	472,384	122,150,000	125,111,015	2.4	121,040,947	▲ 0.9
平成17年	473,187	106,850,000	112,771,322	5.5	107,525,981	0.6
平成18年	472,423	108,930,000	114,106,775	4.8	108,688,329	▲ 0.2
平成19年	474,586	112,270,000	116,525,762	3.8	112,188,502	▲ 0.1
平成20年	479,036	116,400,000	126,695,096	8.8	116,730,421	0.3
平成21年	483,018	112,650,000	126,003,936	11.9	122,442,153	8.7
平成22年	484,600	119,030,000	128,230,537	7.7	124,577,573	4.7
平成23年	484,537	125,950,000	133,280,670	5.8	127,597,276	1.3
平成24年	481,574	127,830,000	135,895,300	6.3	129,147,285	1.0
平成25年	479,918	127,830,000	142,459,288	11.4	135,135,175	5.7
平成26年	480,305	135,944,174	149,515,588	10.0	142,821,400	5.1
平成27年	481,961	141,720,000	153,125,581	8.0	145,315,897	2.5
平成28年	484,835	152,480,000	159,064,190	4.3	153,019,838	0.4
平成29年	487,091	145,750,000	155,789,880	6.9	148,886,878	2.2
平成30年	489,037	147,773,000	153,305,910	3.7	147,420,858	▲ 0.2
令和元年	491,265	156,180,000	157,477,201	0.8	151,271,285	▲ 3.1
令和2年	493,298	155,160,000	214,945,897	38.5	208,224,945	34.2
令和3年	492,622	166,710,000	195,572,982	17.3	185,767,131	11.4
令和4年	496,540	174,290,000	195,528,524	12.2	185,936,610	6.7
令和5年	496,793	169,385,765	194,763,959	15.0	187,014,565	10.4
令和6年	498,344	183,950,000				

2. 特別会計

(単位：千円)

年度	合計		国民健康保険	松戸競輪	下水道事業	公設地方卸売市場事業	駐車場事業	介護保険	後期高齢者医療	新松戸駅東側地区 土地区画整理事業	相模台地区 土地区画整理事業	合計
	当初予算額	決算額										
平成25年度	17,394,390	12,563,546	50,656,282	17,394,390	12,563,546	223,989	89,002	27,012,474	4,199,911	—	—	112,139,594
	歳入	12,157,922	54,383,844	19,480,448	12,157,922	215,861	159,245	28,150,618	4,120,460	—	—	118,668,398
	歳出	11,934,493	51,570,386	18,522,352	11,934,493	203,204	64,230	27,259,939	4,095,291	—	—	113,649,895
平成26年度	19,040,154	13,514,523	51,248,980	19,040,154	13,514,523	216,906	89,002	28,621,542	4,472,408	—	—	117,203,515
	歳入	12,969,392	53,757,935	21,241,506	12,969,392	208,027	180,182	29,690,559	4,395,935	—	—	122,443,536
	歳出	12,638,019	50,580,637	20,240,198	12,638,019	203,151	63,535	29,001,802	4,363,809	—	—	117,091,151
平成27年度	22,378,898	13,679,439	59,156,483	22,378,898	13,679,439	217,620	91,002	31,361,491	4,647,931	—	—	131,532,864
	歳入	12,954,200	59,716,048	22,225,846	12,954,200	208,402	207,357	31,841,036	4,543,066	—	—	131,695,955
	歳出	12,719,924	57,228,657	21,262,780	12,719,924	193,632	81,330	30,084,616	4,515,999	—	—	126,086,938
平成28年度	23,732,874	13,944,645	58,283,976	23,732,874	13,944,645	218,044	91,002	33,124,394	5,131,969	—	—	134,526,904
	歳入	13,458,791	57,754,122	22,596,119	13,458,791	209,615	213,172	33,624,775	5,046,356	—	—	132,902,950
	歳出	13,239,159	55,930,605	21,468,170	13,239,159	198,136	73,535	31,607,771	4,966,461	—	—	127,483,837
平成29年度	17,421,785	13,921,063	58,365,989	17,421,785	13,921,063	141,591	89,002	35,494,739	5,330,768	—	—	130,764,937
	歳入	12,124,312	56,357,134	17,208,635	12,124,312	138,194	234,918	35,501,310	5,396,028	—	—	126,960,531
	歳出	9,291,435	53,224,806	16,128,440	9,291,435	117,688	73,987	32,940,141	5,363,725	—	—	117,140,222
平成30年度	21,408,876	—	46,546,247	21,408,876	—	113,129	219,002	35,236,800	5,691,026	—	—	109,215,080
	歳入	—	46,626,943	20,906,748	—	113,280	259,806	36,982,305	5,726,300	—	—	110,615,382
	歳出	—	44,873,062	19,694,140	—	102,367	174,029	35,823,525	5,672,698	—	—	106,339,821
令和元年度	24,443,630	—	45,013,820	24,443,630	—	111,671	153,002	37,913,310	5,886,306	—	—	113,521,739
	歳入	—	44,222,081	26,690,121	—	106,884	197,248	37,316,711	5,985,884	—	—	114,518,929
	歳出	—	43,864,309	25,237,302	—	98,819	112,508	36,320,234	5,887,483	—	—	111,520,655
令和2年度	19,362,325	—	43,079,609	19,362,325	—	114,341	149,002	40,294,389	6,535,787	277,625	—	109,813,078
	歳入	—	42,221,944	19,536,427	—	119,612	167,952	39,422,164	6,540,073	195,195	—	108,203,367
	歳出	—	41,535,961	18,120,095	—	109,267	72,609	37,150,062	6,500,023	132,872	—	103,620,889
令和3年度	18,120,095	—	42,723,132	18,120,095	—	116,499	159,002	37,910,439	6,709,726	1,004,142	—	107,995,415
	歳入	—	44,168,997	26,842,471	—	113,303	182,958	39,844,524	6,612,631	466,300	—	118,231,184
	歳出	—	43,536,258	25,361,409	—	103,748	91,479	38,916,410	6,573,011	411,838	—	114,994,153
令和4年度	26,367,520	—	43,406,776	26,367,520	—	95,703	155,002	39,557,224	7,001,889	113,629	183,847	116,881,590
	歳入	—	44,752,621	34,403,548	—	100,613	186,926	40,414,004	6,995,675	276,709	77,250	127,207,346
	歳出	—	44,246,370	32,833,362	—	89,188	100,912	38,990,131	6,979,175	250,414	64,323	123,553,875
令和5年度	28,090,500	—	44,690,150	28,090,500	—	98,074	161,002	41,044,587	7,316,495	315,081	514,670	122,230,559
	歳入	—	45,420,925	34,830,491	—	95,801	183,552	42,194,954	7,193,743	198,296	341,394	130,459,156
	歳出	—	44,970,889	33,008,193	—	92,261	105,703	41,046,632	7,110,643	166,429	331,679	126,832,429
令和6年度	42,941,842	—	42,941,842	34,664,787	—	101,701	156,002	42,146,533	7,863,296	1,656,419	101,810	129,632,390
	歳入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	歳出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第 5 節 決算の状況

1. 一般会計決算状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
歳入総額 A	195,572,982	▲9.0	195,528,524	▲0.0	194,763,959	▲0.4
歳出総額 B	185,767,131	▲10.8	185,936,610	0.1	187,014,565	0.6
歳入歳出差引 A-B C	9,805,851	45.9	9,591,914	▲2.2	7,749,394	▲19.2
翌年度へ繰り越すべき財源 D	813,537	▲2.0	2,568,929	215.8	1,729,129	▲32.7
実質収支 C-D E	8,992,314	52.7	7,022,985	▲21.9	6,020,265	▲14.3
市税の推移	69,941,255	▲0.7	71,755,164	2.6	72,826,068	1.5
市債発行額の推移	16,440,800	61.9	11,546,700	▲29.8	10,742,400	▲7.0
うち市民税減税補てん債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち臨時財政対策債	8,110,000	60.6	2,140,000	▲73.6	940,000	▲56.1
市債残高	126,065,537	4.0	124,962,003	▲0.9	123,235,273	▲1.4
財政調整基金残高	15,717,700	29.1	12,989,344	▲17.4	10,727,771	▲17.4

2. 財政指標等（普通会計決算）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財政力指数（3か年平均）	0.881	0.862	0.843
単年度財政力指数	0.844	0.845	0.840
経常収支比率	87.9% 〔95.6%〕	92.7% 〔94.8%〕	93.6% 〔94.5%〕
公債費負担比率	9.0%	9.2%	9.1%
実質収支比率	9.4%	7.5%	6.3%

※ 経常収支比率の〔〕は減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた率である。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率	決算額	増減率
基準財政需要額	71,146,391	4.2	74,469,046	4.7	76,803,382	3.1
基準財政収入額	60,068,347	▲2.0	62,948,479	4.8	64,560,162	2.6
標準財政規模	95,577,093	5.6	93,811,358	▲1.8	95,295,431	1.6

3. 財政健全化判断比率

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	1.4%	1.7%	2.0%
将来負担比率	3.3%	5.6%	13.2%

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、〔-〕を記載する。

4. 資金不足比率

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	—	—	—
病院事業会計	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—
公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
新松戸駅東側地区土地区画整理事業	—	—	—
相模台地区土地区画整理事業	—	—	—

※資金不足が生じない場合は、〔-〕を記載する。

※相模台地区土地区画整理事業は、令和4年度より特別会計を設置。

〔指標の概要〕

①**財政力指数**=基準財政収入額÷基準財政需要額（この算式で算出される過去3年間の平均値）

財政基盤の強さを見るもので、この指数が大きいほど財政力が豊かであると見ることができます。単年度の財政力指数が「1」を超える団体は、普通交付税の不交付団体となります。

※ 「基準財政需要額」・「基準財政収入額」は、地方交付税のうち、普通交付税の算定基礎となる数値になります。（普通交付税交付基準額（財源不足額）=基準財政需要額－基準財政収入額）

「基準財政需要額」は、地方公共団体が合理的で妥当な水準で行政活動を行っていくために最小限必要とされる財源需要。

各団体の行政費目（消防費、都市計画費など）ごとに、人口や道路の延長・面積などの数値を測定単位にして、単位費用×（測定単位×補正係数）=基準財政需要額で算出されます。

「基準財政収入額」は、通常標準的に徴収し得ると考えられる税収入を一定の方法によって算出した額。交付税法の規定に基づいて算定される額となります。

②**経常収支比率（％）**=経常経費充当一般財源÷（経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債）
×100

財政構造の弾力性を示すもので、70％～80％が望ましい範囲とされています。

※ 平成13年度決算から算出方法に変更があり、算式の分母に減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた比率となっています。

③**公債費負担比率（％）**=公債費充当一般財源÷一般財源総額×100

この比率が高いほど財政構造の弾力性が乏しいこととなります。一般には15％を超えると警戒水準、20％を超えると危険水準とされています。

④**「標準財政規模」**は、地方公共団体が、通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源等の額
標準税率による法定普通税等の収入に、普通交付税、地方譲与税等を加えたものとなります。

※ 平成20年度決算から算出方法に変更があり、臨時財政対策債発行可能額を加えることとなっています。

⑤実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額＝繰上充当額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

⑥連結実質赤字比率

地方公共団体財政健全化法の公布に伴い新たに導入された指標であり、一般会計のみならず公営企業会計や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた、当該団体の全会計を対象とした実質赤字（企業会計については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率となります。

当該団体の赤字を把握することで、財政運営上の課題の把握やチェック機能を働かせることを目的としています。

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ＝公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計

ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の合計額

ニ＝公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計

⑦実質公債費比率

平成18年度から、起債許可制度が協議制に移行したことに伴い、起債制限比率について見直しが行われ、新たに設けられた指標です。

市債の元利償還金、公営企業の元利償還金へ繰出しされた額や債務負担行為等の公債費類似経費を含めた実質的な公債費が、標準財政規模から、交付税に含まれる市債の元利償還金に充てら

れた分を除いた一般財源に対して、どの程度になっているかを見ることにより、借金返済に要する財務負担の度合いを判断します。なお、平成19年度の算定から都市計画税が特定財源として算入されることとなりました。

3か年平均の実質公債費比率が18%以上の場合は、引き続き市債発行に知事の許可を必要とする許可団体となり、25%以上では単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上で単独事業に加え、一般公共事業等に係る起債も制限される起債制限団体となります。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(\text{元利+準元利}) - (\text{特定財源+交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税措置額}} \times 100$$

⑧将来負担比率

地方公共団体財政健全化法の公布に伴い新たに導入された指標であり、一般会計の市債残高や公債費に準ずる債務負担行為残高等に加え一般会計以外の会計の地方債残高や公社及び組合等で、一般会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対しどの程度になっているかを見ることにより、将来の財政状況の悪化を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保します。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \\ (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額})} \times 100$$

将来負担額

- ・ 一般会計等の地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還金に充てる当該団体からの負担見込額
- ・ 退職手当支給見込額（全職員に対する支給予定額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計の負担見込額
- ・ 連結実質赤字額
- ・ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

⑨資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額

- ・ 法適用企業 = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
- ・ 法非適用企業 = (繰上充用額+支払繰延額+事業繰延額+建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

事業の規模

- ・ 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入額 - 受託工事に相当する収入額

第 6 節 行財政改革の推進

〔行政経営課〕

〔財政課〕

都市経営の視点に立った行財政運営を実現するために、行財政改革を推進してまいります。
定期的な事務事業の見直しなどを徹底することで、時代に合わない事業を廃止し、サービス水準の維持・向上に留意しつつ民間等に移行できる事業は移管を進めます。

その結果として、財政の健全化を図り、都市ブランドの構築に必要なまちづくりへの集中的な投資が行える財政をめざします。

第 7 節 市 税

〔収納課〕

1. 令和6年度税収見込

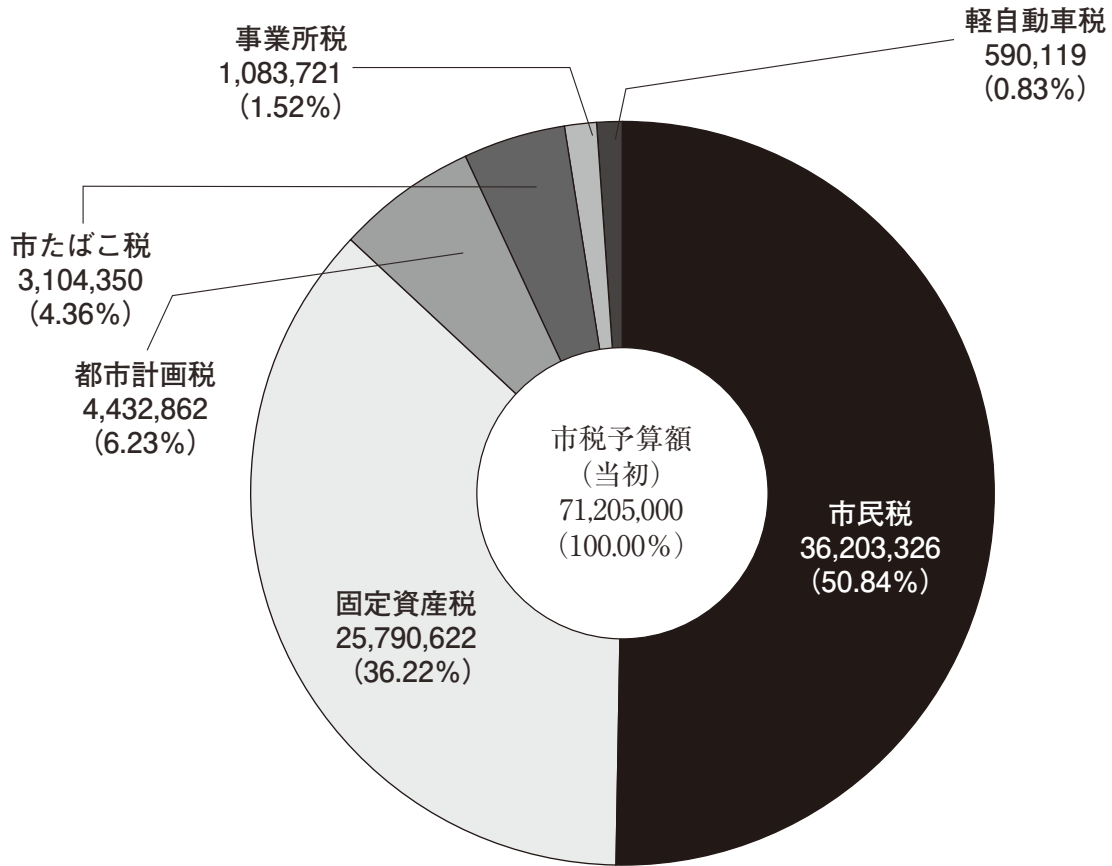
(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率
1 市民税	37,477,484	36,203,326	96.6
個 人	34,357,786	33,128,422	96.4
均等割	811,298	782,269	96.4
所得割	33,546,488	32,346,153	96.4
法 人	3,119,698	3,074,904	98.6
均等割	1,094,987	1,079,265	98.6
税 割	2,024,711	1,995,639	98.6
2 固定資産税	26,407,402	25,790,622	97.7
純固定資産税	26,338,354	25,721,574	97.7
土 地	10,755,238	10,475,602	97.4
家 屋	12,743,789	12,412,450	97.4
償却資産	2,839,327	2,833,522	99.8
交付金	69,048	69,048	100.0
3 軽自動車税	618,031	590,119	95.5
4 市たばこ税	3,104,350	3,104,350	100.0
普通税 (計)	67,607,267	65,688,417	97.2
5 事業所税	1,083,721	1,083,721	100.0
6 都市計画税	4,550,163	4,432,862	97.4
土 地	2,479,830	2,415,901	97.4
家 屋	2,070,333	2,016,961	97.4
目的税 (計)	5,633,884	5,516,583	97.9
合 計	73,241,151	71,205,000	97.2

市税税目別割合（令和6年度）

〔税制課〕

（単位：千円）



2. 市税の推移

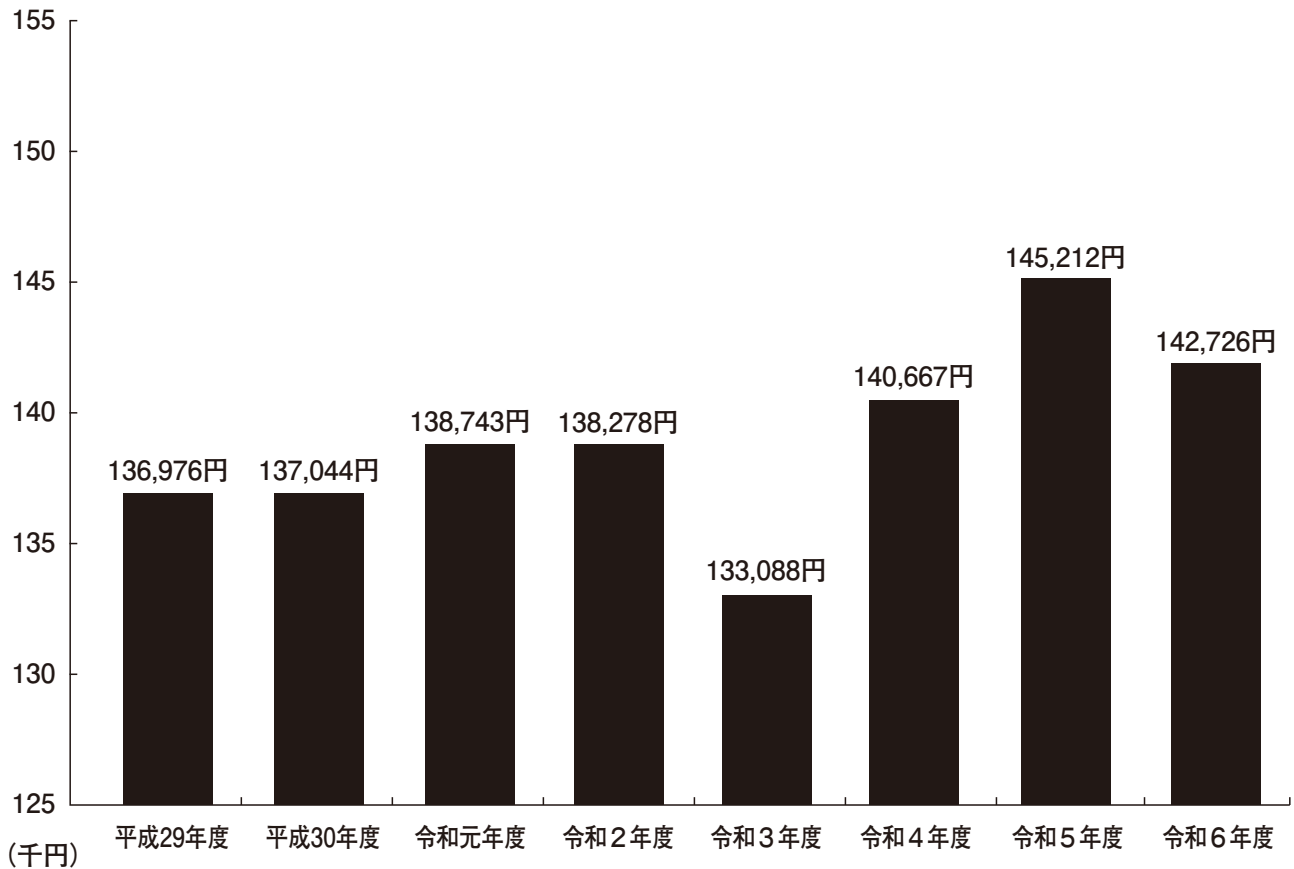
〔税制課〕

（単位：千円）

区 分	令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算
市民税	35,137,900	36,409,200	37,967,570	36,203,326
固定資産税	22,986,529	24,876,338	25,310,907	25,790,622
軽自動車税	527,644	558,432	599,434	590,119
市たばこ税	2,670,801	2,796,518	2,986,732	3,104,350
特別土地保有税	0	0	0	0
事業所税	1,014,426	1,004,427	1,004,427	1,083,721
都市計画税	3,982,700	4,279,085	4,350,930	4,432,862
計	66,320,000	69,924,000	72,220,000	71,205,000

当初予算における市民1人あたりの市税

〔税制課〕



※各年の4月1日現在における、住民基本台帳人口により計算

3. 課税標準額の段階別納税義務者数

〔市民税課〕

課税標準額の段階	令和6年度	
10万円以下の金額	533人	0.22%
10万円を超え 100万円以下	65,462人	26.73%
100万円を超え 200万円以下	72,750人	29.71%
200万円を超え 300万円以下	46,469人	18.97%
300万円を超え 400万円以下	24,131人	9.85%
400万円を超え 550万円以下	17,924人	7.32%
550万円を超え 700万円以下	7,149人	2.92%
700万円を超え 1,000万円以下	5,634人	2.3%
1,000万円を超える金額	4,859人	1.98%
合計	244,911人	100.00%

4. 税 率（令和6年度）

市 民 税	個人均等割	市民税 3,000円 県民税 1,000円	令和6年度以降、市民税・県民税の均等割額と併せて1人年額1,000円の森林環境税（国税）が課税されます。		市 民 税 課				
	個人所得割	市民税 一律6% 県民税 一律4%							
	法人均等割	①資本金等の額1千万円以下、従業員数50人以下等…………… 50,000円 ②資本金等の額1千万円以下、従業員数50人超…………… 120,000円 ③資本金等の額1千万円超1億円以下、従業員数50人以下…………… 130,000円 ④資本金等の額1千万円超1億円以下、従業員数50人超…………… 150,000円 ⑤資本金等の額1億円超10億円以下、従業員数50人以下…………… 160,000円 ⑥資本金等の額1億円超10億円以下、従業員数50人超…………… 400,000円 ⑦資本金等の額10億円超、従業員数50人以下…………… 410,000円 ⑧資本金等の額10億円超50億円以下、従業員数50人超…………… 1,750,000円 ⑨資本金等の額50億円超、従業員数50人超…………… 3,000,000円							
	法人税割	100分の8.4 右の法人以外の法人 ただし、平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の12.1、平成26年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の14.7	100分の6.0 資本金又は出資金の額が1億円以下で分割前の課税標準となる法人税額が年500万円以下の法人 ただし、平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の9.7、平成26年9月30日以前に開始した事業年度までは100分の12.3						
固定資産税	100分の1.4			固定資産税課					
軽自動車税	(種別割)	車 種			税率(年額)	税 制 課			
		原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの（ミニカーを除く）		2,000円				
			二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの		2,000円				
			二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの又は定格出力が0.8kwを超えるもの		2,400円				
			ミニカー（総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの）		3,700円				
		小型特殊自動車	農耕作業用（コンバイン、トラクター、田植え機など）で乗用装置のあるもの		2,400円				
			特殊作業用（フォークリフト、ショベルローダーなど）		5,900円				
		二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの（バイク）		6,000円				
		軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの（バイク、トレーラーなど）		3,600円				
			税率(年額)		(4)				
車種区分	(1)		(2)	(3)	(ア)	(イ)	(ウ)		
四輪 (総排気量が660cc以下のもの)	乗用		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	—	—	2,700円
	貨物用		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	—	—	1,300円
乗用	営業用		5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円	
貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	—	—	1,000円		
三輪(総排気量が660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円	—	—	1,000円	
(1)旧税率		平成27年3月31日までに登録（新車登録）済みの車両							
(2)標準税率		平成27年4月1日以降に新規検査（新車登録）をした車両							
(3)重課		新規検査（新車登録）から13年を経過した車両							
(4)軽課		令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規検査（新車登録）をした減税対象の車両							
税率		車種	区分						
(ア)概ね25%軽減		営業用乗用車	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成						
(イ)概ね50%軽減			令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成						
(ウ)概ね75%軽減		すべての車種	電気自動車および天然ガス自動車						
環境性能割	0%~2%(燃費性能等の程度による)								
市たばこ税	紙巻たばこ 1,000本につき6,552円 〈加熱式たばこの換算方法〉 新換算本数×1.0（令和4年10月1日から）								
事業所税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の100分の0.25								
都市計画税	100分の0.23				固定資産税課				

第 6 章

市 民

=内 容=

第 1 節 戸籍・住民基本台帳 ……………107	第 4 節 ユーカリ交通公園 ……………119
1. 本籍・人口・世帯数 ……………107	1. 概 要 ……………119
2. 人口動態 ……………107	2. 月別利用状況 ……………119
3. 戸籍届出事件数 ……………108	第 5 節 地域代表者制度 ……………120
4. 住民基本台帳事務取扱件数 ……………109	1. 概 要 ……………120
5. 各種証明事務取扱件数 ……………109	2. 地区意見交換会 ……………120
6. 外国人住民国籍別人口 ……………109	第 6 節 人権施策 ……………121
第 2 節 交通安全 ……………110	1. 概 要 ……………121
1. 交通事故の発生状況 ……………110	2. 施策の推進 ……………121
2. 安全施設設置状況 ……………110	第 7 節 協働のまちづくり ……………123
3. 防 犯 ……………110	1. 協働のまちづくり条例 ……………123
(1) 松戸市内の刑法犯認知件数の推移…110	2. 松戸市協働推進計画 ……………123
(2) 松戸市内の罪種別刑法犯認知件数…111	3. 市民活動助成制度 ……………124
(3) 防犯灯設置費補助金状況(町会設置)…111	4. 協働事業提案制度 ……………124
(4) 防犯灯維持管理費補助金交付状況…112	5. 協働のまちづくり基金 ……………124
第 3 節 市民センター・市民交流会館 …113	6. 松戸市協働のまちづくり協議会 …125
1. 市民センター ……………113	7. まつど市民活動サポートセンター …125
(1) 設置状況 ……………113	
(2) 利用状況 ……………115	
2. 市民交流会館 ……………117	
(1) 概 要 ……………117	
(2) 施設情報 ……………117	
(3) 利用状況 ……………118	

第 1 節 戸籍・住民基本台帳

〔市民課〕

1. 本籍・人口・世帯数

(R6.3.31現在)

	本籍数	本籍人口	住民基本台帳人口			住民基本台帳世帯数
			男	女	計	
	戸	人	人	人	人	
市民課	151,711	365,288	66,940	66,890	133,830	70,385
常盤平支所	—	—	44,074	46,005	90,079	46,559
小金支所	—	—	22,132	22,476	44,608	22,428
小金原支所	—	—	13,361	14,154	27,515	13,767
六実支所	—	—	13,995	14,758	28,753	13,380
馬橋支所	—	—	20,453	20,144	40,597	20,501
新松戸支所	—	—	29,551	29,891	59,442	31,290
矢切支所	—	—	13,755	13,708	27,463	13,204
東松戸支所	—	—	23,240	23,366	46,606	21,077
合計	151,711	365,288	247,501	251,392	498,893	252,591

2. 人口動態

(R5.4.1～R6.3.31)

	増加			減少			差引増減
	社会	自然	計	社会	自然	計	
	人	人	人	人	人	人	人
市民課	7,773	827	8,600	6,453	1,386	7,839	761
常盤平支所	4,444	462	4,906	3,692	1,206	4,898	8
小金支所	2,671	258	2,929	2,075	477	2,552	377
小金原支所	1,232	142	1,374	993	416	1,409	△35
六実支所	1,255	137	1,392	1,027	331	1,358	34
馬橋支所	2,419	301	2,720	2,110	420	2,530	190
新松戸支所	3,855	355	4,210	2,992	604	3,596	614
矢切支所	1,346	178	1,524	1,171	285	1,456	68
東松戸支所	2,382	311	2,693	1,957	483	2,440	253
合計	27,377	2,971	30,348	22,470	5,608	28,078	2,270

3. 戸籍届出事件数

(R5.4.1～R6.3.31)

戸籍事件	届出		小計	他市町村から送付	合計
	本籍人	非本籍人			
出生	1,378	1,494	2,872	834	3,706
国籍留保	4	0	4	34	38
認知	29	13	42	29	71
養子縁組	167	24	191	88	279
養子離縁	72	4	76	28	104
法73条の2・法69条の2	3	0	3	2	5
婚姻	1,399	601	2,000	1,919	3,919
離婚	605	129	734	338	1,072
法75条の2・法77条の2	290	28	318	120	438
親権・後見・後見監督・保佐	17	0	17	5	22
死亡	3,101	2,656	5,757	721	6,478
失踪	0	1	1	0	1
復氏	6	1	7	0	7
婚姻関係完了	7	3	10	1	11
相続人排廃除	0	0	0	0	0
入籍	441	32	473	194	667
分籍	91	4	95	47	142
国籍取得	1	2	3	4	7
帰化	38	4	42	5	47
国籍喪失	1	0	1	1	2
国籍選択	19	5	24	18	42
外国国籍喪失	0	0	0	1	1
氏の変更	28	12	40	11	51
名の変更	7	7	14	1	15
転籍	1,327	19	1,346	786	2,132
就籍	1	0	1	0	1
訂正・更生	147	0	147	11	158
追完	1	10	11	1	12
その他	5	12	17	3	20
不受理申出	91	55	146	30	176
合計	9,276	5,116	14,392	5,232	19,624

4. 住民基本台帳事務取扱件数

(R5.4.1～R6.3.31)

区分	届				出		
	転入	転出	転居	変更	申立	転出取消	計
件数	22,169	17,973	8,628	2,572	451	103	51,896

5. 各種証明事務取扱件数

(R5.4.1～R6.3.31)

区分	印鑑証明書			印鑑登録証の交付	受理証の交付
	有料	無料	計	有料	無料
件数	81,889	134	82,023	15,160	3

※ 印鑑登録数 ……………293,116件 (R6.3.31現在)

(R5.4.1～R6.3.31)

区分	戸籍謄抄本等			住民票等				
	有料	無料	計	有料	無料	閲覧有料	閲覧無料	計
件数	70,022	31,362	101,384	206,525	28,862	25	157	235,569

(R5.4.1～R6.3.31)

区分	臨時運行許可	転出証明等
	有料	無料
件数	2,374	7,669

6. 外国人住民国籍別人口

(R6.3.31現在)

国籍	中国	ベトナム	フィリピン	韓国・朝鮮	ネパール	タイ	その他	計
人数	7,854	3,430	2,063	1,534	1,567	371	4,419	21,238

第 2 節 交 通 安 全

〔市民安全課〕

1. 交通事故の発生状況

年	発生件数	負傷者数	死亡者数
R 元	1,229	1,402	4
R 2	1,008	1,166	8
R 3	1,012	1,151	4
R 4	990	1,134	2
R 5	993	1,132	5

(各年 1 月 1 日～12月31日)

2. 安全施設設置状況

〔道路維持課〕

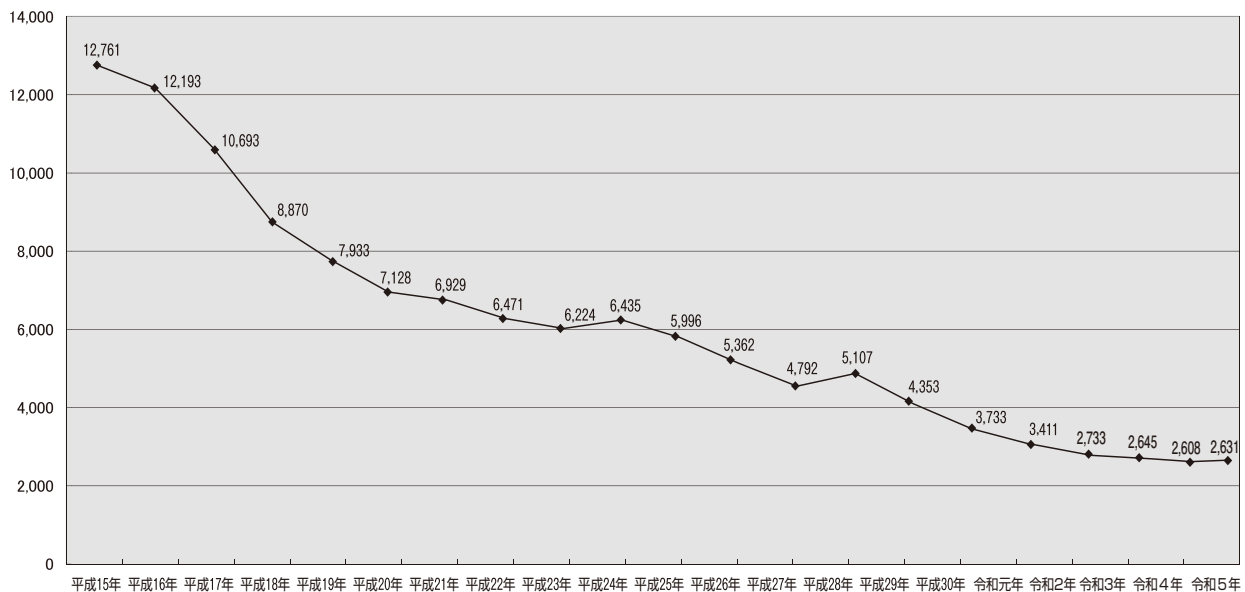
施設名 年度	歩道設置 工 (m)	ガードレール 等設置工 (m)	リードライン 設置工 (m)	カーブミラー 設置工 (基)	標識設置 工 (基)	道路照明 設置工 (灯)
R 元	0.0	412	41,017	一面式 39 二面式 24	21	7
R 2	0.0	102.6	39,142	一面式 27 二面式 31	5	6
R 3	0.0	116	33,649	一面式 38 二面式 16	3	0
R 4	0.0	1315.2	33,701	一面式 37 二面式 22	57	0
R 5	0.0	95	30,109	一面式 48 二面式 23	8	4

3. 防 犯

〔市民安全課〕

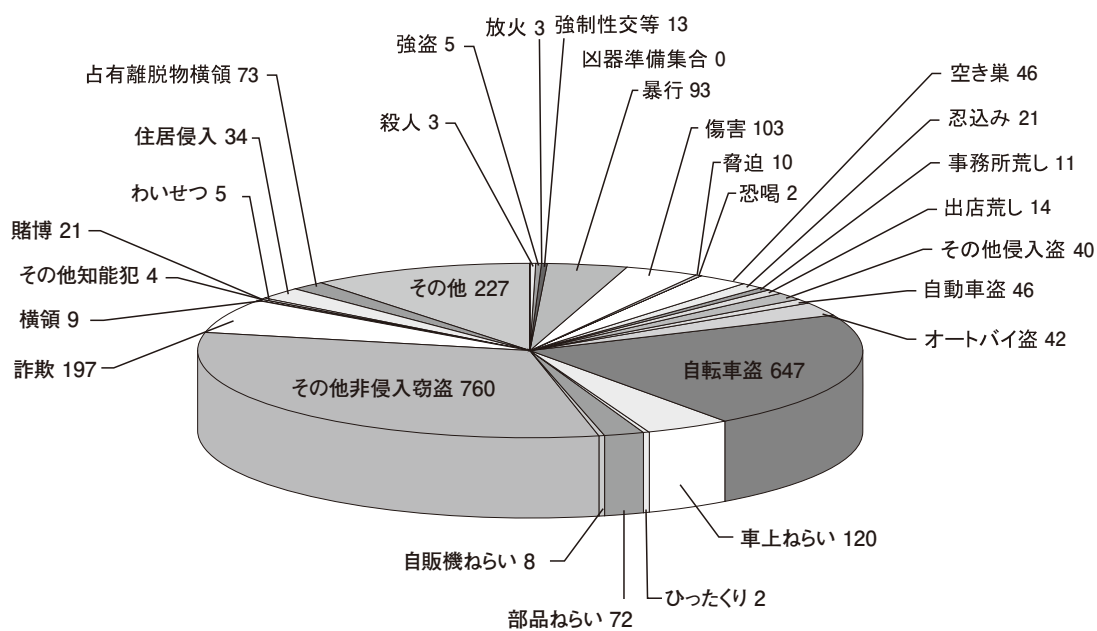
(1) 松戸市内の刑法犯認知件数の推移

(各年1.1～12.31)



(2) 松戸市内の罪種別刑法犯認知件数〈令和5年〉

(R5.1.1～R5.12.31)



(3) 防犯灯設置費補助金状況 (町会設置)

〔市民自治課〕

(単位：円)

年度	防犯灯設置費補助金状況 (町会設置)		
	対象町会数	設置灯数	補助金額
R元	72	LED	
		20w	7
		32w	126
		独立柱・中継柱	12
R2	62	LED	
		20w	6
		32w	128
		独立柱・中継柱	7
R3	55	LED	
		20w	6
		32w	111
		独立柱・中継柱	4
R4	47	LED	
		20w	9
		32w	76
		独立柱・中継柱	6
R5	30	LED	
		20w	4
		32w	73
		独立柱・中継柱	4

(4) 防犯灯維持管理費補助金交付状況

(単位：円)

年度	内容	維持管理費補助内容		備	考
		対象町会数	補助灯数		
R 元	30	1,259	4,713,483	(LED20w) 4灯	6,808
				電氣料 (LED32w) 684灯	1,521,904
				(20w) 2灯	4,997
				(40w) 569灯	2,572,974
				電球交換 (20w) 3灯	1,800
				費用 (40w) 605灯	605,000
R 2	20	1,215	4,431,653	(LED20w) 1灯	992
				電氣料 (LED32w) 644灯	1,490,537
				(20w) 2灯	4,883
				(40w) 568灯	2,368,441
				電球交換 (20w) 3灯	1,800
				費用 (40w) 565灯	565,000
R 3	22	1,208	4,192,203	(LED20w) 2灯	1,712
				電氣料 (LED32w) 643灯	1,378,887
				(20w) 2灯	4,535
				(40w) 561灯	2,240,269
				電球交換 (20w) 3灯	1,800
				費用 (40w) 565灯	565,000
R 4	20	1,212	4,421,873	(LED20w) 1灯	1,734
				電氣料 (LED32w) 648灯	1,515,208
				(20w) 2灯	4,934
				(40w) 561灯	2,337,797
				電球交換 (20w) 2灯	1,200
				費用 (40w) 561灯	561,000
R 5	19	1,204	5,067,364	(LED20w) 4灯	6,448
				電氣料 (LED32w) 645灯	1,826,119
				(20w) 2灯	6,018
				(40w) 553灯	2,683,579
				電球交換 (20w) 2灯	1,200
				費用 (40w) 544灯	544,000

第 3 節 市民センター・市民交流会館

1. 市民センター

(1) 設置状況

(R6.4.1 現在)

センター名	所在地	開設年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造
常盤平市民センター	常盤平3丁目30番地	S47. 5. 25	5,160	1,366 (市民センター一部分)	鉄筋コンクリート地上11階建 (支所併設、2階以上は都市再生機構)
総台	総台7丁目1番地の5	S49. 7. 1	466	1,025	鉄筋コンクリート地上4階建
東部	高塚新田494番地の9	S49. 8. 1	2,042	1,060 (市民センター一部分)	鉄筋コンクリート地下1階地上4階 (保育所併設)
小金原	小金原6丁目6番地の2	S51. 4. 1	1,780	863 (市民センター一部分)	鉄筋コンクリート地上2階建 (老人福祉センター、支所併設)
馬橋	西馬橋蔵元町177番地	S51. 11. 12	1,263	1,111	鉄筋コンクリート地上3階建
古ヶ崎	古ヶ崎4丁目3490番地	S51. 12. 18	1,838	1,000	鉄筋コンクリート地上2階建
五香	五香2丁目35番地の5	S52. 11. 12	1,060	1,019	鉄筋コンクリート地上3階建
小金	小金きよしヶ丘3丁目1番地の1	S53. 7. 10	1,570	1,395	鉄筋コンクリート地上2階建
明	上本郷3018番地の1	R元. 11. 13	1,024	996	鉄骨地上2階建
六実	六高台3丁目71番地	S54. 7. 23	1,962	1,096 (市民センター一部分)	鉄筋コンクリート地上2階建 (支所併設)
新松戸	新松戸3丁目27番地	S56. 5. 25	1,827	1,973 (市民センター一部分)	鉄筋コンクリート地上3階建 (支所併設)
馬橋東	馬橋1854番地の3	S58. 4. 22	796	1,198	鉄筋コンクリート地下1階地上2階建
常盤平市民センター別館	常盤平3丁目27番地の2	S58. 12. 22	300	229	鉄筋コンクリート地上2階建
小金北市民センター	中金杉2丁目159番地の2	S59. 4. 13	864	774	鉄筋コンクリート地上2階建
松飛台	松飛台210番地の2	S59. 10. 19	988	922	鉄筋コンクリート地上2階建
二十世紀が丘	二十世紀が丘中松町2番地	S61. 2. 9	754	779	鉄筋コンクリート地上2階建
六実市民センター別館	六高台3丁目70番地の1	S62. 4. 1	1,997	1,413	鉄筋コンクリート地上3階建
総台市民センター別館	総台7丁目1番地の5	S63. 4. 17	733	670 (市民センター一部分)	鉄筋コンクリート地上4階建 (1・2階は駐輪場)
八柱市民センター	牧の原1丁目193番地の6	S63. 10. 21	950	791	鉄筋コンクリート地上2階建
八ヶ崎	八ヶ崎5丁目15番地の1	H3. 10. 17	1,332	998	鉄筋コンクリート地上2階建

市 民 セ ン タ ー 一 面 積 ・ 定 員 一 覧 表

(R6.4.1現在)

センター名	㎡ 人	ホール	会議室		和室	茶室	ながいき室	料理教室	図書館	その他
常盤平	面積 定員	274.61 192	115.50 82		26.95 18	26.95 13			177.60	745.19
常盤平・別館	面積 定員		56.37 39	45.83 30	19.14 13					107.66
稔台	面積 定員	177.42 123		49.00 35	52.78 36	20.12 10	70.14 50	56.16 20	122.56	477.38
稔台・別館	面積 定員	202.80 144	56.70 40	56.70 40	33.90 24					320.78
東部	面積 定員	171.00 120	45.00 30	67.50 47		45.00 23	90.00 63	67.50 25		573.80
小金原	面積 定員	226.13 168	51.00 36		63.25 45	30.25 15		82.73 25	188.01	222.30
馬橋	面積 定員	174.00 120	58.00 42	70.00 50	58.00 42	32.04 16	56.58 40	58.00 20	66.22	538.16
古ヶ崎	面積 定員	170.99 120	69.20 47	46.18 30	65.84 45	30.00 15	56.77 45	56.89 20	76.23	427.90
五ヶ香	面積 定員	159.30 111	77.60 54	79.00 56	69.50 48	29.30 19	78.50 55	51.00 15	68.50	407.13
小金	面積 定員	186.96 131	62.54 44		64.63 39	37.89 19	71.50 50	55.63 20	298.69	617.89
明	面積 定員	150.00 103	77.76 56	51.44 30	73.15 63	24.52 13	50.01 48		104.70	464.42
六実	面積 定員	325.00 232			84.98 60	59.53 29		40.18 15	146.45	440.51
六実・別館	面積 定員		153.00 109	43.20 31	73.98 52					1072.78
新松戸	面積 定員	328.80 250	46.45 30	81.83 60	80.00 55	52.30 28	69.43 45	65.15 20	217.39	1031.75
馬橋東	面積 定員	174.81 120	50.45 35	30.25 21	54.01 38	31.90 16	50.60 35		96.31	709.74
小金北	面積 定員	187.42 130	53.65 36	48.80 30	60.68 43	和室兼茶室			79.89	275.21
松飛台	面積 定員	190.06 133	63.98 45		65.64 45	和室兼茶室			79.65	448.18
二十世紀が丘	面積 定員	189.58 132	65.62 45		54.25 38	和室兼茶室			90.03	318.90
八柱	面積 定員	182.76 130	70.59 50	46.00 30	59.82 42	和室兼茶室			103.39	260.57
八ヶ崎	面積 定員	218.50 156	70.00 50	49.10 30	51.10 36	和室兼茶室			93.18	403.75

(2) 利用状況

令和5年度 市民センター利用状況（目的別）

施設名	一般		社会教育関係団体		福祉団体		官公署		公共的活動団体		市外		営利目的		公用・無料		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
常盤平	3,478	35,797	697	11,039	7	90	0	0	14	313	24	491	132	2,179	441	18,111	4,793	68,020
総台	3,863	39,607	1,076	19,121	63	2,600	0	0	88	2,243	39	435	176	4,205	178	6,382	5,483	74,593
東部	1,509	17,166	201	2,580	4	175	0	0	0	0	232	3,128	177	2,633	150	2,859	2,273	28,541
小金原	2,016	19,350	525	7,156	20	327	0	0	21	509	19	163	156	1,405	323	12,190	3,080	41,100
馬橋	2,790	28,966	660	8,372	55	726	0	0	1	7	31	314	386	5,070	207	5,872	4,130	49,327
古ヶ崎	1,904	21,696	137	1,667	72	1,144	0	0	51	1,193	4	99	267	4,581	385	10,989	2,820	41,369
五香	2,046	24,650	503	11,136	0	0	0	0	13	300	6	195	53	750	159	3,821	2,780	40,852
小金	2,302	24,370	304	4,355	5	132	0	0	18	430	32	499	124	2,009	335	9,905	3,120	41,700
明	3,089	30,922	451	6,279	39	540	1	50	9	278	70	527	152	3,025	204	6,590	4,015	48,211
六実	4,213	50,939	288	4,585	162	2,428	0	0	49	1,100	15	362	173	2,619	326	17,447	5,226	79,480
新松戸	3,766	32,188	540	7,977	4	58	0	0	8	309	156	1,207	128	1,184	472	21,805	5,074	64,728
馬橋東	1,648	14,235	278	2,872	79	1,226	0	0	41	874	44	360	43	1,751	222	4,097	2,355	25,415
小金北	1,614	15,201	248	3,089	72	1,251	1	20	39	662	63	579	221	2,487	135	2,551	2,393	25,840
松飛台	1,024	12,230	227	4,262	79	687	0	0	20	926	5	39	54	1,160	109	4,384	1,518	23,688
二十世紀が丘	1,577	11,259	167	2,609	53	841	0	0	6	260	16	135	439	9,479	146	1,489	2,404	26,072
八柱	1,958	21,069	367	6,740	58	774	0	0	157	3,741	20	133	173	1,991	150	1,318	2,883	35,766
八ヶ崎	1,723	12,895	284	2,898	49	864	0	0	0	0	17	136	155	1,800	118	2,873	2,346	21,466
合計	40,520	412,540	6,953	106,737	821	13,863	2	70	535	13,145	793	8,802	3,009	48,328	4,060	132,683	56,693	736,168

令和5年度 市民センター利用状況 (部屋別)

施設名	ホール		第2ホール		第1会議室		第2会議室		第3会議室		第4会議室		和室		第2和室		茶室		和室兼茶室		料理教室		なかいき室		合計								
	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数					
常盤平	897	27,847	—	—	760	15,924	665	8,026	653	6,158	—	—	707	5,122	803	2,793	308	2,150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,793	68,020			
稔台	922	17,405	994	22,150	507	7,529	529	5,953	732	5,221	999	8,221	562	6,144	—	—	146	814	—	—	79	1,063	13	93	5,483	74,593	—	—	—	—			
東部	849	14,528	—	—	460	6,205	729	5,990	—	—	—	—	—	—	—	—	80	476	—	—	22	241	133	1,101	2,273	28,541	—	—	—	—			
小金原	1,035	19,846	—	—	790	11,003	—	—	—	—	—	—	939	7,042	—	—	211	1,809	—	—	105	1,400	—	—	—	—	—	—	—	3,080	41,100		
馬橋	1,069	21,732	—	—	1,037	10,199	786	7,785	—	—	—	—	843	7,261	—	—	194	742	—	—	99	1,080	102	528	4,130	49,327	—	—	—	—			
古ヶ崎	754	19,063	—	—	578	7,492	538	5,489	—	—	—	—	765	6,977	—	—	45	274	—	—	86	1,353	54	721	2,820	41,369	—	—	—	—			
五香	719	10,759	—	—	567	11,065	874	12,820	—	—	—	—	510	5,324	—	—	75	470	—	—	32	384	3	30	2,780	40,852	—	—	—	—			
小金	891	20,216	—	—	707	8,861	—	—	—	—	—	—	1,087	9,223	—	—	219	1,390	—	—	160	1,619	56	391	3,120	41,700	—	—	—	—			
明	1,156	17,664	—	—	787	12,153	821	6,912	—	—	—	—	917	9,520	—	—	300	1,609	—	—	—	—	—	—	34	353	4,015	48,211	—	—	—	—	
六美	1,030	29,881	—	—	894	20,381	765	7,839	676	4,440	587	3,899	542	5,592	527	5,910	48	473	—	—	157	1,065	—	—	—	—	5,226	79,480	—	—	—	—	
新松戸	1,215	25,719	—	—	893	6,580	752	15,054	—	—	—	—	1,311	11,732	—	—	486	2,615	—	—	259	2,301	158	727	5,074	64,728	—	—	—	—	—	—	
馬橋東	578	10,679	—	—	513	4,003	455	5,257	—	—	—	—	641	4,638	—	—	104	637	—	—	—	—	—	—	64	201	2,355	25,415	—	—	—	—	
小金北	640	10,207	—	—	515	5,881	617	5,649	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	592	4,013	—	—	29	90	2,393	25,840	—	—	—	—	—	—
松飛台	526	12,960	—	—	461	6,425	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	529	4,273	—	—	2	30	1,518	23,688	—	—	—	—	—	—
二十世紀坊正	697	8,768	—	—	636	8,633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	687	7,717	—	—	384	954	2,404	26,072	—	—	—	—	—	—
八柱	783	12,257	—	—	559	9,745	643	6,068	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	664	6,192	—	—	234	1,504	2,883	35,766	—	—	—	—	—	—
八ヶ崎	883	11,084	—	—	391	3,165	263	1,822	445	3,061	—	—	—	—	—	—	—	—	—	364	2,334	—	—	0	0	2,346	21,466	—	—	—	—	—	—
合計	14,644	290,615	994	22,150	11,055	155,244	8,437	94,664	2,506	18,880	1,586	12,120	8,824	78,575	1,330	8,703	2,216	13,459	2,836	24,529	999	10,506	1,266	6,723	56,693	736,168	—	—	—	—	—	—	—

2 市民交流会館

(1) 概要

市民交流会館は、新松戸地域学校跡地有効活用事業の一環として、平成28年8月1日に開館しました。

本施設は、「文化施設」と「運動施設」から構成され、小さなお子さまから高齢の方まで、誰でも気軽に利用できる複合型の全市的な公共施設となっています。

また、6つの機能（防災、市民活動、憩い、子育て、学ぶ、スポーツ）をテーマとして、各施設を設置すると共に、その機能を利用したイベント等を開催し、新たな市民交流を創出することを目的としています。

平成29年度に愛称募集を行い、200件の応募の中から「すまいる」に決定しました。

(2) 施設情報

名 称	松戸市市民交流会館
所 在 地	① 文化施設 松戸市新松戸七丁目192番地1 ② 運動施設 松戸市新松戸五丁目179番地1
面 積 等	① 文化施設 7,078㎡ 防災倉庫、音楽スタジオ（37㎡、定員10名）、自習室（69㎡、32席）、会議室（75㎡、定員24名）、多目的ホール（167㎡、定員108名）、エントランスホール（211㎡）、軽運動スペース（102㎡）、子どもフリースペース（191㎡）、乳幼児プレイスペース（136㎡） ② 運動施設 9,840㎡ 体育館（36×30m）、屋外運動場（80×50m）、バスケットボールハーフコート

(3) 利用状況

令和5年度 松戸市市民交流会館 利用状況

専用使用

施設名	一般		社会教育関係団体		福祉団体		官公署		公共の活動団体		市外		営利目的		公用・無料		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
多目的ホール全面	299	5,468	166	2,048	0	0	0	0	2	90	2	105	0	0	319	2,672	788	10,383
多目的ホール半面A	393	2,680	13	84	0	0	0	0	0	0	11	48	0	0	497	1,292	914	4,104
多目的ホール半面B	544	4,598	7	66	0	0	0	0	0	0	14	67	0	0	501	1,057	1,066	5,788
会議室全面	322	2,956	25	304	0	0	0	0	1	15	6	62	18	180	186	1,072	558	4,589
会議室半面1	294	1,842	13	122	4	48	0	0	0	0	58	451	3	23	56	178	428	2,664
会議室半面2	210	949	9	96	0	0	0	0	0	0	52	406	2	24	49	160	322	1,635
音楽スタジオ	1,444	1,945	3	16	0	0	0	0	0	0	22	29	0	0	486	1,003	1,955	2,993
屋内運動場全面	67	2,317	5	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	669	105	3,185
屋内運動場半面A	706	8,317	127	2,426	85	2,393	0	0	0	0	5	19	13	351	603	6,068	1,539	19,574
屋内運動場半面B	640	6,242	69	903	6	154	0	0	0	0	10	71	55	1,485	722	8,226	1,502	17,081
屋外運動場全面	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	7,550	235	7,570
屋外運動場半面A	39	765	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	243	4	26	52	1,034
屋外運動場半面B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	10	365	12	419
3on3コート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	217	0	0	476	1,393	579	1,610
合計	4,959	38,099	437	6,264	95	2,595	0	0	3	105	283	1,475	102	2,360	4,176	31,731	10,055	82,629

普通使用（※一般開放）

施設名	一般		高校生以下		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
屋内運動場半面A	60	111	20	69	80	180
屋内運動場半面B	43	59	17	64	60	123
屋外運動場半面A	0	0	0	0	0	0
屋外運動場半面B	0	0	0	0	0	0
合計	103	170	37	133	140	303

乳幼児・子どもスペース

施設名	5歳以下	6歳以上	保護者人数	合計
	人数	人数	人数	人数
乳幼児 子どもスペース	8,905	10,998	10,194	30,097

自習室

施設名	高校生以下	一般	合計
	人数	人数	人数
自習室	6,192	5,409	11,601

第 4 節 ユーカリ交通公園

〔市民安全課〕

1. 概 要

この公園は、日本住宅公団施行による小金原団地の1号公園内11,000㎡（約3,300坪）の敷地内に総工費2,000万円を費やして昭和46年5月完成、その名称をユーカリ交通公園として開園し、昭和60年度管理棟を新築しました。

園内には、その名にふさわしくユーカリの木を周囲に植樹し、交通公園としての機能施設を設置しています。

当交通公園は、子供たちの交通事故を無くすため、交通ルール（きまり）等を守りながら楽しく乗り物に乗って、交通マナーを体得することを目的として設置されたものです。

主として、幼児・児童を対象とした交通安全教育（団体指導）を行っております。

〔施設の規模内容〕

所在地	松戸市小金原1丁目25番地
面積	15,400㎡（48年度拡張）
施設の内容	交通標識一式 蒸気機関車（D51-405）・ヘリコプター・救急車・消防車 自転車競技コース
遊具の種類	足踏式ゴーカート 36台・自転車 108台・バッテリーカー 4台

〔利用方法〕

利用対象者	児童生徒及び幼児（幼児には付添が必要）
開園時間	午前9時～午後5時
申込方法	備付の帳簿に所定事項を記入し申し込む
休園日	年末年始（12月29日～1月3日まで）
入園料	無料（遊具使用料）
その他	私有の自転車、三輪車等の持込禁止・サンダル履きは不可

2. 月別利用状況

ユーカリ交通公園 令和5年度 月別利用状況

月	交通安全教室								一般利用者*					合計
	小・中学校		幼稚園		その他		小計		バッテリーカー	ゴーカート	自転車	付添者	小計	
	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数						
4	28	838	0	0	19	139	47	977	10,953	2,525	4,538	18,016	36,032	37,009
5	36	1,039	7	162	21	157	64	1,358	9,632	2,119	3,563	15,314	30,628	31,986
6	44	1,113	4	85	21	168	69	1,366	7,231	1,390	2,687	11,308	22,616	23,982
7	17	425	0	0	6	49	23	474	5,272	896	1,684	7,852	15,704	16,178
8	0	0	0	0	3	28	3	28	4,970	786	1,424	7,180	14,360	14,388
9	38	1,039	0	0	19	120	57	1,159	7,564	2,039	2,598	12,201	24,402	25,561
10	25	670	0	0	33	191	58	861	10,711	1,918	3,750	16,379	32,758	33,619
11	14	341	6	144	26	252	46	737	11,055	2,096	4,201	17,352	34,704	35,441
12	0	0	13	304	17	170	30	474	9,765	1,696	3,652	15,113	30,226	30,700
1	2	70	10	194	17	146	29	410	9,790	2,234	3,724	15,748	31,496	31,906
2	1	25	13	196	18	164	32	385	9,415	1,787	3,780	14,982	29,964	30,349
3	0	0	0	0	18	154	18	154	12,375	2,693	5,108	20,176	40,352	40,506
合計	205	5,560	53	1,085	218	1,738	476	8,383	108,733	22,179	40,709	171,621	343,242	351,625

※バッテリーカー、ゴーカート及び自転車の一般利用者数については、利用回数のため、実際の人数とは異なります

第 5 節 地域代表者制度

1. 概 要

〔市民自治課〕

市行政の円滑なる運営と民主的にして明朗なる市民生活を確立するため、松戸市町会・自治会連合会と基本協定書を取り交わし、以下の事業を実施していただいています。

- 市民・町会・自治会の意見を集約し、行政に提案すること。
- 町会・自治会等との連絡及び調整に関すること。
- 地区意見交換会の円滑な運営と各地区の具体的事業の促進に関すること。

2. 地区意見交換会

〔市民自治課〕

市内15地区15会場において年1回実施し、市からは市長が出席し、地区の共通の話題を取り上げ、意見交換を行っています。

第 6 節 人 権 施 策

〔行政経営課〕

1. 概 要

21世紀における世界のキーワードは、「環境」「平和」、そして「人権」といわれています。特に人権に関しては、国連総会において1994年（平成6年）に「人権教育のための国連10年」、2004年（平成16年）に「人権教育のための世界計画」が決議され、世界的な規模で人権教育への取り組みがなされてきました。

こうした人権尊重の国際的な潮流の中で、国内でも、政府をはじめ自治体や教育機関を中心に広範な人権教育が推進されています。

松戸市においても、平成10年4月に策定された総合計画の中で「人権が尊重され すべての人が安心して暮らせるまち」という基本理念を明らかにし、平成9年2月にまとめられた「松戸市人権施策に関する基本方針」で、これからの市の人権施策の方向性を示しました。平成22年2月には、この「基本方針」を一部改定し、共通事項として「人権を尊重した行政の推進」「人権啓発・教育の推進」「相談・支援体制の整備」を掲げ、個別課題としては、「性差別（男女）の問題」「子どもの問題」「高齢者の問題」「障害のある人の問題」「被差別部落出身者の問題」「外国人の問題」「患者等の問題」「さまざまな人権問題」の8項目を当面の課題に取り上げています。

2. 施策の推進

松戸市は、「このまちに人権文化を築くために」を合言葉に、人権施策を着実に進めています。人権施策を効果的、体系的に推進するため、「松戸市人権施策に関する基本方針」では、施策の推進に向けて「推進体制」「行動計画の策定」「市民との協働体制」の三つの柱を設けています。

これに基づき平成9年4月、人権施策の総合調整や評価を行う「人権担当」を市長部局（*市民相談課）と教育委員会（*企画管理室）に置くとともに、平成10年2月には市役所内部の人権施策推進組織として、市長を本部長とする「松戸市人権施策推進本部」を設置しました。

また平成11年11月には、各課が具体的な行動計画を策定するためのガイドラインとなる「人権施策推進に係る指針」を策定しました。この「指針」は5年ごとに見直しを図ることになっており、平成17年度からは新たに全課に「人権施策推進員」を配置し人権施策推進体制の強化を図るとともに、平成22年度からは対象とする人権問題の領域を拡大するなど人権施策の充実に努めています。

一方、人権教育・啓発の分野では、平成9年3月に「松戸市教育委員会人権教育推進基本方針」及び「松戸市教育委員会人権教育推進実施計画」を策定し、さまざまな活動を通して人権意識の高揚を図っています。

また、平成10年には、「世界人権宣言50周年」を記念して「人権尊重都市宣言」を行いました。この宣言は、人権尊重の理念が「人権文化」として定着することによって、一人ひとりの市民が大切にされ、すべての差別や偏見がなくなり、市民の誰もが心豊かに、誇りを持っていきいきと生活できるまち「まつど」を築くことを目指しています。

※現在「人権担当」は、令和5年4月の組織改革により、行政経営課（市長部局）と教育総務課（教育委員会）に置かれています。

人権啓発推進事業

人権啓発推進事業は、人権意識の高い市民が住むまちづくりを図るため実施している事業で、毎年12月の人権週間に人権講演会などを行っている。経費の一部は法務省から県を通じて交付される委託金によって賄われている。

実施内容

年 度	内 容
平成 24年度	合唱（市立松戸高等学校）・トーク&コンサート（李 政美氏）
平成 25年度	合唱（市立松戸高等学校）・人権講演会（香山 リカ氏）
平成 26年度	合唱（第一中学校）・人権講演会（ダニエル・カール氏）
平成 27年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（杉尾 秀哉氏）
平成 28年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（蓮池 薫氏）
平成 29年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（東 小雪氏）
平成 30年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（東田 直樹氏・東田 美紀氏）
令和元年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 合唱（第一中学校）・人権講演会（オスマン・サンコン氏）
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和 3 年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞作品） 人権講演会（杉山 文野氏）
令和 4 年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞作品） 人権講演会（ドリアン助川氏）
令和 5 年度	人権作文朗読（松戸人権擁護委員協議会会長特別賞受賞者） 人権講演会（坂本 博之氏）

第 7 節 協働のまちづくり

〔市民自治課〕

協働のまちづくりとは、市民（市民活動団体及び事業者を含む）や行政などまちを構成する主体が目的・目標を共有し、協力・連携しながら社会貢献活動に取り組むことで、市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図り、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すものです。

本市では、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力して地域課題の解決に取り組む「協働」の推進をまちづくりの方針と位置づけ、平成19年6月、松戸市協働のまちづくり条例を制定しました。なお、令和4年4月からは、第4次松戸市協働推進計画（令和4年度～令和11年度）を策定し、施行しています。

1. 協働のまちづくり条例

この条例では、協働の推進に関する基本理念及びまちづくりの担い手である市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を定めるとともに、市民活動の支援及び協働事業の推進に関する施策や制度について整備するものです。

2. 松戸市協働推進計画

松戸市協働推進計画は、協働のまちづくりの推進に関する市の基本的な方針と事業を体系化した計画です。平成19年7月に施行した「松戸市協働のまちづくり条例」により計画の策定とその進捗状況を公表することが定められております。平成21年度に第1次計画を策定し、以降令和3年度までに第3次の計画を策定、推進してまいりました。この「第3次松戸市協働推進計画」について見直しを行い、令和4年度から「第4次松戸市協働推進計画」を策定し計画に基づいて施策を展開しております。

市では、この計画に基づき、市民、町会・自治会、市民活動団体、事業者による市民活動の活性化を図るとともに、それらの活動と市が協力・連携する協働に取り組むことで、まちづくりにおける行政活動、市民活動及び協働による活動がより良く調和し補完し合う協働型の行政運営を目指し、本計画を着実に推進します。

計画期間

令和4年度～令和11年度までの8年間

基本理念（何のために協働するか）

豊かで活力ある地域社会を実現し、つながりを大切に、安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標

1. 自分の望む形でまちづくりに参画できる
2. みんなが連携し協力できる
3. 松戸に愛着と誇りを持つことができる

3. 市民活動助成制度

市民活動助成制度は、公益性のある市民活動を促進するため、新たな市民活動の立ち上げや既存の活動を発展させる事業に対し、資金（1事業10万円以内）を一時的に助成する制度です。なお平成27年度実施分から、さらに公益性の高い事業に取り組めるよう、1事業30万円以内の助成コースを設け、実施しております。この助成金は、市民、市民活動団体、事業者と市との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」を原資としています。

年度	市民活動助成事業件数
R2年度	22件
R3年度	17件
R4年度	13件
R5年度	8件
R6年度	5件

4. 協働事業提案制度

協働事業提案制度は、市民活動団体又は事業者の発想や手法を活かし、提案者と市が事業の企画から実施までを協力して行う事業を募集する制度です（1事業50万円以内）。この制度では、提案者が自由に事業テーマを設定する「市民提案部門」と市がテーマを設定する「行政指定部門」があります。

年度	協働事業件数
R2年度	1件
R3年度	3件
R4年度	6件
R5年度	6件
R6年度	5件

5. 協働のまちづくり基金

協働のまちづくり基金は市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。この基金がまちを明るく元気にする「市民活動助成制度」の原資となっています。この協働のまちづくり基金を恒常的に育成するため、市では、古本で寄附する仕組みである「チャリボン」やメルカリで出品した商品の売上金をメルペイ残高を通じて寄附できる「メルカリ寄付」のほか、チャリティー自動販売機の設置を通じて寄附金を集め、基金を育成しています。

積立状況

(令和6年3月末現在)

日付	内容	収入	支出	残高
H31年4月	平成31年度市民活動助成事業交付の取り崩し		1,799,000円	5,773,507円
R2年3月	令和元年度3月補正 寄附金（H31年分） 市拠出額 利息	282,181円 717,819円 655円		6,774,162円
R2年4月	令和2年度市民活動助成事業交付の取り崩し		3,143,000円	3,631,162円
R3年3月	令和2年度3月補正 寄附金（R2年分） 市拠出額 利息	188,786円 811,214円 582円		4,631,162円
R3年4月	令和3年度市民活動助成事業交付の取り崩し		2,299,000円	2,332,162円
R4年3月	令和3年度3月補正 寄附金（R3年分） 市拠出額 利息	444,825円 1,693,949円 363円		4,471,162円
R4年4月	令和4年度市民活動助成事業交付の取り崩し		2,370,000円	2,101,162円
R5年3月	令和4年度3月補正 寄附金（R4年分） 市拠出額 利息	812,816円 1,158,735円 46円		4,072,162円
R6年3月	令和5年度市民活動助成事業交付の取り崩し 令和5年度3月補正 寄附金（R5年分） 市拠出額 利息	1,206,874円 1,495,805円 42円	1,611,000円	5,163,162円

松戸市協働のまちづくり基金条例は、平成19年7月1日施行です。

6. 松戸市協働のまちづくり協議会

平成19年9月1日に「松戸市協働のまちづくり協議会」を設置しました。松戸市協働のまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）は、松戸市協働のまちづくり条例第10条の規定に基づき、地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関として、協働事業の審査及び協働の推進に必要な事項について協議を行うために設置されたものです。

所掌事務

- ・協働事業提案制度及び市民活動助成金交付制度の審査及び評価に関すること。
- ・協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。

組織

協議会の委員は10名以内とし、学識経験者、関係団体を代表する者、市民公募委員、市職員、その他市長が必要と認める者で構成されています。

委員の任期は、2年間です。

7. まつど市民活動サポートセンター

まつど市民活動サポートセンターは、市民、市民活動団体、事業者が自主的に行なう社会貢献活動（市民活動）を支援し、その発展に寄与するために、松戸市が設置した公設民営の施設です。

第 7 章

経 済 振 興

＝内 容＝

第1節 商 工 業	127	(4) ガス事業法	144
1. 商 業	127	(5) 液化石油ガス法	144
2. 工 業	132	9. 計 量	145
第2節 労 政	135	(1) 定期検査	145
1. 雇用対策	135	(2) 有効期間計量器立入検査	145
2. 職場訓練	135	(3) 商品量目立入検査	145
3. 勤労者福祉	136	(4) 使用中の計量器	145
第3節 経営支援	137	第6節 公設地方卸売市場	146
1. 中小企業相談事業	137	1. 市場の概要	146
2. 中小企業資金融資制度	137	2. 卸売実績	146
第4節 競輪事業	138	3. 公設地方卸売市場運営審議会	146
第5節 消費生活	140	第7節 農 業	147
1. 消費生活モニター	140	1. 農業動態	147
2. 消費生活講座	140	2. 病虫害等防除	148
(1) 暮らしのいきいき講座	140	3. 農業振興	148
(2) 暮らしのセミナー	140	(1) 育成事業	148
(3) シルバー消費者教室	140	(2) 松戸市農業振興事業補助金交付要綱	148
(4) 夏休み親子消費者教室	140	(3) 振興資金	151
(5) 若者向け消費者教育	140	(4) 松戸市農業振興資金利子補給金	151
(6) 学校における消費者教育	140	(5) 農業近代化資金利子補給金	151
3. 消費生活展	141	4. 畜産関係	151
4. 消費者月間キャンペーン	141	(1) 家畜飼養状況	151
5. 消費生活相談	141	5. 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 (松戸市農業基本構想)	152
(1) 販売購入形態・支払方法別件数	141	6. 松戸市都市農業振興計画	153
(2) 相談対象商品・役務	142	第8節 観 光	154
(3) 相談内容別件数	143	第9節 国 際 化	157
6. 消費者向けパンフレット	143	1. 国際交流	157
7. 消費生活センター	143	(1) 本市の状況	157
8. 消費生活用製品安全法、家庭用品品 質表示法、電気用品安全法、ガス事 業法及び液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律に基 づく立入検査（権限移譲事務）	144	(2) (公財)松戸市国際交流協会	157
(1) 消費生活用製品安全法	144		
(2) 家庭用品品質表示法	144		
(3) 電気用品安全法	144		

第 1 節 商 工 業

〔商工振興課〕

1. 商 業

本市は、東京の近郊都市として、交通機関の発展等により、昭和30年代半ばから急激な流入人口の増加が生じました。この流入人口は都市に職場を持つ若いサラリーマンが多く、近代的な感覚を持ち、合理的な生活を営んでいます。そのため、消費需要も多様化して、商店街は量的拡大と質的变化を遂げ、本市商業は著しく発展したが、近年の景気低迷に伴い、頭打ちの傾向をみせています。

現在、市では松戸駅周辺地区を広域的な交流や活動により、賑わいのあるまちとして商圈の拡大を図るとともに、地域商店街については、最寄品等の需要を考え合せた商店街を育成し、消費者に密着した商業の発展を目ざしています。

・ 商 店 数

産 業 中 分 類	事業所数		増減数	増減率	令和3年 構成比
	平成28年	令和3年			
	事業所	事業所	事業所	(%)	(%)
一 般 卸 売 業	500	506	6	101.2	22.1
各 種 商 品 小 売 業	7	4	△ 3	57.1	0.2
織物・衣服・身の回り品小売業	249	238	△ 11	95.6	10.4
飲 食 料 品 小 売 業	632	563	△ 69	89.1	24.6
機 械 器 具 小 売 業	231	229	△ 2	99.1	10.0
そ の 他 の 小 売 業	711	681	△ 30	95.8	29.8
無 店 舗 小 売 業	63	64	1	101.6	2.8
総 数	2,393	2,285	△ 108	95.5	100.0

※出典：経済センサス活動調査

※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・従業者数

産業中分類	従業者数		増減数	増減率	令和3年 構成比
	平成28年	令和3年			
	人	人	人	(%)	(%)
一般卸売業	4,469	4,687	218	104.9	19.4
各種商品小売業	1,689	388	△1,301	23.0	1.6
織物・衣服・身の回り品小売業	1,218	1,264	46	103.8	5.2
飲食料品小売業	8,101	9,387	1,286	115.9	38.8
機械器具小売業	1,610	1,772	162	110.1	7.3
その他の小売業	5,731	6,196	465	108.1	25.6
無店舗小売業	477	496	19	104.0	2.1
総数	23,295	24,190	895	103.8	100.0

※出典：経済センサス活動調査

※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・年間販売額

産業中分類	年間販売額		増減額	増減率	令和3年 構成比
	平成28年	令和3年			
	百万円	百万円	百万円	(%)	(%)
一般卸売業	379,874	790,424	410,550	208.1	69.0
各種商品小売業	53,184	6,175	△47,009	11.6	0.5
織物・衣服・身の回り品小売業	18,408	16,814	△1,594	91.3	1.5
飲食料品小売業	110,626	133,800	23,174	120.9	11.7
機械器具小売業	56,739	61,791	5,052	108.9	5.4
その他の小売業	105,902	115,776	9,874	109.3	10.1
無店舗小売業	15,674	20,126	4,452	128.4	1.8
総数	740,407	1,144,907	404,499	154.6	100.0

※出典：経済センサス活動調査

※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・小売業の推移

	平成24年		平成28年		令和3年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
事業所数(店)	1,863	100	1,893	101.6	1,779	95.5
従業員数(人)	16,523	100	18,826	113.9	19,503	118.0
年間販売額(百万円)	298,052	100	360,533	121.0	354,483	118.9
売場面積(m ²)	343,787	100	375,725	109.3	385,134	112.0
1店当り従業員数(人)	8.9	100	9.9	111.2	11.0	123.6
1店当り売場面積(m ²)	189.8	100	205.3	108.2	224.6	118.3
1店当り年間販売額(万円)	15,998	100	19,046	119.1	19,926	124.6
従業員1人当り年間販売額(万円)	1,804	100	1,915	106.2	1,818	100.8
売場面積1m ² 当り年間販売額(万円)	82	100	92	112.2	87	106.1
人口1人当り年間販売額(万円)	62	100	74	119.4	71	114.5
人口(人)	480,579	100	486,045	101.1	497,065	103.4

※人口以外の出典：経済センサス活動調査

※指数は平成24年=100

※人口は各年の10月1日現在(出典：千葉県毎月常住人口調査)

※1店当り売場面積および売場面積1m²当り年間販売額の算出にあたっては、無店舗販売の事業所を除く

・卸売業の推移

	平成24年		平成28年		令和3年	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
事業所数(店)	508	100	500	98.4	506	99.6
従業員数(人)	3,694	100	4,469	121.0	4,687	126.9
年間販売額(百万円)	312,155	100	379,874	121.7	790,424	253.2
売場面積(m ²)	-	-	-	-	-	-
1店当り従業員数(人)	7.3	100	8.9	121.9	9.3	127.4
1店当り売場面積(m ²)	-	-	-	-	-	-
1店当り年間販売額(万円)	61,448	100	75,975	123.6	156,210	254.2
従業員1人当り年間販売額(万円)	8,450	100	8,500	100.6	16,864	199.6
売場面積1m ² 当り年間販売額(万円)	-	-	-	-	-	-
人口1人当り年間販売額(万円)	65	100	78	120.0	159	244.6
人口(人)	480,579	100	486,045	101.1	497,065	103.4

※人口以外の出典：「経済センサス活動調査」

※指数は平成24年=100

※人口は各年の10月1日現在(出典：千葉県毎月常住人口調査)

・3,000㎡以上の大型店の出店状況

(R6.3.31 現在)

店名	所在地区	業種・業態	開店年月	店舗面積 ㎡	備考(主な取扱商品)
ヨークプライス五香店	五香	スーパーマーケット他	S47.11	6,149	食料品・衣料品・雑貨
西友常盤平店	常盤平	スーパーマーケット他	S49.12	13,851	総合商品
アトレ松戸	松戸駅西口	寄合百貨店	S52.4	8,472	ショッピングセンター
ピアザ松戸	松戸駅東口	専門店	S52.10	7,822	衣料品・書籍
オリンピック馬橋店	馬橋	スーパーマーケット他	H26.10	3,250	総合商品
ダイエー松戸西口店・イオンフードスタイル	松戸駅西口	スーパーマーケット他	S52.6	10,056	総合商品
イトーヨーカドー松戸店	松戸駅東口	スーパーマーケット他	S55.6	19,904	総合商品
イオンフードスタイル新松戸店	新松戸	スーパーマーケット他	S56.11	15,575	総合商品
イトーヨーカドー八柱店	八柱	スーパーマーケット他	S57.10	7,724	総合商品
プラッツ五香	五香	スーパーマーケット他	H 4.4	11,153	総合商品
イオン北小金店	北小金駅	百貨店	H 6.3	11,628	総合商品
プチモールニッ木	ニッ木	専門店	H12.11	5,523	スポーツ用品・玩具
ユニディ松戸ときわ平店	常盤平	専門店	H15.7	6,136	ホームセンター
ニトリ松戸店	松戸	専門店	H16.9	5,004	家具
グリーンマークシティ松戸新田	松戸新田	スーパーマーケット他	H19.10	4,200	食料品・衣料品・書籍
家電住まる館YAMADA松戸本店	松戸	専門店	H21.8	6,064	家庭用電化製品等
マミーマート松戸新田店	松戸新田	スーパーマーケット他	H27.5	3,300	総合商品
ロイヤルホームセンター松戸	松戸新田	専門店	H28.11	6,800	ホームセンター
ベルクスファインシティ東松戸店	東松戸	スーパーマーケット他	H30.4	3,350	総合商品
KITE MITE MATSUDO	松戸駅西口	複合商業施設	H31.4	31,268	総合商品
テラスモール松戸	八ヶ崎	複合商業施設	R元.10	23,854	総合商品
ニトリ松戸古ヶ崎店	古ヶ崎	専門店	R 5.9	4,098	家具
合	計	22店		215,181	

・振興事業

市内の商業者が当面する課題に対処するため、商店経営講習会、商店会個別講習会を開催していると同時に、商店会の法人化、商店街振興組合及び事業協同組合等の設立指導を進めています。なお、商店街等近代化の一環としてアーチ、街路灯を共同して設置する場合や、地域の振興発展のために共同で実施する事業に対して次表の補助を行っています。

アーチ設置費補助

年	補助基準 (1基当たり)		補助実績			
	補助率	認定工事費	対象団体数	基数	総工事費	市補助金
R元	認定工事費の50%～80%以内	片袖アーチ 600,000円上限	0	基 0	円 0	円 0
R 2	〃	〃	0	0	0	0
R 3	〃	〃	0	0	0	0
R 4	〃	〃	0	0	0	0
R 5	〃	〃	0	0	0	0

街路灯設置費補助

年度	補助基準（1基当たり）		補助実績			
	補助率	認定工事費	対象団体数	基数	総工事費	市補助金
R元	認定工事費の50%～80%以内	200,000円上限	団体 1	基 3	円 725,976	円 300,000
R2	〃	〃	1	1	297,000	100,000
R3	〃	〃	1	0	0	0
R4	〃	〃	0	0	0	0
R5	〃	〃	0	0	0	0

街路灯維持管理費補助

年度	補助基準（1基当たり）		補助実績		
	認定工事費		対象団体数	基数	市補助金
R元	街路灯5,000円上限	アーケード2,500円上限	団体 61	基 2,018	円 8,597,959
R2	〃	〃	60	1,929	7,984,525
R3	〃	〃	59	1,876	7,715,061
R4	街路灯10,000円上限	アーケード5,000円上限 ※電気料金高騰に伴う時限的措置として	57	1,769	11,133,353
R5	街路灯5,000円上限	アーケード2,500円上限	55	1,700	7,321,455

駐車場補助

年度	補助基準		補助実績			
	補助率	認定事業費	対象団体数	基数	総事業費	市補助金
R元	認定事業費の50%	用地借上料 1台あたり5,000円 設置・修繕工事費 その都度定める	0	0	円 0	円 0
R2	〃	〃	0	0	0	0
R3	〃	〃	0	0	0	0
R4	〃	〃	0	0	0	0
R5	〃	〃	0	0	0	0

ベンチ設置費補助

年度	補助率	補助実績			
		対象団体数	基数	総事業費	市補助金
R元	認定事業費の50%	0	0	円 0	円 0
R2	〃	0	0	0	0
R3	〃	0	0	0	0
R4	〃	0	0	0	0
R5	〃	0	0	0	0

街路灯修繕費補助

年度	補助基準（1基当たり）		補助実績		
	認定工事費		対象団体数	基数	市補助金
R元	撤去は街路灯及びアーチ100,000円上限		団体 13	基 171	円 4,734,370
R2	〃		12	195	4,299,795
R3	〃		10	204	4,112,294
R4	〃		17	315	8,588,280
R5	〃		4	133	1,910,550

商業振興共同事業補助

年度	補助基準		補助実績	
	補助率	認定事業費	実施事業数(対象団体数)	市補助金
R元	認定事業費の2/3	任意商店会225,000円上限(年2回まで) 法人商店会600,000円上限(年2回まで) 〔ただし、年1回のみ申請の場合は、 任意商店会の上限を450,000円、 法人商店会の上限を1,200,000円 とすることも可能〕	回(団体) 52(38)	円 13,711,000
R2	〃	申請回数年3回まで ①大規模事業型 ※任意商店会のみ 補助金額500,000円上限(1商店会あたり) ②一般型 任意商店会225,000円上限 法人商店会600,000円上限 〔ただし、年1回のみ申請の場合は、 任意商店会の上限を450,000円 法人商店会の上限を1,200,000円 とすることも可能〕	16(14)	6,958,000
R3	〃	〃	25(20)	11,934,000
R4	〃	上記に加え、コロナ禍に伴う時限的措置として、 ②一般型の1回あたりの認定事業費を、 任意商店会150,000円 法人商店会300,000円増額する	34(23)	16,659,000
R5	〃	〃	42(28)	22,038,000

2. 工業

本市は、昭和35年4月に新情勢に対応して都市計画を変更し、それまで北松戸地区だけに指定していた工業専用地域に加えて、新たに稔台・松飛台地区に工業専用地域を指定し、現在の北松戸、稔台、松飛台の工業団地建設に本腰を入れはじめました。

それまでの本市工業は、家内工業というべき、小規模工業が大半を占めていて、どうしても工業の発展はおくれがちでした。事実昭和31年5月に全国市長会が調査した「松戸市の産業振興」の報告書にも“貧弱な市内工業”と指摘され、工業出荷額も12億円にすぎないことが言及されています。

しかし、前述の工業団地建設によって、本市も徐々に工場立地上の問題点が解消され、比較的大きな企業も進出し、昭和37年には、新たに松飛台工業団地の建設に着手してからは、本市工業も順調な発展をしてきました。現在、本市の三大工業団地は、千葉県内の内陸工業団地のなかで有数の地位を占め、本市の工業生産にとって大きな役割を担っています。

工業団地の状況

(H19.7月現在)

		北松戸工業団地	稔台工業団地	松飛台工業団地
面積	工業専用地域	67ha	40ha	43ha
	準工業地域	33ha	52ha	28ha
事業開始年月		昭和35年4月	昭和35年6月	昭和36年12月
事業完了年月		昭和41年3月	昭和36年4月	昭和39年3月
操業企業数		70社	67社	69社

・工業の推移

項目 年	事業所数 (か所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)	1事業所当たり 出荷額(万円)	1従業者当たり 出荷額(万円)	1事業所当たり 従業者数(人)
H24	347	10,564	36,593,587	105,457	3,464	30
H25	320	10,294	32,721,928	102,256	3,179	32
H26	314	10,437	33,439,990	106,497	3,204	33
H28	355	10,236	35,216,066	99,200	3,440	29
H29	283	9,427	31,243,956	110,403	3,314	33
H30	287	9,375	30,468,304	106,161	3,250	33
R 1	310	9,863	35,227,099	113,636	3,572	32
R 2	285	9,291	33,725,563	118,335	3,630	33
R 3	285	9,439	37,105,572	130,195	3,931	33
R 4	395	9,853	35,413,370	89,654	3,594	25

※平成28年・令和3年は経済センサス、平成24年～平成26年及び平成29年～令和2年は工業統計調査、

令和4年は経済構造実態調査（製造業事業所調査）による。

※令和3年以前は従業者4人以上の事業所、令和4年は全事業所を対象として集計。

産業中分類	事業所数(か所)		従業者数(人)		製造品出荷額等(万円)		
	R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年	R4年 構成比
		構成比					
松戸市	285	395	9,439	9,853	37,105,572	35,413,370	100.0%
9 食料品製造業	24	28	2,877	2,938	10,075,434	6,518,556	18.4%
10 飲料・たばこ・飼料製造業	3	4	576	565	10,692,120	11,644,573	32.9%
11 繊維工業	8	13	139	145	160,437	158,450	0.4%
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1	-	8	-	×	-	-
13 家具・装備品製造業	9	13	99	118	158,875	248,933	0.7%
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	12	15	205	253	742,057	536,222	1.5%
15 印刷・同関連業	21	35	404	508	763,978	981,346	2.8%
16 化学工業	9	11	430	401	1,043,221	978,868	2.8%
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	24	33	580	626	2,079,446	1,970,685	5.6%
19 ゴム製品製造業	7	12	173	183	207,209	231,599	0.7%
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	8	11	92	104	128,120	153,616	0.4%
21 窯業・土石製品製造業	6	7	132	132	438,699	392,377	1.1%
22 鉄鋼業	3	8	43	43	466,100	188,947	0.5%
23 非鉄金属製造業	3	4	25	62	×	×	-
24 金属製品製造業	52	71	1,682	1,586	4,905,470	4,934,663	13.9%
25 はん用機械器具製造業	9	14	182	225	444,220	521,332	1.5%
26 生産用機械器具製造業	35	44	526	678	985,512	1,320,758	3.7%
27 業務用機械器具製造業	10	14	93	103	115,918	125,708	0.4%
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	8	9	588	591	1,242,231	1,550,025	4.4%
29 電気機械器具製造業	7	12	187	173	997,317	908,458	2.6%
30 情報通信機械器具製造業	-	1	-	63	-	×	-
31 輸送用機械器具製造業	5	6	69	71	78,869	91,613	0.3%
32 その他の製造業	21	30	329	285	1,290,154	1,180,052	3.3%

※令和3年は工業統計調査、令和4年は経済構造実態調査(製造業事業所調査)による。

※令和3年は従業者4人以上の事業所、令和4年は全事業所を対象として集計。

※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

(×)・・・伏字したもの

第 2 節 労 政

1. 雇用対策

市内事業所の労働力確保と不況下における就職難に役立てるため、次の事業を実施しています。

- ・ 松戸公共職業安定所雇用促進協力会

職安に側面から協力し県内外の労働力の確保と導入を図り地域と企業の発展に寄与しています。

補助金 500千円 (R5年度)

- ・ 松戸市退職金共済掛金補助事業

従業員の福祉の増進と中小企業の発展に寄与するため、市内中小企業者のうち、中小企業退職金共済契約及び特定退職金共済契約を締結しているものに対し、補助をしています。

① 補助金 被共済者 (月額掛金×12か月) × $\frac{20}{100}$

② 実績 131企業 358名 6,350,160円 (R5年度)

- ・ 雇用促進奨励補助金 (障害者分)

障害者を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、障害者の雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。

① 補助金 各月賃金×12か月× $\frac{30}{100}$ (各月 20,000円を限度)

② 実績 17企業 38名 3,753,113円 (R5年度)

- ・ 雇用促進奨励補助金 (高年齢者分)

高年齢者 (60歳以上) を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、高年齢者の雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。

① 補助金 各月賃金×12か月× $\frac{30}{100}$ (各月 20,000円を限度)

② 実績 29企業 32名 2,972,369円 (R5年度)

- ・ 障害者職場実習奨励補助金

障害者の雇用機会の拡大を図るため、障害者の方を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。

① 補助金 5日以上の職場実習1回につき 20,000円

② 実績 47社 72名 1,440,000円 (R5年度)

- ・ 雇用促進事業

雇用促進と就労支援を目的とし、求人情報サイト「Let'sまつど」を開設しています。

事業主に求人登録をしていただき、求職者にパソコンやスマートフォン等で閲覧可能な求人情報を提供しています。

アクセス件数 60,135件 (R5年度) ※令和4年1月よりサイトリニューアル

2. 職場訓練

- ・ 松戸共同高等職業訓練校

技能労働者の職業に必要な能力を開発向上させ、職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練 (共同職業訓練) を実施するため、職業訓練法人松戸共同職業訓練協会を設立し、小金原1丁目19番地の3に松戸共同高等職業訓練校を開校しています。

訓練科目は木造建築科、左官・タイル施工科の2科目です。

- ・ 松戸地域職業訓練センター

地域に働く方々が必要とされる各職業訓練のための研修や施設の提供、地域の皆様に多様な学習機会を提供すると共に地域住民の福祉向上と地域経済社会の発展に寄与することを目的として平成5年度、小金原1丁目19番地の3に開所しました。 補助金 17,000千円

敷地面積 3,215㎡

延床面積 1,029.40㎡

施設内容 1階 OA教室、事務室、実技棟、第1教室
2階 多目的ホール（通常は第2～4教室に分離）

3. 勤労者福祉

- ・ 労働相談の開設

社会保険労務士による相談を週2回行う。

- 相談場所 勤労会館

- 相談日時 月・木曜日（第3木曜日及び年末年始を除く）午後5時～8時

- ・ 勤労会館の運営

勤労者の文化及び教養並びに勤労意欲を高めるために、施設を提供すると共に、ふれあい教室、労働セミナー等を開催しています。

- 敷地面積 474.22㎡

- 延床面積 1,164.59㎡（地下1階 地上4階）

- 開館 昭和55年11月

- 施設案内 会議室（3室 定員35人・25人・15人）

- 和室（2室 定員20人・10人）

- ホール（定員150人）

第 3 節 経 営 支 援

1. 中小企業相談事業

市内中小企業を対象とした経営相談窓口「松戸ビジネスサポートセンター ビジまど」と、これから創業する方または創業後間もない方を対象とした創業相談窓口「松戸スタートアップオフィス」を設置し、相談事業を実施しています。

・経営相談窓口 松戸ビジネスサポートセンター ビジまど

〈事業概要〉

市内中小企業のさまざまな事業のお悩みをアドバイザーがヒアリングし、課題解決や新たな取り組みの実現に向けて伴走支援します

〈主な相談内容〉

売上向上、経営改善、資金調達、補助金活用、事業承継 等

〈相談場所〉

松戸ビジネスサポートセンター ビジまど (商工振興課内)

〈相談日時〉

平日9時から17時まで (事前予約制、1回あたり1時間程度)

・創業相談窓口 松戸スタートアップオフィス

〈事業概要〉

これから市内で創業する方の創業相談及び市内で創業して間もない方の経営相談を行っています

〈主な相談内容〉

創業計画の策定、資金調達、補助金活用、創業に関する手続き 等

〈相談場所〉

松戸スタートアップオフィス (松戸市松戸1307-1 松戸ビル13階)

〈相談日時〉

随時 (事前予約制、1回あたり1時間程度)

2. 中小企業資金融資制度

千葉県信用保証協会の基本協定に関して同意が得られず、平成15年度より松戸市の融資制度は凍結しています。

第 4 節 競 輪 事 業

〔公営競技事務所〕

昭和25年6月21日に自転車競技法に基づいて施行権（1開催6日間年2回）が認められ、松戸競輪場（民営）を借り上げ施行しております。平成12年度より年4回開催になりました。

なお、平成17年度より施行一元化により年間12回開催となりました。

・令和5年度開催状況

開催日		
第1回	4月	4/1・2・3 4/28・29・30
第2回	4月	4/10・11・12
第3回	5月/6月	5/20・21・22 6/14・15・16
第4回	6月/7月	6/27・28・29 7/27・28・29
第5回	7月/8月	7/4・5・6 8/9・10・11
第6回	8月	8/26・27・28・29
第7回	9月/1月	9/8・9・10 1/28・29・30
第8回	9月	9/24・25・26
第9回	10月	10/25・26・27
第10回	12月	12/26・27・28
第11回	1月/2月	1/23・24・25 2/10・11・12
第12回	10月/11月	10/20・21・22 11/8・9・10
第13回	5月/11月	5/26・27・28 11/21・22・23
第14回	6月/1月	6/1・2・3 1/7・8・9
第15回	10月	10/2・3・4

・令和5年度入場者、入場料

区 分	入場者	入場料
第1回	0人	0円
第2回	3,834人	219,000円
第3回	9,196人	730,000円
第4回	8,174人	745,000円
第5回	0人	0円
第6回	11,009人	1,382,000円
第7回	0人	0円
第8回	5,131人	364,000円
第9回	3,877人	230,000円
第10回	4,511人	324,000円
第11回	10,476人	940,000円
第12回	0人	0円
第13回	9,974人	722,000円
第14回	0人	0円
第15回	8,420人	734,000円
合 計	74,602人	6,390,000円

令和5年度車券売上額

(単位：円)

	2 枠複	2 枠単	2 車複	2 車単	3 連複	3 連単	ワイド	チャリロト重勝式	返還金	計
第1回	-	-	31,751,000	70,046,200	94,000,100	1,098,996,100	72,516,300	4,264,700	1,615,800	1,373,190,200
第2回	-	-	18,689,900	61,666,100	65,528,400	928,534,500	20,423,200	1,575,300	-	1,096,417,400
第3回	-	-	40,256,400	120,911,800	136,275,000	1,726,889,900	59,014,300	4,102,900	133,300	2,087,583,600
第4回	-	-	35,719,000	101,923,600	111,408,800	1,427,136,800	38,772,800	3,669,900	-	1,718,630,900
第5回	-	-	55,023,500	128,613,100	168,170,900	2,300,743,000	63,821,800	5,943,600	-	2,722,315,900
第6回	25,259,700	32,744,600	93,441,600	363,821,600	415,506,000	4,134,530,400	64,175,400	5,155,600	-	5,134,634,900
第7回	-	-	53,477,000	120,097,300	169,749,000	2,118,485,200	76,262,200	7,300,200	-	2,545,370,900
第8回	-	-	23,741,300	73,440,900	77,425,500	1,038,036,400	18,344,600	3,262,100	1,767,000	1,236,017,800
第9回	-	-	34,678,800	87,466,500	105,912,500	1,224,816,700	29,485,700	2,551,800	-	1,484,912,000
第10回	-	-	40,646,400	95,657,300	125,361,400	1,494,537,300	47,382,800	3,434,200	-	1,807,019,400
第11回	-	-	64,864,700	149,353,500	184,415,900	2,285,810,200	73,760,700	3,512,700	10,500	2,761,728,200
第12回	-	-	45,477,900	104,205,700	136,528,600	1,838,243,600	52,971,100	4,158,600	450,500	2,182,036,000
第13回	-	-	38,894,500	117,494,300	126,486,300	1,430,251,000	55,835,700	2,589,000	-	1,771,550,800
第14回	-	-	43,195,300	98,792,600	128,551,000	1,836,523,400	99,018,800	3,238,400	7,300	2,209,326,800
第15回	-	-	59,348,700	174,384,600	211,439,600	2,510,236,100	51,670,300	3,020,800	271,900	3,010,372,000
合計	25,259,700	32,744,600	679,206,000	1,867,875,100	2,256,759,000	27,393,770,600	823,455,700	57,779,800	4,256,300	33,141,106,800

経振
済興

年度別収益状況

(単位：千円)

年度	売上金	入場料	繰越金	その他	歳入計
R 3	24,704,991	3,505	1,416,332	717,643	26,842,471
R 4	32,231,510	5,631	1,481,062	685,345	34,403,548
R 5	33,141,107	6,390	1,570,187	112,807	34,830,491

(単位：千円)

年度	総務費	開催経費	公債費	一般会計繰出金	公営企業金融公庫納付金	歳出計	純収入	収益率
R 3	54,478	25,006,930	0	300,000	0	25,361,408	64,731	0.25%
R 4	56,291	32,377,070	0	400,000	0	32,833,361	89,125	0.27%
R 5	60,727	32,515,258	0	350,000	82,208	33,008,193	252,111	0.76%

第 5 節 消費生活

〔消費生活課〕

1. 消費生活モニター

市民からの消費生活に関する意見、要望等を収集し、行政に反映させることにより、市民の消費生活の向上と健全化を図ること並びに消費者教育を推進する人材の育成を目的としています。

- ・任期 1年
- ・職務 ①消費生活に関する情報、意見等を提供すること。
②消費生活に関する調査、研究を行うこと。
③千葉県又は市からのアンケートに回答すること。
④研究会及び消費者啓発に関する事業に参加すること。
⑤消費生活に関する知識を習得すること。
⑥消費者教育での講師の補助に努めること。

2. 消費生活講座

(1) 暮らしのいきいき講座

消費者が自主性をもって安全な消費生活ができるよう、無料で市民の希望する場所へ専門講師を派遣し、希望のテーマで講座を開催しています。(2回開催)

(2) 暮らしのセミナー

① 消費者月間教室

消費者月間にあたる5月に、消費者が豊かで安心な消費生活を送れるよう、時世にあったテーマで開催しています。(4回開催)

② 秋の消費者教室

豊かな消費生活、自立した消費者づくりを目指して開催しています。(4回開催)

(3) シルバー消費者教室

高齢者を対象として悪質商法に関する情報提供と消費者被害の防止を目的に申し込みを受け付け、開催しています。(11回開催)

(4) 夏休み親子消費者教室

小学生の親子を対象に調理や実習形式で親と子の共同作業を通じながら、消費生活について学習することを目的に開催しています。(4回開催)

(5) 若者向け消費者教育

若年層を対象に、悪質商法に関する情報の提供と消費者被害の防止を目的に、申し込みによる講座の開催やその他啓発活動等を実施しています。(1回開催・成人式)

(6) 学校における消費者教育

消費者教育推進法の施行に伴い、市内の学校において、契約の基本やインターネットトラブル等に関する講座を申し込みにより開催しています。また、若年層用クリアファイルの配布を実施し、消費者被害の発生を未然に防ぐための啓発活動を実施しています。(3回開催)

3. 消費生活展

消費生活に関する様々な情報を提供するとともに、参加団体が消費者問題について研究した日頃の成果を発表することを目的として開催しています。

(1)令和5年度「第47回松戸市消費生活展」

テーマ 「安全・安心なくらしのために ～新しい消費生活術を考えよう～」
 会場 キテミテマツド9階 アートスポットまつど
 開催期間 令和5年10月7日（土）～8日（日）
 入場人員 567人

(2)消費生活講演会

日時 令和5年10月19日（木）
 会場 松戸市民劇場
 タイトル 今からはじめるカンタン生前整理 ～明るく・楽しく・軽やかに～
 講師 コンシェルジュPLUS おおたに さえこ氏
 受講者数 134名

(3)デジタル消費生活展

日時 令和5年10月11日（水）～

4. 消費者月間キャンペーン

消費者月間（毎年5月）及び消費者の日（5月30日）に合わせて、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

内容 市役所内連絡通路にパネル展示やパンフレット等を配置
 公用車にポディーパネルを貼付
 市役所本館に懸垂幕を掲示
 電子モニターの掲載

5. 消費生活相談

消費者生活センターでは市民の方の商品、サービス、契約トラブルなどについて専門の消費生活相談員が相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。

令和元年度受付件数 3,346件
 令和2年度受付件数 3,398件
 令和3年度受付件数 2,930件
 令和4年度受付件数 3,080件
 令和5年度受付件数 3,009件

消費生活相談内容分類

(1) 販売購入形態・支払方法別件数

(令和5年度)

区分	合計	販売購入形態									支払方法別			
		店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ	電話勧誘	ネガティブ	訪問購入	無店舗	不明・無関係	現金等	販売信用	借金契約	不明・無関係
苦情	2,845	510	301	1,132	16	130	8	25	0	723	873	775	51	1,146
問合せ	164	11	6	16	0	1	0	2	0	128	10	4	2	148
要望	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,009	521	307	1,148	16	131	8	27	0	851	883	779	53	1,294

(2) 相談対象商品・役務

商品・役務種別	件数	主な商品・役務名
商品一般	214	商品一般(214)
食料品	210	他の健康食品(54) 健康食品(44) 魚介類(7) ミネラルウォーター(7) 酵素食品(7) パン類(6) 他の調理食品(6) かに(5)
住居品	140	ルームエアコン(13) 電気温風ヒーター(7) 室内照明器具(5) 電気冷蔵庫(4) 浄水器(4) ソファ(4) ふとん(4) カーテン類(4)
光熱水品	57	電気(31) プロパンガス(9) 都市ガス(5) 電池(3) ガス(2) 灯油(2) 水道(2) 水道水(2)
被服品	162	上着(17) 紳士・婦人用バッグ(13) 紳士・婦人洋服(12) ズボン(9) 洋服一般(8) 他のシャツ(8) リュックサック(8) 財布類(8)
保健衛生品	239	化粧クリーム(44) 乳液(30) 養毛剤(21) 化粧品(19) ファウンデーション(19) 歯みがき粉(11) シャンプー(10) 防虫・殺虫用品(10)
教養娯楽品	245	スマートフォン(32) 教養娯楽品その他(14) 電子タバコ(13) 書籍(11) 新聞(10) テレビジョン(10) ノートパソコン(7) デジタルディスクソフト(7)
車両・乗り物	74	普通・小型自動車(23) 四輪自動車(9) 自動車部品(7) 電動自転車(7) 軽自動車(6) オートバイ(3) 自動車(2) 自動二輪車(2)
土地・建物・設備	92	土地・建物・設備一般(12) 新築建売住宅(8) 中古分譲マンション(7) ガス温水ボイラー(7) 宅地(5) 他の戸建住宅(5) ガス瞬間湯沸器(5) 墓(5)
他の商品	7	貴金属(5) 他の商品(1) 原石(1)
クリーニング	20	クリーニング(20)
レンタル・リース・貸借	177	賃貸アパート(140) 借家(10) 月極駐車場(7) 不動産貸借サービス(5) リースサービス(4) レンタカー(3) 他のレンタルサービス(3) レンタルサービス(2)
工事・建築・加工	151	屋根工事(75) 塗装工事(13) 新築工事(12) 衛生設備工事(12) 工事・建築サービス(11) 増改築工事(10) 内装工事(4) 電気工事(4)
修理・補修	59	修理サービス(57) 修理・補修(1) 車検サービス(1)
管理・保管	3	管理・保管サービス(1) マンション管理(1) パーキング(1)
役務一般	19	複合サービス会員(13) 役務一般(6)
金融・保険サービス	159	フリーローン・サラ金(31) 金融関連サービスその他(30) 金融コンサルティング(12) ファンド型投資商品(11) 金融・保険一般(9) 普通預貯金(9) 外国為替証拠金取引(9) 普通生命保険(8)
運輸・通信サービス	200	携帯電話サービス(51) 光ファイバー(51) 他のネット通信関連サービス(14) 引越(10) テレビ放映サービス(9) モバイルデータ通信(8) 航空サービス(7) 固定電話サービス(7)
教育サービス	4	高校(1) 予備校(1) 学習塾(1) 教育サービスその他(1)
教養・娯楽サービス	234	出会い系サイト・アプリ(27) インターネットゲーム(26) 他の娯楽等情報配信サービス(22) スポーツ・健康教室(18) アダルト情報(15) スポーツ施設利用(13) 教養・娯楽サービスその他(12) 娯楽等情報配信サービス(9)
保健・福祉サービス	173	医療サービス(49) 脱毛エステ(43) 歯科治療(14) 他の駆除サービス(12) 骨つき整復(9) 痩身エステ(5) 建物清掃サービス(5) 整体(4)
他の役務	203	役務その他サービス(89) 外食(15) ハウスクリーニング(11) 弁護士(11) 葬式(10) 保証サービス(9) 廃品回収サービス(8) 折とうサービス(7)
内職・副業・ねずみ講	35	他の内職・副業(23) 内職・副業(6) 販売業内職(2) 内職・副業一般(1) ワープロ・パソコン内職(1) 配送内職(1) モニター内職(1)
他の行政サービス	23	他の行政サービス(23)
他の相談	109	相談その他(91) 相隣関係(8) 債権回収(5) 相続(2) 交通事故(2) 消費者運動(消費者問題一般)(1)
合計	3,009	

(3) 相談内容別件数

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
安全・衛生	88件	表示・広告	256件	施設・設備	0件
品質・機能・役務品質	361	販売方法	1,477	買物相談	6
法規・基準	31	契約・解約	2,278	生活知識	4
価格・料金	269	接客対応	302	その他	4
計量・量目	4	包装・容器	1	※重複する内容があります。	

6. 消費者向けパンフレット

① 「高齢者及び一般消費者向け消費者被害防止啓発パンフレット及びカレンダー」

悪質商法による高齢者等の消費者被害防止を目的として配布しています。

- ・ 発行回数 随時
- ・ 発行部数 21,000部
- ・ 配布先 高齢者、一般消費者
- ・ 発行内容 「通信販売安心利用のポイント」
「悪質商法・詐欺撃退カレンダー2024」他

② 「若者向け消費者被害防止啓発パンフレット及びクリアファイル」

悪質商法による若年層の消費者被害防止を目的として配布しています。

- ・ 発行回数 年1回
- ・ 発行部数 4,500部
- ・ 配布先 市内高校（10校）の2年生及び市内大学（4校）、等
- ・ 発行内容 「成人年齢の引き下げで何が変わったの？」
「クーリング・オフを活用しましょう」

③ 「中学生向け消費者被害防止啓発クリアファイル」

悪質商法による若年層の消費者被害防止を目的として配布しています。

- ・ 発行回数 年1回
- ・ 発行部数 4,600部
- ・ 配布先 市内中学校（22校）の2年生
- ・ 発行内容 「ルールを守って安全に使おう！」

7. 消費生活センター

消費者保護と消費者啓発の拠点として「松戸市消費生活センター」を設置しています。

- ・ 開設年月日 昭和62年4月21日
- ・ 場 所 京葉ガスF松戸第2ビル5階（平成5年10月1日に市庁舎から移転）
- ・ 施設内容 ① 相談ルーム ② 消費者情報コーナー（図書、DVD）
- ・ 業 務 ① 消費生活相談の受付、処理 ② 消費者・啓発資料の収集・提供
- ・ 開所時間 月～金曜日 8：30～17：00（受付時間8：30～16：00）

8. 消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査（権限移譲事務）

消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売業者に対し立入検査を実施しています。

- ・実施日 令和5年7月（2日間）
- ・対象 市内全域を対象に任意に抽出して実施。

立入検査実施結果

(1) 消費生活用製品安全法（令和5年度）

No.	特定製品名	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	乳幼児用ベッド	2	11	0
2	登山用ロープ	0	0	0
3	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	2	12	0
4	乗車用ヘルメット	2	17	0
5	携帯用レーザー応用装置	2	7	0
6	浴槽用温水循環器	0	0	0
7	石油給湯器	0	0	0
8	石油ふろがま	0	0	0
9	石油ストーブ	0	0	0
10	ライター	2	12	0
計		延べ10店舗	59点	0件

(2) 家庭用品品質表示法（令和5年度）

No.	検査品目	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	テーブル掛け	2	12	0
2	たらい（ベビーバス）	2	7	0
3	電気ホットプレート	2	22	0
4	歯ブラシ	2	64	0
計		延べ8店舗	105点	0件

(3) 電気用品安全法（令和5年度）

No.	検査品目	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	直流電源装置	2	5	0
2	リチウムイオン蓄電池	1	4	0
3	ペット用ドライヤー	2	4	0
4	電気ホットプレート	2	22	0
5	電気ケトル	2	20	0
計		延べ9店舗	55点	0件

(4) ガス事業法（令和5年度）

No.	検査品目	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	1	2	0
2	ガスこんろ	2	13	0
計		延べ3店舗	15点	0件

(5) 液化石油ガス法（令和5年度）

No.	検査品名	検査店舗数	検査点数	不適正無表示
1	カートリッジガスこんろ	2	17	0
2	一般ガスこんろ	2	9	0
計		延べ4店舗	26点	0件

9. 計 量

市民生活と密着した計量行政の推進を図るため、昭和58年4月1日計量法に定める特定市の指定を受け、計量法に基づく計量器定期検査・有効期間のある計量器の立入検査・商品量目立入検査等を実施しています。

(1) 定期検査（令和5年度）

区 分	検査日数	検査戸数	検査器数	不合格器数	検査手数料
集 合 検 査	11	119	377 (88)	1	207,930
巡 回 検 査	69	255	583 (0)	0	764,250
所 在 場 所 検 査	11	47	228 (38)	0	261,880
小 計	91	421	1,188 (126)	1	1,234,060
適正計量管理事務所指定の申請に対する検査	0	0	—	—	0
合 計					1,234,060 円

() は内、分銅・おもり類

経振
済興

(2) 有効期間計量器立入検査（令和5年度）

燃料油メーター

検 査 期 間	日 数	検査事業所数	検 査 器 数	不合格器数	不合格理由
7月19日～25日	5日	18戸	278器	0器	—

(3) 商品量目立入検査（令和5年度）

検 査 期 間	日 数	検査事業所数	検 査 個 数	不 正 個 数	
				不 足	割 合
6月22日～6月27日 2月7日～21日	9日	17戸	1,027個	0個	0.0%

(4) 使用中の計量器（令和5年度）

検 査 期 間	日 数	検査事業所数	検 査 器 数	不合格器数	不 正 割 合
6月22日～6月27日 2月7日～21日	9日	17戸	64器	0器	0.0%

第 6 節 公設地方卸売市場

〔消費生活課〕

昭和44年4月、松戸市営青果市場として八ヶ崎に本場（北部市場）を開設。また、昭和47年5月に松戸新田に同分場（現、南部市場）を開設しました。

卸売市場は、生鮮食料品を全国から集め、公正で合理的な取り引きを通して、消費者に安定的に供給する役割を担っています。

なお、北部市場については、施設の老朽化等により、平成29年3月31日をもって閉場となりました。

1. 市場の概要 （令和6.4.1現在）

名 称		松戸市公設地方卸売市場南部市場
所 在 地		松戸市松戸新田30番地
公設市場 営業開始	青 果 部	昭和47年5月1日
敷地面積		41,628㎡
公設区域面積		13,758㎡
青果部卸売場		4,607㎡
（使用料 月額）		卸売金額に1,000分の2.5を乗じた 金額及び1㎡につき160円
青果部仲卸売場		363㎡
（使用料1㎡当り月額）		（4,091円）
松戸市管理事務所		40㎡
卸売業者	青 果 部	東京千住青果株式会社 東葛支社
仲卸業者	青 果 部	5業者
買受人	青 果 部	89人

2. 卸売実績（令和5年度）

（単位：トン、千円）

		南部市場	
		数 量	金 額
青 果	野 菜	20,569	3,924,275
	果 実	3,956	1,484,007
	加 工 品	622	126,922
	合 計	25,147	5,535,204

3. 公設地方卸売市場運営審議会

公設地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保及び運営等に関し、調査審議するため、条例により松戸市公設地方卸売市場運営審議会を設置し、会議を開催しています。

設置年月日 平成13年4月1日

規 約 松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例

構 成 学識経験者3人、市場関係者6人、生鮮食料品等の生産者及び消費者6人

第 7 節 農 業

〔農政課〕

1. 農業動態

農家数と農業人口の推移（販売農家）（各年2月1日現在）（単位：戸，人）

年	区分	農家数	農業従事者	
			専業	兼業
H22		649	255	394
H27		552	214	338
R 2		464	調査なし	

※農林業センサスの結果を掲載していますが、R2より販売農家については調査項目が変更されています。

経営耕地面積の推移（販売農家）（各年2月1日現在）（単位：a）

年	区分	総面積 (A + B + C)	畑面積 (A)	田面積 (B)	樹園地面積 (C)	耕作放棄地 (D)
H27		56,566	40,099	9,445	7,022	1,723
R 2		調査なし				

世界農林業センサスの調査結果です。

経営耕地面積（農業経営体）（令和2年2月1日現在）（単位：ha）

年	区分	総面積 (A + B + C)	畑面積 (A)	田面積 (B)	樹園地面積 (C)

農林業センサスの調査結果です。

〔農業委員会〕

農地転用（用途別）（各年12月31日現在）（単位：㎡）

年	区分	住宅・アパート		農用住宅施設		工場倉庫		※その他		計	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H28		444	186,896	—	—	—	—	165	131,337	609	318,233
H29		381	136,602	—	—	—	—	196	143,048	577	279,650
H30		398	138,027	—	—	—	—	152	116,438	550	254,465
R元		346	126,070	—	—	—	—	130	86,939	476	213,009
R 2		341	112,668	—	—	—	—	190	127,185	531	239,853
R 3		391	134,959	—	—	—	—	179	97,204	570	232,163
R 4		414	175,567	1	294	—	—	154	94,009	569	269,870
R 5		371	181,771	—	—	—	—	122	95,485	493	277,256

※その他内訳（令和5年）

区分	件数	面積	区分	件数	面積
官公署病院等公共施設	7	7,920	左記以外その他	15	10,314
商業・サービス業	18	16,925			
資材置場	12	21,958			
駐車場	44	33,671			
ゴミ置き場	3	8			
道路	22	2,335			
農地造成	1	2,354			
合計	122	95,485			

2. 病虫害等防除

(単位：面積ha, 金額千円)

区分	R元		R2		R3		R4		R5	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
水 稻 病 害 虫	18.20	112	9.46	112	18.40	113	13.10	80	18.90	129
野 菜 病 害 虫	55.32	1,319	23.74	1,244	112.18	1,136	111.12	1,100	203.60	1,428
土 壌 病 害 虫	26.00	1,533	21.22	1,597	18.12	1,517	23.80	1,464	19.15	1,571
防鳥防虫被害防止	107.60	3,683	69.35	3,993	68.81	2,646	95.59	4,697	65.52	4,620
果 樹 病 害 虫	1.32	24	1.32	4	1.40	4	1.65	5	1.10	3
合 計	208.44	6,671	124.32	6,950	218.91	5,416	245.26	7,346	308.27	7,751

3. 農業振興

(1) 育成事業

団体名称	目 的	内 容
松 戸 市 農業青少年クラブ	農業を職業として働く青少年がグループ活動を通して共同で研究学習を重ね、将来中堅農業者としての技術の養成を図る。	講演会、講習会、技術協議会、研究発表会、プロジェクト、視察、交換会。 事務局……会長宅 会 員……16名
松 戸 市 農 事 研 究 会	市内農家中堅経営者が、相互に農業技術の交換練磨を通じて近代農業に即応できる能力の向上をめざして活動。	施設園芸の導入推進、各種共進会、技術体験発表会等。 事務局……とうかつ中央農協内 会 員……308名 支 部17（うち総支部8）
松 戸 市 花 卉 園 芸 生 産 組 合	花卉生産者及び植木生産者で構成されており会員相互の連絡協調を図り、園芸生産の改良普及と販売の合理化を目的としている。	生産物の共同販売、資材の共同調達、市場調査、講習会、研究会、視察。 事務局……とうかつ中央農協内 組 合 員……11名
松 戸 市 園 芸 品 出 荷 組 合 連 合 会	園芸の振興を図り、農業収益の増大のため、園芸品の出荷規格の統一と共同出荷体制の確立による市場価格の向上を目的とする。	品種、栽培型、規格の統一、共選共販体制の推進、自主検査、視察、講習会。 事務局……とうかつ中央農協内 単 位 出 荷 組 合 会 員……31 組 合 員……405名
松 戸 市 都 市 農 業 振 興 協 議 会	市内外の農業関係機関が連絡協調し、農業施策を円滑に推進することによって本市農業の振興を図ることを目的とする。	毎月一回の定例会 農業振興計画の樹立及び事業の推進、各農業関係機関の事業計画の検討。技術部会……技術問題について検討し普及指導の体系化を図る 事務局……とうかつ中央農協内 会 員……28名

(2) 松戸市農業振興事業補助金交付要綱

農業経営基盤強化促進法の制定にともない、農業基盤づくりを支援するため、農業後継者等の育成・生産振興・農地保全事業を基にした農業振興事業を図ることを目的として、平成10年3月31日に本要綱を制定しました。

松戸市農業振興事業補助金交付要綱

補助 事業名	補助対象経費	補助金の額
1 農 業 後 継 者 等 育 成 事 業	新規就農者の育成に要する次の経費 ・千葉県新規就農者育成方針に基づく研修に係る経費	・補助対象経費の10分の3以内の額
	地域の農業者の連携強化と生産性の向上を図るため、地域農業の担い手の育成に要する経費	・補助対象経費の10分の5以内の額
	認定新規就農者の参入を促進するために要する次の経費 ・小規模土地基盤整備に係る経費 ・営農用機械等整備に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の3以内の額
	農業経営基盤の強化を図るために要する次の経費 ・農用地の利用権設定等の促進に係る経費 ・農作業の受託又は委託に係る経費 ・農業機械を利用した農作業の受託又は委託に係る経費	・市長が定める額
2 生 産 振 興 事 業	生産性の向上のため、土地基盤整備に要する次の経費 ・土地区画整理に係る経費 ・陸田化造成に係る経費 ・畑地かんがいに係る経費 ・揚排水機の設置に係る経費 ・用排水路整備に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額
	産地の育成強化を図るために要する次の経費 ・野菜・水稻産地育成強化に係る経費 ・果樹産地育成強化に係る経費 ・施設園芸産地育成強化に係る経費 ・花植木産地育成強化に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額
	家畜の防疫及び病虫害防除を図るための次に掲げる経費 ・家畜伝染予防法による予防接種等に係る経費 ・病虫害防除に係る経費	・補助対象経費の10分の5以内の額 ・補助対象経費の100分の25（土壌病虫害の防除に係る経費が含まれる場合は、100分の35）以内の額
	鳥獣被害の防止に要する経費	・補助対象経費の10分の5以内の額
	青果物の流通関連施設の整備を図るために要する次に掲げる経費 ・集出荷施設設置等に係る経費 ・野菜出荷規格の適正化の推進に係る経費	・それぞれの補助対象経費の10分の5以内の額
	田、畑、樹園地等に大型防除機械の設置促進に要する経費	・補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額

経振
済興

3 農地保全事業	<p>観光農業の推進を図るために要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい農業推進事業に係る経費 ・地場産業の流通促進事業に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額
	<p>農業生産環境整備と併せて、景観の形成を推進するとともに、環境に配慮した効果的な農業を推進するための次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産環境整備に係る経費 ・景観形成の奨励に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の10分の3（認定農業者団体の場合は、10分の4）以内の額 ・補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額
	<p>市街化区域内又は市街化区域に隣接する農業環境整備を図るために要する土地の基盤整備等に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額
	<p>環境に配慮した効果的な農業の推進に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮し総合的な病害虫の防除の推進に係る経費 ・農薬、空き缶等の農業生産から生ずる廃棄物の適正処理対策に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の10分の3（認定農業者団体の場合は、10分の4）以内の額 ・事業費の3分の1以内の額
	<p>環境に配慮した土づくりの推進に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥合理化事業に係る経費 ・有機質利用推進に係る経費 ・土壌改良機設置に係る経費 ・堆肥舎設置に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の10分の5以内の額 ・補助対象経費の10分の3以内の額 ・補助対象経費の10分の4（認定農業者団体の場合は、10分の5）以内の額

備考 この要綱において「認定農業者団体」とは、認定農業者3戸以上で構成される団体をいう。

(3) 振興資金

資金の種類	融 資 要 件		最高貸付 限度額 利子補給率
	基 準	対 象	
農業後継者 育成資金	年齢18歳以上55歳未満の農家の後継者又は新たに農業を営む者で、10アール以上の経営面積を有するもの	農業経営に必要な物の取得に要するもの	600万円 (1.5%)
畜産資金	畜産業を含む者で、成鶏にあっては100羽以上を常時飼養するもの	経営拡大に必要な畜舎の増改築に要するもの（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域を除く）	1,000万円 (0.5%)
施設園芸資金	常設ガラス温室若しくはビニールハウスを築造し、又は修繕しようとする者で10アール以上を経営するもの	農産物育成管理用施設（ガラス温室ビニールハウス、かん水施設、暖房施設等）の整備に要するもの	600万円 (1.5%)
経営安定資金	農業経営の安定化と近代化が期待できる農家、10アール以上を営むもの	生産基盤の整備、花木・農機具の導入及び農業用建築物の築造に要するもの	600万円 (1.0%)
市長が特に 必要と 認める資金	農業の生産性向上と農業所得の増大の期待できる農家で、10アール以上を営むもの	災害の復旧その他特に必要と認められるもの	600万円 (1.7%)

〔備考〕農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者に貸し付けの場合にあっては、年0.1パーセントをこの表に定める率に加算する。

(4) 松戸市農業振興資金利子補給金

農業を自ら営む方（10a以上の耕作面積を有する方）に対し、市内農業協同組合を通じて資金の貸し付けがされた場合、農業経営の安定化と合理化を図るため、利子補給を行います。

（単位：円）

融資機関	R元	R2	R3	R4	R5
とうかつ中央農協	1,300,869	1,184,653	957,057	858,799	764,845
合 計	1,300,869	1,184,653	957,057	858,799	764,845

(5) 農業近代化資金利子補給金

農業近代化資金融通法及び千葉県農業近代化資金利子補給規則の定める貸付融資機関に対し、松戸市近代化資金補給条例等に基づき、利子補給を行います。

※過去5年間、実績はありません。

4. 畜産関係

(1) 家畜飼養状況

（各年4.1現在）

区分 年	乳用牛		肉用牛		馬		豚		にわとり	
	飼養 農家数	頭数	飼養 農家数	頭数	飼養 農家数	頭数	飼養 農家数	頭数	飼養 農家数	羽数
R元	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	400
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300

5. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（松戸市農業基本構想）

農業経営基盤強化促進法に基づき制定 平成9年3月26日施行（令和5年9月29日変更）

松戸市のあるべき地域農業の姿を展望し、おおむね10年後の松戸市農業の羅針盤ともいうべき性格をもつもので、また対外的に松戸市の意志を現すものとして位置づけられるものです。

構想の内容は、県の農業基本方針（令和5年6月9日変更）に即するとともに、他の計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、主として、育成すべき効率的で安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積、育成方法などの農業経営基盤の強化の促進に関する方策についての基本的な推進方向を定めております。

また、農業経営基盤強化の具体的な推進方向として次の7点を定めました。

- ① 安全・安心な農産物「松戸ブランド」の推進
- ② 遊休農地解消に向けての農用地利用集積の促進
- ③ 観光農業・体験農園・産地直売農園の推進
- ④ 認定農業者制度普及・促進の推進
- ⑤ 農商工連携・農業の6次産業化の促進
- ⑥ 「地域計画」の作成
- ⑦ 多様な担い手の確保・育成

さらに、効果的かつ安定的な農業経営の育成のための具体的な経営目標を

- ① 年間農業所得（主たる従事者一人当たり）520万円程度
- ② 年間労働時間（主たる従事者一人当たり）2,000時間以下とした。

そして農地利用集積円滑化事業により、担い手（認定農業者）への農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図り、雇用就農の受皿となる法人の増加を推進します。

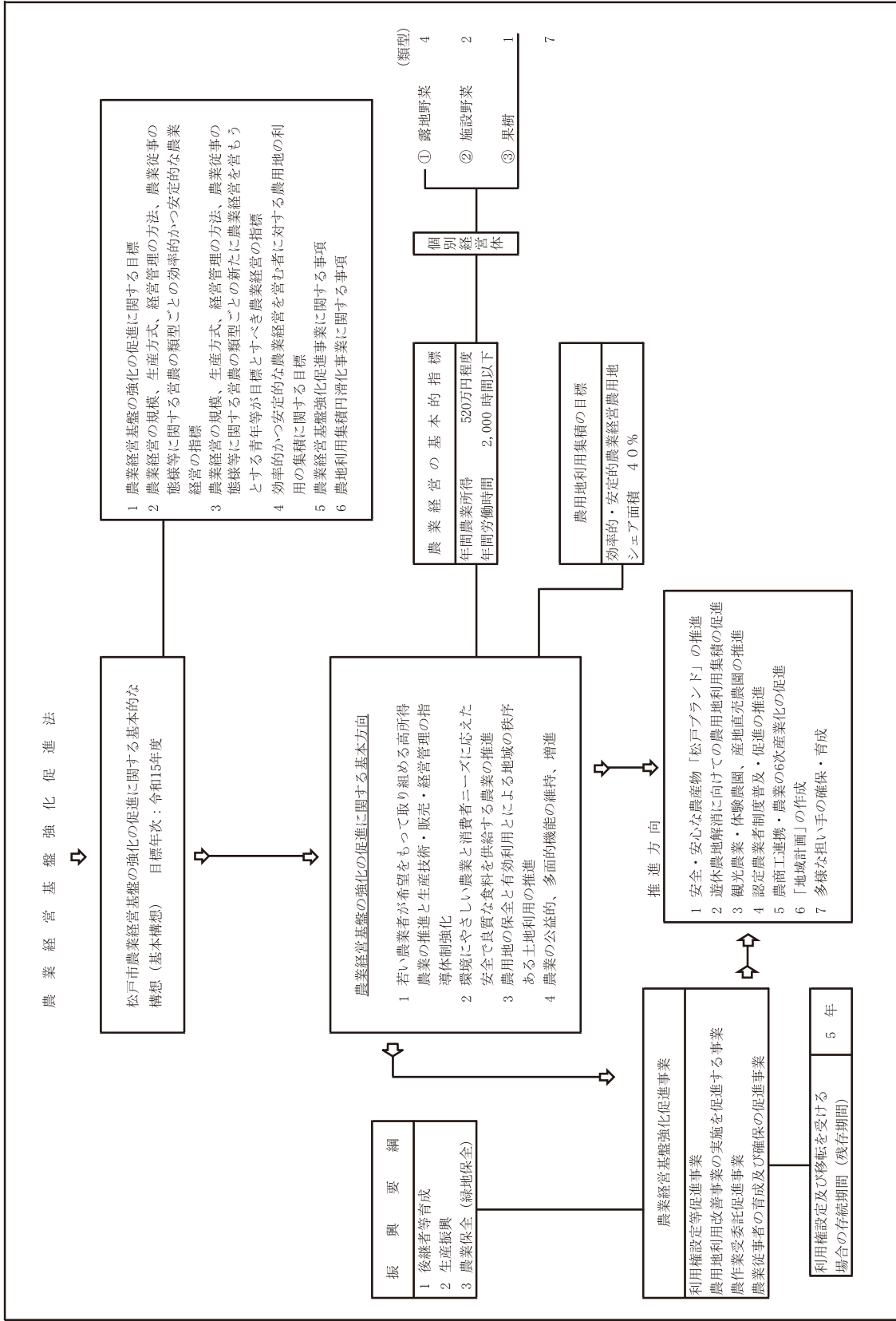
【主な活動】

- ・ 認定農業者等への経営改善支援活動
 - ・ 農業者からの日常的な相談活動、農業の経営改善に関する相談活動
 - ・ 農業経営研修活動
 - ・ 農業経営診断・指導活動ほか
- 松戸市農地銀行（農業委員会活動）

【主な活動】

- ・ 農用地の流動化推進活動（利用権設定等）
 - ・ 農用地利用調整計画策定
 - ・ 遊休農地解消活動ほか
- 認定農業者の育成・確保 —— 認定者 206名（174経営体）（令和6年3月末現在）

松戸市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の概要



6. 松戸市都市農業振興計画

都市農業の有する多様な機能の発揮により、良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成31年3月「松戸市都市農業振興計画」を策定しました。この計画は、令和元年度から令和10年度までを計画期間（5年を目途に見直し）としており、本計画を指針として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。



第 8 節 観 光

〔文化にぎわい創造課〕

○ 矢切の渡し

「矢切の渡し」は、今なお江戸川唯一の渡し舟として川面にのどかな影を映しています。この矢切の渡しは、江戸時代江戸川対岸に田畑を持つ農民が関所を通らず往来を許された「百姓渡船」が起源となっています。また、渡し舟を漕ぐ櫓の音や四季折々の野鳥の声が聞こえてくる都心に近いオアシスとなっております。平成8年には、柴又帝釈天界隈と矢切の渡しが「残したい日本の音風景100選」（環境庁選定）に選ばれました。

松戸駅西口より旧矢切高校行きバス終点「矢切の渡し入口」下車徒歩15分

松戸駅西口より市川駅行「下矢切」下車徒歩30分

土・日休日のみ松戸駅西口より矢切の渡し行きバス終点「矢切の渡し」下車すぐ

北総線矢切駅より徒歩35分

○ 野菊の墓文学碑

千葉県が生んだアララギ派の歌人伊藤左千夫は、作家として明治・大正の文壇に大きな足跡を残し、中でも代表作の小説「野菊の墓」では主に矢切の里を背景に少年・少女の恋物語を描いた作品で、今でも多くの人々に愛読されています。

昭和40年、地元有志の発起により西蓮寺境内に、門人土屋文明識の文学碑が建てられ文学を愛する人々が数多くおとずれており、文学碑～江戸川堤防～矢切の渡しをむすぶ道は、ハイキングコースとなっています。

○ 桜まつり

毎年3月下旬に、松戸市内各所で桜まつりが盛大に開催されます。特に、J R新八柱駅・新京成八柱駅から五香駅までの約3kmにわたる常盤平さくら通りには道の両側に桜並木が連なり、満開となると美しい桜のトンネルとなります。この常盤平さくら通りは昭和62年8月に「日本の道100選」にも選ばれております。

松戸市内の桜まつり

- ・常盤平さくらまつり：新京成電鉄常盤平駅または五香駅下車
- ・八 柱さくらまつり：新京成電鉄八柱駅またはJ R新八柱駅下車
- ・六 実 桜 まつり：新京成電鉄五香駅よりバスまたは東武鉄道六実駅下車
- ・国分川 桜 まつり：J R武蔵野線東松戸駅または北総線東松戸駅下車

（主催：各桜まつり実行委員会）

○ 松戸花火大会

夏の風物詩「松戸花火大会」は、例年8月の第1土曜日に江戸川河川敷で開催されています。打ち上げ花火、スターマインなどが夜空を彩り市民はもとより近隣の人々が情緒あふれる一夜を楽しんでいます。（主催：松戸花火大会実行委員会）

○ 観光梨園（二十世紀梨のふるさと）

松戸は昔から梨栽培の盛んな地で和梨の「二十世紀」は明治21年に当時の大橋村（現在の二十世紀が丘梨元町）の松戸覚之助氏が発見し、明治31年にかけて苦心の末作り上げたもので、品質

の良さから全国的に伝えられました。

原樹は、昭和10年12月に国の天然記念物の指定を受けましたが、同22年惜しくも枯死し、現地には、記念碑が建てられています。なお、原樹は市立博物館に展示されています。

現在松戸は幸水、豊水などの品種を中心として市内3地区（高塚、五香・金ヶ作、六実）に観光梨園があり、毎年8月上旬～10月上旬まで開園し「梨のもぎとり・販売」を行っています。

この時期には頭上狭しと黄金色豊かに実った梨をもぎとったり、自然を求める家族連れで賑わっています。

高塚地区	30園	六実地区	7園
五香・金ヶ作地区	8園		

○ 松戸まつり

昭和48年度までは、市内の商・工・農業の振興策の一環として、また、産業人の秋の祭典として「産業まつり」が行われてきました。昭和49年度からは、従来の「産業まつり」を発展的に解消し、全市民的なお祭りにするため名称も「松戸まつり」に改め、市民総ぐるみの祭典として10月はじめに松戸駅周辺や松戸中央公園等で開催されています。パレードや物産展など各種の催物、展示会が行われ、祭典を盛り上げています。（主催：松戸まつり実行委員会）

○ 本土寺（あじさい寺）

本土寺は、日蓮宗三長三山の本山の一つに数えられ、日朗、日像、日輪の三聖人を出した名刹で、日蓮の親筆など国の重要文化財指定の古文書をはじめ鎌倉時代の貴重な史料が多数保存されています。

また、北小金駅から本土寺に向う450メートルにおよぶ参道並木の古松、古杉の大樹は、現在は数も減っていますが、水戸光圀の寄進によるものと伝えられています。広い境内には、あじさい、桜、花菖蒲などが植えられており、特にあじさいは、10種類以上が1万本以上にもおよび、別名あじさい寺ともよばれています。（J R北小金駅北口徒歩10分）

○ 萬満寺

国の重要文化財の仁王様で知られている臨済宗の古刹で、仁王門に安置されている「阿」「吽」の金剛力士像は、昭和25年には国の重要文化財に指定されています。このほか唐から伝来の魚藍観音、豊臣秀吉の制札、徳川歴代将軍のご朱印状など多くの文化財を所蔵しています。

春秋の例祭（3月28日、10月28日）では、中気除けのお不動様の御祈禱が行われ、多くの人で非常に賑わっています。（J R馬橋駅東口徒歩5分）

○ 東漸寺

仏法山一乗院東漸寺は、文明13年（1481年）に増上寺の音誉の門下、経誉愚底によって根木内に開かれました。その後建物や敷地が狭くなったことなどにより小金に移転しました。同寺は、往還から参道をみたとき、その参道が「く」の字形に屈折しており遠矢をさけるために計算されたものと思われるところから小金城の出城としての性格をもっていたとみる人もいます。晩秋には木々が鮮やかに色づきます。夜にはライトアップされ、幻想的な光景を目にすることができます。（J R北小金駅南口徒歩5分）

○ 戸定が丘歴史公園

旧松戸徳川家の敷地約2.5ヘクタールのなかに戸定邸、戸定歴史館などがあります。(JR・新京成電鉄松戸駅東口徒歩10分)

- ・ 戸定邸 江戸幕府第15代将軍徳川慶喜の実弟、水戸藩11代藩主徳川昭武が明治17年に私邸として建てたものです。約725㎡の規模を持ち、基本的には大名家の下屋敷の形式に従い建てられています。庭園は、現存最古の洋風庭園です。洋風技法で張られた芝生を、コウヤマキとアオギリの木立が囲みます。いずれも今日では類例の少なくなってしまう貴重なものといえます。平成18年7月5日に国の重要文化財の指定を受けました。また、庭園は平成27年3月10日に国の名勝に指定されています。
- ・ 戸定歴史館 旧松戸徳川家伝来資料を展示・公開しています。徳川昭武の事跡を中心に、1867年パリ万博をはじめとする、幕末から明治にかけての国際交流や当時の写真などのテーマについて展覧会を開催しています。
- ・ 松雲亭 市民の憩いの場として、昭和53年に戸定邸隣接地に建設されたお茶室で、茶会、句会等の芸術文化活動に利用されています。

○ 三匹獅子舞

三匹獅子舞は、悪霊退散・五穀豊穡を祈願して神前に奉納されるもので、市内では、日枝神社、風早・明治神社、胡籙神社で舞われています。いずれも三匹の獅子と猿がおどけ役として登場し、太鼓・横笛に合わせて舞い踊ります。200年余りの伝統を有するもので、市の無形民俗文化財に指定されています。

○ 万作踊り

時宗派の遊行僧たちが、13世紀ごろから始めた念仏おどりが原型となり、庶民の娯楽として発展したおどりが、今日伝えられる万作踊りです。これは収穫の豊穡を祈願して太鼓・鉦・三味線等の楽器に合わせて上本郷、千駄堀、日暮の3地区でかつて踊られていました。

なお、万作踊り松戸保存会により、伝承されており、県の無形民俗文化財の指定を受けています。

観光団体事業に対する年度別補助状況

(単位 円)

交付先 年度	観光協会 事業	観光梨園 事業	さくらまつり 事業	矢切地区 風致保存会	松戸まつり	松戸 花火大会	NPO やきり 倶楽部	合計
H21	820,000	250,000	5,626,000	120,000	8,854,000	25,000,000	0	40,670,000
H22	1,040,000	250,000	5,626,000	0	9,254,000	25,000,000	0	41,170,000
H23	1,340,000	250,000	3,850,104	0	8,854,000	25,000,000	0	39,294,104
H24	1,340,000	250,000	5,826,000	0	9,254,000	25,000,000	2,800,000	44,470,000
H25	1,490,000	750,000	5,826,000	0	9,254,000	30,000,000	0	47,320,000
H26	1,840,000	433,000	5,826,000	0	9,254,000	25,000,000	0	42,353,000
H27	1,840,000	433,000	5,826,000	0	9,254,000	25,000,000	0	44,853,000
H28	1,840,000	433,000	7,826,000	0	9,254,000	26,355,000	0	45,708,000
H29	39,000,000	433,000	7,326,000	0	9,254,000	30,000,000	0	86,013,000
H30	39,210,000	1,393,000	7,326,000	0	9,254,000	33,551,265	0	90,734,265
R元	45,800,000	1,393,000		0	9,254,000	41,874,099	0	107,841,099
R 2	50,064,000	1,393,000	0※ ¹	0	0※ ¹	0※ ²	0	51,457,000
R 3	49,510,057	1,393,000	0※ ¹	0	0※ ¹	0※ ¹	0	50,903,057
R 4	41,174,697	1,393,000	10,520,000	0	0※ ¹	45,000,000	0	98,087,697
R 5	36,894,493	2,093,000	13,701,000	0	9,254,000	67,800,000	0	129,742,493

※¹コロナにより中止 ※²オリンピック・パラリンピック開催予定のため予算措置なし

第 9 節 国 際 化

〔国際推進課〕

1. 国際交流

(1) 本市の状況

経済・情報・交通など、あらゆる分野で世界が密接な関係をもち、外国人と接する機会も非常に多くなった今日、市民レベルでの国際交流の充実が、世界平和に寄与することにもつながる重要なことです。

本市においては現在、110カ国21,238人（R6.3.31現在）の外国人市民が住んでおります。

姉妹都市であるオーストラリア連邦ホワイトホース市との交流は、令和3年5月12日をもって50周年を迎えました。50周年記念事業はホワイトホース市より記念訪問団を受け入れる予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、記念植樹式、両市長オンライン会谈等、各々の都市で50周年を祝いました。また、平成14年度より毎年姉妹都市提携記念日である5月12日を「グリーン・ツリー・デー（樹の日）」と定め、両市での記念植樹、両市長による国際オンライン会谈などの記念行事を市内小学校にて行なっています。今後とも青少年を中心とした姉妹都市ならではの交流を充実させていきます。

加えて、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンであるルーマニアとは継続的な交流を行うとともに、ドミニカ共和国とは、本市の特産品の梨の栽培支援を機に同国コンスタンサ市と令和4年11月30日に「パートナーシップ協定」を締結し、農業・スポーツ・教育・文化・環境の5分野において連携を強化してまいります。

(2) (公財) 松戸市国際交流協会

松戸市の歴史、文化、その他の特性を活かした国際交流活動を行うことにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深めることを目的として、3億円（市の全額出資）の基本財産をもって平成2年3月15日に設立され、平成25年4月1日に公益財団法人に移行しました。

国籍を超えたさまざまな交流を通して相互理解を深め、多様な文化が共存できるまちづくりをめざして活動しています。

ア. 会員の状況（R6.4.1現在）

日本人／個人会員	416
法人会員	26
団体会員	31
学生会員	79
家族会員	20
外国人／国・地域	1,292／62
会員合計	1,864

イ. ボランティアの登録状況

ホストファミリー	11世帯
通訳・翻訳	58人／12カ国語
日本語講師	55人

ウ. 令和5年度の主な事業

事業名	内容	人数
日本語学習支援日本語教室	外国人を対象とした日本語教室及びビジネス日本語教室の開催	初級日本語教室 (オンラインを含む) 受講者 延べ698人 講師 延べ257人 介護のやさしい日本語教室 前期 延べ36人 後期 延べ44人 中級ビジネス日本語教室 前期 延べ318人 後期 延べ198人
まつど国際文化大使	出身国の文化等を紹介できる外国人等を登録し、各種イベントに紹介する。	大使登録人数 14ヵ国・地域31人 派遣回数・人数 11回延べ34人
第42回高校生英語スピーチコンテスト	令和5年8月19日に市民劇場で観覧者を事前登録して開催。 賞は上位6人	出場者 12人 来場者 108人
第28回松戸市国際文化祭	令和5年10月21日に松戸市民会館で開催。 舞台出演 MATSUDO WORLD CONCERT (松戸市外郭3団体共催事業) 展示体験部門出品者数：17団体 ・世界の文化紹介、姉妹都市ホワイトホース市・オーストラリアの紹介、日本文化紹介など 料理出品団体：5団体 ・タイ料理、中国料理、ベトナム料理 日本料理、ジェラート	来場者数 807人 舞台出演者 4団体 10人 展示出展団体 17団体 85人 料理出店団体 5団体 11人 ボランティア 14人 まつど国際文化大使 17人 来賓 役員 9人 司会 2人 スタッフ 22人 合計 977人
第34回国際交流パーティー	令和5年12月10日森のホール21レセプションホールにて立食形式で永年表彰、文化大使や会員によるアトラクション、抽選会等を開催。	参加人数 204人 ※内訳 外国人 81人 日本人 123人
第32回外国人日本語スピーチコンテスト	令和6年2月17日に市民劇場で開催。 賞は上位5人	出場者 14人 来場者 330人 ※内訳 フィリピン2、ミャンマー2、 モンゴル2、ネパール・ インドネシア・インド・ ウズベキスタン・中国・ スリランカ・ベトナム・ パキスタン

※その他、国際交流のイベント・国際理解講座などを多数開催していきます。

第 8 章

環 境

=内 容=

第1節 清 掃	159
1. ごみ減量促進事業	159
2. ごみ処理	159
(1) 収 集	160
(2) 処理・処分	161
3. し尿処理	171
(1) 収 集	171
(2) 処 理	172
第2節 環境政策	175
1. 概 要	175
2. 環境政策の推進	175
3. 松戸市環境基本計画の概要	175
4. 松戸市地球温暖化対策実行計画の概要	176
第3節 公害対策	177
1. 概 要	177
2. 大気監視用機器の配置	177
3. 水質汚濁監視のための試験項目	178
4. 騒音・振動測定器	179
5. 公害苦情取扱件数及び解決件数	180
第4節 環境衛生対策	181
1. 概 要	181
2. 衛生害虫等の駆除対策	181
(1) 公共下水溝等薬剤散布事業	181
(2) 噴霧器の貸出し制度	181
3. 犬の登録及び狂犬病予防注射事務	181
4. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	182
5. 雑草対策	182
6. 地区環境美化組織育成事業	182
第5節 放射能対策	183
1. 松戸市の取り組みと現状	183

第 1 節 清 掃

1. ごみ減量促進事業

〔廃棄物対策課〕

廃棄物が多量に発生する使い捨て型社会を見直し、市民のライフスタイルの新しいあり方を考えるとともに市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量を考え、循環型社会の実現を目指すため、

- (1) 排出抑制社会システム(不用物の排出を最小限に抑えるための制度的・経済的なシステム)
- (2) 減量・リサイクルシステム(市民から排出された不用物を再利用、再資源化、減量するためのシステム)
- (3) 情報・教育システム(ごみ減量・リサイクルのための各種制度や回収ルートを円滑に行うための啓発システム)

等の基盤整備を積極的に推進し、ごみに対する市民及び事業者の意識改革に努め、ごみの減量化を図ります。

主な事業内容

- 1 ごみ減量啓発事業
- 2 ごみ減量促進事業

2. ごみ処理

〔廃棄物対策課〕

松戸市では昭和53年からごみの4分別収集(59年から5分別)を実施し、処理の適正化及びごみの減量に努めてきました。しかし、昭和60年代に入りごみの排出量が大きく増え、毎年3～6%もの伸び率となりました。

そこで、ごみ減量・資源化事業の推進を担当する「ごみを減らす課」を平成2年4月に設置し、啓発活動を開始しました。さらに、平成3年度からは、ごみの減量化と再資源化を促進するため、地域の団体、町会・自治会等で実施しているリサイクル活動(集団回収)への支援を開始しました。ごみの増加に伴い、最終処分量も増えていることから、これを削減するため、平成5年1月から廃プラスチックの燃料化事業に着手しました。

また、市全体のごみ量の約40%を占めていた事業系ごみの減量化と再資源化を促進するため、平成6年4月1日、ごみを減らす課を「家庭ごみ係」と「事業ごみ係」に分け、事業所ごみ対策の強化を図り、大規模事業所を対象とした「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出制度と、その他の事業者を対象とした「事業系ごみ処理状況届出書」の届出制度等がスタートしました。平成7年度には「松戸市事業系廃棄物対策総合計画」が策定され、この計画に基づき事業系一般廃棄物対策に取り組む体制が整備されました。

平成9年4月には従来の粗大ごみに加え、新たに家電製品及び金属製品類のうち15品目並びに布団類を粗大ごみに分別変更し、処理券(定額シール制)方式による「粗大ごみ有料化」を実施しました。続いて、平成12年4月の容器包装リサイクル法完全施行に伴い、容器包装プラスチックのリサイクルを実施するため、平成13年3月をもって、廃プラスチックの燃料化事業を中止し、併せて、5分別収集を見直し、平成13年4月から8分別による収集に変更しました。平成23年7月には、家庭の燃やせるごみの収集について、従来の紙袋に加えて認定ポリ袋を導入し、その後、平成30年4月に燃やせるごみの紙袋を廃止し、認定ポリ袋での収集に一本化しました。

ごみ処理施設については、昭和55年11月にクリーンセンター、昭和56年3月に資源リサイクルセンター、昭和63年3月に日暮クリーンセンターが、平成7年9月には和名ヶ谷クリーンセンターがそれぞれ完成しました。その後、クリーンセンターは令和元年度に、資源リサイクルセンターは令和3年度に老朽化により稼働停止となっています。また、資源リサイクルセンターに代わる施設として、令和4年4月からはリサイクルセンターが稼働を開始しています。

リサイクルセンターの稼働に伴い、分別区分の一部変更及び収集体制の見直しを行い、令和4年2月から「陶磁器・ガラスなどのごみ」に「資源ごみ」の一部と「粗大ごみ」の一部をまとめて「不燃ごみ」の収集を開始しました。

(1) 収集

〔環境業務課〕

〔家庭ごみ収集〕

① 収集対象人口・世帯及び排出量（令和6.4.1現在）

人 口	世 帯 数	R 5 年度家庭ごみ収集量
498,344人	241,015世帯	81,903,550kg

② 収集体制（令和6.4.1現在）

委託収集

可燃ごみ	1業者	32台（2人乗務）
不燃ごみ・有害ごみ	1業者	11台（2人乗務）
リサイクルするプラスチック	1業者	9台（2人乗務）
その他のプラスチックなどのごみ	1業者	9台（2人乗務）
資源ごみ（ビン・缶類）	1業者	5台（2人乗務）
資源ごみ（紙・布類）	1業者	6台（2人乗務）
粗大ごみ	1業者	4台（2人乗務）
剪定枝等	1業者	6台（2人乗務）
可燃ごみ（市外運搬）	1業者	4台（1人乗務）
ペットボトル（拠点回収）	1業者	1台（1人乗務）

直営収集

家庭ごみ訪問収集（ふれあい収集） 413世帯利用（令和6.4.1現在）

③ 分別収集方法

（令和6.4.1現在）

ごみの種類	収集回数	収 集 方 法
可 燃 ご み	週 3 回	認定ポリ袋・ステーション方式
不燃ごみ・有害ごみ	週 1 回	ポリ袋・ステーション方式
リサイクルするプラスチック	週 1 回	ポリ袋・ステーション方式
その他のプラスチックなどのごみ	週 1 回	ポリ袋・ステーション方式
資源ごみ（ビン・缶類）	隔週1回	ポリ袋・ステーション方式
資源ごみ（紙・布類）	隔週1回	紙類は種類ごとにひもで縛る（※雑がみは紙袋に入れる・布類は、ひもで縛る又はポリ袋）・ステーション方式
粗 大 ご み	随 時	電話申込みまたはインターネット受付による戸別収集（有料）
ペ ッ ト ボ ト ル	随 時	拠点回収
剪 定 枝 等	週 1 回	ポリ袋・認定ポリ袋（枝はひもで縛る）・ステーション方式

④ じん芥収集委託料

（令和6.4.1現在）

ごみの種類	台 数 (台)	基 本 額 (月)	祝日基本額 (1日1台当り)
可 燃 ご み	76台	127,207,900円	36,000円
不燃ごみ・有害ごみ			
リサイクルするプラスチック			
その他のプラスチックなどのごみ			
資源ごみ（ビン缶類・紙布類）			
粗 大 ご み			
動 物 死 体		1,500円／頭	
剪 定 枝 等	6台	6,408,000円	36,000円
可 燃 ご み（市外運搬）	4台	6,468,000円	20,000円
ペ ッ ト ボ ト ル（拠点回収）	1台	678,000円	

〔不法投棄収集〕

① 不法投棄件数及び量

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件 数	485件	498件	480件	436件	388件
収 集 量	25,990kg	26,320kg	24,550kg	25,070kg	30,570kg

② 収集方法及び車両・人員

(ア) 収集方法 …………… 市直営

(イ) 車両・人員

(令和6.4.1現在)

車 種	台 数	人 員
機 械 車	2台	6人
天 蓋 車	2台	
2tトラック	1台	

③ その他パトロール車による指導

〔事務所から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物〕

〔廃棄物対策課〕

搬入	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	35,288,190kg	31,909,460kg	32,159,070kg	32,293,288kg	32,414,979kg

環境

(2) 処理・処分

〔清掃施設整備課〕

クリーンセンター

所在地 松戸市高柳新田37番地

敷地面積 36,816.21㎡

処理施設 全連続燃焼式機械炉（昭和55年11月竣工）
令和2年3月31日廃止

クリーンセンター内スポーツ施設

所在地 松戸市高柳新田37番地

敷地面積 5,274.95㎡（六実高柳老人福祉センターと同一敷地）

建築面積 1,216.37㎡ 延床2,667.74㎡（地下1階地上2階建）

施設内容 体育室 700㎡

建設費 489,870,000円

竣工 昭和55年11月

六実高柳老人福祉センター（いこいホーム）

所在地 松戸市高柳1832番地

建築面積 867.77㎡ 延床706.20㎡（平家建）

施設内容 和室4室、図書室1室、機能回復訓練室1室、相談室1室、娯楽室1室、浴室2室（男・女）

建設費 123,970,000円

竣工 昭和55年3月

その他の施設

テニスコート（全天候型 3面）、フィールドアスレチックほか

使用料金

区分	施設	単位	使用料金	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
専 使 用 料	体 育 室	2 時 間	2,200円	3,300円
	テニスコート	1 面 1 時 間	440円	
普 使 用 料	体 育 室	1 人 2 時 間	一般 220円	幼児小中学生 50円

※上記使用料金に消費税が含まれています。

利用状況（令和5年度）

体育室

市内利用者		市外利用者		合 計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
2,093件	22,314人	164件	773人	2,257件	23,087人

テニスコート

市内利用者		市外利用者		合 計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
2,924件	17,604人	15件	81人	2,939件	17,685人

六実高柳老人福祉センター

個人利用者数			団体利用者数			合 計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
8,219人	3,063人	11,282人	1,678人	2,451人	4,129人	9,897人	5,514人	15,411人

和名ヶ谷クリーンセンター

〔和名ヶ谷クリーンセンター〕

所在地	松戸市和名ヶ谷1349番地の2
敷地面積	26,061.76㎡
竣工	平成7年9月
公称能力	300t / 24h (100t / 24h × 3基)
型式	全連続燃焼式機械炉
建築面積	5,886㎡ 延床18,934㎡ (地下3階地上4階建)
事業費	28,895,516,000円
	内訳 用地費 3,905,656,000円
	工事費 24,989,860,000円

〔施設の特徴〕

本施設は、高度な公害除去設備を導入することはもとより、科学技術の粋を集めた施設で、次に掲げる4つの基本理念により「人と環境に優しい施設」としました。

- ア. 環境への調和 建物は高層化を避けるため半地下構造を採用し、清掃工場へ出入りする収集車、灰運搬車の地下専用道路を設けるなど、周辺地域の環境や景観を重視しました。
- イ. 低公害・安定処理 ごみ焼却には、排ガス・排水・悪臭等の発生を抑制することを第一に、万一発生した場合も、バグフィルター、湿式ガス洗浄装置、触媒脱硝装置など、高度な除去装置を取り入れ、公害対策に万全を期しました。
- ウ. 省エネ・エネルギー利用 焼却設備管理の自動化による省力化など、省エネルギー化に配慮するとともに、ごみの焼却熱を利用した発電設備を備え、工場内の電力を賄うほか、給湯や冷暖房、隣接のスポーツ施設にも熱供給し、ごみエネルギーを有効に利用する施設としました。
- エ. アメニティーの追求 工場及び隣接する余熱利用施設（スポーツセンター）周辺敷地には、植栽を施し、自然環境にできるかぎり配慮した施設としました。

環境

公害防止基準（排ガス関係）

項目	単位	和名ヶ谷クリーンセンター基準値	国の基準値
ばいじん	g / m ³ N	0.01以下	0.08以下
硫黄酸化物	ppm	10以下	(64以下) ※ ₁
窒素酸化物	ppm	50以下	250以下
塩化水素	ppm	10以下	(430以下) ※ ₂
水銀	mg / m ³ N	0.05以下	0.05以下
ダイオキシン	ng-TEQ / m ³ N	0.5程度以下 ※ ₃	1以下 ※ ₄

注) ※₁: 国の総量規制基準を濃度に換算した値
 ※₂: 国の基準は、重量濃度であるため体積濃度で換算した値
 ※₃: 厚生省通知「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を遵守した場合の期待値(0.5程度以下)
 ※₄: 平成9年8月29日付け、環境庁告示第27号に定める、平成14年12月1日以降の基準

和名ヶ谷スポーツセンター

所在地	松戸市和名ヶ谷1360番地		
敷地面積	10,402.64㎡		
竣工	平成8年3月		
建築面積	4,656㎡ 延床9,026㎡（地上3階建）		
事業費	5,193,262,000円		
	内訳	用地費	1,654,881,000円
		工事費	3,538,381,000円

〔施設の特徴〕

本施設は、隣接する和名ヶ谷クリーンセンターの余熱を有効利用すると共に、近隣住民の利便性の向上を図りつつ、市民の健康の増進と体力増強の場を提供すべく設置しました。

また、当施設では市内のプールでは初めての可動床（深さが調整できる）を設置し、子どもからお年寄り、障害者の方にも利用し易く配慮した施設としました。

施設内容	1階：温水プール 25m×10m・5コース（2コース可動床付き）水深1.2m
	流水プール 幅2.8m×一周100m 水深1m
	幼児用プール 水深30cm～50cm
	2階：体育室、トレーニング室、浴室、図書館分館
	3階：小体育室、多目的ホール、和室

利用料金

★個人利用（普通使用）料金

施設名	利用単位	料金
体育室	1人2時間	一般 310円
		幼児・小・中学生 100円
小体育室	1人2時間	一般 310円
		幼児・小・中学生 100円
温水プール	1人	一般 最初の1時間まで 310円
		以後30分増すまでごとに 150円
		幼児・小・中学生 最初の1時間まで 100円
		以後30分増すまでごとに 50円
浴室	1人	一般 410円
		幼児・小・中学生・60才以上 210円
トレーニング室	1人2時間	300円
多目的ホール	1人2時間	310円
駐車場	1回1台	4時間未満300円・4時間以上 500円

〔当施設のプリペイドカード使用可能施設（温水プール、浴室、トレーニング室、駐車場）〕

*団体利用（専用使用）料金

施設名	利用単位	料金
体育館	2時間	午前9時～午後5時 3,140円
		午後5時～午後9時 4,710円
小体育室	2時間	午前9時～午後5時 1,040円
		午後5時～午後9時 1,570円
温水プール (25mプール1コース)	2時間	午前9時～午後5時 8,380円
		午後5時～午後9時 12,570円
多目的ホール	2時間	午前9時～午後5時 1,040円
		午後5時～午後9時 1,570円
和室 (6、12畳)	1時間	午前9時～午後5時 210円
		午後5時～午後9時 310円
放送設備	1時間	体育室放送設備 410円
カラオケ装置	1曲	※カラオケ休止中

利用状況（令和5年度）

体育室

普通使用	専用使用	合計
2,036人	29,024人	31,060人

小体育室

普通使用	専用使用	合計
234人	8,530人	8,764人

温水プール

普通使用	専用使用	合計
125,818人	308人	126,126人

多目的室

普通使用	専用使用	合計
248人	8,595人	8,843人

和室

6・12畳
2,914人

トレーニング室

23,113人

浴室

30,052人

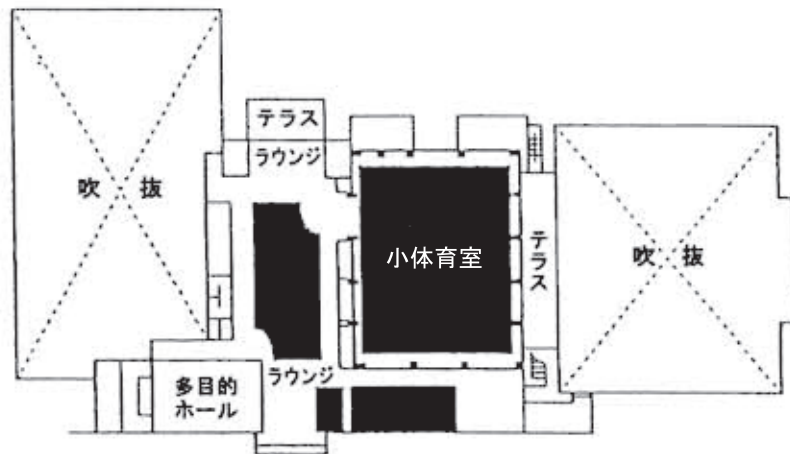
放送設備

14件

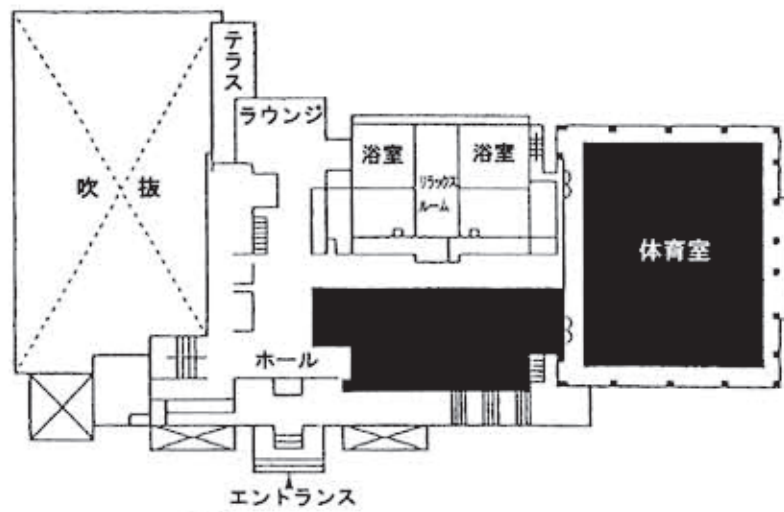
駐車場

78,706台

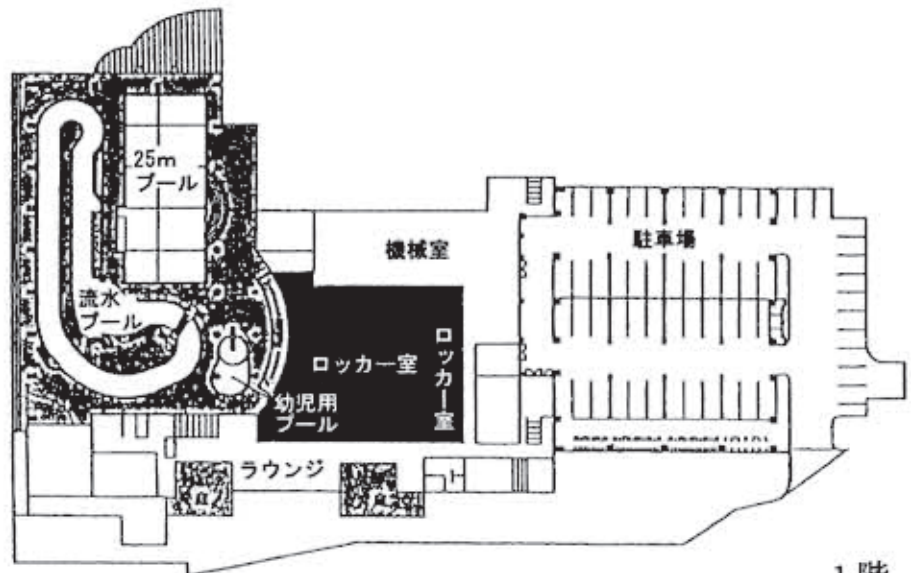
平面図



3階



2階



1階

日暮クリーンセンター

〔日暮クリーンセンター〕

所在地	松戸市五香西五丁目14番地の1		
敷地面積	9,168.70㎡	}	施設用地 7,682.00㎡
			道路用地 1,486.70㎡
竣工	昭和63年3月		
処理能力	80t / 5h (40t / 5h × 2基)		
処理方式	圧縮梱包方式		
設備概要	(1) 受入供給設備		
	ア. トラックスケール	1基	(最大秤量30t)
	イ. ごみクレーン	2基	
	(2) 圧縮梱包設備		
	圧縮梱包機	40t / 5h × 2基	スチールバンド横三条結束
	(3) 破袋設備・選別設備 24.4t / 5h × 1基		
	(4) 前処理設備		
	剪断破碎機	5t / 5h × 1基	
	(5) 集じん・脱臭設備 2基		
	(6) 自動搬送機 1基		
施設概要	(1) 管理棟 (事務室・その他)		
	構造	鉄骨造平家建	
	延面積	103.75㎡	
	(2) 工場棟 (プラットホーム、ごみ貯留ピット、電気室、操作室、圧縮機室、ポンプ室、その他)		
	構造	鉄骨造平家建 (一部2階)	
	延面積	2,669.42㎡	
	(3) 休憩所		
	構造	鉄骨造平家建	
	延面積	35.3㎡	
事業費	1,506,842,459円		
	(財源内訳)	国庫補助金	674,375,000円
		県補助金	16,859,000円
		市債	706,000,000円
		一般財源	109,608,459円

リサイクルセンター

所在地	松戸市七右衛門新田316番地の4		
敷地面積	15,257.04㎡		
竣工	令和4年7月		
処理能力	39 t / 5 h (不燃系25.9 t / 5 h、可燃系12.4 t / 5 h、有害物0.7 t / 5 h)		
処理方式	破碎・手選別・機械選別・圧縮方式		
設備概要	(1) 受入・供給設備		
	ア. トラックスケール	2基	(最大秤量30t)

イ. 直接持込車用台秤	5基 (最大秤量400kg)
ウ. ヤード貯留・受入ホッパ直接投入方式	
(2)破砕設備	
ア. 低速二軸破砕機	2基
イ. 豎型高速回転式破砕機	1基
(3)搬送設備	コンベヤ方式
(4)選別設備	
ア. 手選別コンベヤ (破袋機含む)	1基
イ. 磁力選別機	1基
ウ. 粒度選別機	1基
エ. 風力選別機	1基
オ. アルミ選別機	1基
(5)貯留・搬出設備	
ア. バンカ (鉄・アルミ)	2基
イ. 可燃残さコンパクタ (圧縮設備)	1基
(6)集じん設備	
ア. サイクロン	1基
イ. バグフィルタ	1基
ウ. 脱臭装置 (集じん系・プラットホーム)	2基
(7)排水処理設備	前処理調整+生物処理+膜分離方式
(8)計装設備	中央監視制御方式

施設概要

(1)工場棟・管理棟・入口計量棟	
構造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 (2階建て)
延床面積	4,417.22㎡
(2)保管ヤード・洗車場・排水処理棟	
構造	鉄骨造 (平屋建て)
延床面積	361.76㎡
(3)直接持込車用計量棟	
構造	鉄骨造 (平屋建て)
延床面積	504.19㎡
(4)出口計量棟	
構造	鉄骨造 (平屋建て)
延床面積	126.50㎡
(5)自転車駐車場	
構造	鉄骨造 (平屋建て)
延床面積	23.90㎡

建設費 4,198,610,900円 (うち建設工事施工監理業務委託料 29,582,300円)

資源リサイクルセンター

所在地	松戸市松飛台286番地の15
敷地面積	4,958.69㎡
処理施設	破碎・圧縮施設（昭和56年3月 竣工） 令和4年4月1日休止 令和5年6月23日廃止
施設概要	管理棟（延床面積220㎡）

ごみ中継施設

所在地	松戸市松飛台286番地の15（資源リサイクルセンターと同敷地内に併設）		
竣工	令和2年3月		
処理能力	94t／5h		
処理方式	コンパクト・コンテナ方式		
構造	鉄骨造2階建		
建築面積	613.35㎡	延床面積	1062.84㎡
建設費	1,465,441,200円（うち建設工事施工監理業務委託料 13,057,200円）		

最終処分場

日暮最終処分場

所在地	松戸市五香西五丁目35番地の8他
総面積	9,440㎡
建設費	371,796,000円

① 機械棟

構造	鉄筋コンクリート平家建
建築面積	58.79㎡
延床面積	58.79㎡

② 管理棟

構造	鉄骨造2階建
建築面積	46.06㎡
延床面積	88.36㎡

令和5年度 ごみ搬入量集計表

〔廃棄物対策課〕

(単位kg)

種類 施設名	可燃ごみ	不燃ごみ	リサイクル する プラスチック	その他の プラスチック などのごみ	資源ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	ペットボトル	搬入量合計
①和名ヶ谷 クリーンセンター	80,326,670 (※2)	0	0	1,093,930	0	0	0	0	81,420,600
②市外搬出中継施設	8,551,840	0	0	0	0	0	0	0	8,551,840
③圧縮破砕 日暮クリーンセンター	0	0	5,492,280	5,172,460	0	0	0	0	10,664,740
④日暮仮置き場(※1)	2,119,340	0	0	0	0	0	0	0	2,119,340
⑤資源選別 リサイクルセンター	0	3,672,440	0	0	0	3,399,193 (※3)	148,700	0	7,220,333
⑥ペットボトル保管 民間施設	0	0	0	0	0	0	0	1,802,590	1,802,590
⑦古紙直納(等)	0	0	0	0	5,570,810	0	0	0	5,570,810
⑧その他市外施設等	287,960	0	0	18,360	1,637,310	0	0	0	1,943,630
合計	91,285,810	3,672,440	5,492,280	6,284,750	7,208,120	3,399,193	148,700	1,802,590	119,293,883

※1 剪定枝一時保管分(市内焼却施設又は市外民間施設へ搬出)

※2 他市搬入分90,890kgを含む。

※3 他市搬入分91,640kgを含む

処理・処分手数料(令和6年4月1日現在)

- 一般廃棄物(粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く)
 - 1kgにつき 16円+消費税
- 産業廃棄物
 - 1kgにつき 28円+消費税
- 粗大ごみ
 - 市が収集運搬した場合 1点につき 1,000円
 - 市民が自ら搬入した場合 1kgにつき 16円+消費税
- 動物死体
 - 市が収集運搬した場合 1頭につき 1,500円+消費税
 - 市民が自ら搬入した場合 1頭につき 1,000円+消費税

3. し尿処理

[東部クリーンセンター]

昭和56年2月に稼動した東部クリーンセンターにおいて処理をしている。

この処理施設は、地下方式を採用し、周辺との景観に配慮した上で処理水質の向上、臭気対策等厳しい公害対策を講じている。

さらに、周辺地域の住環境の向上と調和を図るために周辺施設を公園化し、地域住民をはじめ広く市民の憩いの場・健康づくりの場として活用できるよう各種スポーツ施設・集会所・老人福祉センターを設置し、地域の文化施設の核としての位置づけが地域住民に浸透している。

(1) 収集

[環境業務課]

① 生し尿（令和6年4月1日現在）

ア. 汲取り対象世帯及び件数

人頭制……一般家庭 516世帯

従量制……アパート・寮等 158件

イ. 収集方式及び収集に要する車両

委託車両……3台

ウ. 汲取回数

人頭制……原則として月1回又は2回 従量制……希望回数

エ. し尿収集委託料（消費税を含まず）

【基本額】

月額1台あたり 1,811,000円

【従量制】

《雨水》

1ℓにつき 13.45円

《休日》

1ℓにつき 15.20円

オ. し尿処理手数料（令和6年4月1日現在）

人頭制

世帯人員	手数料(月額)	世帯人員	手数料(月額)
1	462円	5	1,617円
2	693円	6	1,848円
3	924円	7	2,079円
4	1,386円	8	2,310円

従量制

単位	手数料
1ℓ	8.69円

② 浄化槽汚泥

[廃棄物対策課]

ア. 処理対象 市内一般家庭、アパート、官公庁、事業所、市有施設等

イ. 汚泥収集量 令和5年度 21,546.8kl

ウ. 浄化槽清掃許可業者 11業者 23台 (R6.4.1現在)

エ. PR事業 ○ パンフレットによる使用者指導

(2) 処理

東部クリーンセンター

[東部クリーンセンター]

所在地 松戸市高塚新田352番地

敷地面積 59,638.49㎡

竣工 昭和56年1月

公称能力 200kl/日 (100kl/日×2系列)

処理方式 標準脱窒素処理 (低希釈二段活性汚泥法) + 高度処理

建築面積 3,407.68㎡ (工場施設) 延床11,284.26㎡

(工場棟) 地下2階建 (管理棟) 地上1階建

工事費 6,416,733 (千円)

[施設の特徴]

1. イメージ及び土地の高度利用 (公園及び地域利便施設) を考慮し、処理施設を地下式 (防臭対策も含む) としました。
2. 公害対策として窒素、磷を除去し、同時に水質基準を厳しくしています。
3. 地下水対策として工業用水を希釈水として使用しています。
4. 運転管理の安全対策として高圧電力を2回線で受電しています。
5. 防臭対策として自動ドア及びエアーカーテンを取り付けています。
6. 衛生対策として場内で車両を洗浄しています。

*なお、昭和61年10月から工業用水を利用しています。

東部スポーツパーク

○ 体育館 敷地面積 3,062.5㎡ 建築面積 1,324.38㎡ 延床 1,836.08㎡ (2階建)

施設内容 1階 体育室 802㎡ 2階 会議室2室・和室1室 179.5㎡

建設費 275,280,000円 竣工 昭和55年3月

○ プール 敷地面積 1,300㎡

施設内容 一般用 25m×15m 水深 1.0~1.4m

幼児用 83㎡ 水深 0.5m

建設費 71,980,000円 竣工 昭和55年7月

○ テニスコート 全天候型 3面

建設費 27,000,000円 竣工 昭和55年11月

○ 野球場 面積 7,985.55㎡ (両翼 90m)

建設費 18,000,000円 竣工 昭和56年3月

○ 東部老人福祉センター 敷地面積 1,094.56㎡ 建築面積 215.50㎡

施設内容 和室……2室
 浴室……2室(男・女)
 談話室……1室

建設費 56,080,000円 竣工 昭和56年3月

使用料金(令和6年4月1日現在)

区分	施設		単位 (時間)	使用料金(円)	
				午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
専門 使用料	体育館	体育室	2	2,200	3,300
		会議室	1室1	220	330
		和室	1	220	330
	プー ル		こどもプールのみ		1,650
			25mプールのみ		3,300
			プール 全面		4,950
テニスコート 野球場		1面1		440	
		2		3,300	
普通 使用料	体育室 プー ル	1人1	一般 110	幼児・小・中学生 25	
		1人2	一般 210	幼児・小・中学生 無料	

利用状況(令和5年度)

体育施設

体育室	会議室・和室	テニスコート	野球場	プール
25,670人	17,520人	12,521人	8,522人	5,542

東部老人福祉センター

個人利用者数			団体利用者数			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
2,457人	1,399人	3,856人	22人	223人	245人	2,479人	1,622人	4,101人

生し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

令和4年度

(単位：kℓ)

区分	生し尿・浄化槽汚泥搬入量			
	生し尿	浄化槽汚泥	計	搬入日数
4月	263.0	1,724.2	1,987.2	25
5月	230.9	1,877.7	2,108.6	23
6月	228.8	2,171.7	2,400.5	26
7月	204.6	1,877.7	2,082.3	25
8月	202.8	1,928.4	2,131.2	26
9月	251.0	1,917.9	2,168.9	24
10月	231.5	1,914.8	2,146.3	25
11月	230.1	1,725.5	1,955.6	24
12月	264.3	1,961.2	2,225.5	26
1月	213.7	1,605.3	1,819.0	23
2月	228.0	1,765.5	1,993.5	22
3月	225.4	2,229.0	2,454.4	26
計	2,774.1	22,698.9	25,473.0	295

令和5年度

(単位：kℓ)

区分	生し尿・浄化槽汚泥搬入量			
	生し尿	浄化槽汚泥	計	搬入日数
4月	226.7	1,770.0	1,996.7	24
5月	238.3	1,803.2	2,041.5	24
6月	238.7	1,873.5	2,112.2	26
7月	200.3	1,723.4	1,923.7	25
8月	179.8	1,857.2	2,037.0	26
9月	209.1	1,715.6	1,924.7	24
10月	222.3	1,891.9	2,114.2	25
11月	226.9	1,755.4	1,982.3	24
12月	226.8	1,868.4	2,095.2	26
1月	199.5	1,588.6	1,788.1	23
2月	203.1	1,709.6	1,912.7	23
3月	213.7	1,990.0	2,203.7	25
計	2,585.2	21,546.8	24,132.0	295

1. 概要

松戸市では、市民の健康を守り、良好な自然を保全し、松戸らしさを生かした快適で住みよい地域を築くための指針として、平成10年に「松戸市環境計画」を策定し、市民・事業者及び市が一体となって、環境施策に取り組んできました。

同計画策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、国際的な動きとしては、2015年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動対策の国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。また、同年9月の「国連持続可能な開発サミット」において示された持続可能な開発目標（SDGs）をもとに、国際的に協力しながら、様々な取組が進められています。

さらに、日本国内においても、気候変動の深刻化、東日本大震災を契機とするエネルギー問題、食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の減少なども顕在化しています。

松戸市においては、人口の増加や都市化に伴う緑の減少、人々の暮らし方に起因する環境問題があります。

環境問題は、私たちの行動にも大きく関わるものであり、将来世代により良い環境を引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮するとともに、市民・事業者及び市が連携して取組を進めることが重要と考えています。

2. 環境政策の推進

平成10年に策定した「松戸市環境計画」に基づき、市役所自らの環境創造の実績を高めるための事業として、平成11年に「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を策定し、平成16年からは「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」として再構築され、取り組みを推進してきました。

また、平成14年に太陽光発電などの普及を盛り込んだ「松戸市地域新エネルギービジョン」を策定、平成17年に省エネルギーへの取り組みの必要性を唱えた「松戸市地域省エネルギービジョン」を策定しました。平成20年に両ビジョンを統合し、「松戸市地球温暖化対策地域推進計画（松戸市減CO2大作戦）」を策定し推進してきました。

平成28年度からは「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」と「松戸市地球温暖化対策地域推進計画」を統合・再構築し、「松戸市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

令和4年3月には「松戸市環境基本計画」を策定し、「松戸市地球温暖化対策実行計画」を大幅改定するとともに、ゼロカーボンシティ宣言を行い、取り組みを進めています。

3. 松戸市環境基本計画の概要

- (1) 計画の名称 松戸市環境基本計画
- (2) 計画期間 令和4年度（2022年）から令和12年度（2030年）までの9年間
- (3) めざすまちの将来像

人と環境にやさしい持続可能なまち まつど

(4) 基本目標等

- 基本目標 1 地球温暖化対策の推進
- 基本目標 2 資源循環型社会の構築
- 基本目標 3 自然環境の保全と生き物との共生
- 基本目標 4 安全・安心で快適な生活環境の保全
- 分野共通事項 環境学習と環境活動の推進

4. 松戸市地球温暖化対策実行計画の概要

(1) 計画の名称 松戸市地球温暖化対策実行計画

(2) 区域施策編の二酸化炭素排出量削減目標

中期目標 2030（令和12）年度までに2013年度比で46%以上削減

長期目標 2050（令和32）年に排出量実質ゼロにすることを目指す

(3) 区域施策編における基本方針

1 省エネルギー及び再生可能エネルギーの普及促進

1-1 家庭における省エネルギー化・再生可能エネルギー活用

1-2 事業所における省エネルギー化・再生可能エネルギー活用

1-3 市における率先的取組の推進

2 脱炭素型のまちづくりの推進

2-1 脱炭素型のまちへの転換

2-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換

3 気候変動への適応の推進

3-1 気候変動に伴う災害対策の推進

3-2 気候変動に起因した健康影響被害の軽減

4 地域における連携の推進

4-1 地域における連携の推進

4-2 環境活動等の推進

(4) 事務事業編の温室効果ガス排出量削減目標

2030（令和12）年度までに2013年度比で事務系施設及び公用車で51%、事業系施設で16%、全体で33%以上の削減

(5) 事務事業編における市の取組

- ・職員の環境意識向上
- ・設備の省エネルギー化
- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・クリーンなエネルギーの調達

第 3 節 公 害 対 策

〔環境保全課〕

1. 概要

市民の快適な生活環境を維持するため、松戸市公害防止条例や松戸市近隣騒音防止指導要綱、及びその他関係法令等に基づく規制監視体制による公害の未然防止、及びその他総合的な対策に取り組んでいます。

〔主要対策〕 事業場の規制と指導による公害発生 of 未然防止。河川の監視。大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染、騒音公害等の測定と監視。大気汚染、水質汚濁、騒音公害等の検査分析。市民に対する公害防止、環境浄化運動の啓発。

2. 大気監視用機器の配置

機 器 名	根本測定局	五香測定局	二ツ木測定局	上本郷測定局
温 度、 湿 度 測 定 機	昭和47年 5 月設置			
風 向 風 速 計	昭和43年 5 月設置	昭和46年 8 月設置	昭和48年11月設置	平成 3 年 4 月設置
雨 量 日 射 計	昭和53年 1 月設置			
硫黄酸化物自動測定機	昭和43年 9 月設置	昭和46年12月設置	昭和54年 8 月設置	
窒素酸化物自動測定機	昭和47年 9 月設置	昭和49年 8 月設置	昭和50年 9 月設置	昭和59年 8 月設置
非メタン炭化水素自動測定機	昭和53年11月設置	昭和53年 4 月設置		
浮遊粒子状物質自動測定機(ベータ線吸収法)	昭和59年 4 月設置	平成元年 4 月設置	同 左	平成 8 年11月設置
オキシダント自動測定機	昭和47年 5 月設置	昭和48年 6 月設置	昭和51年10月設置	
一酸化炭素自動測定機				昭和59年12月設置
テレメータ付データ収録処理装置	平成 7 年10月設置	同 左	同 左	同 左
微小粒子状物質自動測定装置	平成23年 4 月設置			平成23年 4 月設置

環境

3. 水質汚濁監視のための試験項目

現測 場項 観目	流量	健 康 項 目	カドミウム (Cd)
	透視度		全シアン (CN)
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)		鉛 (Pb)
	溶存酸素量 (DO)		六価クロム (Cr ⁶⁺)
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		ヒ素 (As)
	化学的酸素要求量 (COD)		総水銀 (Hg) ※2
	浮遊物質 (SS)		PCB (ポリ塩化ビフェニル)
	大腸菌数		ジクロロメタン
	n-ヘキサン抽出物質		四塩化炭素
	全窒素		1, 2-ジクロロエタン
	全磷		1, 1-ジクロロエチレン
	全亜鉛		シス-1, 2-ジクロロエチレン
	ノニルフェノール※1		1, 1, 1-トリクロロエタン
特 殊 項 目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)		1, 1, 2-トリクロロエタン
	フェノール類		トリクロロエチレン
	銅 (Cu)		テトラクロロエチレン
	溶解性鉄 (Fe)		ベンゼン
	溶解性マンガン (Mn)		1, 3-ジクロロプロペン
そ の 他 の 項 目	クロム (Cr)		チウラム
	アンモニア性窒素		シマジン
	リン酸性リン		チオベンカルブ
	塩化物イオン	セレン	
	電気伝導率	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
	全有機炭素 (TOC)	ふっ素 (F)	
	陰イオン界面活性剤 (MBAS)	ほう素 (B)	
		1, 4-ジオキサン	
		ダイオキシン類	

※1. 魚類に対する内分泌攪乱作用を有すると環境省が公表した項目

※2. 総水銀が検出時にアルキル水銀の調査を実施する。

注1. 上記項目のほか要監視項目として31項目の調査も行っている。

「要監視項目」：「直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として定めた項目（水生生物項目に係る項目を含む）

<健康項目>人の健康の保護に関する物質

<pH>水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それより大きい数値はアルカリ性、それより小さい数値は酸性を示す。

<DO>水中に溶けている酸素の量。

<BOD>水中の有機物が微生物によって分解されるときに使われる酸素の量で、数値が大きいほど汚れている。

<COD>水中の有機物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量で、数値が大きいほど汚れている。

<SS>水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど汚れている。

4. 騒音・振動測定器

普通騒音計	1台	精密騒音計	4台
レベルレコーダ	4台	音響校正器	1台
騒音振動レベル処理装置	1台	データレコーダ	1台
振動レベル計	3台	周波数分析器	1台

5. 公害苦情取扱件数及び解決件数

(令和5年度)

公害種類	取 扱 件 数 (件)			解 決 件 数 (件)			解決率 (%)
	本年度 受 付	前年度 より繰越	合 計	本年度 受 付	前年度 より繰越	合 計	
大 気 汚 染	17	0	17	14	0	14	82
水 質 汚 濁	0	0	0	0	0	0	-
騒 音	76	8	84	60	8	68	81
振 動	14	2	16	14	2	16	100
悪 臭	12	1	13	11	1	12	92
そ の 他	14	0	14	13	0	13	93
合 計	133	11	144	112	11	123	85

年度別

(単位：件)

年度 区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
新規受付件数	136	155	120	127	135	154	133
前年度からの 繰越件数	30	41	11	3	6	15	11
総 件 数	166	196	131	130	141	169	144
解 決 件 数	125	185	128	124	126	158	123

第 4 節 環 境 衛 生 対 策

1. 概要

〔環境保全課〕

環境衛生対策は、以前より感染症の予防対策として衛生害虫等媒介動物の駆除を中心に行ってききましたが、住環境の改善など生活環境が向上し、また、医療技術の進歩とも相まって、媒介動物による感染症の発生はほとんど見られなくなっています。しかしながら、一方では、急激な都市化や住民意識の変化により、ユスリカ等の不快害虫（疾病等の被害はないが、精神的に不快感を与えるもの）に対する駆除対策が大きなウエートを占めてきています。

また、狂犬病予防対策として、法に基づく飼い犬の登録や予防注射の実施に係わる事務を執り行っています。

平成26年6月より、松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則に基づき、手術費用の一部助成を実施しています。

住宅地に隣接する雑草地については、衛生害虫の発生など衛生面ばかりではなく景観や防犯上の観点からも対策が望まれており、所有者等に対する刈取り指導を行っています。

2. 衛生害虫等の駆除対策

(1) 公共下水道等薬剤散布事業

水路や道路側溝等から発生するユスリカ等を駆除するために駆除要望が発生した場合には、現地調査の上薬剤の散布を行っています。

令和5年度	作業日数	散布箇所
	40日	93箇所

(2) 噴霧器の貸出し制度

市民が自主的に実施する衛生害虫の駆除を推進するため、噴霧器の貸出し制度を実施しています。

噴霧器貸出し制度	器具の種類：肩掛け式
----------	------------

3. 犬の登録及び狂犬病予防注射事務

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防注射等に係る事務処理を行っています。生後91日以上の飼い犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。予防注射には、市内公園等で4月に実施する集合方式と動物病院で随時接種できる個別方式があります。

令和5年度	集合注射頭数	個別注射頭数
	1,297頭	14,027頭

4. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金

平成26年6月より、市民の良好な生活環境の保全及び動物愛護思想の普及を図ることを目的とし、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を一部助成する制度を開始しました。

なお、令和2年4月1日より補助金交付規則を再度改正し、種別毎（メス9千円、妊娠しているメス1万円、オス5千円）に増額しています。

交付件数及び交付決定額

	交付件数		合計	交付決定額	
	メス	オス			
令和5年度	72件	妊娠中	60件	156件	1,179,400円
		24件			

5. 雑草対策

「あき地の雑草等の除去に関する条例」（昭和51年松戸市条例第28号）に基づき、雑草が繁茂して周辺の生活環境を阻害しているあき地の所有者等に対して、刈取り等の適正管理を指導しており、刈取りの支援策として草刈機の無償貸出しや草刈業者の紹介を行っています。

令和5年度	指導対象筆数	面積
	492筆	164,962.73㎡

6. 地区環境美化組織育成事業

松戸市地区環境美化組織連合会は、地域で自主的に環境美化活動等を行っている町会・自治会等によって構成されており、会費を徴収して各種事業を展開しています。市では、これらの活動を支援するため、補助金を交付するとともに事務局を務めています。

第 5 節 放 射 能 対 策

1. 松戸市の取り組みと現状

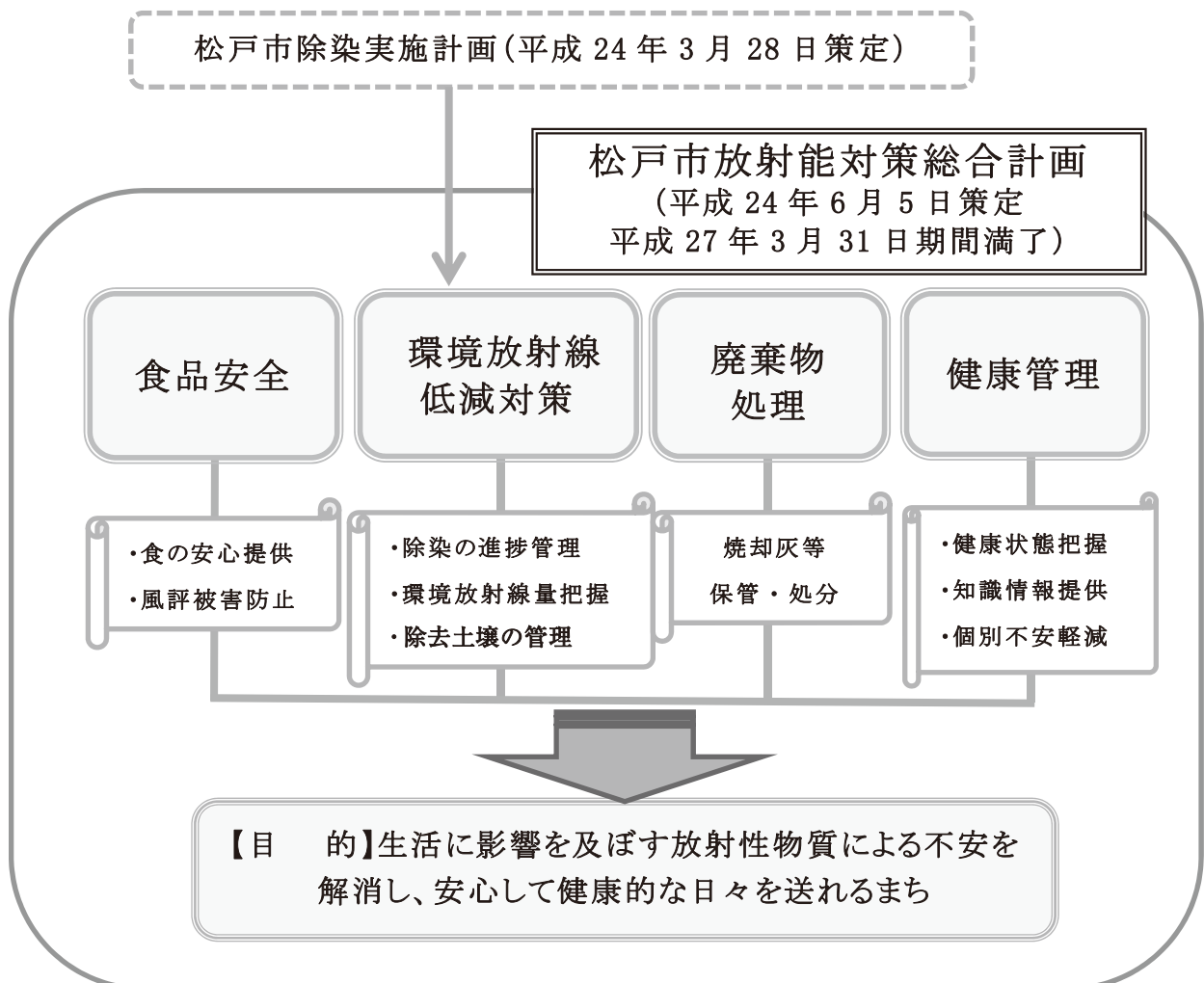
[環境保全課]

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。

市では、この事故由来の放射能における市民の皆様の不安払拭のため、近隣市に先駆けて空間放射線量の測定を始めました。その後、平成24年6月5日、『松戸市放射能対策総合計画』（以下「総合計画」）を策定し、各種放射能対策を実施しました。それらの取り組みにより、食品の安全の確保や空間放射線量の大幅な低減など一定の成果があり、平成26年度末をもって総合計画の期間を満了しましたが、以降も事業の見直しを行いつつ、継続して対策を実施してまいりました。

このような中で令和3年に事故から10年を経過し、現在では市内の空間放射線量は指標値を下回っていますが、今後も継続して子どもの安全・安心を確保するため、極端な業務廃止はせずに、各施設の測定回数や測定点数を段階的に縮小していく方針です。

◆松戸市放射能対策総合計画の概略



I. 食品安全

◆学校及び保育給食

1 取り組み

学校給食（H23. 10月～R3. 3月）

（単位：検体）

項目 年度	食材検査 (平成23年10月開始)			まるごとミキシング検査 (平成24年2月開始)		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成23年度	193	0	0	286	0	0
平成24年度	468	0	0	1,429	0	0
平成25年度	504	0	0	1,410	0	0
平成26年度	480	0	0	1,342	0	0
平成27年度	36	0	0	252	0	0
平成28年度	36	0	0	255	0	0
平成29年度	36	0	0	255	0	0
平成30年度	36	0	0	255	0	0
令和元年度	36	0	0	255	0	0
令和2年度	廃止			195	0	0
令和3年度				廃止		
計	1,825	0	0	5,934	0	0

保育給食（H23. 10月～R3. 3月）

（単位：検体）

項目 年度	食材検査 (平成23年10月開始)			まるごとミキシング検査 (平成24年2月開始)		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成23年度	127	0	0	397 公立：161 民間：236	0	0
平成24年度	301	0	0	2,188 公立：801 民間：1,387	0	0
平成25年度	303	0	0	2,384 公立：775 民間：1,609	0	0
平成26年度	295	0	0	2,768 公立：890 民間：1,878	0	0
平成27年度	84	0	0	689 公立：204 民間：485	0	0
平成28年度	83	0	0	825 公立：204 民間：621	0	0
平成29年度	84	0	0	955 公立：204 民間：751	0	0
平成30年度	70	0	0	878 公立：204 民間：674	0	0
令和元年度	28	0	0	366 公立：68 民間：298	0	0
令和2年度	廃止			197 公立：34 民間：163	0	0
令和3年度				廃止		
計	1,375	0	0	11,647 公立：3,545 民間：8,102	0	0

2 現状

全て不検出（検出下限値未満）です。

◆市内産農産物等

1 取り組み

市内農産物

(単位：検体)

年度	測定計画に基づく農産物検査 (平成24年4月開始)			農家持込農産物検査 (平成23年10月開始)			市民持込農産物検査 (平成24年2月開始)		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成23年度	-	-	-	233	1	0	99	40	2
平成24年度	152	19	0	312	110	9	813	393	34
平成25年度	94	0	0	142	27	2	463	142	3
平成26年度	77	5	0	84	13	0	231	47	1
平成27年度	66	5	0	49	1	0	161	26	1
平成28年度	37	1	0	39	3	0	98	7	0
平成29年度	21	3	0	20	2	0	58	7	1
平成30年度	11	1	0	12	1	0	46	2	0
令和元年度	10	0	0	3	0	0	15	0	0
令和2年度	7	1	0	2	1	0	8	1	0
令和3年度	1	0	0	3	0	0	廃止		
令和4年度	0	0	0	2	0	0			
令和5年度	0	0	0	0	0	0			
計	476	35	0	901	159	11	1,992	665	42

※農家持込農産物検査の最終基準超過日：平成25年10月30日

(基準超過検体名：たけのこ、しいたけ、しいたけの原木)

※市民持込農産物検査の最終基準超過日：平成29年4月17日

(基準超過検体名：しいたけ、ローズマリー、夏みかん、たけのこ、びわの葉、こごみ、甘夏、ブルーベリー、ゆず、月桂樹の葉、いぐち)

流通食品及び飲料水等

(単位：検体)

年度	市民持込食品検査（流通食品及び飲料水等） (平成24年9月開始)		
	検体数	検出数	基準超過数
平成24年度	305	0	0
平成25年度	86	1	1
平成26年度	41	1	0
平成27年度	12	0	0
平成28年度	12	0	0
平成29年度	7	0	0
平成30年度	1	0	0
令和元年度	0	0	0
令和2年度	2	0	0
令和3年度	4	0	0
令和4年度	廃止	廃止	廃止
計	470	2	1

※市民持込食品検査の最終基準超過日：平成26年3月26日（ただし、茨城県内で栽培した自家消費用しいたけ）

2 現状

平成24年度以降、検体数及び検出数ともに減少しています。また、市民持込農産物において平成29年度を最後に基準値超えはありません。また現在、出荷自粛の措置がとられている農作物はありません。

【注 釈】

検出数…検出下限値（約5～10Bq/Kg）以上の放射性物質が検出された検体の数

基準超過数…厚生労働省が定めた基準値（一般食品：100Bq/Kg）以上の放射性物質が検出された検体の数

Ⅱ. 環境放射線低減対策

1 取り組み

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、市は除染実施計画に基づき子ども関係施設や住宅などの環境放射線低減対策を実施し、その後は各施設の空間放射線量を監視しています。

2 現状

各施設の実施主体により、指標値（毎時0.23マイクロシーベルト）以上の箇所については低減対策を行い、現在は指標値を下回っていますが、継続して子どもの安全・安心を確保するため、極端な業務廃止はせずに、各施設の測定回数や測定点数を段階的に縮小していく方針です。

市内の平均的な空間放射線量

年度	項目	空間放射線量 (μ SV/h)
	平成23年度（129施設）	0.28
	平成24年度（607施設）	0.15
	平成25年度（607施設）	0.12
	平成26年度（295施設）	0.09
	平成27年度（129施設）	0.064
	平成28年度（129施設）	0.055
	平成29年度（129施設）	0.052
	平成30年度（129施設）	0.047
	令和元年度（129施設）	0.046
	令和2年度（129施設）	0.044
	令和3年度（35施設）	0.059
	令和4年度（35施設）	0.064
	令和5年度（35施設）	0.054

- ・平成24年度は、除染が必要となった607施設の除染後の測定値を平均的な空間放射線量としています。
- ・平成25年度は、平成24年度に除染した607施設の空間放射線量の変化を確認するために測定した数値を平均的な空間放射線量としています。
- ・平成26年度は、字を基本単位とした地域毎の平均的な空間放射線量を測定するために設定した295施設の測定値を平均的な空間放射線量としています。
- ・平成27年度以降は、平成23年度に最初に測定した129施設を測定して平均的な空間放射線量としています。
- ・令和3年度以降は、129施設の配置を再検証し、子どもの安心安全を目的として35点を継続測定します。

Ⅲ. 廃棄物処理

1 取り組み

(1)焼却灰（飛灰）の放射性物質濃度低減のための取り組み（平成23年8月開始）

- ①剪定枝等の分別徹底及び別収集体制の継続
- ②剪定枝等の和名ヶ谷クリーンセンターでの調整焼却処理の継続
- ③剪定枝等の別処分の実施

(2)焼却灰（飛灰）の安心保管のための取り組み

近隣住民の不安解消のため、クリーンセンターに飛灰保管用仮設建物を建設し、平成26年10月より建物内で保管。

2 現状

焼却施設の主灰や飛灰の放射性物質の濃度は大幅に減少しましたが、処分先との協議が必要となるため測定は継続します。また、指定廃棄物は国が建設する長期保管施設ができていないため保管を継続します。

(1)焼却灰（飛灰）の放射性セシウム測定結果（令和6年3月測定）

和名ヶ谷クリーンセンター： 110.0Bq/kg

(2)指定廃棄物の保管量（令和6年3月末）

施設名称	保管量(t)	フレコン数(袋)
クリーンセンター	924.14	1,521
和名ヶ谷クリーンセンター	19.78	28
合計	943.92	1,549

※指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が必要な長期管理施設を建設し、県内で分散保管されている指定廃棄物を集約して処理することになっています。

IV. 健康管理

1 取り組み

甲状腺超音波検査（平成26年6月開始）

（単位：人）

実施年度	検査総数	判定内容及び結果の内訳（公表に同意された方のみ表示）			
		A1	A2	B	C
		結節（しこり）やのう胞（液体が入っている袋のようなもの）は認められなかったもの	結節（5.0mm以下）またはのう胞（20.0mm以下）を認めたもの	結節（5.1mm以上）またはのう胞（20.1mm以上）を認めたもの	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの
	経過観察不要	経過観察不要	経過観察	専門病院を紹介	
平成26年度	147	35	109	2	1
平成27年度	109	18	91	0	0

注1) A1、A2は判定基準に関係なく、パセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。

（単位：人）

実施年度	検査総数	判定内容及び結果の内訳（公表に同意された方のみ表示）			
		A1	A2	B	C
		結節やのう胞を認めなかったもの	5.0ミリメートル以下の結節や20.0ミリメートル以下ののう胞を認めたもの	5.1ミリメートル以上の結節や20.1ミリメートル以上ののう胞を認めたもの	甲状腺の状態から判断して、専門病院での診断を要するもの
本日の検査については問題ないため、次回の検査について医師からの指示はありません ※（注1）に該当者は別途検査あり	本日の検査については問題ないため、次回の検査について医師からの指示はありません ※（注1）に該当者は別途検査あり	新松戸中央総合病院にて経過観察	専門病院を紹介		
平成28年度	66	18	48	0	0
平成29年度	36	20	15	1	0
平成30年度	16	12	7	0	0
令和元年度	16(※1)	8	6	1	0
令和2年度	2	2	0	0	0
令和3年度	7(※2)	1	5	0	0
令和4年度	2	1	1	0	0
令和5年度	1(※3)	0	0	0	0

（※1）このうち1名が公表に同意されなかったため、内訳は15名となっております。

（※2）このうち1名が公表に同意されなかったため、内訳は6名となっております。

（※3）公表に同意されなかったため、内訳は0名となっております。

注1) A1、A2は判定基準に関係なく、パセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。

注2) A2の判定基準であっても、医師が総合的に判断して経過観察が必要と判断した場合は、B判定としています。経過観察期間及び検査内容は個人によって異なります。

2 現状

相談、検査等により、放射能による健康不安解消の取り組みを実施中です。

第 9 章

健 康 福 祉

=内 容=

第1節 母子保健	189	12. 地区組織育成事業	197
1. 市民健康相談室	189	(1) 健康推進員の活動	197
2. 妊婦健康診査	189	(2) 松戸市食生活改善サポーターの活動	198
3. 妊婦歯科健康診査	189	13. フレイル予防一体的推進事業	198
4. 産婦健康診査	190	第3節 保健福祉センター	199
5. 新生児聴覚スクリーニング検査	190	1. 目的	199
6. 乳児健康診査	190	2. 施設の概要	199
7. 乳児股関節健診	190	3. 事業内容	199
8. 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査	190	第4節 斎場及び北山市民会館・白井聖地公園	200
(1) 1歳6か月児健康診査	191	1. 斎場及び北山市民会館	200
(2) 3歳児健康診査	191	(1) 施設の概要	200
9. 乳児相談、その他の相談	191	(2) 特徴	201
10. 家庭訪問	191	(3) 使用料等	201
(1) 妊婦訪問指導	191	2. 松戸市営白井聖地公園	202
(2) 新生児（産婦）訪問指導	192	第5節 社会福祉	203
(3) 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	192	1. 民生・児童委員	203
11. 母子保健型利用者支援事業 「親子すこやかセンター」	192	2. 生活保護	204
12. 子ども医療費助成事業	192	3. 生活困窮者自立支援	206
13. 健康教育	192	(1) 自立相談支援事業	206
14. 予防接種	193	(2) 住居確保給付金	206
第2節 成人・老人保健	194	(3) 就労準備支援事業	206
1. 成人・老人保健活動	194	(4) 一時生活支援事業	206
(1) 健康診査の実施状況	194	(5) 家計改善支援事業	206
(2) 健康教育活動状況	194	4. 児童福祉	207
2. はり、きゅう、あん摩等施術費給付業務	194	(1) 保育所	207
3. 結核住民健康診断	195	(2) ファミリーサポートセンター事業	211
4. 女性健康診査事業	195	(3) 出生直後の支援事業	212
(1) 骨粗しょう症検診	195	(4) 病児・病後児保育事業	212
(2) 女性の健康診査	195	(5) 児童短期入所等事業 「こどもショートステイ事業」	212
5. 健康づくり啓発事業	195	(6) 地域子育て支援拠点事業 「まつドリ babyヘルパー」	212
6. 高齢者の食生活講座	195	(7) 地域子育て支援拠点事業 「地域子育て支援センター」	212
7. 献血推進事業	196	(8) 地域子育て支援拠点事業 「おやこDE広場」	212
8. 骨髄移植ドナー支援事業	196	(9) 子育てコーディネーター事業	212
9. 歯の衛生週間事業	196	(10) 乳幼児一時預かり事業	212
10. 成人歯科健康診査	196	(11) 放課後児童クラブ	213
11. 後期高齢者医療制度	197		
(1) 医療費給付状況	197		
(2) 保険料の収納率	197		

(12) 子育てホームページ管理運営……	213	第7節 国民健康保険 ……	229
(13) 赤ちゃんぽけっと事業……	213	1. 国民健康保険……	229
(14) 放課後KIDSルーム ……	213	(1) 被保険者の加入状況……	229
(15) 中高生と乳幼児のふれあい体験…	213	(2) 国民健康保険料……	229
(16) 身体障害児福祉……	213	(3) 保険給付の状況……	231
(17) 知的障害児福祉……	214	第8節 国民年金 ……	233
(18) 児童館・こども館……	214	1. 概 要……	233
(19) 中高生の居場所づくり事業……	215	2. 国民年金のしくみ……	233
(20) 子どもの学習支援事業……	215	3. 年金について……	234
5. 母子福祉……	215	第9節 介護保険制度 ……	238
6. 障害者（児）福祉……	217	1. 申請、サービス利用の手順……	238
(1) 障害者（児）福祉サービスの体系…	217	2. サービスの種類（市内にあるサービス）	239
(2) 障害児通所支援事業……	218	3. 介護保険（介護給付・予防給付・総合事業）	
(3) 障害者（児）福祉サービスの利用状況…	218	の支給限度額……	239
(4) 身体障害者福祉……	219	4. 利用者負担の軽減……	240
(5) 知的障害者福祉……	219	5. 施設サービスの費用の減免……	240
(6) 精神障害者福祉……	219	6. 介護保険料……	240
(7) 福祉タクシー制度……	219	(1) 第1号被保険者……	240
7. 高齢者福祉……	220	(2) 第2号被保険者……	241
(1) 生きがい対策……	220	第10節 福祉関係給付一覧表 ……	242
(2) ひとり暮らし高齢者等援護……	221	1. 低所得者福祉……	242
(3) 敬老事業……	221	2. 児童・母子・父子福祉……	244
(4) 老人ホーム入所措置状況……	222	3. 老人福祉……	246
(5) 老人福祉センター……	222	4. 被爆者援護……	248
8. 心身障害者等の在宅福祉対策……	223	5. 心身障害者（児）福祉……	248
(1) ホームヘルプサービス事業……	223	6. 老人・障害者福祉……	258
(2) 訪問入浴（地域生活支援事業）…	223	7. 国民健康保険……	260
(3) 高齢者・障害者住宅事業……	224	第11節 医療施設及び医療関係従業者数 …	262
(4) 地域包括支援センター		第12節 衛生会館 ……	263
（高齢者いきいき安心センター）…	224	1. 目 的……	263
9. 介護支援ボランティア制度……	225	2. 概 要……	263
第6節 社会福祉施設 ……	226	第13節 休日土曜日夜間歯科診療所 ……	263
1. 健康福祉会館……	226	1. 概 要……	263
(1) 常盤平保健福祉センター……	226	2. 利用状況……	263
(2) こども発達センター……	226	第14節 松戸市夜間急病救急医療システム …	264
(3) 障害者福祉センター……	226	1. 夜間小児急病センター概要……	264
2. （公社）松戸市シルバー人材センター…	227	2. 夜間小児急病診療利用状況……	265
3. 総合福祉会館……	228	3. 待機病院利用状況……	266
4. 松戸市シニア交流センター……	228	4. 休日当直医制度……	266
		5. テレホン案内サービス……	267
		第15節 青少年健全育成 ……	267
		1. こども健全育成事業……	267
		2. 少年センター……	269

第 1 節 母 子 保 健

1. 市民健康相談室

[こども家庭センター]

妊娠届による母子健康手帳の発行及び乳幼児から高齢者まですべての市民を対象に本庁、各支所において保健師による健康相談を行っています。

場所 対象別		R 4 年 度									
		本 庁	常盤平	小 金	小金原	馬 橋	六 実	新松戸	矢 切	東 部	計
妊婦	届出数	1,303	292	236	163	264	126	353	129	301	3,167
	指導数	1,273	289	232	161	259	125	344	124	298	3,105
出生	届出数	1,538	254	179	132	177	112	260	85	256	2,993
	指導数	1,418	241	167	85	136	81	245	80	157	2,610
その他		2,042	1,149	955	942	1,076	846	1,796	1,764	1,013	11,583
計 (届出数+その他)		4,883	1,695	1,370	1,237	1,517	1,084	2,409	1,978	1,570	17,743

場所 対象別		R 5 年 度									
		本 庁	常盤平	小 金	小金原	馬 橋	六 実	新松戸	矢 切	東 部	計
妊婦	届出数	1,200	318	252	160	262	152	355	103	263	3,065
	指導数	1,184	311	249	159	257	151	350	102	258	3,021
出生	届出数	1,530	237	166	131	194	132	239	81	224	2,934
	指導数	1,412	219	147	96	168	91	224	74	174	2,605
その他		1,978	1,042	938	675	996	880	1,531	1,586	1,121	10,747
計 (届出数+その他)		4,708	1,597	1,356	966	1,452	1,164	2,125	1,770	1,608	16,746

※妊婦・出生の指導数は届出数の内の再掲

2. 妊婦健康診査

[こども家庭センター]

妊娠中の心身の異常の早期発見・早期援助を講じ、更により良い生活習慣の形成を目指すことにより、母性の健康の保持増進を図ることを目的に、受診券を交付（母子健康手帳別冊に14日分綴じ込み）し、委託医療機関において実施しています。

年度	対象者数	受診者数	
		一般検査	平均受診回数
R 3	3,201	40,026	12.5
R 4	3,167	37,971	12.0
R 5	3,065	36,821	12.0

3. 妊婦歯科健康診査

[こども家庭センター]

平成13年度より、妊婦自身が自分の口腔状態を把握し、早期に治療することで、生まれる子どもの口腔にも関心がもてるように、市内委託医療機関で歯科健康診断を1回無料で受けられます。

令和2年度	受診数	837人	受診率	24.1%
令和3年度	受診数	907人	受診率	28.3%
令和4年度	受診数	845人	受診率	26.7%
令和5年度	受診数	803人	受診率	26.2%

4. 産婦健康診査

[こども家庭センター]

産後2週間、1か月の産婦を対象に健康診査を実施し、産後うつや新生児への虐待リスクの予防・早期発見・早期支援を行います。

年度	対象者数 (人)		受診者数 (人)		受診率 (%)	
	2週間	1か月	2週間	1か月	2週間	1か月
R5	2,957	2,957	957	2,652	32.4	89.7

5. 新生児聴覚スクリーニング検査

[こども家庭センター]

新生児の聴覚障害を早期に発見し、早い段階で適切な措置を講じ、コミュニケーションや言語発達面での影響が最小限となるよう、出生後間もない時期の検査を実施します。

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R5	2,971	2,642	88.9

6. 乳児健康診査

[こども家庭センター]

生後3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児を対象に健康診査を実施し、乳児期の心身の異常を早期に発見することにより乳児の健康の保持増進を図っています。

年度	対象者数 人			受診者数 人			受診率 %			問題あり 人			問題ありの確率 %		
	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10	3～4	6～7	9～10
R3	3,300	3,317	3,318	3,179	3,047	3,045	96.3	91.9	91.8	264	154	193	8.3	5.1	6.3
R4	3,138	3,176	3,265	2,992	2,962	3,046	95.3	93.3	93.3	209	137	155	7.0	4.6	5.1
R5	3,108	3,086	3,059	2,983	2,870	2,804	96.0	93.0	91.7	248	136	146	8.3	4.7	5.2

7. 乳児股関節健診

[こども家庭センター]

乳児の健康管理の一環として、生後3～4か月児を対象に股関節の異常の早期発見、早期治療を目的とし「無脱臼市」を目指しています。

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率	異常なし (精査不要)		異常あり (要精査)	
					人	人	人	人
R3		3,300	3,068	93.0	2,608	460		
R4		3,138	2,890	92.1	2,437	453		
R5		3,108	2,897	93.2	2,480	417		

8. 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査

[こども家庭センター]

幼児期における心身障害の早期発見、早期援助、幼児のむし歯予防及び生活習慣形成の援助を行い、健康の保持増進を図ることを目的に、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査(実施月齢:3歳6か月)を実施しています。

各健康診査は、対象者へ個別通知し、市内3か所の保健福祉センターで実施しています。

(1) 1歳6か月児健康診査

区分 年度	対象数 (人)	一般健康診査		歯科健康診査	
		受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R 3	3,471	3,160	91.0	3,244	93.5
R 4	3,302	3,111	94.2	3,198	96.9
R 5	3,236	3,122	96.5	3,121	96.4

(2) 3歳児健康診査

区分 年度	対象数 (人)	一般健康診査		歯科健康診査	
		受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R 3	4,123	3,935	95.4	3,927	95.2
R 4	3,600	3,505	97.3	3,498	97.2
R 5	3,408	3,271	96.0	3,266	95.8

9. 乳児相談、その他の相談

[こども家庭センター]

適切な育児、適切な栄養、育児不安の緩和など、健全な乳児の育成を目指して実施しています。

種 別	区 分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
		会場数	相談者数	会場数	相談者数	会場数	相談者数
乳児相談 (赤ちゃん教室)		45	188人	46	265人	46	337人

10. 家庭訪問

[健康推進課・こども家庭センター]

保健師等が、健康上の不安や疾病の早期回復の援助のため各家庭を訪問しています。

対象別	区分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
		実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)
乳 児		3,357	3,466	3,135	3,232	3,173	3,241
(内訳) 新生児期 ^{※1}		1,141	1,190	1,043	1,089	1,241	1,275
() 乳児期 ^{※2}		2,216	2,276	2,029	2,143	1,932	1,966
(内) 低体重児		301	308	300	305	315	321
幼 児		662	999	583	953	413	702
妊 婦		195	279	227	330	301	383
産 婦		3,638	4,208	3,368	4,208	3,205	3,422
(内) 妊娠高血圧症候群		2	3	1	1	3	10
家族計画		1	1	2	2	2	4
精神保健		224	473	249	702	283	575
生活習慣病		1	1	1	3	4	12
その他(母子及び成人等)		20	29	97	125	33	40
合 計		8,098	9,456	11,098	13,093	10,905	11,951

※1 新生児期：生後28日未満 ※2 乳児期：生後28日以降1歳未満 ※3 低体重児：2500g未満

※2 平成28年度から、親子すこやかセンターと産後ケア事業を含む

(1) 妊婦訪問指導

[こども家庭センター]

日常生活、栄養等について適切な保健指導を行うことにより、安心して出産を迎えることができることを目的に実施しています。

訪 問 対 象 者	R 3 年度 (人)	R 4 年度 (人)	R 5 年度 (人)
希望者及び妊娠、分娩に影響を及ぼす病気や生活習慣に問題がある方など	195	227	301

(2) 新生児（産婦）訪問指導

生後28日までの新生児は外界に対する抵抗力が弱く、また母親も育児に対する不安が多いため、家庭訪問により育児上必要な事項について支援し、新生児の疾病予防と健やかな発育を促します。（実施状況）

訪 問 対 象 者	訪 問 者 数		
	R 3 年度 実数（人）	R 4 年度 実数（人）	R 5 年度 実数（人）
生後28日未満に松戸市に居住する新生児と産婦	1,096	1,022	1,199

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

目的

乳児のいる家庭に早期に専門職がかかわり、育児に関する不安や悩みを聞きながら助言を行うとともに、適切な保健サービスの提供と社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図り、乳児の健全な育成環境を整備する。

（年度別訪問状況）

年度	R 3	R 4	R 5
訪問実数（人）	2,216	2,092	1,932

※新生児（産婦）訪問指導を除く。

11. 母子保健型利用者支援事業「親子すこやかセンター」

〔こども家庭センター〕

平成28年度より妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する様々なニーズに対して、総合相談支援をワンストップで実施し、関係機関との連携強化をするために、保健師、社会福祉士、助産師を配置した「親子すこやかセンター」を市内3か所（中央、小金、常盤平）の保健福祉センターに設置し、支援を行います。

年度別支援状況	R 3	R 4	R 5
妊婦数（人）	556	503	531
乳幼児世帯数	573	686	688

12. 子ども医療費助成事業

〔子ども未来応援課〕

医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担軽減を図る目的で実施しています。令和4年8月1日より、高校生相当年齢まで通院・入院・調剤を対象としました。

区分 \ 年度	R3	R 4	R 5
支給延件数	733,162	778,015	955,063
支給金額（円）	1,484,280,904	1,554,715,638	2,018,126,630

13. 健康教育

〔健康推進課・こども家庭センター〕

妊婦、乳幼児等を対象に健康管理に必要な知識、技術の普及を目的として実施しています。

事業名	対 象	R 4 年度		R 5 年度		
		受講者延数	開設延数	受講者延数	開設延数	
母子保健関係	ママパパ学級	初 妊 婦 と そのパートナー	人 2,715	回 124	人 2,548	回 109
	親 の た め の 性 教 育 講 座	思春期の子をもつ親	93	9	54	5
	離 乳 食 教 室	乳児をもつ保護者	836	60	969	59
	赤 ち ゃ ん 教 室 *	乳 児 と 保 護 者	265	46	337	46
	保 育 所 ・ 障 害 児 歯 科 衛 生 指 導	保育所・障害児（者） 施設、幼稚園	3,669	137	4,284	153
	わ ん ぱ く 歯 科 く ら ぶ	1歳6か月児歯科 健康診査受診者	2,879	158	2,762	158

※平成28年度より事業名を「育児教室」から「赤ちゃん教室」へ変更。

14. 予防接種

[予防衛生課]

伝染性の恐れのある疫病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種法に基づき定期の予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図っています。

年度別定期予防接種実施状況

種別	年度	令和4年度			令和5年度		
		対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)
BCG		3,053	3,045	99.7%	2,961	2,914	98.4%
不活化ポリオ1期		-	1	-	-	3	-
DPT1期 注1		-	0	-	-	1	-
DT1期		-	0	-	-	0	-
DPT-IPV1期 注2		12,484	12,233	98.0%	12,072	13,166	109.1%
DT2期		3,871	2,675	69.1%	3,802	3,258	85.7%
MR	第1期	3,323	3,209	96.6%	3,188	3,104	97.4%
	第2期	3,835	3,531	92.1%	3,631	3,486	96.0%
麻しん 注3		-	0	-	-	0	-
風しん 注4		-	0	-	-	0	-
日本脳炎 注5	第1期	10,884	11,516	105.8%	10,436	10,442	100.1%
	第2期	8,202	4,483	54.7%	7,922	3,857	48.7%
子宮頸がんワクチン 注6		29,061	2,584	8.9%	29,175	2,724	9.3%
ヒブ感染症		12,212	12,275	100.5%	11,844	12,047	101.7%
小児の肺炎球菌感染症		12,212	12,278	100.5%	11,844	12,130	102.4%
水痘		6,646	6,061	91.2%	6,376	6,104	95.7%
B型肝炎 注7		9,159	9,112	99.5%	8,883	8,899	100.2%
ロタウイルス 注8 注9		3,053	2,985	97.8%	2,961	2,948	99.5%
A類疾病小計		117,995	85,988	72.9%	115,095	85,083	73.9%
インフルエンザ		128,994	68,626	53.2%	129,058	66,203	51.3%
高齢者の肺炎球菌感染症 注10		128,994	1,991	1.5%	28,779	2,742	9.5%
B類疾病小計		257,988	70,617	27.4%	157,837	68,945	43.7%
総合計		375,983	156,605	41.7%	272,932	154,028	56.4%

注1 DPTワクチンは、ほぼ4種混合ワクチンに移行している。

注2 平成24年11月1日より、4種混合(DPT-IPV)ワクチンが定期接種に追加される。

注3 MRワクチンでの接種を優先とし、風しんに罹患した者で希望者のみ麻しんワクチンでの接種となる

注4 MRワクチンでの接種を優先とし、麻しんに罹患した者で希望者のみ風しんワクチンでの接種となる

注5 平成17年～21年度にかけて日本脳炎予防接種の積極的接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成7年4月2日～19年4月1日生れの者が20歳未満まで定期接種として第1期の不足分から受けられます。

注6 平成25年度より定期接種に追加されたが副反応の報告があり、同年6月14日より積極的接種勧奨の差し控えとなっていた。ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和3年11月26日から積極的接種勧奨再開となった。
令和5年4月1日より9価ワクチンが定期予防接種に追加される。

注7 B型肝炎予防接種は、平成28年10月1日より定期予防接種に追加された。

注8 ロタウイルスワクチン予防接種は、令和2年10月1日より定期予防接種に追加された。

注9 ロタワクチンは、接種するワクチンの種類により回数が違うため、延人数でなく、実人数になっている。

注10 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は、平成26年10月1日より定期接種に追加された。また、松戸市独自に、定期接種の対象者以外(任意接種)で65歳以上の初めて肺炎球菌ワクチンを接種する者に接種費用の助成を実施。左表の対象者及び実施者数は、定期及び任意両方を含めた数となっている。
なお、対象者には過去にワクチンを接種したことがある人も含まれている。

任意予防接種費用の一部助成事業

子育て支援の一環として、平成27年度からおたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を実施。

種別	年度	令和4年度			令和5年度		
		対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)
おたふくかぜ		7,158	5,995	83.8%	6,819	5,798	85.0%

健福
康社

第 2 節 成人・老人保健

〔国保年金課〕

1. 成人・老人保健活動

〔健康推進課〕

健やかな高齢期をめざして、壮年期から総合的な保健対策の推進を柱として、昭和58年2月から老人保健法が施行され保健事業が実施されました。

平成20年からは高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に位置づけられ、生活習慣病予防のための特定健康診査等の健康診査やがんの早期発見対策に重点をおき、次のような事業を実施しています。

(1) 健康診査の実施状況

種 別	区 分	R 4 年度		R 5 年度	
		実施人員 (人)	要精検人員 (人)	実施人員 (人)	要精検人員 (人)
特定健康診査等		45,361	33,792	43,109	32,828
胃がん検診		8,731	343	8,851	279
子宮頸がん検診		17,037	246	18,078	345
乳がん検診		14,915	656	15,110	585
肺がん検診		41,599	1,432	41,866	1,359
大腸がん検診		34,975	1,840	35,359	1,788
前立腺がん検診		2,101	265	3,846	414

(2) 健康教育活動状況

区 分	対 象	R 4 年度		R 5 年度	
		受講者延数 (人)	開設延数 (回)	受講者延数 (人)	開設延数 (回)
生活習慣病予防	一 般 市 民	1,920	26	2,277	42
が ん 予 防 等	が ん 検 診 受 診 者 数 等	3,006	18	1,247	10
食 生 活 講 座	一 般 市 民	150	24	158	18
そ の 他	一 般 市 民	387	20	625	22

2. はり、きゅう、あん摩等施術費給付業務

〔健康医療政策課〕

助成内容 市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている65歳以上の方と障害者手帳の交付を受けている18歳以上64歳以下の方を対象に年間最大24枚（申請月から3月までの月数に2を乗じた枚数）の助成券を交付

1日1枚まで、1枚につき800円を助成

市に登録した施術所でのみ利用可能

利用状況

年度	R 3	R 4	R 5
助成券交付者数	4,586人	4,738人	4,787人
助成券利用者数	3,559人	3,627人	3,587人
延 利 用 件 数	48,388件	47,677件	46,376件
助 成 額	38,710,400円	38,141,600円	37,100,800円

3. 結核住民健康診断

〔健康推進課〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき市民を対象として、受診の勧奨に努め、感染症である結核をなくすために実施しています。

4. 女性健康診査事業

〔健康推進課〕

(1) 骨粗しょう症検診

平成8年度から新規事業として、35歳の女性を対象に、9年度からは35～39歳に、10年度からは18～39歳に、更に、平成17年度は35～55歳、平成18年度からは35～60歳、平成22年度は35～70歳の5歳節目の女性へと対象年齢を拡大し、骨粗しょう症の予防の目的で検診と健康教育を実施しました。

検診実績

年度	区分	開催回数	受診者数 (人)
R3		7	1,636
R4		6	1,430
R5		5	1,413

健康教育実績

年度	区分	開催回数	受診者数 (人)
R3		3	54
R4		3	89
R5		3	49

(2) 女性の健康診査

35歳以上39歳までの女性を対象に医療機関に委託し健康診査を実施。

年 度	R3	R4	R5
受診者数 (人)	532	525	393

5. 健康づくり啓発事業

〔健康推進課〕

市民に密着した総合的健康づくり対策を推進するために実施しています。

まつど健康ハッピーフェスタ

年 度	参加者数 (人)
R5	415

6. 高齢者の食生活講座

〔健康推進課〕

年 度	R2	R3	R4	R5
受講者数 (人)	中止	中止	52	80

7. 献血推進事業

〔予防衛生課〕

献血思想の普及に努力するとともに国の赤十字血液センターの事業に協力し、輸血用血液の確保に努めています。

年 度	受 付 数 (件)	適 格 者 数 (人)			不 適 格 者 数 (人)
		男	女	計	
R 3	1,784	1,155	391	1,546	238
R 4	1,945	1,235	484	1,719	226
R 5	2,202	1,365	566	1,931	271

8. 骨髄移植ドナー支援事業

〔予防衛生課〕

1. 提供者（ドナー）

骨髄・末梢血幹細胞提供のために要した通院及び入院の日数1日につき2万円を、1回の提供につき7日を上限として助成する。

2. 提供者（ドナー）が勤務する国内の事業者

ドナーに与えたドナー休暇の日数、1日につき1万円。7日を上限として助成する。

〔助成件数〕

年 度	R 3	R 4	R 5
ドナー	6件	3件	3件
対象の事業者	1件	0件	0件

9. 歯の衛生週間事業

〔健康推進課〕

歯と口の健康週間の一環として市民を対象に歯科保健に対する関心を高め、口腔疾患の予防に役立てるため歯科検診と相談・ブラッシング指導・健口体操等のイベントを行っています。

年 度	R 3	R 4	R 5
相談者数（人）	中止	40	118

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

令和4年度は規模を縮小して実施

令和5年度は時期を変更して実施

10. 成人歯科健康診査

〔健康推進課〕

成人を対象に大切な歯をむし歯や歯周病から守るために歯科健康診査を実施しています。

※62年度以前は40歳、63年度からは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を対象、平成5年度からは40歳以上全員を対象、平成21年度からは20歳以上全員を対象、平成28年度からは20歳、30歳に前歯部の歯面沈着物除去（クリーニング）を追加して実施、令和4年度からは、75歳以上に口腔機能診査を追加して実施しています。

年度	対象者数	受診者数	受診率
R 3	人 424,608	人 3,157	% 0.74
R 4	424,626	3,446	0.81
R 5	426,006	3,027	0.71

11. 後期高齢者医療制度

〔国保年金課〕

後期高齢者医療制度は、家族や社会のために長年貢献された高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代も含めてみんなが納得して支え合う制度です。

(1) 医療費給付状況

年 度	平均被保険者数 (人)	給付件数 (件)	医療給付 計 (円)		
				療養給付費	療養支給費
令和3年度	65,650	1,842,434	52,338,304,195	51,019,856,838	1,318,447,357
令和4年度	68,625	1,945,819	54,065,199,760	52,728,576,804	1,336,622,956
令和5年度	71,275	2,044,469	57,102,317,708	55,557,576,140	1,544,741,568

注) 平均被保険者数については年度間月平均

(2) 保険料の収納率

単位：(%)

年 度	現年度			過年度	計
		特別徴収	普通徴収		
令和3年度	99.33	100.00	98.37	29.83	98.58
令和4年度	99.32	100.00	98.43	23.29	98.52
令和5年度	99.43	100.00	98.68	24.65	98.62

12. 地区組織育成事業

〔健康推進課〕

(1) 健康推進員の活動

市民の健康の保持、増進を推進するために、各地区に健康推進員（任期3年）を置き、保健師との連携によって市民の健康づくり活動を行っています。

年 度 (任期)	健康推進員 実数 (人)	地区定例会 参加延数 (人)	全体研修会 参加延数 (人)	町会や地域に おける健康づ くり活動等延 件数 (件)	再掲	
					健康知識の 普及延数 (人)	健(検)診の 勧め延数 (人)
R3 (1年目)	147	680	135	590	1,138	238
R4 (2年目)	149	1,185	155	214	7,737	418
R5 (3年目)	144	1,150	-	348	11,384	541

※全体研修会は健康推進員を対象に企画・実施してきたが、令和5年度からは健康だけではなく地域共生や街づくり等の視点を持っていただきたいことから、県や他課が開催する研修会や講演会を受講していただく形に変更している。

(2) 松戸市食生活改善サポーターの活動

市民の食生活改善を図るため「毎日の健康は食事から！」を合言葉に、個人から家族へ、家族から地域へと、栄養士との連携により正しい食生活の普及浸透に努めています。

年度	食生活改善サポーター		地域での普及活動		市健康推進事業への協力活動	
	人数（人）	普及人数（人）	回数（回）	普及人数（人）	回数（回）	普及人数（人）
R 3	30	9,918	3,502	9,387	96	531
R 4	24	10,478	3,335	8,539	266	1,939
R 5	27	6,497	1,827	4,121	207	2,376

13. フレイル予防一体的推進事業

〔健康推進課〕

フレイル予防業務

ポピュレーションアプローチ（通いの場等への積極的な関与等）とハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別的支援）により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

		R 3	R 4	R 5
①ポピュレーションアプローチ（延人数）		640	2,990	4,003
②ハイリスクアプローチ（実人数）	市直営分	300	327	357
	医師会委託分	－	120	156

※令和2年度は高齢者支援課、令和3年度は地域包括ケア推進課で実施。

※ハイリスクアプローチは一部を一般社団法人松戸市医師会（松戸市在宅医療・介護連携支援センター）に業務委託。

第 3 節 保健福祉センター

[健康推進課]

[こども家庭センター]

1. 目的

市民の健康の保持増進及び福祉の向上を図るため市民の身近な場所で、母子、成人、高齢者等の市民各層に応じた対人保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

2. 施設の概要

ア. 中央保健福祉センター

- | | |
|-----------|--|
| (1) 所在地 | 松戸市竹ヶ花74番地の3 |
| (2) 開所年月日 | 平成5年4月1日 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階 |
| (4) 延床面積 | 3,832.06㎡ |
| (5) 敷地面積 | 2,001.93㎡ |
| (6) 施設内容 | 地下1階 健康記録保存室、レントゲンフィルム読影室、大会議室、機械室等 |
| | 1 階 健康相談室（2か所）、機能訓練室、生活実習訓練室、栄養実習室、事務室（母子保健担当室、保健福祉センター）、小会議室、授乳室等 |
| | 2 階 検診室兼集団指導室、母子保健室、歯科保健室、プレイルーム、保健活動室等 |
| | 3 階 事務室（健康推進課、予防衛生課、こども家庭センター）、健康管理情報室、休憩室等 |
| | 4 階 設備機械室等 |

イ. 小金保健福祉センター

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所在地 | 松戸市小金2番地ピコティ西館3階 |
| (2) 開所年月日 | 平成5年11月29日 |
| (3) 構造 | 鉄筋鉄骨コンクリート造 |
| (4) 延床面積 | 1,109.96㎡ |
| (5) 施設内容 | 1 階 検診車庫、検診待合室 |
| | 3 階 母子保健室、プレイルーム、集団指導室
栄養実習室、歯科保健室、診察室、健康相談室
消毒室、保健福祉センター事務室、休憩室等 |

ウ. 常盤平保健福祉センター

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所在地 | 松戸市五香西3丁目7番地の1 健康福祉会館内2F |
| (2) 開所年月日 | 平成10年4月1日 |
| (3) 施設内容 | 母子保健室・栄養実習室・プレイルーム・歯科保健室・検診室・
集団指導室・事務室等 |

エ. 常盤平保健福祉センター六実保健室

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 所在地 | 松戸市六高台3丁目70番地の1（六実市民センター別館1階） |
| (2) 開所年月日 | 平成9年1月6日 |
| (3) 施設内容 | 保健室、健康相談室、集団指導室、研修室1～3 |

3. 事業内容

- (1) 健康相談 (2) 健康増進指導 (3) 保健指導 (4) 健康診査（がん検診）
(5) 地域保健福祉活動 (6) その他市長が必要と認める業務

第 4 節 斎場及び北山市民会館・白井聖地公園

1. 斎場及び北山市民会館

[予防衛生課]

(1) 施設の概要

所在地：松戸市串崎新田63番地の1

敷地面積：10,000.14㎡

建築面積：2,805.75㎡ ((1)斎場：2,015.20㎡ (2)市民会館：787.55㎡)

延床面積：3,959.99㎡ ((1)斎場：2,300.36㎡ (2)市民会館：1,659.63㎡)

施設内容：○斎場・・・鉄筋コンクリート半地下式2階建、エレベーター付

ア 火葬場：火葬炉10基（空冷ロストル式、灯油使用）、汚物炉1基、炉前ホール、無煙無臭装置付再燃焼炉10基、収骨室（2室）、作業室、オイル庫、ブロー室、監視室、変電設備室、作業員更衣室、車路、事務室、倉庫、渡り廊下（幅3.3m・長さ80m）、トイレ、非常用発電設備（灯油使用）

イ 式場：2室

①第1式場）2階・・・約50人収容ホール、遺族控室（7.5畳）、控室（6畳）、シャワー室、トイレ、倉庫

②第2式場）1階・・・約100人収容ホール、遺族控室2室（9畳・6畳）、控室（12畳）、ユニットバス、みんなのトイレ

ウ 遺体安置室：保冷库（2基：4体収容）

○北山市民会館・・・鉄筋コンクリート造2階建、エレベーター付

ア 待合施設：1階

第1号室（42人収容） 第2号室（42人収容）

第3号室（42人収容） 第5号室（42人収容）

待合ホール（72人収容）、売店、更衣室、みんなのトイレ 他

イ 会館施設：2階

第1洋室（42人収容） 第2洋室（42人収容）

第3洋室（42人収容） 第5洋室（42人収容）

第6洋室（72人収容）

空調機械室 トイレ 他

ウ 駐車場・・・・・・・・・・約30台収容

第2駐車場・・・・・・・・・・約25台収容（所在地外）

車庫

着工及び竣工：昭和47年9月30日着工 昭和49年3月25日竣工

事業費合計 406,362,000円

(2) 特 徴

斎場は、建物全体を半地下式建物とし、施設内には四季の花を植樹するなどして、火葬場の暗いイメージを和らげています。

火葬施設は、ロストル式灯油使用火葬炉10基で、煤煙臭気を完全燃焼する再燃焼炉を装置した無公害施設です。

また、住宅事情により自宅葬儀が困難な市民の便宜を図るため、式場が併設されています。

北山市民会館は、斎場と渡り廊下でつながっており、1階部分は会葬者待合施設、2階部分が市民会館として利用されており、周囲には築山、池などを造成、植林し、施設全体が「緑に囲まれた公園」をイメージして建築された施設です。

(3) 使用料等

斎場使用料

種 別	単 位	市 内	市 外	減額後の使用料		
				市 内	市 外	
年齢15歳以上	1 体につき	3,000円	50,000円	1,200円	20,000円	
年齢15歳未満	〃	1,600	25,000	800	12,000	
死 胎	1 胎につき	1,000	15,000	400	6,000	
え な	1 包につき	300	5,000	120	2,000	
改 葬 遺 骨	1 個につき	1,200	20,000	500	8,000	
外科手術・事故等による四肢	〃	800	13,000	400	6,000	
式 場	第1式場	1 回	24,200	48,400	9,600	19,200
	第2式場	1 回	44,000	88,000	17,600	35,200
遺 体 安 置 室	1 回	6,500	13,000	2,600	5,200	

※式場の1回とは、午後2時から翌日午後1時まで

※遺体安置室の1回とは、午前9時から翌日午前9時まで

霊柩自動車使用料 (宮型霊柩車)

区 分	単 位	市 内	市 外
一 般	1 回	8,900円	17,800円
減 額	1 回		1,430円

北山市民会館使用料

種 別	単 位	市 内	市 外	市 内 (午後5時 ～9時)	市 外 (午後5時 ～9時)
第1・第2・第3・第5洋室(2階)	1 時間	220円	440円	270円	540円
第6洋室 (〃)	〃	440	880	550	1,100

2. 松戸市営白井聖地公園

[予防衛生課]

白井聖地公園は、市民の強い要望と白井市の協力のもと、同市平塚地区に市営霊園として、開園されました。

墓地公募については、昭和63年3月に第1回公募を開始し、平成16年度（第18回）の公募をもって終了しました。再公募は平成17、20、21、22、24、25、26、27、28、29、30、令和元、2、3、4、5年度に行いました。

場 所 千葉県白井市平塚759番地
面 積 8.8ha
区 画 数 6,808区画
管 理 料

種 別	区画数	面 積	管 理 料
普 通 墓 地	4,196	5㎡	年 額
芝 生 墓 地	2,612	4㎡	5,280円

○ 園内の施設

- ・管理棟内の休憩室は、法事等は無料で使用できます。（収容人員約30名）
- ・駐車場……………29台

○ 開門及び閉門時間

- ・通常日 午前9時～午後4時30分
- ・お盆及びお彼岸 午前8時30分～午後5時30分

第 5 節 社 会 福 祉

1. 民生・児童委員

〔福祉政策課 地域福祉担当室〕

・定数 547人

地区別民生・児童委員数

松	明	明	明	明	矢	東	馬	馬	新	高	常	常	五	六	小	小	小	合
戸	第	第	第	第	切	部	橋	橋	戸	木	盤	盤	香	実	金	金	金	計
37	30	36	30	32	28	31	37	23	38	36	25	18	36	30	25	25	30	547
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(主任児童委員含む)

・報償費

民生委員・児童委員報償費（年額）

・地区会長 72,000円 ・地区副会長 66,000円 ・一般 60,000円

民生委員（児童委員）の活動状況

	内容別相談・支援件数（年度中）														計
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住宅	生活環境	日常的な支援	その他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
民生委員	655	335	650	83	511	206	496	65	50	183	192	652	2,343	2,808	9,229
(再掲)主任児童委員	2	1	6	56	13	86	6	2	9	3	3	5	53	46	291

	その他の活動件数（年度中）						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
民生委員	4,750	11,337	17,742	19,965	1,735	77	34,745	16,035	74,611	22,441	70,761
(再掲)主任児童委員	172	694	1,417	1,485	15	15	303	389	7,858	2,711	5,150

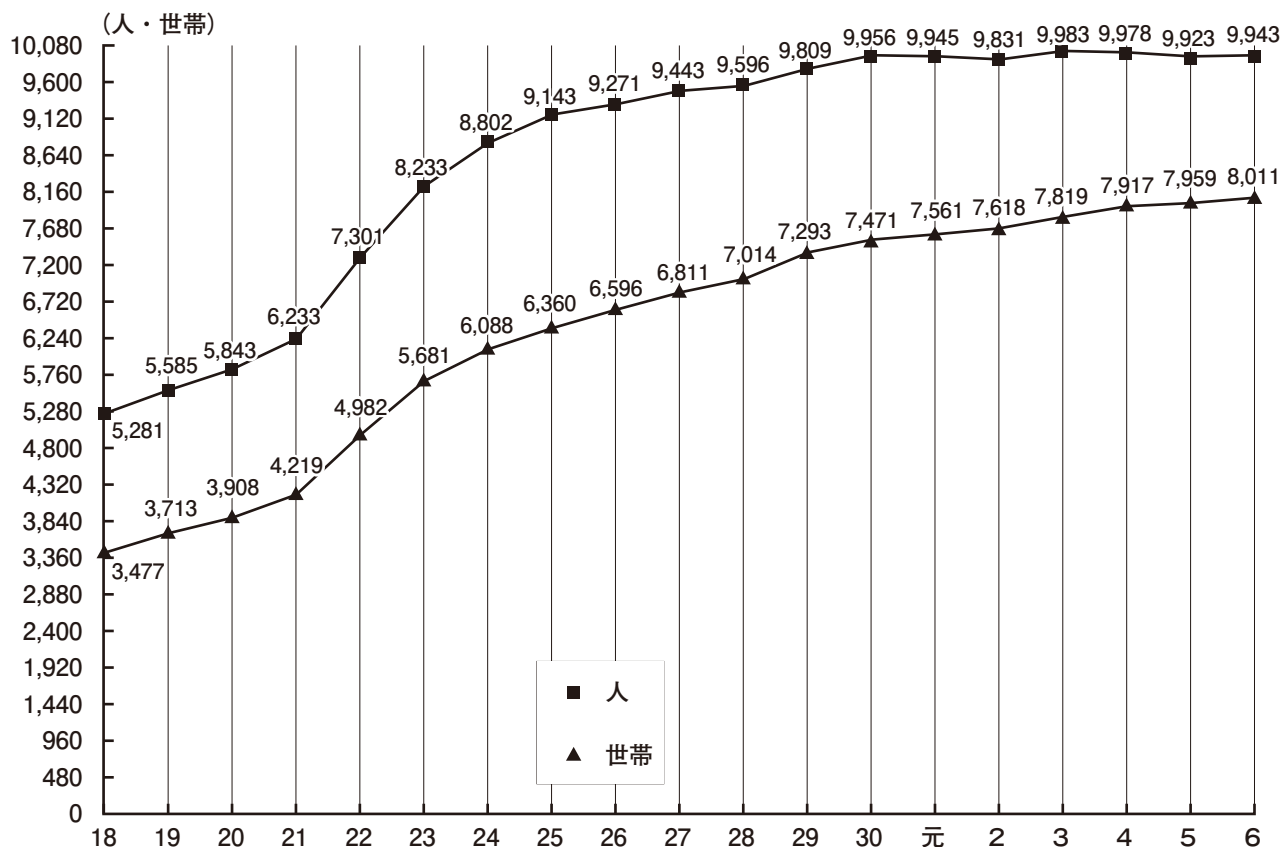
健福
康社

2. 生活保護

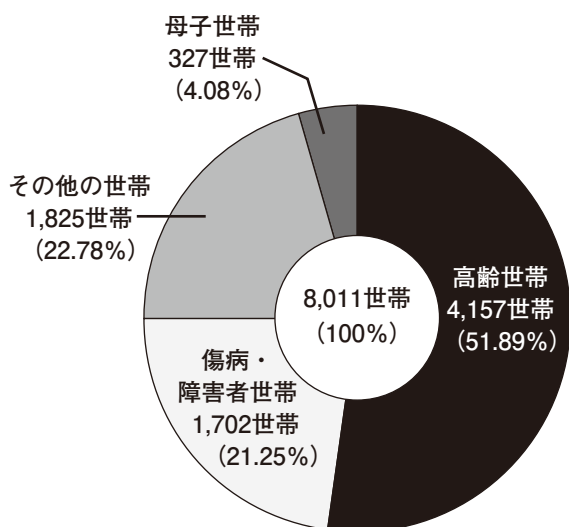
[生活支援課]

本市における保護の動向については、世帯数・人員、保護率ともに平成5年度を境に増加傾向に転じています。この傾向は、今後の社会経済情勢にもよりますが、雇用情勢が厳しい中においては今後も続くものと思われます。

生活保護世帯数・被保護人員の年次推移（各年度4月1日現在）



被保護世帯別構成（R6.4.1現在）



保護の開始・廃止の状況

(令和5年度)

相談件数	開始		廃止	
	世帯	人員	世帯	人員
件	世帯	人	世帯	人
2,942	999	1,271	957	1,085

※相談件数は延件数

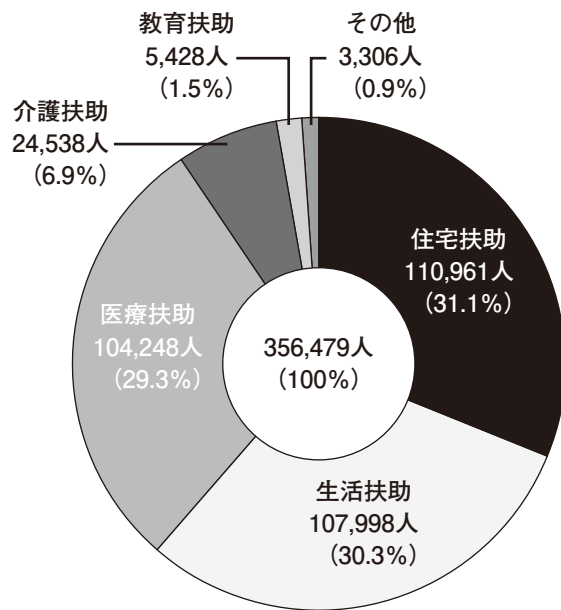
原因別相談状況

区 分	H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
傷病・障害	729	25.9	591	23	647	24	717	24	734	27	778	27	714	25
母 子	120	4.3	115	5	108	4	100	3	93	3	107	4	125	4
高 齢	884	31.4	815	32	877	33	922	31	884	32	1,051	36	1,122	38
低 所 得	113	4.0	106	4	93	3	152	5	110	4	83	3	91	3
そ の 他	966	34.4	920	36	961	36	1,080	37	994	34	871	30	890	30
合 計	2,812	100	2,547	100	2,686	100	2,971	100	2,765	100	2,890	100	2,942	100

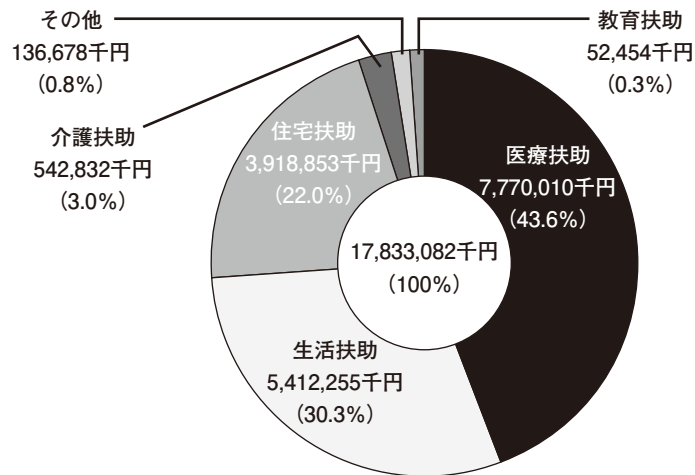
生活保護の扶助別内訳
(令和5年度)

区分	延人員 (人)	扶助費 (千円)
生活扶助	107,998	5,412,255
住宅扶助	110,961	3,918,853
教育扶助	5,428	52,454
医療扶助	104,248	7,770,010
介護扶助	24,538	542,832
出産扶助	3	974
生業扶助	2,155	31,985
葬祭扶助	444	61,767
施設事務費	167	25,943
就労自立給付金	91	3,719
進学準備給付金	28	3,000
委託事務費	418	9,290
合 計	356,479	17,833,082

扶助別人員構成 (令和5年度)



扶助費別構成 (令和5年度)



3. 生活困窮者自立支援

〔福祉政策課 地域福祉担当室〕

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る制度です。

(1) 自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談を幅広く受け止め、生活困窮者自立支援制度等を活用した支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施し住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。家賃相当額は3か月間を原則とし（一定の条件により延長可）、世帯人数に応じて上限額があります。

(3) 就労準備支援事業

長期離職等の理由によりすぐに就労することが困難な方に、就労する準備として、生活習慣の形成や社会的能力の形成、就労体験の場の提供等の支援を行います。

(4) 一時生活支援事業

さまざまな理由により住居を喪失してしまった方の中で、生活保護の受給を必要とせずに最低生活を維持できる方に対して、宿泊場所の供与、食事の提供、その他当該宿泊場所において日常生活を営むうえで必要な便宜を供与します。

(5) 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。

4. 児童福祉

〔保育課〕

(1) 保育所

保育所は、保護者からの申込に基づき、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設です。本市では、施設の充実、保育機能の強化、民間保育所への整備助成等の施策事業を計画的に推進し、要保育児童への対応に努めています。

ア 市立保育所 (17か所)

(R6.4.1 現在)

保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)	保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)
北松戸保育所	上本郷3870	S38.5.1	155	小金北保育所	中金杉3丁目192	S52.4.1	140
小金原保育所	小金原6丁目4-2	S44.5.1	90	二十世紀が丘保育所	二十世紀が丘戸山町73	S53.4.1	120
コアラ保育所	小金原4丁目6	S48.5.1	120	松ヶ丘保育所	松戸新田554-2	S54.4.1	100
梨香台保育所	高塚新田494-9	S49.7.1	85	新松戸中央保育所	新松戸3丁目111	S55.4.1	140
六実保育所	六高台1丁目40	S50.5.1	160	松飛台保育所	五香西4丁目44-1	S55.4.1	110
牧の原保育所	牧の原2番地73	S50.5.1	150	新松戸南部保育所	新松戸南2丁目17	S56.4.1	120
馬橋西保育所	西馬橋広手町123	S51.4.1	120	新松戸北保育所	新松戸7丁目145-3	S57.4.1	80
古ヶ崎保育所	古ヶ崎4丁目3617	S51.4.1	90	古ヶ崎第二保育所	古ヶ崎1丁目2994-2	S57.4.1	80
八柱保育所	日暮4丁目5-2	S52.4.1	150	合 計			2,010

イ 民間保育所 (50か所)

(R6.4.1 現在)

保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)	保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)
小羊保育園	上矢切113	S24.5.1	120	保育園きぼうのたから	本町13-9	H24.9.1	110
第一平和保育園	松戸2283-2	S50.2.1	139	梨の花保育園	高塚新田488-10	H25.4.1	90
稔台保育園	稔台2丁目12-1	S42.11.1	150	ときわ平保育園	常盤平西窪町11番地の7	H25.4.1	80
子すずめ保育園	日暮1丁目8-4	S46.5.1	120	小金保育園	小金444-54	H25.4.1	70
金ヶ作保育園	金ヶ作306	S51.4.1	100	こすもす保育園	栄町3-1049	H26.9.1	90
八景台保育園	松戸新田605-58	S51.4.1	130	音のゆりかご保育園	東松戸1丁目2-34	H26.11.1	90
さくら保育園	小金原4丁目37-15	S52.4.1	120	和名ヶ谷ひまわり保育園	和名ヶ谷1104-1	H27.4.1	90
新松戸グレース保育園ベビーホーム	新松戸6丁目118-1	S52.4.1	30	桜花保育園	東松戸2丁目16-4	H27.4.1	90
上本郷保育園	上本郷2292	S53.4.1	90	秋山・学びの保育園	秋山2-5-1	H27.4.1	75
つばみ保育園	上矢切1101-2	S53.4.1	60	五香子すずめ保育園	五香2丁目35-8	H27.4.1	90
いわさき保育園	西馬橋3丁目49-2	S53.5.1	108	保育園きぼうのつばさ	根本12番地の16	H27.11.1	101
三空保育園	金ヶ作216-10	S54.4.1	100	東進ワールドキッズ	紙敷1丁目38番地の8	H28.4.1	120
若芝保育園	小金原8丁目19-20	S54.4.1	30	みなみ新松戸保育園	新松戸1丁目82	H28.4.1	90
けやきの森保育園	中和倉331	S55.4.1	120	和ほいくえん	秋山字向山45-2	H28.7.1	90
松戸南保育園	小山523-5	S55.4.1	89	ゆめのみ保育園	西馬橋蔵元町134-1	H29.4.1	90
松戸ひばり保育園	西馬橋1丁目28-16	S57.4.1	30	大金平グレース保育園	大金平3-132-1	H29.4.1	90
第二平和保育園	松戸1394	H15.1.1	80	第三平和保育園	小根本161-3	H29.4.1	120
松戸ミドリ保育園	仲井町1丁目32-6	H15.4.1	70	常盤平駅前ナーサリースクール	常盤平3-1-1	H29.4.1	90
こうぜん保育園	六実5丁目1-1	H16.4.1	120	ケヤキッズ保育園	古ヶ崎1-3073	H29.4.1	85
東松戸保育園	紙敷3丁目8-11	H20.4.1	70	ナーサリースクールいずみ新松戸	新松戸北1-11-15	H30.4.1	120
グローバリーキッズ	高塚新田450-11	H21.4.1	110	けやきの森保育園まばし	新作1丁目1035-2	H31.4.1	90
橋保育園	三ヶ月1534	H21.4.1	80	新松戸ゆいのひ保育園	新松戸4-31-1	R2.4.1	120
馬やきの森保育園貝の花	小金原8丁目11-1	H23.4.1	110	コスモスの丘八柱保育園	常盤平陣屋前12-4	R3.4.1	102
東進ポップキッズ	新松戸1丁目345-2	H23.4.1	90	へいわ野のはな保育園	松戸1331-10	R4.4.1	60
佑和保育園	紙敷1194-4	H24.4.1	90	松戸ゆいのひ保育園	本町13-20	R4.4.1	120
合 計							4,719

健福
康社

ウ 小規模保育事業 (121か所)

(R6.4.1 現在)

保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)
ケヤキッズベビールーム	本町12番地の17 秋本ビル101	平成25年10月1日	19
金ケ作保育園なのはなルーム	常盤平3丁目13番地の3 スリーアベニュー1階	平成26年4月1日	19
八景台保育園たんぼぼルーム	松戸新田373番地 ガーデンビレッジ106	平成26年6月1日	9
新松戸幼稚園おひさまルーム	新松戸3丁目256番地	平成26年8月1日	10
へいわオリーブ保育室	松戸1344番地の1 エンデュランス松戸1階	平成27年4月1日	16
さわらびこども園北松戸ルーム	上本郷867番地の5 サポーレ北松戸101	平成27年4月1日	12
さわらびドリームこども園馬橋ルーム	馬橋179番地の1 馬橋ステーションモール1階B-2	平成27年4月1日	18
はなみずきこども園八柱ルーム	日暮2丁目3番地の15 グリーンプラザ八柱第一 101号	平成27年4月1日	12
ドレミルーム	野菊野7番地の2	平成27年9月1日	12
野菊野こども園松戸ステーションルーム	根本2-16 アムス松戸プラントイク2階	平成27年10月1日	18
星のおうち新松戸	新松戸3-129-1	平成27年10月1日	19
へいわこぼと保育室	松戸1227-1 アンセイエ松戸2階	平成27年11月1日	12
へいわちいろば保育室	松戸1227-1 アンセイエ松戸2階	平成27年11月1日	12
ケヤキッズスマイルルーム	根本12-2	平成27年11月1日	18
ゆいまーる保育園	松戸1129-1 ニューパウリスタビル1階	平成27年12月1日	19
こすもすベビールーム新松戸	新松戸1-186 第2ロイヤルマンション101	平成28年4月1日	19
上本郷保育園ひまわりルーム	上本郷907-4 アーバンライフ安田	平成28年4月1日	18
ピッコリーノ保育園	上本郷2672-9 新京成上本郷駅ビル2階	平成28年4月1日	18
北小金グレースこども園ノーチェルーム	小金2番地 ピコティ北小金西館108	平成28年4月1日	12
へいわかしの木保育室	松戸1333 コスモ松戸ステーションスクエア1階	平成28年4月1日	12
金ケ作保育園元山駅なのはなルーム	五香南1-5-1 新京成元山駅ビル3階	平成28年4月1日	19
ときわ平保育園さくらんぼルーム	常盤平2-9-3 クローバーリーフ1階	平成28年4月1日	12
こうぜん保育園いずみ	六実5-1-26	平成28年4月1日	12
さわらびドリームこども園馬橋第2ルーム	馬橋179-1 馬橋ステーションモール1階 B-1	平成28年4月1日	15
はなみずきこども園五香ルーム	常盤平5-11-23 インシュランスビルⅡ102	平成28年4月1日	18
けやきの森保育園せんだほり	千駄堀1598	平成28年4月1日	19
オハナキッズルーム矢切	三矢小台3-9-10 三矢小台ビル1階	平成28年4月1日	17
京進のほいくえんHOPPA新松戸駅園	二ツ木757-1 ラックフィールド1階	平成28年4月1日	19
みのり台エンゼル保育園	稔台7-14-3 エンゼル21 1階	平成28年4月1日	19
ミルクキーホーム新松戸園	新松戸4-28-1 ジュネシオン新松戸1階	平成28年4月1日	19
ひなた保育園	下矢切75-1 矢切ビル1階	平成28年8月1日	19
野菊野こども園松戸駅西口ルーム	本町14-18 松戸トシオビル1階	平成28年9月1日	18
東松戸ニコニコ保育園	東松戸1-2-3	平成28年10月1日	19
ひぐらし中央保育園	日暮5-190 ドリーム八柱2階	平成28年12月1日	19
ほほえみ保育園	秋山1-11-10	平成28年12月1日	19
へいわみのり保育室	松戸1227-1 アンセイエ松戸3階	平成29年1月1日	12
へいわこえだ保育室	松戸1227-1 アンセイエ松戸3階	平成29年1月1日	11
こすもすベビールーム新松戸第2ルーム	新松戸1-232	平成29年4月1日	19
キッズルームいずみ松戸新田	松戸新田256-24 ニュー草野1階	平成29年4月1日	15
新松戸すずらん保育園	新松戸3-127	平成29年4月1日	19
ゆいまーる保育園中和倉	中和倉175-2	平成29年4月1日	15
ドルチェルーム松飛台	紙敷1-29-5	平成29年4月1日	15
小山保育ルーム	小山257-1	平成29年4月1日	12
保育園おとぎの城	東松戸2-2-14	平成29年4月1日	18
小金城趾グレース保育園 ノーチェルーム	横須賀1-20-2	平成29年6月15日	19
つぼみルーム	上矢切1131	平成30年4月1日	12
まつど中央公園前保育園第一	松戸1139番2	平成30年4月1日	19
まつど中央公園前保育園第二	松戸1139番2	平成30年4月1日	19
いたるルーム	栄町3丁目183番 1F	平成30年4月1日	9
のびろルーム	栄町3丁目183番 2F	平成30年4月1日	12
栄町ルーム	栄町3丁目183番 3F	平成30年4月1日	12
フレンドキッズランド東松戸園	東松戸4丁目8-6	平成30年4月1日	12

(R6.4.1 現在)

保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)
ここりの森保育園新松戸	新松戸6-1-1	平成30年4月1日	19
新松戸第二すずらん保育園	新松戸5-158-1	平成30年4月1日	19
ひぐらし第二中央保育園	日暮5-190 ドリーム八柱1F	平成30年4月1日	16
こすもすベビールーム馬橋	西馬橋広手町40-1秀栄ビル102	平成30年4月1日	18
和名ヶ谷ひまわり保育園胡録台ルーム	胡録台326-40	平成30年4月1日	12
みるく保育園	三矢小台5丁目13番地の6	平成30年4月1日	15
みなみ北小金保育室	小金二番地 ピコティ北小金西館111	平成30年4月1日	12
ドルチェルーム東松戸	東松戸3-6-11 レアル東松戸1階	平成30年4月1日	12
新松戸なのはなルーム	新松戸1-486-202	平成30年4月1日	19
まつど中央公園前保育園第三	松戸1139-2	平成31年4月1日	19
まつど中央公園前保育園第四	松戸1139-2	平成31年4月1日	19
保育園さほうのそら	本町6-10 リベルテ松戸101	平成31年4月1日	12
こすもすベビールーム新松戸第3ルーム	新松戸1-186 第2ロイヤルマンション103	平成31年4月1日	18
新松戸ニコニコ保育園	新松戸4-204	平成31年4月1日	19
梨の花レインボールーム	秋山2-3-3	平成31年4月1日	19
よつ葉ルーム	日暮3-10-42	平成31年4月1日	19
エンゼルしらゆり保育園八柱	日暮3-2-1	平成31年4月1日	19
みなみ北小金第二保育室	小金2番地 ピコティ北小金西館2階206・207	平成31年4月1日	12
ここりの森保育園北小金	殿平賀31番地 プラド北小金101	平成31年4月1日	19
けやきの森保育園メルカート	八ヶ崎二丁目8番地1(テラスモール松戸内)	令和1年11月1日	15
こすもすベビールーム新松戸中央公園	新松戸6丁目9 エステート新松戸25 1階	令和2年4月1日	19
ドルチェルーム	東松戸1-8-7 レジーナレジデンス 1階	令和2年4月1日	12
八柱ステーションルーム	日暮5-183 渋谷ビル1階	令和2年4月1日	19
北小金ニコニコ保育園	小金清志町3-33-1	令和2年4月1日	19
ふるーる保育園松戸駅前	本町17-7 松葉ビル2階	令和2年4月1日	19
エンゼルつきの保育園馬橋	西馬橋1-14-5	令和2年4月1日	19
エンゼルひかり保育園松戸	本町20-10	令和2年10月1日	19
オハナキッズルーム馬橋	西馬橋相川町1 クレインヒルズ101	令和2年10月1日	15
北松戸ニコニコ保育園	上本郷891番地	令和2年10月1日	18
ここりの森保育園東松戸	東松戸4-9-1	令和2年10月1日	19
こすもすベビールーム新松戸ゆりのき通り	新松戸3丁目270 サンハイム光洋 1階	令和2年10月1日	19
ミルキーホーム五香園	常盤平6-3-15	令和2年10月1日	12
フェアリールーム	野菊野7-2 2階	令和2年10月1日	12
エンゼルきらり保育園松戸	本町20-10	令和3年4月1日	16
エンゼルかるみあ保育園上本郷	上本郷4060	令和3年4月1日	19
エンゼルふくしあ保育園上本郷	上本郷4060	令和3年4月1日	19
ここりの森保育園五香	五香西1丁目15-24	令和3年4月1日	19
ここりの森保育園新田第一	松戸新田94-142	令和3年4月1日	12
ここりの森保育園新田第二	松戸新田94-142	令和3年4月1日	12
ここりの森保育園六高台	六高台8-41-1	令和3年4月1日	19
こすもすベビールーム北小金	小金2番地 ピコティ北小金西館 2階203	令和3年4月1日	19
こすもすベビールーム新松戸ゆりのき通り第2ルーム	新松戸3丁目270 サンハイム光洋 1階	令和3年4月1日	19
さくら保育園 どんぐりルーム	小金444番地5	令和3年4月1日	19
新松戸はもにか保育園	新松戸3丁目1-1 パークハウス新松戸311	令和3年4月1日	12
トライキッズ保育園新松戸	新松戸4-51 丸山ビル1階	令和3年4月1日	19
ドルチェルーム カノン	東松戸3-2-1 アルフレンテ2階	令和3年4月1日	12
プチリック美野里園	二十世紀が丘美野里町25	令和3年4月1日	12
ひぐらし第三中央保育園八柱駅園	日暮1丁目1-2 八柱駅第一ビル 2階B号室	令和3年4月1日	19
みつばしルーム松戸駅東口	根本466-3 第二京葉ビル1階	令和3年4月1日	19
みらいまつど保育園	常盤平7丁目31-26	令和3年4月1日	19
ゆいまーる保育園みのり台	稔台7丁目58-16	令和3年4月1日	19
ここりの森保育園五香東口	金ヶ作408番地318	令和3年10月1日	19

健福
康社

(R6.4.1 現在)

保育所(園)名	所在地	開設年月日	定員(人)
プチリック北小金園	小金2番地 ピコティ北小金西館112	令和3年10月1日	11
あそびのてんさい五香東保育園	五香6-1-9	令和4年4月1日	19
ここりの森保育園秋山	秋山1丁目12-12	令和4年4月1日	12
ここりの森保育園常盤平	常盤平1-22-5	令和4年4月1日	19
ここりの森保育園六高台第二	六高台8-41-1	令和4年4月1日	12
こすもすベビールーム常盤平	常盤平1丁目29-3 常盤平駅ビル2階D号室	令和4年4月1日	19
プチリック北小金園第二	殿平賀192-3	令和4年4月1日	19
プチリック北小金園第三	小金きよしヶ丘1丁目1-2 大島レジデンス北小金1-B	令和4年4月1日	19
松戸チャイルド保育園	小根本20番地21	令和4年4月1日	19
みつぼしルーム北松戸	上本郷901番地4 アロー北松戸27番館 2F	令和4年4月1日	19
みらいつばめ保育園	小金原4丁目23-12	令和4年4月1日	19
RuRi松戸保育園	常盤平3丁目10-1 セブントウン常盤平207区画	令和4年4月1日	19
ルンルンルーム保育園	小金原7丁目34-9	令和4年4月1日	19
エンゼルさつき保育園馬橋	馬橋312-3	令和5年4月1日	19
保育園いきいきキッズ	新松戸4丁目80	令和6年4月1日	19
プチリック新松戸園	新松戸4丁目52-3 コーヨー第四ビル1F	令和6年4月1日	19
ルンルンルーム保育園北小金園	小金420番地 アーバンハイツ1階	令和6年4月1日	19
	小規模合計		1,994

エ 認定こども園（12か所）

（R6.4.1 現在）

保育所（園）名	所在地	開設年月日	定員（人）
松戸認定子ども園（梅檀幼稚園）	常盤平2丁目31番地の2	昭和40年4月	25
はなみずきこども園	常盤平3丁目25番地の2	平成28年4月	135
耀きの森幼児舎	紙敷1080-1	平成28年7月	70
東京認定こども園（牧の原梅檀幼稚園）	牧の原2-5	平成28年10月	25
野菊野こども園	野菊野5	平成29年4月	160
さわらびこども園	栄町3丁目185-1	平成30年4月	105
さわらびドリームこども園	栄町3丁目185-1	平成30年4月	35
小金西グレースこども園	新松戸北2丁目11-3	平成30年4月	135
認定こども園 風の丘	大橋300-1	平成30年7月	65
北小金グレースこども園	殿平賀200-11	平成31年4月	105
千葉認定こども園（千駄堀梅檀幼稚園）	千駄堀1865	令和2年4月	35
たかさごスクール六高台	六実6-13-2	令和6年4月	90
合 計			993

オ 民間保育所に対する助成（令和6年度）

（単位：千円）

特別管理費補助金	59,110	法人の基盤強化と安定した管理業務に要する経費の一部を補助する。
施設管理費補助金	33,251	施設管理の充実、施設・設備の充実を図るために要する経費を補助する。
関係団体補助金	1,200	民間保育所の相互連携及び円滑な運営と資質向上を図るために団体運営費の一部を補助する。
予備保育士設置補助金	192,955	低年齢児保育の充実、入所児童の処遇向上及び保育士の労働条件改善を図るため保育士定数を越えて保育士を設置するために要する経費を補助する。
整備資金借入金等補助金	94,959	法人の基盤強化と安定を図るため施設整備に要した（独）福祉医療機構からの借入金の償還元金及び利子の一部を補助する。
優良保育士報償金	207	永年勤続及び功績のあった民間保育所の優良保育士等を表彰する。

(2) ファミリーサポートセンター事業

〔子ども未来応援課〕

仕事と育児の両立等を支援するため、育児の援助を受けたい人と行いたい人を会員登録し、地域の中で会員相互による育児の援助活動を行う会員組織です。

対象児童：生後4カ月～小学6年生

支援内容：保育施設からの送迎、子どもの一時的な預かり等

(3) 出生直後の支援事業

家事・育児の援助を必要としている生後4ヶ月未満のお子さんのいる世帯に対し、ファミリーサポートセンターの提供会員を派遣し、家事・育児の援助活動を行います。

(4) 病児・病後児保育事業

生後57日目～小学6年生までの子どもを対象に、病気及び病気の回復期のため集団保育や家庭における保育が困難な子どもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

実施施設	開設日時	
病児・病後児保育室ニコニコルーム	月・火・木・金曜日	午前8時30分～午後6時
	土曜日	午前8時30分～午後5時
病児・病後児保育室ひまわり保育園	月～金曜日	午前8時30分～午後6時30分
病児・病後児保育室ラポールマツド	月～金曜日	午前8時30分～午後6時30分
病児・病後児保育室すこやかルーム	月～金曜日	午前8時30分～午後6時
病児・病後児保育室ラポールヤバシラ	月～金曜日	午前8時30分～午後6時30分

(5) 児童短期入所等事業「こどもショートステイ事業」

[こども家庭センター]

保護者が疾病・出産・仕事・育児疲れ等により、家庭での育児が困難なときに、お子さんを一時的にお預かりします。

① 児童養護施設「晴香園」

- ・ショートステイ：宿泊連続7日間以内
※令和4年度から里親宅等でも実施しています。
- ・日帰り養護：平日午前7時～午後6時（5時間まで）
- ・夜間養護：月～日曜日午後6時～午後10時
- ・休日養護：日曜日・祝日午前7時～午後6時

② さわらびドリームこども園

- ・ショートステイ：金曜日午後4時～土曜日の1泊のみ
- ・土曜日養護：土曜日午前7時～午後9時
- ・夜間養護：平日午後4時～午後10時

(6) 子育て世帯訪問支援事業「まつドリ babyヘルパー」

家事育児に不安や負担を抱える妊婦や、保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭等に、家事育児の支援を行うヘルパーを派遣する事業です。

(7) 地域子育て支援拠点事業「地域子育て支援センター」

[子ども未来応援課]

市内8ヶ所の民間保育園に併設され、乳幼児の子育て中の家庭に対する支援をしています。親子であそべるフロアの開放、子育て相談、情報の提供などを実施している総合的な子育て支援施設です。

(8) 地域子育て支援拠点事業「おやこDE広場」

おおむね0歳から3歳の乳幼児とその親子が気軽に集える場所です。市内20ヶ所で、週4日から週6日開催しています。相談や子育てのためのいろいろな講座も開催しています。地域と連携しながら事業を進めていきます。

(9) 子育てコーディネーター事業

おやこDE広場・子育て支援センターには、松戸市認定の子育てコーディネーターがいます。子育ての相談を受けたり、多様な子育て支援サービスを紹介したり、適切な子育て支援機関につなぐお手伝いをしています。

(10) 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュや買い物等理由を問わず4時間まで子どもを預かる事業です。市内7ヶ所で実施しています。

(11) 放課後児童クラブ [子ども居場所課]

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後にお預かりし、児童の健全な育成を図る事業です。市内45ヶ所で実施しています。

(12) 子育てホームページ管理運営 [子ども政策課]

市ホームページ内の「まつどDE子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供しています。

(13) 赤ちゃんぽけっと事業 [子ども未来応援課]

小さなお子さん連れの保護者が安心して外出できるように、市内の保育所・保育園・おやこDE広場・子育て支援センター等の施設または子育てにやさしいサービス協力店舗で「授乳スペース」「おむつ替えスペース」の提供をしています。

(14) 放課後KIDSルーム [子ども居場所課]

学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して活動できる場所です。実施小学校の図書室等を開放し、学習や読書・体験活動ができる場所を提供します。市内45カ所で実施しています。

(15) 中高生と乳幼児のふれあい体験 [子ども未来応援課]

中高生が乳幼児との交流を通して命の大切さを学び子育てに関わる時の予備体験を実施します。

(令和5年度現在)

実施校	親子	生徒
市立松戸高等学校	延20組	49人
県立松戸向陽高等学校	延11組	23人
県立松戸六実高等学校	延7組	13人
県立松戸南高校	延23組	36人
市立新松戸南中学校	延59組	142人
市立根本内中学校	延22組	82人
市立旭町中学校	延38組	89人
市立古ヶ崎中学校	延29組	127人
市立第三中学校	延37組	182人
市立栗ヶ沢中学校	延14組	133人
市立和名ヶ谷中学校	延61組	156人

健福
康社

(16) 身体障害児福祉 [障害福祉課]

身体障害者手帳所持児数 (R6.3.31現在) (単位:人)

障害種別	等級	等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視	覚	2	0	0	2	1	1	6
聴	覚	0	13	7	4	0	13	37
音	声	0	0	2	1			3
肢	体	123	19	13	9	6	5	175
心	臓	11	0	4	2			17
腎	臓	5	0	0	0			5
呼	吸	7	0	3	1			11
膀	直	3	2	4	2			11
免	疫	0	0	0	0			0
肝	臓	10	0	0	0			10
合	計	161	34	33	21	7	19	275

(17) 知的障害児福祉

〔障害福祉課〕

療育手帳所持児童数

(R6.3.31現在)

総 数	重 度	中 度	軽 度
1,052人	276人	227人	549人

重度	IQ20以下
	IQ21～35以下
	IQ36～50以下で重複障害
中度	IQ36～50以下
軽度	IQ51～75以下

・療育手帳とは児童相談所において、知的障害と判定された者に対して交付されます。

(18) 児童館・こども館

〔子ども居場所課〕

児童館・こども館では学校や家庭とは異なる安全安心な第三の居場所を提供し、そこに正しい遊びの指導、悩みや課題に寄り添えるスタッフを配置することで、子ども達の孤立化を防ぎ、自由に自信をもって生きられるようにすること、また遊びを介した活動の中で、支援を必要とする子どもを自然に把握し、必要に応じて専門機関へつなぐことを目的としています。

松戸市立常盤平児童福祉館は児童の健全育成を目的とする厚生施設として、昭和42年8月開館、利用対象は0歳から18歳未満の児童とその保護者です。

市内には児童館機能を有した施設「こども館」を4館設置しております。また、児童館・こども館のない地域で移動児童館（市内5か所）を開催しております。

ア 児童館・こども館事業

施 設 名	所 在 地	開設年月
松戸市立常盤平児童福祉館	常盤平西窪町12	昭和42年8月
野菊野こども館	野菊野6（野菊野団地6号棟2階）	平成12年4月
根木内こども館	根木内145（児童養護施設晴香園内）	平成14年4月
六実こども館	六高台3-71（市民センター内）	令和元年8月
樋野口こども館	樋野口543（青少年会館樋野口分館内）	令和2年12月

イ 令和5年度移動児童館事業場所

開催曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
開催施設	AM1・3週 明市民センター PM2・4・5週 松飛台市民センター	八ヶ崎 市民センター	稔台 市民センター	1・3週 明市民センター 2・4・5週 柿の木台体育館

(19) 中高生の居場所づくり事業

[子ども居場所課]

中高生の居場所は、学校や家庭以外のサードスペースとして、自由で安心安全に過ごせる場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズや課題把握などを目的としております。

平成30年度に市内2カ所、令和元年度に1カ所、令和2年度に1カ所、令和3年度に1カ所を開設し、現在市内5カ所にて開設しております。

施設名	所在地	開設年月
中高生の居場所松戸地区	松戸1307-1松戸ビルヂング（松戸市文化ホール4階）	平成30年8月
中高生の居場所新松戸地区	新松戸南2-2（松戸青少年会館）	平成30年8月
中高生の居場所五香六実地区	五香南1-5-1（新京成元山駅ビル3階）	令和2年3月
中高生の居場所八柱地区	日暮1-1-1（新京成八柱駅ビル3階）	令和3年1月
松戸市青少年プラザ	東松戸2-14-1（ひがまつテラス2階）	令和3年12月

(20) 子どもの学習支援事業

[福祉政策課 地域福祉担当室・子ども未来応援課]

貧困の連鎖を防止するため、生活に困窮する家庭の子ども（小学校5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援、居場所の提供、必要に応じた心理カウンセリングを行います。なお、現在市内6カ所において事業を行っています。

5. 母子福祉

[子ども未来応援課]

年度別ひとり親家庭相談指導取扱状況

(単位：相談回数)

種別 年度	母子福祉 資金貸付 相談指導	生活 指導	就 労	児童福 祉全般	結 婚	住 宅	家 事 争	生 活 保 護	その他	合 計
H31	285	1,032	298	1,088	0	230	420	827	431	4,611
R 2	249	1,666	503	1,343	0	643	444	1,162	961	6,971
R 3	420	2,479	899	1,682	4	851	553	2,079	1,529	10,496
R 4	405	1,694	912	1,381	2	480	639	1,120	1,329	7,962
R 5	545	2,482	801	2,027	0	667	1,045	1,483	1,958	11,008

※平成26年10月1日より父子相談開始、また令和3年4月1日より母子父子自立支援員6人体制

特定不妊治療費助成事業

[こども家庭センター]

平成24年度より、高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部助成を「千葉県特定不妊治療費助成事業」の上乗せ事業として開始しました。平成27年4月1日より県の事業において所得要件で非該当の方に対して、市単独での助成を可能としました。令和3年1月1日以降に終了した治療より、県の事業において所得要件が撤廃されたため、松戸市単独での助成は原則終了となりました。

令和4年度より特定不妊治療が保健適用となったことに伴い、千葉県での助成は終了となりました。(経過措置として令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度中に治療が終了した場合の助成あり)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
決定延件数	470 (98)	659 (2)	467 (1)	36 (0)

() はうち市単独の助成件数

生殖補助医療費（先進医療）助成事業

令和5年4月1日より保険適用となった生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と併せて行った先進医療に要する治療費の一部を助成します。

年度	R5年度
決定延件数	100

6. 障害者（児）福祉

〔障害福祉課〕

(1) 障害者（児）福祉サービスの体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況・サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

主なサービスの内容

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援や援護・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた人が、自宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定期間、定期的な巡回訪問、又は随時通報を受け、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。	訓練等給付
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて一般企業等に新たに雇用された人に、一定期間、一般企業等での就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者を行う者、医療機関等との連絡調整等を行います。	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	相談支援事業
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整を行います。また、利用状況の検証を行い、利用計画の定期的な見直しもを行います。	
地域相談支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。また、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整を行います。また、利用状況の検証を行い、利用計画の定期的な見直しもを行います。	
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	地域生活支援事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	
訪問入浴	居宅での入浴が困難な障害者に対し、入浴車で専門のスタッフによる入浴サービスを提供し、清潔の保持、心身機能の維持を図ります。	
日中一時支援	障害者の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設等で一時的に見守り等の支援をします。	

健福
康社

(2) 障害児通所支援事業

障害児を対象としたサービスは、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業系は障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づき実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、サービス等利用計画作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

児童発達支援・医療型児童発達支援	障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与や集団生活への適用訓練等の療育を行います。	障害児通所支援事業
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	

(3) 障害者（児）福祉サービスの利用状況

（各月合計：延べ人数・時間・回数）

	サービス内容	R3年度	R4年度	R5年度
介護給付	居宅介護	10,617 人	10,780 人	11,037 人
	重度訪問介護	725 人	887 人	909 人
	行動援護	50 人	44 人	59 人
	同行援護	1,086 人	1,102 人	1,158 人
	短期入所	1,007 人	1,771 人	2,621 人
	療養介護	320 人	312 人	305 人
	生活介護	11,874 人	12,172 人	12,704 人
	施設入所支援	3,176 人	3,107 人	3,013 人
訓練等給付	自立生活援助	11 人	1 人	0 人
	自立訓練	535 人	715 人	786 人
	就労移行支援	2,410 人	2,452 人	2,667 人
	就労継続支援	9,505 人	10,478 人	11,436 人
	就労定着支援	1,178 人	1,289 人	1,400 人
	共同生活援助	6,165 人	7,103 人	8,368 人
計画相談支援	サービス利用支援	6,298 人	6,367 人	6,860 人
	特定障害者特別給付	9,027 人	9,891 人	10,971 人
	地域移行支援 地域定着支援	17 人	16 人	17 人
地域生活支援	移動支援	27,875 時間	32,504 時間	37,902 時間
	地域活動支援センター	28,612 人	23,713 人	22,311 人
	訪問入浴サービス	4,989 回	4,367 回	4,338 回
	日中一時支援	17,514 回	13,842 回	14,302 回
	福祉ホーム	0 人	0 人	0 人
障害児通所支援	児童発達支援	7,708 人	9,666 人	11,448 人
	居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	0 人
	放課後等デイサービス	17,533 人	20,105 人	22,921 人
	保育所等訪問支援	324 人	463 人	547 人
	障害児相談支援	1,688 人	1,745 人	1,944 人

(4) 身体障害者福祉

身体障害者手帳所持者数 (R6.3.31現在) (単位:人)

障害種別	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚		236	297	37	48	110	24	752
聴覚・平衡		16	247	117	240	3	295	918
音声・言語		0	5	103	61			169
肢体		1,248	1,228	940	1,480	415	298	5,609
心臓		1,765	14	453	366			2,598
腎臓		1,156	2	25	10			1,193
呼吸器		17	1	60	18			96
膀胱・直腸・小		3	2	56	611			672
免疫		41	45	30	30			146
肝臓		13	2	2	4			21
合計		4,495	1,843	1,823	2,868	528	617	12,174

(5) 知的障害者福祉

療育手帳所持者数 (R6.3.31現在)

総数	重度	中度	軽度
2,569人	1,049人	677人	843人

重度 {

- IQ20以下
- IQ21～35以下
- IQ36～50以下で重複障害

 }
 中度 IQ36～50以下

 軽度 IQ51～75以下

・療養手帳とは障害者相談センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付されます。

(6) 精神障害者福祉

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (R6.3.31現在)

総数	1級	2級	3級
5,693人	532人	3,376人	1,785人

(7) 福祉タクシー制度

目的 市内に居住する重度心身障害者(児)が、通院、会合等のためにタクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成することにより、タクシーの利用を容易にし、社会活動の範囲を広めています。

実施日 昭和58年5月1日

対象者

- ・身体障害者手帳 1、2級 下肢・移動機能・体幹機能障害及び視覚障害は3級まで
- ・知的障害者(児)療育手帳 ㊤の1 ㊤の2 ㊤ Aの1 Aの2
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

助成額 利用券1枚につき720円を限度とする。(障害者割引額を適用した上での額)

※ 迎車料金は助成対象外

月5枚で年間60枚交付(追加分150枚まで交付可、じん臓機能障害者は追加分込交付)

令和5年度実績 延 154,051件(枚) 扶助費 103,723,610円

適用除外 松戸市自動車燃料助成の受給者を除く

※ その他、給付関係は第4節福祉関係給付一覧参照



7. 高齢者福祉

[高齢者支援課]

本市の人口構造の高齢化は急速に進んでおり、現在、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎えています。本市における高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口割合）をみても、平成2年6.57%、平成15年14.22%、平成26年23.08%、現在（令和6年4月1日）では25.87%と年々高くなっております。

年齢別高齢者人口 (各年4月1日現在) (単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口	498,994	498,318	497,089	497,342	498,893
65～69歳	28,343	26,751	25,501	24,595	24,425
70～74歳	33,305	34,825	34,136	31,410	28,957
75～79歳	28,603	27,313	26,937	28,494	29,055
80～84歳	20,049	20,788	22,034	22,715	24,123
85～89歳	11,470	12,620	13,515	14,336	14,635
90歳以上	5,947	6,372	6,803	7,363	7,852
合計	127,717	128,669	128,926	128,913	129,047

(住民基本台帳と外国人登録人口を集計したもの)

(1) 生きがい対策

[高齢者支援課]

ア 老人クラブ運営補助

高齢者の心身の健康を増進し情操を豊かにしたクラブの健全な運営を図るとともにその普及を図っています。

[交付状況]

年 度	クラブ数	交付額 (1クラブ当り)	会員数 (人)
H31	197	73,920	8,140
R 2	197	73,920	7,879
R 3	187	73,920	7,100
R 4	184	73,920	6,785
R 5	175	73,920	6,313

イ 研修費補助金

多様化する老人会活動においては、会員の知識・技術の習得及び健康増進等が必要であり、計画的な研修が望まれることから、研修の充実を図るため、平成16年度から研修費の一部を補助しています。

年 度	クラブ数	交付額 (1クラブ当り)	会員数 (人)
H31	197	69,960	8,140
R 2	197	69,960	7,879
R 3	187	69,960	7,100
R 4	184	69,960	6,785
R 5	175	69,960	6,313

ウ 無料職業紹介事業

〔松戸市社会福祉協議会〕

求職者に希望と能力に応じた適切な仕事をあっせんし、生活の安定を図ります。

〔実施主体〕 松戸市社会福祉協議会

〔開設場所〕 市役所本館

〔開始時期〕 昭和48年12月1日

〔受付時間〕 9：00～17：00（昼休みを除く）

〔休日〕 土・日曜日、国民の祝日、年末年始

〔実績〕

区分 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
求人数	615人	931人	907人	825人	1,171人	1,320人
求職数	162	148	158	117	158	119
紹介数	115	131	109	86	112	97
就職者数	55	41	43	45	49	43
就職率	34.0%	27.7%	27.2%	38.4%	31.0%	36.1%

(2) ひとり暮らし高齢者等援護

緊急通報装置設置事業

〔介護保険課〕

急病等の緊急事態に適切に対応するため「緊急通報装置」を貸与することにより日常生活の安全を図ります。

〔対象者〕 日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしの方で市民税が非課税世帯に限ります。

年度	貸与台数
R元	1,415
R2	1,352
R3	1,305
R4	1,328
R5	1,310

(3) 敬老事業

〔福祉政策課 地域福祉担当室〕

敬老祝金

高齢者に対し、その長寿をお祝いし、敬老の意を表わし、敬老祝金を支給します。

- 〔対象者〕
- ① 基準日（9月1日）に本市に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている方
 - ② 当該年度内に満100歳以上の年齢に達する方

〔支給額〕 満100歳以上の方 10,000円

〔支給の時期〕 9月

(4) 老人ホーム入所措置状況

(市措置分)

(R6.4.1現在)〔地域包括ケア推進課〕

区 分	市 内	県 内	県 外	計
養護老人ホーム	15人	4人	0人	19人

(5) 老人福祉センター

〔高齢者支援課〕

名称	所在地	定員 (人)	開設年月日	利用状況(R5年度)(人)	
				年間	1日平均
常盤平老人福祉センター	常盤平3-25	150	S48.6.1	27,326	88
矢切 〃	上矢切299-1	100	S51.4.6	17,119	55
小金原 〃	小金原6-6-2	50	S51.4.1	11,597	38
六実高柳 〃	高柳1832	80	S55.6.1	15,411	50
東部 〃	紙敷953-2	40	S56.4.10	4,101	14
矢切老人福祉センター分 館野菊野敬老ホーム	野菊野5	25	S50.6.1	2,301	7

上記の他に市民会館及び各地域の市民センターに「ながいき室」を併設し、福祉増進を図っています。 ※ その他給付関係は第10節福祉関係給付一覧表参照

8. 心身障害者等の在宅福祉対策

(1) ホームヘルプサービス事業

[障害福祉課]

障害者総合支援法の対象とならない人で、在宅において日常生活に支障があり、支援の必要がある場合に、ホームヘルパーを派遣します。

◎ 業務内容

- ◇ 身体介護：食事の介助・入浴介助・清拭・洗髪・離床介助・歩行介助・通院の介助・水分補給など
- ◇ 家事援助：居室の掃除・衣類の洗濯・生活必需品の買い物・調理・その他必要な家事

ホームヘルパー派遣状況

年 度	区 分	対象者内訳				対象者数	利用件数 ※ 件
		高齢者	身体 障害者	心身 障害者	その他		
H31		人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	0
R 2			0	0	0	0	0
R 3			0	0	0	0	0
R 4			0	0	0	0	0
R 5			0	0	0	0	0

※巡回型を含む

※平成28年3月31日をもって高齢者を対象とする事業は廃止

(2) 訪問入浴（地域生活支援事業）

[障害福祉課]

居宅での入浴が困難な障害者等に対し入浴車で専門のスタッフによる入浴サービスを提供し、清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

訪問入浴サービス状況

	対象者内訳			対象者数	延入浴回数
	身体障害者	知的障害者	その他		
H31	人 54	人 1	人 2	人 57	回 4,649
R 2	55	1	2	58	4,639
R 3	54	0	2	56	4,989
R 4	56	0	2	58	4,367
R 5	54	0	2	56	4,338

イ 高齢者の権利擁護

- ① 成年後見制度の利用支援
- ② 高齢者虐待の予防及び早期発見・早期対応・再発防止（虐待の相談・支援を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施）

成年後見制度利用状況

年度	区分	市長申立件数
H31		38
R 2		34
R 3		30
R 4		28
R 5		43

ウ 包括的・継続的支援ケアマネジメント

- ① 医療や介護の現場との連携強化実現のための支援
- ② 介護支援専門員が抱える対応困難事例への助言・支援など

エ 介護予防ケアマネジメント

事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として介護予防ケアマネジメントを実施

9. 介護支援ボランティア制度

〔高齢者支援課〕

介護支援ボランティアとは、65歳以上の方がボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献をするとともに、ご自身の健康増進を図り介護予防につなげることを目的としています。

平成29年度より、高齢者の活躍の場と機会を増やし、生きがいづくりにつながるよう、介護支援ボランティアの対象を従来の元気な高齢者に加え「事業対象者」や「介護認定のある者」、特養モデルとして「介護老人福祉施設入所者」、受入機関は高齢者施設だけでなく、障害者関連施設、こども関連施設も含めて拡大しました。（障害者関連、こども関連施設は元気高齢者のボランティア活動に限定）また、平成31年度よりモデル事業であった「介護老人福祉施設入所者ボランティア」を「高齢者関連施設入所者ボランティア」の制度として本施行しました。

介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントが付与され、そのポイントは年間最大5,000円の交付金又は障害者就労施設等で作られた商品と交換することができます。（介護保険料未納や滞納がある場合は対象外）また、介護老人福祉施設入所者は活動実績ポイントに応じて表彰状が授与されます。

第 6 節 社会福祉施設

1. 健康福社会館

目的と役割

健康福社会館は、「すべての人が様々な可能性を発揮し、すべての人の成長、発達を主体的に支え合うことのできる、すべての人のための地域社会の実現」を目指し、保健・医療・福祉が一体となって市民の健康づくりを支え、こどもの健やかな成長を確保し、障害をもつ方の社会への参加を促進するための事業を展開します。

施設の概要

- ・所在地 松戸市五香西3丁目7番地の1
- ・建築構造 鉄骨造地上3階
- ・敷地面積 7,732.2㎡
- ・延床面積 7,996.9㎡
(常盤平保健福祉センター⇨1,115.74㎡、こども発達センター⇨4,583.61㎡、
障害者福祉センター⇨2,297.50㎡)
- ・開設年月日 平成10年4月1日
- ・施設内容
 - 1階 (こども発達センター保育部門)
保育室、調乳室、遊戯室、水泳療法室、機能訓練室、栄養相談室、調理室、
おやこDE広場、相談室等
(常盤平基幹相談支援センターふれあい)
 - 2階 (常盤平保健福祉センター)
集団指導室、歯科保健室、母子保健室、栄養実習室等
(こども発達センター相談診療部門)
相談室、診察室、心理検査室、心理相談室、作業療法室、理学療法室、
地域保育室、聴力検査室、言語療法室、聴能訓練室、視能訓練室、療育室等
(学習指導課五香分室)
 - 3階 (障害者福祉センター)
研修室、創作活動室、社会適応訓練室、機能訓練室、ホール、会議室、
多目的室、点訳室、朗読室、ボランティア室、福祉団体活動室、遊戯室、
日常生活動作室、相談室等

(1) 常盤平保健福祉センター

地域住民への総合的な保健サービスの提供や地域住民の身近な健康づくりの活動拠点として事業及び相談を実施します。

(2) こども発達センター

心身の発達に不安や心配のあるこどもとその家族に診療を経て、各種専門のスタッフが療育および保護者支援を行っています。

また、一人ひとりに適したサービス等の相談支援を行っています。

(3) 障害者福祉センター

心身に障害のある方が、家庭に閉じこもらず地域社会へ参加できるように支援します。機能訓練や社会参加促進を図る講座、パソコン、書道、陶芸、編物等の社会適応訓練や創作活動、スポーツ・レクリエーション等様々な機会を提供するとともに、障害者団体が企画する研修会や自主活動のための場所も提供します。

2. 公益社団法人松戸市シルバー人材センター

目 的

公益社団法人松戸市シルバー人材センターは、市内に居住する高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの就業の機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

・所在地 松戸市旭町一丁目174番地 シニア交流センター内

ア. 年齢階層別会員状況 4月～3月

(単位：人)

年齢別	会 員 数				平均年齢	76.0歳
	男	女	計	構成比 (%)		
60～64歳	24	21	45	2.2	男	76.5歳
65～69歳	176	76	252	12.3		
70～74歳	390	149	539	26.4	最高年齢	74.6歳
75～79歳	511	175	686	33.6		
80歳以上	440	82	522	25.5	男	94歳
合 計	1,541	503	2,044		女	89歳
前年度同期	1,562	507	2,069		平均年齢	75.6歳
					最高年齢	男96歳 女88歳

イ. 事業実績 4月～3月

区分	事項	受注	就業	契 約 金 額				
		件数 (件)	延人数 (人日)	配分金 (円)	材料費 (円)	事務費 (円)	計 (円)	構成比 (%)
	公共事業	91	114,949	462,274,982	16,740,309	33,246,269	512,261,560	56.5
民間事業	一般企業等	1,006	57,789	220,737,809	2,583,948	14,886,814	238,208,571	26.0
	個人・家庭	7,371	23,912	121,095,907	22,855,320	8,443,542	152,394,769	16.5
	独自事業	5	1,236	3,932,851	230,443	271,936	4,435,230	0.5
	小計	8,382	82,937	345,766,567	25,669,711	23,602,292	395,038,570	43.5
合 計		8,473	197,886	808,041,549	42,410,020	56,848,561	907,300,130	100.0

健福
康社

ウ. 職群別事業実績 4月～3月

区分	事項	受注件数 (件)	就 業 人 員		契 約 金 額			
			実人員 (人)	延人員 (人日)	配分金 (円)	材料費 (円)	事務費 (円)	計 (円)
技 術 群		20	1,661	1,509	5,997,183	986,833	412,481	7,396,497
技 能 群		3,766		10,229	79,506,190	21,670,169	5,587,583	106,763,942
事 務 整 理 群		93		1,911	6,223,686	0	431,859	6,655,545
管 理 群		74		107,693	444,033,440	13,046,648	31,933,418	489,013,506
折 衝 外 交 群		7		242	1,731,134	0	114,360	1,845,494
一 般 作 業 群		2,824		57,917	228,821,988	6,131,968	15,548,450	250,502,406
サ ー ビ ス 群		1,689		18,385	41,727,928	574,402	2,820,410	45,122,740
そ の 他		0		0	0	0	0	0
合 計		8,473		1,661	197,886	808,041,549	42,410,020	56,848,561

3. 総合福祉会館

[福祉政策課]

目 的

松戸市総合福祉会館は、福祉活動の場、憩いの場、教養の向上の場として各施設が有機的な連携を保ち、市民の福祉増進及び文化・教養の向上を図ることを目的としています。

施設の概要

- ・位 置 松戸市上矢切299番地の1
- ・敷地面積 6,749.98㎡ 建築面積3,256.48㎡ (福祉会館棟2,081.48㎡、サポートセンター棟1,175.0㎡)
建築延面積6,332.73㎡ (福祉会館棟4,426.63㎡、サポートセンター棟1,906.1㎡)
(他にピロティ106.15㎡、ポーチ63.98㎡)
- ・開設年月日 昭和51年4月1日 (公民館・図書館は7月1日)
- ・施設内容 地階 空調機械室、電気室
1階 会館事務室、矢切老人福祉センター、(社福)松戸市社会福祉協議会、まつど市民活動サポートセンター
2階 千葉県生涯大学校事務室、中央基幹相談支援センター
矢切地区社会福祉協議会、矢切地域包括支援センター、更正保護相談室
3階 公民館、図書館
4階 公民館 (大ホール、ギャラリー)
- ・工事費 1,179,400千円 (福祉会館棟868,470千円、サポートセンター棟310,930千円)

4. 松戸市シニア交流センター

[高齢者支援課]

目 的

当施設は、高齢者の方々が、住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって、生涯を過ごす支援を行うことを目的として開設されました。

施設の概要

- ・位 置 松戸市旭町1丁目174番地
- ・敷地面積 2,019㎡
延床面積 1,360㎡
〔1階463㎡ 2階480㎡ 3階270㎡〕
鉄筋コンクリート造 3階建
- ・開設年月日 平成18年4月1日
- ・施設内容 1階 受付・交流サロン、公益社団法人 松戸市シルバー人材センター
2階 松戸市はつらつクラブ連合会事務局 大会議室 小会議室
3階 機械室 書庫 おやこDE広場旭町
- ・建物購入額 59,430千円 (松戸公共職業安定所であった建物を購入)

第 7 節 国 民 健 康 保 険

1. 国民健康保険

〔国保年金課〕

(1) 被保険者の加入状況

(R 5. 3. 31現在)

人口	被保険者数	加入割合	世帯数	国保世帯数	加入割合
497,342人	93,652人	18.83%	248,756世帯	66,010世帯	26.54%
被保険者数の内訳	一般被保険者	老人	退職被保険者等	介護保険第2号被保険者	
	93,651人	－	1人	31,767人	

(2) 国民健康保険料

① 納 期 6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月

② 料 率

R 5 年度	区分	所得割	均等割	平等割
	医療分	7.52%	19,500円	18,000円
	後期支援分	2.24%	8,000円	－
	介護分	1.61%	12,900円	－

③ 所得割の算定基礎 総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

④ 賦課状況

(単位：円)

年度	区分	現年度調定額	1世帯あたり調定額	1人あたり調定額	賦課限度額	最低額
R 4	一般被保険者	10,038,970,215	－	103,092	医療分 650,000	医療分 11,250
	退職被保険者	12,120	－	12,120	後期分 200,000	後期分 2,400
	合計	10,038,982,335	147,580	103,091	介護分 170,000	介護分 3,870
R 5	一般被保険者	9,340,595,260	－	100,791	医療分 650,000	医療分 11,250
	退職被保険者	0	－	0	後期分 220,000	後期分 2,400
	合計	9,340,595,260	142,179	100,791	介護分 170,000	介護分 3,870

⑤ 収納状況

年度	区分		調定額 (円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
R 4	一般被保険者	現	10,038,970,215	9,219,939,065	21,290,400	1,630,090	817,401,060	91.84
		滞	2,024,599,086	356,247,634	938,170	497,360,776	1,170,990,676	17.60
		計	12,063,569,301	9,576,186,699	22,228,570	498,990,866	1,988,391,736	79.38
	退職被保険者等	現	12,120	12,120	0	0	0	100.00
		滞	1,977,266	832,767	0	28,890	1,115,609	42.12
		計	1,989,386	844,887	0	28,890	1,115,609	42.47
	合計	現	10,038,982,335	9,219,951,185	21,290,400	1,630,090	817,401,060	91.84
		滞	2,026,576,352	357,080,401	938,170	497,389,666	1,172,106,285	17.62
		計	12,065,558,687	9,577,031,586	22,228,570	499,019,756	1,989,507,345	79.37
R 5	一般被保険者	現	9,340,595,260	8,589,991,073	28,539,670	267,820	750,336,367	91.96
		滞	1,945,489,642	363,637,095	1,067,423	508,160,268	1,073,692,279	18.69
		計	11,286,084,902	8,953,628,168	29,607,093	508,428,088	1,824,028,646	79.33
	退職被保険者等	現	0	0	0	0	0	0
		滞	1,115,609	621,353	0	45,144	449,112	55.70
		計	1,115,609	621,353	0	45,144	449,112	55.70
	合計	現	9,340,595,260	8,589,991,073	28,539,670	267,820	750,336,367	91.96
		滞	1,946,605,251	364,258,448	1,067,423	508,205,412	1,074,141,391	18.71
		計	11,287,200,511	8,954,249,521	29,607,093	508,473,232	1,824,477,758	79.33

(3) 保険給付の状況

① 療養の給付

年度	区分	内訳	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)		
R 4	一 被 保 険 者	診療費	入院	17,019	252,368	11,751,780,160	8,707,259,718	
			入院外	707,826	1,035,789	12,013,496,870	8,861,208,257	
			歯科	202,944	337,983	2,625,756,640	1,923,812,556	
		調剤	489,960	563,166	6,008,005,440	4,432,479,872		
		訪問看護	4,783	37,191	430,912,490	313,356,851		
		食事療養	—	659,706	438,375,271	223,721,081		
		計	1,422,532	1,663,331	33,268,326,871	24,461,838,335		
	退 被 保 険 者 等	診療費	入院	0	0	0	0	
			入院外	16	18	383,390	268,373	
			歯科	4	6	64,350	45,045	
		調剤	10	11	608,710	426,097		
		訪問看護	0	0	0	0		
		食事療養	—	0	0	0		
		計	30	24	1,056,450	739,515		
	合 計	診療費	入院	17,019	252,368	11,751,780,160	8,707,259,718	
			入院外	707,842	1,035,807	12,013,880,260	8,861,476,630	
			歯科	202,948	337,989	2,625,820,990	1,923,857,601	
		調剤	489,970	563,177	6,008,614,150	4,432,905,969		
		訪問看護	4,783	37,191	430,912,490	313,356,851		
		食事療養	—	659,706	438,375,271	223,721,081		
		計	1,422,562	1,663,355	33,269,383,321	24,462,577,850		
	R 5	一 被 保 険 者	診療費	入院	16,792	247,953	11,404,291,230	8,411,932,478
				入院外	689,620	1,003,283	11,819,878,460	8,702,642,302
				歯科	195,072	316,156	2,481,705,270	1,815,298,212
調剤			486,218	560,747	5,994,722,260	4,410,050,164		
訪問看護			5,411	42,941	528,118,280	381,450,604		
食事療養			—	647,668	429,150,729	221,992,159		
計			1,393,113	1,610,333	32,657,866,229	23,943,365,919		
退 被 保 険 者 等		診療費	入院	1	5	519,140	363,398	
			入院外	2	2	40,370	28,259	
			歯科	0	0	0	0	
		調剤	1	1	21,140	14,798		
		訪問看護	0	0	0	0		
		食事療養	—	6	3,450	2,190		
		計	4	7	584,100	408,645		
合 計		診療費	入院	16,793	247,958	11,404,810,370	8,412,295,876	
			入院外	689,622	1,003,285	11,819,918,830	8,702,670,561	
			歯科	195,072	316,156	2,481,705,270	1,815,298,212	
		調剤	486,219	560,748	5,994,743,400	4,410,064,962		
		訪問看護	5,411	42,941	528,118,280	381,450,604		
		食事療養	—	647,674	429,154,179	221,994,349		
		計	1,393,117	1,610,340	32,658,450,329	23,943,774,564		

※ 調剤の日数、食事療養の件数及び日数は計から除きます。

② 療養費

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)
R 4	一般被保険者	41,362	406,883,882	298,469,840
	退職被保険者等	0	0	0
	合計	41,362	406,883,882	298,469,840
R 5	一般被保険者	38,703	392,471,666	281,365,114
	退職被保険者等	0	0	0
	合計	38,703	392,471,666	281,365,114

③ 高額療養費

年度	区分	件数 (件)	支給額 (円)
R 4	一般被保険者	69,069	3,572,768,256
	退職被保険者等	2	4,374
	合計	69,071	3,572,772,630
R 5	一般被保険者	67,454	3,632,063,529
	退職被保険者等	3	124,995
	合計	67,457	3,632,188,524

④ 高額介護合算療養費

年度	区分	件数 (件)	支給額 (円)
R 4	一般被保険者	193	6,167,510
	退職被保険者等	0	0
	合計	193	6,167,510
R 5	一般被保険者	211	6,183,545
	退職被保険者等	0	0
	合計	211	6,183,545

⑤ 移送費

年度	区分	件数 (件)	支給額 (円)
R 4	一般被保険者	0	0
	退職被保険者等	0	0
	合計	0	0
R 5	一般被保険者	0	0
	退職被保険者等	0	0
	合計	0	0

⑥ その他の保険給付

年度	区分	件数 (件)	支給額 (円)
R 4	出産育児一時金	263	110,121,868
	葬祭費	602	30,100,000
	傷病手当金	185	7,406,909
	合計	1,050	147,628,777
R 5	出産育児一時金	255	124,347,488
	葬祭費	532	26,600,000
	傷病手当金	27	643,197
	合計	814	151,590,685

- ※ 平成21年1月1日、1件につき38万円に支給額（出産育児一時金）を改定
- ※ 平成21年10月1日、1件につき42万円に支給額（出産育児一時金）を改定
- ※ 令和5年4月1日、1件につき50万円に支給額（出産育児一時金）を改定

第 8 節 国 民 年 金

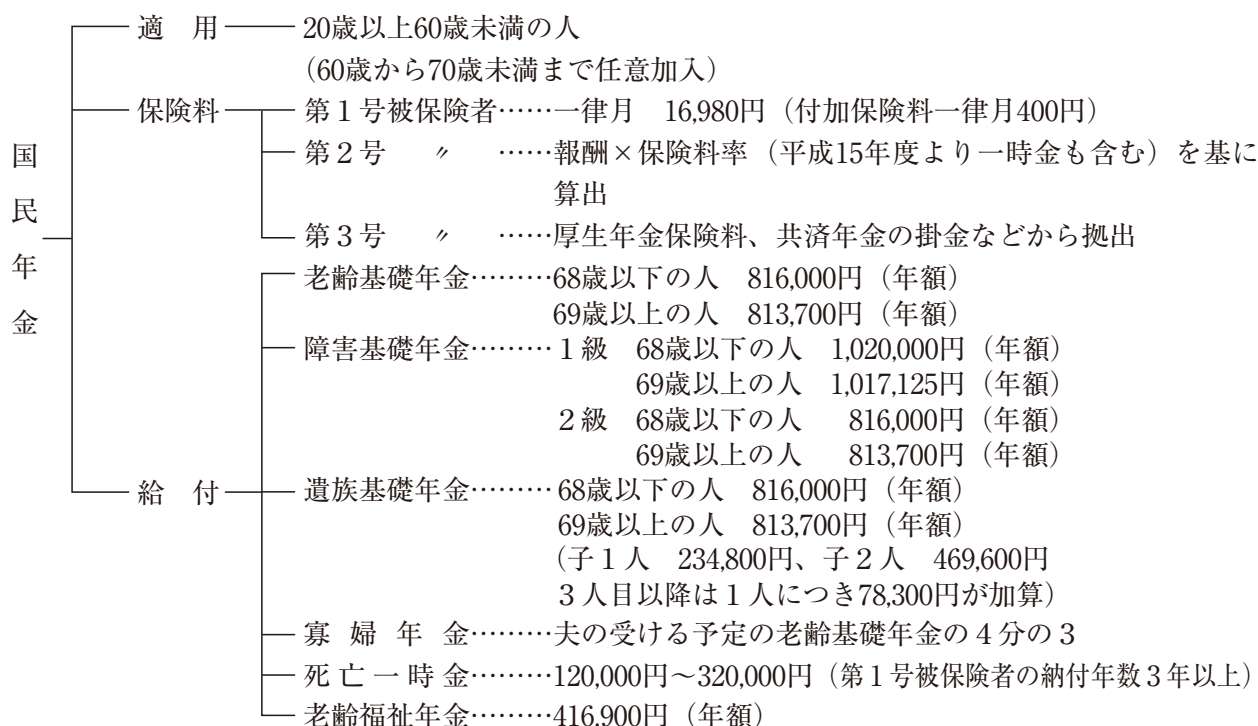
1. 概 要

〔国保年金課〕

国民年金制度は、すべての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度です。

2. 国民年金のしくみ

(R6.4.1 現在)



資格得喪関係届出状況

(単位：人)

区 分	令和5年度現在被保険者数	資格取得 (イ)	種別変更 (ロ)	転 入 (ハ)	転 出 (ニ)	喪 失 (ホ)	差引増減 (イ+ハ) - (ロ+ニ+ホ)	令和4年度現在被保険者数
1号被保険者	58,588	21,739	1,552	3,730	3,152	22,828	△511	59,099
1号任意	982	389	0	20	14	356	39	943
合 計	59,570	22,128	1,552	3,750	3,166	23,184	△472	60,042

国民年金給付状況

(令和5年度：単位千円)

区 分	老齢基礎年金	老齢年金	通算老齢年金	障害基礎年金	障害年金
給付人員	120,887	277	302	7,312	35
給付額	80,832,141	141,629	74,512	6,346,315	31,310

区 分	遺族基礎年金	寡婦年金	老齢福祉年金	特別障害給付金	合 計
給付人員	728	37	1	26	129,605
給付額	584,335	14,852	0	5,613	88,030,707

3. 年金について

給付の種類	主 体	給 付 の 条 件	給 付 内 容	種 別	支給月
老齢年金 (大正15.4.1以前の生まれの人)	国	保険料の納付済期間、免除期間又は、これらを合算した期間が10～20年以上ある者に65歳から支給する	定額の場合 {(2,606円×納付済月数) + (2,606円×保険料免除期間の月数×1/3)} 付加年金加入の場合の加算 (200円×付加年金保険料納付済月数)	給 付	2月 4月 6月 8月 10月 12月
通算老齢年金 (大正15.4.1以前の生まれの人)	国	他の公的年金の加入期間と国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間とを合算した期間が定められた期間以上ある者に65歳から支給する。 (この通算期間には公的年金に加入していた者の配偶者であった期間が算入される)	〃	給 付	2月 4月 6月 8月 10月 12月
老齢基礎年金 (大正15.4.2以降の生まれの人)	国	保険料の納付済期間免除期間が10年以上ある者に65歳から支給 昭和61年3月31日までは、配偶者が公的年金に加入していた期間を含む	68歳以下の人816,000円、69歳以上の人813,700円を最高限度額とし、保険料納付期間が不足する場合は下記の式による。 $\begin{array}{l} \frac{816,000\text{円}}{(69歳以上の人)} \times \frac{\text{保 険 料 全額免除}}{\text{納付済月数} + \text{月 数}} \times \frac{1}{3} + \frac{4\text{分の}1}{\text{納付済月数}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{半 額}}{\text{納付済月数}} \times \frac{2}{3} + \frac{4\text{分の}3}{\text{納付済月数}} \times \frac{5}{6} \\ \text{は}813,700\text{円)} \\ \hline \frac{816,000\text{円}}{(69歳以上の人)} \times \frac{\text{保 険 料 全額免除}}{\text{納付済月数} + \text{月 数}} \times \frac{1}{2} + \frac{4\text{分の}1}{\text{納付済月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{半 額}}{\text{納付済月数}} \times \frac{3}{4} + \frac{4\text{分の}3}{\text{納付済月数}} \times \frac{7}{8} \\ \text{は}813,700\text{円)} \end{array}$ <small>※基礎年金の国庫負担割合は平成21年3月以前は3分の1（上段）、平成21年4月以降は2分の1（下段）に変わりました。</small>	給 付	2月 4月 6月 8月 10月 12月
障害基礎年金 (今までの障害福祉年金はこの制度に統一)	国	所定の要件を満たしている者が、法別表に定めている程度の障害に該当したとき	1級 68歳以下の人 1,020,000円 69歳以上の人 1,017,125円 2級 68歳以下の人 816,000円 69歳以上の人 813,700円 受給権を得たときに、その人によって生計を維持していた18歳未満の子供が居る場合は、子の加算がつきます 第1子、第2子1人につき 234,800円 第3子以降1人につき 78,300円	給 付	2月 4月 6月 8月 10月 12月
遺族基礎年金	国	所定の納付要件を満たしている者が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻、夫または子に支給されます	68歳以下の人 816,000円 69歳以上の人 813,700円 子の加算 第1子、第2子1人につき 234,800円 第3子以降1人につき 78,300円	給 付	2月 4月 6月 8月 10月 12月

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
老齢年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）を添えて提出する	なし	国民年金法	書類審査	国保年金課	
通算老齢年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と通算対象期間を確認した書類を添えて提出する	なし	国民年金法	〃	〃	
老齢基礎年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）及び個人番号がわかるものを添えて提出 ただし、厚生年金の加入期間又は3号期間（厚生、共済年金の配偶者）の有る人は年金事務所へ提出	なし	国民年金法	書類審査	〃	75歳までの繰下げ支給の請求の方法もある
障害基礎年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）、障害の状態に関する医師の診断書及び個人番号がわかるものを添えて提出する	なし ただし、20歳未満の障害による障害基礎年金については本人所得制限があり	国民年金法	〃	〃	
遺族基礎年金裁定請求に基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と、死亡診断書の写し、住民票謄本及び戸籍謄本を添えて提出する	年収850万円未満か5年以内に850万円未満となる見込みがある方	国民年金法	〃	〃	

給付の種類	主 体	給 付 の 条 件	給 付 内 容	種 別	支給月
寡 婦 年 金	国	1号被保険者として10年以上納付（免除も含む）した夫が受給しないで死亡したとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給する	夫が受ける筈の老齢基礎年金の4分の3	給 付	2月 4月 6月 8月 10月 12月
死 亡 一 時 金	国	3年以上保険料を納付していた者で老齢基礎年金を受給していない者が死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に支給する	納付年数に応じて支給する 3年～35年以上 120,000円～320,000円	給 付	随 時
老齢福祉年金	国	明治44年4月1日までに生まれた人。または、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて、保険料納付済み期間が1年未満で保険料納付済み期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応じて4年1ヶ月から7年1ヶ月以上ある人。	年額 416,900円	給 付	4月 8月 12月

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考																
寡婦年金裁定請求に夫の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と戸籍謄本及び住民票謄本を添えて提出する	年収850万円未満か5年以内に850万円未満となる見込みがある方	国民年金法	書類審査	国保年金課	65歳で失権																
死亡一時金裁定請求に死亡した者の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）と住民票謄本を添えて提出する	なし	国民年金法	〃	〃																	
老齢福祉年金裁定請求に年金を受けようとする人の住民票謄本（満年齢に達してからのもの）、戸籍謄本（必要により）他に年金を受けている場合公的年金証書の写し当該年度の所得に関する証明書を添えて提出する	(令和6.4.1現在)	国民年金法	〃	〃																	
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人員</th> <th>老齢の本人</th> <th>配偶者 扶養義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>1,695,000円</td> <td>6,387,000円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>2,075,000</td> <td>6,636,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,455,000</td> <td>6,849,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>2,835,000</td> <td>7,062,000</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,215,000</td> <td>7,275,000</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>3,595,000</td> <td>7,488,000</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人員	老齢の本人	配偶者 扶養義務者	0人	1,695,000円	6,387,000円	1人	2,075,000	6,636,000	2人	2,455,000	6,849,000	3人	2,835,000	7,062,000
扶養人員	老齢の本人	配偶者 扶養義務者																			
0人	1,695,000円	6,387,000円																			
1人	2,075,000	6,636,000																			
2人	2,455,000	6,849,000																			
3人	2,835,000	7,062,000																			
4人	3,215,000	7,275,000																			
5人	3,595,000	7,488,000																			
	恩給、厚生年金などにより制限 年額 712,000円 戦争による遺族の恩給年金 大尉以下全額支給																				

第 9 節 介護保険制度

〔介護保険課〕
〔高齢者支援課〕

1. 申請、サービス利用の手順

- (1) 申請 介護サービスの利用を希望する人は市の介護保険課窓口で「要介護認定」の申請をしてください。各支所、オンラインでも申請できます。
- (2) 認定調査 市の職員もしくは、介護支援専門員等が自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査をします。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。
- (3) 審査・判定 訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と、医師の意見書及び調査票の特記事項をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。
- (4) 認定・通知 介護認定審査会の審査結果に基づいて「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」の区分に分けて認定され、その結果を通知します。

・要介護認定が「非該当」となった場合

生活機能が低下している方は、「事業対象者」となり、認定調査等を要さずサービスを利用することもできます。

事業対象者数 R6.3.31現在（人）

事業対象者数	505
--------	-----

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用したい方は、要介護認定を受けずに、基本チェックリストでのチェックにより、「事業対象者」に特定されることでサービスを利用できます。ただし本人の状況により利用できない場合もあります。（要支援認定を受けている方も利用できます。）

【手続方法】

1. 相談…お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）に相談し、基本チェックリストに回答します。
2. 判定結果…生活機能の低下がみられた方は「事業対象者」として特定されます。

居宅介護支援事業所や地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）等で本人や家族と話し合い、ケアプランを作成してサービスを利用します。

2. サービス等の種類（市内にあるサービス）

〈要介護1～5に認定された人〉

介護サービス（介護給付）

- (1) 自宅で利用できるサービス
 - ①訪問介護（ホームヘルプ）
 - ②訪問入浴介護（介護職員と看護職員の訪問）
 - ③訪問リハビリテーション
（リハビリ専門職の訪問）
 - ④訪問看護（看護師などの訪問）
 - ⑤居宅療養管理指導（医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等による指導）
- (2) 日帰りで利用できるサービス
 - ⑥通所介護（デイサービス）
 - ⑦通所リハビリテーション（デイケア）
- (3) 施設へ一時的に宿泊（入所）するサービス
 - ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ⑨短期入所療養介護（ショートステイ）
- (4) 地域密着型サービス
 - ⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ⑪地域密着型通所介護（療養通所介護含む）
 - ⑫認知症対応型通所介護
 - ⑬小規模多機能型居宅介護
 - ⑭認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）
 - ⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
※原則要介護3～5に認定された人
 - ⑯看護小規模多機能型居宅介護
- (5) その他のサービス
 - ⑰福祉用具貸与（福祉用具のレンタル）
 - ⑱特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）
 - ⑲住宅改修費支給（手すりの取り付け、段差解消などの費用支給）
 - ⑳特定施設入居者生活介護
- (6) 施設に入所・入院するサービス
 - ㉑介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※原則要介護3～5に認定された人
 - ㉒介護老人保健施設（老人保健施設）
 - ㉓介護医療院

〈要支援1・2に認定された人〉

介護予防サービス（予防給付）

- (1) 自宅で利用できるサービス
 - ①介護予防訪問入浴介護
 - ②介護予防訪問リハビリテーション
 - ③介護予防居宅療養管理指導
- (2) 日帰りで利用できるサービス
 - ④介護予防通所リハビリテーション
- (3) 施設へ一時的に宿泊（入所）するサービス
 - ⑤介護予防短期入所生活介護
 - ⑥介護予防短期入所療養介護
- (4) 地域密着型（介護予防）サービス
 - ⑦介護予防認知症対応型通所介護
 - ⑧介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑨介護予防認知症対応型共同生活介護
（要支援2の人）
- (5) その他のサービス
 - ⑩介護予防福祉用具貸与
 - ⑪特定介護予防福祉用具販売
 - ⑫介護予防住宅改修費支給
 - ⑬介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

〈要支援1・2に認定又は事業対象者に特定された人〉

- (1) 介護予防生活支援サービス事業
 - ①訪問型サービス（介護予防訪問介護従前相当サービス）
 - ②通所型サービス（介護予防通所介護従前相当サービス）
 - ③訪問型元気応援サービス
生活支援コース・困りごとコース
 - ④短期集中予防サービス（単一型コース・機能強化型コース）
- (2) 一般介護予防事業
 - ①介護予防把握事業
 - ②高齢者の元気応援キャンペーン
 - ③介護予防普及啓発冊子・DVD等の配布
 - ④元気応援くらぶ
 - ⑤介護支援ボランティア
 - ⑥松戸プロジェクト
 - ⑦高齢者の活躍の場と機会の支援（プロボノ）
- (3) 認知症総合支援事業
 - ①まつど認知症予防プロジェクト
 - ②認知症初期集中支援チーム
- (4) 認知症高齢者見守り事業
 - ①認知症サポーター養成講座
 - ②あんしん一声運動（オレンジ声かけ隊・オレンジ協力員）
 - ③松戸市いきいきメール

健福
康社

3. 介護保険（介護給付・予防給付・総合事業）の支給限度額

介護保険の指定を受けた事業所における在宅サービス利用には、要介護状態等区別に介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

■ 1か月の支給限度額（標準地域の場合）

区分	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,320円	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

4. 利用者負担の軽減

(1) 高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額の合計が高額になった場合には、上限額を超えた額が高額介護（予防）サービス費として後から支給されます。（要申請）

(2) 高額医療合算介護（予防）サービス費

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が年間で高額になった場合には、高額医療合算介護（予防）サービス費として後から支給されます。（要申請）

5. 施設サービスの費用の減免

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保険施設・介護医療院）に入所、または短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合には、サービス費用の1割～3割と居住費・食費・日常生活費の全額が自己負担になります。

ただし、低所得の人に対しては、居住費・食費の減額制度があります。（要申請）

6. 介護保険料

(1) 第1号被保険者（65歳以上の人の介護保険料）

65歳以上の人の介護保険料基準額は月額6,300円であり、前年の合計所得や世帯の課税状況等に応じて20段階に分かれて徴収されます。

月額15,000円以上の老齢（退職）・障害・遺族年金を受給している人は、保険料が年金から天引きされます。それ以外の人は、納付書あるいは口座振替により納めていただきます。

段階	所得区分	保険料 算出方法	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.275	1,730円	20,760円
第2段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	基準額×0.425	2,680円	32,160円
第3段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない人	基準額×0.665	4,190円	50,280円
第4段階	・本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいて、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	5,360円	64,320円
第5段階	・本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいて、第4段階に該当しない人	基準額×1.0	6,300円	75,600円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.1	6,930円	83,160円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	7,880円	94,560円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	9,450円	113,400円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	10,710円	128,520円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.9	11,970円	143,640円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.1	13,230円	158,760円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.3	14,490円	173,880円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.4	15,120円	181,440円
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.5	15,750円	189,000円
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.6	16,380円	196,560円
第16段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.7	17,010円	204,120円
第17段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×2.8	17,640円	211,680円
第18段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	基準額×3.0	18,900円	226,800円

段階	所得区分	保険料 算出方法	介護保険料	
			月額	年額
第19段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,500万円以上 3,000万円未満の人	基準額×3.1	19,530円	234,360円
第20段階	・前年の合計所得金額が3,000万円以上の人	基準額×3.2	20,160円	241,920円

※基準額は、65歳以上の方一人あたりの負担額を割り出したもので、令和6年度から3年間については、
保険料基準額は月額6,300円（年額75,600円）となります。

(2) **第2号被保険者**（40歳以上65歳未満の人の介護保険料）

〔国保年金課〕

○ 松戸市国民健康保険の加入者

介護保険料は、国民健康保険料として、世帯主の人に納めていただきます。
保険料の支払いは、6月から翌年3月までの10回です。

国民健康保険料率

R5年度	区分	所得割	均等割	平等割
	医療分	7.52%	19,500円	18,000円
	後期支援分	2.24%	8,000円	－
	介護分	1.61%	12,900円	－

○ 健康保険・共済組合等への加入者

介護保険料は、現在加入している保険料に合算されて、徴収されます。

介護保険料分の算定額は、医療保険者により異なりますので、現在加入している医療保険者にお問い合わせください。

第 10 節 福祉関係給付一覧表（令和 4 年度）

1. 低所得者福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
高等学校入学資金貸付金	市	経済的に入学困難な生徒の保護者で、 ①生徒が成績良好、品行方正で出身中学校長が推せんした者 ②保護者が引き続き市内に1年以上居住している者 ③同一市区町村に居住している確実な連帯保証人が1人得られる者	1人につき 300,000円以内	貸付	2月 ～ 3月 (貸付月)
生活福祉資金	社協	低所得階層に属し、この資金貸付に合わせて、必要な指導援助をすれば、独立自活ができると認められる世帯。他の貸付制度の利用が困難であること	資金用途の内容により、6種類の貸付がある。 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤緊急小口資金 ⑥臨時特例つなぎ資金	貸付	県社協の審査委員会決定後

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
①入学資金貸付申請書 ②出身中学校長の推せん書 ③成績証明書 ④家庭状況調書 その他内容により必要書類※ があります。	低所得者（生活保護基準のおおむね2.1倍以内）	〔条例〕 松戸市高等学校入学資金貸付条例	選考委員会の意見を聞いて決定	子ども未来応援課	○利率 無利子 ○据置 修学期間（大学を含む）終了後1年 ○償還期間 2年以内
必要書類は資金種別によって異なります。生活状況、収入、借入の状況や返済計画などの聞き取りをさせていただき、ご案内します。 また民生委員に関わっていただくことが要件の資金もあります。	低所得者世帯（生活保護基準のおおむね1.7倍以内）	生活福祉資金貸付制度要綱（厚生事務次官通達）	県社協の審査委員会	松戸市社会福祉協議会	年利率 1.5%（連帯保証人あり無利子）、不動産担保型資金は年利率3%または長期プライムレートの低い方を適用

2. 児童・母子・父子福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
遺児手当	市	市内居住者で、父母または父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者	①父母と死別した 遺児1人につき 月額10,500円 ②父母の一方と死別した 遺児1人につき 月額5,500円 但し、生活保護世帯については、規則で額を定めている	給付	8月 12月 4月
ひとり親家庭等医療費等助成	市	市内に居住しているひとり親家庭の父母等（養育者を含む）と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、ただし一定の障害がある場合は20歳未満）で、国民健康保険法に基づく被保険者、社会保険法各法に基づく被保険者	保険医療費の実負担額から、自己負担金を控除した額を助成（通院は1回、入院は1日あたり） 自己負担金は市民税所得割 課税世帯 300円（※） （ただし、調剤は無料） 非課税世帯 無料 （※）課税世帯の対象児童は、令和4年4月診療分から200円	給付	随時
子ども医療費助成	市	高校生相当年齢までの健康保険適用の医療費（通院・入院・調剤）	保険医療費の実負担額から保護者の課税状況に応じた自己負担金を控除した額 自己負担金は市民税所得割 課税世帯 200円 非課税世帯 無料	給付	随時
児童手当	国	(令和6年4月現在) 中学校修了前までの児童を養育している者 (令和6年10月分から変更) 高校3年生相当年齢までの児童を養育している者	(令和6年4月現在) ・0歳～3歳未満(一律) 15,000円/月額 ・3歳以上小学校修了前 第1子、2子 10,000円/月額 (第3子以降 15,000円) ・中学生(一律) 10,000円/月額 ・所得制限限度額以上 児童1人につき 5,000円/月額 ・所得上限限度額以上 支給なし(令和4年10月支給分より) (令和6年10月分から変更) ・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校3年生相当年齢 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ・所得制限なし	給付	(令和6年4月現在) 2月 6月 10月 (令和6年12月から変更) 12月 2月 4月 6月 8月 10月

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
申請書に次のものを添付 ・ 遺児の記載されている戸籍謄本 ・ 申請者名義の金融機関の通帳の写し ・ 生活保護受給者は保護証明書	児童扶養手当法に準ずる制限額が設けられる。	〔条例〕 松戸市遺児手当支給条例	書類審査	子ども未来応援課 児童給付担当室	
申請書に次のものを添付 ・ 申請者及び児童の記載されている戸籍謄本 ・ 健康保険証の写し ・ 申請者名義の金融機関の通帳の写し	児童扶養手当法と同額の制限額が設けられる	松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱	書類審査により受給券交付	〃	
・ 子ども医療費助成申請書（受給券交付申請用）に子どもの健康保険証の写しを添付		松戸市子ども医療費の助成に関する規則 松戸市高校生医療費の助成に関する規則	書類審査により受給券交付	〃	
・ 児童手当認定請求書に、請求者名義の金融機関の通帳の写しを添えて提出する。 ※その他内容により必要書類があります。	(令和6年4月現在) 前年の所得 ①所得制限限度額 扶養人数 千円 0人 6,220 1人 6,600 2人 6,980 ②所得上限限度額 扶養人数 千円 0人 8,580 1人 8,960 2人 9,340 ※令和6年10月分からは、所得制限なし	〔法律〕 児童手当法	書類審査	〃	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
児童扶養手当	国	<p>次のような状態の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、ただし一定の障害がある場合は、20歳未満）を扶養している母、父又はその養育者</p> <p>①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害にある児童（国民年金の障害等級1級程度） ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑧未婚の母の児童 ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童</p>	<p>（令和6年4月現在） 児童1人の場合 全部支給 45,500円/月額 一部支給 45,490円～10,740円/月額 ※児童2人以上の場合の加算額 第2子 全部支給 10,750円/月額加算 一部支給 10,740円～5,380円/月額加算 第3子以降 全部支給 1人6,450円/月額加算 一部支給 6,440円～3,230円/月額加算 ※ただし、令和6年11月分から第3子以降が第2子と同額となる改定予定</p>	給付	5月 7月 9月 11月 1月 3月

3. 老人福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
敬老祝金	市	その年度の9月1日に松戸市に居住し、登録されている者でその年度内に満100歳以上の年齢に達する者	満100歳以上の方 10,000円		9月
結婚50年祝賀事業	社協	市内に住所を有し、結婚50年を迎える市内在住の夫婦	記念品	給付	9月 (地域により10月・11月)
老人医療法外援助費	市	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者で一部負担金の支払いが困難な者（所得制限有）	高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金		
緊急通報装置設置事業	市	日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしの方で市民税が非課税世帯の者	設置費及び使用料無料 (通信料金、電気料金は自己負担)	給付	随時
訪問入浴サービス事業	市	家庭での入浴が困難な介護保険の対象とならない身体障害者等			随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考																		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当認定請求書 ・申請者及び児童の記載されている戸籍謄本 ・請求者名義の金融機関の通帳の写し <p>※その他内容により必要書類があります。</p>	<p>前年の所得</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(扶養人数)</th> <th>(全部支給) 千円</th> <th>(一部支給) 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>490</td> <td>1,920</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>870</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,250</td> <td>2,680</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,630</td> <td>3,060</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>2,010</td> <td>3,440</td> </tr> </tbody> </table>	(扶養人数)	(全部支給) 千円	(一部支給) 千円	0人	490	1,920	1人	870	2,300	2人	1,250	2,680	3人	1,630	3,060	4人	2,010	3,440	〔法律〕 児童扶養手当法	書類審査	子ども未来応援課 児童給付担当室	
(扶養人数)	(全部支給) 千円	(一部支給) 千円																					
0人	490	1,920																					
1人	870	2,300																					
2人	1,250	2,680																					
3人	1,630	3,060																					
4人	2,010	3,440																					

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
<p>依頼書に下記事項を記入して送付</p> <p>①電話番号 ②振込口座</p>	なし	松戸市敬老祝金支給条例		福祉政策課 地域福祉担当室	
<p>専用の申込用紙に下記事項を記入して送付または直接提出</p>	なし	社協予算措置事業		松戸市社会福祉協議会	
<ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金を支払った旨を証明する書類。 ・所得証明書 ・家賃等を証明するもの（ただし、持ち家は不要） ・申請書 	生活保護基準額の1.2倍以内の収入世帯	老人医療法外援護費支給要綱	書類審査	福祉政策課 地域福祉担当室	
<p>希望者は民生委員を通じて申請書を提出</p>	市民税非課税世帯	松戸市緊急時通報システム利用規則	実態調査 書類審査	介護保険課	固定電話回線がない場合は警備会社の専用回線を使用することで月1,100円（税込）を3ヶ月ごとに前納にて利用可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 	なし	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	々	障害福祉課	

4. 被爆者援護

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
原子爆弾被爆者見舞金	市	①7月1日現在市内に居住し かつ住民基本台帳に登録されていること ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条の規定による被爆者手帳の交付を受けている者	被爆者1人につき 年額8,000円	給付	8月

5. 心身障害者（児）福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
コミュニケーション支援事業 ①手話通訳者設置 ②手話通訳・要約筆記派遣	市	聴覚障害者	①市役所内の手続きに手話通訳者が同行する。(月～金の9時～17時、障害福祉課内に手話通訳者を設置。) ②手話通訳及び要約筆記を必要とするとき登録者を派遣する。		
重度心身障害者医療費助成	市	身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳Aの2以上所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (年齢制限あり) (所得制限あり)	医療保険の自己負担の一部(高額療養費・附加給付・高額介護合算療養費・公費負担分等を控除した額)	給付	毎月
難病者援護金	市	千葉県から発行された、特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者票・小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかを所持している難病療養者に援護金を支給する(所得制限あり)	○入院療養者 (1か月20日以上) 月額 10,000円 ○通院療養者 月額 5,000円 ○生活保護受給者 月額 3,000円	給付	9月 3月
障害者施設等通所交通費助成	市	身体障害者、知的障害者、精神障害者が障害者施設等に通うために要する交通費を負担していること。	障害者通所施設等に通った交通費(最も経済的かつ合理的と認められる経路にかかる費用)を助成	給付	8月 11月 2月 5月
松戸市中心身障害者扶養年金助成	市	市民税非課税世帯の自己負担金助成	市民税非課税世帯 $\frac{30}{100}$	給付	3月
身体障害者自動車改造費助成	市	身体障害者手帳所持者(肢体不自由で1・2級) 自ら所有し、就労等のために運転する者	1件 100,000円を限度とする	給付	随時
身体障害児補装具等援護助成	市	身体障害児補装具費の自己負担金を全額助成		給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
松戸市原子爆弾被爆者見舞金支給申請書を提出する (被爆者健康手帳を提示)	なし	[規則] 松戸市原子爆弾被爆者見舞金支給規則	書類審査	健康医療政策課	

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
①直接障害福祉課へ ②申請書を提出	なし	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則		障害福祉課	
窓口で受給券を提示 (対象外の病院・県外は償還払い)	市民税所得割額 23万5千円未満の世帯 (世帯とは同一保険に加入している方)	松戸市重度心身障害者医療費助成条例	現物給付	〃	
松戸市難病者援護金支給申請書に特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者票若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証いずれかの写しを添えて申請する	受給者又は受給者と生計を同じくする者の当該年度市民税所得割額が101,000円未満の世帯	松戸市難病者援護金支給条例	書類診査	〃	
松戸市障害者施設等通所交通費助成申請書および通所証明書を提出する	なし	松戸市障害者施設等通所交通費助成規則	〃	〃	令和元年10月より規則改正。
助成申請書を提出		松戸市心身障害者扶養年金助成要綱	〃	〃	
申請書、見積書 運転免許証(写しでも可) 車検証(写しでも可) 課税状況の調査に係わる同意書 身体障害者手帳(写しでも可) 改造箇所の写真 就労等を証明する書類	特別障害者手当の所得制限に準ずる	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	〃	〃	
申請書	なし	心身障害者補装具等援護助成要綱	〃	〃	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
心身障害児福祉手当	市	20歳未満の知的障害児、及び身体障害児。(障害児福祉手当(国)受給者は除く)	1人月額 身障3級～4級 6,000円 知能指数50以下または身障2級以上のもの 7,000円 知能指数25以下かつ身障1級のもの 10,800円	給付	8月 12月 4月
はり・きゅう・あん摩施術費助成金	市	18歳から65歳未満の障害者手帳を交付されている方	登録施設において施術担当者より施術を受けたとき1回につき800円を助成	給付	毎月
身体障害者自動車運転免許取得助成金	市	①身体障害者本人の就労や社会活動への参加が見込まれる方 ②初めて第一種普通自動車運転免許証を取得された方 ③身体障害者手帳4級以上の所持者	申請により自動車運転免許(普通)を取得した場合その費用の一部を負担する 上限100,000円	給付	随時
自動車燃料助成	市	○障害者が常時通勤、通学通院等のために自ら運転する場合	普通車 レギュラー無鉛ガソリン 月20ℓ ハイオクガソリン 月18ℓ 軽 油 月15ℓ	給付	毎月
		○障害者のため同一生計を営む者が上記の目的のため運転する場合 (所得制限有)	軽自動車 レギュラー無鉛ガソリン 月15ℓ		
		○福祉タクシーを利用していない者			
		①身体障害者手帳所持者			
		障害の区分	障害程度		
		視覚障害	1から3級まで、4級 (両眼の視野がそれぞれ5度以内のものは除く)		
		聴覚障害	2から3級		
		上肢障害	1から2級		
		下肢障害	1から6級		
		体幹障害	1から5級		
内部障害	1から3級				
平衡障害	3級				
②戦傷病者手帳所持者					
障害の区分	障害程度				
視覚障害	特別項症から第4項症まで				
聴覚障害	特別項症から第4項症まで				
平衡機能障害	特別項症から第4項症まで				
上肢不自由	特別項症から第3項症まで				
下肢不自由	特別項症から第6項症まで				
体幹不自由	(第1款症から第3款症まで)				
心臓機能障害	特別項症から第3項症まで				
じん臓機能障害	特別項症から第3項症まで				
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症まで				
③療育手帳Aの2以上					
④精神障害者保健福祉手帳 1級					

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管	備考
心身障害児福祉手当申請書を提出	なし	松戸市心身障害児福祉手当支給条例	〃	〃	
申請書、障害者手帳	なし	松戸市はり、きゅう、あん摩等施術費助成要綱	書類診査	障害福祉課	
①身体障害者手帳 ②取得費用の領収書 ③運転免許証（写） ④預金通帳 ⑤印鑑	なし	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	〃	〃	
申請書 免許証 車検証	同一家族が運転をする場合は当該年度の市民税所得割額が15万円以上の方のいる世帯は支給しない。	松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱	〃	〃	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
福祉タクシー	市	市内に居住する重度心身障害者（児）が通院等のためタクシーを利用する場合、運賃の一部を助成する ①身体障害者手帳1・2級（下肢・移動機能・体幹機能・視覚障害は3級まで） ②療育手帳A2以上 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※自動車燃料助成受給者は除く	利用券1枚につき720円を限度とする（じん臓機能障害者は追加分込交付）年60枚、追加150枚まで可 ※迎車料金は助成対象外	給付	毎月
障害福祉サービス（居住支援サービス）	市	身体障害者・知的障害者及び精神障害者	入所施設等で、住まいの場として入浴や食事の介護等の支援を受ける。		
障害福祉サービス（日中活動支援サービス）	市	身体障害者・知的障害者及び精神障害者	生活介護、自立訓練等通所施設や入所施設等で、日中活動の支援を受ける		
障害福祉サービス（訪問支援サービス）	市	身体障害者・知的障害者・障害児及び精神障害者	在宅での入浴、排泄、食事の介護等の日常生活の支援を受ける。		
心身障害者一時介護料の支給	市	心身障害者を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり一時的に他のものに介護を委託した場合に負担した費用を助成（年間 50,000 円限度）	2時間未満 1,400円以内 2時間以上4時間未満 2,800円以内 4時間以上 5,300円以内 介護証明手数料500円以内	給付	10月 4月

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
申請書 手帳	なし	松戸市福祉タクシー利用規則	書類審査	障害福祉課	
(介護給付訓練等給付費) 支給申請書兼利用者 負担額減額・免除等申請書	なし (所得に応じての利用者負担の 上限額の設定あり)	障害者総合支援 法・松戸市身体障 害者福祉法・知的 障害者福祉法及び 児童福祉法に基づ く居宅生活支援費 及び施設訓練等支 援費の支給等に関 する規則		〃	
〃	なし (同上)			〃	
〃	なし (同上)			〃	
1. 松戸市中心身障害者一時介護 料助成金等申請書 2. 松戸市中心身障害者一時介護 料証明書を提出	なし	松戸市中心身障害者 一時介護料助成金 等支給規則	書類審査	〃	

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
千葉県心身障害者 扶養年金	県	精神又は身体に障害があるため 独立して生計を営むことが 困難な人を扶養している保護 者が加入し毎月掛金を納める ことにより加入者が死亡また は重度障害となったときに障 害者に年金を支給する	月額 20,000円（1口） 月額 40,000円（2口）	給付	毎月
身体障害者（児） 補装具の購入と 修理	国	身体機能障害を補い、日常生活 の能率向上を図るため補装具の 購入・修理に対して補装具費を 支給する	基準表による	給付	随時
特別児童扶養手当	国	国の基準に該当する20歳未満の 知的障害児、または身体障害児 等を監護している父母又は養育 者	月額 1級 55,350円 月額 2級 36,860円	給付	4月 8月 11月
特別障害者手当等	国	国の基準に該当する重度の身体 障害者又は重度の知的障害者 ①特別障害者手当 ②障害児福祉手当 ③経過措置としての福祉手当	月額 ① 28,840円 ② 15,690円 ③ 15,690円	給付	5月 8月 11月 2月
心身障害者（児） 日常生活用具の給 付	市	心身障害者（児）の日常生活の 利便性の向上を図るため用具を 給付する	便器、視覚障害者用ポータブルレ コーダー、聴覚障害者用通信装置 等基準表による	給付	随時
自立支援医療 （更生医療）	市	身体障害者で治療により障害 程度の軽減が見込まれる者	原則1割負担 （所得水準に応じて負担の上限額 を設定）	給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考																								
加入申込書 告知書 障害証明書 住民票(加入者及び心身障害者) 年金管理者指定届(年金管理者を指定する場合に限る)を提出	扶養年金掛金 (H20年4月より掛金改定) <table border="1"> <thead> <tr> <th>H20年3月以前加入者</th> <th>加入時年齢(歳)</th> <th>H20年4月以降加入者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,600円</td> <td>～35未満</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>35～40 ㇿ</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>8,700円</td> <td>40～45 ㇿ</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>10,600円</td> <td>45～50 ㇿ</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>11,600円</td> <td>50～55 ㇿ</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>12,800円</td> <td>55～60 ㇿ</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>14,500円</td> <td>60～65 ㇿ</td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table> ※継続して20年以上経過し、かつ加入者の年齢が満65歳以上の場合は掛金が免除となる。 ただし被保護者世帯は全額 市民税非課税世帯は70/100 市民税均等割世帯は30/100 が減額される	H20年3月以前加入者	加入時年齢(歳)	H20年4月以降加入者	5,600円	～35未満	9,300円	6,900円	35～40 ㇿ	11,400円	8,700円	40～45 ㇿ	14,300円	10,600円	45～50 ㇿ	17,300円	11,600円	50～55 ㇿ	18,800円	12,800円	55～60 ㇿ	20,700円	14,500円	60～65 ㇿ	23,300円	千葉県心身障害者扶養年金条例	県判定	障害福祉課	
H20年3月以前加入者	加入時年齢(歳)	H20年4月以降加入者																											
5,600円	～35未満	9,300円																											
6,900円	35～40 ㇿ	11,400円																											
8,700円	40～45 ㇿ	14,300円																											
10,600円	45～50 ㇿ	17,300円																											
11,600円	50～55 ㇿ	18,800円																											
12,800円	55～60 ㇿ	20,700円																											
14,500円	60～65 ㇿ	23,300円																											
補装具交付申請書 障害者手帳 見積書	身体障害児： 保護者の属する住民基本台帳での世帯の市民税所得割が46万円以上の場合 身体障害者： 障害者本人及び配偶者のいずれかが市民税所得割が46万円以上の場合	障害者総合支援法施行細則	県判定	ㇿ																									
認定請求書、戸籍謄本、個人番号が確認できるもの、口座申出書、通帳の写し、承諾書、診断書その他必要書類を添えて提出	扶養親族等の数により所得制限あり	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	県判定	ㇿ																									
認定請求書 所得状況届 口座振込依頼書 重要事項説明書兼同意書 個人番号が確認できるもの 手当用診断書 その他必要書類を添えて提出	扶養親族等の数により所得制限あり	ㇿ	書類判定	ㇿ																									
日常生活用具給付申請書 障害者手帳 見積書	身体障害児： 保護者の属する住民基本台帳での世帯の市民税所得割が46万円以上の場合 身体障害者： 障害者本人及び配偶者のいずれかが市民税所得割が46万円以上の場合	松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則	ㇿ	ㇿ																									
申請書、要否意見書、加入保険証を提出	自己負担上限額 ・生活保護⇒0円 ・低所得①⇒2,500円(市民税非課税で収入80万円以下) ・低所得②⇒5,000円(市民税非課税で低①以外) ・中間①⇒5,000円(市民税所得割額33,000円未満) ・中間②⇒10,000円(市民税所得割額235,000円未満) ・一定以上⇒20,000円(市民税所得割額235,000円以上) *重度かつ継続に該当しない場合、中間①②は医療保険の自己負担限度額、一定以上は対象外	障害者総合支援法	県判定	ㇿ																									

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
自立支援医療 (育成医療)	市	18歳未満で、現存する疾患を放置すると、将来において機能障害を残す場合に、手術等の治療によって確実に効果が期待できる者	原則1割負担 (所得水準に応じて負担の上限額を設定)	給付	随時
自立支援医療 (精神通院)	県	自立支援医療の指定を受けている精神科等医療機関に受診している者	原則1割負担 (所得水準に応じて負担の上限額を設定)	給付	随時
ホームヘルプサービス事業	市	介護保険と障害福祉のいずれの制度にも対象とはならない方で、在宅において日常生活に支障があり、支援の必要がある者	身体状況により週1回又は2回程度派遣	給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
申請書、要否意見書、加入保険証を提出	自己負担上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護⇒0円 ・低所得①⇒2,500円（市民税非課税で収入80万円以下） ・低所得②⇒5,000円（市民税非課税で低①以外） ・中間①⇒5,000円（市民税所得割額33,000円未満） ・中間②⇒10,000円（市民税所得割額235,000円未満） ・一定以上⇒20,000円（市民税所得割額235,000円以上 ※重度かつ継続に該当する場合のみ） 	障害者総合支援法	書類判定	障害福祉課	
申請書、指定の診断書、加入保険証を提出	自己負担上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護⇒0円 ・低所得①⇒2,500円（市民税非課税で収入80万円以下） ・低所得②⇒5,000円（市民税非課税で低①以外） ・中間①⇒5,000円（市民税所得割額33,000円未満） ・中間②⇒10,000円（市民税所得割額235,000円未満） ・一定以上⇒20,000円（市民税所得割額235,000円以上） ＊重度かつ継続に該当しない場合、中間①②は医療保険の自己負担限度額、一定以上は対象外	障害者総合支援法	県判定	障害福祉課	
・ホームヘルパー派遣申請書	なし （所得に応じての利用者負担の上限額の設定あり）	松戸市ホームヘルパー派遣事業運営規則	書類審査実態調査	障害福祉課	

6. 老人・障害者福祉

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月
ねたきり身体障害者等福祉手当	市	満18歳以上65歳未満のねたきりの身体障害者または最重度知的障害者を在宅で介護している者 (特別障害者手当、介護保険利用者は除く)	月 額 8,650円	給付	8月 12月 4月
高齢者・障害者住宅改修助成金	市	①65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けたもの。 ②身体障害者手帳2級以上 ③療育手帳Aの2以上 ④本市に2年以上居住していること ⑤市税を滞納していないこと ⑥住民票に記載されている住所の住宅の改修等を行うこと 〔高齢者は②③の条件を除く〕 〔障害者は①の条件を除く〕	①世帯の生計中心者の市民税が非課税 上限30万円 ②世帯の生計中心者の市民税が課税 上限15万円 高齢者のみ、介護保険による住宅改修費を控除した額の7～9割を助成する。 ※介護保険制度の負担割合に準ずる。	給付	随時
在宅高齢者配食サービス事業	市	満65歳以上の要介護(要支援)認定者および事業対象者で心身の障害及び傷病等の理由により、外出及び食事の用意の困難な方 ・単身世帯 ・高齢者のみの世帯 ・高齢者と障害者の世帯	週4回以内 夕食を直接手渡すことで安否の確認を行います。	給付	随時
家具転倒防止器具等取付費助成事業	市	市内在住で住民登録をしている下記の人のみで構成される市民税非課税世帯の世帯主 ①65歳以上(障害者含む) ②65歳未満で要介護、要支援の認定を受けている方 ③65歳未満で身体障害者手帳1、2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級	①と② 上限額 10,000円の9割 ③上限額 10,000円の10割	給付	随時

申請方法	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
ねたきり身体障害者等福祉手当支給申請書にねたきりである旨の証明書をえて添付して提出する	特別障害者手当（国）と同じ	ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例	書類審査	障害福祉課	
①～⑦を工事前に提出し事前審査を受ける ①松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給申請者 ②工事計画書（図面） ③住宅改修が必要な理由書 ④工事費見積書 ⑤住宅改修の承諾書（改修する住宅又は敷地が本人所有でない場合） ⑥工事着工前の工事箇所の写真 ⑦（必要があれば）委任状 ⑧～⑨を工事終了後提出 ⑧領収書及び支払内訳書 ⑨工事完了後の工事箇所の写真	なし	松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則	書類審査	介護保険課（65歳以上） 障害福祉課（障害者）	高齢者は介護保険の住宅改修制度を優先します。
配食サービス利用申請書、配食サービス利用者台帳兼相談票、居宅サービス計画(1)(2)・週間サービス計画表をケアマネジャー又は地域包括支援センターを通じて申請する	なし	松戸市在宅高齢者配食サービス事業実施規則	書類審査 実態調査	介護保険課	実費負担 1食450円（食材費・調理費相当額として）で配食券を購入し、弁当と引き替え ※令和4年度までに利用している方のみ利用可
①世帯主から市へ事前相談 ②受給資格要件の有無を審査後、申請書類配付 ③～⑤を取り付け後提出 ③領収書（内訳がわかるもの） ④工事前後写真 ⑤申請書	非課税世帯（世帯全員）	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則	書類審査	介護保険課（65歳以上） 障害福祉課（身体障害者）	

7. 国民健康保険

給付の種類	主体	給付の条件	給付内容	種別	支給月																																
療養費	市	被保険者が急病等のやむを得ない事情で国保を扱っていない医療機関にかかったり、被保険者証を持たず治療を受けて、いったん全額を支払ったとき	次のような場合、申請のうえ審査決定されると自己負担分を除いた額が払い戻される。 ○医師が必要と認めた治療用器具（コルセット等）の購入 ○医師の同意を得たマッサージ、はり・きゅう等の施術 ○国保を扱っていない柔道整復師の施術（骨折、ねんざ等） ○医師が必要と認めた輸血のための生血の購入 ○海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき（海外療養費）	給付	随時																																
出産育児一時金	市	被保険者の出産（R5.4.1以降） 直接支払制度を利用したとき 直接支払制度を利用し、かかった費用が出産育児一時金の額未満のとき 直接支払制度を利用しないとき 海外出産したとき	500,000円を医療機関に直接支払（妊娠12週～22週未満の死産、産科医療補償制度未加入の医療機関の出産は488,000円。妊娠12週未満の場合は不支給。以下同じ。） かかった費用を医療機関に直接支払 500,000円（488,000円）とかかった費用の差額を被保険者に支払 500,000円（488,000円） 488,000円	給付	随時																																
葬祭費	市	被保険者の死亡	50,000円	給付	随時																																
高額療養費	市	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の同一月、同一医療機関での療養に係る一部負担金が限度額を超える場合 一つの世帯で同一月内に各医療機関で21,000円以上（70歳～74歳の人に係るものはすべて）の一部負担金が2回以上ある場合は合算対象 一つの世帯で過去12か月間に高額療養費の該当が3回以上あった場合、4回目からは限度額が低くなる 厚生労働大臣が指定する特定疾病のうち人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤投与に起因するHIV感染症の場合 	一部負担金から次の限度額を控除した額 ○70歳未満の人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分※</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>901万円超</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円></td> </tr> <tr> <td>600万円超 901万円以下</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円></td> </tr> <tr> <td>210万円超 600万円以下</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円></td> </tr> <tr> <td>210万円以下</td> <td>57,600円<44,400円></td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円<24,600円></td> </tr> </tbody> </table> ※所得＝前年の総所得金額等－基礎控除43万円 <>内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額（多数回該当） ○70歳～74歳の人（平成30年8月診療分から） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">限度額（世帯）</th> </tr> <tr> <th>外来（個人）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現役並み所得者</td> <td>Ⅲ</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円></td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円></td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>18,000円 (年間上限14.4万円)</td> <td>57,600円 <44,400円></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>Ⅱ</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <>内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額（多数回該当） ○「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示すれば、自己負担額が1か月10,000円までとなる（慢性腎不全で70歳未満の上位所得者は20,000円）	所得区分※	限度額	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	210万円以下	57,600円<44,400円>	住民税非課税世帯	35,400円<24,600円>	所得区分	限度額（世帯）		外来（個人）		現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 <44,400円>	低所得者	Ⅱ	8,000円	Ⅰ	8,000円	給付	随時
所得区分※	限度額																																				
901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>																																				
600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>																																				
210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>																																				
210万円以下	57,600円<44,400円>																																				
住民税非課税世帯	35,400円<24,600円>																																				
所得区分	限度額（世帯）																																				
	外来（個人）																																				
現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>																																			
	Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>																																			
	Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>																																			
一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 <44,400円>																																			
低所得者	Ⅱ	8,000円																																			
	Ⅰ	8,000円																																			
高額介護合算療養費	市	一つの世帯で医療費と介護サービス費を1年分（毎年8月～翌年7月）合算して一部負担金が限度額を超える場合	一部負担金から次の限度額を控除した額 ○70歳未満の人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>210万円超600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table> ○70歳～74歳の人 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>Ⅲ</th> <th>Ⅱ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現役並み所得者</td> <td>Ⅲ</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>Ⅰ</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>19万円(注1)</td> </tr> </tbody> </table> (注1)介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円	所得区分	限度額	901万円超	212万円	600万円超901万円以下	141万円	210万円超600万円以下	67万円	210万円以下	60万円	住民税非課税世帯	34万円	所得区分	限度額		Ⅲ	Ⅱ	現役並み所得者	Ⅲ	212万円	Ⅱ	141万円	一般	Ⅰ	67万円		56万円	低所得者	Ⅱ	31万円	Ⅰ	19万円(注1)	給付	随時
所得区分	限度額																																				
901万円超	212万円																																				
600万円超901万円以下	141万円																																				
210万円超600万円以下	67万円																																				
210万円以下	60万円																																				
住民税非課税世帯	34万円																																				
所得区分	限度額																																				
	Ⅲ	Ⅱ																																			
現役並み所得者	Ⅲ	212万円																																			
	Ⅱ	141万円																																			
一般	Ⅰ	67万円																																			
		56万円																																			
低所得者	Ⅱ	31万円																																			
	Ⅰ	19万円(注1)																																			

申請方法・必要書類	所得制限	給付根拠	給付決定方法	主管課	備考
被保険者証、診療報酬明細書、領収書、世帯主名義の口座番号が分かるもの ※海外療養費の場合は、認め印、領収書、診療内容明細書、領収内容明細書、それぞれの日本語訳添付及び該当者のパスポート原本提示が必要	なし	国民健康保険法	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所 ※海外療養費の場合は国保年金課のみ
被保険者証を医療機関窓口へ提示 被保険者証、母子健康手帳、領収明細書の写し（産科医療補償制度加入のスタンプが押されているもの）、直接支払の合意文書の写し、世帯主名義の口座番号が分かるもの ※流産・死産の場合は、医師の証明書が必要 ※海外出産の場合は、出生証明書（日本語訳添付）及び該当者の認め印とパスポート原本提示が必要	なし	国民健康保険条例	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所 ※海外出産の場合は国保年金課のみ
被保険者証、葬祭費用の領収書、領収書宛名人の認め印と口座番号が分かるもの	なし	国民健康保険条例	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所
被保険者証、申請書、世帯主名義の口座番号が分かるもの	なし	国民健康保険法	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所
被保険者証、申請人名義の口座番号が分かるもの	なし	国民健康保険法	書類審査	国保年金課	○申請場所 国保年金課・各支所

第 11 節 医療施設及び医療関係従業者数

※松戸健康福祉センターより

◎医療施設

各年 4 月 1 日現在

年度	病 院									
	総 数		公 立		医療法人		学校法人		その他	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
H31	19	3,565	2	781	15	2,573	1	31	1	180
R 2	19	3,569	2	781	15	2,577	1	31	1	180
R 3	19	3,699	2	781	15	2,707	1	31	1	180
R 4	19	3,699	2	781	15	2,707	1	31	1	180
R 5	19	3,699	2	781	15	2,707	1	31	1	180

年度	一般診療所		歯科診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数
H31	286	129	276	0
R 2	286	127	275	0
R 3	287	127	270	0
R 4	287	127	270	0
R 5	283	127	270	0

◎医療関係従事者数

(隔年12.31現在)

年度	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
H30	891	756	1,265	123	127	3,413	471
R 2	900	737	1,327	125	123	3,736	420
R 4	819	653	1,121	138	115	3,412	339

※ 1 年おきの調査

第12節 衛生会館

1. 目 的

〔健康医療政策課〕

地域住民の健康管理対策の更なる推進を期するため、衛生教育の充実にともなひに休日土曜日夜間歯科診療の実施、更には各種公衆衛生業務に対する三師会（一般社団法人松戸市医師会・公益社団法人松戸歯科医師会・一般社団法人松戸市薬剤師会）のより一層の理解協力が得られるよう連携強化を図るため三師会事務室、会議室等を設置するとともに、地域における医療福祉の向上に資することを目的としています。

2. 概 要

- 名 称 松戸市衛生会館
- 位 置 松戸市竹ヶ花45番地の53
- 構 造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建
- 敷地面積 1,066.99㎡ 延床面積 1,841.78㎡
工事面積 2,064.64㎡
- 工 期 昭和50年12月20日～昭和51年12月25日
- 主な施設 大会議室・小会議室・休日土曜日夜間歯科診療所（歯科センター）・
図書室・三師会事務室・駐車場他
- 総事業費 376,250,000円

第13節 休日土曜日夜間歯科診療所

1. 概 要

〔健康医療政策課〕

開設年月日 昭和52年7月3日（平成元年5月13日から土曜日を加え夜間となる）
 設置場所 松戸市竹ヶ花45番地の53（松戸市衛生会館2階一部94.2㎡）
 診療日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始等（お盆8月13日～16日含）
 診療時間 午後8時～午後11時
 編成人員 歯科医師2名・歯科衛生士1名・事務員1名
 運 営 公益社団法人松戸歯科医師会に業務委託

2. 利用状況（令和5年度）

診療日数 126日
 受診者数 207人 男 112人 54.1%
 女 95人 45.9%
 1日当たり 1.6人

・年齢別受診者数

区 分	累計（人）	割合（％）
0歳～5歳	9	4.3%
6歳～14歳	22	10.6%
15歳～29歳	35	16.9%
30歳～49歳	74	35.7%
50歳～69歳	60	29.0%
70歳以上	7	3.4%
合 計	207	100.0%

・来所方法別受診者数

区 分	累計（人）	割合（％）
徒 歩	13	6.3%
救 急 車	0	0.0%
自 家 用 車	170	82.1%
タ ク シ ー	6	2.9%
そ の 他	18	8.7%
合 計	207	100.0%

・地区別受診者数

区 分	累計（人）	割合（％）
市 内	136	65.7%
市 外	71	34.3%
合 計	207	100.0%

・時間帯別受診者数

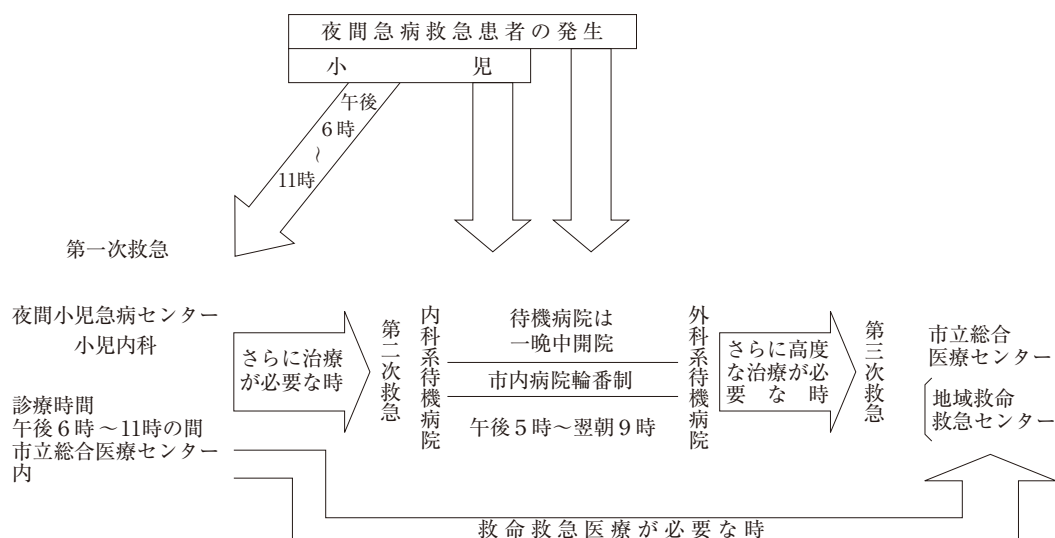
区 分	累計（人）	割合（％）
20時～21時	101	48.8%
21時～22時	74	35.7%
22時～23時	32	15.5%
合 計	207	100.0%

※ 割合については、四捨五入をして表記したため合計が100にならない場合があります。

第 14 節 松戸市夜間急病救急医療システム

〔健康医療政策課〕

「松戸市夜間小児急病センター」で小児の急病患者（内科系・中学生まで）の診察を午後6時から午後11時まで対応している。また、午後11時以降及び小児内科以外の急病患者については、市内7つの「待機病院」が輪番で午後5時から翌朝9時まで救急患者の対応を行っている。



1. 夜間小児急病センター概要

開設年月日	平成29年12月27日
設置場所	松戸市千駄堀993番地の1（市立総合医療センター内） 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造9階建の中地上1階 203.35㎡
診療日	通年
診療時間	午後6時～午後11時
編成員	一般社団法人松戸市医師会医師、市立総合医療センター小児科医師、一般社団法人松戸市薬剤師会薬剤師、看護師
運営	一般社団法人松戸市医師会に業務委託
沿革	平成16年4月1日 松戸市衛生会館内で「松戸市夜間小児急病診療所（午後8時～午後11時）」として開設 平成18年4月1日 上本郷4005番地「松戸市夜間小児急病センター（午後6時～午後11時）」として開設 平成29年12月27日 市立総合医療センター内へ移転

2. 夜間小児急病診療利用状況（令和5年度）

診療時間 午後6時～午後11時

診療日数 366日

受診者数 9,380人 1日当たり 25.6人

・系統別受診者数

区 分		累計（人）	割合
内科系	呼吸器系	7,672	66.5%
	循環器系	23	0.2%
	消化器系	2,015	17.5%
	泌尿器系	62	0.5%
	その他	976	8.5%
	小計	10,748	93.2%
外科系	外科系	73	0.6%
	小計	73	0.6%
他科系	耳鼻科系	335	2.9%
	眼科系	63	0.5%
	産婦人科系	0	0.0%
	皮膚科系	317	2.7%
	歯科系	1	0.0%
	その他	0	0.0%
	小計	716	6.2%
合 計		11,537	100.0%

※人数は重複している場合があります

・年齢別受診者数

区 分	累計（人）	割合
0歳	897	9.6%
1歳	1,228	13.1%
2歳	993	10.6%
3歳	990	10.6%
4歳	903	9.6%
5歳	757	8.1%
6歳	693	7.4%
7歳～12歳	2,411	25.7%
13歳～14歳	426	4.5%
15歳	82	0.9%
16歳以上	0	0.0%
合 計	9,380	100.0%

・地区別受診者数

区 分	累計（人）	割合
松 戸	342	3.6%
松 戸 新 田	957	10.2%
北 松 戸	1,011	10.8%
矢 切	252	2.7%
東 部	819	8.7%
馬 橋	1,196	12.8%
新 松 戸	520	5.5%
常 盤 平	695	7.4%
五 香 六 実	739	7.9%
小 金	617	6.6%
小 金 原	454	4.8%
その他松戸市	19	0.2%
市内計	7,621	81.2%
市外	1,759	18.8%
合 計	9,380	100.0%

3. 待機病院利用状況（令和5年度）

診療日数 366日
診療時間 午後5時～翌朝9時
受診者数 合計 16,660人
男 8,594人 51.6%
女 8,066人 48.4%
1日当たり 45.5人

・年齢別受診者数

区分	内科系（人）	外科系（人）	合計（人）	割合
0歳	355	106	461	2.8%
1歳～6歳	1,630	821	2,451	14.7%
7歳～17歳	1,078	645	1,723	10.3%
18歳～64歳	4,206	2,330	6,536	39.2%
65歳～74歳	902	613	1,515	9.1%
75歳以上	2,321	1,653	3,974	23.9%
合計	10,492	6,168	16,660	100.0%

・時間帯別受診者数

区分	内科系（人）	外科系（人）	合計（人）	割合
17時～20時	4,000	3,023	7,023	42.2%
21時～23時	2,933	1,599	4,532	27.2%
0時～2時	1,776	645	2,421	14.5%
3時～5時	976	420	1,396	8.4%
6時～9時	807	481	1,288	7.7%
合計	10,492	6,168	16,660	100.0%

4. 休日当直医制度

休日における医療不安を解消するため、（一社）松戸市医師会の協力を得て休日当直医制事業を実施しています。

利用状況（令和5年度）

・診療所

診療日 日曜日・祝日・年末年始（73日間）
診療時間 午前9時～午後5時
受診者数 4,567人
1日当たり 62.6人

・病院

診療日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（123日間）
診療時間 午前9時～午後5時
受診者数 9,340人
1日当たり 75.9人

5. テレホン案内サービス

昭和50年2月から、休日当直医の医院の名称、診療科目、所在地、などをお知らせするテレホン案内サービスを実施しています。(電話番号：366-0010)

・テレホン案内サービス受信件数（令和5年度）

区 分	電話件数	割 合
日曜祝日	3,777	50.9%
土曜日	1,113	15.0%
平日	2,532	34.1%
合計	7,422	100.0%

第 15 節 青少年健全育成

1. こども健全育成事業

〔子ども居場所・子ども政策課〕

(1) 子ども会の育成

令和5年3月31日現在69の単位子ども会が、育成会の援助のもとに地域性を活かして多様な活動を展開しています。

松戸市子ども会育成会連絡協議会は、これらの子ども会育成会相互の連絡調整を図るとともに、主催事業を実施しています。

〔R5年度子ども会育成会への支援〕

- ・活動費補助金 ― 松戸市子ども会育成会連絡協議会へ2,233,200円
市子連活動費：2,233,200円
- ・行事補助金 ― 単位子ども会育成会（69団体）へ1,380,000円
補助額算定：20,000円を上限に行事費の半額を補助

〔松戸市子ども会育成会連絡協議会の令和5年度の主な事業〕

- ・子ども会キャンプ研修会 単位子ども会のリーダーを養成するキャンプ大会に備えて、研修を実施
 - ・子ども会キャンプ大会 自然環境の中でキャンプ技術の習得と団体生活の体験を目的に、単位子ども会からの参加者を対象に実施。
 - ・少年少女のつどい ソフトボール・ドッジボールの中央大会を実施
 - ・地区懇談会 単位子ども会会長及び役員、育成者を対象に情報交換会の地域ごとに実施
 - ・かるた大会 各地区の子ども会の小学1～6年生による個人戦・団体戦を開催
- (2) こども新聞の発行 小学校1年生から中学校3年生までを対象に発行（第80号：令和6年3月発行 A3判、50,000部）
- (3) こどもモニター 1年の任期で令和5年度は小学校6年生10名、中学校2年生22名を委嘱。委嘱内容は、こどもから見た市政に対する要望・意見の具申及び松戸市子ども夢フォーラムでの発表とこども新聞の発行が主なものです。
- (4) こどもの遊び場設置管理 児童の健全育成を図るため、こどもの遊び場33か所33,819.27㎡の整備及び維持管理を行っています。

こどもの遊び場設置状況

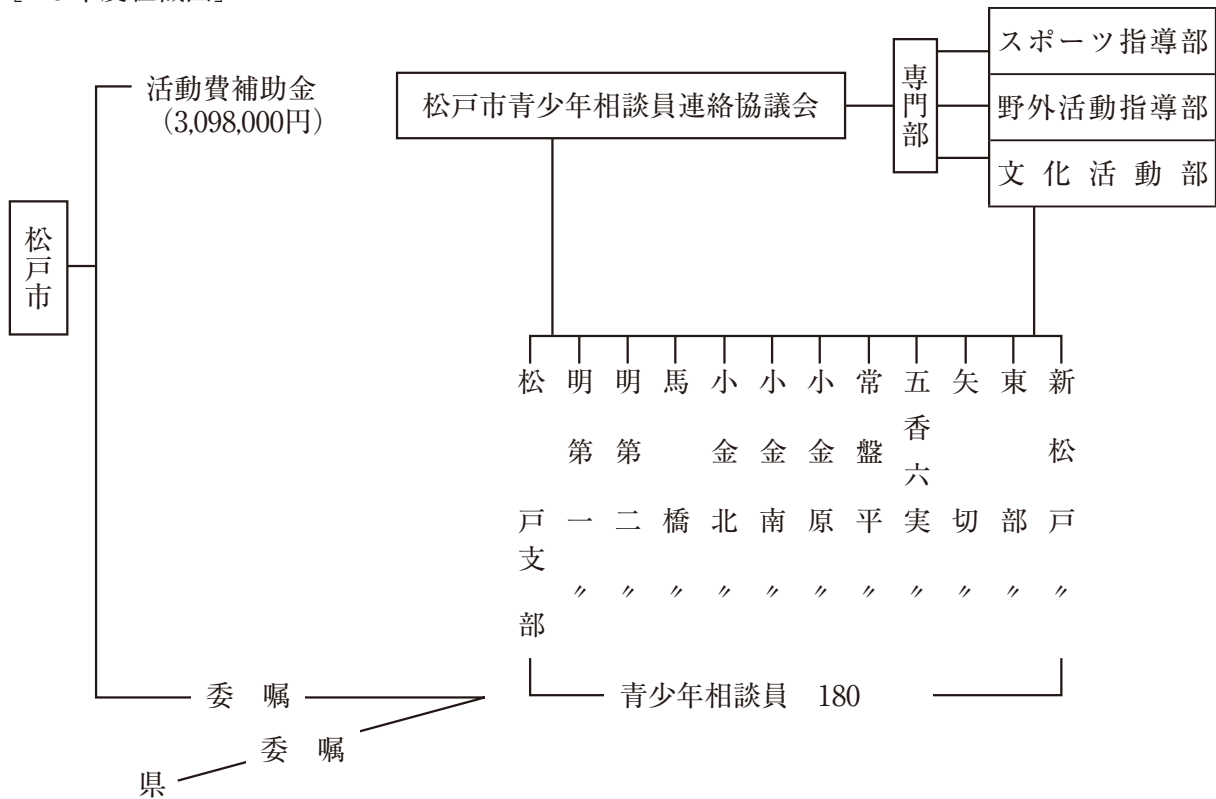
(R6.4.1現在)

地 区	本庁	明	東部	小金	馬橋	常盤平	矢切	新松戸	五香六実	小金原	合計
こどもの遊び場	2	5	3	1	4	5	4	4	3	2	33

(5) 青少年相談員

知事と市長から委嘱された任期3年のボランティアで地域青少年の健全な育成にあっています。松戸市の定数は180（令和6年4月1日現在）名で、松戸市青少年相談員連絡協議会を組織し、運営機関としての地区12支部と、スポーツ活動、野外活動、文化活動を推進する専門部を構成しています。

[R6年度組織図]



2. 少年センター

[子ども居場所課]

少年の非行防止と健全育成を図るため関係機関、団体及び民間有志の参加を得て、より効果的に実践する合同補導活動の拠点として設置されたものです。

ア 主要業務

- 街頭補導に関すること。
- 少年の相談に関すること。
- 家庭、学校、職場、その他関係機関への連絡に関すること。
- 少年問題に関する資料の収集及び整備に関すること。

イ 運営協議会（松戸市少年センター設置条例）

教育、児童福祉、警察、学識経験者及び関係機関団体の代表者20名以内で組織され、少年センター運営の基本方針や活動に必要な業務計画等の協議決定に当たる。

ウ 少年補導員

少年補導員は、市長から委嘱を受けた学校職員、PTA会員、青少年相談員、民生委員児童委員、保護司、民間有志、関係機関団体の代表者及び職員からなり、運営協議会で決定した業務計画に基づき、組織的、計画的に市内全域の駅、公園、遊技場等を巡回し、補導活動を行う。

エ 少年相談活動

20歳未満の青少年及びその保護者を対象に来所相談・電話相談を通して、交友関係、学業、非行等に関する相談に応じ、自力解決が図れるように助言、指導する。

また、事例に応じて、児童相談所・病院・警察署等の関係機関を紹介する。

オ 広報啓発活動

- 広報紙（少年センターだより）を年4回発行し、広報活動を行う。
- 地域の団体等の会合に出席し、相互理解を深め連携をつくる。
- 青少年の非行防止を地域ぐるみの運動に発展させるためキャンペーンを行う。

街頭補導月別実施状況（地区会議を含む）

(R5.4.1～R6.3.31)

区分 月	実施回数							補導従事者数（職員を含む）						
	駅立	午前	午後	薄暮	夜間	地区	合計	駅立	午前	午後	薄暮	夜間	地区	合計
4月			1	2		9	12			9	20		45	74
5月				2	1	8	11				26	8	49	83
6月						7	7						99	99
7月			1	1	2	13	17			3	8	38	72	121
8月				1	1	12	14				8	4	75	87
9月				1	1	14	16				6	12	83	101
10月				2	1	12	15				21	5	59	85
11月			1	2	1	16	20			6	36	7	91	140
12月		1	2	1	1	19	24		2	12	6	9	87	116
1月			1	1	1	6	9			8	12	5	27	52
2月				1	1	8	10				8	12	38	58
3月			2			14	16			19			69	88
合計	0	1	8	14	10	138	171	0	2	57	156	100	794	1,104
前年度	0	1	10	12	7	129	159	0	6	68	148	56	786	1,064

行為・学職別補導状況

(R5.4.1～R6.3.31)

行為別 学職別	児童・生徒・学生										有職・無職少年						合計		
	小学生		中学生		高校生		専門生		大学生		計		有職		無職				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
怠学																			
喫煙																			
自転車二人乗り																			
夜間ゲーム場立入																			
たむろ																			
帰宅指導	83	28	39	18		2				122	48						122	48	170
その他	9	4		4		3			1	9	12						9	12	21
男女別計	92	32	39	22		5			1	131	60						131	60	191
合計	124		61		5		1		191								191		
前年度	4	5	2							6	5						6	5	
	9		2						11								11		

行為別・学職別来所相談件数の状況

(R5.4.1～R6.3.31)

行為	小学生		中学生		高校生		大学生他		有職		無職		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
交友	5	11		10		5			9	1		3	14	30	44
異性・性			1	3		6				1			1	10	11
不登校		1										4		5	5
いじめ	1	1	1										2	1	3
学業・進路	2	6	7	3	5	3						11	14	23	37
被害															
家庭	16	17	6	5		2			6	2		25	25	52	77
しつけ												9		9	9
発達・健康		1		1								7		9	9
性格									1				1		1
非行									1				1		1
仕事					2	1			24	9	7	4	33	14	47
問合せ										1				1	1
その他			2	1					1	2	1	1	4	4	8
合計	24	37	17	23	7	17			39	17	8	64	95	158	253
	61		40		24				56		72				

月別対象別相談件数

(R5.4.1～R6.3.31)

月	対象者							来所者				件数
	小学生	中学生	高校生	大学生他	専門生	有職者	無職者	本人	保護者	本人と保護者	その他	
4月	8	5	3				5	21	8			29
5月	2		5			5		12	11			23
6月	4	3				4	1	12	5			17
7月	5	4	3			7		19	8			27
8月	14	6	3			3		26	2			28
9月	7	4				4		15	3			18
10月		4	3			3		10	8			18
11月	2	7	1			9	1	20	3			23
12月	6	3	3			5	2	19	4			23
1月	4	1				8		13	2			15
2月	4	2				5		11	2			13
3月	5	1	3			3	3	15	4			19
合計	61	40	24			56	12	193	60			253

来所相談別状況

来所者	本人	父親	母親	両親	本人と父親	本人と母親	本人と両親	その他	合計
件数	193		60						253

健福
康社

電話相談の状況

(R5.4.1～R6.3.31)

学職 内容	性 別	青 少 年						成 人			合 計			
		小学生	中学生	高校生	大学生他	有職	無職	小計	一般成人	保護者			小計	
交 友	男												2	
	女								2	2		2		
異性・性	男		1	22				23				23	23	
	女													
学校・進路	男			5				5				5	9	
	女								4	4		4		
不登校	男					1		1				1	3	
	女								2	2		2		
いじめ	男		1					1				1	1	
	女													
家 庭	男		1	5		2	7	15				15	18	
	女									3	3	3		
しつけ	男													
	女													
発達・健康	男					12	4	16				16	16	
	女													
性 格	男													
	女													
非 行	男												2	
	女									2	2	2		
被 害	男													
	女													
仕 事	男					8	3	11				11	11	
	女													
問合せ	男			1		3	1	5				5	14	
	女						1	1		8	8	9		
その他	男		1	1		1		3				3	12	
	女			3		1	3	7		2	2	9		
合 計	男		4	34		27	15	80				80	111	
	女			3		1	4	8		23	23	31		
			4	37		28	19	88		23	23	111		

学職別電話相談の推移

年 度	青少年						成 人		合計
	小学生	中学生	高校生	大学生他	有 職	無 職	一般成人	保護者	
令和3年度	0	4	3	7	9	1	43	38	105
令和4年度	0	6	0	2	7	12	20	29	76
令和5年度	0	4	37	0	28	19	0	23	111

第 10 章

街 づ く り

=内 容=

第1節 都市計画	273	第4節 住 宅	294
1. 都市計画の変遷	273	1. 松戸市住生活基本計画	294
2. 地域地区	274	2. 市営住宅	294
3. 地区計画	277	3. マンション建替の円滑化等に関する事...	294
4. 景観形成	277	4. 市営住宅一覧表	295
(1) 景観に関する条例、計画など ...	277	5. 市営住宅募集状況	300
(2) 景観に関する組織など	277	第5節 宅地開発・建築	301
5. 鉄道網の整備等	277	1. 松戸市における宅地開発事業等に	
(1) 地下鉄11号線の延伸	277	関する条例	301
(2) 鉄道駅のバリアフリー設備の設置...	278	(1) 目 的	301
6. 松戸駅西口地下駐車場	279	(2) 開発許可の技術基準	301
7. 自転車駐車場設置状況	280	(3) 市街化調整区域の立地基準	301
8. 自転車放置禁止区域	282	(4) 宅地開発事業等に係る事前協議等...	301
9. 北小金駅南口地区市街地再開発事業...	282	2. 松戸市ラブホテル建築等規制条例...	302
10. 優良建築物等整備事業	283	(1) 目 的	302
第2節 公園緑地	284	(2) 適用建築物	302
1. 都市公園整備状況	284	(3) 規制地域	302
2. 主な都市公園	285	(4) 主な規定事項	302
(1) 21世紀の森と広場	285	3. 年度別建築確認申請取扱件数	303
(2) 河川敷緑地	286	4. 松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱...	303
(3) 根木内歴史公園・大谷口歴史公園...	286	(1) 目 的	303
(4) 東松戸ゆいの花公園	286	(2) 事前協議	303
3. 緑化の推進	286	(3) 狭あい道路等に係わる建築主等の措置...	303
(1) 公共用地等の緑化	286	(4) 道路整備工事等	304
(2) 民有地の緑化	287	(5) 固定資産税の非課税措置	304
(3) 市民参加の緑化	287	5. 松戸市中高層建築物等の建築等に係る	
4. 緑の保全	287	紛争の予防及び調整に関する条例...	304
(1) 樹林の保全	288	(1) 目 的	304
(2) 巨樹・古木の保護	288	(2) 適用建築物等	304
(3) 市民農園	288	(3) 主な規定事項	304
第3節 土地区画整理事業	289	第6節 空家等対策	305

第 1 節 都 市 計 画

1. 都市計画の変遷

[都市計画課]

本市が都市計画法の適用を受け、都市計画区域を決定したのは昭和11年で、最初に用途地域及び都市計画道路が決定したのは昭和17年です。

その後、昭和28年より本市の各構成要素を詳細に調査した結果、昭和30年に第1回目の用途地域・都市計画道路を変更し、これに空地地区、準防火地域及び都市計画公園を新たに決定しました。また、昭和31年には、日本住宅公団（現：UR都市機構）による金ヶ作土地区画整理事業（常盤平団地）の具体化に伴って都市計画道路、都市計画公園の一部を追加決定しました。

昭和31年4月には、首都圏整備法が制定され同整備計画により本市が近郊整備地帯に入ったことや旧小金町の合併に伴う都市計画区域の追加決定により、昭和35年に第3回目の変更を行いました。

しかしながら、用途地域の未指定地域に建築物が急激に増加し始めたこと、並びに本市の財政事情から工業地域の拡張を必要としたことなどから、昭和37年に変更、更に昭和39年に日本住宅公団（現：UR都市機構）の施行による北小金土地区画整理事業（小金原団地）の具体化により変更しました。

昭和44年には、国鉄武蔵野線（現：JR武蔵野線）の建設及び国鉄常磐線（現：JR常磐線）の複々線化に伴って用途地域、都市計画道路等の全面的な変更を行うとともに新たに卸売市場の決定を行いました。

また、昭和45年には、新都市計画法の市街化区域、市街化調整区域を決定、それに伴い用途地域を一部変更、更に、昭和48年には建築基準法の改正に伴い新しい用途地域を定め、同時に区域区分の変更を行いました。

その後、昭和52年の長期構想の策定により、翌昭和53年には、人口抑制を主体とした市街化調整区域の拡大及び用途地域等の変更を行いました。

更に、昭和54年には、商業の集積を目的として、商業系を中心とした用途地域等の変更を行いました。昭和60年には、北総開発鉄道（現：北総鉄道）の駅周辺地域を中心に市街化区域を拡大するとともに既存の市街化区域内の地域地区についても住みよい活気あるまちづくりを実現するために変更を行い、翌昭和61年に、都市基盤の整備が完了した地区等について、用途地域の変更を行いました。

昭和62年8月には、JR常磐線北小金駅南口を中心とした土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第1種市街地再開発事業の都市計画決定に合わせて高度利用地区等の指定を行いました。

一方、社会経済情勢の動きに伴い土地利用が多様化、高度化し大きく変貌しました。このような情勢に対し、千葉県は制定されてから15年以上経過している用途地域決定基準を昭和62年9月に改正しました。本市もこの基準にもとづき、全市的な用途地域の見直しを実施し、平成元年1月に変更を行いました。

また、平成3年3月には第3回線引き見直しに伴い、北総開発鉄道（現：北総鉄道）の松飛台駅周辺地区の一部を市街化区域に編入し用途地域の変更を行い、平成4年6月の都市計画法と建築基準法の一部の改正に伴い、平成8年4月に新たな用途地域の決定を行いました。平成10年1月には小金字出作地区を市街化区域に編入し、平成13年3月の第4回、平成19年3月の第5回、平成28年3月の第6回線引き見直しを経て今日の区域区分に至っており、令和4年9月に、用途地域の変更を行いました。

都市計画区域の変遷

決定告示年月日	変更告示年月日	面積	摘 要
昭和11年3月20日			
	昭和31年5月22日	6,004ha	小金地区820ha編入
	昭和39年8月12日	6,120ha	高柳地区116ha編入 松戸市全域が都市計画区域となる
	平成3年3月26日	6,133ha	国土地理院による行政区域の面積精査による変更
	平成13年3月30日	6,133ha	高柳西部地区の行政区域の変更

市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域は、すでに市街化を形成している区域及び、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

本市の場合、JR常磐線、新京成線の沿線地区、主要地方道市川松戸線及び松戸野田線の沿線地区の既成市街地と、これに接続した区域及び計画的に宅地造成された小金原・常盤平・八ヶ崎地区、並びに北総鉄道駅周辺の紙敷、秋山地区など約4,444haを市街化区域としています。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、優良農地の残っている紙敷、七右衛門新田、串崎新田、高塚新田、大橋、旭町、矢切地区及び、幸田地区ほか山林の保全として金ヶ作、千駄堀地区の一部など約1,689haを市街化調整区域としています。

市街化区域及び市街化調整区域面積表（平成28年3月4日県告示第152号）

区 域	面 積	比 率
市 街 化 区 域	約4,444ha	72.5%
市 街 化 調 整 区 域	約1,689ha	27.5%
合 計（都市計画区域）	約6,133ha	100.0%

2. 地 域 地 区

〔都市計画課〕

住みよい活気のある街づくりをめざし、適正な制限のもとに、それぞれの地域にふさわしい環境を確保し、土地の合理的な利用を図ることを目的に用途地域等の指定を行っています。

用途地域（令和4年9月27日市告示第260号）

種 類	建蔽率	容 積 率	建 築 物 の 高 さ の 制 限	面 積	割 合
第1種低層住居専用地域	30%	50%	10m	約 1.1ha	約 0.0%
	40%	60%	10m	約 108ha	約 2.4%
	50%	100%	10m	約 1,618ha	約 36.4%
	60%	100%	10m	約 97ha	約 2.2%
	60%	150%	10m	約 11ha	約 0.2%
小 計	—	—	—	約 1,835ha	約 41.2%
第2種低層住居専用地域	50%	100%	10m	約 31ha	約 0.7%
第1種中高層住居専用地域	50%	150%	—	約 17ha	約 0.4%
	60%	150%	—	約 15ha	約 0.3%
	60%	200%	—	約 648ha	約 14.6%
小 計	—	—	—	約 680ha	約 15.3%
第2種中高層住居専用地域	60%	200%	—	約 43ha	約 1.0%
第1種住居地域	60%	200%	—	約 953ha	約 21.4%
	60%	300%	—	約 3.0ha	約 0.1%
小 計	—	—	—	約 956ha	約 21.5%
第2種住居地域	60%	200%	—	約 230ha	約 5.2%
準住居地域	60%	200%	—	約 63ha	約 1.4%
田園住居地域	—	—	—	—	—
近隣商業地域	80%	200%	—	約 88ha	約 2.0%
	80%	300%	—	約 57ha	約 1.3%
小 計	—	—	—	約 145ha	約 3.3%
商業地域	80%	400%	—	約 92ha	約 2.1%
	80%	500%	—	約 1.6ha	約 0.0%
	80%	600%	—	約 17ha	約 0.4%
小 計	—	—	—	約 111ha	約 2.5%
準工業地域	60%	200%	—	約 200ha	約 4.5%
工業地域	—	—	—	—	—
工業専用地域	60%	200%	—	約 150ha	約 3.4%
合 計	—	—	—	約 4,444ha	100.0%

※ 商業地域の建蔽率については、建築基準法で定められています。

高度地区（令和4年6月21日市告示第185号）

日照・通風及び採光条件を保護し、都市における住環境が快適に保たれるよう定めるものであり、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に高度地区を指定しました。また、商業地域における土地利用の増進を図るため、特定の地区については高さの最低限度を定める高度地区を指定しました。

種 類	面 積	割 合
第1種高度地区	約 1,659ha	約 37.5%
第2種高度地区	約 311ha	約 7.0%
最低限高度地区	約 2.9ha	約 0.1%
合 計	約 1,972.9ha	約 44.6%

※ 割合は市街化区域に対する比率

高度利用地区（令和4年9月27日市告示第261号）

土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業の活性化、建物の不燃化を促進し、快適な都市環境を形成させるため高度利用地区を指定しました。

種 類	面 積	摘 要
高度利用地区	約 2.5ha	昭和62年8月21日指定 北小金駅南口地区 約 1.6ha 令和4年9月27日指定 約2.5ha { 北小金駅南口地区Aゾーン 約 1.6ha の内訳 { 北小金駅南口地区Bゾーン 約 0.9ha

特定街区（平成30年11月2日市告示第443号）

良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図るため、特定街区を指定しました。

種 類	面 積
特 定 街 区	約 1.2ha

防火地域及び準防火地域（令和4年9月27日市告示第262号）

市街地における火災の危険を防止するため、容積率600%、500%及び400%の一部の商業地域に防火地域を指定しました。また防火地域に指定する地域を除く商業地域及び近隣商業地域、さらに第1種住居地域の一部の地域を準防火地域に指定しました。

種 類	面 積	種 類	面 積	合 計
防 火 地 域	約 33 ha	準防火地域	約 226 ha	約 259 ha

駐車場整備地区（令和4年6月21日市告示第187号）

市街地における道路の効用を保持し、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、都市機能の充実を図るため、駐車場整備地区を指定しました。

種 類	面 積	摘 要
駐 車 場 整 備 地 区	約112 ha	昭和58年8月3日指定 松戸駅周辺 約 48ha 平成6年2月15日変更 約108ha { 松戸駅周辺 約 66ha 新松戸駅周辺 約 18ha 八柱駅周辺 約 13ha 東松戸駅周辺 約 11ha 令和4年6月21日変更 約112ha { 松戸駅周辺 約 70ha 新松戸駅周辺 約 18ha 八柱駅周辺 約 13ha 東松戸駅周辺 約 11ha

生産緑地地区

〔みどりと花の課〕

市街化区域にある農地は、都市環境の保全機能をもつ貴重な緑地であり、雨水の貯留・浸透による自然災害の緩和も期待されていることから、この農地を計画的に生産緑地地区として保全する必要があります。

市では、平成3年4月に一部改正された生産緑地法に基づき、平成4年に671地区、約169.31haを生産緑地として指定し、令和元年10月に「松戸市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を施行、生産緑地地区の最低面積条件を500㎡から300㎡に緩和し、追加指定を行っています。

また、令和4年には、平成4年の指定から30年が経過する生産緑地のうち、394地区、約90.5haを特定生産緑地に指定しました。

令和5年度末現在、466地区、約109.31haを生産緑地地区に指定しています。

3. 地区計画

〔都市計画課〕

区画整理事業での良好な住環境の形成と、地域の利便性に貢献する良好な商業環境などを誘導するため、地区計画を定めました。

名 称	面 積	決定年月日
紙敷地区地区計画	約51.0ha	平成 5年11月26日決定市告示第277号 平成27年 7月 7日変更市告示第264号
秋山地区地区計画	約40.4ha	平成 6年12月 2日決定市告示第310号 平成 8年10月 1日変更市告示第247号
関台地区地区計画	約10.4ha	平成 7年 2月28日決定市告示第 58号 平成 8年10月 1日変更市告示第246号
高柳西部地区地区計画	約 2.2ha	平成10年 1月30日決定市告示第 22号 平成13年 3月30日変更市告示第132号
馬橋駅西口地区地区計画	約 0.9ha	平成21年 5月29日決定市告示第210号
みのり台駅南地区地区計画	約 0.5ha	平成22年 4月16日決定市告示第192号
八ヶ崎二丁目地区地区計画	約 4.9ha	平成29年 3月31日決定市告示第135号 平成30年 4月 1日変更市告示第126号 令和元年10月18日変更市告示第173号

4. 景観形成

〔都市計画課〕

(1) 景観に関する条例、計画など

平成21年3月、景観形成のビジョンを示した「松戸市景観基本計画」を策定し、同年4月1日、景観法に基づく景観行政団体となりました。その後平成23年3月、景観形成のための方針や施策をまとめた法定計画である「松戸市景観計画」を策定しました。

「松戸市景観計画」は市内全域が対象で、本市の良好な景観形成に関する方針や景観形成の為の届出手続きに関する事項等を定めています。

また景観形成の具体的施策を実施するため必要となる仕組みや権限を定めた「松戸市景観条例」を平成23年3月制定し、同年6月施行しました。

(2) 景観に関する組織など

ア) 「松戸市景観審議会」

景観計画の変更や、景観法の規定による勧告並びに命令等などの重要な事項について調査審議するため設置。

イ) 「松戸市景観アドバイザー」

本市の良好な景観の形成を推進するために必要な情報収集や、建築等の届出・協議に関する専門的な助言を受けるため、景観アドバイザーを設置。

5. 鉄道網の整備等

〔交通政策課〕

(1) 地下鉄11号線の延伸

地下鉄8・11号線促進連絡協議会を中心に地下鉄11号線の松戸延伸の早期実現を目指す。

(2) 鉄道駅のバリアフリー設備の設置

高齢者や車椅子使用者も含めた、誰もが円滑に駅を利用しやすくするため、鉄道事業者が行うバリアフリー設備の整備について補助をする。

・対象駅……一日当たりの平均利用者3,000人以上の駅

※ホームドアのみ一日当たりの平均利用者10,000人以上の駅が対象

(令和6年4月1日現在)

整備年度	駅名	鉄道事業者名	エレベーター	エスカレーター	スロープ	施設等
H21	北小金駅	J R	南口 1基 ホーム 1基			障害者対応型トイレ
H22	六実駅	東武鉄道	ホーム 2基			障害者対応型トイレ
	矢切駅	北総鉄道	地上 1基 ホーム 2基			障害者対応型トイレ
	秋山駅	北総鉄道	地上 1基 ホーム 2基			障害者対応型トイレ
	みのり台駅	新京成電鉄			上下ホーム	障害者対応型トイレ
	松戸新田駅	新京成電鉄			下りホーム	
H23	八柱駅	新京成電鉄	ホーム 1基			
H24	元山駅	新京成電鉄	東口 1基			
	五香駅	新京成電鉄	ホーム 1基			
H25	幸谷駅	流鉄			改札外	
	新八柱駅	J R				障害者対応型トイレ
H26	松戸駅	新京成電鉄	ホーム 1基			
	元山駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
	新八柱駅	J R	ホーム 2基		改札内	
H27	松戸駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
	東松戸駅	北総鉄道				内方線付き点状ブロック
	新八柱駅	J R			改札外	
H28	新八柱駅	J R				内方線付き点状ブロック
H29	八柱駅	新京成電鉄	北口 1基			
	東松戸駅	J R				内方線付き点状ブロック
	北松戸駅					
	新松戸駅					
	北小金駅					
R元	松戸駅	J R	ホーム 3基			
	松飛台駅	北総鉄道				障害者対応型トイレ
R 3	北松戸駅	J R 常磐緩行線				ホームドア
	馬橋駅					ホームドア
	新松戸駅					ホームドア
	北小金駅					ホームドア
	常盤平駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック
R 5	上本郷駅	新京成電鉄				内方線付き点状ブロック

※鉄道事業者の自社事業や、他の事業により設置されたエレベーター等は除く。

6. 松戸駅西口地下駐車場

[街づくり課]

本市における中心商業地域である松戸駅西口の増大する駐車需要に対処し、道路の効用を保持し、且つ車両等の安全で円滑な道路交通を確保するため、機械式の松戸駅西口地下駐車場を昭和58～60年度に整備しました。

平成14年度において、駐車機械を撤去し、大型の乗用車も利用出来る完全自走式の駐車場に改修しました。

・施設概要 所在地 松戸市本町24番地の3 延床面積 7,226.40㎡
敷地面積 3,497.44㎡ 駐車台数 134台
構造形式 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階 自走式

・供用時間 午前0時から午後12時まで。ただし、入出庫時間は、午前8時から午後11時まで

・駐車場使用料金

区分	駐車時間	料金	
普通駐車	午前8時から午後11時まで	30分毎	150円
夜間駐車	午後10時30分から翌日午前8時30分まで	1回	1,000円
定期駐車		全日1ヶ月	40,000円
		平日1ヶ月	26,000円
上限料金	午前8時から午後11時までの駐車1回につき		最大 2,000円
回数駐車券	150円券 22枚つづり		3,000円
プリペイドカード	利用度数 5,500円分		5,000円
	利用度数 3,300円分		3,000円
自動二輪車	125ccを超える自動二輪車	1日1回	500円

・利用状況

年度	区分	営業日数	利用台数	1日平均 利用台数	平均駐車時間	単純回転率	修正回転率
H29		363	199,046	548	1.59	4.42	7.05
H30		363	212,011	584	1.58	4.42	6.96
R元		364	222,715	612	1.59	4.57	7.26
R2		365	195,053	534	1.45	3.99	5.78
R3		365	201,839	553	1.53	4.13	6.33
R4		365	209,241	573	1.58	4.28	6.77
R5		364	199,734	549	1.68	4.09	6.86

7. 自転車駐車場設置状況

〔交通政策課〕

有料の自転車駐車場

令和6年4月1日現在

番号	自転車駐車場名 (所在地)	開設年月日	敷地面積 (施設面積)	収容台数 (ミニバイク)
1	松戸駅東口自転車駐車場 (松戸1243-3)	S56. 3. 31	328.66 1,283.98 m ²	1,180 台
2	松戸駅東口第2自転車駐車場 (松戸市松戸1173-4)	R 3. 12. 15	21.69 21.69	23
3	松戸駅東口高架下自転車駐車場 (根本448-7)	S55. 5. 6	465.00 587.00	310 171
4	松戸駅東口相模台自転車駐車場 (岩瀬字相模台487-7)	H27. 6. 1	318.85 318.85	200
5	松戸駅西口第2自転車駐車場 (根本8-7)	H 9. 11. 1	82.64 82.64	60
6	松戸駅西口第3自転車駐車場 (松戸1282-6)	H15. 1. 20	328.25 328.25	250
7	松戸駅西口第4自転車駐車場 (本町23-2)	H15. 11. 1	96.75 96.75	35 25
8	松戸駅西口公園下自転車駐車場 (本町22-3)	S59. 4. 1	2,040.00 1,726.58	1,871
9	松戸駅西口高架下自転車駐車場 (根本16-10)	S57. 3. 29	680.51 710.00	395 160
10	松戸駅西口第5自転車駐車場 (松戸1286-1)	H29. 4. 1	610.52 610.52	370
11	北松戸駅東口第1自転車駐車場 (上本郷888-6)	S51. 10. 31	500.00 328.63	235 70
12	北松戸駅東口第2自転車駐車場 (上本郷905-8)	S56. 12. 21	364.00 288.00	300
13	北松戸駅西口自転車駐車場 (上本郷530-1)	H 8. 10. 1	925.57 2,229.84	1,295 54
14	馬橋駅東口高架下自転車駐車場 (中根39-1)	S51. 6. 30	1,825.30 1,825.30	698 140
15	馬橋駅西口高架下自転車駐車場 (西馬橋幸町4-12)	S62. 4. 1	1,300.70 1,300.70	1,295 56
16	馬橋駅西口第2自転車駐車場 (松戸市西馬橋蔵元町42地先)	R 2. 10. 1	88.04 88.04	110
17	新松戸駅東口第1自転車駐車場 (幸谷590-1)	S57. 7. 8	540.00 540.00	540 40
18	新松戸駅西口第1自転車駐車場 (新松戸1-359)	S59. 4. 1	558.00 558.00	500 68
19	新松戸駅西口第3自転車駐車場 (新松戸4-10)	S59. 4. 1	250.00 250.00	220
20	新松戸駅西口第4自転車駐車場 (新松戸4-39)	S59. 4. 1	300.00 300.00	160
21	新松戸駅西口第5自転車駐車場 (新松戸3-1)	S59. 4. 1	200.00 200.00	150
22	新松戸駅西口第7自転車駐車場 (新松戸1-360)	H元. 5. 1	218.79 110.06	59
23	新松戸駅西口第8自転車駐車場 (新松戸2-10-1)	H27. 11. 24	336.00 336.00	200
24	新松戸駅西口高架下第1自転車駐車場 (新松戸4-14)	S54. 11. 19	436.00 789.00	560
25	新松戸駅西口高架下第2自転車駐車場 (新松戸2-405)	S54. 4. 1	1,498.00 1,498.00	1,020 50
26	新松戸駅西口高架下第3自転車駐車場 (新松戸4-109)	S62. 4. 1	1,090.00 1,090.00	700 10
27	北小金駅南口第1自転車駐車場 (小金443-16)	S61. 5. 1	694.27 1,160.00	1,467
28	北小金駅南口第2自転車駐車場 (小金きよしヶ丘1-2-9)	H12. 12. 1	215.00 215.00	130
29	北小金駅南口高架下自転車駐車場 (小金きよしヶ丘1-1)	S50. 10. 3	164.43 164.43	208
30	北小金駅北口第1自転車駐車場 (東平賀244)	S60. 8. 1	285.00 285.00	320
31	北小金駅北口第2自転車駐車場 (殿平賀186-10)	S60. 12. 1	551.45 551.45	620 13
32	北小金駅北口高架下自転車駐車場 (東平賀234)	S50. 10. 3	151.00 151.00	64
33	北小金駅北口参道第1自転車駐車場 (平賀19-8)	S58. 3. 16	508.60 783.72	740
34	八柱駅南口第1自転車駐車場 (日暮1-4-3)	S60. 7. 1	412.42 987.98	880
35	八柱駅南口第2自転車駐車場 (日暮3-6-3)	H11. 4. 1	456.00 456.00	364

36	八柱駅北口第1自転車駐車場 (日暮2-4-1)	S55. 11. 2	95.00 95.00	118
37	八柱駅北口第2自転車駐車場 (金ヶ作27-38)	S56. 2. 25	294.00 294.00	46 117
38	八柱駅北口第3自転車駐車場 (日暮2-5-6)	H 4. 12. 7	809.61 809.61	340 90
39	常盤平駅南口第1自転車駐車場 (常盤平2-34)	R元. 10. 1	199.00 199.00	174 16
40	常盤平駅北口第1自転車駐車場 (常盤平1-31)	S52. 10. 18	288.00 288.00	120 35
41	常盤平駅北口第2自転車駐車場 (常盤平1-31)	S52. 12. 8	230.00 230.00	60 58
42	常盤平駅北口第3自転車駐車場 (常盤平1-31)	S59. 4. 1	400.00 875.39	960
43	五香駅東口第2自転車駐車場 (金ヶ作422)	S60. 5. 1	536.00 638.74	500 80
44	五香駅東口第3自転車駐車場 (五香1-1)	H13. 8. 1	672.92 672.92	880
45	五香駅東口第4自転車駐車場 (五香6-3-2)	H 7. 8. 1	342.27 342.27	352
46	五香駅西口第2自転車駐車場 (常盤平5-28)	H13. 8. 1	482.68 482.68	482
47	五香駅西口第3自転車駐車場 (常盤平5-29)	R 3. 10. 1	151.44 151.44	100
48	松戸新田駅北口第1自転車駐車場 (松戸新田420-1)	S60. 12. 1	300.00 300.00	269 15
49	稔台駅南口第1自転車駐車場 (稔台7-1-8)	S63. 4. 16	536.07 617.64	575 42
50	六実駅第1自転車駐車場 (六実4-7-3)	S60. 8. 1	989.00 989.00	828
51	六実駅第2自転車駐車場 (六実3-8-13)	S62. 3. 25	534.35 637.30	679 54
52	矢切駅第1自転車駐車場 (下矢切150-7)	H14. 4. 1	259.80 259.80	265
53	矢切駅第2自転車駐車場 (栗山121-48)	H14. 4. 1	195.77 195.77	200
54	矢切駅第3自転車駐車場 (栗山18-2)	H14. 4. 1	192.10 192.10	100 30
55	松飛台駅第1自転車駐車場 (紙敷1-4-14)	R元. 10. 1	66.42 66.42	70
56	東松戸駅東口第1自転車駐車場 (東松戸1-104)	R 5. 7. 1	64.62 64.62	72
小 計			26,480.49 m ² 30,654.11 m ²	24,525 台 1,558 台

無料の自転車駐車場

番号	自転車駐車場名 (所在地)	開設年月日	敷地面積 (施設面積)	収容台数 (ミニバイク)
57	松戸駅西口宮前自転車駐車場 (松戸1789)	H10. 5. 1	185.12 185.12	180
58	松戸駅西口宮田自転車駐車場 (松戸1422-2)	H26. 3. 11	327.27 327.27	200
59	新松戸駅西口高架下第4自転車駐車場 (新松戸1-301-3)	H 2. 4. 1	732.00 732.00	450 20
60	北小金駅南口第4自転車駐車場 (小金きよしヶ丘2-20-11)	H12. 12. 1	286.00 286.00	200 20
61	北小金駅北口第3自転車駐車場 (平賀1-1)	H13. 4. 1	232.00 232.00	220 10
62	元山駅北口第1臨時自転車駐車場 (五香4-58-13)	H11. 7. 1	230.70 230.70	200 30
63	松飛台駅前臨時自転車駐車場 (紙敷1-34-4)	H23. 3. 28	521.66 521.66	370 22
小 計			2,514.75 m ² 2,514.75 m ²	1,820 台 102 台
合 計			28,995.24 m ² 33,168.86 m ²	26,345 台 1,660 台

8. 自転車放置禁止区域

[交通政策課]

自転車の放置防止に関する条例（昭和59年4月1日施行）による放置禁止区域の指定

- 昭和59年4月1日指定 松戸駅、北松戸駅、馬橋駅、新松戸駅、北小金駅北口、
上本郷駅、常盤平駅、元山駅
- 昭和60年5月1日指定 五香駅東口
- 昭和60年7月1日指定 八柱駅南・北口
- 昭和60年11月20日指定 五香駅西口、松戸新田駅
- 昭和61年5月15日指定 北小金駅南口
- 昭和62年3月25日指定 六実駅
- 昭和63年4月1日指定 小金城趾駅
- 昭和63年4月17日指定 稔台駅
- 平成4年4月1日指定 矢切駅
- 平成10年10月1日指定 相摸台
- 平成12年4月1日指定 新松戸駅*
- 平成13年10月1日指定 松戸駅東口*、八柱駅南口*、常盤平駅北口*
- 平成14年4月1日指定 六実駅*
- 平成15年4月1日指定 東松戸駅
- 平成16年4月1日指定 北松戸駅*
- 平成17年7月1日指定 松戸駅西口*
- 平成24年12月1日指定 東松戸駅*
- 平成26年2月18日指定 馬橋駅東口*
- 平成27年2月9日指定 秋山駅
- 平成29年9月15日指定 松戸駅*、新松戸駅*
- 平成30年4月6日指定 東松戸駅*
- 平成31年1月15日指定 松飛台駅
- 平成31年3月15日指定 松戸駅西口*、八柱駅南口*
- 平成31年4月15日指定 東松戸駅*
- 令和3年1月1日再指定 市内全18駅
- 令和3年10月15日指定 松戸駅東口*

*の駅は放置禁止区域を追加（拡大）見直しを図った駅。

9. 北小金駅南口地区市街地再開発事業

[街づくり課]

当事業は、本市初の市街地再開発事業として、「松戸市長期構想（昭和52年）」において位置づけられている「歴史のあるまち」としての「まちづくり」を整備の基本方針とし、当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画道路、駅前広場等の公共施設整備に併せて、駅前商業地にふさわしい商業、業務、公益施設を整備し、また、良好な市街地住宅を供給することを目的とし、総事業費約203億円を費やし、平成元年度から平成5年度に実施しました。

事業名	北小金駅南口地区第一種市街地再開発事業
事業主体	松戸市
施行者	住宅・都市整備公団（現・都市再生機構）
施行面積	約1.6ha
施行地域	松戸市小金字天王脇及び同字西の各一部
事業年度	平成元年度～平成5年度
総事業費	約203億円

施設建築物の概要

棟名	第1街区 (ピコティ西館)	第2街区 (ピコティ東館)	第3街区 (ピコティ高橋ビル)
敷地面積	約 2,009㎡	約 5,348㎡	約 486㎡
建築面積	約 1,663㎡	約 4,636㎡	約 366㎡
延面積	約 10,938㎡	約 35,921㎡	約 2,674㎡
建ぺい率	約 80%	約 90%	約 70%
容積率	約 550%	約 550%	約 550%
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	地下1階、地上11階	地下2階、地上13階	地下1階、地上7階
高さ	約 36m	約 42m	約 25m
その他	駐車場220台、自転車駐車場約355台		

棟名	階	床面積	主な用途
第1街区 (ピコティ西館)	1F・2F	2,509㎡	店舗（専門店、飲食店）
	3F	2,043㎡	公益施設（支所、保健センター）
	4～11F	6,386㎡	住宅（公団住宅）
第2街区 (ピコティ東館)	B1・B2	7,357㎡	駐車場 220台
	1～5F	19,352㎡	店舗（量販店）
	5F・6F	2,375㎡	スポーツ・ヘルス施設
	5～13F	6,837㎡	住宅（公団住宅・権利者用住宅）
第3街区 (ピコティ高橋ビル)	B1・1F・2F	958㎡	店舗（銀行）
	3～7F	1,716㎡	事務所

10. 優良建築物等整備事業

[街づくり課]

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等を促進するため、平成7年10月1日に松戸市優良建築物等整備事業補助金交付要綱を施行し、優良建築物等整備事業に要する経費について、当該事業の施行者に対し、要綱に基づき補助金を交付します。

第 2 節 公 園 緑 地

1. 都市公園整備状況

〔公園緑地課〕

都市の公園・緑地は、市民のレクリエーションの場として提供され、健康で潤いのある生活環境を与えてくれると共に、公害や災害の軽減に役立つ多様な機能を持ち、良好な都市環境を形成していく上で欠くことのできない都市施設です。

本市における公園緑地整備は、昭和30年より始まり、江戸川左岸河川敷緑地、松戸運動公園等を整備し、令和6年3月末現在、街区公園300か所、近隣公園13か所、地区公園1か所、運動公園1か所、総合公園2か所、特殊公園3か所、都市緑地83か所、合計403か所、約172.72haを開設しています。なお、昭和56年6月に事業認可を受け、事業中の総合公園（21世紀の森と広場）50.5haについては、平成5年4月29日に約40.14haを開園し、平成6年度秋には自然観察舎4.62haを、更に平成16年度末までに野外活動センターや光と風の広場など5.3haをオープンさせました。

また、「松戸市緑の条例」により特別保全樹林地地区・保全樹林地地区・保護樹木を指定するとともに、公共用地等の緑化を図り、緑の保全及び緑化の推進に努めています。

都 市 公 園 整 備 状 況

区分 年度	街区公園		近隣公園		地区公園		運動公園		総合公園		特殊公園		都市緑地		合 計		1人当りの 公園面積	総面積に 対する割合
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha		
H 20	180	45.21	12	22.95	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	26	20.19	224	156.53	3.24	2.55
H 21	182	45.32	13	24.14	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	27	20.74	228	158.38	3.27	2.58
H 22	185	45.38	13	24.14	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	27	21.63	231	159.33	3.29	2.60
H 23	186	45.41	13	24.14	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	27	21.63	232	159.36	3.31	2.60
H 24	189	45.59	13	24.13	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	28	21.62	236	159.52	3.32	2.60
H 25	269	48.77	13	24.13	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	84	24.47	372	165.55	3.45	2.70
H 26	275	49.00	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	84	25.54	378	167.10	3.47	2.72
H 27	278	49.18	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	84	27.00	381	168.74	3.48	2.75
H 28	284	49.76	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	83	26.98	386	169.30	3.48	2.76
H 29	287	49.86	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	83	26.98	389	169.40	3.46	2.76
H 30	290	50.05	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.96	391	169.57	3.45	2.76
R 元	292	50.90	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.95	393	170.41	3.45	2.78
R 2	293	50.93	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.95	394	170.44	3.46	2.78
R 3	295	51.00	13	24.38	1	4.05	1	10.0	1	50.06	3	4.07	82	26.95	396	170.51	3.43	2.78
R 4	298	51.08	13	24.38	1	4.05	1	10.0	2	52.11	3	4.07	83	26.98	401	172.67	3.48	2.81
R 5	300	51.13	13	24.38	1	4.05	1	10.0	2	52.11	3	4.07	83	26.98	403	172.72	3.47	2.81

2. 主な都市公園

[公園緑地課]

(1) 21世紀の森と広場

千駄堀地域の持つ固有の自然環境をできる限り守り育てるとともに、多様化した市民文化活動、レクリエーション活動に対応した、次代に継承できる緑地空間づくりを目指し、その規模面積50.5haを擁し、本市のほぼ中央部に総合公園として昭和61年から本格的築造工事に着手しました。

平成5年4月29日に約40haを開園後、令和6年3月末現在、全体の99.12%に当たる50.06haを供用しています。

この21世紀の森と広場は、自然、レクリエーション、文化を三大テーマゾーンとし、それぞれをさらに細分化し、10の小ゾーンから構成されています。また、自然に関心を持ってもらうきっかけづくりを目的に「あそびのすみか（大型遊具）」を供用開始しました。

テーマゾーン	小ゾーン	ゾーン面積	供用面積
文 化 9.26ha	文化施設ゾーン	2.25ha	2.25ha
	催し物ゾーン	4.49	4.35
	里のゾーン	2.52	2.46
レクリエーション 10.10ha	広場ゾーン	6.40	6.40
	ふれあいゾーン	2.30	2.30
	野外活動ゾーン	1.40	1.40
自 然 29.94ha	水のゾーン	5.80	5.80
	自然教育ゾーン	6.21	6.21
	森のゾーン	17.93	17.93
1.20ha	サービスゾーン	1.20	0.96
公園計画面積 50.50ha	計	50.50ha	50.06ha

・パークセンター

パークセンターは、自然学習、みどりの相談、みどりの情報発信を目的とした松戸市のみどりの中心施設です。

ア) 構造・規模

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建、延床面積991.63㎡

イ) 主な施設内容

1階 常設展示室、みどりの相談室、図書コーナー

2階 パークシアター、多目的室、サンルーム、ギャラリー、テラス

・自然観察舎

自然観察舎は、自然生態園の拠点施設として草原や水辺の鳥を観察したり、湿地の観察園で自然観察が楽しめます。

ア) 構造・規模

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家建、延床面積257.38㎡

イ) 主な施設内容

観察室、展示通路、相談コーナー

ウ) 公開方法 制限区域等を設定し公開

(2) 河川敷緑地

江戸川は千葉県、東京都の水道の水源として重要な河川であると同時に、広大な河川敷緑地に野球場、サッカー場、ソフトボール場等を設置して市民に開放しています。

河川名	地区名	面積	摘要
江戸川左岸河川敷緑地	市川市境～流山市境	196ha	開設済21.98ha

(3) 根木内歴史公園・大谷口歴史公園

松戸市内には、戦国時代の城郭が10ヶ所以上あったと考えられています。残念ながら、大半は急激な市街化によって消滅してしまいましたが、根木内城跡（根木内歴史公園）と小金城跡（大谷口歴史公園）には、今でもその面影が残っています。

根木内歴史公園内に良好な状態で保たれている「空堀」「土塁」「土橋」、大谷口歴史公園内にある全国的にもめずらしい「畝堀」は、戦国時代を物語る歴史遺産として、地域の誇りとも言える遺跡です。

また2つの公園とも、多くの動植物が棲む豊かな自然環境を有しており、「古来の歴史と豊かな自然を身近に感じることができる公園」として、後世に残していきます。

(4) 東松戸ゆいの花公園

「ゆいの花」とは、実際にある花ではありません。「市民ひとりひとりが『花』によって結ばれ、『花』を通じて輪が広がり、『心の潤い』や『心の安らぎ』を感じてもらえれば」という思いが、「結（ゆ）いの花」という名に込められています。

東松戸ゆいの花公園では、「市民花壇」「花の講座」等を通じて、たくさんの恵みをもたらしてくれる「花」や「緑」と触れ合いながら、市民が学び、活動できる公園づくりを進めています。

3. 緑化の推進

[みどりと花の課]

特色ある良好な生活環境を保ち、緑豊かな地域を形成するには、市民、企業、行政が一体となり、緑化を進める必要があります。

そのため、公共用地等の緑化、民有地の緑化、市民参加による緑化活動等市民、企業、行政が自ら緑化に努め、みどりの街づくりを進めています。

(1) 公共用地等の緑化

道路、河川等は、都市の緑軸を形成することから緑化を積極的に進めています。又、地域の拠点となる駅前ロータリーの緑化をはじめ、公共公益施設においても緑化を進めています。市で管理する街路樹は道路延長約70kmに於いて10,345本あり、樹種は29種類、多いのはサクラ、ケヤキ、イチョウです。

樹木名	アキニレ	アメリカフウ	イチヨウ	エンジュ	オオシマザクラ
本数	11	720	850	115	26
樹木名	カツラ	キンモクセイ	クスノキ	ケヤキ	コブシ
本数	56	10	530	1,328	111
樹木名	キョウチクトウ	サルスベリ	ソメイヨシノ	タイワンフウ	トチノキ
本数	528	261	1,837	113	573
樹木名	トウカエデ	ナンキンハゼ	ニセアカシア	プラタナス	マテバシイ
本数	451	20	158	20	694
樹木名	サトザクラ	ユリノキ	ユーカリ	ヤマモモ	アング
本数	146	672	19	215	77
樹木名	カイヅカイブキ	ハナミズキ	ナシ	メタセコイア	
本数	29	705	1	7	

(2) 民有地の緑化

大きな面積を占める民有地は、魅力的な緑空間をつくりだすことから積極的に緑化の推進を図っています。

住宅地の緑化を進めるため、宅地開発事業等に関する条例による緑化の指導を行っています。

又、商店街、工場、事業所等についても、自ら、緑化につとめる気運が高まっています。

(3) 市民参加の緑化

市民の地域活動に対する、参加意欲が高まり、地域の緑化活動も、年々増加してきており、令和6年4月1日現在101の緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を活用し、緑化活動を実施しています。

4. 緑の保全

〔みどりと花の課〕

緑は心に安らぎと潤いを与えてくれると共に、公害や災害の軽減に役立つ多様な機能を持ち、良好な都市環境を形成していくうえで大変重要なものです。

そこで、緑豊かな都市環境の形成を図り、健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的として平成12年3月に「松戸市緑を守る条例」を「松戸市緑の条例」に改正し、行政・市民・事業者のパートナーシップによる緑の保全及び緑化の推進に努めています。

また、現在実施している特別保全樹林地区や保全樹林地区及び保護樹木の指定についても更に推進すべく努めております。

(1) 樹林の保全

市民の生活に必要な自然環境を保全するため、良好な樹林について「保全樹林地区」として指定し、さらに、その中でも特に保全の必要のある地区については「特別保全樹林地区」として指定し、また、特に重要な樹林地として、栗山地区（平成19年度）約2.0ha、矢切地区（平成22年度）約0.8ha、幸谷地区（平成24年度）約1.5ha、矢切地区（平成25年度）約0.5ha、矢切地区（平成28年度）約0.6ha、幸谷地区（令和元年度）約0.2haを都市緑地法による「特別緑地保全地区」に指定するなど、緑の保全を推進しています。

(2) 巨樹・古木の保護

市内の身近に残された緑の中には歴史を感じさせ、人々に感動と安らぎを与えてくれる巨樹・古木が多くあります。市ではそれらを条例に基づき指定し、樹木の保護に努めています。

松戸市緑の条例による特別保全樹林地区・保全樹林地区・保護樹林の指定状況

(令和6年4月1日現在)

種別 年度	特別保全樹林地区	保全樹林地区	保護樹木
	指定面積 (㎡)	指定面積 (㎡)	指定本数
当初H14	26,013	619,803	136
H27	121,941	489,627	132
H28	153,586	448,525	131
H29	151,707	446,223	134
H30	171,158	420,962	136
H31	196,763	383,104	133
R2	229,220	353,777	133
R3	265,675	312,691	132
R4	282,259	296,099	127
R5	304,861	268,147	124
R6	299,540	255,964	135

(3) 市民農園

市では、年々減少する農地の保全を図るため、市民の皆さんが余暇活動の一環として土と親しみ野菜や草花などを栽培し、収穫の喜びが体験できる、民間主体で設置する「農園利用方式による市民農園」の整備を促進しています。

令和6年4月1日現在22箇所、65,134㎡、2,372区画の市民農園が開設されています。

第 3 節 土地区画整理事業

〔区画整理課〕

〔松戸駅周辺整備振興課〕

近年の本市における急激な都市化の進展は、都市計画によって市街化区域、市街化調整区域及び用途地域等の区分がなされているにもかかわらず、市街化の無秩序な開発をもたらし、公共投資の効率低下、生活環境悪化、土地利用の混乱など諸々の弊害を引き起こしています。これに対処し、良好な住環境をもつ都市にするため、本市では「都市計画の母」である土地区画整理事業を推進し、道路、公園、排水路、上下水道、ガス等の都市基盤の整備、スプロール化の防止と計画的市街地の形成に努めています。

今日にいたるまで施行68か所、施行面積1,860haを施行してきました。これは全市域の30.32%、市街化区域の41.85%に達しています。

松戸市土地区画整理事業実施要覧

市街化区域 44,440,000㎡ (72.46%)
 市街化調整区域 16,890,000㎡ (27.54%)
 松戸市総面積 61,330,000㎡ (100%)

(R6.4.1現在)

施行主体	施行面積 (㎡)	整理後の 宅地面積 (㎡)	公 共 用 地 (㎡)			保留地 (㎡)	総事業費 (千円)	松戸市総 面積に対す る割合 (%)	市街化区 域面積に対 する割合 (%)
			道 路	公 園	そ の 他				
市 施 行	3,669,384	2,721,050	811,734	113,193	17,296	482,823	51,031,675	5.98	8.26
施 行 中 (1)	26,450	5,440	9,578	5,321	0	6,111	18,085,000	0.04	0.06
施 行 済 (10)	3,642,934	2,715,610	802,156	107,872	17,296	476,712	32,946,675	5.94	8.20
公 団 施 行	4,020,511	3,066,432	740,880	199,433	13,766	506,291	5,961,856	6.56	9.05
施 行 中 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施 行 済 (3)	4,020,511	3,066,432	740,880	199,433	13,766	506,291	5,961,856	6.56	9.05
組 合 施 行	10,836,429	8,178,206	2,165,794	394,844	97,585	1,681,759	119,001,490	17.67	24.38
施 行 中 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施 行 済 (52)	10,836,429	8,178,206	2,165,794	394,844	97,585	1,681,759	119,001,490	17.67	24.38
個人施行 (共同)	69,187	28,074	835	18,678	0	9,700	270,650	0.11	0.16
施 行 中 (1)	60,000	20,000		18,400	0	9,700		0.10	0.14
施 行 済 (1)	9,187	8,074	835	278	0	0	270,650	0.01	0.02
合 計 (68)	18,595,511	13,993,762	3,719,243	726,148	128,647	2,680,573	176,265,671	30.32	41.85

※公団施行1件は、高柳西部第一(松戸市分22,303㎡、沼南町分370,736㎡ 計393,039㎡)でありますが、松戸市分のみ計上、総事業費については、計上していません。
 ※個人施行1件は、相模台でありますが、本区画整理事業の事業計画は非開示のため公共用地の道路面積、総事業費については、計上していません。

土地区画整理事業施行地区別概要

令和6年4月1日現在

No.	地区名	施行主体	用途地域	事業認可年月日	事業年度	施行面積 (㎡)	整理後の 宅地面積 (㎡)	公共用地			保留地 (㎡)	総事業費 (千円)	減歩率		備考
								道路	公園	その他			計	公共	
1	立身台	組合	A・H	S15. 1.16	S14～S29	52,559	42,746	8,264	1,549	0	9,813	72	0	7.90	完了
2	平 潟	組合	H・J	S24. 3.15	S23～S32	63,912	48,277	13,690	1,818	127	15,635	11,267	18.60	35.33	完了
3	三丁目山下	組合	E・G	S29. 7. 1	S29～S35	75,408	52,029	20,207	2,362	810	23,379	11,007	14.40	18.80	完了
4	北松戸	組合	E・G・H・I・J	S30. 3.31	S29～S35	80,215	61,298	16,189	1,765	963	18,917	18,300	5.66	14.42	完了
5	金ヶ作	公団	A・C・E・F・H・I	S32. 2.18	S31～S37	1,693,272	1,310,536	292,621	84,826	5,289	382,736	771,280	18.10	30.00	完了
6	松戸新田	組合	A・C・E・H	S32. 7.18	S32～S37	177,415	138,431	31,596	5,381	2,007	38,984	36,212	20.42	26.48	完了
7	小 金	組合	A・E・G・I	S33.10. 2	S33～S47	409,072	316,881	79,796	11,688	707	92,191	283,000	7.20	21.61	完了
8	上本郷	組合	A・E・G・H・I	S33.10. 2	S33～S40	218,485	172,168	39,762	6,555	0	46,317	176,702	8.91	19.29	完了
9	三矢小台	組合	A・F・H	S33.10.22	S33～S43	401,131	313,604	74,056	11,810	1,661	87,527	262,650	11.01	21.81	完了
10	竹ヶ花	組合	E	S33.12. 3	S33～S54	50,317	38,726	10,002	1,589	0	11,591	35,480	15.50	24.10	完了
11	樋古根平	市	H	S36. 3.31	S35～S40	205,412	167,319	31,439	6,175	479	38,093	125,000	6.55	17.63	完了
12	南花島	組合	A・C・E・G	S37. 5. 1	S37～S43	409,058	309,705	84,295	12,280	2,778	99,353	455,540	16.17	27.47	完了
13	七畝割	組合	C・E・F・G・J	S37. 5. 1	S37～S49	294,880	221,561	64,256	8,963	100	73,319	685,674	11.50	29.67	完了
14	中根新作	組合	A・E・G	S37. 7.20	S37～S54	179,420	142,860	31,124	5,436	0	36,560	274,950	8.40	23.90	完了
15	松戸駅西口	市	I	S39. 1.20	S38～S49	91,838	61,597	23,920	992	5,329	30,241	1,691,719	19.54	19.54	完了
16	上総内	組合	A・E	S39. 7.22	S39～S43	94,567	74,741	17,010	2,799	17	19,826	118,162	12.07	23.01	完了
17	前 田	組合	A・C	S39. 7.23	S39～S43	74,993	57,028	15,515	2,450	0	17,965	97,550	12.90	30.30	完了
18	中和倉	組合	A・C・E	S39.10.23	S39～S45	105,421	78,701	22,574	3,242	904	26,720	106,347	11.20	25.00	完了
19	金ヶ作第二次	市	A・C・E・F	S39.12. 3	S39～S44	587,008	450,850	118,457	17,701	0	136,158	798,256	11.90	32.30	完了
20	小根本	組合	E・G・I	S40. 1.28	S39～S45	98,409	75,636	19,532	2,953	288	22,773	208,000	8.99	28.00	完了
21	五 香	組合	A・E	S40. 3. 2	S39～S43	104,113	79,509	21,315	3,289	0	24,604	128,925	10.22	31.79	完了
22	上本郷第二	組合	A・C・E・F	S40. 3. 2	S39～S53	1,115,799	798,865	204,371	105,000	7,563	316,934	1,160,250	12.51	26.56	完了
23	花 郷	組合	E・J・K	S40. 7. 3	S40～S45	175,084	135,882	33,733	4,024	1,445	39,202	169,200	7.60	27.60	完了
24	樋野口	組合	E	S40.11. 2	S40～S43	57,250	44,790	10,381	2,056	23	12,460	67,000	6.70	19.50	完了
25	馬橋第一	組合	C・E・G	S41. 1.28	S40～S53	82,309	61,602	17,807	2,538	362	20,707	502,474	14.30	27.19	完了
26	馬橋第二	組合	A・E・G	S41. 1.28	S40～S50	82,600	58,879	20,887	2,480	354	23,721	263,882	11.84	29.66	完了
27	二三ヶ丘	組合	C・E・G・H	S41. 1.28	S40～S50	335,840	262,861	59,681	10,100	3,198	72,979	856,275	12.39	25.16	完了

No	地区名	施行主体	用途地域	事業認可年月日	事業年度	施行面積(m ²)	整理後の宅地面積(m ²)	公共用地(m ²)			保留地(m ²)	総事業費(千円)	減歩率(%)		備考	
								道路	公園	その他			計	公共		保
28	新松戸第一	組合	C・E・F・H・I	S41. 2.18	S40～S55	161,755	118,374	37,219	4,853	1,309	43,381	17,445	744,112	12.99	25.81	完了
29	北小金	公団	A・B・C・E・H	S41. 8.22	S41～S46	2,304,936	1,739,560	445,734	114,607	5,035	565,376	315,512	5,190,576	19.49	34.09	完了
30	八ヶ崎	組合	A・F・J	S42. 5.13	S42～H 7	136,760	106,186	26,374	4,116	84	30,574	27,665	844,876	12.30	35.15	完了
31	六実高柳	組合	A・C・E・F	S42. 5.29	S42～S62	1,140,320	874,305	222,984	34,574	8,457	266,015	162,670	8,401,922	16.08	31.69	完了
32	緑ヶ丘	組合	A・C・E・G・H	S43. 7.23	S43～S53	135,005	101,756	28,767	4,482	0	33,249	17,520	782,389	15.45	30.01	完了
33	馬橋駅西口	市	A・C・E・F・H・I	S45. 3.30	S44～S61	387,468	273,221	100,391	11,917	1,939	114,247	34,631	3,664,892	22.04	31.92	完了
34	二十世紀が丘	市	A・C・F	S45. 3.27	S44～S61	640,709	469,172	150,049	19,311	2,177	171,537	57,273	2,466,932	20.94	30.59	完了
35	新松戸中央	組合	A・C・E・I	S45.12.23	S45～S57	1,447,287	1,111,419	284,780	43,456	7,632	335,868	395,520	19,462,995	14.72	45.07	完了
36	新松戸第二	組合	E・I	S45.12.23	S45～S54	37,908	29,214	7,518	1,152	24	8,694	3,588	311,297	12.63	23.36	完了
37	中金杉	組合	A	S46. 3. 1	S45～S60	261,503	201,365	48,697	8,555	2,886	60,138	37,682	2,062,100	14.13	30.20	完了
38	八柱駅周辺	市	A・E・F・H・I	S46. 3.29	S45～H10	457,193	333,303	109,833	13,896	161	123,890	66,079	6,914,101	20.13	35.97	完了
39	横須賀	組合	A・C・E・F	S46. 5. 4	S46～H 7	557,529	411,997	125,728	17,103	2,701	145,532	100,523	8,808,220	16.62	36.96	完了
40	松戸駅西口第二	市	I	S46.10. 7	S46～S54	62,529	42,603	17,934	1,068	924	19,926	0	2,165,000	12.97	12.97	完了
41	串崎新田	組合	A・F	S47. 3.18	S46～S50	152,354	119,498	27,615	4,580	661	32,856	19,209	1,231,648	17.61	30.85	完了
42	八ヶ崎中央	組合	A・E・F	S47. 3.29	S46～H15	390,637	295,702	81,039	12,997	899	94,935	67,751	6,606,000	15.76	35.05	完了
43	新松戸南部	市	A・C・E	S47. 3.28	S46～H 2	453,928	336,844	99,143	13,822	4,119	117,084	78,394	6,430,463	16.69	36.08	完了
44	常盤平南部	市	A・C・F	S47. 3.29	S46～H 5	395,919	303,936	79,725	12,162	96	91,983	63,758	4,834,212	16.23	33.80	完了
45	幸田	市	A・C	S47. 9. 8	S47～H 2	360,930	276,765	71,265	10,828	2,072	84,165	50,970	3,856,100	19.02	33.94	完了
46	八ヶ崎第一	組合	A・F・G	S48. 5.12	S48～H13	156,017	116,233	35,102	4,682	0	39,784	21,266	2,154,436	16.67	31.91	完了
47	八ヶ崎南谷	組合	E・J	S48. 7.26	S48～S55	59,479	43,639	13,582	1,788	470	15,840	10,715	663,700	12.28	33.64	完了
48	八ヶ崎貝の花	組合	A・C・E	S49. 1.18	S48～H 9	76,387	59,397	14,648	2,342	0	16,990	10,828	889,834	19.37	34.07	完了
49	馬橋第三	組合	A	S49. 2. 5	S48～H 3	136,498	103,036	29,024	4,107	331	33,462	18,627	1,630,594	16.90	31.92	完了
50	中根	組合	J	S49.10. 1	S49～S55	49,490	38,413	9,563	1,514	0	11,077	6,229	536,401	17.09	30.53	完了
51	殿平賀第一	組合	A・E	S50.11.14	S50～S55	24,750	21,277	2,731	742	0	3,473	3,987	221,296	19.79	30.00	完了
52	新松戸東部	組合	A・E・F	S56. 8.11	S56～H 2	50,572	34,230	14,782	1,560	0	16,342	8,316	1,087,860	16.13	36.51	完了
53	幸谷南第一	組合	C	S57. 4.23	S57～S61	22,609	19,271	2,368	678	292	3,338	3,021	310,600	9.46	23.66	完了
54	幸谷南第二	組合	C・E	S57. 4.23	S57～S61	12,040	8,906	2,580	371	183	3,134	1,610	186,850	18.03	32.86	完了
55	毛無山	個人	J	S60. 3.26	S59～S62	9,187	8,074	835	278	0	1,113	0	270,650	12.11	12.11	完了

No.	地区名	施行主体	用途地域	事業認可年月日	事業年度	施行面積(m ²)	整理後宅地面積(m ²)	公共用地			保留地(m ²)	総事業費(千円)	減歩率(%)		備考
								道路	公園	その他			公共	保	
56	紙敷	組合	C・E・F・H・I	S62. 1.20	S61～H28	456,560	329,715	95,050	10,314	21,481	126,845	30,662,000	20.55	46.09	完了
57	殿平賀原ノ山	組合	A	S62. 2. 3	S61～H元	10,550	8,232	1,994	317	7	2,318	426,100	18.10	42.70	完了
58	秋山	組合	C・E・H	H元. 2.28	S63～H30	380,595	267,824	82,620	11,432	18,719	112,771	15,515,000	25.62	44.24	完了
59	関台	組合	C・E・F・H	H 2. 6. 5	H 2～H25	90,623	62,198	20,709	2,801	4,915	28,425	3,126,320	29.73	38.00	完了
60	二ツ木・幸谷	組合	A・E・F	H 4. 1.28	H 3～H28	57,910	41,977	14,193	1,740	0	15,933	3,267,348	20.24	29.95	完了
61	河原塚寺ノ台	組合	A・E	H 4.10. 2	H 4～H 9	39,396	27,248	10,020	1,200	928	12,148	1,745,700	28.55	45.33	完了
62	西馬橋(緑住)	組合	A	H 7. 8.21	H 7～H 9	11,663	8,964	2,313	0	386	2,699	275,500	22.17	32.93	完了
63	古ヶ崎(緑住)	組合	A・F	H 7.11.20	H 7～H 9	12,501	8,999	2,400	376	726	3,502	261,000	22.98	36.47	完了
64	高柳西部第一(松戸市)	公団	A・B・E	S63. 5.20	S63～H17	22,303	16,336	2,525	0	3,442	5,967	0			完了
65	金ヶ作陣屋前	組合	E	H15. 1. 8	H14～H16	7,228	5,242	1,604	217(緑地)	165	1,986	253,743	26.30	54.78	完了
66	河原塚宮ノ内	組合	E・F	H17. 8.26	H17～H19	22,246	16,809	3,747	668	1,022	5,437	602,730	22.25	50.91	完了
67	新松戸駅東側	市	A・E・I	R元. 8.16	R元～R10	26,450	5,440	9,578	5,321	0	14,899	18,085,000	52.05	77.42	施行中
68	相模台	個人	I	R 4. 6.21	R 4～R 8	60,000	20,000		18,400	0	9,700				施行中
	合計					18,595,511	13,993,762	3,719,243	726,148	128,647	4,555,638	176,265,671			

用途地域 種別

A : 第一種低層住居専用地域 C : 第一種中高層住居専用地域 E : 第一種住居地域 G : 準住居地域 I : 商業地域 K : 工業専用地域
 B : 第二種低層住居専用地域 D : 第二種中高層住居専用地域 F : 第二種住居地域 H : 近隣商業地域 J : 準工業地域

第 4 節 住 宅

〔住宅政策課〕

1. 松戸市住生活基本計画

松戸市住生活基本計画は、松戸市民が将来にわたり日常生活が豊かに、そして健やかに暮らしていけるとともに、多様な世代や世帯が相互に支えあい、共生していくことを目指し、本市の住まいづくり・住環境づくりの指針となる計画として、これまでの松戸市住宅マスタープランを見直し、平成23年3月に策定したものです。

なお、第二期松戸市住生活基本計画は、上記計画の終了に伴い、昨今の社会情勢の変化と、それに呼応する国及び県の改訂内容を踏まえ、今後10年における松戸市の新たな住宅施策の指針となる計画として、令和4年3月に策定したものです。

2. 市営住宅

市営住宅（公営住宅）は、平成10年度より借上方式で整備した7団地405戸を含め、現在24団地1,726戸あり、住宅に困窮する低額所得者に供給しています。

3. マンション建替の円滑化等に関すること

マンション建替組合設立の許可申請等に対して審査を行い、公告等の必要な手続きをします。

4. 市営住宅一覧表

No	住宅名	住 所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備 考
1	相模台住宅 1号棟	271-0076 松戸市岩瀬 257-3	・JR松戸駅東口下車徒歩10分	24	S41	4F	無	2K	単身申込可 *1
	相模台住宅 2号棟	271-0076 松戸市岩瀬 257-1		32	S42 ～ S43	4F	無	3K	
2	小金原住宅 1号棟	270-0021 松戸市小金原 1-20-1	・JR北小金駅南口から新京成 バス（西新田経由バス案内所 行）8分宿畑下車徒歩4分	30	S44	5F	無	2K	単身申込可 *1
	小金原住宅 2号棟	270-0021 松戸市小金原 1-20-6		10	S49	3F	無	2 DK	単身申込可 *1
				6 (3)	S49		無	2 DK (1K)	ペア住宅 *2
3	八ヶ崎住宅 1号棟	270-0023 松戸市八ヶ崎 4-13	・JR北小金駅南口から新京成 バス（貝の花小学校循環、貝 の花行）14分貝の花下車徒歩 4分	39	S45	5F	無	2 DK	単身申込可 *1
	八ヶ崎住宅 2号棟			50	S46	5F	無	2 DK	単身申込可 *1
	八ヶ崎住宅 3号棟			70	S48	6F	無	2 DK	単身申込可 *1
4	小金原 併存住宅	270-0021 松戸市小金原 4-6	・JR北小金駅南口から新京成 バス（小金原団地循環）5分 向原下車徒歩3分	70	S47	7F	有	2 DK	単身申込可 *1
5	幸田住宅	270-0001 松戸市幸田 3-8	・JR北小金駅南口から新京成 バス（幸田循環）8分配水場 前下車徒歩2分	57	S49	3F	無	2 DK	単身申込可 *1
6	横須賀住宅	270-0032 松戸市 新松戸北 2-17-5	・JR新松戸駅下車徒歩13分 ・流鉄流山線小金城址駅下車 徒歩10分	70	S50	6F	有	2 DK	単身申込可 *1
				2				2 DK	身体障害者用 *3
7	常盤平南部 住宅1号棟	270-2267 松戸市牧の原 2-1	・新京成常盤平駅南口から新 京成バス（牧の原団地行）5 分牧の原小学校下車徒歩3分	63	S51 ～ S52	9F	有	3 DK	単身申込可 *1
				73				2 DK	
	常盤平南部 住宅2号棟		6	S52	3F	無	2 DK		
8	幸田第二 住宅	270-0001 松戸市幸田 2-1	・JR北小金駅南口から新京成 バス（幸田循環）7分第二市 営住宅前下車徒歩2分 ・つくばエクスプレス 流山セ ントラルパーク駅下車徒歩21分	141	S54	8F	有	3 DK	身体障害者用 *3
				4				2L DK	

市営住宅一覧表

No	住宅名	住 所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備 考
9	常盤平南部第二住宅	270-2267 松戸市牧の原7-152	・新京成常盤平駅南口から新京成バス(牧の原団地行)5分 牧の原小学校下車徒歩3分	28	S55	3F	無	3DK	身体障害者用 *3
				2				3DK	
10	天神山住宅1号棟	270-2241 松戸市松戸新田533-1	・新京成上本郷駅下車徒歩8分	36	S55	3F	無	3DK	
	天神山住宅2号棟			6				3DK	
	天神山住宅3号棟			3	4DK				
				6	S56	3F	無	3DK	
	天神山住宅4号棟			15	S56	3F	無	3DK	
				3				4DK	
11	新松戸住宅	270-0034 松戸市新松戸5-237	・JR新松戸駅から新京成バス(新松戸七丁目行)5分 新松戸5丁目下車徒歩10分	95	S57	10F	有	3DK	身体障害者用 *3
				3				2L DK	
12	松戸新田住宅1号棟	270-2241 松戸市松戸新田605-12	・新京成みのり台駅下車徒歩10分	24	S59	3F	無	3DK	身体障害者用 *3
	松戸新田住宅2号棟			28				3DK	
	2			2L DK					
13	新松戸第二住宅	270-0034 松戸市新松戸7-191	・JR新松戸駅から新京成バス(新松戸七丁目行)6分 坂川下車徒歩10分	53	S60	6F	有	3DK	身体障害者用 *3
				5				4DK	
				7				2DK	
				2				2L DK	
14	三矢小台住宅1号棟	271-0087 松戸市三矢小台5-16-4	・JR松戸駅東口から新京成バス(三矢小台行)16分 三矢小台下車徒歩8分	20	S62	5F	無	3DK	
	20			S62				5F	

市営住宅一覧表

No	住宅名	住 所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備 考
15	六高台住宅 1号棟	270-2203 松戸市六高台 9-41	・新京成五香駅からちばライン ボーバス（六実駅・白井工業 団地・白井車庫・工業団地 行）15分クリーンセンター入 口下車徒歩5分 ・東武野田線六実駅下車徒歩25分 ・東武野田線高柳駅下車徒歩20分	39	S63	5F	無	3 DK	身体障害者用 *3
	1			2L DK					
	六高台住宅 2号棟			39	S63	5F	無	3 DK	身体障害者用 *3
	1			2L DK					
六高台住宅 3号棟	40	S63	5F	無	3 DK				
16	シルバー 中金杉住宅	270-0007 松戸市中金杉 4-188	・JR北小金駅南口から新京成 バス（幸田循環）15分区画整 理記念館下車徒歩7分	21	H4	3F	有	1 DK	老人単身用 *4
				9				2 DK	老人世帯用 *5
17	松戸新田 第二住宅A棟	270-2241 松戸市 松戸新田 605-4	・新京成みのり台駅下車徒歩 10分	18	H5	3F	有	3 DK	
	15			3 DK					
	松戸新田 第二住宅B棟			32	H5	3F	有	3 DK	
	1			2 DK				身体障害者用 *3	
松戸新田 第二住宅C棟									
計				1,321戸					

市営住宅一覧表（借上住宅）

No	住宅名	住 所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備 考
18	三ヶ月住宅	270-0026 松戸市三ヶ月 1349	・JR新松戸駅下車 徒歩10分	20	H10	4F	有	3L DK	
				10				3 DK	
				2				2 DK	身体障害者用 * 3
				8				2 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) * 6
19	八柱住宅	270-2253 松戸市日暮 3-6-3	・JR新八柱駅・ 新京成八柱駅下車徒歩4分	14	H10	7F	有	3L DK	
				12				2L DK	
				2				2L DK	身体障害者用 * 3
				6				2 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) * 6
20	栄町住宅	270-0062 松戸市栄町 8-627	・JR馬橋駅下車 徒歩20分 ・JR松戸駅西口下車 京成バス日大歯科病院行 栄町5丁目下車徒歩4分	27	H10	3F	有	3L DK	
				6				3 DK	
				4				2L DK	
				2				2L DK	身体障害者用 * 3
				6				2 DK	老人向住宅 * 7
				3				1 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) * 6
21	日暮住宅	270-2253 松戸市日暮 5-110	・JR新八柱駅 ・新京成八柱駅下車 徒歩4分	37	H12	7F	有	1 DK	老人向住宅 (老人単身申込可) * 6
				32				2 DK	

市営住宅一覧表（借上住宅）

No	住宅名	住 所	交通の便	管理戸数	整備年度	階数	エレベーター	間取	備 考
22	八柱第二住宅	270-2253 松戸市日暮 3-6-1	・JR新八柱駅 ・新京成八柱駅 下車徒歩5分	14	H14	7F	有	3DK	
				12				2L DK	
				2				2L DK	身体障害者用 * 3
				3				2DK	老人向住宅 (老人単身申込可) * 6
				3				1DK	
23	八柱第三住宅	270-2253 松戸市日暮 3-6-2	〃	6	H22	6F	有	3L DK	
				10				2L DK	
				2				2L DK	身体障害者用 * 3
				17				2DK	老人向住宅 (老人単身申込可) * 6
24	牧の原団地 1街区1号棟 他17棟	270-2267 松戸市牧の原 435-1等	・新京成線常盤平駅から新京成バス牧の原団地行5分 牧の原小学校下車徒歩3分 ・新京成線八柱駅から新京成バス牧の原団地行5分 牧の原小学校下車徒歩1分等	145	S50	8F・11F	有 * 8	2DK	単身申込可 * 1
計			405戸						
合 計			1,726戸						

- * 1 単身者が申込みできる住宅は一定の条件に該当した方のみとなります。
- * 2 ペア住宅は曾祖父母か2親等内の60歳以上の方と同居することが条件となります（隣合せの部屋で2世帯が生活できます）。
- * 3 身体障害者用住宅は、本人もしくは同居者の中に身体障害者手帳を1級～4級、又は戦傷病者手帳を特別項症～第6項症又は第1款症で交付されている方で、車椅子を常時使用していることが条件となります。
- * 4 シルバー中金杉住宅（単身用）は、申込される方が、65歳以上であることが条件となります。
- * 5 シルバー中金杉住宅（世帯用）は、申込される方が65歳以上で、55歳以上の配偶者又は55歳以上の親族と同居することが条件となります。
- * 6 老人向住宅に申込みできる単身の方は、60歳以上であることが条件となります。
- * 7 老人向住宅に申込みできる世帯の方は、申込者が60歳以上であり、かつ配偶者、18歳未満の親族、おむね60歳以上の親族のいずれかと同居することが条件となります。
- * 8 一部の棟においては1、4、7階のみ停止となります。

5. 市営住宅募集状況

年 度		募 集 戸 数	申 込 者 数
H22	空 家 (6月募集)	18	551
	空 家 (10月募集)	21	497
	空 家 (12月募集)	21	640
H23	空 家 (2月募集)	18	468
	空 家 (6月募集)	7	397
	空 家 (10月募集)	24	557
H24	空 家 (2月募集)	21	531
	空 家 (6月募集)	20	468
	空 家 (10月募集)	17	442
	空 家 (2月募集)	9	213
H25	空 家 (6月募集)	18	433
	空 家 (10月募集)	22	390
	空 家 (2月募集)	16	293
H26	空 家 (6月募集)	26	417
	空 家 (10月募集)	16	392
	空 家 (2月募集)	11	413
H27	空 家 (6月募集)	14	353
	空 家 (10月募集)	17	217
	空 家 (2月募集)	18	292
H28	空 家 (6月募集)	16	331
	空 家 (10月募集)	11	155
	空 家 (2月募集)	17	249
H29	空 家 (6月募集)	25	288
	空 家 (10月募集)	20	201
	空 家 (2月募集)	14	147
H30	空 家 (6月募集)	16	237
	空 家 (10月募集)	14	260
	空 家 (2月募集)	17	181
R元	空 家 (6月募集)	25	199
	空 家 (10月募集)	33	247
	空 家 (2月募集)	27	220
R 2	空 家 (6月募集)	27	234
	空 家 (10月募集)	26	221
	空 家 (2月募集)	25	238
R 3	空 家 (6月募集)	34	203
	空 家 (10月募集)	37	281
	空 家 (2月募集)	31	271
R 4	空 家 (6月募集)	36	283
	空 家 (10月募集)	35	275
	空 家 (2月募集)	28	270
R 5	空 家 (6月募集)	29	339
	空 家 (10月募集)	27	269
	空 家 (2月募集)	23	298

第5節 宅地開発・建築

1. 松戸市における宅地開発事業等に関する条例（平成14年4月1日施行）〔住宅政策課〕

- (1) 目的 この条例は、都市計画法の規定に基づき、開発許可に係る技術基準と市街化調整区域に係る立地基準を定め、併せて宅地開発事業等に関して事前協議制度等を導入することにより、生活環境の整備と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 開発許可の技術基準

- ア 公園 ① 住宅の建築を目的とする開発行為の場合、開発区域が0.5ha以上の場合は設置する施設を公園とする。
② 0.3ha以上の開発行為の場合、設置する公園等の面積は、開発面積の6%以上とする。
- イ 公益的施設
最低宅地面積の制限 ① 1宅地100㎡（開発面積が0.1haを超え1ha未満の場合は、120㎡）
② 1宅地135㎡（開発面積が1ha以上の場合は、165㎡）
③ 1宅地165㎡（開発区域が市街化調整区域にある場合は、165㎡）

※開発許可を要さない事業についても、住宅の建築を目的とする事業については、最低宅地面積の制限は事前協議の対象となります。

(3) 市街化調整区域の立地基準

ア 市街化調整区域において、開発許可の対象とする土地の区域及び予定建築物の用途

- ① 区域 市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、市街化区域と一体となっている土地の区域の指定等に係る基準に適合する区域内の土地の関係権利者からの申出に基づき市長が指定した土地の区域
- ② 予定建築物の用途 一戸建ての住宅

イ 市街化を促進するおそれがない等と認められる開発行為等で、千葉県開発審査会への諮問を経ずに許可することができるものは、次に掲げるものとする。

- ① 農家等の分家
② 既存集落内における自己用住宅
③ 適法に建築された専用住宅の増改築等
④ 既造成地内の自己用住宅の建築等
⑤ 区域区分日前から既に宅地である土地において、建築基準法別表第2（い）項1号から第3号までに規定する用途の建築等

(4) 宅地開発事業等に係る事前協議等

宅地開発事業等を行う者は、開発許可申請又は、建築確認申請の前に、次の事項について協議し、事業計画の公開等をしなければならない。

ア 事前協議の対象となる宅地開発事業等

- ① 建築物の建築を目的とする事業であって、その事業区域の面積が500㎡以上のもの
(自己の居住の用に供するものを除く)
- ② 20戸以上の共同住宅の建築を目的とする事業
- ③ 5宅地以上の建売住宅若しくは1戸建賃貸住宅の建築

※宅地開発事業等以外の事業で、規則で定めるものを行う場合においても同様とする。

イ 事前協議の対象となる事項

- ① 敷地内緑化施設の整備等環境の保全に関すること。
- ② 道路、公園緑地、消防施設等の公共施設の整備に関すること。
- ③ その他公益的施設の確保等良好な市街地環境の整備に関すること。

ウ 事業計画の公開等

宅地開発事業等を行う者は、市と事前協議をする前に宅地開発事業等に係る事業計画を公開するとともに、事業予定地の隣接地権者に事業概要を説明しなければならない。

2. 松戸市ラブホテル建築等規制条例

[建築指導課]

- (1) 目 的 この条例は、ラブホテルの建築等の規制に関し必要な事項を定め、もって良好な生活環境及び青少年の健全な教育環境の保護に寄与することを目的とする。
- (2) 適用建築物 旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物
- (3) 規制地域 商業地域を除く市全域及び学校（幼稚園を含む）、保育所等の児童福祉施設、図書館、病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る）、都市公園、その他指定施設の敷地の周囲200m以内の区域
- (4) 主な規定事項
 - ア 公開板の設置
 - イ 計画概要書の閲覧
 - ウ ラブホテル（主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供するもので、一定の施設・構造・設備等の要件に該当するもの）の建築等の禁止
 - エ 申請手続き
 - ・ 規制地域にホテル等を建築する場合
建築確認申請前に市長に「ホテル等建築等審査申請書」を提出し、「ラブホテルに該当しない旨の通知書」の交付を受けること。
 - ・ 規制地域外にホテル等を建築する場合
市長に「ホテル等建築等計画届」を提出すること。
 - オ その他
大規模の修繕・模様替えの届出、建築完了検査、定期報告等

3. 年度別建築確認申請取扱件数（計画変更を除く）

〔建築審査課〕

（単位：件）

年度	審査機関	建築	昇降機	工作物	小計	合計
R元	松戸市	12	0	0	12	1,898
	指定確認検査機関	1,798	66	22	1,886	
R2	松戸市	8	0	2	10	1,638
	指定確認検査機関	1,576	36	16	1,628	
R3	松戸市	15	4	1	20	2,008
	指定確認検査機関	1,898	64	26	1,988	
R4	松戸市	9	2	0	11	2,094
	指定確認検査機関	1,999	51	33	2,083	
R5	松戸市	6	1	0	7	2,082
	指定確認検査機関	1,950	98	27	2,075	

（R6年3月末日現在）

4. 松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱

〔建築審査課〕

本市は、平成9年7月1日より「松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱」を制定し、細街路の整備に努めている。本要綱の概要は次のとおりです。

- (1) **目的** この要綱は、狭あい道路の拡幅整備並びに角地におけるすみ切り用地の確保及び整備について必要な事項を定め、もって市街地環境の整備及び災害時等における安全の確保に寄与することを目的とする。
- (2) **事前協議** 狭あい道路に接する土地又は角地を有する土地に建築物を建築し、建築物の敷地の造成工事、又は擁壁等の工作物を築造しようとする者（以下「建築主等」という。）は、あらかじめ確認申請をする前（確認申請を必要としない場合においては、当該工事の着工前）に狭あい道路の拡幅整備並びにすみ切り用地の確保及び整備に関し市と協議するものとする。
- (3) **狭あい道路等に係わる建築主等の措置**
- ア 建築主等は、狭あい道路との境界及び後退線又は、暫定後退線を確定し、後退用地となる部分を明確にしなければならない。すみ切り用地についても、同様とする。
- イ 建築主等は、後退用地及びすみ切り用地を確定したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ① 後退線上に市が支給した後退杭（後退杭支給申請書（第1号様式）により支給申請したもの）を設置すること。すみ切り用地とすみ切り用地以外の角地部分の土地との境界についても、同様とする。
 - ② 後退用地及びすみ切り用地に既存の建築物、門、塀、擁壁、植栽等がある場合は、これらを撤去すること。
 - ③ 狭あい道路と後退用地又はすみ切り用地に高低差がある場合（盛土又は切土により高低差が生じる場合を含む。）は、当該後退用地等を狭あい道路と同じ高さにすること。この場合において、安全上必要な措置を併せて講ずること。
 - ④ 後退杭設置後は、すみやかに後退杭設置報告書（第2号様式）を市長に提出すること。

⑤ 後退用地及びすみ切り用地の帰属関係について市と協議し、この要綱に基づき、土地使用契約を結ぶ場合は土地使用貸借契約書（第3号様式）を提出すること。また、建築主等は、土地使用貸借契約に際し、暫定後退線による場合は、道路境界確定に関する誓約書（第4号様式）も併せて提出するものとする。

- (4) 道路整備工事等 市は、協議の結果、当該後退用地等について無償で、その所有権を取得したとき、又は使用することについて土地使用貸借契約書による合意が成立したときは、当該後退用地等について道路整備工事を行うものとする。
- (5) 固定資産税の非課税措置 市は、無償で使用することについて合意が成立した後退用地及びすみ切り用地については、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより固定資産税及び都市計画税について非課税措置を講ずるものとする。

5. 松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例 〔建築指導課〕

- (1) 目的 この条例は、中高層建築物、特定建築物等の建築等に係る計画の事前公開並びに紛争に係るあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資するとともに、準工業地域における工場等の生産環境の維持及び保全並びに生活環境との調和を図ることを目的とする。
- (2) 適用建築物等
- ア 延べ面積が300㎡以上で、かつ、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが7mを超えるか地上階数3以上の建築物、商業地域を除くその他の地域にあっては、高さが10mを超える建築物
- イ ホテル、旅館、斎場、パチンコ店等の特定建築物
- ウ 準工業地域内の作業場の床面積が150㎡を超える工場
- エ 隣接する土地の地盤面からの高さが2mを超える擁壁
- (3) 主な規定事項
- ア 事業計画公開板の設置
- イ 近隣住民等への計画内容等の説明
- ウ 紛争が生じた場合のあっせん及び調停

第 6 節 空 家 等 対 策

〔住宅政策課 空家活用推進室〕

松戸市空家等対策の推進に関する条例（平成28年4月1日施行）

1. 目 的 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、その保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を推進することを目的とする。
2. 定 義
 - (1) 空家等
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
 - (2) 特定空家等
空家等が、次のいずれかの状態にあるものをいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
3. 空 家 等 の 所有者等の 責 務 空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
4. 市 の 責 務 関係内部部局間と連携し、空家等対策計画に基づく、相談体制の整備等による実施体制を整備し、市民、事業者、関係行政機関等と協力し、空家等に関する必要な措置を適切に講ずる施策を総合的に推進するものとする。

第 11 章

建設

=内 容=

第1節 道 路	307
1. 都市計画道路	307
2. 市域内道路現況	307
3. 市道舗装状況	307
4. 市道幅員別状況	308
5. 補修事業	308
6. バリアフリー等整備事業	308
7. 私道整備事業	308
第2節 治水と清流復活	309
1. 治水対策	310
(1) 国分川分水路事業(県・市)及び 国分川改修事業	310
(2) 導水事業	311
(3) 準用河川春木川整備事業	311
(4) 排水路整備事業	312
(5) 雨水貯留池	313
(6) 流域貯留浸透事業	315
(7) 遊水地借上事業	316
(8) 排水機場・樋管及び水門	316
(9) 治水監視システム	317
2. 清流復活対策	317
(1) 水環境改善施設(国・県・市)	318
(2) 河川愛護団体	319
(3) 親水施設	319
第3節 下 水 道	321
1. 松戸市に関連する流域下水道概 要(全体計画)	322
2. 公共下水道	323
3. 下水道普及状況	324
4. 下水道使用料	324

第 1 節 道 路

1. 都市計画道路

〔道路建設課〕

〔用地課〕

本市の都市計画道路が最初に決定されたのは昭和17年でしたが、昭和30年用途地域の大幅な変更と同時に既定の計画道路を廃止し、改めて策定しました。また昭和39年用途地域の大幅な追加により道路網の変更を行いました。

更に、昭和44年、JR武蔵野線の建設及び、JR常磐線の複々線化等から広域圏と松戸市との関係により、交通体系を総合的に再検討し変更を行なっています。また、平成元年11月北総鉄道の駅周辺地域等について、市街地整備計画に基づき追加、変更を行い、さらに、平成8年12月外かく環状線の変更、高速外かく環状線の追加等を行い現在の都市計画道路網に至っています。令和6年3月31日現在44路線、約122.240kmが決定されています。

都市計画道路進捗状況（市施行事業中路線）

(R6.3.31現在)

路 線 名 称	計画延長 (m)	完了延長 (m)	完了延長率 (%)
3・3・6号三矢小台主水新田線	10,980	4,335	39.5
3・3・7号横須賀紙敷線	9,040	7,576	83.8

2. 市域内道路現況

〔建設総務課〕

(R6.3.31現在)

区 分	実延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
国 道	17,357	17,357	100
県 道	48,571	48,571	100
市 道	1,130,860	1,102,453	97.49
計	1,196,788	1,168,381	97.63

3. 市道舗装状況

〔建設総務課〕

年度 \ 項目	市道実延長 (m)	舗装道 (m)	未舗装道 (m)	舗装率 (%)
R元	1,127,816.69	1,097,892.72	29,923.97	97.35
R 2	1,128,217.18	1,099,018.29	29,198.89	97.41
R 3	1,128,744.20	1,099,853.80	28,890.40	97.44
R 4	1,129,735.39	1,101,271.57	28,463.82	97.48
R 5	1,130,860.07	1,102,453.20	28,406.87	97.49

4. 市道幅員別状況

〔建設総務課〕
(R6.3.31現在)

幅員	延長 (m)	構成比 (%)
4.0m 未満	392,717.49	34.73
4.0m以上 5.5m未満	504,651.70	44.63
5.5m以上 9.0m未満	194,539.32	17.20
9.0m 以上	38,951.56	3.44
計	1,130,860.07	100

5. 補修事業

〔道路維持課・道路建設課〕

年度	工事名	舗装補修工事		側溝補修工事	
		件数 (件)	補修面積 (㎡)	件数 (件)	工事延長 (m)
R元		14	36,854	14	3,560
R2		12	31,782	10	3,261
R3		18	43,180	8	1,590
R4		18	47,673	12	3,812
R5		14	36,376	10	2,802

6. バリアフリー等整備事業

〔道路維持課〕

年度	件数 (件)	工事延長 (m)	舗装面積 (㎡)	備考
R元	1	160	636	
R2	0	—	—	
R3	0	—	—	
R4	0	—	—	
R5	0	—	—	

7. 私道整備事業

〔建設総務課〕

地域環境の整備を図るため、市が行う私道の整備について、必要な事項を昭和50年4月に定めたが、当初は舗装工事だけで、昭和58年5月に側溝工事を追加した。昭和63年4月からは、コンクリート舗装、ふた付きU字溝、L型溝敷設を、また平成10年4月1日からは可変側溝敷設を、さらに手すり工事を対象工事内容に設け、私道整備を充実させました。

工事の対象となる私道は、原則として幅員が4m以上で公道に接し、築造後5年以上経過し、5世帯以上の住居が隣接し、かつ工事に支障となる物件のないもの。なお、側溝工事にあつては公道の排水施設、又は排水路に接続可能であり、その排水機能が認められるものとします。

工事は市が行い、工事費の地元の負担割合は次のとおりです。

- (1) 両端が公道に接する私道 25%
- (2) 一端が公道に接する私道 35%

工事の内容及び構造・規格

区 分	内 容	構造又は規格（単位ミリメートル）	
舗 装 工 事	アスファルト舗装新設	表 層	路 盤
		50	100以 上
	アスファルト舗装補修 （オーバーレイ）	表 層	/
		50	
コンクリート舗装新設	現地の状況により 市長が必要と認めたもの		
側 溝 工 事	U字溝（ふた付きU字 溝を含む。）敷設	幅	深 さ
		240以 内	300以 内
	L 型 溝 敷 設	幅	/
		350以 内	
	可 変 側 溝 敷 設	幅	深 さ
		240以 内	550以 内
手すり工事	手 す り 設 置 （ ス テ ン レ ス ）	現地の状況により 市長が必要と認めたもの	

私道整備工事の実施状況

実施 年度	申請 件数 件	工事内容					地元負担金			
		舗装新設 ㎡	舗装補修 ㎡	側溝 m	手すり m	道路延長 m	舗装新設 円/㎡	舗装補修 円/㎡	側溝 円/m	手すり 円/m
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	700	0	125.5	0	180	6,582	0	6,504	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	232	0	0	0	64.8	5,758	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	210	0	127.0	0	62	4,369	0	22,878	0

※ 各年度、上段は両端が公道に接する道路・下段は一端が公道に接する道路

第 2 節 治水と清流復活

1. 治水対策

[河川清流課]

本市における河川の流域は、坂川流域、真間川流域及び手賀沼流域に分類されます。これらの流域では昭和30年代後半からの急激な都市化によって、流域の保水機能は大きく低下し、雨水の流出増が顕在化しました。

また、低地における開発の進展は、遊水機能を低下させるとともに水害によって生ずる直接的な資産被害を、大幅に増大させる結果となりました。

本市では、これらの浸水被害解消のため各水系の準用河川及び主要な排水路整備をはじめ、排水機場の建設、遊水地の確保、雨水貯留池の設置や雨水浸透施設の設置指導など総合的な治水対策を推進し、災害に強い安全なまちづくりに努めてまいりました。

また、河川環境についても平成9年の河川法改正を受け、治水・利水に加え河川環境の整備と保全がうたわれる中、住民参加型による地域の意見を反映した取組みによって現在、河川改修を進めているほか、水路などにおける水辺の修景などについても、うるおいのある水辺空間の創出に向け、取り組んでまいりました。

今後も、更に総合的な治水対策の推進を図り、河川環境に配慮した様々な取組みに努めるとともに、国・県が管理する市内主要河川の整備促進及び環境整備についても引き続き要請してまいります。

(1) 国分川分水路事業（県・市）及び国分川改修事業

国分川分水路事業（県・市）実績

事業者	事業内容	千葉県・松戸市 (国分川分水路)	松戸市 (坂川下流)
延長		3,362m	1,813m
総事業費		約295億円	約100億円
期間		昭和48年～平成8年	昭和59年～平成5年
流下能力		100m ³ /sec	125m ³ /sec
用地買収		買収 A = 17,544m ² 区分所有 A = 7,608m ²	買収 A = 32,898m ²
工種		開渠部 ℓ = 400m トンネル ℓ = 2,555m 暗渠 ℓ = 407m 排水機場 1箇所	護岸 ℓ = 1,813m 橋 6橋

国分川改修事業実績〔平成6年度～平成19年度〕

事業者	事業内容	工事概要(進捗)
松戸市	総事業費	約57億円
	流下能力	35m ³ /sec～70m ³ /sec
	改修延長	1,164m
	橋梁	3橋
	用地買収面積	33,115m ²

市民参加による多自然型川づくりへの取組み

区分	内容
川づくりワークショップ	川づくりの計画策定
自然観察会	植物、魚類、鳥類の自然回復度調査
現場見学会	河道掘削、橋梁工事の見学会
環境学習	環境学習会の開催

(2) 導水事業

市内河川への導水状況

(R6.3.31現在)

取水河川	導水先河川	導水量 (m ³ /sec)
坂川 (国管理)	坂川上流部	0.50
	新坂川	0.25
富士川等	新坂川	0
ふれあい松戸川 (江戸川)	坂川中流部	0.2
江戸川 (流山揚水場)	準用河川神明堀	0

(3) 準用河川春木川整備事業

河川延長	1,176m		準用河川指定は1,167m
整備計画延長	1,176m		
流下能力	整備前	7~29m ³ /s	
	整備後	35m ³ /s	
事業費	約17億円		
事業期間	平成19年度~平成30年度		
進捗状況 (H31.3.31現在)	完了区間	1,176m	下流部区間、平成19~22年度 中流部区間、平成23~27年度 上流部区間、平成27~30年度
	整備率	100%	
	残区間	0m	

主な市内河川整備事業



(4) 排水路整備事業

事業内容 年度	開水路 (m)	ボックスカルバート ヒューム管設 敷 (m)	U字溝敷設 (m)	防護施設 設置 (m)	浚 渫 ※(m)	他工事 (件)	ポンプ 設置 関連工事 (件)
H25	441	0	0	142	4,814	1	1
H26	161	0	0	370	5,050	0	0
H27	399	0	0	60	6,068	2	0
H28	109	0	0	151	814	0	5
H29	147	71	0	199	1,179	1	2
H30	190	0	138	30	1,001	1	1
R元	140	57	0	115	596	0	1
R 2	234	77	0	38	1,009	0	1
R 3	299	0	0	28	2,691	0	1
R 4	4	44	0	56	441	2	2
R 5	0	0	0	92	358	0	1

※浚渫は、平成28年以降m³で計算

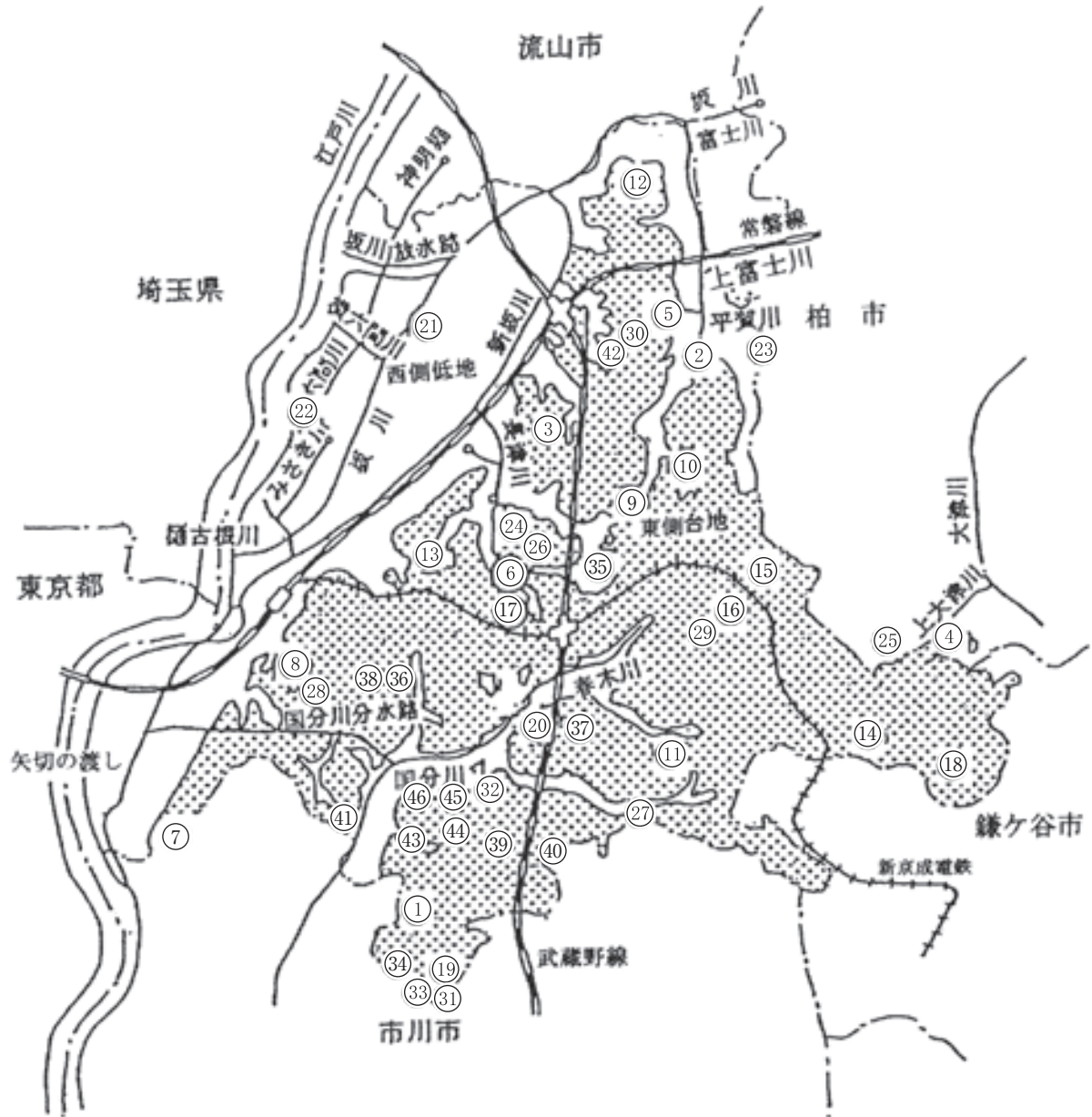
(5) 雨水貯留池

雨水貯留施設諸元

(R 6.3.31現在)

	流域	河川名	貯留池名称	集水面積 (ha)	貯留量 (m ³)	貯留池面積 (m ²)	流下量 (m ³ /S)	放流量 (m ³ /S)	形式	完成年度	用地
1	真間川		梨香台		13,000	5,000			掘込み式	S50	UR都市機構(H1移管)
2	坂川	平賀川	ユーカリ交通公園	73.40	17,600	6,399	13,000	7,000	掘込み+地下式	S55	公共用地
3	坂川		八ヶ崎8丁目	1.30	130	59			地下式	S55	民間開発(H15移管)
4	手賀沼	上大津川	高柳新田	219.86	31,700	7,540	31,340	17,810	掘込み式	S58	柏市(S61移管)
5	坂川		小金きよしヶ丘	9.14	2,000	831	2,290	0.640	掘込み+地下式	S60	買収
6	坂川		第六中学校	46.57	6,700	2,193	4,500		掘込み式	S61	学校
7	真間川		栗山	33.36	2,900	490	5,200	2,000	地下式	S62	買収
8	坂川		神田川上流	83.30	12,000	2,000	10,400	3,000	地下式	S62	公共用地
9	坂川		八ヶ崎4丁目	0.66	300	61	0.120	0.005	地下式	S62	公共用地
10	坂川		小金原鉄塔線下	40.32	5,000	1,050	4,600	1,600	地下式	S62	道路 (下水道維持課管理)
11	真間川		牧の原		23,000	12,140			掘込み式		UR都市機構(S61移管)
12	坂川		殿平賀原の山	3.46	300	152	0.221	0.003	地下式	S63	土地区画整理組合 (S63移管)
13	坂川		上本郷小学校	34.04	5,000	1,040	6,350	2,440	地下式	H1	学校
14	手賀沼		五香六実一文字第一	32.00	5,000	864	4,130	1,510	地下式	H3	公共用地
15	坂川		金ヶ作西ヶ沢		1,000	2,000			掘込み式	H3	借地
16	真間川		常盤平	32.00	5,700	882	4,130	1,510	地下式	H4	公園 (下水道維持課管理)
17	坂川		松戸新田第二市営住宅		160	360		0.013	地下式	H5	公共用地
18	手賀沼		五香六実一文字第二	87.99	8,300	3,540	10,870	4,000	掘込み式	H6	買収
19	真間川		高塚新田	57.00	425	81	7,644		地下式		民間開発(H1移管)
20	真間川		河原塚寺ノ台	3.94	5,200	928		0.099	掘込み式		土地区画整理組合 (H8移管)
21	坂川		西馬橋	1.17	187	240	0.450		掘込み式		土地区画整理組合 (H8移管)
22	坂川		古ヶ崎		490	350			掘込み式		土地区画整理組合 (H9移管)
23	坂川		根木内東		1,781	457			掘込み式		民間開発(H9移管)
24	坂川		中和倉寒風沖	0.40	144	36			地下式		民間開発(H10移管)
25	手賀沼		高柳中島込	0.83	171	127		0.010	地下式		民間開発(H11移管)
26	坂川		中和倉寒風	0.39	196	50			地下式		民間開発(H12移管)
27	真間川		関台	10.70	14,000	4,135		0.268	掘込み式		土地区画整理組合 (H12移管)
28	坂川		松戸赤発毛	0.50	145	67		0.500	掘込み+地下式		民間開発(H12移管)
29	真間川		牧の原1丁目	16.10	1,190	400		0.023	地下式		民間開発(H12移管)
30	坂川		幸谷ボッケ		162	40			地下式		民間開発(H13移管)
31	真間川		高塚新田北谷台第1	0.91	588	260		0.003	地下式		民間開発(H13移管)
32	真間川		和名ヶ谷東台	0.72	400	102		0.004	地下式		民間開発(H13移管)
33	真間川		高塚新田北谷台第2	0.57	313	78			地下式		民間開発(H14移管)
34	真間川		高塚新田北谷台第3	0.88	485	182			地下式		民間開発(H14移管)
35	真間川		金ヶ作陣屋前	0.72	145	145			掘込み式		土地区画整理組合 (H15移管)
36	坂川		松戸新田陣ヶ前		2,569	626			地下式		民間開発(H17移管)
37	真間川		河原塚宮ノ内	2.25	3,568	900			掘込み式		土地区画整理組合 (H18移管)
38	坂川		松戸白山	0.39	198	67			掘込み式		民間開発(H18移管)
39	真間川		紙敷(3号)	39.17	15,148	7,900			掘込み式	H20	土地区画整理組合 (H22移管)
40	真間川		紙敷(1号)	6.48	4,236	1,694			掘込み式		土地区画整理組合 (H22移管)
41	真間川		大橋		180	202			掘込み式		民間開発(H23移管)
42	坂川		二ツ木	5.79	1,580	494			地下式	H21	土地区画整理組合 (H25移管)
43	真間川		秋山(1号)	19.97	23,165	7,350			掘込み式		土地区画整理組合 (H27移管)
44	真間川		秋山(2号)	3.46	4,740	1,897			掘込み式		土地区画整理組合 (H27移管)
45	真間川		秋山(3号)	2.56	3,477	1,625			掘込み式		土地区画整理組合 (H27移管)
46	真間川		秋山(4号)	10.92	14,814	4,797			掘込み式		土地区画整理組合 (H27移管)

松戸市地形概要（雨水貯留池位置図）



○数字は、雨水貯留施設の所在地

(6) 流域貯留浸透事業

松戸市学校貯留施設一覧表

(R 6.3.31現在)

番号	施設名称	貯留量(m ³)	貯留池面積(m ²)	完成年度	備考
1	松飛台第二小学校	1,060	10,350	S 52	教育委員会管理
2	栗ヶ沢中学校	3,000	10,600	S 55	
3	六実中学校	1,200	9,000	S 55	教育委員会管理
4	和名ヶ谷中学校	1,770	20,330	S 57	教育委員会管理
5	県立松戸向陽高等学校	13,590	24,000	S 58	千葉県管理
6	旭町中学校	1,500	8,800	S 60	教育委員会管理
7	稔台小学校	730	4,100	S 61	
8	県立松戸国際高等学校	1,580	18,400	S 61	千葉県管理
9	聖徳大学附属女子高等学校	30,500	52,200	S 61	聖徳学園管理
10	東部小学校	800	9,200	S 62	
11	県立松戸南高等学校	2,080	14,000	S 62	千葉県管理
12	第五中学校	1,030	7,200	S 63	
13	大橋小学校	600	6,000	H 1	
14	牧野原中学校	900	9,600	H 1	
15	常盤平第二小学校	850	4,500	H 2	
16	梨香台小学校	590	4,000	H 2	
17	常盤平第一小学校	500	4,500	H 3	
18	河原塚小学校	620	6,600	H 3	
19	常盤平第三小学校	500	4,300	H 4	
20	牧野原小学校	500	3,300	H 4	
21	松飛台小学校	500	7,600	H 5	
22	松ヶ丘小学校	500	4,300	H 6	
23	和名ヶ谷小学校	500	4,000	H 7	
24	常盤平中学校	660	4,900	H 8	
25	第四中学校	540	4,800	H 9	
26	河原塚中学校	520	3,900	H 10	
27	市立松戸高等学校	510	1,040	H 11	
28	寒風台小学校	510	5,000	H 13	
29	第三中学校	780	4,300	H 13	
30	八ヶ崎小学校	510	2,800	H 14	
31	上本郷小学校	500	4,000	H 14	
32	東松戸小学校	386	3,084	H 27	
33	松戸市市民交流会館	237	1,580	H 28	旧新松戸北小学校

(7) 遊水地借上事業

遊水地借地実績

(R6.3.31現在)

流域名	地区名	借地面積	借地人数
真間川	紙敷(紙敷川上流部)	1,283 m ²	1人
真間川	和名ヶ谷・紙敷・大橋(黎明橋下流部)	14,325 m ²	10人
坂川	東平賀	773 m ²	2人
坂川	中和倉	631 m ²	1人
合計		17,012 m ²	14人

(8) 排水機場・樋管及び水門

排水機場・樋門一覧表

(R6.3.31現在)

名称	管理者	放流先	ポンプ設備			
			口径(mm)	揚水量(m ³ /S)		
松戸排水機場	国土交通省	江戸川	3,300	25m ³ /S × 2台 = 50		100
			4,600	50m ³ /S × 1台 = 50		
松戸水門	国土交通省	江戸川	19.1m × 13.76m × 2門			390
古ヶ崎排水機場	国土交通省	江戸川	1,800	7.5m ³ /S × 2台 = 15		15
樋野口排水機場	千葉県	江戸川	2,000	10m ³ /S × 1台 = 10.0		15
			1,100	2.5m ³ /S × 2台 = 5.0		
樋野口排水樋管	国土交通省	江戸川	5.00m × 4.90m × 2門			20
赤塚樋門	国土交通省	江戸川	2.5m × 4.0m × 1門			31.68
			2.5m × 5.0m × 2門			
柳原排水機場	千葉県	江戸川	2,000	8.67m ³ /S × 3台 = 26.01		26
柳原水門	国土交通省	江戸川	13.06m × 12.53m × 1門			26
柳原排水樋管ゲート			3.16m × 6.40m × 1門			
馬橋排水機場	松戸市	坂川	800	1.5m ³ /S × 3台 = 4.5		5.1
			600	0.6m ³ /S × 1台 = 0.6		
栄町西排水機場	松戸市	六間川	600	0.78m ³ /S × 2台 = 1.56		1.69
			250	0.1m ³ /S × 1台 = 0.1		
			100	0.025m ³ /S × 1台 = 0.025		
栄町排水機場	松戸市	坂川	800	1.6m ³ /S × 2台 = 3.2		3.7
			500	0.5m ³ /S × 1台 = 0.5		
中堀排水機場	松戸市	坂川	1,000	1.93m ³ /S × 1台 = 1.93		2.81
			600	0.8m ³ /S × 1台 = 0.80		
			200	0.08m ³ /S × 1台 = 0.08		
矢切新田堀排水機場	松戸市	坂川	700	0.9m ³ /S × 2台 = 1.80		1.83
			150	0.025m ³ /S × 1台 = 0.025		
三軒屋排水機場	松戸市	六間川	400	0.33m ³ /S × 2台 = 0.66		1.66
			500	0.5m ³ /S × 2台 = 1.00		

注) 樋野口排水機場(県より管理委託)

(9) 治水監視システム

治水監視・映像システム一覧

(R6.3.31現在)

名 称	監 視 内 容	設 置 個 所
河川・水路監視装置	雨量 河川・水路水位	紙敷川 春木川 春木川上流 上矢切水路 和名ヶ谷水門 栄町西三丁目
排水機場監視装置	雨量 河川水位 流入水路の水位 ポンプ・除塵機・ゲート稼働状況 故障状況	栄町 栄町西 中堀 馬橋 矢切新田堀 三軒屋
雨水貯留池監視装置	雨量 水位 ポンプ稼働状況 故障状況	上本郷小学校 神田川上流 小金きよしヶ丘 五香六実一文字第一 五香六実一文字第二 高柳新田 ユーカリ交通公園 第六中学校 梨香台 関台
映像監視装置	静止画	紙敷川 春木川（動画） 上矢切水路 和名ヶ谷水門 春木川上流 栄町西三丁目 小金きよしヶ丘 五香六実一文字第二 高柳新田 ユーカリ交通公園 第六中学校（動画） 関台

2. 清流復活対策

平成4年に、市民・事業者・行政の責務を明らかにした「川をきれいにする条例」を制定し、「魚の住めるきれいな川づくり」をスローガンに掲げ、市民と一体となり清流復活に関する事業を推進してきました。

坂川流域では、平成5年に江戸川中流部と坂川流域が水環境改善緊急行動計画の対象河川に指定され、「清流ルネッサンス21」並びに「清流ルネッサンスⅡ」による清流復活に向けた事業が、流域住民・国・県・市からなる地域協議会によって展開されてきました。平成23年10月の最終地域協議会で「江戸川中流部及び坂川河川網水環境復活宣言」が採択されましたが、良好な水環境の維持には、引き続き現在の協力体制を維持していく必要があるため、江戸川中流部及び坂川河川網の水環境を維持することを目的とした「江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会」を設立し、活動を継続しています。

また、真間川流域でも、国分川の改修に伴い、河川愛護団体による浄化活動や、河川を利用した環境学習活動が展開されています。

(1) 水環境改善施設（国・県・市）

水環境改善施策総括表

(R6.3.31現在)

区分	メニュー	内 容	実施主体	完成年度
河川事業	流水保全水路の整備	坂川から江戸川に流入する汚濁水を本川と分離して、新たに造成した保全水路を流下させ、上水の取水口をバイパスする。	国土交通省	H9
	浄化水の導入	江戸川と坂川が流水保全水路により分離されることによって水流の滞留が引き起こされる。そのために発生する水質悪化を防止することを目的として流水保全水路から試行的に0.4m ³ /Sで浄化水を導入し、その効果の把握に努める。	国土交通省	H10
	北千葉導水事業	北千葉導水路を利用して、坂川、新坂川の水質改善を図る。	国土交通省	H10
	河川浄化施設の設置	古ヶ崎浄化施設（浄化水量2.5m ³ /s、BOD除去率75%）	国土交通省	H10（休止中）
		中根浄化施設（浄化水量0.27m ³ /s、BOD除去率75%）	千葉県	H7（休止中）
		富士川浄化施設（浄化水量0.363m ³ /s、BOD除去率75%）	千葉県	H12（休止中）
		大金平浄化施設（浄化水量0.044m ³ /s、BOD除去率75%）	千葉県	H9（休止中）
		野々下水路浄化施設（浄化水量0.07m ³ /s、BOD除去率75%）	千葉県	H13
		小金清志町浄化施設（浄化水量0.010m ³ /s、BOD除去率75%）	松戸市	H12（休止中）
		小山浄化施設（浄化水量0.017m ³ /s、BOD除去率75%）	松戸市	H2（休止中）
		二ツ木浄化施設（浄化水量0.078m ³ /s、BOD除去率75%）	松戸市	H5
		神田川上流浄化施設（浄化水量0.030m ³ /s、BOD除去率75%）	松戸市	H3（休止中）
		矢切新田堀浄化施設（浄化水量0.012m ³ /s、BOD除去率71%）	松戸市	H4（休止中）
		名都借都市下水路浄化施設 （浄化水量0.139m ³ /s、BOD除去率66%以上）	流山市	H12
		市野谷1号雨水幹線浄化施設（野々下）（簡易浄化タイプ） （浄化水量0.019m ³ /s、BOD除去率10%）	流山市	休止中
		野々下2丁目地先水路浄化施設（簡易浄化タイプ） （浄化水量0.003m ³ /s、BOD除去率10%）	流山市	H14
雨水貯留浸透施設の設置	雨水流出防止及び水流確保を図る目的で雨水貯留浸透施設を設置する。	松戸市	S62～継続	
		流山市 柏市		

(2) 河川愛護団体

河川愛護団体一覧（助成金交付団体）

(R6.3.31現在)

No.	団体名 (設立月日)	活動区域	活動状況
1	西馬橋環境を守る会 (H5.8.5)	新坂川 (馬橋駅前)	新坂川の定期清掃実施、馬橋駅前美化活動(花の植栽・維持管理)、江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
2	大清泉の湧水を復元し、周辺の自然環境を守る会 (H3.6.23)	上富士川	国分川の定期清掃実施、水生生物の保護、花壇及び湧水池の維持管理
3	六間川をきれいに する会 (H6.4.1)	六間川 (馬橋高校 校付近)	六間川の定期清掃実施、六間川桜並木付近の花の植栽・維持管理 江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
4	松戸西部環境を守 る会 (H6.4.1)	坂川	東堀美化活動(花の植栽・維持管理) 江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
5	坂川を愛する会 (H11.3.7)	北千葉 導水路	坂川の定期清掃実施、市等のイベント参加 江戸川松戸フラワーライン整備事業への参画
6	松戸に愛をさわや にグループ (H15.6.1)	六間川 (古ヶ崎)	六間川プロムナードの整備、六間川清掃 市等のイベント参加

(3) 親水施設

松戸市親水施設一覧表

(R6.3.31現在)

番号	名称	場所	種別	面積 (㎡)	総面積 (㎡)	完了年度	備考
1	川の一里塚(主水新田)	主水新田	川の一里塚	4,555.65	4,555.65	H14	
2	川の一里塚(古ヶ崎)	古ヶ崎	川の一里塚	5,049.93	5,049.93	H6	
3	川の一里塚(樋野口)	樋野口	川の一里塚	9,494.34	9,666.40	H11	環境保全課(除草)
			小休憩所	125.00			
			階段	47.06			
4	川の一里塚(矢切)	下矢切	川の一里塚	9,189.58	9,189.58	H5	
5	富士川親水広場	東平賀	親水広場	2,378.00	2,443.00	H12	
			鉄塔脇	65.00			

建設

番号	名称	場所	種別	面積 (㎡)	総面積 (㎡)	完了年度	備考
6	坂川親水広場	上矢切	親水広場	5,963.81	8,539.50	H8	
			駐車場	1,875.69			
			親水広場	700.00			
7	柳原親水広場	下矢切	水閘広場	3,094.36	4,462.05	H8	
			駐車場広場	1,367.69			
8	大金平親水施設	大金平	親水緑地	862.00	862.00		
9	坂川分派親水施設	小金	親水緑地	1,281.64	1,281.64		
10	旭町水辺広場	旭町	水辺緑地	1,517.00	1,517.00	H8	
11	幸田湧水	幸田	湧水池	110.00	110.00	H8	
12	大清水湧水	栗ヶ沢	湧水池	84.00	84.00		町会管理
13	千駄堀湧水広場	千駄堀	湧水池	1,158.00	1,158.00	H7	
14	上本郷湧水(カンスケ井戸)	上本郷	湧水池	95.00	95.00	H7	公園緑地課
15	上本郷宮の下湧水	上本郷	湧水池	101.51	101.51		
16	竹ヶ花雷電湧水	竹ヶ花	湧水池	27.32	27.32	H8	
17	秋山湧水	秋山	湧水池	119.32	119.32		
18	江戸川松戸フラワーライン	古ヶ崎	花畑等	19,918.00	19,918.00		30358.71㎡
19	ふれあい松戸川(流水保全水路)	松戸	散策路	2,656.00	2,656.00	H10	国土交通省管理
20	坂川上流部ハナモモ並木	新松戸	散策路	445.00	445.00		
21	坂川親水プロムナード	馬橋	散策路	2,809.60	2,809.60		みどりと花の課
22	坂川中流部カワヅザクラ並木	松戸	散策路	137.90	137.90		
23	坂川下流部カツラ並木	上矢切～下矢切	散策路	13,776.64	13,776.64	H10	
24	坂川・四季の道	下矢切	休憩施設	370.00	370.00	H10	
25	新坂川緑道サクラ並木	新松戸～馬橋	散策路	1,290.00	1,290.00	H11	
26	六間川プロムナード	古ヶ崎	散策路	900.00	900.00	H11	
27	国分川サクラ並木	和名ヶ谷	散策路	2,515.20	2,515.20		
28	小山親水水路(南部のせせらぎ)	小山	親水水路	304.00	304.00		
29	新松戸多目的護岸	新松戸	多目的護岸	60.00	60.00	H10	
30	栄町多目的護岸	栄町	多目的護岸	100.00	100.00	H10	
31	坂川緑化護岸	下矢切	緑化護岸	1,960.00	1,960.00	H8	
32	新松戸親水護岸	新松戸	親水護岸	350.00	350.00	S60	
33	中根親水護岸(北松戸プロムナード)	中根	親水護岸	750.00	750.00	H9	
34	北松戸親水護岸	北松戸	親水護岸	250.00	250.00	H9	
35	坂川プロムナード	新松戸	河川緑地	116.00	116.00		みどりと花の課(樹木) 道路維持課(除草)
36	坂川放水路ハナミズキ並木	主水新田	河川緑地	480.00	480.00		
37	新坂川緑化護岸	新松戸	河川緑地	37.74	37.74		
38	六間川サクラ並木	旭町	河川緑地	254.40	254.40	H15	
39	国分川緑地	和名ヶ谷	河川緑地	302.64	302.64		
40	松戸緊急用船着場	小山	船着場	5,147.70	5,147.70		
41	坂川富士川遊歩道	幸田	散策路	2,922.00	2,922.00	H29	
42	春雨橋親水広場	松戸	親水広場	834.00	834.00	H29	
43	新松戸親水施設	新松戸	親水広場	186.00	186.00	H30	
44	横須賀親水護岸	新松戸	親水護岸	2,976.00	2,976.00	R元	

第 3 節 下 水 道

〔下水道整備課〕

下水道は、都市における雨水排除や、工場・家庭排水の処理による生活環境の向上と共に、公共用水域の水質保全を目的とした施設です。

本市の下水は、手賀沼と江戸川左岸の2つの流域下水道で処理する計画となっています。

しかし、流域下水道が本市に到達する以前は、単独公共下水道として昭和35年に常盤平地区、昭和44年に小金原地区、続いて昭和52年に新松戸地区の供用を開始しました。

流域下水道は、昭和47年に手賀沼、昭和48年に江戸川左岸が事業認可を取得し整備に着手、昭和60年には栗山に江戸川左岸流域下水道江戸川幹線が、また昭和62年には六高台に手賀沼流域下水道松戸幹線が到達しました。

本市においても、流域下水道の進展に伴い昭和58年から本格的な下水道整備に着手し、昭和60年には流域関連公共下水道として初めて栗山地区の一部を供用開始しました。

その後、整備は計画的に進められ、令和5年度末では処理区域面積4,088haで普及率89.0%に達しています。

〔下水道経営課〕

また、松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例に基づき、次のとおり賦課し、面整備を進めています。

年度	新規賦課対象区域	区域面積 (ha)
R4	古ヶ崎、栄町西四丁目、河原塚、田中新田、金ヶ作、千駄堀、中和倉、栗ヶ沢、串崎新田、松飛台、六高台八丁目、五香南一丁目、五香西一丁目、五香西二丁目、五香西三丁目、五香西四丁目、五香西六丁目、小金の各一部	26.99
R5	古ヶ崎、古ヶ崎三丁目、栄町西四丁目、栄町西五丁目、河原塚、田中新田、金ヶ作、栗ヶ沢、串崎新田、松飛台、五香南一丁目、五香西一丁目、五香西四丁目の各一部	17.19
R6	古ヶ崎、栄町西四丁目、河原塚、幸谷、金ヶ作、千駄堀、栗ヶ沢、串崎新田、松飛台、六実五丁目、五香南一丁目、五香南三丁目、五香西一丁目、五香西二丁目の各一部	17.78

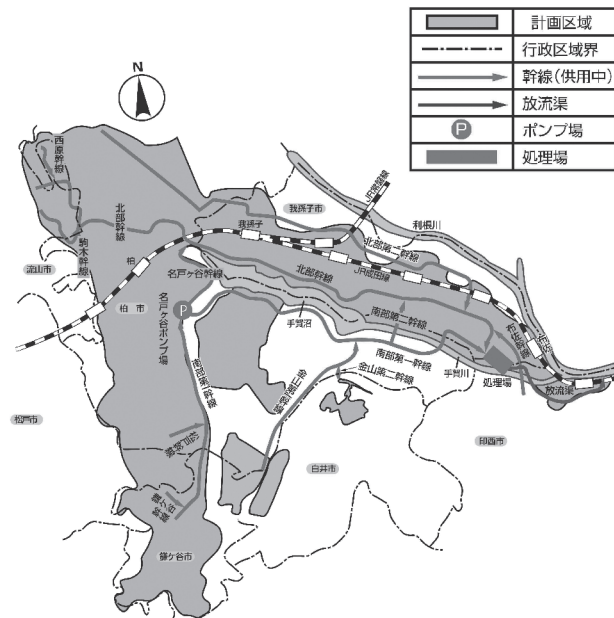
1. 松戸市に関連する流域下水道概要（全体計画）

[下水道整備課]
(令和6年3月)

名称	江戸川左岸流域下水道	手賀沼流域下水道
関係都市	8市 市川市、松戸市、流山市、野田市 柏市、船橋市、浦安市、鎌ヶ谷市	7市 我孫子市、柏市、流山市、松戸市 鎌ヶ谷市、印西市、白井市
計画処理面積	約 20,400ha	約 12,100ha
計画処理人口	約 142万人	約 66万人
計画汚水量	約 56.5万m ³ /日平均	約 26.3万m ³ /日平均
管渠延長	約 116km	約 88km
ポンプ場	3カ所	1カ所
終末処理場位置	江戸川第一終末処理場（市川市） 江戸川第二終末処理場（市川市）	手賀沼終末処理場 （我孫子市、印西市）
処理場面積	約 30ha（第一終末処理場） 約 26ha（第二終末処理場）	約 40ha
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法、標準活性汚泥法、凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過法	標準活性汚泥法+急速ろ過法
着手年度	昭和47年度	昭和46年度
計画目標年次	令和6年度	令和8年度

江戸川左岸流域下水道計画図

手賀沼流域下水道計画図



2. 公共下水道

[下水道維持課]

[常盤平終末処理場]

常盤平終末処理場は、金ヶ作排水区域の汚水を処理するため、昭和35年4月処理人口25,000人を対象に散水ろ床方式の終末処理場として供用開始しました。その後、人口増加への対応と水質汚濁防止法の改正に適應するため散水ろ床方式から標準活性汚泥方式に変更し、2回にわたり拡張、改築され計画処理人口34,000人の終末処理場になりました。昭和62年から金ヶ作排水区域の一部66haを流域に接続したことにより、現在は163ha、処理人口20,551人の汚水を処理しています。

又、沈砂池、最初沈澱池及び曝気槽の覆蓋並びに脱臭装置の改善等周辺環境に配慮した整備に努めています。

・所在地 松戸市常盤平松葉町1番地の3

- ・敷地面積 18,708㎡
- ・計画処理人口 22,000人
- ・計画処理水量 晴天時 12,700㎡/日
雨天時 38,100㎡/日
- ・処理面積 163ha
- ・処理方式 標準活性汚泥方式
- ・排除方式 合流式

作 業 状 況 (令和5年度)

月	処理水量	月	処理水量	月	処理水量	月	処理水量
4	240,210㎡	7	231,740㎡	10	250,437㎡	1	229,466㎡
5	266,351㎡	8	233,568㎡	11	211,733㎡	2	214,332㎡
6	346,005㎡	9	241,965㎡	12	213,504㎡	3	270,360㎡
						合計	2,949,671㎡

3. 下水道普及状況

〔下水道維持課〕

(R6.3.31現在)

行政区域面積	6,138ha
行政区域人口	498,893人
市街化区域面積	4,444ha
下水道法事業計画区域面積	4,225ha
処理区域面積	4,087.07ha
処理区域内人口	443,817人
水洗化人口	429,694人
普及率 $\left\{ \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域人口}} \right\}$	88.96%
水洗化率 $\left\{ \frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}} \right\}$	96.82%

4. 下水道使用料

〔下水道経営課〕

(1か月使用料税込)(R6.4.1現在)

汚水区分	使 用 料		
	基本使用料	超 過 使 用 料	
一 般	10m ³ まで 1,060.40円	従量別区分	1 m ³ 使用料
		10m ³ を超え 20m ³ まで	140.80円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	178.20円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	210.10円
		50m ³ を超え 80m ³ まで	308.00円
		80m ³ を超え 200m ³ まで	372.90円
		200m ³ を超える分	486.20円
公衆浴場		1 m ³ につき24.20円	

第 12 章

消 防

＝内 容＝

第1節 概 要	325
第2節 機 構	325
1. 松戸市消防局・消防署の組織	325
2. 消防団の組織	326
3. 消防団員数	326
第3節 消防施設	327
1. 消防自動車等の数	327
(1) 局 ・ 署	327
(2) 消 防 団	327
2. 消防通信施設の現況	328
3. 気象観測施設の現況	328
4. 消防水利の現況	329
第4節 火災予防	329
1. 予防査察	329
2. 市民指導・広報等	329
3. 危険物施設の現況	330
第5節 火災状況	330
1. 火災発生状況	330
2. 損害見積額	330
3. 焼失面積と覚知別火災発生件数	330
第6節 救急救助業務	331
1. 救急事故別出場状況	331
2. 救助事故別出場状況	332

第 1 節 概 要

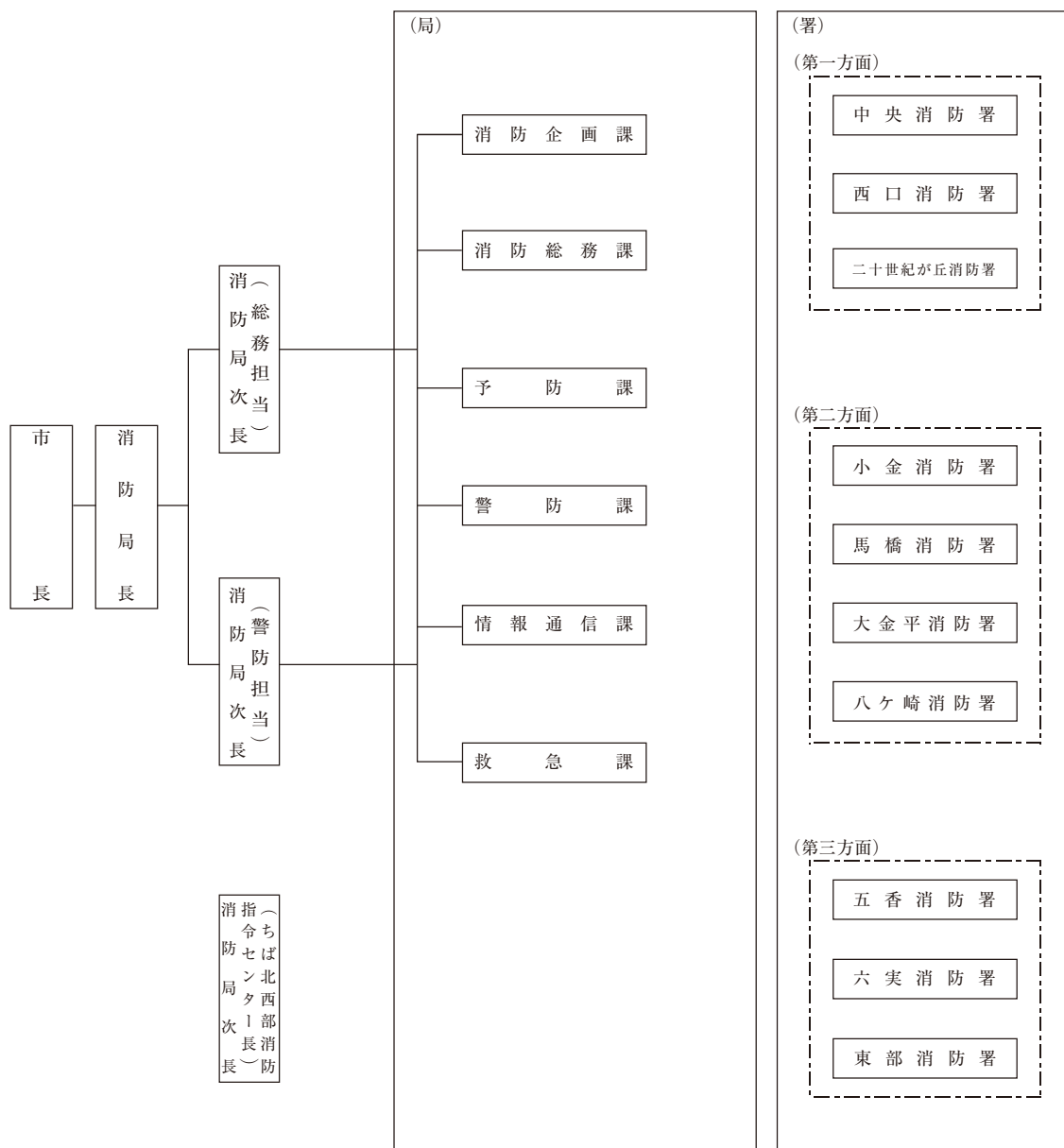
本市の消防は、昭和29年消防組織法に基づき、消防本部・消防署及び消防団を2本の柱として自治体消防発足以来、60余年の間、内部組織の整備、消防力の強化、予防、警防機能の近代化・効率化等をめざして、たゆまぬ努力を続けてきました。

令和6年4月1日現在の消防体制は、常設機関にあっては1消防局10消防署の体制をとり、消防車両85台、消防職員522名（定数520名）を配置し、市民の安全を守る防災担当として、火災の防ぎよ、救急、救助、その他あらゆる災害の防除のため、日夜その重責を担っています。

一方、非常備の消防団にあっては、市内を1団本部10方面隊（36個分団）に分け、団員数496名（定数640名）、消防ポンプ車8台、小型ポンプ付積載車34台で、常設消防と渾然一体となって、災害発生時における火災の消火・警戒・水害及び地震災害等の防災活動に当たっています。

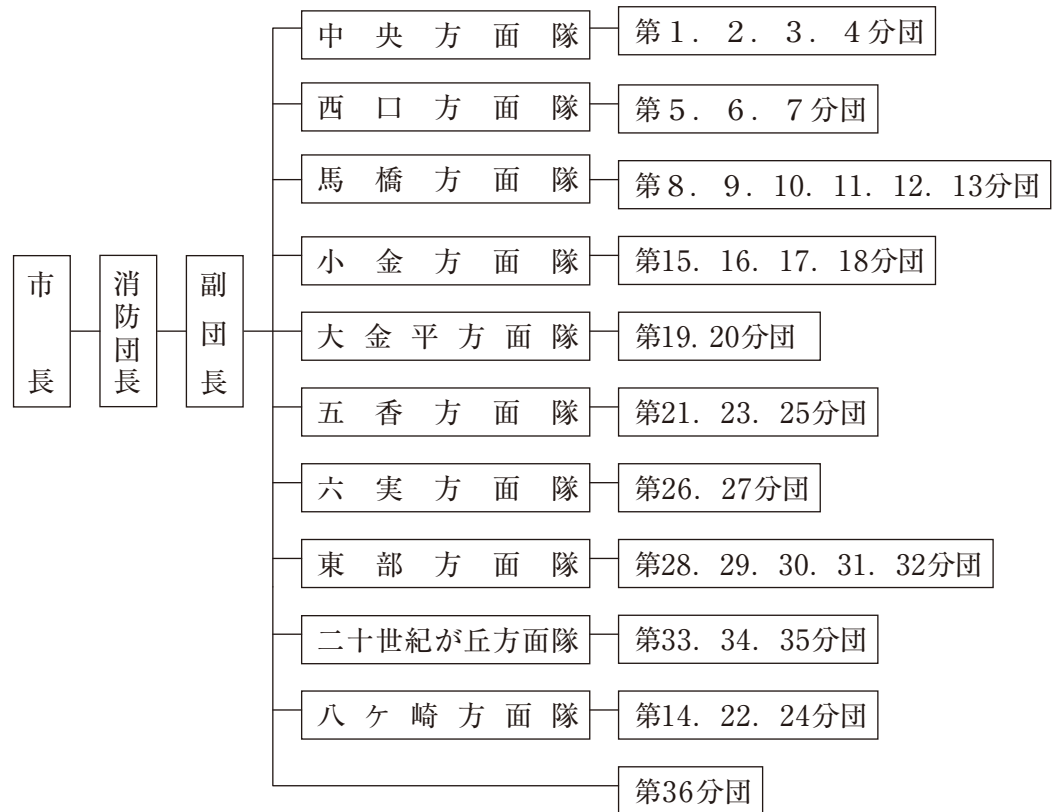
第 2 節 機 構

1. 松戸市消防局・消防署の組織



消防

2. 消防団の組織



3. 消防団員数

(R6.4.1)

階級 役職名	計	団長	副団長		分団長			副分団長	部長	班長	団員
		副団長	方面隊長	方面隊長	方面副隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定数	640人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実数	496人	1	6	0	10	11	34	37	53	71	273

第 3 節 消 防 施 設

1. 消防自動車等の数

(1) 局・署

(R6.4.1)

種 別	台数 (台)	備 考	種 別	台数 (台)	備 考
消防救急車	1		起震車	1	
ポンプ車	3		指令車	1	
水そう付消防車	10		非常用車両	6	
化学消防車	2		隊員輸送車	9	
積載車	1		資機材搬送車	2	
はしご付消防車	5		照明電源車	1	
ミニ消防車	3		救急指導車	2	
救急車	13		空気充てん車	1	
救助工作車	3		支援車	1	
指揮車	5				
防火指導車	13				
広報車	1				
原因調査車	1				
			合 計	85	

※ 起震車

大地震のとき、ふだんの心構えと準備で地震の被害を少なくすることができます。そこで本市では多くの方が地震を体験し、「身の安全」「火の始末」等を反射的行動として身に付けられるよう、町会、各種団体、事業所などで「起震車」による地震体験指導を行っています。

この起震車はコンピューターに記憶された過去の地震8種類が体験できます。また、起震装置の発動発電機は災害時に非常電源として使用できます。

〔利用状況〕

	出 向 件 数	体 験 者 数
R 5 年 度	32 件	3,009人

(2) 消防団

種 別	台 数 (台)
普通消防車	8
積 載 車	34
小型動力ポンプ	34

2. 消防通信施設の現況

(R6.4.1)

種 別	所 属 別	ちば北西部消防指令センター														
		計	消 防 局	中 央 署	西 口 署	馬 橋 署	小 金 署	大 金 平 署	五 香 署	六 実 署	東 部 署	二十世紀が丘署	八ヶ崎署	訓練センター	総務部危機管理課	
通信指令台	指令台	10	0												-	
	指揮台	1	0												-	
有線電話	電話交換機	1	1	1											-	
	119番回線	34	0												-	
	指令回線	3	11			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	専用線	7	0												-	
	加入回線	2	27	10	4	1	1	2	1	3	1	1	1	1	-	
	消防電話	市役所		3	3											-
		警察		2	2											-
		各消防署		11		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
	話	ファクシミリ装置		16	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1		-
		聴覚障害者用ファクシミリ	1	0												-
無線設備	基地局	1	1	1											-	
	移動局 デジタル	車載型		67	15	7	6	5	7	3	7	4	4	4	5	-
		可搬型		22	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-
	携帯型		104	20	14	9	9	11	4	14	7	4	7	5	-	
	移動局 アナログ	車載型		1	1											-
携帯型			193	53	22	14	12	17	8	24	12	8	12	11	-	

3. 気象観測施設の現況

(R6.4.1)

種 別	所 属 別	ちば北西部消防指令センター												
		計	消 防 局	中 央 署	西 口 署	馬 橋 署	小 金 署	大 金 平 署	五 香 署	六 実 署	東 部 署	二十世紀が丘署	八ヶ崎署	
総合気象観測装置		1	1											
風向、風速計		4	1			1				1	1			
雨量計		10	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

4. 消防水利の現況

(R6.4.1)

署別 区分	管内	中央署	西口署	馬橋署	小金署	大金平署	五香署	六実署	東部署	二十世紀が丘署	八ヶ崎署	
	総数	6,135	1,110	585	759	584	336	906	456	503	497	399
消火栓	公設	5,160	909	494	677	503	286	728	373	400	445	345
	私設	40	3	—	—	—	—	27	—	10	—	—
防火水槽	公設	471	78	30	40	52	30	74	57	45	33	32
	私設	379	106	55	30	19	14	64	21	38	15	17
その他	85	14	6	12	10	6	13	5	10	4	5	

※ その他は、プール・受水槽等である。

第4節 火災予防

1. 予防査察

(R5年度)

対象区分 数	合計	劇場・集会場等	キャバレー・遊技場等	料理店・飲食店等	百貨店等	旅館・寄宿舎・共同住宅等	病院・福祉施設・幼稚園等	小中学校等	図書館等	特殊の公衆浴場及び 以外の公衆浴場	車両の停車場等	神社等	工場等	自動車車庫等	倉庫	その他の事業所	複合用途	文化財等	アールケルド	危険物施設
	対象件数	10,185	103	24	293	383	5,718	553	94	4	11	5	43	277	23	155	456	1,729	3	1
査察実施件数	1,501	65	10	36	83	438	182	44	1	6	0	10	51	6	21	77	407	3	0	61

2. 市民指導・広報等

(R5年度)

区分 件数等	市民防火指導	自主防災指導	女性少年消防クラブ 防火指導	市民応急手当指導	起震車体験指導	防火診断	巡回広報
実施件数	619	60	0	371	32	0	482
参加人員	34,146	4,183	0	9,617	3,009		

消防

3. 危険物施設の現況

(R6.4.1)

区分	計	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
施設数	310	1	57	31	4	60	35	2	64	2	54

第5節 火災状況

1. 火災発生状況

(各年1月1日～12月31日)

年別	火災件数(件)						建物焼失状況(棟)					死傷者(人)	
	建物	林野	車両	船舶	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	死者	傷者
H26	71	0	16	0	41	128	15	5	25	57	102	2	22
H27	63	0	8	0	35	106	12	6	29	42	89	2	13
H28	63	0	4	0	38	105	6	4	25	46	81	2	24
H29	68	0	6	0	29	103	15	4	17	53	89	2	15
H30	79	0	10	0	24	113	12	8	24	56	100	3	35
R元	71	0	6	0	26	103	11	7	13	50	81	7	28
R2	68	0	6	0	28	102	17	3	23	57	100	5	17
R3	83	0	7	0	25	115	8	7	18	66	99	5	32
R4	73	0	10	0	31	114	14	5	14	74	107	2	22
R5	72	0	10	0	24	106	10	4	22	53	89	3	18

2. 損害見積額

(各年1月1日～12月31日)

年別	損害見積額(千円)					合計	建物火災1件当り 損害見積額(千円)
	建物	林野	車両	船舶	その他		
H26	127,810	0	6,535	0	577	134,922	1,800
H27	112,784	0	1,334	0	1,612	115,730	1,790
H28	177,971	0	914	0	765	179,650	2,825
H29	57,887	0	5,138	0	540	63,565	851
H30	98,166	0	4,647	0	1,039	103,852	1,243
R元	133,910	0	1,340	0	6,046	141,296	1,886
R2	79,095	0	724	0	2,067	81,886	1,163
R3	124,325	0	8,650	0	670	133,645	1,498
R4	221,147	0	12,488	0	900	234,535	3,029
R5	115,836	0	1,461	0	10,740	128,037	1,609

(「全火災1件当り損害見積額」は、建物火災のみ)

3. 焼失面積と覚知別火災発生件数

(各年1月1日～12月31日)

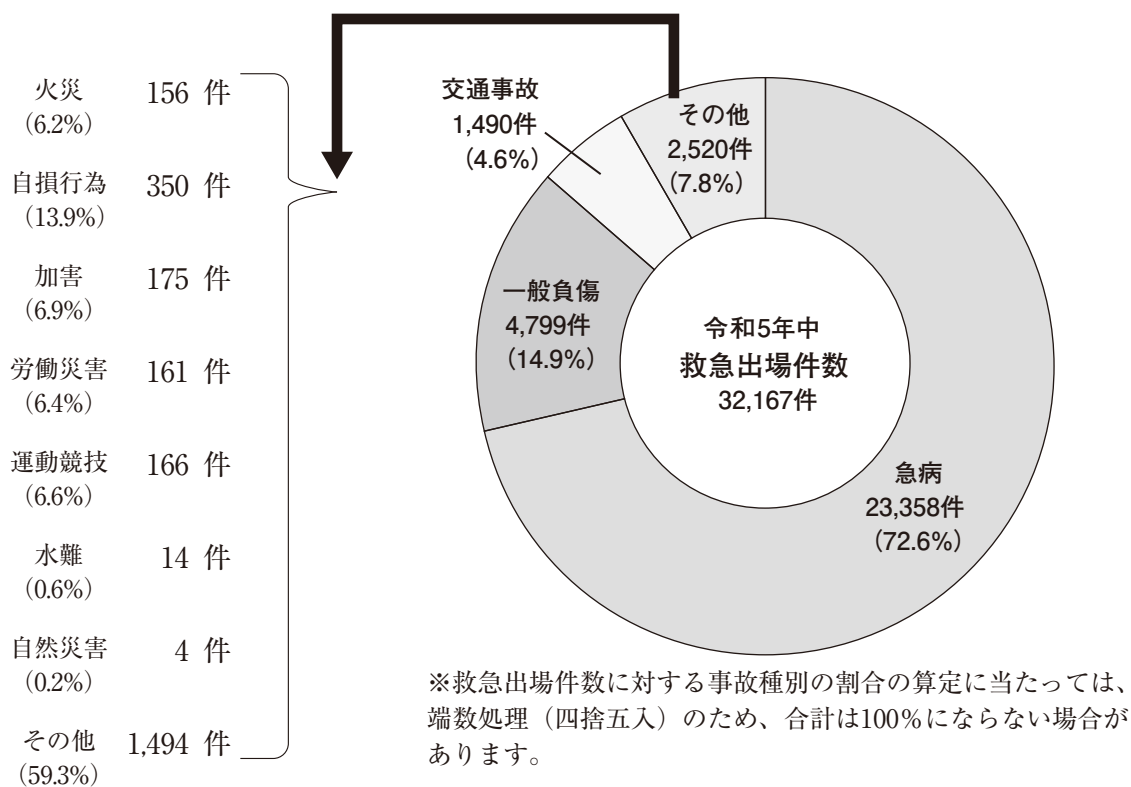
年別	焼失面積(m ²)			覚知別件数				
	建物床面積	建物表面積	林野(a)	専用電話	一般電話	その他	駆け付	事後聞知
H26	1,396	200	0	93	4	10	1	20
H27	1,365	229	0	77	0	7	0	22
H28	2,001	249	0	65	3	14	0	23
H29	1,639	169	0	59	4	10	0	30
H30	1,698	173	0	78	5	12	0	18
R元	1,460	221	0	66	1	11	0	25
R2	1,464	425	0	68	3	5	1	25
R3	1,569	82	0	85	3	6	0	21
R4	1,728	58	0	73	4	7	1	29
R5	1,100	121	0	72	4	8	0	22

第 6 節 救 急 救 助 業 務

1. 救急事故別出場状況

(各年1月1日～12月31日)

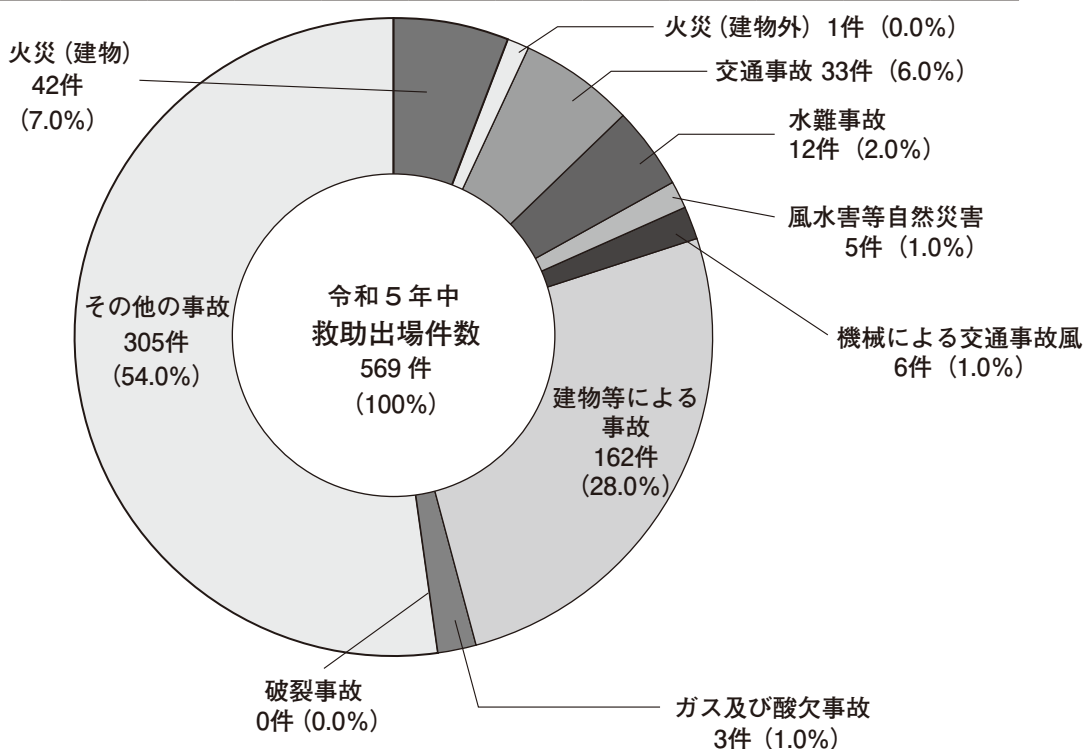
区分 年別	事 故 種 別											搬 送 人 員			
	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	合 計	男	女	合 計
H25	16	11	8	1,873	128	111	3,188	223	267	15,291	1,722	22,838	10,544	9,908	20,452
H26	20	1	13	1,817	160	88	3,519	200	269	15,616	1,935	23,638	10,885	10,264	21,149
H27	16	3	6	1,689	149	122	3,489	191	237	15,734	2,151	23,787	10,854	10,434	21,288
H28	20	4	8	1,716	121	129	3,590	181	240	16,432	2,222	24,663	11,648	10,560	22,208
H29	12	3	7	1,660	157	142	3,866	172	204	16,814	2,345	25,382	11,832	11,144	22,976
H30	34	7	10	1,671	168	138	3,974	192	242	17,935	2,145	26,516	12,297	11,675	23,972
R元	33	1	15	1,507	157	146	4,035	197	245	19,014	2,096	27,446	12,630	12,000	24,630
R 2	21	4	12	1,309	150	109	3,877	183	237	17,452	1,414	24,768	11,298	10,627	21,925
R 3	34	2	18	1,374	143	133	3,963	132	233	18,641	1,424	26,097	11,448	11,125	22,573
R 4	21	2	6	1,379	126	126	4,430	163	337	24,044	1,471	32,105	12,382	11,818	24,200
R 5	156	4	14	1,490	161	166	4,799	175	350	23,358	1,494	32,167	12,775	12,125	24,900



※搬送された傷病者の内訳は死亡 117人 (0.5%) 重症 1,513人 (6.1%) 中等症 12,557人 (50.4%) 軽症（その他を含む）10,713人 (43.0%)

2. 救助事故別出場状況

事故種別		計	火災		交通 事故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故
			建 物	建 物 外								
年別												
H 28	出 場 件 数	361	37	3	33	8	1	6	77	3	0	193
	活 動 件 数	204	37	3	16	6	0	4	77	2	0	59
	救 助 人 員	152	14	0	17	1	0	5	77	1	0	37
H 29	出 場 件 数	396	30	0	34	5	0	5	104	3	0	215
	活 動 件 数	294	30	0	15	4	0	3	104	2	0	136
	救 助 人 員	179	6	0	16	3	0	4	110	1	0	39
H 30	出 場 件 数	444	49	3	30	7	2	4	113	3	0	233
	活 動 件 数	332	49	3	17	5	2	4	113	2	0	137
	救 助 人 員	171	5	0	18	0	3	4	113	2	0	26
R 元	出 場 件 数	427	42	1	45	8	0	2	98	5	0	226
	活 動 件 数	335	42	1	28	6	0	2	98	5	0	153
	救 助 人 員	169	11	0	30	5	0	2	95	5	0	21
R 2	出 場 件 数	398	31	2	28	8	0	3	116	3	0	207
	活 動 件 数	310	31	2	18	7	0	2	113	2	0	135
	救 助 人 員	178	6	1	18	2	0	2	115	1	0	33
R 3	出 場 件 数	459	53	1	23	11	1	3	129	2	0	236
	活 動 件 数	394	53	1	17	11	1	1	128	1	0	181
	救 助 人 員	209	11	0	19	14	1	1	131	0	0	32
R 4	出 場 件 数	545	42	4	28	6	0	2	148	4	0	311
	活 動 件 数	439	42	4	19	6	0	1	145	2	0	220
	救 助 人 員	203	0	0	18	4	0	1	144	1	0	35
R 5	出 場 件 数	569	42	1	33	12	5	6	162	3	0	305
	活 動 件 数	458	42	1	19	11	2	5	159	1	0	218
	救 助 人 員	261	7	0	18	7	2	5	156	1	0	65



第 13 章

教 育

=内 容=

第1節 学校教育	333	7. 松戸運動公園	360
1. 施設数及び園児・児童・生徒・教員数	333	(1) 体育館	360
2. その他各種学校	333	(2) 武道館	361
3. 小・中学校の児童・生徒数の推移	333	(3) 野球場	362
4. 小学校別児童数の推移	334	(4) 陸上競技場	363
5. 中学校別生徒数の推移	335	(5) プール	364
6. 小学校別児童・教員数の現況	336	(6) スケートボード場	364
7. 中学校別生徒・教員数の現況	337	(7) その他	364
8. 小学校・中学校別特別支援学級設置の現況	338	(8) 施設別利用状況	364
9. 不登校支援	339	8. 社会体育振興	365
(1) 松戸市教育支援センター	339	(1) スポーツ推進委員	365
(2) スクールソーシャルワーク事業	339	(2) 各種スポーツ大会	365
10. 学校給食の状況	340	(3) スポーツ団体の育成	365
11. 学校保健	340	(4) 学校施設の利用	366
(1) 学校医等の委嘱者数	340	第3節 図書館	367
(2) 心臓検診事業	340	1. 図書館の運営方針	367
(3) 脊柱側わん症検診事業	340	2. 施設の概要	368
12. 日本スポーツ振興センターへの加入	340	(1) ア. 本館	368
13. 幼稚園	341	イ. 子ども読書推進センター	368
14. 松戸市立松戸高等学校	342	(2) 地域館・分館	369
(1) 学校概要	342	3. 利用案内	369
(2) 特色	342	(1) 開館時間・休館日	369
第2節 社会教育及び事業	343	(2) 貸出する資料	370
1. 各種学級講座及び事業	343	(3) 予約サービス	370
2. 社会教育施設	346	(4) 利用者用インターネット端末	370
3. 市民会館	347	(5) オンラインデータベース	370
(1) 施設の概要	347	(6) 移動図書館車による施設巡回サービス	371
(2) 利用状況	348	(7) 身体障害者等宅配サービス	371
4. 戸定歴史館	349	4. 図書館資料保有状況	372
5. 博物館	352	(1) 蔵書冊数(館別)	372
(1) 目的	352	(2) 蔵書冊数(分類別)	373
(2) 施設の概要	352	(3) 視聴覚資料数(内訳)	374
(3) 市史編さん事業	357	(4) 雑誌・新聞案内	374
6. 文化財	358	5. 活動実績	375
		(1) 貸出総数・登録者数	375
		(2) 利用状況	376
		6. 広報・行事	377
		(1) 広報(主要印刷物)	377
		(2) 行事開催状況	378
		7. 子ども読書推進センターの事業実績	380
		(1) ボランティアの育成・支援	380
		(2) 子どもの読書活動の支援	380

第 1 節 学 校 教 育

[幼児教育課]

1. 施設数及び園児・児童・生徒・教員数

[学務課]
(R6.5.1現在)

区 分	施設数	教員数	学級数	園児・児童・生徒数		
				総数	男	女
幼稚園	36	419	237	4,631	2,300	2,331
小学校	46	1,244	874	22,649	11,728	10,921
中学校	22	742	373	11,409	5,794	5,615

※教員数は、兼務者、寮母及び実習助手を含みません。

※中部小、東部小、小金小の各附属幼稚園については令和3年度末に廃止。

2. その他各種学校

[学務課]
(R6.4.1現在)

高等学校	専修学校	各種学校	特別支援学校	大学（短大）	大学院
10	6	2	3	5	3

3. 小・中学校の児童・生徒数の推移

[学務課]

各年5月1日現在

区分 \ 年		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
		小学校	学校数	46	46	46	46	46
学級数	843		838	834	848	843	878	874
児童数	23,382		23,284	23,124	23,056	22,957	22,785	22,649
中学校	学校数	22	22	22	22	22	22	22
	学級数	372	367	361	379	367	372	373
	生徒数	11,553	11,445	11,325	11,459	11,498	11,482	11,409

※学級数・児童生徒数には特別支援学級を含みます。

4. 小学校別児童数の推移

[学務課]

番号	学校名	年度						
		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1	中 部 小	514人	523人	553人	572人	600人	597人	607人
2	東 部 小	741	749	741	769	763	729	734
3	北 部 小	547	554	564	589	613	610	625
4	相 模 台 小	791	823	795	824	837	871	887
5	南 部 小	353	345	332	358	363	357	358
6	矢 切 小	393	395	419	420	395	411	409
7	高 木 小	203	183	177	179	177	159	138
8	高 木 第 二 小	663	670	669	671	671	639	636
9	馬 橋 小	679	694	679	694	679	652	643
10	常 盤 平 第 一 小	196	149	130	96	84	58	46
11	小 金 小	730	723	729	749	748	756	761
12	稔 台 小	735	689	668	624	611	579	524
13	常 盤 平 第 二 小	508	495	464	448	427	394	382
14	常 盤 平 第 三 小	550	548	571	582	590	575	602
15	小 金 北 小	493	477	480	481	489	498	521
16	上 本 郷 小	808	770	778	759	686	688	683
17	根 木 内 小	568	532	507	483	478	483	447
18	栗 ケ 沢 小	415	434	432	409	425	435	433
19	松 飛 台 小	421	446	462	463	470	469	469
20	松 ケ 丘 小	523	518	513	525	546	536	523
21	柿 ノ 木 台 小	760	733	699	690	647	664	663
22	古 ケ 崎 小	728	721	704	655	652	626	582
23	六 実 小	490	464	433	406	378	341	342
24	八 ケ 崎 小	640	631	611	616	638	634	637
25	梨 香 台 小	690	666	658	652	627	622	615
26	寒 風 台 小	510	513	512	521	541	597	620
27	河 原 塚 小	541	539	556	539	546	569	575
28	牧 野 原 小	619	627	601	594	610	593	587
29	旭 町 小	560	561	574	575	567	550	564
30	和 名 ケ 谷 小	673	668	655	607	538	480	455
31	金 ケ 作 小	284	284	288	289	284	254	244
32	馬 橋 北 小	474	431	419	431	426	429	406
33	殿 平 賀 小	449	453	443	480	495	503	531
34	八 ケ 崎 第 二 小	366	359	342	334	348	358	379
35	六 実 第 二 小	238	238	236	237	225	211	205
36	横 須 賀 小	570	631	679	676	704	692	658
37	貝 の 花 小	274	292	298	301	309	314	327
38	新 松 戸 南 小	397	402	379	378	406	427	438
39	松 飛 台 第 二 小	452	440	427	410	409	423	419
40	上 本 郷 第 二 小	358	368	365	385	364	362	360
41	大 橋 小	271	253	234	229	221	214	208
42	六 実 第 三 小	414	426	403	377	365	340	320
43	幸 谷 小	471	480	501	501	483	506	527
44	新 松 戸 西 小	289	287	284	318	327	350	369
45	東 松 戸 小	702	779	807	792	792	798	772
	小 計	23,051	22,963	22,771	22,688	22,554	22,353	22,231
1	聖 徳 附 属 小	331	321	353	368	403	432	418
	小 計	331	321	353	368	403	432	418
	合 計	23,382	23,284	23,124	23,056	22,957	22,785	22,649

※市立小学校は、平成28年度より東松戸小の開校により45校。

5. 中学校別生徒数の推移

[学務課]

番号	学校名	年度						
		H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1	第一中	875人	866人	891人	874人	900人	867人	881人
1-②	みらい分校	0	20	19	22	22	23	20
2	第二中	566	568	552	519	528	494	517
3	第三中	510	519	548	592	581	502	492
4	第四中	733	697	693	710	702	691	682
5	第五中	743	739	688	689	641	656	618
6	第六中	801	826	821	833	803	804	818
7	小金中	693	726	724	718	700	720	720
8	常盤平中	693	728	731	771	724	743	706
9	栗ヶ沢中	416	365	368	368	369	389	378
10	六実中	578	569	581	559	562	545	525
11	小金南中	631	604	591	572	603	617	648
12	古ヶ崎中	381	363	338	386	370	390	380
13	牧野原中	370	337	306	298	290	290	274
14	根木内中	292	271	256	265	276	239	239
15	河原塚中	599	642	675	753	767	784	775
16	新松戸南中	476	460	438	462	466	494	502
17	金ヶ作中	230	223	232	209	204	192	214
18	和名ヶ谷中	651	671	643	623	624	626	606
19	旭町中	293	288	292	269	268	266	262
20	小金北中	384	362	342	303	328	323	334
小計		10,915	10,844	10,729	10,795	10,728	10,655	10,591
1	光英VERITAS中	155	132	130	191	279	335	333
2	専修松戸中	483	469	466	473	491	492	485
小計		638	601	596	664	770	827	818
合計		11,553	11,445	11,325	11,459	11,498	11,482	11,409

6. 小学校別児童・教員数の現況

[学務課]

(R6.5.1現在)

番号	学 校 名	敷地・面積 (㎡)	学級数	児童数			教員数			1クラス当たり 平均児童数
				男	女	計	男	女	計	
1	中 部 小	9,259	18	303	270	573	10	25	35	31.8
2	東 部 小	22,134	23	362	343	705	13	26	39	30.7
3	北 部 小	11,590	18	309	285	594	9	24	33	33.0
4	相 模 台 小	11,120	28	444	421	865	13	28	41	30.9
5	南 部 小	11,321	12	174	166	340	9	13	22	28.3
6	矢 切 小	9,919	14	182	220	402	9	12	21	28.7
7	高 木 小	12,574	6	64	70	134	4	8	12	22.3
8	高木第二小	18,269	19	315	302	617	12	20	32	32.5
9	馬 橋 小	12,905	20	309	300	609	11	21	32	30.5
10	常盤平第一小	18,373	4	14	19	33	4	9	13	8.3
11	小 金 小	11,495	24	380	365	745	7	31	38	31.0
12	稔 台 小	14,260	18	256	246	502	10	21	31	27.9
13	常盤平第二小	17,965	12	178	191	369	9	14	23	30.8
14	常盤平第三小	15,053	18	295	294	589	8	17	25	32.7
15	小 金 北 小	13,320	17	242	250	492	10	18	28	28.9
16	上 本 郷 小	15,171	22	353	326	679	12	20	32	30.9
17	根 木 内 小	23,140	16	199	224	423	8	18	26	26.4
18	栗ヶ沢小	23,141	13	178	205	383	10	19	29	29.5
19	松 飛 台 小	17,265	17	247	215	462	11	14	25	27.2
20	松ヶ丘小	13,511	18	254	258	512	11	17	28	28.4
21	柿ノ木台小	14,140	20	337	314	651	11	22	33	32.6
22	古ヶ崎小	14,202	18	281	286	567	13	15	28	31.5
23	六 実 小	14,488	12	176	147	323	10	17	27	26.9
24	八ヶ崎小	15,000	21	308	316	624	13	16	29	29.7
25	梨香台小	13,809	19	315	281	596	8	22	30	31.4
26	寒風台小	11,140	20	299	295	594	8	24	32	29.7
27	河原塚小	12,896	18	289	267	556	9	21	30	30.9
28	牧野原小	15,700	19	266	296	562	9	22	31	29.6
29	旭 町 小	15,065	17	298	228	526	10	21	31	30.9
30	和名ヶ谷小	14,993	15	230	214	444	7	17	24	29.6
31	金ヶ作小	17,485	10	119	116	235	8	11	19	23.5
32	馬 橋 北 小	14,553	14	187	208	395	9	13	22	28.2
33	殿 平 賀 小	13,783	18	267	249	516	10	14	24	28.7
34	八ヶ崎第二小	14,336	12	190	171	361	8	13	21	30.1
35	六実第二小	15,878	7	86	106	192	6	9	15	27.4
36	横 須 賀 小	20,315	22	341	317	658	11	21	32	29.9
37	貝 の 花 小	23,140	12	171	147	318	7	17	24	26.5
38	新松戸南小	13,269	14	208	206	414	8	16	24	29.6
39	松飛台第二小	14,836	13	206	182	388	10	15	25	29.8
40	上本郷第二小	16,348	12	181	156	337	9	18	27	28.1
41	大 橋 小	13,336	8	106	93	199	5	10	15	24.9
42	六実第三小	14,640	12	154	150	304	8	14	22	25.3
43	幸 谷 小	14,112	18	247	258	505	11	19	30	28.1
44	新松戸西小	17,289	12	190	166	356	7	15	22	29.7
45	東松戸小	10,577	24	386	382	768	11	26	37	32.0
小 計		677,115	724	10,896	10,521	21,417	416	803	1,219	
1	聖徳附属小	21,806	16	222	196	418	13	12	25	26.1
小 計		21,806	16	222	196	418	13	12	25	
合 計		698,921	740	11,118	10,717	21,835	429	815	1,244	

※学級数・児童数は特別支援学級を除く

7. 中学校別生徒・教員数の現況

[学務課]

(R6.5.1現在)

番号	学 校 名	敷地・面積 (㎡)	学級数	生徒数			教員数			1クラス 当たり平 均生徒数
				男	女	計	男	女	計	
1	第 一 中	29,833	22	419	409	828	31	27	58	37.6
1-②	みらい分校	12,984	3	15	5	20	8	3	11	6.7
2	第 二 中	15,751	14	252	258	510	15	13	28	36.4
3	第 三 中	19,533	14	260	225	485	20	11	31	34.6
4	第 四 中	22,057	18	348	314	662	18	20	38	36.8
5	第 五 中	23,239	17	314	302	616	20	17	37	36.2
6	第 六 中	26,712	22	394	394	788	24	25	49	35.8
7	小 金 中	21,010	19	359	328	687	21	22	43	36.2
8	常 盤 平 中	26,009	18	334	352	686	19	25	44	38.1
9	栗 ケ 沢 中	26,446	11	185	179	364	15	12	27	33.1
10	六 実 中	20,577	14	237	273	510	19	16	35	36.4
11	小 金 南 中	20,744	18	320	328	648	19	14	33	36.0
12	古 ケ 崎 中	17,919	11	185	195	380	12	14	26	34.5
13	牧 野 原 中	19,828	9	109	159	268	11	12	23	29.8
14	根 木 内 中	26,447	8	124	97	221	11	12	23	27.6
15	河 原 塚 中	26,525	20	355	380	735	27	22	49	36.8
16	新 松 戸 南 中	17,155	14	236	236	472	16	15	31	33.7
17	金 ケ 作 中	18,077	6	94	93	187	8	13	21	31.2
18	和 名 ケ 谷 中	25,875	17	304	301	605	22	15	37	35.6
19	旭 町 中	16,731	8	124	129	253	12	10	22	31.6
20	小 金 北 中	22,611	9	141	174	315	14	11	25	35.0
	小 計	456,063	292	5,109	5,131	10,240	362	329	691	
1	光英VERITAS中	7,730	10	148	185	333	11	12	23	33.3
2	専 修 松 戸 中	41,705	13	285	200	485	18	10	28	37.3
	小 計	49,435	23	433	385	818	29	22	51	
	合 計	505,498	315	5,542	5,516	11,058	391	351	742	

※学級数・生徒数は特別支援学級を除く

8. 小学校・中学校別特別支援学級設置の現況

[学務課]

(R6.5.1現在)

学 校 名	知的障害		言語障害		難聴		自閉症・情緒障害		病弱		弱視		合計	
	学級数	生徒数・ 生徒数・	学級数	生徒数・ 生徒数・	学級数	生徒数・ 生徒数・	学級数	生徒数・ 生徒数・	学級数	生徒数・ 生徒数・	学級数	生徒数・ 生徒数・	学級数	生徒数・ 生徒数・
中 部 小	2	13			1	6	2	12			1	3	6	34
東 部 小	1	7					3	22					4	29
北 部 小	3	17					2	14					5	31
相 模 台 小	2	12					2	10					4	22
南 部 小	1	4					2	14					3	18
矢 切 小	1	7											1	7
高 木 小							1	4					1	4
高 木 第 二 小	3	19											3	19
馬 橋 小	3	22					2	12					5	34
常 盤 平 第 一 小	2	9					1	4					3	13
小 金 小	2	16											2	16
稔 台 小	2	12					2	10					4	22
常 盤 平 第 二 小							2	13					2	13
常 盤 平 第 三 小							2	13					2	13
小 金 北 小	2	14					2	15					4	29
上 本 郷 小	1	3							1	1			2	4
根 木 内 小	2	11					2	13					4	24
栗 ケ 沢 小	3	21					4	29					7	50
松 飛 台 小	1	7											1	7
松 ケ 丘 小							2	11					2	11
柿 ノ 木 台 小							2	12					2	12
古 ケ 崎 小							2	15					2	15
六 実 小	2	9					2	10					4	19
八 ケ 崎 小							2	13					2	13
梨 香 台 小	2	10					2	9					4	19
寒 風 台 小	1	5					3	21					4	26
河 原 塚 小							3	19					3	19
牧 野 原 小	2	12					2	13					4	25
旭 町 小	3	24					2	14					5	38
和 名 ケ 谷 小							2	11					2	11
金 ケ 作 小							2	9					2	9
馬 橋 北 小							2	11					2	11
殿 平 賀 小							2	15					2	15
八 ケ 崎 第 二 小	1	8					2	10					3	18
六 実 第 二 小	1	7					1	6					2	13
貝 の 花 小							2	9					2	9
新 松 戸 南 小	1	7					3	17					4	24
松 飛 台 第 二 小	1	5					4	26					5	31
上 本 郷 第 二 小	2	9					2	14					4	23
大 橋 小							2	9					2	9
六 実 第 三 小	2	10					1	6					3	16
幸 谷 小							3	22					3	22
新 松 戸 西 小	1	8					1	5					2	13
東 松 戸 小	1	4											1	4
合 計													134	814
第 一 中	3	24			1	3	4	25			1	1	9	53
第 二 中	1	7											1	7
第 三 中							1	7					1	7
第 四 中	3	20											3	20
第 五 中	1	2											1	2
第 六 中	2	13					3	17					5	30
小 金 中	5	33											5	33
常 盤 平 中	2	15					1	5					3	20
栗 ケ 沢 中	2	14											2	14
六 実 中	1	5					2	10					3	15
牧 野 原 中							1	6					1	6
根 木 内 中							3	18					3	18
河 原 塚 中	3	22					3	18					6	40
新 松 戸 南 中	1	4					4	26					5	30
金 ケ 作 中							4	27					4	27
和 名 ケ 谷 中	1	1											1	1
旭 町 中	2	9											2	9
小 金 北 中							3	19					3	19
合 計	27	169	0	0	1	3	29	178	0	0	1	1	58	351

9. 不登校支援

[児童生徒課]

(1) 松戸市教育支援センター

① ふれあい学級

ふれあい学級は、「少人数の中でいろいろ学びたい」「友だちを作りたい」「学校に戻るための練習がしたい」などの悩みを持つ児童生徒の教室です。心理相談員による相談、児童生徒に寄り添いスモールステップでの体験学習や教科学習参加を経験しながら、将来的な社会的自立を目指します。

開設場所	開級日	主な活動
松戸市立第一中学校 みらい分校隣接1階	月～金曜日(中学部) 火・木・金曜日(小学部)	・自主学習活動 ・教科指導 ・学級行事 (校外学習、宿泊体験学習、文化発表会等)

② ほっとステーション

児童生徒に寄り添い、相談を重ね、社会的自立に向けて支援を行います。個々に合わせた活動を行う児童生徒の居場所です。また、必要に応じて、アウトリーチ型の支援を行います。

開設場所	通室日	主な活動
・松戸市立第一中学校 みらい分校隣接4階 ・松戸市立常盤平第一小学校 第三校舎2階	火・水・木曜日	・家庭訪問 ・運動、遊び活動 ・学習アドバイス

③ 教育相談

不登校を主訴とした、市内在住の小中学生と保護者を対象に、担当の心理士がカウンセリングや継続の相談を行います。希望により「ふれあい学級」や「ほっとステーション」への通級、通室支援を行います。

開設場所	開設日
松戸市立第一中学校みらい分校隣接1階(古ヶ崎分室)	月～金曜日(9:30～15:00)
松戸市立常盤平第一小学校 第三校舎2階(常盤平分室)	火・第3水曜日(9:30～15:00)

(2) スクールソーシャルワーク事業

平成29年度から松戸市独自で配置型スクールソーシャルワーク事業を実施しています。令和6年度には、市内全体の支援体制のバランスを図り、金ヶ作中学校から小金中学校へ拠点校を移設し、重層的な支援を実施しています。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者・教職員から困りごとや悩みを聞き、寄り添いながら好転に向けて一緒に考える福祉の専門職です。

【拠点校担当校型】 六実中学校・栗ヶ沢中学校・和名ヶ谷中学校・小金中学校

【派遣型】 松戸市立第一中学校 みらい分校隣接1階(古ヶ崎分室)

【主な活動】 ・児童生徒や保護者に対する相談支援(校内面談・家庭訪問)
・学校との情報共有
・相談機関へのつなぎ

10. 学校給食の状況

〔学校財務課 学校給食担当室〕

(R6.5.1現在)

区分	給食状況	実施校	児童・生徒数	栄養士数
小学校	完全給食	45校(全校)	22,231人	45人
中学校	弁当併用方式	20校(全校)	10,591人	20人

11. 学校保健

〔学務課 学校保健担当室〕

(1) 学校医等の委嘱者数 (のべ人数)

(R6.4.1現在)

区分		小学校	中学校	市立高校	計
学校医	一般医	125人	57人	4人	186人
	耳鼻科	45人	21人	1人	67人
	眼科	45人	21人	1人	67人
学校歯科医		113人	55人	4人	172人
学校薬剤師		45人	21人	1人	67人
合計		373人	175人	11人	559人

(2) 心臓検診事業

対象 小学校1年生全員・中学校1年生全員

一次検診 標準12誘導心電図

二次検診 標準12誘導心電図・負荷心電図検査

(3) 脊柱側弯症検診事業

対象 小学校5年生全員・中学校1年生全員

一次検診 3Dスコリオ撮影

二次検診 低線量X線撮影

12. 日本スポーツ振興センターへの加入

〔学務課 学校保健担当室〕

ア、対象 学校管理下における事故

イ、負担割合 保護者負担 小・中学生460円

市負担 小・中学生475円

市援助 要保護・準要保護児童・生徒は全額市が援助

ウ、加入状況 小学校 99.7% 中学校 99.8%

13. 幼稚園

幼稚園の概要

〔幼児教育課〕
(R6.5.1 現在)

区分	幼稚園数	園児数			教員数	備考
		総数	男	女		
私立	36	4,631	2,300	2,331	419	

子育てのための施設等利用給付（幼児教育無償化）

〔幼児教育課〕

幼児教育無償化に伴う、保護者への利用料に対する給付制度を「子育てのための施設等利用給付」と言います。

この制度は、入園前にまず、この制度の対象になる者であることを申請し、認定を受け、認定を受けたものに対し、費用が給付されるという仕組みとなっています。

【対象者・対象額】

以下を全て満たしている園児の保護者が認定の対象となります。

各号共通

- ・松戸市に居住している保護者（他市居住者は、居住先の市区町村で対象となります。）
- ・確認を受けた対象施設（幼稚園）に在園している園児の保護者
- ・満3歳、年少、年中、年長クラスで通常のカリキュラム及び保育料で在園している園児の保護者

認定は3種類あり、それぞれ認定を受けるための要件や給付上限額、対象費用が異なります。各号について、認定されるための要件（1号は特になし）と給付上限額は以下の通りです。

<1号> 通常の教育時間に対する費用（入園料・保育料）が給付対象。

月額上限 25,700 円

<2号> 上記の1号に加えて、預かり保育等（施設によっては認可外保育施設や別施設での一時預かり保育事業など）が対象費用となる。

預かり保育料について月額上限 11,300 円（ \geq 利用日数 \times 450 円）

要件 ①年少～年長クラスの園児の保護者

②保育の必要性がある（下記の保育を必要とする要件に父母がともに該当する）

<3号> 上記の2号と対象費用は同一。

預かり保育料について月額上限 16,300 円（ \geq 利用日数 \times 450 円）

要件 ①満3歳児クラスの園児の保護者

②保育の必要性がある（下記の保育を必要とする要件に父母がともに該当する）

③住民税非課税相当の世帯である（みなし寡婦・児童福祉法上の里親等も含む）

保育を必要とする要件 一覧

就 労	居宅外での就労や居宅内で家事以外の労働をすることを常態としていること（1か月あたり実働64間以上）、または育児休業を取得していること
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと（出産の前後2ヶ月以内）
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病や怪我又は精神もしくは身体に障がいを有していること
同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神もしくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護・看護していること
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害に遭い、復旧にあたっていること
求職活動	3ヶ月以内に限る
就 学	専修学校、職業訓練学校等に昼間通学していること

幼稚園教育の振興事業

○私立幼稚園振興費補助金

私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者に対し補助します。(ただし、認定こども園及び「施設型給付」を受ける幼稚園を除く)

- ・教材購入費補助 1園60,000円(園児1人1,100円)・教員研修費補助 1園60,000円(教員1人10,000円)・特別支援教育費1人100,000円・施設整備費等補助 1園200,000円・事務費補助園児1人650円・幼稚園連合会補助3,000,000円

14. 松戸市立松戸高等学校

[市立松戸高校]

(1) 学校概要

創 立	昭和50年1月14日
設置学科	全日制の課程 普通科・国際人文科
生徒数	普通科 21学級 定員 840人 国際人文科 3学級 定員120人
教職員数	校長・教頭・教諭・非常勤講師・スクールカウンセラー・事務員・用務員 105人
所在地	松戸市紙敷2丁目7番地の5 (〒270-2221)
ホームページ	http://www.matsudo.ed.jp/ichimatsu-h/

(2) 特 色

昭和50年(1975)の創立以来、卒業生1万7千人余りを輩出してきました。松戸市内唯一の市立高校として多くの市民に愛され、まもなく創立50周年を迎えます。

当初は普通科のみ、在校生全員市内中学校出身者でしたが、平成11年度(1999)に国際人文科が新設され、市外中学校出身者の受け入れを開始したことをきっかけに、多様性に富み、国際色豊かな市立高校として新たな段階を迎えました。昭和46年(1971)から松戸市の姉妹都市であるオーストラリア・ホワイトホース市のクーンン高校との交換留学に加え、他のオーストラリアの高校への生徒派遣、1年次にはマレーシア研修、2年次にはアメリカ研修等の国際交流事業等を柱に、世界へ羽ばたくグローバルな視点を持った人材の育成に取り組んでいます。

また、平成31年度(2019)の入学生から「市立松戸高校改革」に取り組み、普通科通学区域の拡大や、単位制の導入、生徒の多様な進路希望の実現に向けたカリキュラムの大幅な改訂など、きめ細やかな進路指導体制の再構築を図りました。

令和4年度(2022)には、ICTを活用した教育を推進するため、校内全教室に学習用WiFiを整備、全職員・生徒に教育クラウド(Google Workspace)のアカウントを発行し、1人1台端末を活用した教育活動の充実にも取り組んでいます。

部活動では、運動系・文化系共に生徒加入率が90%を超え、大会で優秀な成績を収めています。令和4年度には弓道部が全国選抜大会で千葉県勢初となる団体戦優勝を飾り、合唱部・吹奏楽部・陸上競技部は全国大会出場を果たしました。その他、多くの部が県大会上位の成績を収めており活発に活動しています。

特別活動も盛んで、体育祭、文化祭、球技祭、ボランティア活動等の学校行事は生徒会役員や委員会生徒が主体となって取り組んでいます。

第 2 節 社会教育及び事業

1. 各種学級講座及び事業

〔社会教育課〕

〔文化財保存活用課〕

事業名		開催月	事業内容
文化財保護普及	文化財標識等設置	年間	市内に分布している文化財の保護と周知を図るため説明板及び標識柱を設置する
	埋蔵文化財発掘調査	随時	市内遺跡を対象とし、個人の住宅建築等に対し緊急に発掘調査を行い記録保存を図る
芸術文化活動	視聴覚機器の整備	年間	視聴覚教材・機材の充足をはかり、利用の拡充を図る
	文化祭	9月～11月	文化の日を中心として、各種展覧会、催しを松戸市文化団体連盟と共催して行う (連盟加入27団体及び地域文化祭7団体)
	美術展覧会	7月	一般公募により、日本画、洋画、彫刻の3部門による展覧会を開催し、技術の向上を図る 松戸美術会との協働事業 (出品点数270点)
	書道展覧会	3月	一般公募により、漢字・かな・詩文書・てん刻刻字・その他・高校生の6部門により開催し、技術の向上を図る。松戸市書道展覧会実行委員会主催 (出品店数198点)
成人式		1月	新成人を祝福・激励するとともに、社会人としての認識と自覚をうながす (2,464人)

() は令和5年度参加人員数等

事業名	開催月	事業内容
生涯学習講座	4月～3月	地域の担い手の育成のため、身近な生活課題や地域課題、文化、芸術等の教養を養う各種講座を開催 (14講座 延3,849人)
市民大学講座	10月～3月	現代社会の様々な課題を取り上げ、学習のきっかけとなる各種講座を地元大学と連携して開催 (8講座 延644人)
まつど生涯学習大学講座	9月～3月	60歳以上の方を対象に、あらためて松戸に関する地域の文化歴史や、暮らしに関する身近な問題を学習し、「文化と教養のまち松戸」に資する人材となることを期して開設 (1講座 延1,261人)
矢切公民館文化祭	11月	社会教育関係団体をはじめ、公民館を主たる活動拠点としているグループによる作品の展示 (7団体 来場者967人)
矢切公民館音楽祭	2月	社会教育関係団体をはじめ、公民館を主たる活動拠点としている音楽グループによる演奏会 (7団体 来場者98人)

()は令和5年度参加人員数等

事業名	開催月	事業内容
家庭教育学級	4月～3月	小・中学生の保護者同士が家庭教育のあり方について、学校と連携しながら継続的に学習する場として開設 開設数 各小学校 45学級 延4,784人 市主催（MCR学級等） 延1,127人
青少年教室	4月～3月	青少年自ら、芸術、文化、スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会とする。 親子、地域の関わりを重視して開催 (39教室 延1,678人)
国際交流事業	2月	諸外国の生活、文化、風習に触れ、国際的な視野を広げ、人権や平和についても考える機会とする (1講座 延20人)
青少年会館 パフォーマンスデイ	11月	教室・講座の成果発表や青少年団体等の発表・交流の場として開催する (1教室 延866人)

() は令和5年度参加人数等

2. 社会教育施設

施設名	所在地	備 考
松戸市民劇場 〔社会教育課〕	松戸市本町11-6 敷地面積895.24㎡ 建築面積784.047㎡ 延床面積1,698.99㎡ 昭和56年4月開設（同5月供用開始） 平成元・2年度全面改修	ホール（332席） 舞台の前部移動により80席の増が可能 楽 屋 2室（第1楽屋37㎡、第2楽屋32㎡） 会議室 3室（第1会議室39㎡、第2会議室35㎡、第3会議室54㎡）
松戸市文化ホール 〔社会教育課〕	松戸市松戸1307-1 （松戸ビルヂング4階） 面積 1,928.89㎡ 昭和49年11月22日開設 平成2年度一部改修	市民ギャラリー1～3 各150㎡ 市民ホール 300㎡
松戸市文化会館 〔社会教育課〕	松戸市千駄堀646番地の4 敷地面積 14,799.51㎡ 建築面積 6,190.60㎡ 延床面積 29,989.73㎡ 平成5年11月開設 平成6年1月供用開始	大ホール 1,955席 小ホール 516席 レセプションホール 550㎡ 大会議室 72名 中会議室 18名 小会議室1・2 各18名 和室 30畳 リハーサル室1 211㎡ リハーサル室2 209㎡ 音楽練習室1、音楽練習室2、他
松戸青少年会館 〔社会教育課〕	松戸市新松戸南2丁目2番地 敷地面積 3,450㎡ 延建築面積 1,997㎡ 鉄筋コンクリート造3階建 昭和51年5月開設	体育室、集会室、音楽室、美術室 和室、クラブ室、学習室、ロビー
松戸青少年会館 樋野口分館 〔社会教育課〕	松戸市樋野口543番地 敷地面積 348.1㎡ 延建築面積 403.8㎡ 鉄筋コンクリート造2階建 平成2年5月開設	視聴覚室 講座室 クラブ室 多目的室（プレイルーム）
タウンスクール根木内 〔社会教育課〕	松戸市小金原2丁目3番地 延建築面積 978㎡ 平成7年10月開設	講座室 3室 和室1室 1室当たり 63.75㎡
矢切公民館 〔社会教育課〕	松戸市上矢切299番地の1 （総合福祉会館内 3階及び4階） 延専用面積 538.24㎡ 昭和51年7月1日設置	講座室 I 和室 39.88㎡ 講座室 II 洋室 43.32㎡ 会議室 〃 64.44㎡ ホール 170.59㎡

3. 市民会館

[社会教育課 施設担当室]

(1) 施設の概要

- ア. 所在地 松戸市松戸1389番地の1
 イ. 工期 着工 昭和38年12月20日 竣工 昭和39年11月30日
 ウ. 工事費 340,275,100円
 エ. 敷地面積 3,217.02㎡ 建築面積2,214.448㎡ 延床面積5,556.877㎡
 オ. 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
 カ. 建物の内容

○大ホール系統

客席	ホワイエ 328㎡
ワンスロープ 1,212席	

舞台 427㎡	第1楽屋	音響室
間口 18m	第2楽屋	調光室
奥行 12m	第3楽屋	調光控室
高さ 8m	楽屋控室	投光室
	205控室	映写室
	浴室	切符売場

○会議室系統

1階	101会議室 (定員42名)	・102料理教室 (定員90名)
2階	201会議室 (定員48名) 203和室 (定員20名 17.5畳) 受付・事務室	・202会議室 (定員48名) ・204和室 (定員20名 12.5畳) ・館長室
3階	301会議室 (定員150名) 303音楽室 (定員51名) 305ながいき室 (定員30名 20畳)	・302会議室 (定員12名) ・304ながいき室 (定員60名 32畳) ・306ながいき室 (定員10名 6畳)

○プラネタリウム室 (NAOKO SPACE PLANETARIUM)

- 床面積 161㎡ 座席数80席
 ドーム径 8m 投影機 GS-8型 (株式会社 五藤光学研究所製)
 工期 着工 昭和53年1月21日 竣工 昭和53年3月30日
 総工費 55,000,000円

(2) 利用状況

室 別 利 用 者 数

(R5.4.1～R6.3.31)

	ホール	101 会議室	102 料理教室	201 会議室	202 会議室	203 和室	204 和室	301 会議室
件数	223	703	234	720	667	549	403	592
人数	74,201	7,551	3,192	9,411	8,250	3,945	3,018	21,756

	302 会議室	303 音楽室	304 ながいき室	305 ながいき室	306 ながいき室	計	プラネタ リウム室
件数	463	1,040	473 (437)	367 (363)	41 (32)	6,475 (832)	
人数	2,779	10,058	3,865 (3,569)	4,556 (4,524)	293 (273)	152,875 (8,366)	10,873

※ () 内の数は60歳以上で市内在住者の専用使用(無料)

ホ ー ル 種 目 別 利 用 者 数

	音楽	古典芸能	ダンス	舞踊	発表会	講習会	研修会	大会式典
件数	62	1	28	21	27	13	18	26
人数	20,537	800	10,533	5,213	7,766	4,170	4,000	12,104

	総会・集会	映画	演劇人形劇	その他	計
件数	4	8	10	5	223
人数	1,370	417	5,882	1,409	74,201

4. 戸定歴史館

〔文化財保存活用課 戸定歴史館〕

最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中核として整備された、戸定が丘歴史公園内の博物館です。明治17年に建設された戸定邸は、戦後、周辺の敷地とともに松戸徳川家から松戸市に寄贈され、公民館として利用されてきました。その後、昭和53年には市制施行35周年記念として松雲亭（茶室）が建設され、昭和61年に、戸定邸とその付属庭園が千葉県の名勝に指定されました。それを受けて、翌62年、松戸市は敷地2.3[㍊]からなる「戸定が丘歴史公園」の整備に着手しました。松戸徳川家資料の整理、関連資料の調査、戸定邸の復原工事などを実施し、平成3年11月には歴史公園と戸定邸、歴史館が新たな形で一般公開されました。

歴史館の収蔵資料は、主に松戸徳川家資料約4千点からなります。中でも特色をなすのは、1867年に徳川昭武が実兄の将軍徳川慶喜の名代として派遣されたパリ万国博覧会関係資料と、幕末から明治にかけての古写真です。また、その他に徳川慶喜の関係資料なども収蔵されています。

徳川昭武の事跡を中心に、わが国が初めて参加したパリ万博、古写真、明治期の徳川家のくらしなど、数ヶ月に一度の割合で内容を変更しながら展示を行っています。

平成15年3月には、松戸徳川家資料約4千点の購入が完了し、市民の貴重な文化財として積極的な活用が可能となりました。また、平成18年7月に、戸定邸が国の重要文化財（建造物）に指定され、平成19年2月には、戸定が丘歴史公園が「日本の歴史公園100選」のひとつに選定されました。平成15年3月に皇后陛下が行啓になり、また同21年10月には、天皇皇后両陛下が行幸啓になりました。さらに、平成27年3月、旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）は国の名勝に指定されました。

「施設の概要」

◇公園施設の概要

- 1 面積 約3.0ha (30,289,69㎡) (管理面積)
- 2 事業年度 平成元年度から2年度
- 3 総事業費 約16億円
 - ・昭和62年11月10日に都市計画公園として決定されました。
 - ・昭和62年12月18日に事業認可の承認を得ました。
 - ・平成30年3月23日に旧福島県学生寮跡地において東屋庭園の整備が完了しました。
 - ・平成30年7月31日戸定が丘歴史公園拡充整備工事が完了しました。

◇戸定歴史館（戸定邸・歴史館）の概要

1 施設概要

- (1) 所在地 松戸市松戸714番地の1
 - (2) 開館年月日 平成3年11月3日
 - (3) 開館時間 午前9時30分～午後5時（入館は、午後4時30分まで）
 - (4) 休館日
 - ・月曜日
 - （国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる時は、その翌日）
 - ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ※ 歴史館は、展示替え期間の時は、休館となります。

(5) 入館料

区 分	歴史館入館料		戸定邸入館料		共通入館料	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
一 般	150円	120円	250円	200円	320円	250円
高校生・大学生	100円	80円	100円	80円	160円	120円

※団体料金は20名以上の団体に適用されます。
 ※市内在住70才以上の方は一般団体料金と同額になります
 （保険証など年齢・住所のわかる物をご提示ください）。
 ※中学生以下は無料です。

戸定邸		歴史館	
構 造	木造平屋（1部2階建）	構 造	鉄筋コンクリート地上2階 地下1階建
延床面積	725.5㎡	建築面積	247.0㎡
竣 工	明治17年	延床面積	489.1㎡
修 理	昭和58年	展示面積	157.3㎡
復 原	平成2年～3年、9年～10年	竣 工	平成3年3月
	・戸定邸が平成18年7月5日に国の重要文化財に指定される。		
	・戸定邸庭園が平成27年3月10日に国の名勝に指定される。		

松雲亭	
構 造	木造平屋建
延床面積	153.4㎡
竣 工	昭和53年3月
	・市制施行35周年記念として茶室を建築。
小 間	茶室4.5畳・水屋6畳 寄付4.5畳・相伴席1畳
広 間	10畳・6畳 水屋6.5畳

展示会の開催

(令和5年度)

展示会名	開催期間	展 示 の 内 容
通常展 「戸定邸再考 －徳川昭武 ひそかなお気に入り」	R4年度から継続 2023/ 4/1～ 5/28	国指定文化財の戸定邸（旧徳川家松戸戸定邸）は、水戸徳川家当主を退いた徳川昭武の私邸として建設されました。本邸（小梅邸）のように広く豪華な建物・敷地ではありませんが、戸定邸は各所に機能美を兼ね備えた意匠が施されています。昭武の美学と戸定邸の生活において昭武が選んだもの＝お気に入りについてご紹介しました。【開催日数 50日（令和5年度）】
夏季展 「殿様たちの自由時間」	2023/ 7/8～ 9/3	徳川昭武や兄・慶喜、昭武の息子・武定をはじめとした徳川家の人たちは、趣味の時間を楽しみ、様々な作品を残しています。特に明治新政府の政治から離れていた昭武・慶喜兄弟は、写真、手芸、絵画、陶芸など幅広い分野に興味を持ち、熱心に探究を重ねました。松戸徳川家資料を中心に実際に手がけた趣味の品々をご紹介しました。【開催日数 50日】
企画展 松戸市制施行80周年 記念事業 「徳川公爵家のバック ヤード－最後の家令が 見た半世紀」	2023/ 10/7～ 2024/ 1/8 ※11/7～10、 12/26、27は 歴史館休館。	古澤秀彌氏旧蔵資料を13年ぶりにまとまった形で展示します。古澤秀彌氏は、徳川慶喜以下3代の公爵に仕え、昭和8年から22年にかけて徳川慶喜家で「家令心得」（ほかの職員をまとめ、家政をまかされる責任者）として務めた人物です。歴代当主からの信頼も厚かった古澤氏は、彼らから贈られた貴重な写真や装束、美術工芸品を大切に守り伝えました。現在、これらの品々は戸定歴史館に寄贈され、調査研究が続いています。最後の家令が見た近代徳川家のバックヤードを、最新研究をふまえてご紹介しました。【開催日数 68日】
通常展 「プリンス・トクガワ と松戸」	2024/ 1/27～ 5/6	戸定邸は、徳川昭武が家族と暮らした邸宅であり、かつ「おもてなし」の場でもありました。四季折々の装飾や調度、祝い事や催し物によって戸定邸と庭園は様々な姿を見せ、地域の方々にとっても戸定邸は特別な存在だったでしょう。松戸徳川家やゆかりの家からの資料や写真、調度品、地域の方からお預かりした品々から、在りし日の徳川昭武と戸定邸、松戸について振り返る展覧会を行いました。【開催日数 56日（令和5年度）】

◇松雲亭（茶室）の概要

市民の憩いの場として、昭和53年に戸定邸隣接地に建設されたお茶室で、芸術文化活動に貸し出しています。

1 施設概要

- (1) 所在地 松戸市松戸642番地の3
- (2) 開亭年月日 昭和53年5月1日

2 利用案内

- (1) 利用申込 利用日の3か月前から戸定歴史館で受付
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 利用時間 午前9時から午後5時の間で半日（4時間）単位
- (4) 利用料金 小間、広間とも半日2,200円（市内在住者・非営利目的の場合）
- (5) 休亭日 戸定歴史館と同じ

3 利用件数及び人数

- 令和4年度 76件 1,599人
- 令和5年度 198件 4,879人

展示会の開催

（令和6年度）

展示会名	開催期間	展示の内容
通常展 「プリンス・トクガワと松戸」	R5年度から継続 2024/ 4/1～ 5/6	戸定邸は、徳川昭武が家族と暮らした邸宅であり、かつ「おもてなし」の場でもありました。四季折々の装飾や調度、祝い事や催し物によって戸定邸と庭園は様々な姿を見せ、地域の方々にとっても戸定邸は特別な存在だったでしょう。松戸徳川家やゆかりの家からの資料や写真、調度品、地域の方からお預かりした品々から、在りし日の徳川昭武と戸定邸、松戸について振り返る展覧会です。【開催日数 32日（令和6年度）】
夏季展 「戸定だより －絵葉書から見る暮らし」	2024/ 6/1～ 9/1	徳川昭武をはじめとした徳川家の人たちは、時候の挨拶や近況の確認、旅行先の情報などを連絡するのに絵葉書を使用することがありました。戸定歴史館が所蔵する絵葉書は、きれいな絵が描かれた市販品のほか、スケッチや家族写真を使った自作のものまで多岐にわたります。これらの絵葉書から、徳川昭武や家族、親族間交流や心情、暮らしを読み解きます。【開催日数 80日】
企画展 津山松平家分家資料 受贈記念展 「松平男爵家の軌跡 －将軍とプリンスの 子孫たちの近代」	2024/ 10/5～ 12/27	津山松平家分家は、徳川家康の二男・結城秀康の流れをくむ津山松平家から独立した家で、明治時代、初代当主・齊に徳川慶喜の7女・浪子が、2代当主・齊光に徳川昭武の3女・直子が嫁ぎ、松戸徳川家とは深い縁があります。同家伝来資料や徳川慶喜・昭武ゆかりの品2,290件から婚礼調度など約140点を選び、津山松平家分家の歩みをご紹介します。【開催日数 72日】
特別展 「マイセン コレクション」	2025/ 2/1～ 3/9	松戸市は、令和4年(2022年)に土屋亮平氏よりマイセン磁器152点の寄贈を受けました。土屋氏のコレクションは、マイセン窯設立から現代を網羅する非常に貴重な品々です。特に初期のマイセン磁器からは、日本、ひいては東洋の美意識と西洋文化の交流、融合を垣間見ることができます。本展では、土屋コレクションの中から約30点を厳選し、華麗なマイセン磁器の魅力をご紹介します。【開催日数 32日】
通常展2 「収蔵資料展 －季節のしつらい」	2025/ 3/20～ 5/25	戸定歴史館には、松戸徳川家ゆかりの品が多数寄贈されました。その中から、季節に合わせて使われてきた調度品や工芸品をご紹介します。本展では高精細画像やプロジェクターを駆使して、各資料の細部に迫り、新しい魅力や発見をご紹介します。【開催日数 10日（令和6年度）】

5. 博物館

〔文化財保存活用課 博物館〕

(1) 目的

高齢化社会の到来、勤労者の余暇時間の増大、そして教育の多様化が進行するなかで、幼児から高齢者まで様々な形で自発的な学習への意欲が高まってきている。このような「生涯学習」の社会的要請を受けて、松戸市立博物館は資料の収集・保存、調査研究、教育普及を活動の中心にすえ、考古・歴史・民俗資料等による、松戸を中心とした文化の変遷と発展を系統的に概観できる常設展示・企画展示・野外展示等の諸展示や講座・講演・体験学習等の活動を通して市民の文化活動に応え、「豊かな情操と郷土愛を培う文化を未来社会へ継承する」社会的使命をはたす。

(2) 施設の概要

ア. 位 置	松戸市千駄堀671番地
イ. 敷地面積	7,795.81㎡
ウ. 建築面積	2,709.92㎡
エ. 建築延面積	合 計 5,446.73㎡ (地階 1,388.64㎡ 1階 2,515.17㎡ 2階 1,542.92㎡)
オ. 開館年月日	平成5年4月29日
カ. 施設内容	地 階 収蔵庫、機械室 1 階 企画展示室、講堂、プレイルーム、実習室、書庫、館長室、 収蔵庫、燻蒸室、スタジオ、館事務室、学芸員室 2 階 総合展示室、主題展示室
キ. 工事費	建 設 3,652,088千円 展 示 1,095,571千円 その他 86,432千円 合 計 4,834,091千円

事業名	事業内容
<p>○ 常設展示 総合展示・主題展示</p> <p>映像展示</p> <p>野外展示</p> <p>プレイルーム</p>	<p>(総合展示) 松戸3万年の歴史を旧石器時代から昭和30年代まで、7つのゾーンに分けて展示。</p> <p>(主題展示) 松戸市の歴史上特徴的な出来事を中心にして4つの主題をとりあげて展示。</p> <p>講堂での歴史、考古、民俗等の映像ソフトを上映。</p> <p>復元した縄文時代の竪穴住居3棟を開放し、竪穴生活を体験。</p> <p><small>あんざん</small> 編布、糸紡ぎ等の体験を通して歴史に触れるコーナー。</p>
<p>○ 館蔵資料展 「どきどきクロノロジー」</p>	<p>出土資料がいつ頃のもので、どのような順番で変化したのかを調べることを編年研究(クロノロジー)のという。松戸市域の縄文上器を題材にして、編年研究の基本的な方法や理論をわかりやすく紹介した。</p>
<p>○ 館蔵資料展 「東北の伝統こけしと郷土玩具」</p>	<p>市民の方から寄贈された館蔵コレクションの中から、東北6県で製作されている伝統こけしと郷土玩具を紹介した。</p>
<p>○ 企画展 「あの日の“まつど” -写真でふりかえる150年-」</p>	<p>博物館開館30周年・千葉県誕生150周年・松戸市制施行80周年の節目にあたり、数多くの写真を中心とする市内に伝わる貴重な資料を展示し、松戸市域の明治から平成の歴史をふりかえった。</p>
<p>○ 「第8回博物館アワード作品展」</p>	<p>小・中学生対象に、日本の歴史上の人物・遺物・遺跡(史跡)などをテーマとしたイラストレーション及び自由研究を募集し、応募作品を展示した。また優秀な作品に対しては賞を授与し、12月2日に表彰式を行った。</p>
<p>○ 博学連携展示 「松戸探検 100年前からのくらしの うつりかわり」</p>	<p>小学校3年生の社会科カリキュラムに対応した展示である。100年ぐらい前の農家のくらしを再現して展示し、さらにたくさんの古写真によって、その変化を追うことで、どのようにして今のくらしへと変わっていったかを子どもたちに伝えた。</p>

<p>○ 講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を語る ①「人類の誕生からホモサピエンス（現生人類）へ」 ②「人類文化の行方－郷土研究・比較民俗研究から世界常民学へ」 ③「明治期江戸川を行き交うヒト・モノ・カネ－煉瓦製造業者金町製瓦株式会社と松戸－」 <ul style="list-style-type: none"> ・館長講演会 「川と向き合う江戸時代 坂川の改修をめぐって」 ・学芸員講演会 ④「土器の古さの測り方」 ⑤「動くおもちゃと動かすおもちゃ－館蔵郷土玩具資料から－」 ⑥「写真と文書でふりかえる“まつど”－松戸町・坂川普通水利組合・陸軍工兵学校－」 ⑦「森の田園都市－常盤平団地の緑地保全について－」 ⑧「埴輪からみた古墳時代の武人と武装」 ⑨「関宿城と小金城」 ⑩「古文書からさぐる松戸の江戸時代庚申講とはなんだろう」 	<p>人類の定義と、人とサルの違い、猿人→原人→旧人→新人と移る人類の進化過程を説明し、現生人類（ホモサピエンス）の拡散を解説した。</p> <p>今日の「人類文化の行方」について柳田國男による「郷土研究」を起点に、仏教の福田思想などから多岐に論じた。</p> <p>金町製瓦株式会社を事例に明治時代の経済・産業の変化が地域社会に与えた影響をわかりやすく紹介した。</p> <p>市内の江戸川ぞいに流れる坂川が、江戸時代にどのように改修されたのかを資料や絵図を使って明らかにし、江戸時代の百姓たちが川に向き合い生活していた姿について具体的に講演した。</p> <p>土器型式編年および年代測定の基礎について解説した。</p> <p>「からくり人形」や『機巧図彙（きこうずい・からくりずい）』、館蔵郷土玩具の中から動きのある玩具について解説し、「ばたばた」「からくり屏風」について実演・解説した。</p> <p>企画展関連講演として、松戸町・坂川普通水利組合・陸軍工兵学校という3つのトピックから、明治～昭和戦前における松戸市域の特徴や“近現代”という時代の性格について解説した。</p> <p>常盤平団地は、緑豊かな団地として知られ、団地建設地以外では樹木を残している。また、その各道路には樺や桜などの並木が植栽され、入居開始から60数年がたった現在では、緑が豊かな団地となったことを解説した。</p> <p>埴輪、特に武人埴輪と称される甲冑を着た人物埴輪を中心に、古墳時代の武器や武装、軍事組織の関係性などを解説した。</p> <p>戦国時代の東葛飾地域で軍事と流通の二大拠点であった両城の、それぞれが背負った歴史的背景を史料に即して読み解いた。とくに16世紀後半の実像と相互の深い関連性を説明した。</p> <p>江戸時代の庚申信仰について、画像資料や松戸市内の庚申講の分布状況から概説的に述べた。後半では大熊家文書から庚申講関連のものを選び、松戸市大谷口の百庚申造営について述べた。</p>
--	--

<p>○ 講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吾妻鏡を読む ・ 古文書を読む〔近世人門編〕 ・ 古文内を読む〔近世中級編I〕 ・ 古文書を読む〔近世中級編II〕 ・ 古代の人口を考える <p>○ 館蔵資料展関連企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲームで学ぶ土器の古さ ・ 縄文文様お絵かき伝言ゲーム <p>○ 博学連携展示関連企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙芝居と昔のくらしを楽しむ日 ・ 天秤棒で桶を担いでみよう ・ 機織りをしてみよう ・ 風呂敷をつかってみよう <p>○ 体験教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親も楽しむ米づくりと展示づくり ・ 裂き織りをしてみませんか ・ 縄文人なりきり宿泊体験！ 竪穴住居に泊まろう！ 	<p>鎌倉幕府の出来事をつづった歴史書を読み進めた。</p> <p>初心者を対象に、松戸に関わる近世文書を解説し、その歴史的背景を解説した。</p> <p>経験者を対象に古文書を読解し、歴史や文化を学んだ。</p> <p>経験者を対象に古文書を読解し、歴史や文化を学んだ。</p> <p>古代の人口を考える資料や解釈方法、併せて松戸の縄文時代から平安時代の人口変遷について解説した。</p> <p>遺物の埋没と発掘調査の過程を疑似的に体験するゲームを通じて土器研究の理論と方法を説明した。</p> <p>縄文文様を複数人で交代しながら繰り返しかき写していく伝言ゲームをおこなった。次第に文様が変化することを通じて、土器が時間経過とともに変化したことを説明した。</p> <p>紙芝居と昔の遊びで昔の子どもたちの世界観を再現した。</p> <p>昔の道具の天秤棒を使って桶を担いでもらった。</p> <p>古い布を裂いて、新しい布に再生する先人の知恵を体験してもらった。</p> <p>風呂敷を使い色々な物を包んで先人の知恵を体験してもらった。</p> <p>田植えから収穫まで1年を通じて米づくりの作業を体験し、その成果を企画展「こどもミュージアム」で発表した。</p> <p>古い布を裂いて、新しい布に再生する先人の知恵を体験してもらった。</p> <p>小学生を対象に、野外展示・復元竪穴住居にて宿泊体験を実施した。</p>
---	--

<p>○こども体験教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親も楽しむ「土鈴づくり」 ・親も楽しむ「勾玉づくり」 <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館でアート（小学生4年生） ・博物館館内公開 博物館の裏方、お見せします ・こけしまラカスづくり 	<p>小学生と保護者を対象に、縄文時代の土鈴づくりをと おして、当時の生活技術の一端を知ってもらった。</p> <p>小学生と保護者を対象に、縄文時代の装身具づくりをと おして、当時の生活技術の一端を知ってもらった。</p> <p>小学生4年生以上を対象に色えんぴつのテクニックをマ スターしてアートな作品を作ってもらった。</p> <p>博物館の多様な活動を理解してもらうため、普段公開し ていない車庫・荷解梱包室・くん蒸庫・学芸員室・スタ ジオ・機械室・収蔵庫を紹介解説した。</p> <p>紙コップなどを使いこけしまラカスを作ってもらった。</p>
<p>○ 博物館友の会活動</p>	<p>博物館友の会会員による各種部会（古文書、考古、は たくさの会等）の活動を実習室で行っている。</p>
<p>令和5年度 博物館観覧者及び施設利用者の総計 74,370人</p>	

(3) 市史編さん事業

松戸市史編さん事業は市制施行10周年記念事業として昭和28年度に始まり、昭和53年3月の『松戸市史 中巻』（近世編）の刊行をもっていったん完結したが、その後も史料の収集と『松戸市史 史料編』の刊行を進め、史料編6巻7冊を刊行した。

その後『松戸市史 上巻』（原始・古代・中世編）が長年にわたり絶版となっていたが、平成10年度に市長から『松戸市史 上巻』改訂についての諮問があり、翌平成11年11月17日付け松戸市史編さん委員会の答申を受けて新たに史資料の調査を開始した。

平成21年度から4か年の事業計画にもとづく『松戸市史 上巻』の改訂事業を本格的に開始し、平成27年2月に『松戸市史 上巻』（改訂版）を刊行したことにより、市長からの諮問案件は終了した。

ア. 松戸市史関係行物一覧

書名	版	頁	刊行年月日	備考
松戸市河原塚古墳発掘報告書	B 5	100	S 34. 12.	品 切
松戸市史料第1集（近世）	A 5	264	S 33. 3. 25	〃
〃 第2集（〃）	〃	274	〃	〃
〃 第3集（〃）	〃	244	〃	〃
〃 第4集（松戸町誌、小金町誌）	〃	450	S 39. 1. 1	〃
松戸市史 上 巻 （原始～中世編）	〃	684	S 36. 11. 1	〃
〃 上 巻 改訂版（原始・古代・中世）	〃	1,009	H 27. 2. 28	3,000円
〃 中 巻 （近世編）	〃	1,056	S 53. 3. 1	5,500円
〃 下 巻（一）（明治編）	〃	892	S 39. 5. 1	4,000円
〃 下 巻（二）（大正、昭和編）	〃	910	S 43. 5. 1	3,900円
〃 史料編（一）（大熊家文書）	〃	916	S 41. 3. 31	2,800円
〃 史料編（二）（諸家文書）	〃	710	S 48. 1. 1	品 切
〃 史料編（三）（萬満寺史料）	〃	269	S 58. 3. 20	3,500円
〃 史料編（四）（本土寺史料）	〃	518	S 60. 2. 20	5,500円
〃 史料編（五）（秋谷家文書上）	〃	658	H 2. 3. 30	8,050円
〃 〃（五）（秋谷家文書下）	〃	764	S 63. 3. 30	7,500円
〃 〃（六）（東漸寺史料）	〃	345	H 6. 2. 18	5,000円
松戸市古文書目録（一）（諸家文書）	B 5	230	S 54. 3. 20	1,100円
〃（二）（〃）	〃	248	S 55. 7. 20	1,500円
〃（三）（本土寺文書他）	〃	194	S 59. 3. 10	2,000円
〃（四）（秋谷家文書）	〃	199	S 62. 3. 10	2,500円
松戸市史考古資料集1 大谷口遺跡	A 4	37	H 18. 10. 31	300円
松戸市史考古資料集2 千駄掘寒風台遺跡	A 4	38	H 20. 2. 29	300円
松戸市史考古資料集3 開場・寒風台遺跡	A 4	44	H 21. 3. 31	300円
松戸市史考古資料集4 上本郷遺跡出土の考古資料	A 4	60	H 22. 3. 31	400円

6. 文化財

[文化財保存活用課]

区分	種別	名称	指定年月日	所在地
国	重要文化財	木造金剛力士立像	昭和25. 8. 29	馬橋 萬満寺
国	重要文化財	大学三郎御書（日蓮筆）	43. 4. 25	平賀 本土寺
国	重要文化財	諸人御返事（日蓮筆）	43. 4. 25	平賀 本土寺
国	重要文化財	梵鐘（建治四年在銘）	52. 6. 11	平賀 本土寺
国	重要文化財	千葉県幸田貝塚出土品	平成6. 6. 28	千駄堀 松戸市立博物館
国	重要文化財	旧徳川家松戸戸定邸	18. 7. 5	松戸 戸定が丘歴史公園
国	名勝	旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）	27. 3. 10	松戸 戸定が丘歴史公園
県	天然記念物	浅間神社の極相林	昭和41. 12. 2	小山 浅間神社
県	無形民俗文化財	松戸の万作踊り	45. 4. 17	万作踊り松戸保存会
県	有形文化財	富城殿御返事	52. 3. 8	平賀 本土寺
県	有形文化財	本土寺過去帳（天正本） 附本土寺過去帳（明暦本）	62. 2. 27	平賀 本土寺
県市	有形文化財	銅透彫華籠	63. 3. 30	平賀 本土寺
市	天然記念物	東漸寺のシダレザクラ	平成24. 2. 9	小金 東漸寺
市	史跡	二十世紀梨誕生の地	昭和40. 3. 9	二十世紀が丘梨元町 二十世紀公園
市	史跡	本土寺	41. 5. 17	平賀 本土寺
市	史跡	秋山夫人の墓所	41. 5. 17	平賀 本土寺
市	史跡	高城氏の墓所	41. 5. 17	中金杉 広徳寺
市	史跡	桂林尼の墓所	41. 5. 17	殿平賀 慶林寺
市	史跡	経世塚	44. 4. 1	岩瀬 聖徳大学
市	史跡	河原塚1号古墳	44. 4. 1	紙敷 山林内（私有地）
市	史跡	河原塚4号古墳	55. 7. 21	河原塚 河原塚中学校
市	史跡	幸田貝塚	平成7. 4. 13	幸田 幸田第一公園
市	史跡	小金牧五香六実野馬除土手	令和3. 3. 11	五香 六高台
市	無形民俗文化財	松戸の獅子舞	昭和44. 4. 1	和名ヶ谷 日枝神社 大橋 胡籙神社 上本郷 風早・明治神社
市	有形文化財	木造不動明王立像	41. 5. 17	馬橋 萬満寺
市	有形文化財	鑄造魚藍観音立像	41. 5. 17	馬橋 萬満寺
市	有形文化財	高城・原氏等判物	41. 5. 17	平賀 本土寺
市	有形文化財	幸谷観音野馬捕りの献額	41. 5. 17	幸谷 福昌寺
市	有形文化財	阿弥陀如来立像	44. 4. 1	ニツ木 光明寺
市	有形文化財	一月寺遺石	44. 4. 1	馬橋 萬満寺
市	有形文化財	庚申板碑	44. 4. 1	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	鉦鼓	44. 4. 1	上本郷 本福寺
市	有形文化財	阿弥陀三尊仏	44. 4. 1	上本郷 本福寺
市	有形文化財	太鼓	44. 4. 1	殿平賀 慶林寺
市	有形文化財	阿弥陀如来坐像	55. 7. 21	馬橋 萬満寺
市	有形文化財	徳川昭武関係資料	55. 7. 21	松戸 戸定歴史館
市	有形文化財	寛政七年小金原御鹿狩絵図	平成17. 11. 10	松戸 戸定歴史館
市	有形文化財	金龍山一月寺旧蔵木造普化禪師立像他	昭和55. 7. 21	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	豊臣秀吉の制札	59. 6. 7	馬橋 萬満寺
市	有形文化財	慶安三年銘庚申塔	63. 12. 15	古ヶ崎 圓勝寺
市	有形文化財	嘉永五年銘庚申塔	63. 12. 15	東松戸 廣龍寺
市	有形文化財	寛文八年銘庚申塔	63. 12. 15	下矢切 下矢切庚申塚
市	有形文化財	寛文元年銘道祖神	63. 12. 15	馬橋 王子神社
市	有形文化財	柳原水閘	平成7. 4. 13	下矢切 柳原排水機場
市	有形文化財	安蒜家長屋門	14. 7. 15	千駄堀 個人宅
市	有形文化財	土屋家長屋門	14. 7. 15	千駄堀 個人宅
市	有形文化財	二十世紀梨の原木	14. 7. 15	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	松戸中央公園正門門柱 （旧陸軍工兵学校正門門柱）	21. 6. 18	岩瀬 松戸中央公園
市	有形文化財	旧陸軍工兵学校歩哨哨舎	21. 6. 18	岩瀬 松戸中央公園
市	有形文化財	高城氏制札	24. 2. 9	小金 東漸寺
市	有形文化財	二十五菩薩来迎図	24. 2. 9	小金 東漸寺
市	有形文化財	坂花遺跡出土「厨厨」銘骨蔵器（蔵骨器）	27. 9. 25	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	小野遺跡出土帯金具（銚帯金具）	27. 9. 25	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	松戸神社神楽殿天井絵及び杉戸絵	28. 7. 28	松戸 松戸神社
市	有形文化財	松龍寺山門	29. 4. 13	松戸 松龍寺
市	有形文化財	西原文書	30. 8. 10	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	豊前氏古文書	30. 8. 10	千駄堀 松戸市立博物館
市	有形文化財	寛永二年銘庚申塔	令和2. 4. 9	幸谷 福昌寺
市	記念物	小金牧五香六実野馬除土手	3. 3. 11	松戸市
市	有形文化財	阿弥陀如来坐像（定印）	6. 3. 6	東漸寺

区分	種 別	名 称	指定年月日	所 在 地
市	有形文化財	阿弥陀如来坐像（来迎印）	令和6.3.6	東漸寺
国登録	有形文化財	旧齋藤家住宅主屋	平成29.6.28	紙敷 旧齋藤邸
国登録	有形文化財	千葉県水道局栗山配水塔	29.10.27	栗山 千葉県企業局栗山浄水場

7. 松戸運動公園

[スポーツ振興課]

市民の憩いの場として広く開放し体力の向上と福祉の増進を図る目的をもって、その規模面積10ヘクタールを擁する本市唯一の運動公園として昭和44年から築造工事に着手しました。

この運動公園は武道館を中心に野球場、プール及び昭和47～49年度継続事業による体育館が完成し、また51年度には陸上競技場が完成しました。

(1) 体育館

この体育館は、スポーツ人口の増加に応え、屋内スポーツの殿堂として市民の体力向上に寄与するものです。

ア 施設概要

地上4階 一部地下1階 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造
延床面積6,830㎡

- ① 地下 多目的室2
- ② 1階 玄関ロビー、事務室、卓球室、多目的室1、小体育室(1・2)、更衣室、便所、弓道場(屋外)、トレーニング室、他
- ③ 2階 競技場、ステージ、役員室、控室、放送室
- ④ 3階 観覧席、ロビー
- ⑤ 4階 ギャラリー

イ 体育館使用料金(令和5年4月1日現在)

普通使用料

		一般	小中学生
トレーニング室	1人2時間	220円	
小体育室1・2	1人2時間	220円	50円
多目的室1・2	1人2時間	220円	50円
卓球室	1人2時間	220円	50円
弓道場	1人2時間	220円	50円
競技場	1人2時間	220円	50円

※市外の者が使用する場合100%増。
※上記使用料金は消費税が含まれます。

専用使用料

トレーニング室	2時間	3,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間(午後5時以降)50%増 ・市外の者が使用する場合100%増 ・小・中学生が使用する場合50%減 ・アマチュアスポーツ以外の催物等に使用する場合100%増
小体育室1	2時間	2,200円	
〃 2		1,100円	
多目的室1	1時間	550円	
〃 2		1,100円	
卓球室	2時間	3,300円	
弓道場	2時間	1,650円	

※上記使用料金は消費税が含まれます。

競 技 場

種 別			午前 9 時 ～ 午後 5 時 (2 時間)	午後 5 時 ～ 午後 9 時 (2 時間)	・ 競技場半面 を使用する 場合50%減 ・ 市外の者が 使用する場 合100%増 ・ 使用時間 を超過した 場合の料金 は 1 時間 につき規定 料金の30% に相当する 額を加算す る
入場料その他 これに類する 金銭を徴収し ない場合	アマチュアスポー ツに使用する場 合	小中学生 一 般	1,990円 5,970円	2,980円 8,950円	
	その他の催物に使用する場 合		11,940円	17,910円	
入場料その他 これに類する 金銭を徴収す る場合	アマチュアスポーツに 使用する場 合		17,910円	26,870円	
	その他の催物に使用する場 合		83,620円	125,430円	
付 帯 設 備 使 用 料			放送設備	1 時間	330円

※上記使用料金は消費税が含まれます。

(2) 武 道 館

柔・剣道が我が国古来の武道として今日に伝えられ、今なお市民の間で心身の鍛練のため盛んに行われています。こうした中で武道館建設に対する市民の強い要請により昭和45年度から建設に着手し昭和46年7月に完成しました。

ア. 施設概要

管 理 棟 平家建 鉄骨造
 武 道 館 平家建 鉄骨鉄筋コンクリート造
 給 水 塔 鉄筋コンクリート造 建築面積 2,335.9㎡

イ. 武道館について

剣 道 場 試合場 250㎡
 柔 道 場 試合場 152畳敷

ウ. 管理棟について

事務室・役員室・多目的室(1・2)・和室(1・2)・会議室(1・2・3)・更衣室・
 倉庫・変電室 他

エ. 使用料金(令和6年4月1日現在)

普 通 使 用 料

		一 般	小・中学生
柔 道 場	1 人 2 時間	220円	50円
剣 道 場	1 人 2 時間	220円	50円
多 目 的 室	1 人 2 時間	220円	50円

※市外の者が使用する場合100%増。

※上記使用料金は消費税が含まれます。

専 用 使 用 料

柔 道 場	2 時間	1,650円
剣 道 場	2 時間	1,650円
会 議 室(1・2・3)	1 時間 (1 室)	220円
多 目 的 室(1・2)	1 時間 (1 室)	550円
和 室(1・2)	1 時間 (1 室)	220円

※夜間（午後5時以降）50%増。市外の者が使用する場合100%増。アマチュアスポーツ以外の催物等に使用する場合100%増。

※上記使用料金は消費税が含まれます。

(3) 野 球 場

外野一面に人工芝が敷かれ、スピードガン付きの電光掲示板が設置されています。外野スタンドには芝生、周囲には桜の木が並び緑の多い球場です。

ア 施設概要

- ① 面 積 17,000㎡
グラウンド 9,300㎡（外野のみ人工芝） スタンド 7,700㎡（固定スタンド・芝生スタンド）
- ② 観 客 席
メインスタンド 600人 内野スタンド 1,200人（固定・芝生スタンド）
外野スタンド 1,500人（芝生スタンド）
- ③ 規 模 両サイド90m センター120m
- ④ 諸 施 設 本部室、審判控室、記録放送室、倉庫、整備員室、ダックアウト（2）、電光掲示板、照明塔（6基）、防球ネット

イ 使用料金（令和6年4月1日現在）

1面 2時間 5,610円	・市外の者が使用する場合100%増 ・アマチュアスポーツ以外の催物等に使用の場合は100%増
小中学生 2時間 1,870円	
付 帯 設備使用料	電光掲示板 2時間 1,100円 ・夜間照明設備 30分 3,300円
	放送設備 2時間 660円

※上記使用料金は消費税が含まれます。

(4) 陸上競技場

トラックは一周400mのブルーレーン、インフィールドは人工芝で養生期間がなく年間を通して利用できます。LEDの照明塔が設置され午後9時まで利用可能です。

ア. 施設概要

- ① 面積 19,064㎡
- ② 観客席 2,100人
- ③ 規模 3種公認 400m (全天候舗装)、直線8レーン、曲線8レーン
- ④ 諸施設 倉庫、本部席、放送室、更衣室、便所、シャワー室、照明塔 (4基)

イ. 使用料金 (令和6年4月1日現在)

区分	単位	金額	備考
トラック・フィールド	1人2時間	220円	・市外の者が使用する場合100%増 ・幼児、小・中学生が使用する場合 無料

※上記使用料金は消費税が含まれます。

専用使用料

種別		単位	金額	備考
入場料その他 これに類する 金銭を徴収し ない場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	2時間	6,240円	・市外の者が 使用する場 合100%増 ・幼児、小・ 中学生が使 用する場合 無料
	その他の催物に使用 する場合	2時間	12,480円	
入場料その他 これに類する 金銭を徴収す る場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	2時間	18,720円	
	その他の催物に使用 する場合	2時間	74,880円	
本部室 (控室を含む)		1時間	330円	

付帯設備使用料	放送設備	1時間	330円
	写真判定設備	終日	2,750円
	夜間照明設備	30分	940円

※幼児、小・中学生が使用する場合無料。

※上記使用料金は消費税が含まれます。

(5) プール

ア 施設概要

- ①面積 5,570㎡
- ②規模 (a) プール 50m×20m 8コース (b) 子供プール 水深60cm (不整形)
- ③諸施設 事務室・更衣室・シャワー室・保健室

イ 使用料金 (令和6年4月1日現在)

普通使用料			専用使用料
	一般	幼児・小中学生	1時間
1人2時間	210円	無料	3,300円

※上記使用料金は消費税が含まれます。

(6) スケートボード場

ア 施設概要

- ①規模 22m×10m
- ②セクション、マニュアルパッド、カーブボックス、レール

イ 使用料金 無料

(7) その他

- ・児童遊園 砂場、四連ブランコ、スベリ台、鉄棒
- ・芝生広場 3,200㎡ ・入口広場 全体 1,200㎡ ・駐車場 168台

(8) 施設別利用状況 (令和5年度)

[スポーツ振興課]

施設名	件数	人数	施設名	件数	人数
運動公園 体育館	61,608件	191,927人	柿ノ木台公園体育館	24,075件	106,998人
運動公園 武道館	8,078	59,613	古ヶ崎野球場	3,383	74,184
運動公園 野球場	418	15,313	古ヶ崎ソフトボール場	1,829	18,107
運動公園 陸上競技場	23,290	77,433	古ヶ崎サッカー場	506	10,197
栗ヶ沢公園庭球場	5,712	83,732	紙敷庭球場	847	4,027
中央公園庭球場	1,881	17,193	矢切グラウンド	101	6,293
金ヶ作公園庭球場	4,036	29,849	梨香台スポーツ広場	152	3,234
新松戸庭球場	2,305	12,058	六高台スポーツ広場	381	7,721
小金原体育館	3,359	25,902	紙敷スポーツ広場	82	5,648
常盤平体育館	17,516	103,454	千駄堀スポーツ広場	879	23,863
運動公園プール	21,638	21,638			
新松戸プール	15,425	15,425	合計	197,501	913,809

※野菊の里スポーツ広場は、平成28年9月より休止しました。

※八ヶ崎スポーツ広場は、令和元年12月をもって閉鎖しました。

8. 社会体育振興

(1) スポーツ推進委員

ア 任務

スポーツ基本法第32条1項に基づき、松戸市が委嘱します。住民に対し各種のスポーツ実技指導、スポーツ理論の助言、スポーツをするための環境の整備をし、住民のすべてがスポーツに関心をもって、実践してもらえよう指導をします。

イ 地区別人員（※令和6年4月1日 現在）

本庁5人、明第一8人、明第二東1人、明第二西8人、矢切7人、東部9人、常盤平13人、五香松飛台9人、六実六高台7人、小金原3人、小金3人、馬橋6人、新松戸11人 計90人

ウ 重点活動

住民のスポーツの振興に努めるとともに、委員の資質向上を図るため、研究大会、実技講習会の参加に努める。また、各種スポーツ行事を計画実施し、地域スポーツの普及を図る。

○研究大会への参加

全国スポーツ推進委員研究協議会、関東スポーツ推進委員研究大会、千葉県スポーツ推進委員研究大会

○県主催実技講習会への参加

○市主催実技研修会の実施

○地区活動の推進

運動会の開催、スポーツ教室の開設及び指導、体力テスト実施

(2) 各種スポーツ大会

ア 市民体育祭の種目別競技会や女性スポーツ大会をはじめ、七草マラソン大会等幅広い市民を対象としたスポーツ大会を開催しています。

イ 松戸市・韓国（大邱廣城市）中学生国際スポーツ交流大会

(3) スポーツ団体の育成

○スポーツ協会加盟種目別団体の育成

スポーツ協会の自主的活動に対する助成をとおして、各種目別団体の育成に努めています。

○スポーツ協会活動

現在、スポーツ協会は加盟46団体、数多くの各種行事を開催し、市民スポーツの振興、競技水準の向上、指導者の育成充実を図っております。

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| ・野球協会 | ・相撲連盟 | ・アマチュアレスリング協会 |
| ・陸上競技協会 | ・弓道連盟 | ・ヨット協会 |
| ・水泳協会 | ・クレール射撃協会 | ・グラウンド・ゴルフ協会 |
| ・柔道連盟 | ・スキー連盟 | ・少林寺拳法連盟 |
| ・ソフトテニス連盟 | ・銃剣道連盟 | ・一輪車協会 |
| ・剣道連盟 | ・ラグビーフットボール協会 | ・ソフトバレーボール協会 |
| ・山岳協会 | ・ライフル射撃協会 | ・ターゲットバードゴルフ協会 |
| ・テニス協会 | ・アーチェリー協会 | ・インラインスケート協会 |
| ・バレーボール協会 | ・フェンシング協会 | ・スポーツウェルネス吹矢協会 |
| ・バスケットボール協会 | ・カヌー協会 | ・インディアカ連盟 |
| ・卓球協会 | ・なぎなた連盟 | ・武術太極拳連盟 |
| ・ソフトボール協会 | ・ゲートボール協会 | ・パークゴルフ協会 |
| ・バドミントン協会 | ・アマチュアゴルフ協会 | ・合気道連盟 |
| ・空手道連盟 | ・サッカー協会 | ・ダンススポーツ協会 |
| ・自転車競技連盟 | ・ボウリング協会 | ・アマチュアボクシング協会 |
| ・スケート連盟 | | |

○スポーツ少年団

スポーツを通じて心身の健全な発達を図ることを目的としています。スポーツ少年団は現在42団体（1,657人 ※令和5年度実績）あり、団育成につとめるとともに積極的な体力向上を図っています。

(4) 学校施設の利用

教育基本法、社会教育法、スポーツ基本法等により、市民のスポーツ、体育のための利用に供するよう開放しています。

現在、学校施設開放校は65校で、ソフトボール、バレーボール、バドミントン、剣道、地域の運動会等多種目に利用されています。

運 動 施 設 (令和6年4月1日現在)

施設名	施設の概要	施設名	施設の概要
中央公園庭球場	2面(砂入り人工芝)	東部 スポーツパーク	25mプール、小児用プール 体育室 庭球場(全天候3面) 野球場 1面
運動公園	野球場 1面(夜間照明)	クリーンセンター	庭球場(砂入り人工芝3面) 体育室
	陸上競技場		
	<ul style="list-style-type: none"> — 競技場 — 多目的室 — 小体育室 — 卓球室 — 弓道場 — トレーニング室 	和名ヶ谷 スポーツセンター	25mプール(温水) 流れるプール(全長100m、 温水) 小児用プール(温水) 体育室 トレーニング室 小体育館、多目的室、和室
	武道館—柔道場・剣道場・ 多目的室・会議室 ・和室		
	スケートボード場 相撲場 プール(50m)・小児用プール		
栗ヶ沢公園庭球場	11面(砂入り人工芝)	小金原公園 野球広場	野球場 1面
金ヶ作公園庭球場	4面(砂入り人工芝)	青少年会館	体育室
金ヶ作公園野球場	2面	小金原体育館	競技場、小体育室、和室、 プレールーム、会議室
新松戸庭球場	2面(全天候)	常盤平体育館	競技場、小体育室、卓球室、 プレールーム、ミーティング ルーム
新松戸プール	50mプール、小児用プール		
紙敷庭球場	3面(全天候)	柿ノ木台公園 体育館	競技場、小体育室、多目的室、 会議室、プレールーム、ト レーニング室、研修室
古ヶ崎グラウンド	野球場 7面 ソフトボール場 5面 サッカー場 2面		
千駄堀スポーツ 広場	5面(サッカー、グラウンド ゴルフ、アーチェリー等)		

※松戸運動公園野球場、松戸運動公園陸上競技場及び金ヶ作公園庭球場は夜間照明が設置されている。

第 3 節 図 書 館

1. 図書館の運営方針

市民の教養、調査研究に資するため、図書等の資料を収集保存し提供する。

○図書館管理運営事業

①市民の学びや暮らしを支えるため、資料の充実を図るとともに、様々なサービスを提供する。

- ・ 図書館資料の貸出
- ・ 図書館資料の収集、整理
- ・ 読書案内
- ・ 調査及び相談
- ・ 障害者等に対する図書の提供サービス
- ・ 講座、講演会の行事開催
- ・ 図書館サービスの周知
- ・ 資料データ、利用者データの管理整備
- ・ ホームページの管理整備

②「子ども読書推進センター」での展示や貸出、行事を通して、子どもたちや保護者が読書に親しめるようにする。また、子どもへの読書普及活動を行うボランティアを支援するための講座を開催する。

- ・ おはなし会等の開催（絵本はじめのいっぽ等）
- ・ 幼児、児童の読書活動への情報提供
- ・ おはなし普及活動に参加するボランティアの育成支援
- ・ おはなし普及活動を行う団体等の支援
- ・ こども読書通帳の発行・記帳

2. 施設の概要

(1) ア. 本 館

① 所在地	松戸市松戸2060番地 電話 047-365-5115 FAX 047-361-3770	⑦ 工期	着工 昭和48年2月1日 完成
② 開館	昭和49年2月5日	⑧ 譲受金額	294,290,898円 (財団法人松戸市都市整備公社より10年割賦買収)
③ 敷地面積	442.18㎡	⑨ 蔵書収容能力	91,245冊
④ 建築面積	337.12㎡	⑩ 交通案内	松戸駅西口から徒歩7分
⑤ 構造規模	鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上5階、 塔屋2階建て		
⑥ 延床面積	1,932.32㎡		

階数	用途	座席数	面積(㎡)	蔵書収容能力(冊)
屋上	—	—	177.95	—
5 F	学習室	79	189.24	—
	休憩コーナー	—	52.87	—
4 F	事務室(会議室・作業室・スタッフルームを含む)	—	202.52	—
	電算室	—	13.67	—
	閉架書庫	—	24.60	3,850
3 F	参考・郷土調査室	24	195.37	13,030
	・新聞コーナー	—		—
	・調査席	8		—
	・閲覧席	8		—
	・インターネット席	3		—
	・パソコン使用席	5	—	
	閉架書庫	—	47.56	9,280
2 F	一般図書貸出室	16	218.41	50,645
	雑誌コーナー	6	20.10	—
1 F	こどものとしょかん	24	103.04	13,240
	学校連携室	—	14.00	1,200
地下	機械室等	—	127.66	—
	その他	—	545.33	—
	合 計	149	1,932.32	91,245

イ. 子ども読書推進センター

階数	用途	座席数	面積(㎡)	蔵書収容能力(冊)
2 F	図書室	14	64.00	2,800
	研修室	—	91.00	—
	おはなしの部屋	—	64.00	—
1 F	授乳・休憩室	—	20.00	—
	開架書庫(資料室)	—	19.50	—
	貸出・返却の部屋(スタッフルーム)	—	64.00	—

(2) 地域館・分館

館名	開館日	構造※全館鉄筋コンクリート造	座席数	面積(m ²)	蔵書収容能力(冊)
東松戸地域館	令和3年12月19日	地上 2階建 (1階部分)	104	933.97	98,200
常盤平分館	昭和47年5月26日	地上11階建 (1階部分)	23	177.60	34,000
小金原分館	昭和51年5月7日	地上 2階建 (2階部分)	26	188.01	36,500
新松戸分館	昭和56年5月26日	地上 3階建 (1階部分)	17	217.39	25,000
小金分館	昭和53年7月12日	地上 2階建 (1階部分)	33	298.69	55,400(書庫含む)
稔台分館	昭和49年7月2日	地上 4階建 (3階部分)	17	122.56	20,000
矢切分館	昭和51年7月1日	地上 4階建 (3階部分)	19	101.97	23,000
馬橋分館	昭和51年12月1日	地上 3階建 (2階部分)	8	66.22	17,000
古ヶ崎分館	昭和51年12月18日	地上 2階建 (1階部分)	7	76.23	16,500
五香分館	昭和52年11月12日	地上 3階建 (1階部分)	5	68.50	14,600
明分館	昭和53年10月14日	地上 2階建 (1階部分)	35(4)	104.70	23,500
六実分館	昭和54年7月24日	地上 2階建 (1階部分)	29	146.45	17,425
馬橋東分館	昭和58年4月22日	地上 2階建 (1階部分) 地下 1階	13	96.31	14,000
小金北分館	昭和59年4月13日	地上 2階建 (2階部分)	6	79.89	12,500
松飛台分館	昭和59年10月19日	地上 2階建 (1階部分)	13	79.65	13,000
二十世紀が丘分館	昭和61年2月9日	地上 2階建 (1階部分)	12	90.03	13,500
八柱分館	昭和63年10月20日	地上 2階建 (1階部分)	20	103.39	15,500
八ヶ崎分館	平成3年10月17日	地上 2階建 (1階部分)	9	93.18	17,500
和名ヶ谷分館	平成8年5月21日	地上 3階建 (1階部分)	33	183.53	16,000

※東松戸はひがまつテラス内、矢切は総合福祉会館内、和名ヶ谷はスポーツセンター内、その他は市民センター内。

※新松戸は、こどものとしょかん（平成29年4月1日開館）の座席数、面積、蔵書収容力を含む。

※明分館座席数内訳 フリースペース31席・図書館内4席

3. 利用案内

(1) 開館時間・休館日

開館時間	◇火曜日から金曜日 午前9時30分～午後7時
本館（1階除く） 東松戸地域館	◇土曜日・日曜日・祝日・休日 午前9時30分～午後5時
本館1階・分館 子ども読書推進センター	◇火曜日から日曜日・祝日・休日 午前9時30分～午後5時

休館日	◇月曜日（祝日、休日の場合は開館し、翌日以降の平日に振替） ◇館内整理日（12月を除く月曜日以外の毎月最後の平日） ◇年末年始（12月28日～1月4日） ◇特別整理日（毎年7日以内で、教育委員会が定める日）
全館	

(2) 貸出する資料

・個人貸出

資料の種類	貸出冊数	貸出期間
図書・雑誌・紙芝居 CD・カセットテープ	合計20点（うちCD・カセットテープは3点）まで	14日

・団体貸出

資料の種類	貸出冊数	貸出期間
一般書及び児童書	本館100点、地域館・分館50点まで	3ヵ月
紙芝居	本館、地域館・分館とも30組まで	3ヵ月

(3) 予約サービス

資料の種類	予約点数	
	市内在住・在勤・在学の方	市外利用者（市川市・柏市・鎌ヶ谷市・流山市・葛飾区在住の方）
図書・雑誌・紙芝居	合計10点まで	合計5点まで
CD・カセットテープ	合計10点のうち3点まで	合計5点のうち3点まで

予約方法		必要なもの	予約可能資料
窓口予約	図書館の窓口で「予約カード」又は「予約レシート」に記入・提出し予約	図書館利用カード	所蔵資料及び未所蔵資料
電話予約	予約専用電話（047-365-2395）にて予約	図書館利用カード	所蔵資料
館内検索機（OPAC）予約	館内検索機（OPAC）を利用して予約	図書館利用カード及びパスワード	所蔵資料
インターネット予約	インターネットサービスを利用して予約	図書館利用カード及びパスワード	所蔵資料

(4) 利用者用インターネット端末

	パソコン	タブレット端末
利用目的	調査研究・情報収集	調べ学習
利用対象	どなたでもご利用いただけます	小学生以下の方
設置館	本館3台、東松戸4台、常盤平・小金・小金原・新松戸・和名ヶ谷・六実の各分館1台	本館1階こどものとしょかん 3台 東松戸 3台
利用時間	設置館の開館時間内（受付終了時間は、閉館30分前まで）	
利用回数	1人1回30分以内（ただし、次に利用を待つ方がいない場合、1回30分まで延長可能）	

(5) オンラインデータベース

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| ①ELNET（新聞・雑誌記事紙面データベース） | ⑦ナクソス・ミュージック・ライブラリー（音楽配信データベース） |
| ②日経テレコン21（日本経済新聞社データベース） | ⑧ジャパンナレッジ（辞書・事典検索サイト） |
| ③WestLawJapan（法律総合オンラインサービス） | ⑨理科年表プレミアム |
| ④官報情報検索サービス | ⑩国立国会図書館デジタル化資料送信サービス |
| ⑤ルーラル電子図書館 | ⑪ブリタニカ・アカデミック・ジャパン |
| ⑥市場情報評価ナビ「MieNa」 | ⑫千葉日報縮刷版（CD-ROM） |

- ①～⑤は本館3階利用者用パソコン3台の内1台、東松戸利用者用パソコン4台の内1台で閲覧できます。
 ⑥⑩は本館3階・東松戸利用者用パソコンで閲覧できます。
 ⑦は本館3階・東松戸・常盤平・小金・小金原・新松戸・和名ヶ谷・六実各分館の利用者用パソコンで視聴できます。
 ⑧⑨⑫は本館3階利用者用パソコンで閲覧できます。
 ⑪は本館1階・東松戸利用者用タブレット端末で閲覧できます。

(6) 移動図書館車による施設巡回サービス

移動図書館車による高齢者施設等への巡回サービスを行っています。

○ 巡回時間

(令和6年4月1日現在)

曜日	午 前		午 後	
	10:00~11:00		1:30~2:30	3:00~4:00
第1・3 巡回目	火曜コース	ラヴィーレ東松戸(月1回)	明尽苑(月1回)	まんさくの里(月1回)
	水曜コース	葵の園・松戸(月1回) そんぼの家S五香南(月1回)		(2:30~3:30) 松寿園(月1回)
	木曜コース	リバーサイド・ヴィラ(月1回) 東京おりーぶ苑(月1回)	そんぼの家松戸五香 (月1回)	
	金曜コース	シーハーツ小金原公園	秋桜(月1回) まつど徳洲苑(月1回)	シーハーツ松戸 (月1回)
	土曜コース	移動図書館車整理日		
	日曜コース	移動図書館車整理日		
第2・4 巡回目	火曜コース	パークヴィラ陽春館		
	水曜コース	松戸ニッセイエデンの園	第二南花園(月1回)	ケアハウスあすなる(月1回)
	木曜コース	にじいろばる(月1回)		
	金曜コース			
	土曜コース	移動図書館車整理日		
	日曜コース	移動図書館車整理日		

○ サービス利用状況

(令和5年度)

No.	施設名	巡回数 (回)	利用者数 (人)	貸出総数 (件)	内 訳		
					図 書	雑 誌	視聴覚
1	リバーサイド・ヴィラ	12	52	177	160	17	0
2	そんぼの家松戸五香	10	74	328	290	38	0
3	そんぼの家S五香南	12	64	288	225	63	0
4	松戸ニッセイエデンの園	22	685	2,239	2,031	203	5
5	パークヴィラ陽春館	21	214	893	831	29	33
6	ケアハウス あすなる	23	81	475	389	73	13
7	明尽苑	12	50	163	154	9	0
8	秋桜(コスモス)	12	148	434	21	8	405
9	まんさくの里	12	82	393	371	22	0
10	まつど徳洲苑	12	77	382	372	10	0
11	松寿園	12	82	266	213	53	0
12	第二南花園	11	78	203	190	13	0
13	シーハーツ小金原公園	13	121	281	263	18	0
14	東京おりーぶ苑	14	59	416	305	111	0
15	シーハーツ松戸	12	49	139	137	2	0
16	葵の園松戸	12	12	230	187	43	0
17	ラヴィーレ東松戸	12	84	224	184	40	0
18	サンセット豊夢	10	25	91	82	9	0
19	にじいろばる松戸六実	12	123	639	597	42	0
合 計		256	2,160	8,261	7,002	803	456

(7) 身体障害者等宅配サービス

市内在住で身体に障害(身体障害者手帳1~3級)のある方、介護保険で要介護の方に対して宅配車で訪問によるサービスを行っています。

○ サービス利用状況

(令和5年度)

登録者数 (人)	利用回数 (回)	貸出総数 (件)	内 訳		
			図書	雑誌	視聴覚
28	285	1,254	1,042	146	66

4. 図書館資料保有状況

(1) 蔵書冊数（館別）

（各年3月31日現在）

区分 館名	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
	蔵書総数	一般書	児童書	蔵書総数	一般書	児童書	蔵書総数	一般書	児童書
本館	194,117	171,579	22,538	185,847	164,700	21,147	172,641	153,042	19,599
子ども読書 推進センター	15,371	58	15,313	15,309	57	15,252	14,550	36	14,514
移動図書館車	2,512	2,463	49	2,367	2,318	49	2,511	2,436	75
東松戸地域館※	75,716	57,268	18,448	65,131	48,547	16,584	52,212	38,754	13,458
分館	394,938	255,995	138,943	391,076	251,841	139,235	387,963	250,119	137,844
常盤平	36,530	22,921	13,609	36,144	22,663	13,481	35,570	22,298	13,272
小金原	36,667	24,990	11,677	36,266	24,785	11,481	36,119	24,981	11,138
新松戸	27,731	15,888	11,843	30,626	18,019	12,607	29,923	17,627	12,296
小金	45,260	34,769	10,491	44,650	34,295	10,355	45,864	35,147	10,717
稔台	19,397	12,612	6,785	18,954	12,274	6,680	18,728	12,114	6,614
矢切	19,185	12,178	7,007	18,240	11,529	6,711	18,051	11,375	6,676
馬橋	16,095	10,461	5,634	17,347	11,087	6,260	17,177	10,871	6,306
古ヶ崎	15,223	9,524	5,699	14,566	9,073	5,493	14,961	9,421	5,540
五香	17,003	11,171	5,832	16,708	10,932	5,776	16,268	10,728	5,540
明	28,593	21,225	7,368	25,071	17,814	7,257	24,140	17,249	6,891
六実	20,337	12,420	7,917	19,704	11,983	7,721	19,556	12,036	7,520
東部	—	—	—	—	—	—	—	—	—
馬橋東	14,052	8,946	5,106	14,907	9,662	5,245	14,468	9,350	5,118
小金北	16,093	10,014	6,079	15,978	9,951	6,027	15,560	9,722	5,838
松飛台	14,025	8,262	5,763	14,986	8,673	6,313	14,462	8,370	6,092
二十世紀	15,398	9,237	6,161	14,831	8,814	6,017	14,487	8,530	5,957
八柱	16,188	9,503	6,685	15,777	9,151	6,626	15,517	9,009	6,508
八ヶ崎	16,077	9,693	6,384	15,851	9,476	6,375	15,648	9,243	6,405
和名ヶ谷	21,084	12,181	8,903	20,470	11,660	8,810	21,464	12,048	9,416
合計	682,654	487,363	195,291	659,730	467,463	192,267	629,877	444,387	185,490

※蔵書冊数は、視聴覚資料・雑誌を除く冊数。

※令和3年度の東松戸には令和3年12月移転以前の東部の件数を含む。

(2) 蔵書冊数 (分類別)

(令和5年度)

区分 \ 分類	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学
一般書	11,318	22,237	45,876	59,112	33,326
児童書	2,926	1,309	9,648	10,053	16,021
計	14,244	23,546	55,524	69,165	49,347

区分 \ 分類	5 技術	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学
一般書	42,329	15,419	40,866	8,213	73,171
児童書	7,640	5,233	8,296	2,304	53,550
計	49,969	20,652	49,162	10,517	126,721

区分 \ 分類	F 小説	R 参考図書	K 郷土資料	E 絵本	KA 紙芝居
一般書	83,916	15,972	15,570	—	—
児童書	—	—	—	74,553	3,758
計	83,916	15,972	15,570	74,553	3,758

区分 \ 分類	YA ヤング アダルト	その他 (未分類)	計
一般書	15,230	4,808	487,363
児童書	—	0	195,291
計	15,230	4,808	682,654

(3) 視聴覚資料数 (内訳)

(令和5年度)

館名	CD (コンパクトディスク) (組)					カセットテープ (組)		
	合計	クラシック	邦楽	洋楽	特殊	合計	語学	その他
本館	6,316	1,890	2,035	1,754	637	547	12	535
東松戸地域館	2,498	683	802	742	271	0	0	0
新松戸分館	172	13	141	14	4	0	0	0
小金分館	4,834	1,151	1,779	1,556	348	494	1	493
合計	13,820	3,737	4,757	4,066	1,260	1,041	13	1,028

(4) 雑誌・新聞案内

○タイトル数 (令和6年4月1日現在)

館名	雑誌 (誌)	新聞 (紙)
本館	119 (1)	26 (7)
子ども読書推進センター	8	
移動図書館車	14	
東松戸地域館	109 (1)	13
分館	常盤平	31 (1)
	小金原	25
	新松戸	30 (1)
	小金	27
	稔台	15
	矢切	15 (1)
	馬橋	13
	古ヶ崎	16
	五香	16
	明	15
	六実	15 (1)
	馬橋東	13
	小金北	14
	松飛台	13
	二十世紀が丘	13
	八柱	15
八ヶ崎	14	
和名ヶ谷	62	

※雑誌タイトル数 369種 () は内寄贈数。
(雑誌はスポンサー制度分を含む)

○縮刷版

「朝日新聞」

明治21(1888)年7月～大正15(1921)年12月

昭和3(1928)年1月～昭和30(1955)年12月

昭和35(1960)年7月～現在 ※欠号あり。

「毎日新聞」

昭和32(1957)年11月～昭和33(1958)年8月

昭和40(1965)年10月～現在 ※欠号あり。

「読売新聞」

昭和51(1976)年4月～現在

「日本経済新聞」

昭和40(1965)年10月～現在

「千葉日報」

昭和52(1977)年4月～平成16(2004)年3月

※欠号あり。

平成16(2004)年9月～現在 (CD-ROM)

<地方版>

「朝日新聞」

昭和59(1984)年4月～平成21(2009)年12月

平成26(2014)年10月～現在

「毎日新聞」

昭和59(1984)年4月～平成21(2009)年12月

平成26(2014)年10月～現在

※欠号 昭和59(1984)年1月～3月、7月～9月、平成5(1993)年1月～4月

「読売新聞」

昭和59(1984)年1月～平成21(2009)年12月

平成26(2014)年10月～現在

※欠号 平成3(1991)年1月～2月

「産経新聞」

平成28(2016)年11月～現在

「東京新聞」

平成28(2016)年11月～現在

5. 活動実績

(1) 貸出総数・登録者数

(令和5年度)

館名	貸出総数 (点)	図書資料(冊)		図書資料以外			開館 日数	1日平均貸出数 (視聴覚を含む)
		一般書	児童書	雑誌(誌)	C D	カセットテープ		
本館	192,554	136,721	39,001	8,714	8,106	12	292	659
子ども読書推進センター	58,832	2,189	55,877	715	51	0	292	201
移動図書館車	9,515	7,635	409	949	521	1	147	65
東松戸地域館	346,496	180,191	150,350	9,687	6,267	1	293	1,183
分館	1,678,385	1,012,438	573,530	66,080	26,204	133	—	5,776
常盤平	169,999	105,666	55,042	7,579	1,665	47	296	574
小金原	98,413	61,868	31,304	4,323	910	8	296	332
新松戸	268,779	148,984	105,947	10,133	3,715	0	266	1,010
小金	134,508	77,389	45,143	3,371	8,599	6	295	456
稔台	81,774	56,204	22,165	2,803	598	4	296	276
矢切	67,144	36,669	27,724	1,922	829	0	295	228
馬橋	71,013	44,342	23,087	2,378	1,206	0	296	240
古ヶ崎	50,799	32,905	15,255	2,223	415	1	296	172
五香	71,070	45,262	22,632	2,953	221	2	296	240
明	145,382	83,203	56,936	4,048	1,195	0	296	491
六実	106,308	69,733	30,584	4,193	1,797	1	296	359
馬橋東	68,997	43,891	21,781	2,810	463	52	296	233
小金北	62,588	38,615	20,988	2,488	497	0	296	211
松飛台	37,635	26,778	8,000	2,459	396	2	296	127
二十世紀が丘	69,506	43,545	22,421	3,113	427	0	296	235
八柱	74,004	43,809	26,588	2,692	908	7	296	250
八ヶ崎	47,966	27,294	16,266	2,458	1,946	2	296	162
和名ヶ谷	52,500	26,281	21,667	4,134	417	1	295	178
合計	2,285,782	1,339,174	819,167	86,145	41,149	147	—	—
視聴覚資料館内貸出数	—	—	—	—	※495	—		
団体貸出	2,318	43	2,265	8	2		※小金分館のみ	
相互協力貸出	4,129	3,584	487	58				

※団体及び相互協力の貸出数は各館の貸出数に含まれる。

登録者数	156,788人(団体登録数23、相互協力登録数68を含む)
------	--------------------------------

(2) 利用状況

(令和5年度)

① 紙芝居貸出数 (組)

館名	紙芝居
本館	214
子ども読書推進センター	3,072
移動図書館車	7
東松戸	2,447
常盤平	2,323
小金原	119
新松戸	1,916
小金	1,010
稔台	53
矢切	63
馬橋	118
古ヶ崎	67
五香	110
明	318
六実	375
馬橋東	63
小金北	127
松飛台	70
二十世紀が丘	40
八柱	36
八ヶ崎	39
和名ヶ谷	1,074
計	13,661

② 複写サービス利用数

件数	1,020	枚数	8,672
----	-------	----	-------

③ レファレンス処理件数

登録者	口頭	電話	文書	合計
事実調査	298	1	0	299
特定主題の文献調査	3,564	35	0	3,599
特定資料調査	9,533	2,536	0	12,069
合計	13,395	2,572	0	15,967

④ 図書館資料予約数

館名	予約総数	内 訳 ※		
		窓口・電話	館内 OPAC	ネット・携帯
本館	90,631	24,650	4,067	61,914
子ども読書推進センター	9,869	1,989	63	7,817
移動図書館車	1,689	1,689	0	0
東松戸地域館	74,612	11,325	5,079	58,208
分館	633,619	68,662	41,236	523,721
常盤平	60,784	8,385	6,970	45,429
小金原	33,655	6,374	2,296	24,985
新松戸	103,956	11,077	3,724	89,155
小金	46,388	4,378	1,867	40,143
稔台	35,704	3,546	2,228	29,930
矢切	23,721	2,228	1,238	20,255
馬橋	28,162	2,847	1,196	24,119
古ヶ崎	17,697	2,466	1,101	14,130
五香	25,417	2,871	1,888	20,658
明	55,309	4,067	3,129	48,113
六実	42,788	3,774	4,627	34,387
馬橋東	27,849	2,498	2,088	23,263
小金北	24,862	3,132	1,340	20,390
松飛台	15,333	2,408	2,210	10,715
二十世紀が丘	29,121	2,481	1,698	24,942
八柱	30,069	3,030	1,695	25,344
八ヶ崎	19,035	1,896	1,044	16,095
和名ヶ谷	13,769	1,204	897	11,668
合計	810,420	108,315	50,445	651,660

6. 広報・行事

(1) 広報（主要印刷物）

（令和5年度）

名 称	内 容			
児童図書・新着図書案内 「この本よんで」 7月特集号	7月	1,350部	1回/年	全小学校に配布 窓口等配布
中高生向け図書館案内 「わかば通信」 (広報誌「としょかん通信」)	7月	574部	1回/年	本館・分館・市立 中学校および 市立高校に配布
平和図書目録	8月	220部	1回/年	窓口等配布
図書館要覧	11月	350部	1回/年	関係機関に配布
人権図書目録	12月	107部	1回/年	窓口等配布
児童図書推薦リスト 「こどものほんだな」	1月	26,560部	1回/年	全小学校に配布 窓口等配布
小冊子「図書館員のおすすめする 一冊（令和5年度版）」	3月～5月	173部	1回/年	窓口等配布
「図書館の利用案内とおすすめ絵本」 -0～3歳くらいのお子さんをお持ちの保護者の方へ-	3月	3,000部	1回/年	1歳6か月児健診時配布 窓口等配布

(2) 行事開催状況

(令和5年度)

行事名	開催		参加人数
	期日	場所	
○子ども読書の日関連事業 ・企画展示「ぐりとぐらのせかい」 ・図書館のおはなし会 ・としょかんクエスト	4月23日 ～5月30日	子ども読書推進 センター 本館：1階	来館者 2,130人 (53人) (28人)
○夏の企画展示「五味太郎 デビュー50周年」 ・「見てトクする自由研究」 ① 人形劇「やまなしもぎ」と みちみちワークショップ ② おりがみでつくろうメモスタンド ③ 「平和について考えよう」 ④ 「中学生向け国語の勉強法」 ⑤ 理科読講座「聞く音 見る音 さわる音」 ⑥ 「POPのつくりかた」 ⑦ 紙芝居まつり	7月21日 ～8月30日	子ども読書推進 センター	来館者 3,773人 (24人) (6人) (7人) (4人) (17人) (9人) (538人)
○平和に関する本の展示 「平和について考える」	7月29日 ～8月30日	本館：1階・2階	90冊展示 192回貸出
○人権週間に伴う図書の展示 「育てよう 一人一人の人権意識」	12月1日 ～12月27日	本館：1階・2階	100冊展示 65回貸出

行事名	開催		参加人数
	期日	場所	
<p>○「公共図書館と学校図書館の連携に関する研修会」</p> <p>研修会：「読み聞かせに使える絵本、ご紹介します！」</p> <p>講師：松戸市立図書館読み聞かせコーディネーター 高橋 千尋 氏</p>	7月28日	子ども読書推進センター	16人
<p>○理科読講座</p> <p>講座：「聞く音 見る音 さわる音」</p> <p>講師：NPO法人ガリレオ工房 理事 土井 美香子 氏</p>	8月18日	子ども読書推進センター	17人
<p>○図書館市民講座</p> <p>講座：「松戸、マイ・ホームタウン～郊外暮らしに見つけた、これからの生き方の可能性～」</p> <p>講師：エッセイスト 小川 奈緒 氏</p>	12月3日	松戸市民会館 会議室	76人
<p>○児童文学講座</p> <p>講座：「絵本作家 川端誠さん 絵本ライブ&講演会 ～絵本とともに旅をして～」</p> <p>講師：絵本作家 川端 誠 氏</p>	11月4日	松戸市民会館 会議室	絵本ライブ 86人 講演会 80人

7. 子ども読書推進センターの事業実績

(令和5年度)

(1) ボランティアの育成・支援

- ・研修会（図書館登録おはなしボランティア）
 - 担当者別研修会 … 12回 延1,489人
 - 全体研修会 … 10回 延848人
- ・ボランティア派遣
 - －依頼おはなし会（定期）
 - KEYAKIDS ベビールーム … 12回 延12人
 - みらいキッズ スマイルルーム … 11回 延11人
 - ほっとるーむ松戸 … 12回 延24人
 - 二十世紀が丘保育所 … 30回 延32人
 - ケヤキッズ保育園 … 36回 延71人
 - ひなた保育園 … 12回 延24人
 - 保育園 きぼうのそら … 12回 延23人
 - 中部放課後 児童クラブ … 22回 延66人
 - 風の丘 支援センター … 7回 延21人
- ・講座（図書館職員派遣） … 6回 77人
- ・小学校での読み聞かせ準備講座 … 4回 延61人
- ・おはなしボランティア養成講座 … 4回 延40人（受講生10人、最終登録者8人）

(2) 子どもの読書活動の支援

- ・「親子絵本講座」

子育て中の保護者へ、小さい頃からの家庭での読み聞かせの大切さを伝えることを目的に、Facebookで年齢別、季節別におすすめの絵本を紹介する。…月1回（4月～1月）10回更新
- ・「みんなのおはなし会」 … 91回 参加人数821人（子ども465人 大人356人）

図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による幼児から小学生を対象としたおはなし会
 ー市民センター・スポーツパーク
 ※分館のある市民センター・スポーツパーク・地域館6カ所で実施
 （12回4カ所、11回3カ所、10回1カ所）
- ・「小さい子のためのおはなし会」 … 186回 参加人数836人（子ども454人 大人382人）

図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による乳幼児（0歳から3歳位）とその保護者のおはなし会
 ー子ども読書推進センター
- ・「絵本はじめのいっぽ」

図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による乳幼児（0歳から3歳位）とその保護者のためのおはなし会

依頼施設/依頼者	回数（回）	参加者人数（人）		
		合計	子ども	大人
河原塚第一町会公民館	7	23	10	13
チェリッシュ・サポート・システム	11	186	85	101
CMS子育て支援センター	12	160	84	76
ほっとるーむ新松戸	12	346	155	191
矢切公民館	11	43	22	21
常盤平児童福祉館	11	192	82	110
根木内こども館	12	135	55	80

- ・「依頼おはなし会」実施状況
図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による保育施設やイベント会場でのおはなし会

依頼施設/依頼者	回数(回)	参加者人数(人)		
		合計	子ども	大人
KEYAKIDS ベビールーム	12	254	185	69
みらいキッズ スマイルルーム	11	202	150	52
ほっとるーむ松戸	12	235	119	116
ケヤキッズ保育園	36	871	781	90
二十世紀が丘保育所	30	646	564	82
ひなた保育園	12	233	168	65
保育園 きぼうのそら	12	159	119	40
風の丘 支援センター	7	203	154	49
中部放課後 児童クラブ	22	563	514	49

第 14 章

上 水 道

=内 容=

第1節 市営水道	383
1. 概 要	383
(1) 小金地区	383
(2) 常盤平地区	383
2. 創設及び拡張事業	383
3. 北千葉広域水道企業団	384
第2節 給水状況	385
第3節 水道料金	385
第4節 補助制度	386

第 1 節 市 営 水 道

1. 概要

〔水道部〕

本市の上水道は3事業体により給水が行われており、小金地区と常盤平地区は市営水道、根本内の一部は流山市水道事業、その他の地区は江戸川の表流水を水源とする県営水道により給水されています。

初めて本市に水道がひかれたのは昭和11年、県営水道による当時の松戸町です。その後、昭和37年に水利が悪い小金地区に初めて市営水道による給水が開始され、昭和34年に日本住宅公団の経営により給水を開始した常盤平団地水道が、昭和45年に本市に経営が委譲され現在に至っています。

水道が創設されてから、小金及び常盤平地区とも急激な人口増加による水需要の増加に対処するため、数次にわたる施設拡張事業の継続を余儀なくされてきました。

こうした状況の中、昭和48年3月には東葛地域の水需要の増加に広域的な対応を図ることを目的に、地下水に依存していた本市など1県7市2町の水道事業体に江戸川の表流水を水源とし供給する「北千葉広域水道企業団」が設立されました。同企業団は昭和54年6月から給水を開始し、現在も東葛地域の生活用水の確保に大きな役割を果たしています。

(1) 小金地区

小金地区は、昭和34年10月に厚生省（現：厚生労働省）の事業認可を得て、計画給水人口7,000人、計画一日最大給水量1,400 m^3 の規模をもって創設され、昭和37年2月から給水を開始しました。

その後も給水区域内の人口増加が続いたため、数次にわたる拡張事業を経て現在に至っています。なお、小金地区の現在の給水人口は59,719人、一日最大給水量は16,938 m^3 となっています。

(2) 常盤平地区

常盤平地区の水道事業は、常盤平団地の給水を目的に日本住宅公団が昭和33年4月に厚生省（現：厚生労働省）の事業認可を得て創設したもので、当時の計画給水人口25,000人、計画一日最大給水量3,750 m^3 でした。その後昭和45年度に松戸市に経営が委譲され、現在の給水人口は21,147人、一日最大給水量は6,385 m^3 となっています。

以上のような経過があり、市営水道は小金地区と常盤平地区の2地区に分断された地域の給水を担ってきたところです。

2. 創設及び拡張事業

第5次拡張事業は、増大する水需要に対する施設の拡張を目的に、厚生省（現：厚生労働省）の事業認可を昭和57年に受け、翌昭和58年度より事業着手し推進してきましたが、小金浄水場建設については、拡張用地を含む水道用地全体が土地区画整理事業に組み込まれ、当初計画どおりに事業が進みませんでした。この間社会情勢が変化し、水需要の伸びが低迷するなど、計画と基本諸元が大きく違ってきました。そこで今後整備する施設が過大とならぬよう基本計画の見直しを平成16年度に実施し、この計画に基づき平成20年度に拡張事業を完了しました。

創設及び拡張事業概要

項目	区分	小金地区					常盤平地区		松戸市 水道事業	
		創設	1 拡	2 拡	3 拡	4 拡	変更4 拡	譲渡	1 拡	5 拡
認可年月日		S34.10.17	39.1.25	41.3.3	43.3.30	46.3.31	48.12.21	45.3.30	48.12.21	57.5.26
給水人口(人)		7,000	14,000	20,000	20,000	35,000	43,500	30,000	42,000	105,500
1人1日最大給水量 (ℓ)		200	200	250	350	350	420	330	410	429
1日最大給水量 (m ³)		1,400	2,800	5,000	7,000	12,250	18,300	9,900	17,200	45,300
工事施工年度		S35~36	39	41~43	43~44	46~49	49~53	45	48~51	58~H20
給水開始		S37.2.15						45.4.1		
事業費(千円)		58,000	7,860	68,000	77,000	369,729	1,314,000	155,000	491,000	4,365,492

3. 北千葉広域水道企業団

東京都に隣接した東葛地域と習志野市、八千代市及び県営水道地域は、産業の発展や人口の増加等に著しいものがあり、この地域の水道用水の需要は年々増加の一途をたどり、主要水源である地下水だけではその需要に対処できなくなってきました。

そこで、新たな水源を利根川水系の江戸川開発に求めざるを得ないことになり、千葉県、松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、関宿町（H15野田市に合併）、沼南町（H17柏市に合併）、習志野市、八千代市の1県7市2町が協議を重ねた結果、

- (1) 水道用水の広域的な有効利用を図る
- (2) 諸施設の広域的な一元化による建設資金の効率的な運用を図る
- (3) 諸施設の広域的な一元化による施設の配置及び管理の効率化を図る
- (4) 国庫補助金の導入を図る

との見地から、用水供給事業を行う広域水道の設置が必要であるとの認識で一致し、昭和48年3月、自治大臣（現：総務大臣）の認可を受けて北千葉広域水道企業団が設立されました。

本計画は、江戸川水源を活用して上記1県7市2町の水道事業に1日最大給水量534,200m³の水道用水を供給しようとするものであり、昭和48年度から平成12年度までの28年間で工期とする施設建設が進められ、昭和54年6月から一部構成団体に、また、昭和56年4月には、全部の構成団体に給水を開始しました。その後昭和63年4月には第3期工事が完成し、目標水量の4分の3にあたる400,700m³の施設能力を持つに至りました。さらに平成3年度から第4期工事に着手し、平成7年7月には最終目標である1日最大給水量534,200m³の浄水施設能力を有する浄水施設が完成したところです。（戸倉ダム建設事業の廃止により、現在は525,000m³）また、平成22年6月には高度浄水施設建設事業に着手し、平成26年12月に供用を開始しました。

第 2 節 給 水 状 況

給 水 状 況

(令和 5 年度)

区 分	給水区域 面 積	給 水 世 帯 数	給水人口	年 間 総有収水量	1 日有収水量		普及率	有収率
					1 日平均	1 人平均		
市営水道	ha 899	戸 41,485	人 80,866	m ³ 7,137,416	m ³ 19,501	m ³ 0.241	% 99.9	% 94.4
県営水道	5,262	209,144	382,876	37,648,290	102,864	0.269	90.7	96.5

第 3 節 水 道 料 金

平成 9 年 4 月 1 日より、検針及び料金徴収業務を法人に委託。料金は隔月徴収とし、収納方法は銀行等金融機関での口座振替を推進しています。

(令和元年10月 1 日より)

給水装置	料率 用途	水道料金（1 か月につき）		
		基本料金	超 過 料 金	
			超 過 水 量	料 金
専用給水装置	一 般 用	10m ³ まで 1,001円	10m ³ をこえ 20m ³ まで	1 m ³ につき176円
			20m ³ をこえ 30m ³ まで	〃 264円
			30m ³ をこえ 50m ³ まで	〃 297円
			50m ³ をこえ 80m ³ まで	〃 363円
			80m ³ をこえ 200m ³ まで	〃 407円
			200m ³ をこえる分	〃 451円
	公衆浴場用	100m ³ まで 3,300円	100m ³ をこえる 1 m ³ につき	55円

特別給水用料金については、使用水量 1 m³につき451円とする。

※平成16年 4 月 1 日より消費税を含んだ「総額表示方式」となったため料金表を税込額で表示する。

給 水 申 込 納 付 金

給水管の口径	納付金の額	給水管の口径	納付金の額
13mm	110,000円	50	2,750,000円
20	297,000円	75	7,370,000円
25	506,000円	100	15,400,000円
30	693,000円	150mmをこえるもの	管理者が別に定める額
40	1,540,000円		

○ 生活保護世帯に対する水道料金の減免措置

・要件

(1) 水道事業給水条例第22条第1項第1号の規定により給水装置の使用開始の届出をしていること。

(2) 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けていること。

・減免の額 1か月当たり500円にその月分の料金に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額

第4節 補助制度

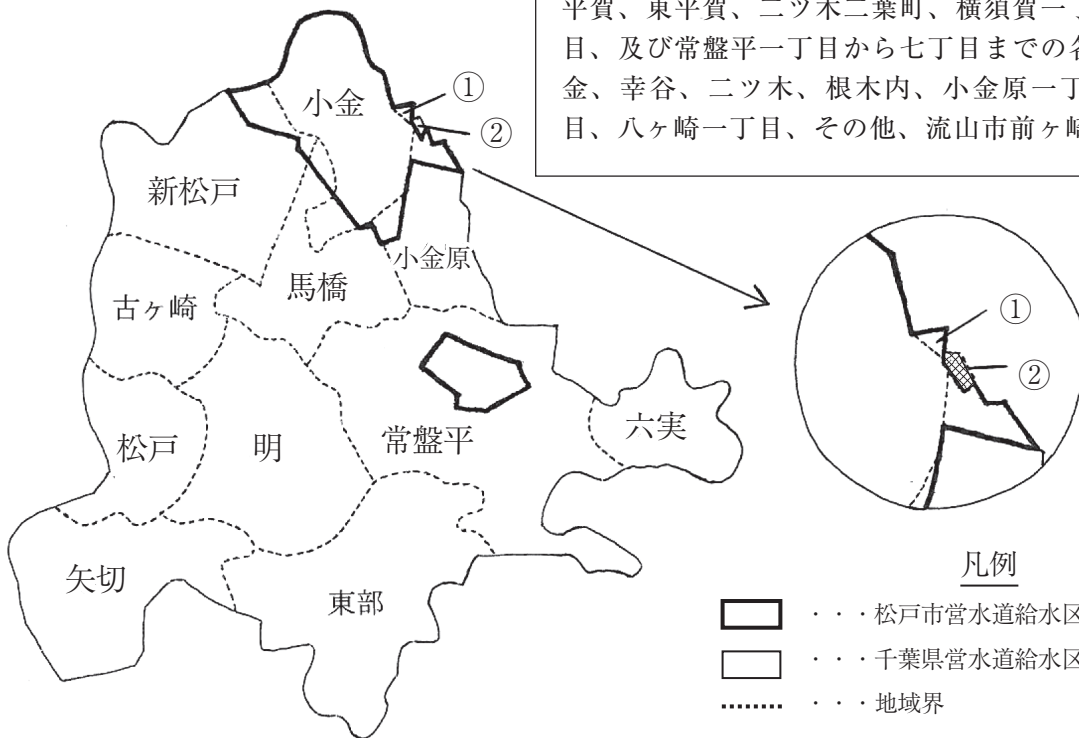
○ 水道施設利用組合に対する市の補助制度

松戸市民が共同して配水管の布設及び通水事業を行う費用を負担するため結成した水道施設利用組合に対し、費用の一部を補助しています。

松戸市営水道概要図

給水区域図

大金平一丁目から五丁目まで、大谷口、幸田、幸田一丁目から五丁目まで、小金きよしヶ丘一丁目から五丁目まで、小金清志町一丁目から三丁目まで、小金上総町、久保平賀、新松戸一丁目、新松戸北一丁目、新松戸北二丁目、新松戸東、殿平賀、中金杉、中金杉一丁目から五丁目まで、平賀、東平賀、二ツ木二葉町、横須賀一丁目、横須賀二丁目、及び常盤平一丁目から七丁目までの各全部、並びに小金、幸谷、二ツ木、根木内、小金原一丁目、小金原四丁目、八ヶ崎一丁目、その他、流山市前ヶ崎の一部



凡例

- . . . 松戸市営水道給水区域
- . . . 千葉県営水道給水区域
- 地域界

- ① . . . 流山市前ヶ崎の一部
(松戸市が給水)
- ② . . . 松戸市根木内の一部
(流山市が給水)

第 15 章

市立総合医療センター

＝内 容＝

第 1 節 松戸市立総合医療センター	387
1. 概 要	387
2. 規 模	388
3. 職員配置状況	388
(1) 病 院	388
(2) 附属看護専門学校	389
4. 診療状況	389
5. 経営状況(収益の収入・支出)	389
6. 附属看護専門学校	390
(1) 施設概要	390
(2) 専門課程	390

第 1 節 松戸市立総合医療センター

1. 概 要

松戸市立病院は、昭和25年松戸市の国民健康保険事業の再開とともに松戸市立国民健康保険病院として小山浅間台に開設され、昭和42年には国保松戸市立病院と改称、上本郷に新築移転されました。

医療需要の増加とともに、幾多の増改築を重ねながら、高度の医療機器を備え、高度医療の重要な役割を担ってきました。その後、建物の老朽化による耐震性の問題から、平成29年12月27日に千駄堀に松戸市立総合医療センターとして移転・開院いたしました。現在、地域周産期母子医療センター、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院などの認定や指定を受けており、東葛北部保健医療圏の基幹・中核病院としての役割を果たしております。

<主な経過>

昭和25年11月25日	松戸市立国民健康保険病院開設（小山浅間台）5科25床
36年10月18日	常盤平第一医院開設 4科（後に9床）
42年7月1日	国保松戸市立病院に改称
9月19日	上本郷に移転
25日	9科182床（一般146、結核36）
43年4月1日	地方公営企業法を全部適用
5月17日	総合病院として千葉県の承認を受ける
8月6日	救急病院の指定を受ける
45年2月1日	附属准看護学院を設置
10月15日	382床（一般358、結核24）
11月15日	常盤平第一医院閉院
46年12月8日	427床（一般382、伝染病45）
47年4月1日	管理者を設置
48年6月16日	松戸市立高等看護学院を設置
55年2月7日	485床（一般450、伝染病35）
57年12月	中国ハルビン医科大学附属第一医院との友好関係締結
58年3月29日	小児医療センター完成
	615床（一般580、伝染病35）
60年4月1日	千葉県より三次救命救急病院の指定を受ける
平成元年3月31日	3号館完成
	677床（一般642、伝染病35）
3年4月1日	附属保育所「まつどがくえん」開設
7年4月1日	658床（一般623、伝染病35）
8年8月20日	千葉県より災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を受ける
10年3月31日	附属看護専門学校高等課程（准看コース）廃止
11年4月1日	千葉県より第二種感染症指定医療機関の指定を受ける
	631床（一般623、感染症8）
13年10月1日	急性期病院となる
16年4月19日	日本医療機能評価機構の認定（Ver.4.0）取得
18年3月1日	許可613床（一般病床605床、感染症病床8床）となる
20年2月8日	厚生労働省より「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受ける
21年4月1日	D P C対象病院となる
4月19日	日本医療機能評価機構の認定（Ver.5.0）取得
24年4月1日	集中治療管理センターを新設し、センター内にICUとHCUを置く
25年3月1日	ドクターカーの運行を開始する
8月6日	千葉県より「地域医療支援病院」の承認を受ける
26年4月1日	小児集中治療室（PICU）4床の稼働を開始する
4月19日	日本医療機能評価機構の認定（3rdG:Ver.1.0）取得
5月1日	卒後臨床研修評価機構による認定取得
27年4月1日	歯科口腔外科を新設
28年4月1日	千葉県より「地域周産期母子医療センター」の認定を受ける
28年6月1日	小児集中治療室（PICU）の稼働を4床から6床へ拡大
29年12月27日	松戸市立総合医療センターと改称し、千駄堀に移転開院
	許可病床600床（一般病床592床、感染症病床8床）
30年7月1日	神経内科を脳神経内科に名称を変更する
	外科を外科、消化器外科、乳腺外科に名称を変更する
31年4月19日	日本医療機能評価機構の認定（3rdG:Ver.2.0）取得
令和2年4月1日	放射線科を放射線診断科および放射線治療科に名称を変更する
令和3年4月1日	内科を内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、リウマチ科、アレルギー科および感染症内科に名称を変更する

2. 規 模 (R6.4.1 現在)

- ・ 所在地 松戸市千駄堀993番地の1
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、免震構造
地上9階 塔屋1階+屋上ヘリポート
- ・ 開設年月日 昭和25年11月25日
- ・ 延床面積 47,020.72 m² (夜間小児急病センター203.35 m²を含む)
敷地面積 55,750.13 m²
- ・ 診療科目 内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、リウマチ科、アレルギー科、感染症内科、血液内科、呼吸器内科、外科、消化器外科、乳腺外科、小児科、新生児内科(新生児科)、産婦人科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、脳神経外科、小児脳神経外科、皮膚科、脳神経内科、循環器内科、麻酔科、小児外科、心臓血管外科、小児心臓血管外科、消化器内科、形成外科、精神科、化学療法内科、呼吸器外科、救急科、病理診断科、歯科口腔外科(総合診療科)、(緩和ケア科)、(小児麻酔科)、(小児集中治療科)
※()内は、院内標榜
- ・ 病床数 一般病床592床 感染症病床8床
- 小児医療センター
 - ・ 診療科 小児科、小児外科、小児心臓血管外科、小児脳神経外科、(小児集中治療科)、(小児麻酔科)
 - ・ 病床数 小児病棟 80床(内PICU 10床)
- 周産期母子医療センター
 - ・ 診療科 産婦人科(産科)、新生児科
 - ・ 病床数 産婦人科(産科)病棟 28床
新生児病棟 51床(内NICU 18床、GCU 33床)

3. 職員配置状況

(1) 病 院

(R6.4.1 現在)

職 種	職 員 数 (人)	職 種	職 員 数 (人)
管 理 者	1	栄 養 士	11
医 師	150	診療情報管理士	2
薬 剤 師	29	介 護 福 祉 士	7
放 射 線 技 師	33	歯 科 衛 生 士	6
医 学 物 理 士	1	保 健 師	1
臨 床 検 査 技 師	39 (1.0)	看 護 師	668 (3.5)
臨 床 工 学 技 士	11	看 護 補 助 者	0
理 学 療 法 士	29	事 務 職 員	77
作 業 療 法 士	11	技 術 職 員	0
視 能 訓 練 士	5	M S W	17
言 語 聴 覚 士	7	保 育 士	2
臨 床 心 理 士	3	救 急 救 命 士	2
		合 計	1,112 (4.5)

()内は再任用短時間勤務職員数について外書き記載

(2) 附属看護専門学校 (R6.4.1現在)

職 種	職 員 数 (人)
副 校 長	1
副 校 長 代 理	0
教 務 主 任	1
副 教 務 主 任	2
教 員	6
事 務 職 員	2
合 計	12

4. 診 療 状 況

(令和5年度 単位：人)

科 目	延入院患者数	延外来患者数	科 目	延入院患者数	延外来患者数
内科 糖尿病・代謝・内分泌科 リウマチ科 アレルギー科	18,727	41,385	呼吸器外科	1,102	1,246
			産婦人科	11,874	16,189
呼吸器内科	8,453	5,391	泌尿器科	4,944	12,932
循環器内科	7,390	7,541	眼科	1,241	11,692
消化器内科	10,196	14,642	耳鼻いんこう科	2,470	9,287
血液内科	5,942	7,242	形成外科	678	3,412
化学療法内科	2,718	3,674	小児科	14,763	33,480
脳神経内科	9,043	9,060	小児外科	1,647	4,449
皮膚科	1,092	2,548	小児脳神経外科	2,345	1,336
放射線治療科 放射線診断科	-	7,913	小児心臓血管外科	407	837
外科	899	882	新生児科	11,464	2,345
消化器外科	11,243	8,244	リハビリテーション科	-	-
乳腺外科	493	2,380	精神科	-	27
整形外科	18,605	24,189	救急科	12,299	768
脳神経外科	4,218	3,840	歯科口腔外科	1,077	19,730
心臓血管外科	1,798	1,411	合計	167,128	258,072

5. 経営状況 (収益的收入・支出)

(単位：円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	19,053,121,269	19,621,995,378	21,998,480,462	22,722,654,249	21,987,002,266	20,656,502,291
支 出	20,811,573,067	22,209,821,032	22,291,361,121	22,528,152,809	22,679,226,624	23,911,623,109
差 引	△ 1,758,451,798	△ 2,587,825,654	△ 292,880,659	194,501,440	△ 692,224,358	△ 3,255,120,818
累積欠損金	6,820,643,344	9,408,468,998	9,701,349,657	9,506,848,217	10,199,072,575	13,454,193,393

※税抜により計算。

6. 附属看護専門学校

昭和62年4月1日に附属看護学校を移転し、これを機会に専門課程を定時制から全日制に課程変更し、定数増と併せて内容の充実を図りました。

平成30年4月 松戸市立総合医療センター附属看護専門学校に改称しました。

(1) 施設概要

- ・ 所在地 松戸市上本郷4182番地
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階塔屋1階建
- ・ 開設年月日 昭和62年4月1日
- ・ 延床面積 2,516.03㎡ ・ 敷地面積 1,379.70㎡

(2) 専門課程

看護師に必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、高等看護学院として開設しました。

昭和62年4月より全日制に課程変更し、定員も20名から40名としました。

開設 昭和48年9月 昭和53年4月改称 昭和62年4月課程変更

定員 120名（1学年定員40名）

入学資格 大学に入学する資格のある人

修学年数 3年

経費 受験料 10,000円 入学金 50,000円

授業料 月額15,000円（平成20年度入学者より）